Teifu Suganuma

History of Japanese Commerce

662p.

1 Vol

Yao Shinsuke

Tokyo

1902

including the trade with foreigners at Hirado

<u>Dai Nihon Shogyo Shi</u> <u>(Tsuketari Hirado Boyeki Shi</u>) (1 Vol.) By Teifu Suganuma, published by Yao Shinsuke, Tokyo, 1902. History of Japanese Commerce (including the trade with foreigners at Hirado).

訂正第三版

菅沼貞風著

大日本商業史 完

附 平戸貿易史

東京 八尾書店出版

於心

精通

於物

明治辛丑首夏
霞山人題

大日本商業史序

太上立徳其次立功其次立言是古人之所永歎而今人之所欲思也平戸菅沼貞風者意在立徳而先之以身矣

發意任立功而葬於呂宋蠻煙瘴霧中是皆可不悲乎然而意在立言則其所著大日本商業史炳乎存于今是不朽之文字讀者自

知之余嘗知負凡嬌々
烈士々風也若使負風
未死兮其立德于之
功重皆尤大且著有
使世人歎服者爲空言
獨遺哀哉今東亞協會

諸君惜其若是故請
公其書於世請序
也明乃序

副島種臣撰

大日本商業史序

東照公之執國命也最存心于海外貿易嘗俾人與書于隣邦曰邦國在四方也有金玉者或不足乎錦繡有粟米者或不足乎器皿若有餘而不散不足而

無聚民用不足而其貨亦腐惟坐而待腐不如通其有無各得其所矣此寔有見於經國之道也繼公而執國政者規模狹小不能皇張公之大志知西教之有害於國家而忽貿易之有益

於國家徒急于致域内小康遂終乎鎖四境攘海客者雖時勢之使然抑不亦遺憾乎王政維新氣運一變而四海一家五洲比隣萬邦競講富强之術於是乎貿易之道最爲急務平戸人

菅沼貞風有識之士也曾著商業史頗有志於此道航海入絕域未得伸其志不幸客死于異域今也乃無頃者朋友相謀將刋其遺著以公世來請之序余與貞風相識深悲其志業之不

遂又感其朋友之厚於情義遂
不辭爲之序

明治二十五年九月

隈山谷干城

將赴呂宋賦示諸友　　管沼貞風

北極之南南極北。地勢雄濶多島國。久抱遠交近攻謀。欲向何處展我力。大閤雄圖徒勢民。七郎奇計空賴人。功名別有必成術。當途何爲事逡巡。沖繩遙望濠洲路。靑螺點綴山無數。葬身元分鰐魚腹。埋骨豈期舊墳墓。君不見天下虎騰又龍蟠。小者常危大者安。不知誰能拓我地。變小爲大

危爲安」。又不見天公我委好版籍。多島海邊皆可略。不知孰能植我民。覗機察變取溟溟」。西土密雲近雨期。恰是蛟龍飛躍時。苟能一變攻守勢。眞韮之麻足以繫日本之旗」。

管沼貞風君像

菅沼貞風君傳

天下に大志を懐く者多し、之を成す所以の策を畫せる者尠し、之を成す所以の策を畫せる者多し、其策に先後終始の序ありて能く其兩端を叩き以て必成を期てゝす可き者は尠し、其兩端を叩きて以て必成を期てゝす可き者亦多し、之に居て疑はす、之を行ひて倦ます、其心汲々焉未た曾て一日も已ます、唯一以て之を貫く者に至りては世幾んと其人稀なり、而して其の之あるは我友菅沼貞風君に於て始めて之を見ることを得たり。

君は九州肥前の人なり、家世〻松浦侯に仕へて著る、父は量平君、母は佐々氏、慶應元年三月十日を以て平戸に生る、幼名を貞一郎と云ひ、長して名を貞風と改め字を伯狂と稱す、其心に謂らく不得中行之士與之

必也狂狷乎、狂者進取狷者有所不爲、然らは則ち狂狷なるものは中行に進むの階のみ、余や狂者なり、進取して以て中行に進まんなりと、名なるものは實の賓なり、君か畢生の志業一に此名字に盡く、嗚呼伯狂の狂寔に後人を興すに足るものあり。

蓋し一代の事業なるものは成るの日を待ちて始めて成るにあらす、其成るや必す遠く由來する所あり、君か志業に視なは其信然を知らんなり、君幼より學に志あり、其の鄉校に在るや精勵群に超え、又好みて國史野乘傳記を讀めり、惟ふに人をして感憤興起せしむるものは史傳より切なるは無し、況や純白清素赤にすへく黑にすへき少年の性靈に於てをや、君か異日慨然として修史の業を成し、圖南の志を興せしもの豈此間の修養に因する歟。

明治十三年松浦伯の諸公子平戸の鄉學に就くや、君撰れて其侍伴と爲

る、既にして伯は舊藩子弟の爲めに一學を興し名けて猶興書院と云ふ、君亦諸公子に隨ひて此校に入り、諸老先生に就きて益〻業を勉む、不幸にして家道豐ならす、越えて一年止む無く職を衙郡に奉し、晝は衙廨に上りて刀筆に從事し、夜は書院に歸りて經史を講誦す、而して窮困人を玉にし、不幸㠯媒を爲す、郡衙小吏の職偶〻君か志業を啓發するの端となれり。

明治十六年大藏省關稅局貿易沿革史編纂の擧あるに當り史料を長崎縣に徵す、縣乃ち平戸の古貿易港たるを以て北松浦郡衙をして之を蒐拾せしむ、君命せられて其任に當る、是に於てか博く舊記を捜り、旁ら遺跡に徵し、一書を成して之を上る、後終に「平戸古貿易志」の著あり、而して「大日本商業史」の著作亦茲に源因す、推して而して之を言はゝ君か經綸の志も實に此時に胚胎せしならん。

蓋し平戶は三世紀前の一大貿易港にして其遺史に溯求すれは當時葡西、英、蘭諸國との交市は以て大に我國富に資するものあり、其れをして中ころ廢絕せず以て今日に繼行せしめなは、我國の富力は豈今日に止まらんや、且つ其れ當時平戶貿易の形勢は獨り坐營の交市に止まらず、所謂朱印船なるものは年々此港を發して支那に之き、朝鮮に之き、呂宋に之き、安南に之き、暹羅に之き瓜哇に之き、印度に之き、進みては則ち西洋に之きたるものも亦尠少ならず、而して所謂八幡（バハン）の賊船も亦復た多くは此より出てゝ太平印度兩洋の間に橫行せり、此等の朱印船及ひ八幡船は、到る處の國土に於て地外法權を有して以て揚々其爲さんと欲する所を爲せり、其際た喜へは即ち藹然として貿易となり、怒れは則ち忽然として掠略と爲る、而して堂々たる諸王國、皆其の爲す所に任し、之を能く嬰むるもの無し、德川氏の二百餘年若し之に禁制を加へず

して以て自然の發達に任せしめは、旭章の旌旗は宇內各港に飜り、國運の隆盛今日の比に非さりしや必せり、君か平生慨歎せし所は實に此に在り、此心一發して對外の事業を復興せんと欲するの志と爲り、再發して「大日本商業史」の述作と爲り、終に三發して對外的事業の實行と爲りしのみ。

君の猶興書院に在るや、砥勵衆に越え、才學群を拔き、嶄然として夙に頭角を顯はせり、書院元と諸生拔擢の法あり、松浦伯君か奇才を喜ひ、明治十七年命して東京に遊學して其器を大成せしむ、是に於てか君益〻感奮する所あり、其東上紀行を見るに中に謂へるあり曰く、予自以而遊、然則其所以報之者未易遽言也と、君か卓として後年に樹立せしもの亦自から由る所あり。

此年九月帝國大學に入りて古典科に就く、爾來中村敬宇、嶋田篁村、秋月韋軒、三島中洲の諸老に從ひて學ひ益〻造詣する所あり、又其傍ら時々專修學校に至りて經濟の學を講す、而して修史の志たる未た嘗て一日も懷を離れす、大學に文庫あり、古今の書數萬卷を藏し校徒の閲覽に便す、君則ち日に庫中に入りて古書を讀む、三月忘肉味の思あり、同學皆笑ひて曰く、貞風の正科は登文庫、餘科は則ち臨講莚と、而して人多くは其志を知る者あらす。

君平生好みて詩を賦し文を屬す、然れとも大學に入りしより力を修史に專にし殆と之を顧す、是を以て同學と雖も其技を知る者尠なし、大學の例學生の卒業に際し各〻一篇の論文を徵して以て其學力を試む、之を稱して卒業論文と云ふ、君も亦斯に及んて一篇を呈す、題して「大日本商業史」と云ふ之を披けは、上は建國の初より下は德川氏鎖國の際に

至るまて古今數千年間海外各國と通商貿易の沿革を歴叙し、且つ其盛衰興亡の由る所を論斷す、其篇累卷三百五十萬言に渉る、引證の正確なる論斷の明快なる蓋し一世の大著述なり、是に於て衆始めて庫中の哲學を知り、一校擧けて驚歎せさるはなし。

明治廿一年の夏君か古典科を卒業して大學を出るや、其の卓拔なる卒業論文は君を先輩に紹介し、幾くもなくして職を商業學校に奉し、復た日本商業史の編纂に從事するに至れり、此時に當り君か對外の事業を興隆せんと欲するの念は勃如として抑止すへからさるものあり、其志一ト度海南諸邦の事情を探求し、貿易及ひ植民の業を立て以て同胞を喚醒せんと欲するに在り、君か同學の友齊藤坦藏氏深く君か志を感じ數百金を出して探求を助けんことを約す、是に於て君大に力を得、日夕黽勉して商業史中其の擔任せし部分を次第し了り、仍て其職を辭せ

んことを請ふ、校長君か才を惜み、且つ年壯經歷に乏しく暴憑の擧其の或は事を誤らんことを危み之を諭止するもの再三、而して君か志牢乎として奪ふへからさるを察し終に之を聽す、是れ實に明治二十二年三月なり。

君か多年の宿志僅かに一試の機會を得て其年四月將に東京を發し呂宋に赴かんとするに臨み、慨然として七古一篇を賦して別を諸友に留めて曰く、

北極之南南極北。地勢雄濶多嶋國。久抱遠交近攻謀。欲向何處展我力。」太閤雄圖徒勞民。七郎寄計空賴人。功名別有必成術。當途何爲事逡巡。」沖繩遙望濠州路。靑螺點綴山無數。葬身元分鰐魚腹。埋骨豈期舊墳墓。」君不見天下虎騰又龍蟠。小者常危大者安。不知誰能拓我地。變小爲大危爲安」

七郎謂原田孫七郎曾勸太閤圖呂宋者故云

又不見天公委我好版藉、多島海邊皆可略、不知孰能植我民、視機察變取溟漠」西土密雲近雨期、恰是蛟龍飛躍時。苟能一變攻守勢。眞菲之麻足以繋日本之旗。」

甲天下故云眞菲産麻

既にして君は眞菲に達し、客館に寓する凡そ五閲月、晝は則ち出てゝ地理を視、夜は則ち筆を抽さて之を記し、或は風俗を察し、或は土宜を究め、其間未た會て一日も怠ることあらす、漸くにして探求其概要を得依て將さに歸朝して大に畫圖するあらんとす、發程日あり、何ぞ圖らん葬身埋骨の句惡讖を爲し、一夜俄かに劇疾を得て終に起たす、夫の欝積磅礴の深慨を齎らして空しく南洋千里の客館に沒せんとは、實に是れ七月六日にして享年僅かに二十有五歳なり、訃音の一たひ本邦に達するや、朋友共に哭して骨肉を喪するか如し、後ち相議りて碑を其地に建つ、呂宋の島、賓莚の灣、府の西南を距る約そ一里許、四方空豁にして

極目際なきの原野の中、一丘の隆然として起るあり、之を眞梶岡となす、岡上柏樹深々として綠葉影暗く、其下一片の大理石に菅沼貞風墓と題するもの即ち是れ君か埋骨の處なり

嗚呼王公も終に死し、將相も亦終に死し、而して英雄も賢哲も亦終に死を免れす、死なるもの何んそ必しも悲むに足らんや、唯た有爲の資を負ひ曠世の志を懷き、靑年志を齎らして而して死せるもの太た悲む可きなり、世に有志の士の一世轗軻に終る者尠からす、余は竊かに其人の尙ほ志士の稱を荷ひて逝くを慶すること多し、又盛名の士の名其實に過き末路甚た振はさる者あり、余は屢〻其人の盛名の際たに死せさりしを惜むこと多し、今夫れ君か如きは實に志才相協ひ、以て爲すことある の士なり、而して早歲中折して業、名と與もに後世に施さす、其身後の功業としては僅かに一篇の「大日本商業史」を留むるのみ、是れ豈悲し

むへからすや。
顧ふに余は君か最後の友なり、明治廿一年の夏、余東京に在り、一日客の草堂を叩く者あり、其人を見れは年紀正さに廿四五、軀幹短小なりと雖も、筋力强健事に堪ゆるの體を具し、眼睛偏睨すと雖も、敢爲の氣象は勃々として眉宇の間に溢れ、明かに囊中頴脱の士なるを表出せり、客一揖して曰く僕は平戸の管沼貞風なる者なり、聞く足下對外の事に志ありと、僕も亦足下と所感を同くする者なり、故に敢て來り訪ふと、余來意を奇とし因て其意見か問ふ、君徐ろに說き起して曰く、國富を致すは貿易より善きは無く、國威を立つるは外交より先なるは無し、故に國富を致し兼て國威を立てんと欲せは、首として外交と貿易とを竝ひ進めさるへからす、此の兩つのものは平生相關して須臾も相離る可らす、世に內治論者なるものあり、國富を取るの以て貿易に待つあるを知り

意を貿易に致すと雖も、外交の交渉を畏懼するの甚しきを以て貿易も亦從て振はす、故に若し坐營の交市に終らされは或は鎖國の陋擧に墜つ、古人之を行ふ者あり、德川家康即ち是れなり、此の過誤豈に再ひすへけんや、今や交市の利稍や興ると雖も概ね坐營の貿易に止まれり、何そ以て言ふに足らんや、今日の計たるもの吾人海外に植民を樹て兼て進爲の貿易を開き、以て國富を致し外交を進むるの端を發するに在るのみ、此端一たひ開けは、假令家康餘流の徒國政を秉るあるも時世既に當年に異なり、世界の大勢は彼等退守の政略を許さす、之に動かされ之に促され、已むを得すして進爲の道に移らんのみ、(時に大隈伯外務大臣たり)、國歩艱難の今日に方りて吾人之か陳呉と爲り以て經世の先を爲す亦男兒の一快事ならすやと、議論風發言々肺腑より出つ、是に於て余益〻其言を奇とし、其人を偉とし、論難上下すること半日、窓外の日影漸

漸やく遲々なるを知らす、繼くに燭を以てせり、余か君と相知りて共に將來を期せしも亦實に此に始まれり、而して安んそ知らん訂交僅かに一年、此の得易からさる益友の終焉を身親ら目覩するの悲境に遭遇せんとは。

君の將さに呂宋に赴かんとするや、偶〻時疫に罹り一時殆んと危し、既にして漸く愈え一日又來り訪ふ、其顏色尙ほ頗る憔悴するものあり、余之を憂ひ二三周を期して神を近郊に養はんを勸む、君輙ち一頷して去る、去りて未た周日ならす復た歸り來りて曰く、此日惜むへきなり、放游逸樂余の耐ゆる所に非す、今や氣力已に舊に復す、請ふ先つ發して彼地に赴かんと、余强ひて止むる能はす、既にして後ること一月、余も亦眞菲に至り君と館を同して起居し、卓を共にして飮食す、而して余君か探求の事に從ふを觀るに兀々晝夜を止めす、余其健康を害はんこと

を恐れ屢〻以て言を爲せは、虚氣好意を謝して而して終に其行を悛むる能はす、後ち君か舊友に聞くに君か資質元と太た强健ならす、其嘗て屢〻病みて屢〻之を冐せしもの一再ならすと、其一往敢爲の意氣事に當る概ね此の如きものあり。

君か病て歿するの前夕、三四の同人と一室に會晤す、一人あり曰く、人生は蟪蛄の如く朝た夕を圖らす、彼の身後の計なき者は死して且つ葬る能はす、吾人須らく生命保險のことを豫考せさるへからすと、君忽ち側より曰く僕も亦歸朝せは必す速に約を生命保險會社に訂すへしと、其言眞摯切實深く身後を慮るものゝ如し、是に於て余大笑して曰く、男兒事を殊域に圖る靑山曠野豈我の好墓田に非すや、何爲れそ其れ局促として身後の計を爲すを用ひんと、君之に應して曰く寔に然り、吾儕已に身を以て海外の事業に許す、魚腹靑山豈撰ふ所ならん、唯た僕に二親

の春秋已に高さあり、而して舍弟尙は幼なり、僕にして一旦之に先たゝは、誰れか其營爲の苦を助くる者そ、僕の生命を保險せんと欲するものは豫め若干の資財を身後に止めて以て爺孃老後の需に供せんと欲するか爲めのみと、是に於てか余は深く君か用意の周到なると孝情の至渥なると企業決意の斷乎として死も亦顧みさるの志操に感したり、既にして各〻寢に就く、寢に就きしは正さに定鐘の音哀れを告くるの時なりき。

夜未た明けす余尙ほ髣髴として華胥に游へり、人あり忽然として余か寢室の扇を搥して曰く、請ふ起きよ、僕夜半より病むこと甚しと、驚起扇を啓けは君已に扇側に仆る、即ち急に人を四方に馳せ醫を延き藥を侑め看護頗る勉む、而して夜已に明け旭日海面を出るの頃は早や已に此の奇傑の士か瞑目に近さの時なりき、然れとも君の精神は死に際し

て毫も亂れす、徐ろに環坐の人を顧眄して好意を謝し、尙ほ且つ將來の企望を談す、既にして最後の期來る、君則ち目を瞪り余を呼ひて曰く、福本君何處に在る乎、僕は亦君を視る能はすと、此容を視、此語を聞き て余は悲傷胸に充ち飲泣言ふ能はす、因て進て余か手を與へ永訣の意を表す、此時君か雙眸已に明を失し口亦言ふ能はす、嗚呼英靈忽然として天に去れり、余れ聞く古より高人の死するや神識亂れすと、今ま君か幾多の悲憤と感慨とを齎せる末期の際に於て此嚴正と靜肅とを持して以て後事を談し友情を表するを視は、誰か之を異常の人物に非すと謂ふものあらんや。

余れ熟ら當今の士人を觀るに所謂大志ある者、多くは放漫にして恒業を勤めす、所謂勤業の人、概ね齷齪として大志あらす、二つの者を兼ぬる余れ君に於てか之を視る、君か如きは余か平生望みて得んと欲せし

益友の一人なり、君は之を郡衙に置き、之を大學に入れ、之を教官となし、之を探撿者として、在る所皆其業を勉め其事を擧けさるは無し、而して經綸の志は未た曾て瞬間も怠らさるなり、君の呂宋に航するや佛國郵船に乘す、中に二三士人の歐洲に赴く者あり、君に問ふに其職業を以てす、君應するに賈人を以てす、士人往々君を謾侮するの風あり、言語頗る傲る、而して君毫も之に抗するの態なし、既にして船香港に入るや、相拉りて其家を訪ふ、偶〻君を知る者の慇懃に迎へ接するものあり、士人始めて君の經歷を知り、遽然其容を改め倉皇として先つ辭し去れりと云ふ、男兒生れて二十四五、血氣正に剛盛の時、而して細心斯くの如きは又感賞するに餘りあり。

然れとも此細心は君か先天の素性にあらすして寧ろ後天の工夫に成りしを見る可きものあり、聞く君幼より氣を以て勝ち、居常高く自ら居

りて輕しゝ人に許さす、其郷に在るに方りてや動もすれは等儕を凌き、自ら信ずる所は長者にたも譲らす、事苟の其意に拂れは人の一毫も已に加ふるを肯せす、屢々人と評論し、往々にして拏攫するに至りしことあり、然れとも事終り意釋くれは脱然として塵芥も之を念頭に留めす、是を以て諸友畏れて而して敬し愛して而して重せり、君又平生酒を嗜む、一日郷の親睦會に臨むや、激飲痛酌して止ます、宴微して去るに及ひ、玉山路傍に頽れて自ら知らさるに至る、巳にして醒めて大に悔恨し慨然已を責めて曰く、惰夫事に任ずるに足らすと、是れより酒を斷ち一滴も口に上せさること年餘、後ち終に其度を失はすと、又其嘗て東京に出るや贄を秋月韋軒翁に執り其塾に入る、在ること久之くして塾中の儕輩君か强項剛愎に苦しみ屢々翁に訴へて止ます、遂に其門より逐はる、然れとも翁君か尋常の書生に非さるを見て尙ほ諄々として之を

訓ゆる所あり、是に於て君深く悟る所あるもの丶如し、君か年少剛强不屈の人と爲るを以て後來持身の謹巖と思慮の周密とを以てせしものは其間克己の工夫に成りしもの多かるへしと云ふ。

且つ余君の平生に視て深く感ずる所のものあり、君居常寡言淵默、衆人稠坐の中に在るも多くは語を發せず、然れとも談一ト たひ其平生の志業たる南洋の事に及へは忽然として談客となり、辯論風生、四坐爲めに驚かさるは無し、而して話頭一ト たひ轉ずれは水死風止、又復た寡默の人と爲る、此一事も亦以て君か人品の如何を察するに足れり、而して今や其人亡し。

日南狂夫曰く、平戶は西海の蕞爾たる一孤島のみ、而して近來人才を出すこと何そ其れ多きや、豈に其地形、コルス島の地中海に於けるか如く本陸より隔絕し、風濤時に湧起し、鯨鯢海に出沒し、往來常に舟楫に依

るか故に一片獨立の氣象と、邁往敢爲の膽力とは、う圍外國物たる地勢風土の養成する所と爲る乎、君は浦敬一君稻垣滿次郎君と相前後して此の孤島より出つ、余れ幸にして皆な得て之と交り、因て畧ぼ三子者の人と爲りを知る、今嘗試に君を取りて他の二君に比するに、其氣宇の磊塊なるは敬一君の獨出する所にして君或は之に及はす、其議論の雄大なるは滿次郎君の專長せる所にして、君或は之に如かす、然れとも其志操の堅確なる把持の牢拔なる、貧賤も移す能はす、富貴も淫する能はす、良平も欺く能はす、賁育も强ゆる能はさるの槪に至りては余心竊かに君を推さゝるを得す、嗚呼君か人と爲りや醇乎として崑山の璞玉の如く、君か志操や確乎として恒沙の金剛石の如し、而して璞玉未た光を放たすして先つ破碎し、金剛石沙を出てゝ復た忽ち形を失す、悲い哉、然れとも安そ、夫の一篇の「大日本商業史」は後の有爲の人を興起せし

め、一片眞楫岡上の石は亦後の感慨の士を泣涕憤慨せしめて、君か所謂「眞韮之痲足以繫日本之旗」の機會を成し、以て君か英靈を地下に慰藉するの時無きにあらさるを知らんや、而して深交余か如き者豈に其の間に任務無しとせんや。

明治二十五年九月

日南　福本　誠　謹識

ICI REPOSE

MONSIEUR SUÇANUMA SADAKAZE

DÉCÉDÉ

Á MANILA LE 6 JUILLET 1889

Á L'AGE DE 25 ANS

大日本肥前平戸

紀元二千五百四拾九年

菅沼貞風墓

明治廿二年七月六日歿

92

大日本商業史

「大日本商業史」出版の理由

「大日本商業史」は故人菅沼貞風氏の著す所、氏は夙に我國貿易事業の振はさるを慨嘆し、博く中外古今の群籍を渉獵し、上は大日本建國の初めより、下は德川氏開府の時に至るまて、古今數千年間に亘る我國外國との通商貿易の歷史を探討し、潛心多年、終に此著を留む、此書太古、上古、中古、近古に分ち、凡ろ事の外國通商に關するものは網羅して遺すなく、且つ其盛衰盈虧の由る所は一々之に論斷を加ふ、其志たる偏に往昔を温ねて來今に及ほし、大に我國の商業を振起せんと欲するに在りき、氏か半世の志業は注いて此一書に在りといふも不可なかるへし、故に此書は獨り我國の史學に益あるのみならす、亦大に國家外交理財の道に資するものあり、惜い哉氏は此書を著すの後ち、其所志を實行せんと欲して遠く南洋蠻姻の地に航し、終に不還の客となる、是を以て氏

か故舊親朋の外は斯かる良著の世にあるを知る者なし、本會深くこれを惜み、玆に豫め讀者に約して印行し、之を世に公にし、且つ之を後世に傳ふと云爾。

明治二十五年九月

東邦協會

大日本商業史

例言

一本史元と四紀に別ち、世代に由りて商業の變易を見せしむ、而も著者始より之か名稱を立てす、今ま太古、上古、中古、近古の四時代となす、若し單に其年曆と普通歷史の類別より之を視なは、上古必らすしも上古ならす、中古亦未た中古となさす、或は多少不倫の嫌なきに非ずと雖も、商業の變易は別に自から此四時代をなすものあり、故に玆に敢て此稱呼を附し以て讀者の概括に便す。

一著者嘗て云く此書は我國商業の起源より以て今日に至れは進步の形狀を研究するの目的に成れりと雖も、今ま脫稿する所のものは德川氏歐洲貿易の時代に止まり、鎖國の時代より以後は近代の歷史に係るを以て事の詳略大に異同あり、編纂の體亦自から異ならさるを得す、別に後編として之を論述するの最も適當なるを覺ゆ、請ふこれを異日に期せんと、而して天著者に年を假さす、終に其所志を全するを得さらしむ憾む可きなり。

一著者亦嘗て云此書は我國古代の歷史に就き、世人の最も注意せさりし商業の經歷を研究し、以て之を闡明するものなれは、往々にして讀者の疑を惹くものあらん、故に勉めて

其徵證を歷擧し、片言隻辭と雖も敢て忘想に出てさるを知らしむ、若し其れ行文蕪雜の責は固より辭せさる所なりと、著者の用意以て觀る可し。

一本史を印行するに臨み引用書目缺失して見えす、是に於て書中標記したる書名のみに就き、之を拾收して僅に別に引用書目を作る、思ふに著者か參考引用せし所のものは決して別記の書目のみに止まらさる可し、唯た此には之を揭けて以て著者か苦心の一端を示すのみ。

一本史の稿本誤寫多くして動もすれは魯魚焉馬相襲くものあり、今ま勉めて之を訂正したりと雖も、印行の期に逼り、之を急くか爲めに一々引用の原書と對照する能はす、隨て尙ほ多少の誤謬なきを保せす、異日再刊の時を待ちて更に檢校を加ふ可し。

一書中外國語を記するには片假名を用ゆ、其固有名辭に非さる外國語は「　」を以て之を別つ。

明治廿五年九月　　校者識

大日本商業史

引用書目

引用書目は其書の古今を問はす専ら本史に引用したる前後に從りて列記せり

古事記
日本記
古語拾遺
姓氏錄
萬葉集
神皇正統記
神代口訣
神代國都考
國號考
馭戎慨言
古事記傳

前漢書
後漢書
魏志
日本上古賣買起源
水鏡
東都事跡合考
金石[illegible]譜
和漢古今稀世錢譜
善隣國寶記
續日本記
文苑英華

八雲御抄
扶桑略記
古今和歌集
公卿補任
菅家傳記
日本記略
舊唐書
類聚國史
菅家文章
續日本後紀
三代實錄
類聚三代格
外記日記
帝王編年記

本朝文粹
皇朝類苑
百錬抄
小右記
法成寺攝政記
日本運上錄
宋史
朝鮮群載
玉海
正德院佛舍利略記
東鑑
高麗史
肥前國風土記
入唐略記

河海抄
撥雲餘興
續日木略紀
大日本貨幣史
日本古代通貨考
拾芥抄
本朝世紀
法曹至要抄
昆陽漫錄
江談抄
枕の草紙
大和物語
和名類聚鈔
色葉字類抄

今昔物語
五代帝王物語
關東評定傳
東國通鑑
元史
八幡愚童訓
北條九代記
眞源大照禪師行狀
太平記
武備志
閩書
明史
獻徵錄
圖書編

善隣國寶記
續善隣國寶記
異國往來畧譜
外蕃通書
海東諸國記
南海治亂記
閩語
南宮疏略
財政統宗
明實記
新覺寺年代記
五雜俎
庭訓往來
嬉遊笑覽

問屋沿革考
宇都保物語
日本風土記
日本西教史
糸亂記
堺鑑
本朝事蹟考
基利斯督實記
鐵砲薄
大曲記
日本歷史　英人デキソン著
日本歷史　獨人ケムプヘル著
耶蘇天誅記
長崎拾芥

長崎實錄
長崎夜話
長崎緣起略
長崎御用奇物識
長崎御用書物
長崎集
崎陽略緣記
長崎古今集覽
崎陽略記
長崎迺志
大村記
切支丹宗門來朝實錄
五月雨抄
松浦家藏書

地學協會報告
泉州志
和漢三才圖會
外交志略
兩朝平壤錄
支那日本宗敎史　英人グッビンス著
當代雜記
慶長年錄
慶長日記
慶長見聞錄
駿府記
異國日記
國師日記
南海文集

中山傳信錄
續弘簡錄
通航一覽
沖繩志
玉露叢
金城秘鑑
中古外交史 地學協會報告
歐南遣使考
暹羅國風土軍記
闢邪管見錄
西洋紀聞
日本の光輝
東京（トンキン）紀行 地學協會報告
武家盛衰記

諸家廢絶錄
外交志稿
深江記
薔陽錄
熊澤記
阿蘭陀流石火矢傳記
谷村友山覺書
宗門方舊記 松浦家文書
最敎寺緣起
鄭氏兵話
碎玉話
天地二圖贅說
ホルモサ島誌
琉球通信事略

計百八十四種

大日本商業史

目次

○卷三

○卷四

○卷五

近古の時代(歐洲貿易の時代)中

○卷六

近古の時代(歐洲貿易の時代)下　五一五

当時商業の形勢

以　上

大日本商業史卷一

菅沼貞風著

總論

日本には商業の歴史なし、其之を研究して稍や連絡を得せしむるものは、恐くは余が此大日本商業史を始とするならん、勢既に此の如くなれば、其完全なる結果を得んことを望むは、殆んど得べきにあらざること、諸君もまた之を諒す可し、

夫れ商業は農工各種の業に異なり、自ら物品を生産するものにあらずして、人の生産したる物品の交換を媒助し、生産者または消費者をして、其賣らんと欲するものは容易に之を最も高き市場に賣ることを得せしめ、其買はんと欲するものは容易に之を最も低き市場に買ふことを得せしめ、以て其生産の効驗を增加し、其勞費に對しては交換價格の差を受取りて自ら利益するものなり、蓋し人各其長ずる所を異にし、土地自然の產物また各不同あり、土地と人とをして各其最も長ずる所のものを生產して、其短なる所のものに於ては他の最も之に長ずる所のものゝ生產したるものと相交換するを得せしめば、其生產の効驗は實

に極めて大なるべし、然れども今、若し生產者は一物品を賣らんと欲する每に自ら消費者を探つて之を賣り、消費者は一物品を買はんと欲する每に自ら生產者を求めて之を買はざるを得ざるものならしめば、其勞費の夥しき交換の利益もまた充分に生產の効驗を增加せしむる能はざらん、然るにこゝに交換の媒助に專任するものありて二者の間に周旋し、每に各地物品の需要に注意し、最も供給多き所の物品を運搬して、他の最も需要多き所に分配するときは、生產者または消費者が自ら之を賣買するよりは、遙に多き利益を彼等に與ふるも、更に餘剩を得るの途を發見するは敢て難きにあらざるへし、この勞役に從事してこの餘剩を收得するものは即ち商業なり、

夫れ然り、故に商業の物たるや分業あり交通ありて而して後ち起る、上古の世、山に蹊隧なく澤に舟梁なく、人禽獸と居り蠢然として無智なりし時に當りてや、草根木實以て食ふに足り、獸皮鳥毛以て衣るに足り、木巢土穴以て居るに足り、擊壤皷腹以て其の心を樂ましむるに足る、苟も此の如くなれば商業何に因て而して起らん、人智發達し、欲望增進し、是等の生活は以て其滿足を補給するに足らざるに至れば、山には蹊隧を穿ち、澤には舟梁を通じ、採拾漁獵の社會は漸く進んで牧畜耕耘の時代となる、是に於てか財產の所有を生

じ、分業頓て始まり、交通頓て繁く、物品の交換行はれて商業の必要起る、其始や一部落一種族に過ぎざるのみ、然れども其交通分業にして漸く其區域を擴張するに至れば、商業もまた隨て擴張し、以て一國を組織するに至れば內國貿易となり、以て萬國に交通するに至れば外國貿易となる、而して苟も稱して開明の社會となるものに至つては、其商業は外國貿易を以て最も重要なりとせざるものなし、

外國貿易また二種あり、一を働掛の貿易と云ふ、一を受身の貿易と云ふ、我國今日の外國貿易は受身の貿易に屬するものにして、我彼に買はんと欲する所あるも坐して彼の來り賣るを待ち、我彼に賣らんと欲する所あるも坐して彼の來り買ふを待つ、是に於てか其買ふものは每に高く、其賣るものは每に低し、要するに彼のために其賣らんと欲する所のものを賣られ、其買はんと欲する所のものを買はるゝは、受身貿易の通患にして、抑も鎖國の餘習とや云はん、世人多く言ふ、日本は東洋商業の中心たるに適當なり、人口多く物產饒に、數多の良港其周圍を繞つて海運の便極めて富み、東に北米の合衆國あり、南は濠洲の植民地あり、西に支那あり、北に露領浦潮斯德ニコライスク等の地方あり、我國この中心に居つて頗る天然の形勝を占む、苟も能く東西に市糶し南北に販鬻して以て其商業を擴張せば、

小も亦た以て大に敵すべく、寡も亦た以て衆に勝つべしと、其語壯にして其意美し、然れども若し實に此の如き大望を達せんと欲せば、斷然働掛の貿易に從事し、我買はんと欲する所のものは自ら産地に就きて之を買ひ、我賣らんと欲する所のものは自ら販路を求めて之を賣り、且つ之を運搬するにも亦た自國の商船を用ゐ、更に一歩を進めては四隣諸國の間に周旋して其物品の交換を媒助し、低買高賣の間に仲買の利益を専占して、富源を版圖の外に開通するの勇氣を要すべし、夫の鎖國の餘習に汨沒して自ら知らざるものゝ如きは、豈與に語るに足らんや、我國人は鎖國の夢を見たり、然れども國を鎖して彊域の中に退歩するは果して日本國民の本色なるか、是余の諸君と與に我國商業の歴史に就て、其如何に之を證據立るかを見んと欲する所なり、

我國商業の歴史は散佚して徵するに足らざるもの多し、然れども徐ろに之を觀察する時は、必ずや其地形の恰も彼が如き事業に適すると與に、其國民の性格もまた頗る之に適し、其國民の歴史は寧ろ商業の歴史と與に興廢盛衰せることを見るならん、試に我國古代の歴史を取て之を見よ、伊弉諾尊伊弉冉尊の天浮橋に乘りて地を求め磤馭盧島を發見し、尋でまた瀨戸内の沿海を廻航して大八洲國を發見し、更に進んでは壹岐對馬より韓鄉島即ち今の

朝鮮半島に至りしことを記するにあらずや、是れ荒唐たる上古の傳說にして信を取るに足らざれとも、實に我國民の發達し來れる起源にして、抑も亦た我國航海貿易の濫觴なり、是よりして日本人種は漸く朝鮮半島に植民したりしが、是等植民の後裔が互に相爭鬪するに當りてや、我國よりは將軍を派遣し屢〻之を鎭撫したることありき、要するに日本人種が漸く朝鮮半島に蔓衍するに當りて、支那の人種もまた東方に遷徙せしより、遂に其地に相衝突して、始めて交通するに至りしは疑ふべからざる事實にして、漢武朝鮮を滅するや我國各地の豪族にして交を支那に通じたる者三十餘人の多きに及べり、既にして神功皇后の新羅を征服せらるゝや、魏の將司馬懿また恰も新羅の西にありて雄威を逞うしたる燕國を滅せしかば、我國の政府始めて使聘を支那に通じ、彼をして我の百濟、新羅、任那、加羅、秦韓、慕韓等の諸國を統轄するの權あることを承認せしめき、この間商業大に進步し、鐵を以て交換の媒助とするの發明あり、尋で銅又は銀を以て貨幣とするに至り、其交通貿易によりて大に支那の文物を輸入し、他日我國古來の族制政治を一變して、中央集權の一大政府を建設するの端緒を開けり、是れ我國商業の第一期にして、之を太古の時代と云ふ、推古天皇の御代に使を隋國に遣はしたるは、我國の外交が著しく進步したる一大段落にし

て、從來の倭國王は變じて日出處の天子となる、而して當時內政の陳腐は旣に其極度に達し、「國無二君、民無兩主」と云へる新思想は、大に族制の政治を非として、遂に中央集權の一大政府を組織するに至りしかば、人民の耳目は總て改新の光景に眩惑され、商權また政府の專占に歸したりき、この時に當りて新羅背反し、百濟高麗唐兵に滅されしかば、我國遂に朝鮮半島の屬國を失ひて、疆域の中に退守するに至る、然れども歷朝猶は遣唐使の擧あり、新羅なほ舊に仍りて朝貢し、高麗の遺民が組織したる渤海また使聘を通じて、この數國の間に於ける交通は漸く繁盛に赴かんとしたりしが、摸倣の律令は國法に適し難く、塗抹の文物は民力に勝へずして、遂に再び內政の腐敗を招き、堂々たる帝國僅に一介使臣の費を支ふると能はずして、遣唐使の擧まづ廢れ、尋て新羅渤海の使聘を停む、當時吳越の來つて合縱を求むるあるも、朝廷之に應ずる能はずして、また其使聘を却けたり、若し朝廷をして少しく雄偉の計畫あり、北渤海を連ね南吳越を結び、新羅を襲うて之を取り、以て唐の衰勢に乘せしめんか、我國は久しく疆域の中に退守するを要せざりしならん、然れども朝廷には毫も此の如き偉畧なく、吳越遂に宋に滅され、渤海亦契丹に亡さる、而して朝廷の式微なるや、宋我國に對して矧爾東夷之長と云へる書を贈るに至りしかども、猶は之を却くると能はざりき、

此間朝廷鴻臚館を京都難波及び太宰府に置き、以て商權を專占したりしかば、外國貿易は恰も官府職務の一部分となり、使聘の往來既に絕ねたる後、僅に太宰府にての交易ありしかども、是また內藏寮の屬官を交易唐物使として遣され、商權は依然として政府の專占に屬し、其文法の苛細なる、土人宋に往來して配流の刑に處せられ、官吏人を契丹に遣し貿易を經營して貶黜の罪に科せらるゝに至りしかば、其の商業は盡く受身の貿易となり廢頹實に極りぬ、況や當時政府が貨幣發行の制と沽價の法と濫用して貨物交換の原理に乖戾したるをや、然れども後深草天皇の御代米穀の輸出を禁じ、渡宋船の數を限られしが如きを見るに、我國民の活潑なるや、久しく此の如き境遇に安んずると能はずして、自ら範圍の外に逸出したるを知るべし、この時に當りて忽ち元寇の一役あり、壅滯全く決して商業の氣運大に起る、是れ我國商業の第二期にして、之を上古の時代即ち遣唐使幷に其廢止後の時代と云ふ龜山天皇の御代我國擊つて元寇を却けしは、商業の氣運が再び開豁の進路を取りし最快の機會なりき、この一勝の結果は我國人をして元の國力を測知して、寧ろ其與みし易きを知らしめたれば、商船の元に往くもの漸く多く、時に或は焚掠して歸るものあり、元の衰ふるや彼等は遂に其威を逞うし、彼國の亂民を嚮導として大に沿海を剽掠しければ、明興つ

てより太祖彼等が横行を怒り、我國にして若し之を禁せずんば必ず來侵すべしと聲言したれども、我國人の英氣に其膽を奪はれ、子孫に遺言して日本に交通せざらしむ、この時に當て國家の元氣大に振へり、是に於てか縱令室町の將軍政府が我國の王號を僭して明朝に臣事したるにせよ、國權の隆盛なるや恰も旭日の昇るが如く、支那の人をして日本不レ患ニ于古一者患ニ于今一、自ニ元世祖一以ニ八荒來王之威一而不レ能レ加ニ日本一、日本將ニ日肆一、天道然也、幸一海爲ニ之限一耳、國家之患曰ニ南倭北虜一と云ふに至らしめたり、海賊の彼國を侵畧するや、皆八幡の二字を記したる船旗を建てたれば、明人之を稱して「バハン」と云ひ、また南倭の寇と云ふ、彼等が航海の區域は未だ何處まで之を擴張したるやを知らざれども、當時既に安南、暹羅、呂宋、滿剌加の地方に及びしならん、この間京都は百戰の餘漸く廢頽に歸し、また昔日の觀なく、堺港獨り商業の隆盛を極めて、殆んど當時の戰亂に關係せざりしかば、我國商業の中心は京都より遷りて堺に歸し、博多また大宰府の廢絶せしによりて漸く衰へ、其貿易の幾分は分れて坊の津に歸したるものゝ如し、而して當時我國に流通せし貨幣は、多く支那錢または砂金板金にして、其支那錢は模型を得來りて我國にて之を鑄りしも多かりしと云ふ、然れどもこの時に當りて歐洲諸國の航路を東洋に開くものあり、從來東西に隔離したる別

乾坤は、今や變じて交通自由の新世界なり、我國人は其鋒芒を轉じて白皙人種と相競爭せざる可からざるの時機に逢ひぬ、是れ我國商業の第三期にして、之を中古の時代即ち海賊の時代と云ふ

後奈良天皇の御代より明正天皇の御代に至る殆ど百年の間は、歐洲貿易の創始せし時期にして、古來天然の地勢に限られて水路の交通未だ開けざりし東西の二洋は、今や始めて相交通し相貿易するに至りしは、實に商業世界の一大變遷なりと云ふべし、蓋し白皙人種にして東洋に日本あるを知りしは、ヴェニスの旅行者マルコポロが東洋旅行の談に始まる、マルコポロは後宇多天皇の御代より伏見天皇の御代頃まで亞細亞諸國に滯在せる人にして、嘗て元都に至り、カセー即ち支那の東に當りてジパン即ち日本と稱する一大島あり、其民膚色白皙、身躰强健、且つ風俗雅良にして自ら君を立てゝ政をなし、其强勇は天下に比ひなく、當時殆んど亞細亞の西部を併呑して餘威を歐羅巴に及ぼしたる元の軍兵すら、尙ほ且つ破りて之を卻けたりとのことを聞き、歸りてヴェニスに至り、又ゼノアに至りてこの事を談れりと云ふ、然れども其後空しく二百餘年を經たりしに、後土御門天皇の御代の頃、葡萄牙人ヴァスコ、ダ、ガマ喜望峯を發見したる以降、その商船は踵を接して印度洋に來り支那海に入り、

遂に印度を席卷し媽港を横奪して以て我國に迫りぬ、蓋し葡萄牙人の我國に來りしは、暹羅より支那に赴かんとしたるものゝ暴風に遭遇して鹿兒島の港に漂着せしに始まる、而して他の葡萄牙人また支那の海賊に導かれて種子島に來り、始めて鐵砲を我國に傳へしより、我國と歐洲諸國との貿易こゝに始めて其端を開き、坊津遂に貿易の市場となる、然れども其の貿易漸く盛んなるに及んでや、市場は移りて平戸港となり、横瀬福田長崎の三港また相續で開けたり、蓋し當時各地の領主は葡萄牙人と貿易を開きて各其臣民を利せんと欲し、其間自ら競爭を生じ、各人鋭意自己領内の港をして彼等が撰擇に適せしめんとを勉めしかば、彼等は到る處として優渥の欵待を受けざるはなく、其貿易の如きも充分の自由を得たりしに、爾來「カソリック」敎の侵入殊に甚しく、九州諸處の領主を奬慂して羅馬法皇に服從せしめ、長崎港を占領して寺領とするに至りしかば、漸く我國人に嫌惡され、豐太閤の海内を統一するや遂に我國より放逐さる、この時に當りて我國人は既に琉球を威服し、更に進んで呂宋を據有する所の西班牙人を威服せんと企てたり、若しこの計畫をして果して成功に至らしめば、我國商業の前途に一大進歩を與へたるべきは疑を容れざりしかども、大閤の壯志は既に宇内を併呑するの槪あり、朝に鷄林に游騁して馬に鴨綠江に飲ひ、夕に燕京

に馳突して鹿を中原に逐はんと欲しければ、また心を南溟寂寞未開の地に傾くる能はざりしにや、前後七載兵を無用の地に勞し、徒に國力を疲困して我國の彊域恢廣を加ふるとなかりしかば、國人漸く外國との交渉を厭ふの傾向を生じ、當時商業の形勢一變しぬ、

是に於てか我國の外交は務めて政略上の關係を避くるの方針を取り、進取の氣象少しく退縮せしが如しと雖も、當時氣運の旺盛なるや進取の鋒芒は轉じて商業の一途に歸し、朱印狀を與へて異國渡海の商船を保護すると同時に、海賊の出でゝ海南諸國を抄略するを檢束し、且西洋形船を造り、日本商船の航路を南米メキシコのアカプルコ港に開く等の事は、江戸將軍の政府に起され、夫邦國在四方、有金玉者或不足乎錦繡、有粟米者或不足乎器皿、若有餘而不散、不足而無聚、民用不足、其貨亦腐、唯坐而待腐、不如通其有無、各得其所矣と云へる商業上の思想は、支那通商の計畫となつて藏摩の領主をして琉球を經略せしむ、後陽成天皇の御代慶長九年より後水尾天皇の御代元和二年に至るまで、僅に十三年の間にして異國渡海の朱印狀を受けたる商船は、其數既に百九十七艘に及び、其往來する所の諸國は、高砂（今の臺灣）呂宋、信洲（呂宋の西）芠萊（即渤泥）摩陸（馬路古諸島）田彈（即番丹にして馬路古諸島の最西なるもの）安南、東京（安南の國都）交趾（東京に屬する安南の領地）廣南（安南の僭者に屬する地方）順化（廣南の一港）占城、柬埔寨、暹羅、太泥、摩利迦（滿剌加半島ならん）迦知安、密西耶、

毘那字島にして、其中西洋に航海せしものまた總べて二十二艘に及べり、商業の氣運此の如く盛なり、是に於てか東北の一領主また其大勢に感化され、幾蹈危機志未窮、欲征蕃國作奇功、圖南鵬翼何時奮、久待扶搖萬里風と打吟じて、日本より西班牙に達する商船の航路を開かんとを計畫するに至る、豈愉快なる氣運ならずや、而して是等商船の海南諸國に往來するや、到る處商業の競爭に打勝ち、殆んど東洋の市場を蹂躙せり、是に於てか海南の諸國は遂に其横行に堪ふる能はずして、我國の制札を請うて之を其國の市場に建て、以て僅に我國の商人を統治するを得たり、其此の如き制札を請ひし者の獨り東洋の諸國のみに止まらずして、媽港を領せる葡萄牙人、呂宋に據れる西班牙人亦た均しく然りしを見れば、當時我國の商人が豪邁勇壯なりしや知るべし、然れどもこの時に當りて「カソリック」教の侵入再び盛にして、彼等は我國の有力なる諸大名を結合し、金山奉行大久保石見守を主謀として、江戸の政府を顚覆せんと企てたれば、其隱謀の露顯するや大に我國人を驚かしめ、國家の元氣はまづ當局者より挫け、退守の勢遂に成りて、當時商業の形勢一變しぬ、

嘗て征韓の役あり、兵を無用の地に勞すること凡そ七載の長きに渉り、徒らに國力を疲困して寸壤尺土も之を得ることなかりしかば、國人既に外國の交渉を厭ひしに、今や「カソリ

ック」敎黨の陰謀によりて、國人また大に彼等が侵入を畏るゝに至りしを見れば、我國の前途には國を鎖して外交を拒絶するの外また何物もあらざりしことを知るべし、況んや此の時に當りて阿蘭陀英吉利の二國始めて貿易を我國に開き、葡西二國に競爭して頻りに「カソリック」敎の國家に害あることを說き、歐洲の王侯また之を其領內より放逐したる事を陳じて、我國をして彼等を拒絶せしめんことを務めしをや、是に於てか貿易の市場は平戶長崎の二港に限られ、葡西の二國大に貿易の自由を奪はれたり、且や此時に當りて我國商船の呂宋に往來するもの、私に「カソリック」敎の僧徒を送りて我國に侵入せしめたるは、頗る不良の結果を來し、朱印狀を受けたるものゝ外、また商船の海外に渡航するを許さゞるに至りき、然れども此の如く發達し來れる商業の氣運豈一朝にして變せんや、異國渡海の商船を制限されて海外の渡航漸く困難なるや、忽ち飛乘と云へる事を生出し、山田長政首として之を行へり、長政が暹羅に入りて其國難を靖んじ遂に逸比留國王に封ぜられしは、世人の能く知る所なり、當時又濱田彌兵衛あり、阿蘭陀人と臺灣の貿易を競爭し、遂に其甲比丹を捕へて歸る、蓋し當時呂宋、安南、暹羅等の諸國には其地に大なる日本町あり、我國の商人此に居留したる者數千人、商業の旺盛なりし以て見るべし、然れども是等海外居留の商人と異國渡海の商船

は、往々にして「カソリック」教の侵入を媒助しければ、彼の隱謀に驚かされし我國人は、遂に商船の異國渡海を禁じ、商人の海外居留を制し、島原の一揆以後はまた悉く「カソリック」教國を拒絶し、彼等が最も尊崇する十字架を足下に履みて、其「カソリック」教を奉ずるものにあらざるとを證明する支那人阿蘭陀人の外は、決して我國に來航するとを許さゞりき、此の間松倉重政が呂宋を奪略して「カソリック」教の來路を絶たんと企てたる計畫をして若し當日に行はれしめば、我國は遂に鎖國の必要を見ざりしならん、又平戸に生れし明人鄭成功が其國に歸りて、明室恢復の兵を擧け援を我國に請ふに當りて、若し兵を出して之を助けしめば、我國の健兒は縱令支那の四百餘州を押領して之を統治すると能はざりしにせよ、臺灣は招撫して而して封土に列せしむべく、臺灣既に我國に内附せば、縱令鎖國の令を布くも、遠洋の航海貿易は尙依然として存せしならん、惜いかな退守の勢既に成り、蕩々たる激流は之を遏絶するの路なく、當時商業の形勢は遂に三變して鎖國の時代となりしと、此の間我國商業の中心は堺より遷りて漸く大阪に歸し、外國貿易の中心また博多坊津の間を去りて、恰も地理上の便を占めたる平戸港に歸し、長崎の一港また格段の原因に依りて漸く繁榮に赴きしが、鎖國の後は平戸港廢して長崎港のみ外國貿易唯一の市場とはなりぬ、而して當時商

業の隆盛なるや大に貨幣整理の必要を生じ、慶長金並に寛永錢の鑄造あり、造船術の如きもまた大に進歩し、或は支那形を摸し或は西洋形を擬して之を改良製造したりしかば、其大なるものは長さ二十間、幅九間、二本又は三本の帆柱に數多の帆を掛けて自在に遠洋を航海し、海賊を防ぐべき備には右舷左舷に大砲を裝置し、檣頭又た檣斗ありて其上よりも敵艦を狙撃することを得たり、人若し之を信ならずとせば、山田長政が駿府なる淺間神社に寄附したる當時の商船の繪馬に見よ、而して是等の商船は常に天竺渡海船賃六百匁にて每往還三百餘人の乘客を搭載したりと云ふ、然れども其船體は忽ち鎖國の令に破壞され、帆柱は一本、底は平底にして、地廻の船にあらざれば之を造ることを得ざることゝなりしかば、此の如く進歩し來れる造船の術亦た遂に失はれぬ、是れ我國商業の第四期にして、之を近古の時代即ち歐洲貿易の時代と云ふ、

是れよりして後ち殆んど三百年間は、我國人が隱居して世界の交際を絕ちし時代なり、我國人が桃花源上に肥遯して春風に長睡せし時代なり、即ち鎖國の時代とす、此時代に當り我國の商業は內國に於て行はれたる狹小なる區域の外は、僅に長崎の一港に於て外國貿易の餘脈を繫げるのみ、然れども今日我國に行はるゝ所の內國貿易は盡く起源を此際に發し、た

り、故にこの際に發達し來りたる各種商業の形狀に就て逐一之を研究し、以て其沿革及び習慣を通覽する亦た必要の務なり、天若し我に猶數多の閑日月を與へば、余また敢て這般の形狀を網羅して、之を條分縷析するを辭せざるべしと雖も、唯だ余は未だ之を研究するの時間を有せざるを憾むのみ、若し夫れ此の日本國民の本色が決して國を鎖して彊域の中に退守するものにあらざることは、既に概論したる所の如く明驗確證歷々として見るを得べし、大閤云はずや、人生于世也、雖歷長生、古來不滿百年焉、欝々久居此乎と、余は諸君と共に此の固有なる日本國民の元氣を發揮して、富源を版圖の外に開通せんことを望む、人若し愛國敵愾の心は其國民の歷史を知るに生じて、其愛國敵愾の心こそ即ち働掛の貿易を經營するに於て最も必要なる精神なることを知らば、余が商業史の著を企つるも亦た無用の業にあらざるべし、

太古の時代

航海の源始幷に大八洲國の發見

商業は人類社會の發達と共に生出するものなれば、若し其起源を詳にせんと欲せば、社會發達の形跡に論及せざるへからざると亦必然の勢なり、然れども社會の生存發達するや、また恰も一箇人の生存發達するが如し、人既に自ら其幼稚の經歷を悉く記臆する能はざれば、社會も亦た悉く之を記臆せざるべし、故に其漸く蒙昧の時期を離るゝや、僅に當初の狀態を記臆して之を傳說に留め、轉じてまた之を載籍に留むるものあり、而して其留むる所のものは縱令多少の謬妄の錯出するにせよ、皆彼が單純なる思想に銘し來れる外界の感觸に外ならざるを以て、徐に其談ずる所を聽くときは、また一條の眞相ありて其間に存じ、顯赫掩ふ可からざるものを見出すならん、今我國最古の傳說を筆記せしものに就て之を察するに、我國民の祖先にして始めて事業を後世に傳へし者は、伊弉諾尊伊弉冉尊となす、二尊既に事業を傳ふ、然れば則ち其以前猶數世の人類が眞に孑居獨存せし時代あるべし、世人或は生民の原始を以て最初より食物不足し萬物の人を害するもの其側を圍繞したる中心に墮落し來れるが如くに論ずれども、苟も宇內生物の有樣を通覽して、凡ろ或る生

物が或る場處に發生するには、必ず其物の生活に必要なる物質の其物を圍繞し居るとの欠くべからざるやを知らば、また以て生民の源始も之と同一ならざるべからざるを知らん、今や我國の人種が或る場處に發生するに當りても、其生活に必要なる物質の彼等を圍繞し居りしものなりとすれば、彼等が著しく繁殖したるべきは必然にして、其繁殖は既に食物の支へ得べき最高點に達し、遂に翻つて生計の困難を生ずるに至りしこと明白なり、是に於てか彼等は遂に種族の分散を始めたり、この分散の談もまた數多の謬妄を傳へたりと雖も、今其最も眞相に近きものを取りて之を連續せしむるときは、於是天神諸命以詔、伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用弊流之國、賜天沼矛而言賜也、故二柱神（○古事記）立於天浮橋之上共計曰、底下豈無國歟、（○日本紀）投戈求地（○日本紀一書）是獲滄溟、（○日本紀）二神立于天霧之中曰、吾欲得國、（○日本紀一書）有物若浮膏、其中蓋有國乎、（○日本紀一書）指下其沼矛以畫者、鹽許袁呂設袁呂邇畫鳴而、（○古事記）得磤馭盧島、則拔矛而喜之曰、善乎國之在矣、（○日本紀一書）となる、其所謂漂へる國とは則ち食物不足して人民漂泊せるを云ふなるべし、而して其所謂天浮橋は名によりて之を思ふに、浮きたる橋なること疑なし、幼稚なる人間の思想が漸く發達し來れる順序として、最初は細流を渡るに大なる木幹の稍々平面なるものを架して彼岸に達せしも

の、一進して大川を横ぎりて彼岸に達せことを思ふ、是に於てか水中に浮べて所思を成す所の橋の用生ず、所謂浮橋は即ち是ならん、蓋し二尊が大任を負ひ浮橋の上に乘り、瓊矛を水棹として國を尋ね玉ふや、渺茫たる雲煙の間僅に一の島嶼を認め、乃ち其處に渡らんと欲して瓊矛を振ひて潮流を畫鳴らし、遂に磤馭盧島を發見し玉へり、磤馭盧島は淡路島の西北隅なる小島にして、淡島其他の諸小島と與に備前國に連れりとぞ、

〔古事記傳〕　於能碁呂島（磤馭盧島）の在處は、高津宮（仁徳天皇）の段に、坐淡道島、遙望歌曰、淤志弖流夜、那爾波能佐岐用、伊傳多知弖、和賀久邇美禮波、阿波志摩、於能碁呂志摩、阿遲摩佐能志麻母美由、乃自其島傳而幸行吉備國とあり、淡島の並と聞えたり、私記に今現在淡路島西南角小島是也、俗猶存其名也と云ひ、神代口訣には在淡路西北隅小島と云へり、西北西南いづれか實ならん、荒木田𨛗形云く、おのれさきに西國にまかりしとき、そのころ島のあたりを經行たり、淡路の津名郡石屋神社の東の小島なりと云へり、

二尊が住み玉ひし高天原及び浮橋に乘りて降り玉ひし河流に至りては、未だ其何處なるやを明言せしものあらずと雖も、高天原に於て有名なりし天香山の固有名詞が、大和國十市郡香山村に現存することを想へば、高天原は即ち大和國ならん、

〔古事記傳〕　天香山は神名式に大和國十市郡天香山坐櫛眞命神社、神武紀に香山此云介遇夜麼（クヤマ）とあり、伊豫國風土記に倭在天加具山、尙はこの山をよめる歌は萬葉にも後世にも最と多し、山の南の麓に今香山村と云もあり、土人は山をも村をも淸みて呼ぶなり、

余嘗て北海道なる蝦夷民族が生計の有樣を聞くに、彼等の住所は概ね大川の水源に據り、其地勢の廣濶なる處に集まり、年中其川より鮭なり鱒なり「ウゴヒ」なり「イト魚」なり、皆其季節に隨て溯るものを、一鄕の土人等同心協力して之を捕へ之を製し、更に其酋長即乙名なるものゝ指揮を受けて、鰥寡孤獨に至るまで一樣に之を配分せり、是れ彼等一般の習慣にして、彼等は又丸木舟を以て常に是等の川を上下すと云ふ、今や大和國の地形を見るに、靑山其國を四周し、中央には平坦數里の曠野あり、國中數多の河流は皆其地に湊合して、大和川の一大流をなし、西に注いで河内を經、遂に攝津に至りて難波津に入る、（大和川は新古の兩流あり、堺に達するものは新流にして、難波に入るものは古流なり）海口より大和の國境に至るの間は僅に四五里に過ぎずして、舟楫の其上流に通ずるものは凡三十里に達すべし、然らば則大和國の漁獵を業としたる太古人種に適したるは必然にして、二尊が丸木舟の一層粗なる天浮橋に立ちて、降り給ひし河流は則大和川なるべし、神武天皇日向に坐して東征を企給へるときの言に曰く、東有美地、靑山四周、其

中亦有乗天磐船而飛降者、厥飛降者謂是饒速日歟と、見るべしこの河流は神代の末より人皇の始に接して、毎に二尊の苗裔の天浮橋の進化せる天磐船に乗りて、高天原と豐葦原との間を昇降するの路なりしことを、當時天香山と與に高天原に著名なりし天安河また焉んぞこの河にあらざりしを知らんや、

二尊既に天瓊矛と天浮橋とを用ゐて大和川を降り、遂に磤馭盧島に着給ひし後は、如何なる事業をかなし玉へるやを察するに、既に生國竟、更生神〇古事記とありて、二尊は始めて舟楫の用を發明して航路を各地に開き、以て高天原に充溢せし人口を分散せしめ、地を拓き民を植するの業を起し玉へりと知らる、二尊既にこの事業を成し玉ふや、磤馭盧島を中心として、まづ其海面の平穏なる瀬戸内に瀕する諸國を回航し、航海の漸く熟するに及んで、遂には下の關の海峽を出で、北國及び隱岐佐渡の諸島を發見し玉ひしかば、以磤馭盧島為胞、生淡路洲、次大日本豐秋津洲、次伊豫二名洲、次筑紫洲、次吉備子洲、次雙生隱岐洲與佐渡洲、次越洲、〇日本紀一書由是始起大八洲國之號焉、〇日本紀とは云ふなり、大八洲國に算入すべき國名及び其發見の順序に至りては、諸説紛々たりと雖もこの説最も理に合へり、即對馬島、壹岐島、及處々小島、皆是潮沫凝成者矣、〇日本紀と云へるによるに、この島々もまた其頃の發見なりし

にや、夫既に舊來居住せし塲處より分散して、是等各地方に移住するものありしとすれば、舊來居住せし塲處と新に移住せし塲處とに於ては、百般の形狀に於て大に便否の差ありしは必然にして、舊來居住せし塲處は人生に必要なる形狀の既に具備したる樂土にして、且つ高燥なる地なりしかば、之を天に比して高天原と稱し、新に移住せし塲處は海邊より之を望めば皆葦原なりしかば之を豐葦原とは稱せしか、

〔神代國都考〕高天原、舊說に三義ありと云ふ非なり、天の原は蒼天を云の詞にして高天原は神都を云ふなり、高は稱美の詞、都の土地の平原なるを蒼天の高に比して名けたる詞なり、

〔國號考〕葦原中國とは、もと天つ神代に高天原より加へたる號にして、いと〳〵上つ代には四面の海べたはこと〴〵く葦原にて、其中に國處は在て、蘆原の如くなる中に國は見えたる故に、高天原よりかくは名けたるなり、

かく形狀の異れる新舊兩地間にありては、早晩其種族の區別を生ずるは亦必然の勢にして、高天原の民族は之を天神と云ひ、豐葦原の民族は之を國神と云へり、是れ即人口の分散に伴うたる航海發達の結果にして、我國歷史の起源なり、試に看よ昔し歐洲諸國の文明

に進歩せるや、其地形の之をして然らしめたるもの實に多く、彼の希臘人が大に航海の術に長じ四方に植民せしが如きも、亦希臘半島の平穩なる地中海に瀕して、其海岸に入江多く、其近海に無數の島嶼あり、國中河流の平穩なるもの亦頗る少からざりしが故なるを、我國航海の源始は恰も之と其狀を同うするものにして、瀬戸內は即小地中海なり、神武天皇紀に云ふ、昔伊弉諾尊目二此國一曰日本者浦安國〇日本紀と、この一言は以て我國航海の進歩せし原因を說明するに足る、東西兩洋の相隔たるや此の如く遠し、而して人類進歩の形跡は自ら同一の軌轍を經過したり、豈に眞理の微妙なるを嘆ぜざるを得んや、

人或は天神國神との同人種に非ざるを言ふ者あり、然れども耕耘の業を發明せし者は國神大宜津姬命にして、其之を汚穢なりとして妨害せしものは天神素戔嗚尊なるを見よ、又異人種の如く信ぜられたる隼人民族は、天神彦火々出見尊の兄なる火酢芹命の後なると、於是兄知二弟有一神德一、遂以伏二事其弟一、是以火酢芹命苗裔諸隼人等、至レ今不レ離二天皇宮墻之傍一、〇日本紀一書とあるにても明白なるを、已に隼人の天神の後なるを知らば、亦何ぞ蝦夷の然らざるを疑はん、已に素戔嗚尊の耕耘の業を忌みしを知らば、亦何ぞ豐葦原民族が同じく天神の後にして、漁獵社會に生活せるを怪まん、獨り怪む論者は何が故に二尊が大和國なる天香

山の邊に沿へる大和川を降りて、遂に淡路島西北隅なる磤馭盧島を發見し、更に瀨戶內を回航して大八洲國を發見したる眞歷史を看過して、强ゐて天孫を以て海外より移住せし人なりとはする、余は未だ全世界の各人種が其祖先を與にせざるべからざる理由あることを發見する能はざるとともに、彼の獨人ケムプヘルが日本人種はバビロン人より來れるものにして、古昔「バベル」塔を築ぐの際、其塔下に於て言語の侏離を生ぜし後、塔下を去りたる一部は、間も無く印度及び支那を通過して、日本多島海に最近なる大陸の極端高麗に達し、終に其海峽を渡りて永居の地を日本にトしたりと云へるが如き、小說的の臆想を認識すること能はざるなり、

朝鮮半島の殖民

我國の航海既に瀨戶內に發達し、北は隱岐佐渡の諸島に航し、西は壹岐對馬の諸島に航するに當りてや、朝鮮半島の東端は其對馬と相隔たること、猶對馬の壹岐と相隔たるに異ならざるがごとくなりしかば、又彼地に往來して其海岸に植民せり、最初我國に繁殖したる人民がこの植民を企てたる原因は、亦生活の方法に窮して種族の分散を要せしによる、蓋し諸冉の二尊が淡路島を中心として既に瀨戶內を回航し、國土を發見して神人を配布せらる

るや、御子天照大御神をして高天原に歸りて、其地に居殘れる人民を治めしめられたること、二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、固當早送于天、(即高天原)授以天上之事、(即高天原の政)故以天柱擧於天上、(○日本紀)とあるにて之を知るべし、而して天照大御神の高天原に歸り給ひし後は、如何なる事業をかなし給へると云ふに、既而天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而已降到于保食神許、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山則毛麁毛柔亦自口出、夫品物悉備貯之百机而饗之、是時月夜見尊忿然作色曰、穢矣鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎、迺抜劍擊殺、然後復命具言其事、時天照大神怒甚之曰、汝是惡神、不須相見、乃與月夜見尊一日一夜隔離而住、是後天照大神復遣天熊人往看之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、顱上生粟、眉上生蠒、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆、天熊人悉取持去而奉進之、于時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、又因定天邑君、即以其稻種始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫々然甚快也、又口裏含蠒便得抽絲、自此始有養蠶之道焉、(○日本紀一書)とありて、豐葦原に於て耕耘牧畜の業を發明せる者ありたるを、高天原に採用されしぞ最も著しき事業なる、一說には爾大氣都比賣神、自

鼻口及尻、種々味物取出而、種々作具而進時、速須佐之男命立伺其態、爲穢汚而奉進、乃殺其大宜津比賣神、故所殺神於身生物者、於頭生蠶、於二目生稻種、於二耳生粟、於鼻生小豆、於陰生麥、於尻生大豆、故是神產巢日御祖命令取茲成種。○古事記 とありて、其傳少しく異なれども、當時耕耘の業を發明するものありしこと、其業の未だ一般に行はれざるに當りて、勇猛なる諸神は往々にして其業を汚穢なりとなせしことゝに至りては同一なり、

然れども社會の大勢既に耕耘の業を必要とするに至りては、亦た是等諸神の其業を妨害するを許さゞりければ、其業を汚穢なりとする諸神等は、遂に大勢に驅逐されて、或は蝦夷の民族となり、或は隼人の民族となりぬ、當時素戔嗚尊は即其業を汚穢なりとせる一人にして、遠く韓鄕島に移り、遂に其地を以て子孫永世御すべきの國となして、爰に植民せられたり、ろは是後日神之田有三處焉、號曰天安田、天平田、天邑幷田、是皆良田、雖經霖旱無所損傷、其素戔嗚尊之田、亦有三處、號曰天樴田、天川依田、天川口鋭田、此皆磽地、雨則流之、旱則焦之、故素戔嗚尊妬害姉田、春則廢渠槽、及埋溝、毀畔、又重播種子、秋則挿籤、伏馬、凡此惡事曾無息時、雖然日神不慍、恒以平恕相容焉、(中略)既而諸神嘖素戔嗚尊曰、汝所行甚無賴、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降矣。○日本紀一書 と云へると、素戔嗚尊

曰、韓鄕之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶(鄕卽)者未是佳也、乃拔鬚髯散之卽成杉、又拔散胸毛是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫲樟、此兩樹者、可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、柀可以爲顯見蒼生奧津棄戸將臥之具、〇日本紀 と云へることにて知るべし、この韓鄕島は蓋し加羅にして、其一は後に任那ともなりしものなり、或說には素戔嗚尊所行無狀、故諸神科以千座置戸而遂逐之、此時素戔嗚尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡、到出雲國簸川上所在鳥上峯、〇日本紀一書 と云へり、然れども他の諸說によるときは素戔嗚尊はまづ出雲國に到り、夫より韓地に赴かれしものなること疑なし、蓋し素戔嗚尊の韓地に航せられしは、我國人の海外に航したる始なれば、其後總べて西方の諸國を稱して「カラ」と呼ぶには至りしならん、且や素戔嗚尊の嘗て彼地に往き給へるより後、數世にして彼處に綿津見神と云へる族長あり、宮室を構へ船舶を有し、嘗て彥火々出見尊に其女を獻りて皇后となせしことを思へば、素戔嗚尊は蓋し綿津見神の祖にして、其地に住居し玉ひしを知るべし、

此の如く高天原に在りては、耕耘の新事業を起し、一時生活の資を支へたれども、當時人力を省減して生產を增加すべき諸種の方法、尙ほ未だ發明せられざりし故にや、耕耘の擴

張は以て人口の增加に伴ふ能はずして、再び種族の分散を要じ、天孫瓊々杵尊遂に大御神の詔を奉じ、其臣民を率ゐて豊葦原に降り給ひき、然れども當時航海の術尚は未だ完全ならざりければ、天孫が乘給ひし天浮橋は、瀬戸内を流れて速吸の海峽を出で、遂に日向國に着けり、天孫既に日向國に着き、橇に乘りて浮渚に上陸し、諸處を巡行し玉ひしかども、この地は住民稀少にして笠狹埼と云へる處に至りて僅に土民に逢ひ玉へりと云ふ、

〔古事記傳〕 於天浮橋宇岐士摩理蘇理多々斯弖〇古事記 此處紀には既而皇孫遊行之狀也者、則自槵日二上天浮橋、立於浮渚在平處、立於浮渚在平處、此云羽企爾磨梨陀毘羅而陀々志 而膂宍之空國自頓丘覓國行去、到於吾田長屋笠狹之埼矣、其地有一人、自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶以不、對曰、此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住とあり、宇岐士摩理は浮渚在と同じければ浮洲有りと聞えたるに、蘇理と云へることとかの平處とさらに似ずしていかなることとも解がたし、師本には天浮橋と訓て蘇理の傍に橇の字を注されたり、其說は聞かざれども、橇は史記の禹本紀に泥行乘橇と見え、堀川院後百首に忠房「初御雪降りにけらしなあらち山越の旅人蘇理に乘るまで」とよめる物なり、宇岐士摩は地の堅まらずして浮て泥の如くなる處なる故に、此物に乘て行去賜ふなり、多々斯弖は、萬葉三に和豆香山御輿立之而な

どおる竝しに同じく、檣に乗りて發し行く意なり、かゝれば此師の考面白くして、此處の凡てのさまも聞えたるが如し、さて膂宍之空國は、神代口訣に、膂宍之空國、荒芒之地、仲哀紀曰、熊襲國者膂之空國也、膂脊也無肉、以譬不穀之地と云ひ、纂疏に空國則不毛之地とあり、これらの意なり、

かく人煙の稀少なる地なりしかば、耕耘の業に從ふは寧ろ漁獵の業を務むるの勞費少くして多きに若かざりし故に、天孫は其高天原を辭するに當りてや、宜以吾高天原所得齋庭之穗（是稻種也）亦當御於吾兒矣（○古語拾遺）とて、大御神より稻種を賜ひしかども、猶漁獵をぞ業とし給ひける、彼の彦火々出見尊が其兄火酢芹命と各海山の幸(サチ)を換へたるによりて遂に紛議を起し、彦火々出見尊は逃れて海原に入り玉ひしが如きを以て之を證すべし、

〔古事記〕　故火照命（即火酢芹）者爲海佐知毘古(ウミサチビコ)而取鰭廣物鰭狹物、火遠理命（即彦火々出見尊）者爲山(ヤマ)佐知毘古(サチビコ)而取毛麤物毛柔物、爾火遠理命謂其兄火照命、各相易佐知(サチ)欲用、三度雖乞不許、然遂纔得相易、爾火遠理命以海佐知釣魚、都不得一魚、亦其鉤失海、於是其兄火照命乞其鉤曰、山佐知母己之佐知佐知、海佐知母己之佐知佐知、今各謂返佐知之時、其弟火遠理命答曰、汝鉤者、釣魚不得一魚、遂失海、然其兄强乞徵、故其弟破御佩之十拳劔、作五百鉤、

雖償不取、亦作一千鉤雖償不受云、猶欲得其正本鉤、於是其弟泣患居海邊之時、鹽椎神來問曰、何處空津日高之泣患所由、答言、我與兄易鉤失其鉤、是乞其鉤故雖償多鉤不受云、猶欲得其本鉤、故泣患之、爾鹽椎神云、我爲汝命作善議、即造无間勝間之小船、載其船以教曰、我押流其船者、差暫往將有味御路、乃乘其道往者如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮也、

然れども當時猶ほ漁獵を以て生計の方法となし玉ひしかば、遂に再び食物の缺乏を來し、又この地を分散することとなりて、彦火々出見尊の孫なる稻飯命は妣國なる海原に入り、御毛沼命は何處ともなき常世國に往き給ひぬ、ろは是天津日高彦波限建鵜茅草葺不合命娶其姨玉依毘賣命、生御子名五瀨命、次稻氷命、次御毛沼命、次若御毛沼命、亦名神倭伊波禮毘古命、故御毛沼命者跳波穗渡坐于常世國、稻氷命者爲妣國而入坐海原也〇古事記と云へるにて知るべし、彦火々出見尊が海原に入り玉ひしとき、綿津見神の女豐玉姫を娶りて皇后となし玉ひしより、其子彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊もまた其姨玉依姫を娶りて皇后となし玉ひしかば、我國よりは海原を稱して妣國即御母の國とは云へり、新撰姓氏錄に、新良貴、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命之後也、是於新良國即爲國王、稻飯命出於新羅國王者祖（左京皇別）と云へ

るによるに、當時所謂海原は即彼の韓鄕島にして、猶ほ高天原の大和國なるが如きか、この地は素戔嗚尊の植民し玉ひし處なれば、稻飯命はまた其傍に植民して、更に新羅の一國を開かれしなるべし、而して我國より朝鮮の半島に植民したる事を證するに足るものは、神皇正統記に、むかし日本は三韓と同種なりと云へることありし、かの書を桓武天皇の御代に燒すてられしなり、天地ひらけてのち素戔嗚尊韓の地にいたり給ひきなどいふことあれば、かれ等の國々も神の苗裔ならんことあながちくるしみなきにやと云へるあるのみ、然れども今に至りて朝鮮の語脉は全く我國の語脉に同じく、譬へば國語にて「スミ、モテコヨ」と云ふことを、朝鮮語にては「スツ、カチヨヲーナラー」と云ふ「スツ」は炭にして、「カチヨヲーナラー」は持て來よと云ふことなれば、即ち動詞を下に置き名詞を上に据ゆるものにして、語脉の外名詞動詞等の中にも、また或は我國の語と同一なるものあるを見れば、この說たるや既に充分の證跡を有するものと云ふべし、蓋し朝鮮固有の言語は多く支那語に感化され、其存するもの幾もなしと雖も、其存するものゝ中に就て猶我國語に相類似するものゝ例を擧ぐれは左の如し、

國語　　朝鮮語

ス　　　ニ　　　即ちナ行の通音、

アサ(朝)　　アチヤ　　即ちアサの拗音、若しくばおしたの第一第二段の通韻、

ヒトリ(獨)　オイトリ　即ちヒの延びたる拗音、

エム(笑)　　ウヽム　　即ちヤ行の通音にして延びたるもの、

ウルム(泣)　ウルム

カマ(釜)　　カマ

カサ(笠)　　カシ　　即ちサ行の通音、

クルシム(苦)コロイム　即ちカ行ラ行の通音幷に第二の通韻、

クマ(熊)　　コム　　即ちカ行マ行の通音、

コホリ(郡)　コフル　即ちハ行ラ行の通音、

ムラ(村)　　モウル　即ちムの延びたる及びラ行の通音、

ヌルヌル(緩)ヌリヌリ　即ちラ行の通音、

而して滿州地方も亦全くかゝる語脈なりと云へは、御毛沼命が渡坐したる常世國は即ち滿州地方にはあらざりしか、古の高麗は今の朝鮮の北より滿州の東に接したる地なれば、

九州の西邊よりは漂ひ往くまじきにもあらざるべし、高麗の父老は自ら古之亡人と云へりしこと魏志に見ゆるは是亦た深く考ふべきにや、

是に於てか我國よりは既に二回の植民を朝鮮の半島に爲したりき、其地後には數多の王國を生じ、其中に加羅と稱する國ありて、遂に分れて任那國ともなりぬ、この加羅は即ち韓郷島にして素戔嗚尊が嫡流の國ならん、然れども是等の國は皆稻飯命に服從したればにや、當時新羅は一に辰國と稱して三韓の全權を握りしものゝ如し、後漢書に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓、皆古之辰國也、馬韓最大、共立其種爲辰王、都目支國盡王三韓之地、其諸國王先皆是馬韓種人焉と云へる是なり、崇神天皇の御代新羅任那の二國相紛爭し來りて鎭撫を乞ひしがば、始めて我國より將軍を派遣されしより、韓地漸く內國に統一するの端緒を開けり、姓氏錄吉田連の條に、昔磯城瑞籬宮御宇御間城入彥天皇御代、任那國奏曰、臣國東北有三己汶地、々方三百里、土地人民亦富饒、與新羅相爭、彼此不能攝治、兵戈相尋、民不聊生、臣請令將軍令治此地、即爲貴國之部也、天皇大悅、勅群卿、令奏應遣之人、卿等奏曰、彥國葺命孫、鹽乘津彥命、頭上有贅、三岐如松樹、因號松樹君、其長五尺、力過衆人、性亦勇悍也、天皇令鹽乘津彥命遣、奉勅而鎭守、彼俗稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏と

云へるは、是任那に日本府を置きし事の始なるべし、鹽乘津彦命が彼地に往て如何なる功業を成せしやは詳かならざれども、是等の諸國が互に相攻伐せし際、支那人種は大に東方に遷徙しければ、勢之を支ふる能はずして大に困難を來せしは、疑ふべからざる事實にして、垂仁天皇の御代三年正月、新羅王子天日槍來歸焉〇日本紀と云へるも、また曩きに新羅に入りて國王となりし稻飯命の後が、遂に支那人種に迫られて我國には歸り來りけん、要ずるにこの頃に當りて支那の人種が東遷の勢極めて盛なりしかば、我國の植民等は其力敵する能はずして、漸く海を渡りて歸り來り、或は其生計の方法に窮して西邊を擾亂し、遂に熊襲の役となり、また新羅の役とはなりぬ、而して支那人種と我國の人種が此の如く朝鮮の半島に衝突したるは、遂に我國をして交を支那に通ぜしむるに至りき、

支那帝國の通交

我國が朝鮮半島に植民せし以後、こゝに至りて既に數世の久しきを經、其植民は漸く增加して其地に數多の小國を組織せり、是に於てか日本人種が蔓衍の區域は漸く朝鮮半島の中央に達し、將に進んで西方に及ばんとするの勢ありしに、支那人種が恰も東方に遷徙するに會ひ、遂に其地に相衝突して其進行の前路を阻絶さる、ろの事たるや漢書に、樂浪海中有

倭人一、分爲二百餘國一、以二歳時一來獻見云〇地理志と見え、後漢書に、倭在二韓東南大海中一、依二山島一爲レ居、凡百餘國、自二武帝滅二朝鮮一、使譯通二於漢一者三十許國、々皆稱レ王、世々傳統、光武中元二年、倭奴國奉レ貢朝賀、使人自稱二大夫一、倭國之極南界也、光武賜以二印綬一、安帝永初元年、倭國王師升等獻二生口百六十人一願レ請見、〇東夷傳と見ゆる等にして之を證すべし、武帝の朝鮮を滅せしは開化天皇の御代にして、其頃朝鮮と云ひしは今の京城以西なり、其東には韓穢其他の諸國あり、其内辰國と云へるは即ち我國の所謂新羅にして諸韓の最も強きものなりき、

昔し殷道衰、箕子去之二朝鮮一、教二其民一以二禮義田蠶織作一、〇漢書地理志是に於てか朝鮮始めて開化に赴く、是我國神代の時に在り、而して支那人種の東方に遷徙するは蓋し之に始まる、箕子之後朝鮮侯見二周衰一、燕自尊爲レ王、欲二東略一レ地、亦自稱爲レ王、欲下興レ兵逆二擊燕一、以尊中周室上、其大夫禮諫レ之、乃止、使二禮西說一レ燕、以止レ之不レ攻、後子孫稍驕虐、燕乃遣二將秦開一攻二其西方一取レ地二千餘里、至二滿潘汗一爲レ界、朝鮮遂弱、及二秦幷二天下一、使二蒙恬築二長城一、到二遼東一、時朝鮮王否立、畏二秦襲一レ之、略服二屬秦一、不レ肯二朝會一、否死、其子準立、二十餘年而陳項起、天下亂、燕齊趙民愁苦、稍々亡從レ準、々乃置二之於西方一、及下漢以二盧綰一爲中燕王上、朝鮮王與レ燕界二於浿水一、及二綰反入一匈奴、燕人衛滿亡命爲二胡服一、東渡二浿水一、詣レ準降、說レ準求レ居二西界一、故中國亡命爲二朝鮮藩屛一、準信二寵之

寵之、拜爲博士、賜以圭、封之百里、令守西邊、滿誘亡黨、衆稍多、乃詐遣人告準言、漢兵十道至、求入宿衞、遂還攻準、準與滿戰不敵也、〇魏略將其左右宮人、走入海居韓、自號韓王、〇韓志是に於てか支那の人種は朝鮮を經過して遂に韓の地に入れり、韓は即韓郷島にして、我國の人種が嘗て植民し來れる地なりしが、是より始めて支那の人種を混じぬ、或は云ふ、辰韓古之亡人、避秦役來適韓國、馬韓割其東界地與之〇魏志と、蓋し馬韓は我國の人種にして、韓地の全權を有したれば、嘗て其東端を分ちて辰韓に與へしこともあるべく、また朝鮮の亡王箕準を容れしこともあるべし、三韓は元來數多の小國より成れる國にして、之を大別して馬韓弁韓辰韓の三種となし、又之を混一して辰國と云ふ、三韓諸國皆各其主ありと雖も、共に馬韓の種を立て辰王となし盡く之に服屬せり、諸國王の先皆馬韓の種より出でたればなりとぞ、我國にて新羅と云へるは即辰國なること、其國土の位置によりて掩ふべからざるに似たり、而して其王位を世襲したる馬韓の種は、稻飯命者出自新羅國王者祖、〇新撰姓氏錄と云ふによるに、即稻飯命の後ならん、さらば最初支那人種の一派なる箕子の民族が周人に迫られて遂に朝鮮に入りしより、燕人は秦に迫られ、秦人は漢に迫られて漸く東方に遷徙し、其遷徙の度毎に後なるものは先なるものを追ひ、先なるものは後なるものに

逐はれ、其最も先なりし箕子の民族は、遂に遠く我國の人種が占領せる韓地にまで逼來れりと知られたり、彼等が韓に入りしは恰も漢の初めにして、その韓に入るに當りてや、その本土即朝鮮と交通したるべきは云ふまでもなし、而して朝鮮に來住したる燕秦の民族、またその本土即支那と交通したるべければ、漢の强大なるに從ひ其威勢の漸く韓地に及ひしは必然にして、況んや武帝の朝鮮を滅するや、其地を分けて樂浪、臨屯、玄菟、眞番の四郡となし、太守を駐在して之を統治せしめたるをや、其威勢の直接に韓地を聳動したること想ふべし、韓地既に聳動せんか、當時韓地の我國に於けるは、其關係殆んど壹岐對島に異なるなし、我國の西邊に居て土地人民を有するもの、豈に自ら好を漢に通じて其東遷の鋒芒を避くるの策なきを得んや、是れ自武帝滅朝鮮、使譯通於漢者三十許國なりし所以なり、當時我國は族制政治にして、各地方の國造縣主等は各自に重權を掌握し、以て中央なる大和政府に服屬したる者なれば、漢人の認めて國王となしたるも宜なりと云ふべし、彼の三十許國と云へるが國造縣主等なることは、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬と云へるが、筑前國なる伊覩縣なるにて知るべし、倭奴國の伊覩縣なることは、近き天明四年二月廿三日、筑前國那珂郡滋賀島より漢委奴國王とかきた

る金印を掘出したるにて之を證し得るに至れり、この印一たび世に出でゝ、古より明白なり難かりし我國人が漢に交通したる事實も證明し得られ、我國人が本色たる膽大敢爲の氣象をも概見し能ふに至る、光武の中元二年は垂仁天皇の御代にして、安帝の永初二年は景行天皇の御代に當る、彼の王師升とあるもまた是等の使人なりしにや、

此の如くにして我國人は既に交を支那に通せしかども、其頃にては尙ほ朝廷より使者を遣はしたるとなかりしに、神功皇后の新羅を征し給へるより漸く支那と境を接したれば、遂に使者の往來を生じたり、仲哀天皇の紀に云、八年居橿日宮、秋九月、詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膂之空國也、豈足擧兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之睩有向津國、眼炎之金銀彩色多在其國、是謂栲衾新羅國、若能祭吾者則曾不血刃、其國必自服矣、復熊襲爲服と、新羅を征服せば熊襲も亦服すべきとの皇后の思想に浮びしは、當時熊襲の叛は大に新羅に關係したればなるべし、如何にして熊襲の叛が新羅に關係を有したるやを察するに、當時彼の朝鮮半島の植民等が、漸く支那の人種に迫られ、遂に其職業を失ひ歸りて筑紫の南邊を騷がせしは其重なる原因なりしならん、果して然らば之を平定するの策は新羅を征して支那人種を威服し、我國の植民等をして各其

業に安んぜしむる外また艮圖なかりしは明白にして、その後天皇の流矢に崩じ玉へるを見て、皇后が直に新羅を征して其仇を報ゐられしは、即ち這般の形勢を洞看せられしに由るなるべし、神功皇后の新羅を征服せらるゝや、其御船之波瀾押騰新羅之國、既到半國、於是其國王畏惶奏言、自今以後隨天皇命而爲御馬甘、毎年雙船不乾船腹、不乾柁檝、與天地無退仕奉、故是以新羅國者定御馬甘、百濟國者定渡屯家、○古事記と云ふ、御船の波瀾が新羅の國に押騰り既に半國に到れりと、當時多數の征兵鼓行して國中に到りしとを云ふか、神功皇后の紀には、於是高麗百濟二國王聞新羅收圖籍、降於日本國、密令伺其軍勢、則知不可勝、自來于營外、叩頭而歎曰、從今以後、永稱西蕃、不絶朝貢、故因以定內官家、是所謂三韓也と稱ずれども、三韓は馬韓弁韓辰韓にして、新羅高麗百濟にあらず、後來この三國は朝鮮半島に鼎立して三國と稱じたりと雖も、當時新羅は所謂辰國にして、其王は三韓諸國を統御し、百濟またその中にありしを見れば、皇后の三韓を征服し玉ひしは即ち新羅を征服せられしにて、百濟は其中に在り、高麗と關係なし、而して百濟が新羅より獨立して自ら朝貢を獻るに至りしは同じ御代ながら遙に後にあり、

〔古事記傳〕 熟考ふるに、此御卷四十六年の下に、遣斯摩宿禰于卓淳國、卓淳王告斯摩宿

爾曰、甲子年、百濟人久氐、彌州流、莫古三人、到於我土曰、百濟王聞東方有日本貴國而、遣臣等令朝其貴國、故求道路以至于斯土、若能敎臣等令通道路、則我王必深德君、王時謂久氐等曰、本聞東有貴國、然未曾有通、不知其道、海遠浪嶮、則乘大船、便可得通、若雖有路津、何以得達耶、於是久氐等曰、然即當今不得通也、不若更還之備船舶而後通矣、仍曰若有貴國使人來、必應告吾國如此乃還、爰斯摩宿禰即以傔人爾波移與、卓淳人過古二人、遣于百濟國、慰勞其王、時百濟肖古王深之歡喜、吾國多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、然猶今付使者、尋貢獻耳と有りて、四十七年の下に、百濟王使久氐彌州流莫古、令朝貢、時新羅國調使與久氐共詣とあり、かゝれば百濟國の朝貢を始めしは同じ御世ながら遙に後の事にして、新羅を言向賜へる同時よりの事にはあらず、さればこの記に定渡屯家とあるも後の事なるを、新羅を定御馬甘と云へる因に、此段に一に連ねられては語傳へたるなり、又高麗國の朝貢せしとは百濟に准へて思ふに、書紀應神天皇卷に、七年秋九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人並來朝とある、是や初めならん、

蓋し百濟は元來新羅の屬國にして、加羅、卓淳の諸國と與に其命を聽きしが、今や自ら珍

寶を獻じて我國に直隸するに至りしかば、新羅は大に之を嫉惡して、其調貢を奪ふが如き行爲を生じ遂に其隙を開けり、然れども我國は强盛なる新羅の統御に苦みしが故に、百濟を助けて新羅を擊ち、其地を取りて百濟に與へ、其他三韓內部の諸國また皆一定の疆場を畫して相變易するを得ざらしめ、以て其權衡を維持せり、是に於てか百濟は每に我國に依賴し、新羅は每に我國に離叛したるは、自ら利害の然らしむるものありて存ずるものにして、新羅は暴にして百濟は仁なるにあらず、而して高麗の來朝せしは尋常の交通にして服從にあらざりしこと、同じ御世の二十八年九月、高麗王遣レ使朝貢、因以上表、其表曰、高麗王敎二日本國一也、時太子菟道稚郎子讀二其表一怒之責二高麗之使一以二表狀無禮一則破二其表一とあるにて之を知るべし、

要ずるに神功皇后の新羅を征服されしよりは、朝鮮半島の東部なる辰國即ち新羅は其中に包含せられたる三韓百濟の諸國と與に我國の支配に歸し、稍西北なる高麗もまた使聘を通ずるに至りしが、こゝに朝鮮半島の西邊より支那遼東の地方を併せたる一大地方に燕と稱ずる王國の魏に滅ぼされたる一事を生じ、遂に我國をして交を支那に通ぜしむるに至る、抑ゝ此燕國は漢末に公孫度と云へるもの遼東の太守となりしより起る、度が遼東の太守と

なるや、嚴法を使用して郡中を威服し、遂に東は高麗を伐ち、西は烏丸を擊ち、其威海外に行はれたりといふ、漢の初平元年の頃(成務天皇の御代)漢衰へて英雄並び起るを見、其親む所の吏柳毅楊儀等に語て曰く、漢祚將レ絶、當下與二諸卿一圖中王耳上と、遼東郡を分つて遼西中遼郡となし各其太守を置き、海を越ゑて東萊の諸縣を收めて營州刺史を置き、自立して遼東侯平州牧となる、其後ち魏の曹操度を表して武威將軍となし、永寧卿侯に封じたれども、度は我王遼東何永寧也と稱して之を顧みざりき、度の孫淵に至て遂に自立して王となる、是れ魏の明帝永初元年にして、神功皇后攝政三十七年に當る、其威固より高麗を超えて新羅に奮へり、然るに當時魏は支那を三分して其一を領し、勢威の强き燕國に數倍したれば、遂に其將司馬懿をして燕國を征し其國を滅せしむ、是に於て魏の勢威は大に朝鮮の半島に加はり、我國の支配する新羅百濟等の諸國もまた大に之に震疊したれば、我國の政府もまた遂に使を遣はし好を通じて、其東遷の勢を避くるの必要を感じたり、是に於てか同じき三十八年の六月始めて使者を魏に送らる、この使者は難升米及び都市牛利と稱するものにして、彼國の帶方郡に詣りて天子に朝獻せんことを求めたれば、同郡の太守劉夏吏を遣はして之を京都に送致せりと云ふ、其年の十二月魏帝書を作りて之に答ふ、其書に曰く、

制詔ニ親魏倭王卑彌呼一、帶方大守劉夏遣レ使、送ニ汝大夫難升米、次使都市牛利一、奉ニ汝所レ獻男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈一以到、汝所レ在踰遠、乃遣レ使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀レ汝、今以レ汝爲ニ親魏倭王一、假ニ金印紫綬一、裝封付ニ帶方大守一假授、汝其綏ニ撫種人一、勉爲ニ孝順一、汝來使難升米、牛利渉レ遠、道途勤勞、今以ニ難升米一爲ニ率善中郎將一、牛利爲ニ率善校尉一、假ニ銀印青綬一、引見勞賜遣還、今以ニ絳地交龍錦五匹、絳地縐粟罽十張、蒨絳五十匹一、細班華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤一、皆裝封付ニ難升米一、還到錄受、悉可下以示ニ汝國中人一、使上レ知、國家哀レ汝、故鄭重賜ニ汝好物一也、

同じき四十年、帶方大守弓遵建中校尉梯儁等を遣して、この書及び之に附屬したる金綬幷に金帛錦罽刀鏡采物を齎らさしめたれば、我國よりは又書を贈つて之を答謝されしと云ふ、同じき四十一年倭王復使ニ大夫伊聲耆掖邪狗等八人上一、獻ニ生口倭錦絳青縑緜衣帛布丹木猾短弓矢一。○魏志とあり、當時我國蠶桑の業既に盛にして、魏人が認めて倭錦とするほどのものを製出したりと覺ゆ、是に至りて我國固有の文物が既に大に開明に進み居りしを知るべし、世人或は是等の歷史に許多の謬妄あることを摘發して、其全體を抹殺し去らんと企つるものありと雖も、晉書にも漢末倭人亂攻伐不レ定、乃立ニ女子一爲レ王、名曰ニ卑彌呼一、宣帝之平ニ公孫氏一

也、其女王遣使至帶方朝見、其後貢聘不絶、及文帝作相、又數至、泰始初遣使重譯入貢、とあるが如くに、この交通の原由は我國が新羅を征服して其地を所有せし時に當りて、恰も宣帝即ち司馬懿が公孫氏即ち燕を滅せしによるものにして、理勢昭然たるものあるときは、縱令許多の謬妄あるにせよ、安んぞ之によつて其全體を抹殺し得んや、況してこの後歷朝交を支那に通せられしは、專ら我國が朝鮮半島の東部なる諸國を統御するの權あることを、支那に承認せしめんとせられしものなること、之を支那歷代の史に徵して明白疑ふべからざるをや、

蓋しこの時に當りて朝鮮半島の諸國にして、既に新羅より獨立し我國に直隸せしもの、百濟の外、更に任那、加羅、秦韓、慕韓等の諸國あり、而して當時我國は常に其主權を掌握することを支那に承認せしめんことを務めたり、宋書に云ふ、倭國在高驪東南大海中、世修貢職、高祖永初二年(允恭天皇の御代十年に當る)詔曰、倭讚(履仲天皇の諱去來穗別ならん)萬里修貢、遠誠宜甄、可賜除授、太祖元嘉二年(允恭天皇の御代十四年に當る)讚又遣司馬曹達奉表獻方物、讚死弟珍(反正天皇諱瑞穗別ならん)立遣使貢獻、自稱使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王、表求除正、詔除安東將軍倭國王、珍又求除正倭隋等十三人平西征虜冠軍輔國將軍號、詔並聽、廿年、倭國王濟遣使

奉獻、復以爲安東將軍倭國王、二十八年加使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事安東將軍如故、幷除所上二十三人軍郡、濟死、世子興遣使貢獻、世祖大明六年（雄略天皇の御代六年に當る）詔曰、倭王世子興奕世戴忠、作藩外海、稟化寧境、恭修貢職、新嗣邊業、宜授爵號、可安東將軍倭國王、興死、弟武立、自稱使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東大將軍倭國王、順帝昇明二年（雄略天皇の御代二十二年に當る）遣使上表曰　封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆千歲、臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極、道遙百濟装治船舫、而句驪無道、圖欲見呑、掠抄邊隷、虔劉不已、每致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟、實忿寇讐壅塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲大擧、奄喪父兄、使垂成之功不獲一簣、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息、未捷至今、欲練甲治兵申父兄之志、義士虎賁、文武效功、白刃交前、亦所不顧、若以帝德覆載、摧此彊敵、克靖方難、無替前功、竊自假開府儀同三司、其餘咸假授以勸忠節、詔除武使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭國王と、自ら使持節都督百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事と稱じたるは、我國が是等の諸國を統御するの權あることを明言したるものにして、求除正と云へるは支那をして

之を承認せしめたるにあらずして何ぞや、
古人或は是等の書に、讃、珍、濟、興、武等の御名を記せるが歷代天皇の御名に似ざると、年代の相合はざることを論據として、之を抹殺し去らんとすれども、是豈遽に從ふべきの說ならんや、蓋し所謂倭國王武は雄略天皇にして、亡考濟と云へるは允恭天皇、興と云へるは安康天皇なるべし、推して而して之に溯るときは、讃の履仲天皇にして、珍の反正天皇なることまた知らる、雄略天皇の御代に高麗を討たれしことは、我國の歷史によりても明白なれども、此の如き大擧の師なりとは見えざるに、今やこの書によりて始めて高麗が我國の邊隷なる百濟新羅加羅任那秦韓慕韓等の諸國を奪掠せんとするの勢、駸々として歲ごとに增加し、支那通商の商船の如きも高麗に遮遏せられて每に稽滯を致し、雖曰進路、或通或不なりしかば、我國は之れを征服して商路を開通せんと欲し、遂にこの擧ありしことを知るべし、その自昔祖禰躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國、と云によれば、歷代の天皇が躬ら艱苦を冒して國權を擴張せられし有樣も知られ、臣亡考濟實忿寇讐壅塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲大擧、と云ふによれば、允恭天皇の御代よりして既に高麗を征せらるべき企圖ありしとも知られ、至今欲練甲治

兵、申父兄之志、義士虎賁、文武效功、白刃交前、亦所不顧と云ふによれば、當時その兵鋒の鋭かりし有樣をも想ふべし、昔「チユートニツク」人種が猶開化の低度なる地位を進行するに當りてや、羅馬帝國は四海の富を集め驕奢に耽りて漸く衰弱に赴きければ、彼等は屢帝國を侵略して其國内に移住し、或は條約によりて帝國文武の官に任し、或は領地を帝國の内に開き、公然として其版圖を横行したれども、彼等は敢て羅馬に臣服したるに非ずして、自國に於ては尙其種族の王となり、向背一に自己の便宜に任せ、終に帝國を分裂して數多の獨立王國を成したるものは即ち彼等が種族なりき、當時我國の支那に於ける關係は殆んど之と同一の勢なりしは、竊自假開府儀同三司、其餘咸假授、以勸忠節と云ひしなどにても知るべし、其後また屢使者を遣して彼等諸國を統御するの權あることを告知し、其承認を求められしことも見ゆ、余は是を以て我國が開明に進歩し來りし眞歷史なるべしと信ずるなり、

〔南齊書〕　建元元年、進新除使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭王武號、爲鎭東大將軍、

〔梁書〕　高祖即位、進武征東大將軍、

之を我國の歷史に徵するも、神功皇后の新羅を征服し玉ひし以降、支那交通の路を開きしことは掩ふべからず、應神天皇の御代十四年、弓月君自百濟來歸、因以奏之曰、臣領己國之人夫百二十七縣而歸化と云へる弓月君は秦人の種族にして、二十年九月、倭漢直祖阿知使主其子都加使主並率己之黨類十七縣而來歸焉と云へる阿知使主は漢人の種族なり、見るべし秦漢の種族漸く東方に遷徙して遂に我國に來るものありしとを、而して我國より交を支那に通ぜし事も、同じ御代の三十七年二月遣阿知使主、都加使主於呉令求縫工女、爰阿知使主等渡高麗國欲達于呉、則至高麗、更不知道路、乞知道者於高麗、高麗王乃副久禮波久禮志二人爲導者、由是得通呉、呉王於是與工女兄媛、弟媛、呉織、穴織四婦女と見ゆるを始めとして、仁德天皇の御代五十八年の十月、呉國高麗國並朝貢と云ひ、雄略天皇の御代六年の四月、呉國遣使貢獻と云ひ、同じき八年の二月遣身狹村主靑、檜隈民使博德、使於呉國と云ひ、同じき十年の九月、身狹村主靑將呉所獻二鵝到於筑紫と云ひ、同じき十二年の四月、身狹村主靑與檜隈民使博德出使于呉と云ひ、同じき十四年の正月、身狹村主靑等共呉國使、將呉所獻手末才伎、漢織、呉織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津、是月爲呉客道通磯齒津路、名呉坂、三月、命臣連迎呉使、即安置呉人於檜隈野、因名呉原、四

月、天皇欲レ設二呉人一、歴二問群臣一曰、其共食者誰好乎、群臣僉曰、根使主可、天皇即命二根使主一爲二共食者一、遂於二石上高抜原一饗二呉人一と云へる等にて、當時互に往來を通ぜしこと極めて明白なり、攝津國住吉郡喜連村は即ち呉坂にして、大和國高市郡栗原村は即ち呉原の遺跡なるによりても其事は頗る顯著なるをや、

〔古事記傳〕 此時（雄略天皇の御代）呉人參渡來、其呉人安二置於呉原一、故號二其地一謂二呉原一也、○古事記 呉は唐國の内の國名なり、昔し唐國漢代の後に魏呉蜀と三に分れて三國と云ひしを、其後又南朝北朝とて二に分れたりしころも、南朝の國はかの呉の地なり、此天皇の御代の頃は其南北朝の程にて、呉とは云はざりしかども、韓國などにては昔より云來つるまゝに、なほ南朝を呉と云ひならへるなり、○巻四十一五葉 さて呉を久禮と云ふことは、かの久禮波久禮志が導きし國なる故か、○巻三十三三十四葉 呉原は書紀に檜隈野とあれば大和國高市郡なり、今世に栗原村と云ふ、あるは久禮を久理と訛れるにて此處なるべし、神名帳に同郡に呉津孫神社と云ふもあり、此社右の栗原村に在りと云へり、○巻四十一六葉 磯齒津は萬葉六の歌和泉國の千沼とよみ合せたる千沼は、住吉の南にて程近き處なり、さて或人の云く、住吉の東一里許に喜連村と云ふあり、河内の境なり、昔は河内に屬きて、萬葉に河内國伎人（クレヒト）郷とある

所なるを、久禮を訛りて喜連とは云なり、さて住吉より喜連に行く間に、ひきゝ岡山の横はりてゐる、是ろ萬葉三の歌に四極山打越見者とゐる山にて、吳坂は此なるへし、今も住吉より河内へ通りたる此道を、古に吳國人の通りし道なりと云ひ傳へたり、喜連村に吳羽明神と云社などもゐるなり、〇卷三十五二十一葉

唯惜む我國從來の族制政治は當時既に腐敗の極に陷り、蘇我物部の二臣歷世政權を專占したる結果は、遂に急劇なる內政改革の必要を喚起し、佛致の傳播と唐制の模倣とはこの機に乘して其勢力を逞うし、國家の元氣を消糜耗盡して、遂にこの勇敢なる東洋の「チュートニック」人種をして、また一葦帶水を隔てたる羅馬帝國を分裂所領せしむることを能はざりしを

當時商業の形勢

我國の航海が漸次發達し來りて朝鮮支那の諸國に交通し、其交通の漸く繁きや、遂に政治上にも商業上にも數多の關係を生出し來れる有樣は、既に論述したる所の如し、而して其間實際に商業の形勢は如何に發達し來れるや、

蓋し人類が既に孑居獨存の時代を經過し、數多の集合したる一小社會をなし、言語の用を

發明して彼我の心事を相通ずるに至ては、多少其間に分業の行はるゝものありて、勞力を交換するものなきにしも非ざるべしと雖も、當時其社會は採拾漁獵を以て生活の方法とするが故に、猶未だ財產の所有なるものあらず、其交換は唯一時の勞力によりて、今日甲が先獲たる物品を乙に分與へ、報酬として他日乙が先づ獲たるときは亦た之を甲に分與ふると云ふが如き、又は甲は山の幸あれば禽獸を獵し、乙は海の幸あれば魚鼈を捕へ漁り、嗜好によりて各相交換すると云ふが如き簡易なる交換に過ぎざるのみ、然れども其社會にして既に耕耘牧畜の業を發明するに至れば、土地の占領と與に財產の所有を生じ、全社會中の一家族が各或る土地に住居して其產物を收穫することゝなるが故に、其住居する土地の相異なると與に其收穫物を異にし、其收穫物を異にすると共に交換の必要を生ずべし、況や人間の嗜好にして漸く其種類を增加するに至れば、人の其幸を殊にすることまた益多きをや、（幸は前に云へる佐知にして人の長所を云へる語なり、）

抑も交換の事たる、雙方の人が、各己が最も多く得最も易く生ずる所にして己に餘分なるものと、己が得ることの少なくして生ずること難く己に不足なるものとを有し、一方の人の餘分は恰も他の一方の人の不足に適合し、又其一方の人の不足は恰も他の一方の人の餘

分に適合したるときに於て行はるゝものにして、一人の身にして盡く自ら之を得自ら之を生ぜんと欲するときは到底得べからず、又生ずべからざるものにても各其長ずる所を以て生産するが故に、互に相損害するを要せずして各滿足し得べき方法なり、試に尋常一様の思想を以て考ふれば、或る物品を交換するに當りて、一方の人が利益を得て之に滿足するときは、他の一方の人は損害を被りて滿足せざるが如しと雖も、經濟社會の自然組織は決して此の如く拙劣ならず、一方なる海邊の人が一羽の小鳥を交換し得て珍味を得たりと悅ぶときは、他の一方なる山間の人も一尾の鮮魚を交換し得て珍味を得たりと悅ぶべし、かく交換は雙方の人をして同時に滿足を得せしむる方法なれば、我國の上古に於ては交換の事を稱して「アキ」と名けたり、「アキ」は飽滿の義にして、雙方の滿足を意味するものなり、而して「あき」を營むことを稱じては「アキナヒ」と云ひ、其事を爲すとを稱じては「アキナフ」と云ひ、交換を希望する雙方の間に立ちて常に「アキナヒ」に從事し、豫め他人の多く需要する所のものを貯蓄し、若し交換を求むるものあれば縱令己が需要せざる所のものをも、之を交換し置て他人の需要を待ち、雙方の滿足をして、一層敏捷に之を辨ずることを得せしめ、其敏捷なる報酬としては、雙方より其交換する物品の幾分を受納

して、己を滿足せしむるものを稱じて「アキビト」と云ひ、遂に商業の思想を生せり、

○日本上古賣買起源　この事たるや其何の時代に始まりしやを知るに由なしと雖も、保食神が豐葦原に於て耕耘牧畜の業を發明し、尋で天照大御神が之を高天原に採用せられたると殆ど同時に起りしならん、

神武天皇の都を橿原宮に定め給ひし頃より、朝廷に臣連等の官あり、地方にも國造縣主等の職あり、八十伴緒の伴造等また各其業を分執して王室に奉事し、木綿麻及織布を造るものもこの時より定まり、常に貢賦を獻れる事古語拾遺に見えたり、蓋し上古我國財政の進步し來れる有樣を見るものは同書に如くものなかるべし、同書によるに、當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共牀、以此爲常、故神物官物亦未分別、宮內立藏、號曰齋藏、令齋部氏永任其職と云ふ、是財政の第一變、崇神天皇の御代に至りて、漸畏神威、同殿不安、仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劔、仍定天社國社、及神地神戶、始貢弓弭之調、女手末之調と云ふ、是財政の第二變、垂仁天皇の御代、新羅王子海檜槍來歸、神功皇后攝政の時、征伐新羅、三韓始朝、應神天皇の御代、百濟王貢博士王仁、秦公祖弓月君率百廿縣民而歸化矣、漢直祖阿知使主率十七縣民而來朝焉、秦漢百濟內附之民各以萬計、

履仲天皇の御代、三韓貢獻、奕世無ㇾ絶、齋藏之傍更建二内藏一、分收二官物一、仍令下阿知使主與二百濟博士王仁一記中其出納上、始更定二藏部一と云ふ、是財政の第三變、雄略天皇の御代、秦氏分散、寄二隸他族一、秦酒公進仕蒙ㇾ寵、詔聚二秦氏一、賜二於酒公一、仍率二領百八十種勝部一、蠶織貢調、充二積庭中一、因賜二姓宇豆麻佐一、自ㇾ此而後、諸國貢調、年々盈溢、更立二大藏一、令下蘇我麻智宿禰檢二校三藏一、秦氏出二納其物一、東西文氏勘中錄其簿上、是以漢氏賜ㇾ姓、爲二内藏大藏一、令下秦漢二氏爲中内藏大藏之主鑰藏部上之緣也と云ふ、是財政の第四變、而して其一變は一變より進めり、今其說によりて朝廷財政の進步し來れる形狀が此の如くなりしを知らば、其間商業の進步し來れる形狀もまた略之を想像すべし。

蓋し當時の制諸國に屯倉を置き以て田租を納む、而して之を掌るものには屯倉首あり、

〔古事記傳〕 屯家は美夜氣とよむ、書紀垂仁卷に、二十七年興二屯倉于來目邑一、屯倉此云二彌夜氣一とあり、これ屯倉の始めて見えたるなり、但し屯倉此より始まるに非ず、此より先にも舊よりありはしけん、名義は御家なり、家を夜氣とも夜加とも云例多し、されば美夜氣は意富夜氣と云も同じ意なる名にて、もと官所のことなり、其中に分て此名を負て諸國處々ありて屯家と云物は、古は國々處々に朝廷の御田ありて、田部を設けて佃らし

めて、其御田に成れる稻穀を藏むる御倉及其官舍をも合せて美夜氣と云ひ、又其御田をも兼合せて常に美夜氣と云へり、さて其御田を掌る人を田令と云、又屯田司ともあり、又其御倉官所を掌る人を屯倉首と云へりと聞ゆ、古の大方のさまを心得やすく今世に准へて云はゞ、國々なる國造縣主などは今の大名の如くにて、屯田と云は諸國にある公儀の御料地の如し、屯倉は其御藏御代官所の如くなる物なり、但し屯田は處々に散在して數いと多くて、今の公儀の御料などの如く一處に廣く大にて在りしにはあらず、市家も其屯田の處每に有りしなり、

魏志に收二租賦一有二邸閣一と云へるは即是にして、同書にまた、國々有レ市、交二易有無一使二大倭監一之と云による時は、此屯倉首は其國々の市場に臨監して商業をも保護したりけん、市即「イチ」は元來衆人の集會する處を云へり、故に帝都所在にして衆人の朝宗する處も、上古には天高市など唱へたり、商業は衆人の集會する處を便とする故、常に是等の處にて之を營みしかば、後には商人の群集して物品を賣買する所のみを市とは云ふに至れり、餌香市、海柘榴市、阿斗桑市等の如きは、上古に最も著名なりし市にして、顯宗天皇の紀には、天皇次起自整二衣帶一爲レ壽曰〇中略酒旨餌香市不三以レ直買一と見ゆ、（日本上古賣買起源）當時諸國の市場に於ては既に

直を拂ひて物品を交換したるを知るべし、財政なり商業なり其進歩發達し來れること此の如し、是に於てか其影響は忽ち運搬の具に及ばざるを得ず、崇神天皇の御代十七年七月、船者天下之要用也、今海邊之民、由レ無レ船以甚苦ニ歩運一、其令ニ諸國一俾レ造ニ船舶一と詔して、諸國に船舶を造らしめらる、水鏡に國々のみつぎものかちよりもてまいる事、民もくるしび日數もふるわしきことなりとて、諸國に舟をつくらせ給ひきと云へるは能其の意を解したり、欽明天皇の御代十四年の七月に、蘇我大臣稻目宿禰奉レ勅、遣ニ王辰爾一數ニ錄船賦一。即以ニ王辰爾一爲ニ船長一、因賜ニ姓船史一とあるは、其の頃民有の船數既に多かりしかば、專務の官を設けて、船稅を徵收せられたるなるべし、大坂府の博物場に陳列する同府の難波より堀出せる古船は、以て當時制船の一斑を知るに足るものなり、而して魏志に、其行來渡海詣ニ中國一、恒使ニ一人一不レ梳ニ頭髮一、不レ去ニ蟣蝨一、衣服垢汚、不レ食レ肉、不レ近ニ婦人一、如ニ喪人一、名レ之爲ニ持衰一、若行、吉善共顧ニ其生口財物一、若有ニ疾病一、遭ニ暴害一、便欲レ殺レ之、謂ニ其持衰不一レ謹、と云ふによるときは、當時の商人等は此の如き不完全なる商船に乘りて、遙に支那と往來したること知るべし、豪膽此の如し、宜なるかな國力の駸々として進んで而して止まざりしこと、蓋し當時の形勢を察するに、我國貢輸の中心は其政權の中心と與に帝都の地に在りしを以て、商業の中心また其

地に在りしものなるべきに似たり、然れども當時帝都は屢ゝ畿内の諸國に遷徙し、數世の久しき同一の塲處に定まりしことの如きは毫も之なかりしかば、帝都は商業の中心たるに適せずして畿内諸國の與に便とする難波津こそ反りて其地位を占めたりけれ、難波津は往古一に難波江と云ひ、攝津國西成郡及東成郡の西邊に沿へる大江にして、山城川（今の淀川）大和川の二大流が相會して海に注く塲處なりければ、この地は夙に大和國に繁殖したる大古の日本人種の瀬戸内に沿へる各地に移住し、または山城川に沿へる諸處に移住するの要路となり、隨て亦た是等の移住民が其故郷に往來する要路となりしかば、仁德天皇の御代の

大坂府下所出古船の圖

如きは帝都をこの地に置かれしともあり、宛として我國商業の中心とはなりぬ、而して當時筑紫にも既に筑紫國造ありて、伊覩縣に居り九州諸國を監察し、海外交通の事をも兼掌りしかば、魏志には之を自女王國以北特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之、常治伊都、於國中有如刺史、王遣使詣京師、帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露、傳送文書、賜遺之物、詣女王不得差錯と云へり、是後世この地に太宰府を置かれしことの起源にやあらん、

〔山崎直方氏古船說〕　草昧の蠻民居を水涯に占むるや、その微しく智識を得るに及んでは、即ち既に水流に從つて他の部落と往來し、又は波上に泛んで漁獵を試みんと欲する等の觀念を起すに至るべし、是に於てか始めて舟筏なるものあり、然れども其源始の古埃及人の如きは、繩蔓を以て數個の土甕を結び、莞を以て之を被ひ、ナイル河を下つて遠くカイロに到れば、船は即解散され、甕は輸して市に送られしことありと云ふ、又サンサルバドアの土人は、其武器とする所のものは纔に魚骨の長槍に過ぎざりしかども、能く造船の技に長じ、適宜の木材を求め、主として火力を用ゐ、且つ石斧貝斧の助を藉り、之を刻鑿して船を造り、四十或は五十の水手を載せて遠く海上に出て、又アフリカなるタンガニカ湖近傍の土人は、濕泥を以て木材を塗り、火力を加へて其內部を燃燒し、漸く

其外面を剰すに至りて、粗造の斧を用ゐて之を切離し、以て船を造ると云ひ、又南洋諸島の蠻民は輕々たる丸木船に乘り、能く數百英里の島嶼に往來するものありと云ふ、概するに何の地を問はず、諸般の器具猶未だ完備せさる場合に於ては、齊しく皆火力を藉りて、所謂丸木船なるものを造り、以て水上に泛べしなるべく、諸處の地下より是等の遺物を得ることあるは、屢々諸書に散見する所なり、我國の地たる四方皆海を以て環する島國なれは、太古より既に船筏ありしや實に疑ふべからざる事にして、神武天皇は自ら舟師を率ゐて日向を發し、數年にして舳艫相接して、遂に浪速の津に至られ、神功皇后は亦た舟師に將として新羅に遠征せられ、又九州地方の國造等は私に船を出して、遠く波濤を凌ぎて支那に貢したる者ありと云へり、是等の船舶なるものは果して如何なるものなりしや、其制法形狀等他の未開人種のものと同一なりしや等のことに就ては、久しく余の疑ひ居たる所なりしが、大坂博物場に至り同府下難波村より堀出せる古船を見、漸く其形狀の一斑を窺ふを得たり、同場掲示によれば、此船は本年(明治十一年)難波村鼬川を開鑿の時、該鑿線と同村櫻井德兵衛所有地の間に跨る土中より堀出せしものなり、船身は大木を鑿りて造る、此船何時に造りしや知るべからずと雖も、千年前後のものと見え

たり、木質は物産家の説に據れば桑と云ひ、木工等の云ふに楠の類なりと、何れなるやとあり、木船處々既に破損腐蝕せりと雖も猶大體を存じ、長さ四十尺許、幅は廣き所にして四尺に餘り、深さは最深一尺七八寸なるが如し、而して其實體は實に二枚より成り、相重りて結合せることゝ圖の如し、右弦は左弦に比して甚だ能く其形を存し、其中腹に當りて二個の穴あり、横七寸竪四寸許にして二板に貫徹す、且つ之に嵌したる二條の梶ありて、其一端は左弦に達し、端直なる凹所に嵌入す、蓋し此凹所は素と右弦に同き孔なりしも、破壞してかくなりしものならん、この二梶の外猶一梶ありて其前に横はる、然れども其兩端は孔に嵌入せずして、唯兩弦に凹所ありて之を受く、この三梶の下には一の枕材ありて是等の支をなせり、この構造によりて之を見れば、素より簡單なるものと稱すべからず、二板を接合するの技術等に至りては、實に少からざる進歩を顯はせるものにして、彼の徒らに火力に依賴して造りたるものゝ比にあらざるなり、即ち既にこの時代を脱し、稍完全なる諸器具も整ひたれども未だ以て木材を聚めて構造するの知識には達せざりし際に當りて成りしものなるべし、また船材に就ては概ね二説を附して疑を存し、余亦固より其何かなるを判ずる能はざれども、古史往々楠を以て船を造るを說けるも

のあり、神代卷に杉及櫲樟此兩樹可ㇾ以爲ニ浮寶ㇾとある等を以て見れば、古代既に樟を以て船とするの習慣ありしが如く、又た桑にして直徑四尺に餘れるものゝ如きは多く見ざる所なれば、寧ろ樟とするの穩當なるに若かざるならん、

海外交通の其便を得たると此の如くなりければ、我國には海外に產出する各種の金屬を輸入して之を貨幣となしたりき、夫れ物品の直に相交換せらるゝや、雙方の人が各己の最も多く得て最も易く生ずる所にして已に餘分なるものと、己が得ると少く生ずるとの難くして己に不足なるものとを有し、一方の人の不足は恰も他の一方の人の餘分に適合したる時に於てのみ行はるゝことを得べきものなること、既に論述したる所の如し、然れども彼我同時に此の如き地位に在るや實に稀有の塲合にして、縱令偶ま之れありとするも、其一方の人に餘分にして之を與へんと欲するものゝ高が、恰も他の一方の人の不足にして得んと欲する高と適合し、他の一方の人の餘分にして之を與へんと欲する高が、恰も一方の人の不足にして得んと欲する高と適合する塲合は、殆と絕無なりと云ふべし、果して然らば吾人は縱令何程の物品を所有するも、其物品の自己の所有に適せざる限りは、吾人若し他に需要する所の者あるも、其物品が何時何處に於て他の何程の物品に交換し得らるべきこと甚だ

危險なるが故に、彼の交換を希望する雙方の間に立ちて、常に「アキナヒ」に從事し、豫め他人の多く需要する所のものを貯蓄し、若し交換を求むるものあれば、縱令己が需要せざる所のものにても、之を交換し置て他人の需要を待ち、雙方の滿足をして、一層敏捷に之を辨ずることを得せしめ、其敏捷なる報酬としては、雙方より其交換する物品の幾分を受納して己を滿足せしむるが如き、所謂商業なるものは到底行はるゝに由なからん、夫れ然り、故に此の如き直接なる交換は、人類の需求が極めて單純の最下級に在るときに於てのみ行はるゝを得べきものにして、其需求の漸く複雜に赴くに及んでは、必ずや物品の交換に於ける專定の度量とし、また社會が其人に負へる負債の代表として交換を媒助するの機關を必要とするに至るべし、而して何物かこの機關たるに適するやを案ずるも、苟も其時其土に於て一般に最も之を需要する所にして、何人と雖も其物に對しては、何時に論なく略一定の割合を以て、他の物品を交換することを承認するものなれば、皆其用となるを得るに似たり、此の如き資格を備へ此の如き効用を完うするものは皆之を貨幣と云ふ、我國の上古に於ては何物を貨幣として用ゐたるやの問題は、古人の未だ深く研究せざる所なりしが、さきに濱田健次郎氏の研究論證したる所によりて、始めて其稻米貨幣を用ゐる

こと世に明白なるに至れり、其說に曰く、

夫れ通貨たるものは、其初めの何たるやを問はず、苟も社會に普行して以て能く物貨交換の媒となるに適せるときは即可なり、約言せば通貨の通貨たるは其物に存せずして其用に在るなり、抑人間社會に於ては其文化自ら級度あり、其文化の級度に從ひて風俗需用自ら異なり、其風俗需用相異なるに依りて、其間に通貨として行はるゝ物も亦自ら相同じからず、是自然進化の作用に因れるものにして、決して怪むに足らざるなり、今少しく種々の物品の通貨として行はれたるものを擧げんに、狩獵を以て專業とする人民の間には、自ら野獸の皮を以て通貨とせり、例へば古代「シシヤンス」「アメリカン、インヂヤンス」等の如き是なり、殊に其寒帶地方に於ては獸皮を以て通貨とする事最も盛に行はれ、北米ハドソン港近傍に於ては、現今倘海狸の毛皮を以て通貨とす、又彼の「ユツソニヤン」語にして「ラハ」なる語は尋常通貨の謂なり、而して其同族なる「ラツビツシユ」語にては今日に於ても此の「ラハ」なる語を、依然として其原義なる毛皮單に又皮と云ふことに用ゐ、又露西亞に於ても皮貨の中世に至るまで廣く用ゐられたる事は其國の史乘に歷然たり、

牧畜を以て專業とする所の社會に在りては、その生畜を以て尋常其通貨とせり、例へば昔時希臘國に於ては生畜を以て通貨とせしと、同國高名の詩人ホーマーの句中往々物價を顯すに牛頭の多寡を以てせり、即ダイヲメツトの甲冑は其價僅に九牛、而してグロウカスの甲冑は其價百牛なりと云へるが如き以て證すべし、又羅甸語の「ベクニア」と云へるは即錢貨の謂なれども、其語は原來「ベカス」と云へる生畜の謂なる語より轉成せるものなり、古代獨逸人民の間に於て、生畜を以て其通貨とせし事の明證は、即其國法に總て贖罪の科として生畜を課せる事是なり、

其他ヴァージニヤにては煙草を以て通貨とし、アビシニヤにては食鹽を以て之に充て、亞弗利加の沙島（沙漠の中に在る沃野を云ふ）にては棗椰子を用ひ、印度及び亞弗利加の海邊に於ては「カウリー」と呼ぶ一種美麗なる貝屬を用ひ、支那にても其南方の地に於ては古代專ら貝屬を以て通貨としたりしことは、詩に錫我百朋と云へる百朋は、即貝屬貨幣なるにても之を徵するに足る、又アイスランド及び新フハウンドランドにて乾魚を用ゐる等枚擧に遑なし、此の如く通貨として用ゐられたるものは、其時其土に應じて實に種々なりと雖も、通貨となりて物貨交換の媒と爲るの用を濟せるに至りては皆同一なりき、

夫獸皮の通貨として狩獵社會に行はれ、生畜の牧畜社會に用ゐられたる、皆其時に應じ其需に適したればなり、抑狩獵社會に於ては野獸の外別に物產あらざるなり、其食物とするものは野獸の肉なり、而して其肉は腐敗し易きが故に之を貯蓄して以て他日の用に供すること能はざれども、其皮は能く久しきに堪ふるを以て、之を貯蓄して或は自家の用に充て、或は他人の物と交換するを得るを以て、自ら狩獵社會の通貨と成りしなり、又生畜社會にけるも亦同理に出でたり、即生畜は其社會唯一の物產にして、其乳飮むべく、其肉食ふべく、其毛織るべく其皮衣るべきのみならず、人を載せ物を負ふ等、當時人民彼我の要一として生畜に賴らざるはなし、是の如く一般社會の需用に適當せるを以て、自ら生畜を以て其間の通貨とするに至りたるなり、

今翻て農業社會に行はれたる通貨を研究するに亦同一の理の存するを見る、即其土宜に從ひて種々の農產物を以て通貨とせり、例へば歐洲の邊陬の地方に至りては、古代希臘の時より方今に及ぶまで麥穀を以て其通貨とし、那威の如きは穀物を以て恰も金銀貨の如く之を銀行に預け、又貸借して其利子を取るものなり、又中央亞米利加特に墨斯古に於ては、嘗て蜀黍の類を以て通貨とし、又地中海に濱する諸國に於ては、其土產中重要な

る料[illegible]油を以て之に充て、又中央亞米利加及びユカタン地方にては、椰子菓を通貨として使用し、ヴァージニヤにては煙草を用ゐ、又コロマンデ海岸（印度東南端の海岸の總稱なり）に於ては稻米を通貨と爲す等是なり、此の如く其品物は種々なりと雖も、其通貨として用ゐらるゝは、其土に最も多く產して、且つ其地の人民の普く需用する所のものなるの事實に至りては、皆同一轍に出でたるを發見するは容易なるべし、今この理を推して以て我國古代の通貨は如何なるものなりしかを想像するに、余は稻米を以て一般賣買の媒介即貨幣とせしなりと確信せり、稻米通貨の古代人民の間に普行せしこと、猶金屬通貨の今日に於けるが如くなりしは、其理其實共に疑ふべからざるものあり、

我國古代の人民は何を以て其業と爲せしと云ふに、或は工或は商等もありしなりと雖も、概して之を言ふときは、全く農なりと云ふも決して過言にあらざるなり、然り而して其事の中に於て、稻米の作事最も盛にして、當時の農業は全く稻米の耕作に從事せしものなりと云ふも敢て不可なきものゝ如し、是本邦風土の最もよく水田に適したればなり、

今少しく此稻米が通貨として古代民間に普く流行せし實證を擧げん、

凡そ洋の東西を問はず、何の國に於ても其古代の事實を知らんと欲するときは、當時史

もなく文もなきを以て、言語に依るにあらざれば他に之を研究するに由なきなり、實に言語は古事を知るの妙法と云はん、是を以て今言語上より我國古代の通貨は如何なりしかを考ふるに、其通貨は稻米貨幣を用ゐしこと最も明確なり、即價直をあらはすの詞は皆稻米に緣故あり、價直を國語に「アタヒ」と云ひ、また「ネ」と云ひ、「ネウチ」と云ふ等、皆古語の遺れるものにして、共に稻米に因あり、夫稻の國語を「イネ」と呼ふ、「イネ」の「イ」は發語にして、其本語は即「ネ」の一言なり、而して今價直を「ネ」と云は是即稻の謂にして、古代物價を計り言ふには專ら稻米の多寡を以てせることを見るべく、當時人々の物價を問ふときは稻(ネ)幾斛幾升など呼べりしこと、猶近頃まで金何兩銀何匁錢何貫など呼び、又今日に於て金何圓何錢など呼ぶが如くなりしなるべし、又「ネウチ」と云詞は即稻當の義なること疑ふべからず、是等の詞によりて、古代に於ては稻米を以て專ら貨物賣買の機械即其通貨と爲したりしこと明晰なり、又「アタヒ」なる語は當稻(アテシ)の義にして稻當と同一義なるべし、其「アテシ」の「シ」は稻の謂にして、稅を「ウルシ」と訓する「シ」と同語なり、而してこの「アテシ」なる詞は漸く變じて、遂に「アタヒ」と成れるなるべし、「シ」と「ヒ」とは通音なり、是以て稻米通貨の古代に普行せし事を知るべし、是言語

上より得たる實證なり、

又舊錢譜等に、無文赤銅錢と名けて載する所の古銅錢あり、大日本貨幣史にも其圖を載せて其時代未詳なれども、古代の銅錢なりと確言し得べきものなりと云へり、中川氏の和漢古今稀世錢譜に、此錢を名けて稲文赤銅錢と云ふ、ろの「ゼ」文は、即禾也、稲也、今舊譜に依るに、天武天皇の時に作れるものなりと云ふ、抑錢文に稲の字を用ひたるも何故ぞ、請ふ其理を陳べん、夫稲の字を錢幣に刻したるは、決して偶然に出たるものにあらずして、其因りて來るや深意あるなり、當時專ら稲米の通貨を普行せしに因りて、錢面に刻するに稲文を以てしたるものなり、其故は從來久しく稲米通貨にのみ慣習したるを以て、當時新に銅錢を發行して稲米通貨に代用せしめんと欲するも、突然之を民間に出しては、愚民未だ其何物にして何用あるものかを解知せざるを以て、遂に其間に能く行はるべからざるべし、故に發行者の妙意智工を以て、從來普行したる稲米通貨の代用物たることを、容易に下民に辨知せしめんが爲めに、新製金屬通貨に刻するに、稲の文字を以てせるものなるべし、是古今萬國皆同事同理に出でたるものにして、今日我國に於て通用する紙幣の面に、金何圓など書ける、即此の一片の紙の能く眞金と同行し得べ

き證にして、人民をして容易に之を使用せしめんが爲めなれば、古昔銅錢に稻字を刻したると同理なり、而して西洋の古錢にも亦た我稻文銅錢と同一轍に出でたるものあり、即希臘詩人ホーマーの句に、ダイラメツトの甲冑は其價僅に九牛、而してグロウカスの甲冑は其價百牛とあるを、英人マクラツク解釋して曰く、ガルニエーがアダムスミスの富國策を翻譯して之に註したるには、こゝに九牛百牛とあるは眞牛を以て其價を計りたるにあらずして、唯だ牛形を鑄出したる錢を云なるべしと云へり、實に古「アルチツク」錢及び其他の或る古錢には、牛形を刻せるものありと雖も、此を以て眞に是等錢貨の行はれざりし以前には、眞牛を以て通貨として用ゐたる事なしとは云ふべからず、余を以て之を觀るときは、是れ却つてこの錢以前には生牛を以て貨幣とせしを以て、錢を造るに及んでも亦其形を刻したるなるべしと推考し得べきなりと、この說實に其所を得たるものなりと云ふべし、嗚呼西洋諸國に於て、古へ生牛通貨の行はれしを以て、其錢幣に牛形を刻せると、我國上古專ら稻米通貨の行はれしに因りて、我國の古銅錢には稻字を刻せると、是同日の談にして、其事蹟の暗合せる豈奇ならずや、實に偶然に出でたる事を辨知するに足れり、是古錢上より得たる所の實證なり、

又類聚國史に、延暦二十一年春正月壬戌、勅、如聞山城國百姓、賣買水田、以稻爲直、準錢論之、町過萬錢、自今以後、宜上田一町直錢四千、中田以下、准此差減、其有違法處違勅罪と見えたり、是明に稻米を以て賣買の媒助即通貨とせるを云へるものなり、夫れ帝京の在る所なる山城に於てすら、猶稻米通貨を專用して錢貨に習れず、況んや七道邊陬の地に於ては錢貨を用ゐずして、專ら稻米通貨を使用せし事實に明瞭なるべきなり、稍後の物なる今昔物語に、金一兩を以て直米三石に賣りて、それをもて家をかいてとおるを見よ、其爲す所は全く吾人の爲る所に相反したるを見よ、吾人今日に於て若し金子を所持せば、直に之を以て自ら欲する所の家宅を購求するを得るなり、然るに若し又米穀を有するときは、直に以て家屋を買ふべからずして、却つてまづ之を賣りて金に換へ、其金を以て始めて自由に家宅を購求し得るものなり、今彼の今昔物語に云へるが如きは、其身金を有しながら直に之を以て家を買ひ得難きが故に、已むを得ずして之をまづ米に換へ、其米を以て能く家を買ひ得たるなり、今日金銀通貨に習れたる吾人よりして之を見るときは、其事豈奇なりと謂はざるを得んや、夫古代に於ては今は世間通用の通貨にあらざるか故に、之を以て自由に家を購ふことを得ず、是を以て其金を、富豪にして寶物を好む人に賣り

て、其代價として米三石を得、この米は當時民間賣買取引に通用のものなりしを以て、能く自由に之を以て其欲する所の家を購ひ得たるなり、是他なし當時の貨幣は稻米にして、金銀の如きは全く玩弄物なる商品に止まりたればなり、是史籍上より得たる實證なり。

論者がこの三證を擧げて、我國の古代には稻米貨幣の行はれたることを考證したる一事は、吾人商業の歷史を研究するものゝ深く其勞を謝せざるべからざる所にして、我國歷史上の一大發見とも稱すべし、只惜むらくは論者が考證は未だ充分なる材料を收拾し得たるものにあらざるを以て、其推論の結果たるや、また多少の謬妄に陷るを免れざりしことを、論者も既に說ける如く、「ネ」又は「ネウチ」なる語の稻即「イネ」より出でたる語なるべきことは必然にして、「アタヒ」の「アテネ」なることまた分明に證據立つるを得べし、即ち「アテネ」の「ネ」は一轉して「ワセ」早稻の「セ」となるを得べく、(第四段の通韻)、「セ」また轉じて「ウルシ」のシとなるを得べく(佐行の通音)、「シ」はまた轉じて「アタヒ」の「ヒ」となるを得べきは、(第二段の通韻)、音韻相通の法に於て固より承認する所なり、且つ之れを後世の事實に徵するも、近き享保の頃に成れる東都事跡合考と云へる書に、龜井戶村の西の村は柳島村と云ふ、この莊屋は代々瀧井氏にて、當亭主は治郞左衞門と云ふ、父は一睡

とて草木屋にておもしろき老人なりしが、享保の末に身まかりぬ、いまだ鉋のなき時に作りたる造作とて、ろの家の柱皆槍鉋にて削りたるもの今日に存在す、この茅屋米六拾俵にて作りたりと云、古來錢乏き時代諸色米にて交易し作りたるなりとあるが如き、我國にて錢乏しかりし時代に、稻米の貨幣として行はれたるは疑もなき事實なり、されどもこの書によつてこの家を造りし頃には、將軍の居城なる江戸の近傍にも錢乏しかりし故、全國の邊陬に於ては錢貨を用ゐずして專ら稻米貨幣を使用せし事實に明瞭なるべきなりと斷定せば、誰か其説を承認するものあらんや、延暦遷都の頃山城國に錢貨の行はれざれしは、當時貨幣發行の方法其宜を得ずして、濫造の銅錢を增發したりしによるものにして、金貨の流通より遠ざかりしも亦た這般の影響を受けしによる、見よ當時貨幣の發行方法は、始終難レ一、興廢有レ時、非レ因二變通一、何被二風化一、是以輕重不レ定、小大無レ常、沿レ世而分レ形、適レ時而異レ稱と云ふにありしことを、是豈に貨幣をして其用を完うせしむるの方法ならんや、故に余は論者が我國の上古に稻米貨幣を用ゐたることを發見せしを謝すると與に、論者が稻米貨幣の時代は獨り太古の時代に止まらずして、遙に進步し來れる時代にまで之を用ゐたりと云へるを難ぜんと欲するなり、

抑も我國に金屬貨幣を用ゐしは、恰も神功皇后が新羅を征服されし頃に始まる、魏志韓の傳に云、國出レ鐵、韓濊倭皆從取レ之、諸市買皆用レ鐵、如三中國用二錢と、國鐵を出ものは韓なれども、取て而して之を用ゐること支那にて錢を用ゐると同一なりしは韓濊倭皆然り、神功皇后の紀に、五十二年九月、百濟の使臣久底等が來朝したる時の啓あり、其言に曰く、臣國以西有レ水、源出レ自二谷那鐵山一、其邈七日行之不レ及、當飮二是水一、便取二是山鐵一、以永奉二聖朝一と、されば彼の鐵を出せしは谷那と云へる鐵山にして、我國に之を輸入して貨幣の用に供せること殆んど爭ふべからざる事實ならん、この御時に當りて、韓鍛工卓素もまた來朝せると見ゆるを思ふべし、○古事記是よりして後數百年を經て、顯宗天皇の御代二年十月に至り、是時天下安平、民無二徭役一、歲比登稔、稻斛銀一文、牛馬被レ野と云ふ○日本書紀こと見ゆ、其我國の歷史に貨幣の事の見えたる始なり、神功皇后の御時既に鐵を用ゐて貨幣とせしを見れば、此時に至りて銀錢を鑄造使用するに至りしは最も穩當なる順叙なり、世に菊文銀錢と云へるものあり、彼の稻文銅錢と與に世に傳はる、古人多くこの銀錢を以て顯宗天皇の御代の頃に行はれしものなりとなし、銅錢を以て天武天皇の御代の頃に鑄られしものなりとなせども、天武天皇の御代の頃は我國が唐制の摸倣に熱中せし時なれば、この銅錢をして當

時に出でしめば、何ぞ獨り完備したる唐樣の摸型になして鑄造せられざるの理由あらんや、余は以爲らく、この銅錢は顯宗天皇の御代以前、神功皇后の御時以後に於て、彼の鐵貨と銀錢との間に鑄出されしものなりと、論者は當時我國に產銀なかりしを以て、この銀錢の顯宗天皇の御代に行はれしと云へる說に反對し、稻文銅錢は天智天皇の御代の頃我國唐制模倣の風既に盛なりし頃に出でたるものにして、銀錢は猶其後なるべしと斷定したれども、唐制の摸倣とこの兩錢の形狀とは相衝突して容れざる所あるを奈何にせん、況んや彼韓鐵を取りて貨幣としたるを思へば、我國に產銀なしと雖も銀貨を通用し得ざるの理なきをや、且つ夫れ論者が稻文銅錢に鑄出されたる「乇」文をば稀世錢譜の說によりて禾也稻也なりとなし、從來久しく稻米貨幣にのみ慣習したる愚民等は、當時新に銅錢を發行して稻米貨幣に代用せしめんと欲するも、突然之を出しては其何物にして何用あるかを解せざるを以て、從來普行したる稻米貨幣の代用物なることを容易に辨知せしめんがために、新製金屬貨幣の表面にこの稻字を刻したるなりと說明したるは、大なる謬見妄想なり、「乇」の稻字なることは周の月星禾文尊の銘にこの字ありて、金石韻譜と云へる書に、莫禮切、粟實也、象禾實形也、米也、兮也とあるによりて、始めて證據立てらるゝものにして當時唐國通用の文

字にあらざれば其我國に傳はりしや否も知るべからず、縱令我國の或る好事家は其頃既に之を穿鑿し居りしとするも、論者が稱して愚民とする所の一般人民に於ては、既に金屬貨幣の何物たるやをも知らざりしものなれば、何を以てか此の如き描畫の稻米を意味するものたるを知らんや、希臘の金屬貨幣に牛形を刻して能く生牛貨幣の代用たらしむるを得たるは其牛形を刻したるによる、我國にてこの銅錢を鑄出するに當りて「七」の形狀を刻したる、また豈に米粒の形ならざるを知らんや、金石韻譜にも既に象禾實形也とあるを見よ、このは即ち古代の支那人種が描出したる禾實の形にして、遂に定めて禾實を表するの文字としたるものなり、果して然らば古代の日本人種が米粒の形を描出するに當りても、また此の如き形狀を用ゐたるを想像すると強ち理なきに非ざるべし、故に余は論者の言を假用して、この形は稻米の形を畫きしものにして、即從來普行したる稻米貨幣の代用物なることを知らしめんがために之を描出したるなりと云はん、我國のこの銅錢を鑄出するに當りてや、唐制の摸倣は未だ盛ならざりしかば、從來鐵塊を貨幣となしたる日本人種は、縱令支那錢貨の有樣に摸倣して、之に四角張りたる文字を鑄出することなく、我國從來の習慣によりて、稻米貨幣を使用し來たるものゝ最も解し易き稻米の形を鑄出したりとすれば、この錢の遥

に古代に成れるものにして、彼の菊文銀錢と雖も恰も顯宗天皇の御代の頃に製出せられたるものなること愈以て明白なり、

抑も人間社會の猶は開化の下級に位する間は、主として當時其社會一般の必要を充すに足る普通品を以て其間の貨幣とすれども、其漸く進歩するに從つて、漸く珍貴なる物品にして且つ稍高尙緻密なる目的を達するに、適當なるものを用ゐるに至るべきは是自然の勢にして、最初は只價格と充用とを有し、且つ分割の容易なることを得れば足れりと雖も、交通の便漸く開け貿易の區域も亦た隨て擴張するに及んでは、人の貨幣に望む所は獨り此の如きに止まらず、忽ち持運の便なることを要するに至るべし、蓋し稻米貨幣の如きも價格と充用とを有し、且つ分割の容易なることを得れば足れりとしたる際に於ては、充分の好地位を占めたるべしと雖も、既に持運の便を要するに至りては、稻米はまた貨幣の用を全ふすること能はざるなり、而して今や我國商業の形勢は當時如何なる程度を進行したるやを察するに、雄略天皇の紀には、十三年八月播磨國御井隈人文石小麻呂有力强心、肆行暴虐、路中抄劫、不使通行、又斷商客艤舶、悉以奪取、兼違國法、不輸租賦と云へば、海上に商船の往來開けしを知るべく、欽明天皇の紀には、天皇幼時、夢有人云、天皇寵愛秦大津父者、及

壯大、必有天下、寤驚、遣使普求、得自山背國紀伊郡深草里、姓字果如所夢、乃告之曰、汝有何事、答云、無也、但臣向伊勢商價來還、山逢二狼相鬪汚血、乃下馬抑止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之、倶令全命、天皇曰、必此報也、乃令近侍、及至踐祚、拜大藏省と云へば、陸上に馬背によつて商價を通ぜるともありしを知るべし、此の時に當りて若し猶粗大なる稻米の貨幣を使用したりとせんか、馬背に負せ得る所の貨幣は、恐くは山城より伊勢に至る間を往復するの食料を除きてまた幾許をも留めざらん、何を以て交換の利益を其間に占むるを得んや、況んや姓氏錄には、商長首、上毛野同氏、多奇波世君之後也、三世之孫久比、泊瀬部天皇諡崇峻御世、被遣吳國、雜寶物等獻於天皇、其中有吳權、天皇勅、此物也、久比奏曰、吳國以懸定萬物令交易、其名云波賀理、天皇勅之、勿令他人同久比、男宗麻呂、舒明天皇御世負商長姓也と云へば、當時交換の事業は既に述べたる數條の外、更に其同質なること價格の變動せざること等の諸項を增加したること明白なるをや、見るべし顯宗天皇の紀に稻斛銀錢一文と見ゑたるは、其前後の文は縱令後漢書の明帝紀永平二年の處に、是歲天下安平、人無徭役、歲比登稔、百姓般富、粟斛三十、牛羊被野とあるを取れるにせよ、この一句のみは即ち事實なることを、故に余は云く、神功皇后の頃より既に錢を用ゐて貨

幣としたるを見れば、顯宗天皇の御代に銀錢の行はれたりと云ふは至當の順叙にして、銅錢は猶其前にありしならんと、

〔和漢古今稀世錢譜〕

舊譜に曰く、天武天皇の御代之を作るそ、舊本芳川羽積の造之を無文銅錢と號く、既に乇字の如き文有り、豈に無文と稱すの理あらんや、予之を稻文銅錢と稱する者は、周の月星禾尊の銘に此文有り、其古字乇則是なり、後世周元通寳背米の字有者、洪武背亦米の字有者あり、皆禾文に根づく者也、稻は禾也、米也、金石韻譜に曰く、莫禮切、粟實也、象ニ禾實形一也、米也、丂也と、案に、禾文は亦食貨に拘はる、亦銘するも自ら其由緣あり、深く思慮して覺知すへし、

〔泉彙引〕

顯宗天皇紀曰、二年丙寅十月戊午朔、癸亥、宴ニ群臣一、是時天下安平、民無ニ徭役一、歳比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文、寳曆十一年辛巳十月七日、攝津天王寺村南平野町綠屋某が田地字眞寶院と稱するの畠中より堀出す、無文銀凡百枚許を得て官に納むと、即是なり、

論じ去り論じ來りて遂に此處に至れば、我國當時の商業は一方に於ては朝廷の財政が彼の如く進歩したると與に、海陸運搬の事業に於ても、物品交換の事業に於ても、百般の機關は漸く己に整頓したるものなることを知るべく、更に是等貨幣の原質は皆之を海外に取りしことを回想すれば、當時商業の形勢は今より之を想像するよりは遙に進歩し居たりしを知るべし、要ずるに當時商業の形勢は縱令充分の發達を經ざりしにせよ、當初よりこゝに至るまで着々として其歩を進め來れることは昭らけく、而して其進歩たるやまた決して或る一个人の如意智工に助長されしものにあらざることも明なり、然れども或る一物が著しく進歩する時に當りては、他の物が其壓倒する所となるは免かるべからざるの勢にや、當時政海に著大なる變動あり、從來地方に分散したる國家の權力は、遂に中央集權の一大政府に統一せられしかば、商業の利益もまた其吸取する所となり、從來進歩し來れる形勢は忽ち一變して退守の針路を取る、是に於てか新羅獨立し百濟唐に入り、韓地杳渺また域內にあらざるなり、縱令文物制度を粉飾して之を國家全盛の時代なりと稱するも、祖宗累世の功業を遺棄したるは即ちこの際に在りと云はざるを得んや、

大日本商業史卷二

菅沼貞風著

上古の時代（遣唐使幷其廢止後の時代）

遣唐使の原始幷朝鮮半島の獨立

世人皆言ふ、日本の人種は進取に鋭なりと、之を我國民の歷史に徵するに大に然るものあるが如し、然れども其進取に鋭なるもの豈原因なしとせん、蓋し推古天皇の御代の頃に至りてや、我國に行はれたる舊來の族制政治は漸く積弊の極點に達し、將に政治社會の一大改革を釀生せんとするの氣運に迫れり、この時に當りて新來の佛法盛に我國に行はれ、賴て以て漢字を讀み漢文を解するの業起り、遂に其改革の模範は之を支那に取ることゝなりしかば、昔日の倭國王は今や變じて日出處の天子となり、莊嚴なる一大帝國の中央政府は屹として我國に造出され、天下の政權を集合して之をこゝに統一したれば、天下の耳目は賴て以て一新せり、夫れ既に政府改革の模範を支那に取る、是に於てか素衣にして而して椎髻し、跪坐して而して拍手するは、紫袍にして而して金冠し、佇立して而して再拜する

の勝れるに如かざるを感じ、上唱へ下和し天下靡然として之に趨る、是に於てか唐音を能くするものは學士となり博士となり、唐禮を能くするものは參議となり大臣となり、族制を廢し人材を擧げ、律を定め令を撰み、日本の國土を陶埏して將に唐の國土となさんとするの勢わり、其容儀辭令の如きは殆んど唐人を凌駕して其表に出づるに至る、亦た盛なりと云ふべし、然れども模倣の律令は國風に適し難く、塗抹の文物は民力に應じ難し、是に於てか僅に發達し來れる商業の進路は全く政權に阻絕せられ、國家の元氣廢頽し去れり、この剛毅なる日本人種が支那に拮抗して、東洋の「チュートニック」人種たる能はざりし所以のものまた一に之に因る、進取に鋭なるは嘉すべし、然れども其進取の針路にして苟も毫釐を差へんか、國を誤り民を毒する測るべからざるものあらん、

蓋し漢字を讀み漢文を解する業の我國に起りしは、應神天皇の御代十六年二月、百濟の博士王仁我國に來りて論語等の書を傳へしに始まる、ろの後履仲天皇の御代の頃、始めて諸國に史を置きて言事を誌し、官物の出納また秦漢百濟内附の民をして之を記錄せしめたりと云ふ、是れ我國に漢字を用ゐたる原因にして、抑〻又簿記術の濫觴ならん、然れども當時漢字は未だ徧く天下に行はるゝに至らずして、之を讀み之を解したるは獨り「オサ」即

譯語の職ありしのみ、欽明天皇の御代十三年十月、百濟王聖明佛像經論等の物を獻じ、是法於諸法中最爲殊勝、難解難入、周公孔子、尚不能知、此法能生無量無邊福德果報、乃至成辨無上菩提、譬如人懷隨意寶、逐所須用盡依情、此妙法寶亦復然、祈願依情無所乏、且夫遠自天竺、爰洎三韓、依教奉持、無不尊敬、由是百濟王臣明謹遣陪臣怒唎斯致、奉傳帝國、流通畿內、果佛所說、我法東流、と云へる表を上りしより、佛法始めて我國に入りしが、佛法は政治上の關係によりて大に傳播の勢を逞うし、其傳播の勢は反て漢字を讀み漢文を解する業をして、我國一般に行はるゝに至らしめたり、隋書に無文字、唯刻木結繩、敬佛法、於百濟求得佛法、始有文字、と云へる是れなり、

熟ら當時の勢を察するに、我國は猶舊來の族制政治を存し、朝廷に奉仕せる臣、連、八十伴造より、國造、縣主、村主、稻置に至るまで皆族民の宗なりければ、恰も封建の勢を成し、積習の弊、臣連の首長なる大臣大連の二臣は、朝廷に立ちて政權を執りしより、勢動もすれば皇室を傾け、國造伴造等亦自ら其民に課税して毫も制限する所なかりしかば、萬民疾苦の境に落ちにき、其頃大臣大連の職に在りしは、蘇我物部の二氏にして、共に政權を爭ひしが、佛法の我國に入るや、蘇我稻目宿禰首として之を推尊したるを見て、物部守屋大連

は痛く之に反對し、兩氏の間遂に一大爭鬪を生じ、物部氏滅して政權全く蘇我氏の手に歸せり、是に於てか、佛法は恰も新苗の雨を得たるが如く勃然として起り、推古天皇の御代に當りて、蚤已に寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、合千三百八十五人ありしと云ふ、同じ御代の十五年七月、大禮小野臣妹子及び通事鞍作福利を支那に遣はしたるが如きも、また佛法を學習せしめられんためなりしにや、隋書に、自魏至齊梁代與中國相通、開皇二十年、（この御代の八年）倭王姓阿毎、字多利思比狐、號阿輩鷄彌、遣使詣闕、上令所司訪其風俗、使者言、倭王以天爲兄、以日爲弟、天未明時、出聽政、跌跏坐、日出便停理務云、委我弟、高祖曰、此太無義理、於是訓令改之、大業三年、其王多利思比狐、遣朝貢、使者曰、聞海西菩薩天子、重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人、來學佛法、其國書曰、日出處天子、致書日沒處天子、無恙云々、帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞、と云へる想ふべし、

然れども當時我國に傳はりし佛法は、自西國至于漢、經三百歲、乃傳之至于百濟國○日本紀夫れより又百年にして我國に來りし者にして、其經典の如きも亦皆漢字に譯されたる者なりしかば、傳播の勢と與に、漢字を讀み漢文を解するの業漸く世に行はれ、遂に彼の國の政

躰を知り彼の國の學説を研究する者を生じ、彼の普天之下、莫㆑非㆓王土㆒、率土之濱、莫㆑非㆓王臣㆒と云ひ、天無㆓二日㆒、民無㆓二王㆒と云へる學説の實際に支那の政體を形成せし一事は、廣く我國に特有なる尊王の理想を浹洽して、頗る當時の人心を刺擊し、苟も佛法を信じて漢字を讀み漢文を解したる人には、決して蘇我氏の如き一物の君と臣との間を離隔するを是とする能はずして、遂に大に內政改良の企望を生じ、而して其模範は之を支那に取るの必要已むべからざるを感じたり、當時皇太子にして萬機の政を攝し玉へる廐戶皇子は最も聰明に坐しければ、是等の新思想に感化せらるゝことも亦た殊に早く、推古天皇の御代十一年二月には旣に冠位十二階を制定して、從來の種族に附著したる氏骨を以て尊卑を分つことを廢棄し、同じき十二年四月また憲法十七條を作り、其中の一條には、國司國造、勿㆑斂㆓百姓㆒、國無㆓二君㆒、民無㆓兩主㆒、率土兆民、以㆑王爲㆑主、所㆑任官司、皆是王臣、何敢與㆑公、賦㆓斂百姓㆒を明記して、從來國造伴造等が土地人民を私有したる見解を打破し、以て大政の針路を一定せらる、彼の遣唐使の擧の如きも、また是等の改良を行はるゝに必要なる制度文物の學習を附帶したるは、經籍後傳記に、是時國家書籍未㆑多、爰遣㆓小野臣因高於隋國㆒、買㆓求書籍㆒、兼聘㆓隋天子㆒、（善隣國寶記）と云へるにても之を知るべし、

されば當時の遣唐使は、佛法の傳授と、內政の改良に必要なる制度文物の學習とを附帶したるものなるや明白なり、而して同じ御代の十六年四月、小野臣妹子が我國に歸り來るや、隋使裴世清左の書を齎らして之を送り來りしかば、我國再び妹子をして之を送らしめ、且つ曩きに與へられたる勅書に、日出處天子致書日沒處天子」とありしは、彼國の甚だ悅ばざる所なりし由を聞し召し、この度は東天皇敬白西皇帝」とかきたる答書を與へられたり、

皇帝問倭皇、使人長吏大禮蘇因高等至具懷、朕欽承寶命、臨御區宇、思弘德化、覃被含靈、愛育之情、無隔遐邇、知皇介居海表、撫寧民庶、境內安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢、丹款之美、朕有嘉焉、稍暄、此如常之、故遣鴻臚寺掌客裴世清、稍宣往意、并送物如別、

其答書に曰く、

東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊候何如、想清悆、此即如常、今遣大禮蘇因高、大禮乎那利等往、謹白不具、

昔時は「ォサ」即譯語の書くがまに〳〵倭國王と記したる國書が、今や日出處の天子又は東天皇となり來りしは、縱令未だ全く支那をして我國を藩屬視せざらしむる能はざりしにせよ、また非常なる進步を呈せし者と云ふべし、この答書を與へ使者を送られしは、同じ年の

九月にして、其の使者は書中にも見ゆるが如く、小野妹子及び吉士雄成なりしが、同じ御代の十七年九月に至りて我國に歸り着けり、同じ御代の二十二年六月にも、また使者犬山君御田鍬及び矢田部連を遣したるに、同じき二十三年の七月歸り着けりと云、其後舒明天皇の御代二年八月、また御田鍬及び藥師惠日を使者として彼國に遣はさるや、當時彼國隋既に滅びて唐之に代りし頃なりしかば、彼國よりも使者高表仁を遣はして、同じき四年の十月に我國の使者を送り來れり、舊唐書に云く、貞觀五年遣レ使獻二方物一、太宗矜二其道遠一、勅二有司一勿レ令二歲貢一、又遣二新州刺史高表仁一、持節往撫レ之、表仁無二綏遠之才一、與二王子一爭レ禮、不レ宣二禮命一而還と是なり、「不レ宣二禮命一而還れる事は、駁戎慨言の說最も其當を得たり、同書に云く、抑かの太宗といひしは、いとかしこき王にて、其の國をよくおさめて、さきざきよりもいきほひすぐれたるころほひにて、いよいよおごれる心には、御國よりの御使の趣もさこそしたがひおぢたらめと思ひゐたりしならんに、さはあらでよろづいと高かりけんを思のほかにゐやなしと思ひて、又御使つかはさんにはかならず倭王某となのりて、ゐやゐやしく有べしとやうにいひしらせ申さんとてぞ、この高表仁をばおこせんけん、されば表仁もいとゞみだりにおごりたかぶりつゝ、いともかしこく天皇をもかろめ奉りて、かの國にしたがひおるかたはらの國王ども

と、ひとしなみにあへしらひ奉らんとせし故に、皇朝には凡てさるゐやなきあへしらひは、さらに受たまはで、よろづにきびざりけんことも有りぬべし、されば杜佑が通典には由レ是遂絶といへりと、但し唐にても我國を遇するとの諸蕃と少しく異なりしは、舊唐書に、太宗矜二其道遠一。勿レ令二歲貢一、（唐書には勿拘歲貢とあり）と云ひ、我國の遣唐大使藤原葛野麿が福州觀察使に與へし書に、唐之遇二日本一也、待以二上客一、與二瑣々諸蕃一、豈同レ日可レ論乎と云へる杯によりて之を知るべし、唐が此の如き待遇をなせしは、隋の時にも我國よりの國書には、日出處天子致二書日沒處天子一無レ恙と云ひしと聞え、また隋書にも、新羅百濟以レ倭爲二大國一、多二珍物一、常遣レ使往來と云へるが如くなりし故ならん、然れども我國が何處までも日出處天子致二書日沒處天子一と云へる筆法を以て通過せんと欲したるは、遂に彼國の蠻夷書有二無禮一者勿二復以聞一と云へる思想と相容るゝ能はざりしは事實なるべし、是に於てか二國の交は嘗て絕えざりしかども、推古天皇の御代三十一年に當りて、唐國に留學したる僧徒等歸り來りて、留二于唐國一學者、學以二成業一應レ喚、且其大唐國者、法式備定珍國也、常須レ達と奏聞したる以來、學問僧僧旻等は舒明天皇の御代四年に歸り來り、學生高向漢人玄理等は同じ御代の十二年に歸り來りて、益ゝ支那の制度文物を輸入し、皇極天皇の御代四年に至りては、是等留唐學生にして歸朝せしものゝ一人

なる南淵先生の門に遊びて、周公孔子の教を學び、彼の普天率土の新思想を喚起したる中大兄皇子及び中臣連鎌足等相謀りて、遂に蘇我氏を倒せしかば、我國の政治世界に一大改革を行ふの時機方に至り、孝徳天皇の御代大化二年正月遂に改新の詔を下して、歴朝天皇の置給へる子代の民、又は處々の屯倉、及び別、臣連、伴造、國造、村主、首等が領したる部曲の民、又は處々の田莊等を廢し、從來の族制政治を一變して、彼の唐より歸り來れる玄理僧旻に命じて、八省百官の組織を論定せしめ、新に中央集權の一大政府を起されしかば、我國の支那に對する需要はまた益〻厚く、其御代の白雉四年五月よりまた遣唐使を發せらる、この時の使船は二艘にして、毎艘大使副使あり、其一艘は大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒、其一艘は大使大山下高田首根麿、副使小乙上掃部連小麿にして、各學生僧徒其他百二十人を乘せたり、是海上覆沒の難ありて使命の通せざらんことを慮かられし故なるべし、果せる哉其の年の七月に根麻呂等が乘りし一船薩摩の竹島の門にて合船沒死したりと聞ねしかば、同じき五年二月、大錦上高向史玄理を押使となし、大使小錦上河邊臣麻呂、副使大山下藥師惠日、判官大乙上書直麻呂、宮首阿彌陀、小乙上崗君宜、置始連大伯、小乙下中臣間人連老、田邊史鳥等と與に、二船に分ち乘せて遣はされしに、留連數月取新羅道、泊于萊州、遂到于

京、奉レ覲天子一と云、彼の吉士長丹等が我國に歸來りしは、此年の七月にして、河邊臣麻呂等が歸來りしは齊明天皇の御代元年八月なりしかども、押使高向史玄理は彼國にて病沒しぬ、又長丹が還るや多く文書寶物を得來りしかば、小華下に叙し封戸二百戸を賜ひ、姓を吳氏と賜へりと云ふ、今長丹の像近江國蒲生郡吳神社に傳はれるを見るに、純然たる唐服をつけて唐冠を戴けり、當時唐制模倣の趨勢亦た以て想ひ見るべし、

我國既に積弊に堪へざる所の族制政治を廢棄して、支那郡縣の制度を模倣し、遂に普天の下率土の濱をして、一民王臣にあらざるなく、尺地も王土にあらざるなからしめ、以て天無二日、民無二二王一の主義を實行したるは偉なりと云ふべし、然れども政治界の一大激變は、其波瀾の及ぶ所遂に社會の基礎を動搖し、魂飛び目眩して人をして是非善惡の別なく、總て舊物の厭忘すべきを覺えしめ、衣服の制に至るまで、また盡く自家慣用の物品を放棄して、唐制を模倣するに至りては、其の民力を消耗して國家の元氣を減殺したる實に鮮少ならざりしならん、この時に當りて、唐は既に數世の治を重ね、國力充實して用ゐる所なきに苦みしかば、新羅其援を求むるに乘じて、遂に百濟高麗の二國を滅し、我朝鮮半島の屬地を奪へり、嗟乎曩きには駸々として西土に植民し、新羅を征し高麗を伐ち、支那人種の東遷を遮斷せし日

本民族が、今や朝鮮半島の屬地を失ひて、疆域の中に退守するに至りしは、豈之を新造の中央政府が徒らに文物の塗抹を務めて、國力を休養するを怠りし罪に歸せざるを得んや、昔し神功皇后の新羅を征服せらるゝや、我國の威勢漸く韓地に加はり、百濟首として新羅より獨立し自ら朝貢を修めしかば、新羅私に之を憤り百方沮滯の策を行ふ、是に於て我國將軍を派遣し、新羅の屬國を經略して之を百濟に賜ひ、之をして新羅に拮抗して其獨立を保たしむ、是より後、百濟遂に我國に心服して、また背反の念あるとなく、加羅、卓淳の諸國も亦皆新羅の羈絆を脫して、我國に直隸するに至れり、仁德天皇の紀に云、四十一年春三月、遣紀角宿禰於百濟、始分國郡疆場、具錄鄉土所出と、當時國權の隆盛なりしや想ふべし、是に於てか是等の諸國をして一定の疆場を區畫してまた相變易するを得ざらしめ、若し命を用ゐざるものあれば、其地を削りて之を沒收し、「クニノミコトモチ」即國司を派遣して之を統治せしめらる、吉備上道臣田狹を任那國司に拜し、穗積臣押山を哆唎國守に任ぜられしが如き即是なり、當時統御の術、其宜しきを得たりと云ふべし、然れども新羅は固より古の辰國にして、是等諸韓の國々に君臨したるの國、我國が漸く其屬國の獨立を承認して韓地の政にも干涉するを惡み、常に一朝の伸ぶるを思へり、若し我國をして屬國既に反き、孤立援なきの機に乘じ

て、直に新羅を滅絶し、據て以て諸韓に號令せしめば、朝鮮半島の地は永く帝國の版圖たるを得しなるべしと雖も、成を承くるの人は毎に創業の偉畧なし、統御漸く其術を失ひ、徒らに百濟に偏私して、伴跛の內己汶、帶沙の二處、任那の內上哆唎、下哆唎、娑陀、牟婁の四縣、加羅の內多沙津の一港、漸く百濟に割與せしかば、諸韓の國勢忽ち其平均を失ひ、伴跛、加羅は背反して新羅に同盟し、卓淳も亦新羅に內附し、任那は削弱して新羅に幷呑され、新羅漸く其勢を復しぬ、然れども新羅の盛なるは、百濟高麗の利にあらず、是に於て二國合して一となり、其全力を盡して新羅に迫る、新羅僅に其勢を復せしと雖も安んぞ二國の兵に當るを得ん、西のかた援兵を唐に乞ひ以て苟免の途を求めたり、是れ唐が朝鮮半島の政に干涉せし起源にして、抑〻又我國が其屬地を失ひし基因なり、

唐の新羅を助けて百濟を滅せしは、齊明天皇の御代六年七月なりしが、同年十月、百濟の遺臣福信等唐新羅の兵を破り、遂に王城を恢復して援を我國に乞ふ、天皇之を許し筑紫に親征して出兵の事を督せらる、是より先きこの御代の五年八月、小錦下坂合部連石布、大山下津守連吉祥等を唐に遣し、陸奥の蝦夷男女二人を以て、唐の天子に示されしに、唐は將に百濟の役を起さんとする秋なりければ、使者を拘留して役の終るを待てり、彼等が放されて我

國に還りしは、同七年の五月にして、恰も天皇が筑紫の朝倉宮に駐まり坐せし時なりき、當時其使者の一行に伴へる伊吉連博德が紀行は、我國海外紀行の最も古き者にして、參驗するに足る者あれば、今之を揭出せん、

同天皇之世、小錦下坂合部石布連、大山下津守吉祥連等二船、奉使吳唐之路、以己未年七月三日發自難波三津之浦、八月十一日發自筑紫大津之浦、九月十三日行到百濟南畔之島、島名毋分明、以十四日寅時二船相從放出大海、十五日日入之時、石布連船橫遭逆風漂到南海之島、々名爾加委、仍爲島人所滅、便東漢長直阿利麻、坂合部連稻積等五人、盜乘島人之船逃到括州、々縣官人送到洛陽之京、十六日夜半之時、吉祥連船行到越州會稽縣須岸山、東北風々大急、二十三日行到餘姚縣、所乘大船及諸調度之物、留著彼處、潤十月一日、行到越州之底、十月十五日乘驛入京、二十九日馳到東京、天子在東京、三十日、天子相見問訊之、日本國天皇平安以不、使人謹答、天地合德、自得平安、天子問曰、執事卿等好在以不、使人謹答、天皇憐重、亦得好在、天子問曰、國內平不、使人謹答、治稱天地、萬民無事、天子問曰、此等蝦夷國在何方、使人謹答、國在東北、天子問曰、蝦夷幾種、使人謹答、類有三種、遠者名都加留、次者麁蝦夷、近者名熟蝦夷、今此熟蝦夷、每歲入貢本國之朝、天子問曰、其國有五

穀、使人謹答、無之、食肉存活、天子問曰、國有屋舍、使人謹答、無之、深山之中、止住樹木、天子重曰、朕見蝦夷、身面之異、極理喜怪、使人遠來辛苦、退在館裏、後更相見、十一月一日朝有冬至之會、會日亦覲、所朝諸蕃之中、倭客最勝、後由出火之亂、棄而不復檢、十二月三日、韓智興傔人西漢大麻呂枉讒我客、客等獲罪唐朝、已決流罪、前流智興於三千里之外、客中有伊吉連博德、奏因即免罪、事了後勅旨、國家來年必有海東之政、汝等倭客不得東歸、遂逗西京、幽置別處、閉戸防禁、不許東西、困苦經年、庚申年八月、百濟已平之後、九月十二日放容本國、十九日發自西京、十月十六日還到東京、始得相見阿利麻等五人、十一月一日爲將軍蘇定方等所捉、百濟王以下太子隆等諸王子十三人、大佐平沙宅千福國辨成以下三十七人、幷五十許人奉進朝堂、急引趨向天子、天子恩勅見前放著、十九日賜勞、廿四日發自東京、辛酉年正月廿五日還到越州、四月一日、從越州上路東歸、七日行到檉岸山明、南以八日鷄鳴之時順西南風放船大海、々中迷途、漂蕩辛苦、九日八夜、僅到耽羅之島、便即招慰島人王子阿波岐等九人、同載客船擬献帝朝、五月廿三日、奉進朝倉之朝、耽羅入朝始於此時、

然れども其年の七月天皇行宮にて崩し玉ひしかば、皇太子政を攝し、百濟の王子豐璋が我國に來觀し居たりしを百濟國王に封じ、兵を發して其の國に護送せしめ玉へり、この時に當り

て唐兵また高麗を襲ひし故、我國はこゝ二國に向ひ屢〻援兵を送りしかども、遂に其効なく、天智天皇の御代二年八月、白村江の戰に、我兵大に唐兵に破られ、百濟遂に滅び、其王逃れて高麗に奔る、是に於て其國民は、我國の將士と與に、寇を避けて我國に歸化せしかば、我國厚く之を遇し、或は位階を授け、或は築城の役を督せしめ、顯然唐に對して敵意を表白し、防人烽火を筑紫及び壹岐對馬に配置するが如き、其他守禦の備に急にしてまた高麗を救ふの暇なく、同じ御代の七年に至り、坐ながら唐をして高麗を滅せしめ、嘗て我國人の植民せし朝鮮半島の屬地は、新羅の一國を除くの外盡く支那に幷呑されたりき、

今や徐ろに其事の終局如何を察するに、この御代の三年五月、唐の百濟鎭將劉仁願使者郭務悰を遣して表函を進めしを、其年の十一月太宰府より、日本鎭西筑紫大將軍牒、在百濟國大唐行軍總管使人朝散大夫郭務悰等至、披覽來牒、尋省意趣、既非天子使、又無天子書、唯是總管使、乃爲執事牒、是私意唯須口奏、人非公使、不令入京と牒して歸されしに、〇善隣國寶記同じき四年九月復た使者沂州司馬劉德高等を遣しければ、我國よりも亦小錦守君大石、小山坂合部連石積等を使者として送遣し、同じき六年十月、熊山縣令司馬法聰等唐國より石積等を送來りしかば、我國よりもまた小山下伊吉連博德等を送使として送遣す、其後同じき八年にも

小錦中河內直鯨等を彼國に遣したるに、同じき十年正月、唐の百濟鎮將劉仁願使者李守眞を遣して上表し、其年の十一月には、唐國使人郭務悰六百人、百濟の人沙宅孫登等一千四百人を送りて對馬に來る、而して其間新羅の使者沙喙湌金東嚴が同じ御代の七年九月に來朝せし以來、新羅朝貢絶ゆることなかりき、夫僅々たる數年の間にして、其使者の往來頻繁なること此の如し、この間豈多少の事由なからんや、蓋し朝鮮の半島は頗る我に密邇するの國、我國をして毫も唐の所爲を承認せずして常に之を爭はしめんか、唐强大と雖も何を以てか之を保たん、是より後數年にして新羅漸く唐の羈絆を脱し、高麗百濟の地を蠶食して、遂に獨立の業をなしたるを見るも亦之を證すべし、唐固より之を知る、是に於てか我國をしてまづ新羅の怨を解かしめ、遂に與に平和の約を締結して、また朝鮮の半島を侵略すること勿らしめんとを務めたり、然れども我國は最初より百濟を助けて唐と戰ひ、今また其遺民を容れて恢復の擧を謀る、故に其談判は容易に終局に至らざりしかども、唐遂に百濟の浮虜を還して、平和の約を締結せんことを求めしかば、我國もたま終に之を許し、この俘虜の引渡しありしならん、其後天武天皇持統天皇の二御代は、全く遣唐使の事なかりしを見るも、また之を知るに足らん、

歴朝の遣唐使幷其廢止

唐既に百濟高麗を滅せし後は、平和の約已に成れりと雖も、朝廷猶其仇を忘れ給はざりしにや、天武天皇持統天皇の二御代は、遣唐の使者あらざりしが、文武天皇の御代大寶元年正月、民部尙書直大貳粟田朝臣眞人を遣唐執節使となし、左大辨直廣參高橋朝臣笠間を大使となし、右兵衛率直廣肆坂合部宿禰大分を副使となし、參河守務大肆許勢朝臣祖父を大位となし、刑部判事進大壹鴨朝臣吉備麻呂を中位となし、山代國相樂郡令追廣肆掃部宿禰阿賀流を小位となし、進大參錦部連道麻呂を大錄となし、進大肆白猪史阿麻留、無位山於憶良を少錄となし、以て唐に遣したる以來、遣唐使また始まり歴朝其擧あらざるはなし、この御代に律令の撰定あり、唐制の模倣を要すること多かりしかば、久しく絶えたりし遣唐使のまたこの御代に始まりしは所以ありところ云ふべけれ、この使者同じき二年の六月に發して、慶雲元年の七月に歸來る、使者の唐に至るや、楚州鹽城縣の界に著きしに、唐人使者を見て亟聞海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今看使人、儀容太淨、豈不信乎と云ひしと云ふ、(續日本紀)舊唐書に、長安三年其大臣朝臣眞人來貢方物、朝臣眞人猶中國戸部尙書、冠進德冠、其頂爲花分而四散、身服紫袍、以帛爲腰帶、眞人好讀經史、解屬文、容止温雅、則天宴之麟

德殿、授二司膳卿一放二還本國一とあるに據るに、其語蓋し信ならん、此時に當りて我國頻りに唐制を模倣して文物を塗抹せしかば、儀容の美或は唐人を凌駕して其意表に出で、坐ろに之を愛慕せしむるに足るもありしなるべしと雖も、是豈に國の威嚴を提起するの道ならんや、是より後朝廷の漸く腐敗せしは、其原因這般に發したりと云ふべきのみ、同じき四年三月、遣唐副使從五位下巨勢朝臣邑治（即祖父）自二唐國一至とあるは、他の船に乘り歸途漂蕩して後れしか、元正天皇の御代靈龜二年八月、從四位下多治比眞人縣守を遣唐押使となし、從五位上阿倍朝臣安麻呂を大使となし、正六位下藤原朝臣馬養を副使となし、大判官一人、少判官二人、大錄事二人、少錄事二人を任してまた彼國に遣はさる、其九月に從五位下大伴宿禰山守代りて遣唐大使となり、養老元年三月に發して、同じき二年十二月に歸る、當時船舶の制未だ全からず、航海の術未だ熟せざりしかば、往復の度每に多少の難を蒙りしが、この度の使人は略ぼ闕亡なく、前年の大使從五位上坂合部宿禰大分も亦た隨て歸來れりと云ふ、舊唐書にこの使者の事を記したるを見るに、開元初又遣レ使來朝、因請二儒士授一レ經、詔二四門助敎趙玄默就二鴻臚寺一致レ之、乃遺二玄默闊幅布一、以爲二束脩之禮一、題云二白龜元年（靈龜の誤ならん）調布一、人亦疑二其僞一、所レ得錫賚盡市二文籍一還とあり、當時唐制の模倣に熱心なりし有樣を見るべし、

聖武天皇の御代天平四年八月、從四位上多治比眞人廣成を遣唐大使となし、從五位下中臣朝臣名代を副使となし、判官四人錄事四人を定め、其九月に使を近江丹波播磨備中の四國に遣して、遣唐使の舶四艘を造らしめらる、是れ遣唐造舶使の始にして、抑又使船を四艘に定められし始めなるべし、同じき五年四月遣唐使船難波津を發しけるが、同じき六年十月、既に使命を終へて歸途に就かんと欲し、四船同じく蘇州を發したるとき、海中忽ち暴風に遭ひ、大使廣成の船は越州に吹戻されて、同じき六年の十一月に多褹島に歸著き、副使名代の船は南海に漂入りて、同じき八年七月に唐人三人波斯人一人を從へて歸來り、判官從五位下平群朝臣廣成が乘りし船は崑崙國に流著きて、同じき十一年十月唐の渤海を經て出羽國に歸著き、他の一船は遂に所在を失ひき、名代が歸るや唐の玄宗書を與へて之を朝廷に奉らしむ、其書に曰く、

勅、日本國王主明樂美御德（スメラミコト）波、禮義之國、神靈所扶、滄溟往來、未嘗爲患、不知去歲何負神明、丹墀眞人廣成等、入朝東歸、初出江口、雲霧斗晴、所向迷方、俄遇惡風、諸船漂蕩、其後一船在越州界、即眞人廣成尋已發歸、計當至國、一船漂入南海、即朝臣名代、艱虞備至、性命僅存、名代未發之間、又得廣州表奏、朝臣廣成等漂至林邑國、既在異域、言語不通、並

被劫掠、或殺或賣。言念災患、所不忍聞、然林邑諸國、比常朝貢、朕已勅安南都護令宣勅、告示見在者、令其送來、待至之日、當存撫發遣、又一船不知所在、永用疚懷、或已達本蕃。有來人可俱奏、此等災變、良不可測、卿等忠信、則爾何負神明、而使彼行人罹其凶害、想卿聞此、當用驚嘆、然天壤悠々、各有命也、中冬甚寒、卿及首領百姓並平安好、今朝臣名代還、一々令口具、書指不多及。〇文苑英華

この書によるときは、唐の我國を遇せしは尙蕃例なりし事知るべし、然れども我國は毫も彼國に屈する所なく、彼の伊吉連博德が紀行にもあるが如く、唐帝より日本天皇の御事を問ひ奉れば、使人は天地合德自得平安と答へ、國內平安なりや否やと問へば、治譸天地萬民無事と答へ、何處までも日出處天子致日沒處天子無恙と云へる筆法を以て應接せしかば、舊唐書にも其人入朝者多自矜大と云へり、孝謙天皇の御代天平勝寶二年九月、從四位下藤原朝臣淸河を大使に、從五位下大伴宿禰古麻呂を副使に任じ、判官主典各四人を定め、同じき三年十一月また從四位上吉備朝臣眞備を副使に任じ、同じき四年閏三月我國を出發して唐國に赴かしめられしに、同じき六年正月副使古麻呂歸來りて、大唐天寶十二載歲在癸巳正月朔、百官諸蕃朝賀、天子於蓬萊宮含元殿受朝、是日以我次西畔第二吐蕃下、以新羅使次東

畔第一大食國上、古麻呂論曰、自古至今、新羅之朝貢日本國久矣、而今列東畔上、我反在其下、義不合得、時將軍吳懷寶見知古麻呂不肯色、即引新羅使、次西畔第二吐蕃下、以日本使、次東畔第一大食國上」と奏せしが如きも、亦以て其一班を見るに足らん、この月副使眞備が船は益久島を經て、紀伊國牟漏崎に歸着き、四月判官正六位上布勢朝臣人主が乘りし第四船も、亦薩摩國石籬浦に來泊せしかども、大使淸河が乘りし第一船は海上漂蕩して、驩州即今の安南の地に到り、遂に唐國に留りぬ、

初め第四船の歸るや、海中順風盛に扇ぎしに、忽ち船尾より火を失し其炎艫を覆うて飛ぶ、柁師川部酒田麻呂は肥前國松浦郡の人なり、柁を轉じて火を避け、手爛るも尙之を動かさゞりしかば、遂に撲滅するを待、人物俱に存せり、是に於てか當郡の員外主帳に補し、外從五位下を授けたりと云ふ、

淳仁天皇の御代天平寶字二年十二月、遣渤海使小野朝臣田守渤海より歸り、唐國の消息を報じ且つ安祿山の難を說きしかば、朝廷大宰府に勅して曰く、安祿山者是狂胡狡竪也、違天起逆、事必不利、疑是不能計西、還更掠於海東、古人曰、蜂蠆猶毒、何況人乎、宜知此狀、預設奇謀、縱使不來儲備勿悔と、同じき三年正月從五位下高元度を迎入唐大使使となし、渤海の

路を取り往て淸河を迎へしめらる、然れども淸河既に唐の特進秘書監となり、遂に歸朝の意なし、唐帝また曰く、特進秘書監藤原河淸（淸河在レ唐、改二名淸河一）今依二使奏一欲レ遣二歸朝一唯恐殘賊未レ平、道路多レ難、元度宜下取二南路一先復命上と、人をして元度を送り蘇州に往き、船一艘長八丈なるを造らしめ、押水手官沈惟岳及び水手數十人を差して之を我國に送還せり、是れ同じき五年八月なり、是に於てか我國にては右虎賁衛督從四位下仲眞人石伴を遣唐大使となし、上總守從五位上石上朝臣宅嗣を副使となし、遣唐造舶使を發して使船四艘を安藝國に造らしめらる、然れども同じき六年四月、造船既に成り之を難波に回航せるとき、江口灘に著き浪の搖る所となりて船尾破裂せしかば、使人を擇節して限るに兩船を以てし、判官正六位上中臣朝臣鷹主を送唐客使となして從五位下に叙し、正六位上高麗朝臣廣山を副使となし彼國に遣されしかども、この年は風波無レ便渡海を得ざりし內、同じき七年正月に至り、渤海の大使王新福來り、唐に史家の禍あり、鄧州襄陽已屬二史家一李家獨有二蘇州一朝參之路固未レ易レ通と奏せしかば、この使者遂に止み、この御代を終るまでまた遣唐使の事なかりき、

光仁天皇の御代寶龜六年六月、又正四位下佐伯宿禰今毛人を遣唐大使となし、正五位上大伴宿禰益立、從五位下藤原朝臣鷹取を並に副使となし、判官錄事各四人を定め、使船四艘を安

藝國に造らしめらる、この使者同じき七年の四月に出發して、同年の閏八月肥前國松浦郡合蠶田浦に到りしが、積月餘日信風を得ざりし中、既に秋節に入り彌水候に違ひしかば、博多の大津に引還して、今既入㆓於秋節㆒、逆風日扇、臣等望㆓待來年夏月㆒、庶得㆓渡海㆒と請ひぬ、朝廷之を許し、後年發期、一依㆓來奏㆒、其使及水手並宜㆘在㆑彼待㆑期進㆖途と勅ありしかども、大使今毛人勅を奉ぜずして京都に還る、然れども之を罪せらるゝこともなく、只副使益立が大宰府に留りて期を待ちしを、時人が之を善みするに任せたるのみ、同じ年十二月、左中辨兼中衞中將鑄錢長官從五位上小野朝臣石根、備中守大神朝臣末足を並に副使となして、益立が副使を停められしは何の故なりしにや、同じき八年四月使者再び京都を發するや、今毛人遂に病と稱して往かざりしかば、石根をして節を持してまづ發し大使の事を行はしめらる、第一船判官大伴宿禰繼人が奏に曰く、去年六月廿四日四船同入㆑海、七月三日著㆓泊揚州海陵縣㆒と、往途の平安なりしを知るに足る、又曰く、九月三日發㆑自㆓揚子江口㆒、至㆓蘇州常熟縣㆒候㆑風、其第三船在㆓海陵縣㆒、第四船在㆓蘇州鹽城縣㆒、並未㆑知㆓發日㆒、十一月五日得㆓信風㆒、第一第二船同發入㆑海、比及㆓海中㆒、八日初更風急波高、打㆓破左右棚根㆒、潮水滿㆑船、蓋板舉流、人物隨㆑亡、無㆑遺㆓勺撮米水㆒、副使小野朝臣石根等三十八人、唐使趙寶英等二十五人、同時沒入、不㆑得㆓相救㆒、但臣一人潜行著㆓舳檻

角、顧眄前後、生理絶路、十一日五更帆檣倒於船底、斷爲兩段、舳艫各分、未知所到、四十餘人累居方丈之舳、擧舳欲沒、截纜拋柁、得少浮上、脱却衣裳、裸身懸坐、米水不入口、已經六日、以十三日亥時、漂著肥後國天草郡西仲島、と、其艫また主神津守宿禰國麻呂幷唐判官等五十六人之に乘りて、薩摩國甑島郡に着けりと云、歸路の慘狀を見るに足る、この月、第四船もまた同郡に歸著きしが、其船頭たりし判官海上眞人三狩は、耽羅島に漂着せしとき島人に略留されしかば、錄事韓國連源等四十餘人のみ乘居たりとぞ、其安全にして歸りしものは第二船及第三船のみ、第二船は薩摩國出水郡に着き、第三船は肥前國松浦郡橘浦に着きしが、其船頭判官勅旨大丞正六位上兼下總權介小野朝臣滋野上奏して言らく、臣滋野等、去寶龜八年六月廿四日候風入海、七月三日與第一船同到揚州海陵縣、八月廿九日到揚州大都督府、即依式例安置供給、得觀察使兼長史陳少遊處分、屬祿山亂、常館驛凋弊、入京使人仰限六十人、以來十月十五日、臣等八十五人發州入京、行百餘里、忽據中書門下牒、撙節人數、限以二十人、臣等請更加四十三人、持節副使小野朝臣石根、副使大神朝臣末足、准判官羽栗臣翼、錄事上毛野公大川、韓國連源等四十三人、正月十三日到長安城、即於外宅安置供給、特有監使勾當使院、頻有優厚、中使不絶、十五日於宣政殿禮見、天子不衙、是日進國信及別貢等物、天子非分

喜觀、班宗群臣、三月廿二日於延英殿對見、所請並允、即於內裏設宴、官賞有差、四月十九日監使楊光耀宣口勅云、今遣中使趙寶英等、將答信物往日本國、其駕船者仰揚州造、卿等知之、二十四日事畢拜辭、奏云、本國行路遙遠、風漂無准、今中使云、往冐涉波濤、萬一顚躓、恐乖王命、勅答、朕有少許答信物、今差寶英等押送、道義所在、不以爲勞、即賜銀鋺酒、以惜別也、六月二十四日到揚州、中使同欲進途、船難卒成、所由奏聞、便寄乘臣等船發遣、其第一第二船並在楊子塘頭、第四船在楚州鹽城縣、九月九日臣船得正南風、發船入海、行已三日、忽遭逆風、船著沙上、損壞處多、竭力修造、今月六日船僅得浮、便即入海、二十三日到肥前國松浦郡橘浦、但今唐客隨臣入朝、迎接祗供、令同蕃例、臣具牒太宰府、仰令准擬と、是に於て當時朝廷の唐使を遇せらるゝや、恰も唐の我使を遇するに同樣なる儀式を用ゐ、新羅渤海諸蕃の例に同じからしめらる、唐使の入京せんとしたるとき、領唐客使等奏して、唐使之行、左右建旗、亦有帶仗、行官立旗前後、臣等稽之古例、未見斯儀、禁不之旨、伏請處分と申ければ、唯聽帶仗、勿令建旗と令す、又奏す、往時遣唐使粟田朝臣眞人等、發從楚州到長樂驛、五品舍人宣勅勞問、此時未見拜謝之禮、又新羅朝貢使王子泰廉入京之日、官使宣命、賜以迎馬、客徒斂轡、馬上答謝、但渤海國使皆悉下馬、再拜舞踏、今領唐客准據何例と申しけ

れば、進退之禮、行列之次、具載別式、令下使所宜據此式、勿以違失と令されしが如き以て之を知るべし、元來我國が唐に對するや、常に日出處天子致書日沒處天子の筆法を用ゐしかども、唐をして我國を待つに對等の禮を以てせしむること能はざりしかば、我國にて彼の使者を待つにも彼が我を待つと同一の禮を以てして、其權衡を保たんことを欲せり、玄蕃寮式に云、凡蕃客從海路來朝、攝津國遣迎船、王子來朝遣國司、餘使郡司、但大唐使者迎船有數、客船將到難波津之日、國使着朝服、乘一裝船、候於海上、客船來至、迎船趨進、客船迎船比及相近、客主停船、國使立船上、客等朝服出立船上時、國使喚通事、通事稱唯、國使宣云、日本爾明神登御宇天皇朝廷登、某蕃王能申上隨爾參上來留客等參近奴登、攝津國守等聞著氐水脉毋致導賜部登宣隨爾迎賜波久登宣、客等再拜兩段、謝言訖引客還泊と、某蕃王とは即ち唐及び新羅渤海の王を稱するものにして、我國が唐と對等の禮を持したる所以の方法を窺ふに足る、而して唐もまた我國をして其使者を待つに此の如き方法を用ゐる勿らしむると能はずして、其使者の我國に來るや、甘んじて其禮に服從せるは、同じ年の五月唐使判官孫興進、秦焦期等朝見を許されて、唐朝の書幷に貢信物を上り、已にしてまた饗を朝堂に賜ひし時、唐朝天子及公卿百姓平安以不、又海路艱險、一二使人、或漂沒海中、或被掠耽羅、朕聞之悽愴於懷、又客等朝來道次、國宰祇供如

法以不と勅したれば、彼等は敬んで、臣等來時、本國天子、及公卿百姓、幷是平好、又朝恩遐覃、行路無恙、路次國宰、祇供如法と答へ、其辭見するや、卿等到此、來經多日、還國之期、忽然已至、渡海有時、不可停住、今對分別、悵望而已、又爲送卿等、新造船二艘、幷差使令齎信物、領卿等遣廻、又令所司置一盃別酒、兼有賜物、卿等好去と勅したれば、彼等はまた臣等多幸、得謁天闕、今乍拜辭、不勝悵戀と申して歸りしを見て之を知らん、初め唐使の來るや、舶二艘を安藝國に造らしめ、從五位下布勢朝臣清直を送唐客使となし、正六位上甘南備眞人清野、從六位下多治比眞人濱成を判官となし玉ひしが、この時唐使を領して唐に往き、同じ御代の天應元年四月歸る、而して彼の耽羅島人に畧留されし遣唐判官海上眞人三狩等も、寶龜十年の七月唐使判官高鶴林、及び新羅の使金蘭蓀と與に、遣新羅使下道朝臣長人に隨つて歸來れりと云ふ、

桓武天皇の御代延曆二十年八月、また從四位下藤原朝臣葛野麻呂を遣唐大使となし、從五位下石川朝臣道益を副使となし、判官錄事各四人を定めらる、この使者同じき廿二年四月難波津を發せしが、其日暴風に逢ひ、船破れ人死せしかば、更に其船を造り、同じき廿三年三月難波津を出發し、其年七月四船同じく海に入る、然れども其内二船はまた暴風に吹返され、只

第一第二の兩船のみ彼國に往き着けり、大使葛野麻呂が上奏に曰く、臣葛野麻呂等、去年七月六日發從肥前國松浦郡田浦、四船入海、七日戌刻、第三第四兩船火信不應、出入死生之間、掣曳波濤之上、都卅四箇日、八月十日到福州長溪縣赤岸鎭已南海口と、以て其遭難の有樣を見るべし、この時葛野麻呂書を福州觀察使に贈る、其書に曰く、

賀能啓、高山澹默、禽獸不告勞而投歸、深水不言、魚龍不憚倦而逐赴、故能西羌梯險、貢垂衣君、南裔航深、献刑厝帝、誠是明知艱難之亡身、然猶忘命、德化之遠及者也、伏惟大唐聖朝、霜露攸均、皇王欣定、明王繼武、聖帝重興、掩頓九野、牢籠八紘、是以我日本國、常見風雨和順、定知中國有聖、刳巨檜於蒼嶺、摘皇華於丹墀、執蓬萊琛、献崑崙玉、起昔迄今、相續不絶、故今我國主、顧先祖之貽謀、慕今帝之德化、謹差太政官左大辨正三品兼行越前國太守藤原賀能等充使、奉献國信別貢物等、賀能等忘身銜命、冒死入海、既辭本涯、比及中途、暴雨穿帆、戕風折柁、高波沃漢、短舟裔々、凱風朝扇、摧肝耽羅之狼心、北氣夕發、失膽留求之虎性、頻蹙猛風、待葬鼈口、攢眉驚汰、占宅鯨腹、隨浪昇沈、任風南北、但見天水之碧色、豈視山谷之白霧、掣々波上、二月有餘、水盡人疲、海長陸遠、飛虛脫翼、泳水殺鰭、何足爲喩哉、僅八月初日、乍見雲峰、欣悅罔極、過赤子之得母、越旱苗之遇霖、賀能等萬

冒死波、再見生日、是則聖德之所致也、非我力之所能也、又大唐之遇日本也、雖云八狄雲會、膝歩高臺、十戎霧合、稽顙魏闕、而於我使也、殊私曲成、待以上客、面對龍顏、自承鸞綸、佳問榮寵、已過望外、與夫瑣々諸蕃、豈同日可論乎、又竹符銅契、本備姧詐、世淳人質、文契何用、是故我國淳樸以降、常事好隣、所獻信物、不用印書、所遣使人、無有姧僞、相襲常風、于今無盡、加以使乎之人、必擇腹心、任以腹心、何更用契、載籍所傳、東方有國、其人懇直、禮義之鄉、君子之國、盖爲此歟、然今州使責以文書、疑彼腹心、檢括船上、計數公私、斯乃理合法令、事得道理、官吏之道、實是可然、雖然、遠人乍到、觸途多憂、海中之愁、猶委胸臆、德酒之味、未飽心腹、卒然禁制、手足無厝、又建中以往、入朝使船、直着楊蘇、無漂蕩之苦、州縣諸司、慰勞殷勤、左右任使、不檢船物、今則事與昔異、遇將望疎、底下愚人、竊懷驚恨、伏願垂柔遠之意、顧好隣之義、縱其習俗、不怪常風、然則涓々百蠻、與流水而朝宗舜海、喁々萬服、將葵藿以引堯日、順風之人、甘心輻湊、逐腥之蟻、悅意駢羅、今不任常習之小願、奉啓、不宣謹言、〇性靈集

書體恭に過ぐるの嫌なきにあらざれども、遭難瀕死の餘、猶且侃々として、唐之遇日本也以上客、與瑣々諸蕃、豈同日而可論哉と說きしが如きは、屹として獨立帝國の使人たるに負か

ざるものと云ふべし、福州より長安に至る路程七千五百廿里、同年十一月三日福州を發途して、星發星宿晨昏兼行し、十二月廿一日遂に長安の長樂驛に着けり、この時第二船判官菅原朝臣清公等、既に明州より入京して長安に在りしかば、與に唐帝に謁見し、國信物を獻じ、明州に向つて歸途に就く、是より先き、錄事山田大庭等福州に留居りしが、この年二月五日、福州を發して海行五十六日、四月一日恰も明州に來會せしかば、五月十八日諸船纜を解て遂に海に入り、第一船は六月の五日、對馬島下縣郡阿禮村に到り、第二船は同じ月に、肥前國松浦郡鹿島に着けり、第二船には元來副使の乘るべき船なるに、其事の見えざるは副使道益徃途明州にて卒せしが故なり、第三船は其頃まで猶徃かずして有りけるが、この年の七月に出發して漂蕩し、肥前松浦郡庇良島と同郡遠値嘉島との近傍なる孤島に流着き、其船巖間に居り淦水盈溢せしかば、判官正六位上三棟朝臣今嗣等身を脫して岸に就き、官私雜物下收に遑あらざりし程に、船物與に流失したりと云ふ、第四舶の事は詳かならざれども、舊唐書に、貞元二十年遣使來朝、留學生橘逸勢、學問僧空海、元和元年（大同元年）日本國使判官高階眞人上言、前件學生、藝業稍成、願歸本國、便請與臣同歸、從之と云へると、類聚國史に、大同元年十二月壬申、遣唐判官正六位上高階眞人遠成授從五位上、遠成卒爾奉使、不遑治行、其意可矜、故復命之日特授焉と云へるとを參考するに、蓋しまた第三船と同じ

頭に出發し、其明年に歸りしならん、

ろの後平城天皇、嵯峨天皇、淳和天皇の三御代には、遣唐使の沙汰なし、文武天皇の御代より桓武天皇の御代に至るまで、歴朝遣唐使の擧あらざるはなかりしに、今かく絶えたるは、王綱の漸く弛みし徴なるべし、仁明天皇の御代また遣唐使の擧ありしかども、使人航海を畏れて笑ふ可き醜態をぞ現しける、この御代の承和元年正月、參議從四位上右大辨兼行相模守藤原朝臣常嗣を遣唐持節大使となし、從五位下彈正少弼兼行美作介小野朝臣篁を副使となし、判官錄事准錄事知乘船事譯語等各數人を撰み、遣唐造舶使長官次官都匠を置き、遣唐使裝束司をも設けらる、この使者同じき二年四月、難波津を發し、七月二日、博多津を發したるが、其博多津を發せし際忽ち暴風に逢ひ、第一第四の兩船は肥前國に吹歸され、第二船は同じく松浦郡の別島に漂回し、第三船は柁折れ棚落ち、船体破壞して對馬島上縣郡南浦に流着せしかば、修理遣唐舶使長官次官を任じて、其船を修理せしめらる、其間使者京都に還り、同じき四年三月に至り、再び難波津を發して太宰府に向ふ、七月太宰府奏して曰く、遣唐三個舶共指肥前國松浦郡旻樂埼發行、第一第四船忽遭逆風、漂著壹岐島、第二舶左右方便、漂著値賀島と、是に於てまた修理船使を任じ、再び是等の船を修理して、同じき五年五月、また太宰府を發せし

めらる、元來遣唐使船の數は最初は、每に二艘にして、判官錄事等も各二人づゝなりしが、聖武天皇の御代の頃より四艘に一定し、四つの舶なる語は、直に遣唐使船を意味するに至れり、（〇八雲御抄）而してその四船は、各其次第ありて、大使は第一船に乘り、副使は第二船に乘り、第三船第四船は上席の判官船頭となりて、之に乘ることとなりしに、この度は大使常嗣第二船の堅牢なるを悦び、上奏してその次第を損し、自ら之に乘りしかば、副使篁深く其專權を憤り、病と稱して往かず、西道謠を作りて遣唐使の事を譏る、初造舶使、造舶之日、先自定二其次第名一之、非二古例一也、使等任之、各駕而去、一漂廻後、大使上奏、更復卜定、損二其次第一第二船改爲二第一一、大使駕レ之、於レ是副使篁怨懟、陽レ病而留、遂懷二幽憤一作二西道謠一以刺二遣唐之役一と云へるは是なり、（續日本後紀）其詞多く忌諱に觸れ、遂に隱岐に流さる、然れども六年三月にも、又遣唐三個舶所二分配一知乘船事從七位上伴宿禰有仁、曆請益從六位下刀波直雄貞、曆留學生少初位下佐伯直安道、天文留學生少初位下志斐連永世等、不レ遂二王命一相共亡匿、稽二之古典一罪當二斬刑一勅特降二死罪一等一配二流佐渡國一とあるによるに、西道謠は、徒らに行路難より出たるのみ、同じき六年八月、遣唐錄事大神宗雄歸着く、是れ遣唐三個舶本舶の完からざるを嫌ひ、楚州に在りし新羅船九艘に倩駕して、新羅の南に傍ひ、歸朝せしものにして、宗雄は其第六船に駕せしも

のなりと云ふ、餘の八個船或は隱れ或は見え前後相失して未だ到着せざりしが、同じ月大使等の乘りし船七艘亦肥前國松浦郡生屬島に歸着し、十月遣唐使錄事正六位上山代宿禰武益が駕せし所の新羅船一艘、また筑前國博多津に歸着されたれば、九艘の新羅船皆歸着されぬ、七年三月、遣唐知乘船事菅原梶成が駕せし所の第二船大隅國に廻着けりと見ゆるは、眞の第二船にあらずして、他の小船に分駕し來りしものなること、其年の四月の勅に、得今月八日飛驛奏狀、知遣唐知乘船事菅原梶成等分駕一隻小船、廻着大隅國海畔、梶成等漂入異域、萬死更生、久言若節、誠可矜恤、迄于入都、依舊勞來、量賜布帛、以資衣裳、又准判官良岑長松所駕之船、全否未期、鬱陶于懷、宜遞戒邊面、無絶候伺、若有來着、俾得安穩、と云へるにて知るべし、然れども其年の六月太宰府の奏あり、遣唐第二舶准判官從六位下良岑朝臣長松等廻着大隅國と聞えしかば、この度の使者盡く歸着けり、梶成等が異域に漂入りしことは、遣唐第二船知乘船事正六位上菅原朝臣梶成等、海中遇逆風、漂着南海賊地、相戰之時、所得兵器、五尺鉾一枚、片蓋鞘横佩一柄、箭一雙、賫來獻之、不似中國兵仗、とあるのみにして、其何地なりしや知るに由なし、

是より後は清和天皇の御代貞觀十六年六月、豐後介正五位下多治比眞人安江、伊豫權掾正六

位上大神宿禰巳井を唐に遣はし香藥を買はしめられしが、陽成天皇の御代元慶元年七月、唐の商人崔鐸等六十三人と一艘の船に駕して、夥多の貨物を齎し來りしのみ、宇多天皇の御代に至るまでは、また遣唐使の事なかりしに、この御代の寛平六年五月、唐客含」詔入朝と扶桑略記に見えたり、馭戎慨言には、かの承和の後五十餘年御使の絶えたりし故に、皇國のむつびの絶えなんことを心うく思ひて、昔の如く御使給はるべき由など申しおこせしなるべし、さればにや、やがて其八月に菅原大臣の參議左大辨にておはしけるを遣唐大使、紀朝臣長谷雄を副使にめされて、判官主典などをも定められしか共、此ほど唐の世おとろへて、彼國みだれたる由をきこしめしける故に、遂に其事果し給はでやみにし後、ながく絶えてさたもなくなりぬと云へるは、善く其實を得たり、菅原大臣を大使に長谷雄を副使にめされたりと云へるは、扶桑略記に、同じ年八月廿一日、遣唐大使參議左大辨兼勘解由長官菅原朝臣――遣唐副使紀長谷雄と見ゆるに據るものにして、判官主典をも定められたりと云へるは、古今和歌集に、寛平の御時もろこしのはう官にめされて侍りけるとあるに據る者なり、公卿補任尻付には、源朝臣昇、寛平六年八月、兼遣唐裝束使」とも見ゆ、この時の所謂唐客は、時の温州刺史朱褒が遣したる商人にして、名を王訥と云ふものなりしかば、在唐の僧中瓘よりは上表

して、具さに唐國凋弊の狀を說き、入唐の使者は停めらるべしと申せしかども、朝議遂に遣唐に一決してこの叙任あり、中瓘には左の牒狀を賜ひて其旨を示さる、

太政官牒、在唐僧中瓘報上表狀、

牒、奉勅、省中瓘表悉之、久阻兵亂、今稍安和、一書數行、先憂後喜、腦源茶等、准狀領受、誠之為深、溟海如淺、來狀云、溫州刺史朱褒特發人信、遠投東國、波浪眇焉、雖感宿懷、稽之舊典、奈容納何、不敢固疑、中瓘消息、事理所至、欲罷不能、如聞唐人說大唐之事、次、多云賊寇、以來十有餘年、朱褒獨全所部、天子愛忠勤、事之髣髴也、雖得由緖於風聞、苟為人君者、孰不傾耳以悅之、儀制有限、言申志屈、迎送之中、披陳旨趣、又頃年頻災、資具難備、而朝議已定、欲發使者、辨整之間、或延年月、大官有問、得意叙之者、准勅牒送、宜知此意、沙金一百五十小兩、以賜中瓘、旅庵衣鉢、適支分銖、故牒、

寛平六年七月二十二日　　左大史

されどもこの書中にも云へるが如く、驕奢の程度既に財政の缺乏を生じ、資具備はり難く、使者また其行路の難を訴へしかば、其擧遂に止めり、

請令諸公卿議定唐使進止狀、

右臣某謹案、在唐僧中瓘、去年三月、附商客王訥等所到之錄記、大唐凋弊、載之具矣、更告不朝之問、終停入唐之人、中瓘雖區々之旅僧、爲聖朝盡其誠、代馬越鳥、豈非習性、臣等伏檢舊記、度々使等、或有渡海不堪命者、有遭賊遂亡身者、唯未見至唐、有難阻飢寒之悲、如中瓘所申報、未然之事、推而可知、臣等伏願、以中瓘錄記之狀、遍下公卿博士、詳被定其可否、國之大事、不獨爲身、具陳款誠、伏請處分、謹言、

寛平六年九月十四日大使參議勘解由長官從四位兼守左大辨行式部權輔春宮亮菅原朝某

されば扶桑略記にも、同じき七年五月十五日止唐使入朝とは云へり、唐使とは遣唐使にして、其入朝を止むとは唐に往くことを停めたるなり、（遣唐使を稱して唐使と云へるは、古今集に遣唐判官をもろこしの判官とあるにても明白なり、）菅家傳記に、寛平六年九月上狀、請令諸公卿議定遣唐使進止、同七年五月十五日勅止遣唐使とあるも亦た是なり、

最初我國の支那と交を通ぜしは、我國をして我國の朝鮮半島なる諸韓の地を統治することを承認せしめんとせしものなりしかども、隋唐の頃よりは變じて文物傳習の使者となり、其弊たるや、既に腐敗したる支那文物の空氣を吸收して、國家漸く肺病に罹り、朝鮮半島の屬地既に彼國に奪はるゝも、之を恢復するの術なく、其極遂に内自ら困弊して、一介の使者を馳す

るに國庫の收入如何を論ずるに至る、蓋し其病根の因る所を察するに、推古天皇の御代裴世清が來りしとき、皇子諸王諸臣悉以金髻華著頭、亦衣服用錦紫繡及五色綾羅と云へるは其感染の初期にして、文武天皇の御代粟田朝臣眞人が唐に往きし時、唐人が今看使人儀容太淨と云ひしは其浸潤の稍深かりし兆徴なり、仁明天皇の御代遣唐使裝束司を設けられしが如きに至りては、其病已に膏肓の間に入りてまた救ふべからざりしを見る、且つ夫れ當時外蕃使聘の擧あるや、給賜の費贈還の物また實に不貲なりしは、大藏省式によりて之を知るべし、

入唐大使絁六十疋、綿一百五十屯、布一百五十端、副使絁卌疋、綿一百屯、布一百端、判官各絁十疋、綿六十屯、布卌端、錄事各絁六疋、綿卌屯、布廿端、知乘船事、譯語、請益生、主神、醫師、陰陽師、畫師、各絁五疋、綿卌屯、布十六端、史生、射手、船師、音聲長、新羅奄義等譯語、卜部、留學生、學問僧、傔從、各絁四疋、綿廿屯、布十三端、雜使、音聲生、玉生、鍛生、鑄生、細工生、船匠、柁師、各絁三疋、綿十五屯、布八端、傔人、挾抄、各絁二疋、綿十二屯、布四端、留學生、學問僧、各絁卌疋、綿一百屯、布八十端、還學僧絁廿疋、綿六十屯、布卌端、已上布各三分之一給上總布、水手長絁一疋、綿四屯、布二端、水手各綿四屯、布二端、柁師、挾杪、水

手長、及水手、各給二帷頭巾子、腰帶、貲布黃衫、著綿帛襖子袴、及汗衫、褌、貲布半臂、其渤海新羅水手等、時當二熱序一者停二綿襖子袴一、宜レ給二細布袴一、幷使收掌臨二入京一給、其別賜、大使彩帛一百十七疋、貲布廿端、副使彩帛七十八疋、貲布十端、判官各彩帛十五疋、貲布六端、錄事各彩帛十疋、貲布四端、知乘船事、譯語各彩帛五疋、貲布二端、學問僧還學僧各彩帛十疋、

入渤海使絁廿疋、綿六十屯、布卌端、判官絁十疋、綿五十屯、布卅端、錄事絁六疋、綿卌屯、布廿端、譯語、主神、醫師、陰陽師、各絁五疋、綿卅屯、布十六端、史生、船師、射手、卜部、各絁四疋、綿廿屯、布十三端、雜使、船工、柂師、各絁三疋、綿廿屯、布十端、傔人、挾杪、各絁二疋、綿十屯、布六端、水手各絁一疋、綿四屯、布二端、

入新羅使絁六疋、綿十八屯、布十八端、判官絁四疋、綿八屯、布八端、錄事、大通事、各絁三疋、綿六屯、布六端、史生、知乘船事、醫師、少通事、雜使、各絁二疋、綿四屯、布四端、傔人、鍛工、卜部、柂師、水手長、挾杪、各絁一疋、綿二屯、布二端、水手各綿二屯、布二端、

右賜二入レ蕃使一例、宜レ依二前件一、

又た云ふ、

大唐皇銀大五百兩、水織絁、美濃絁各二百疋、細絁黃絁各三百疋、黃絲五百絇、細屯綿一千

屯、別送綵帛二百疋、疊綿二百帖 屯綿二百屯、紵布三十端、望陀布一百端、木綿一百帖、出火水精十顆、出火鐵十具、海石榴油六斗、甘葛汁六斗、金漆四斗、判官各綵帛廿疋、細布四十端、行官各綵帛五疋、細布十端、使丁並水手各綵帛三疋、細布六端、件大副使者臨時准量給之、

渤海王絹三十疋、絁三十疋、絲二百絢、綿三百屯、並以白布裹束、大使絹十疋、絁二十疋、絲五十絢、綿一百屯、副使絁廿疋、絲四十絢、綿七十屯、判官各絁十五疋、絲廿絢、綿五十屯、錄事各絁十疋、綿三十屯、譯語、史生、及首領、各絁五疋、綿二十屯、

新羅王絁廿五疋、絲一百絢、綿一百五十屯、並以白布裹束、大使絁八疋、綿九十屯、副使絁八疋、綿八十屯、大通事、錄事、各絁五疋、綿三十屯、醫師、船頭、通事、小通事、大海師、學語生、各絁二疋、綿六屯、傔人、海師、各絁一疋、綿五屯、水手、各綿一屯、布一端、王子入朝、賜王子准王、大監准大使、第監絁六疋、綿六十屯、大通事、大唐通事、少監、錄事、各絁五疋、綿三十屯、詳文師、卜師、醫師、渤海通事、百濟通事、船頭、通事、小通事、治馬師、大海師、各絁二疋、綿六屯、傔人、海師、神典、及水手同前、

右賜蕃客例、宜依前件、或有階品高下、職事優劣者、並宜臨時商量加減、

若し少しく是等の冗費を省かしめば、一介の使者の發するに於てまた何の難きことあらんや、今道眞の奏に據るときは、此の如き冗費の之を省くべきことは毫も之を論ぜずして、徒らに行路難を叙し、國の大事にして身の爲にあらずと云へり、頗る解すべからざるに似たり、然れども大廈の覆へるや一木豈能く之を支へん、當時遣唐使の廢絶に歸せしは、朝綱廢弛の勢之をして然らしめたるのみ、

新羅及び渤海

我國が頻りに唐に交通して其文物を模倣するに當り、我國の側に存在せる獨立人種は新羅渤海の二王國ありしのみ、而して新羅は當初より我國と其種族を同じくしたりと雖も、直接の利害を異にしたれば遂に我國より獨立し、渤海は高麗の遺種にして、其獨立を保つの策は只支那に抗敵するのみなりしかば最も我國に親めり、然れども此二國は倶に我國に舊交ありて、臣屬の禮を執りしこともありし程なれば、我國之を遇するや毎に之を藩屬視し、未だ嘗て我國に向て對等の交を通ずるを許さゞりき、其方法たるや、恰も支那の諸蕃に交はると同一なる方法を以てしたるものにして、控馭の術を得たりしといふにあらざれども、亦以て東洋の二大帝國は、古より以て今に至るまで日本支那の兩國なりしことを知るに足らん、新

羅が我國に抗敵して百濟を滅せし後、再び我國に來朝したるは、天智天皇の御代七年九月、沙喙湌金東嚴を遣して調物を進めしを以て始とすべし、この時我國よりは新羅王に御調を輸する船一艘、及び絹五十疋、綿五百斤、韋百枚を賜ひ、小山下道守臣麻呂、吉士小鮪の二人を遣新羅使として遣はせりといふ、是より殆んど歲毎に朝貢したること左の如くなりき、

天智天皇の御代八年九月、新羅遣沙湌督儒等進調、

同じき十年十月、新羅遣沙湌金萬物等進調、

天武天皇の御代元年十一月、饗新羅客金押實等於筑紫、十一月、船一隻賜新羅客、罷歸、

同じき四年二月、新羅遣韓阿湌金承元、阿湌金祇山、大舍霜雪等、賀騰極、幷遣一吉湌金薩儒韓奈末金池山等、弔先皇喪、八日、新羅遣韓奈末金利益、送高麗使人于筑紫、

同じき四年二月、新羅遣王子忠元、大監級湌金比蘇、大監奈末金天沖、第監大麻朴武麻、第監大舍金洛水等進調、三月、新羅遣級湌朴勤脩、大奈末金美賀進調、

同じき五年十一月、新羅遣沙湌金淸平請政、幷遣汲湌金好儒、第監大舍金欽吉等進調、

同じき七年、新羅送使奈末加良井山、奈末金紅世、到于筑紫、曰、新羅王遣汲湌金消勿、大

奈末金世々等、貢上當年之調、仍遣臣井山、送消勿等、俱逢暴風於海中、以消勿等皆散之、不知所如、唯井山僅得著岸、然消勿等遂不來矣、

同じき八年九月、新羅遣阿飡金項那、沙飡薩虆生朝貢也、調物金銀鐵鼎錦布皮馬狗騾駱駝之類十餘種、又別獻物天皇々后太子、貢金銀刀旗之類各有數、

同じき十一年十一月、新羅遣波彌飡金智祥、大阿飡金健勳請政、仍進調、

同じき十二年十一月、新羅遣沙飡金生山、大那末金長志進調、

同じき十三年十二月、大唐學生土師宿禰甥、白猪史寶然、及百濟役時沒大唐者猪使連子首、筑紫三宅連得許傳新羅至、則新羅遣大奈末金物儒送甥等筑紫、

同じき十四年十一月、新羅遣波彌飡金智祥、大阿飡金建勳請政、仍進調、

持統天皇の御代元年九月、新羅遣王子金霜林、汲飡金薩慕、及級飡金仁述、大舍蘇信陽等、奏請國政、且獻調賦、學問僧智隆附而至焉、

同じき三年四月、新羅遣級飡金道那等、奉弔瀛眞人天皇喪、並上送學問僧明聰觀智等、別獻金銅阿彌陀像、觀世音菩薩、大勢至菩薩像各一軀、綵帛錦綾、

同じき四年九月、大唐學問僧智宗、義德、淨願、軍丁筑紫國上陽郡大伴部博麻、從新羅送使

大奈末金高訓等、還至筑紫、

同じき六年十一月、新羅遣級飡朴億、徳金深薩等進調、

同じき七年二月、新羅遣沙飡金江南、韓奈麻金陽元等來赴王喪、

同じき九年三月、新羅遣王子金霜林、補命薩飡朴强國、及韓奈麻金周漢、金忠仙等、奏請國政、且進調貢物、

見るべしこの數年の間は、新羅の我國に對するや頗る恭順の禮を執り、國政を奏請するに至りしことを、而して文武天皇の御代慶雲三年正月には、左の如き勅書を賜へることもあり、其勅書に曰く、

天皇敬問新羅王、使人一吉飡金儒吉、薩飡金今古等至、所獻調物並具之、王有國以還、多歷年歲、所貢無虧、行李相屬、欵誠既著、嘉尙無已、春首猶寒、比無恙也、國境之內、當並平安、使人今還、指宣往意、并寄土物如別、

蓋し初め唐の百濟高麗を滅するや、二國を分割して數個の府州縣を置けりと雖も、新羅漸く其地を蠶食して遂に盡く之を奪へり、新羅がこの數年の間最も我國に結納せしは、即この目的を達せんが爲なりしのみ、然れども已に其目的を達するや亦我國に求むる所なし、是に於

てか初めて其本色を現はし、敢て我國に屈從するを肯せざるに至る、新羅に在りては實に良計たり、然れども我國人たるもの豈こゝに遺憾なきを得んや、新羅が其本色を現はしたるは聖武天皇の御代に始まる、この御代の天平四年四月、新羅の使者韓奈麻金長孫等入貢して、來朝の期を定められんことを請ひしかば、三年に一度と定められしと云ふ、然れどもこの時までは未だ恭順の禮を失へることあらざりしに、同じき六年の十二月級代湌金相貞等が來るや、輙ち本號を改めて王城國と稱し、同じき十五年の三月薩湌金序貞が來るや、御調を改めて土毛と稱せしかば、並に之を却けらる、是新羅が漸く藩屬の禮を脫して平等の交をなさんとしたる始なり、然れども孝謙天皇の御代天平勝寶四年六月、新羅の王子韓阿湌金泰廉が來朝したる時の如きは頗る恭順の態を備へ、其口奏の如きもまた、

新羅國王言日本照臨天皇朝廷、新羅國者、始自遠朝、世々不絕、舟揖並連、來奉國家、今欲國王親來朝貢進御調、而顧念一日無主、國政絕亂、是以遣王子韓阿湌泰廉、代王爲首、率使下三百七十人入朝、兼令貢種々御調、謹以申聞

と申せしかば、我國にても、

新羅國來奉朝廷者、始自息長足媛皇太后平定彼國、以至于今、爲我藩屛、而前王承慶、大夫思恭等、言行怠慢、闕失恒禮、由欲遣使問罪之間、今彼王軒英、改悔前過、冀親來庭、而爲顧國政、因遣王子泰廉等、代而入朝、兼貢御調、朕所以

嘉歡勤欵進位賜物と詔し、また自今以後、國王親來、宜以辭奏、如遣餘人入朝必須令齎表文と詔して歸國せしめたり、

かくて同じき五年二月、從五位下小野朝臣田守を遣新羅大使となして遣せしに、新羅の迎接其禮を失ひしかば、田守使事を行はずして還る、是よりして後數年の間新羅の朝貢絶えたれば、淳仁天皇の御代天平寶字三年八月、遂に新羅征伐の議を決し、南海北陸山陰山陽の四道に勅して船五百艘を造らしむ、同じき四年九月、新羅級湌金貞卷を遣して朝貢したれども、只だ不修職貢、久積年月、是以本國王令齎御調貢進と云へる口奏のみなりしかば、曩きに王子泰廉入朝之日申云、毎事遵古迹將供奉、其後遣小野田守時、彼國闕禮、故田守不行使事而還、王子猶無信、況後輕使、豈足爲據と、朝議こゝに一決し、遂に貞卷へは使人輕微不足賓待、宜從此却廻報汝本國、以專對之人、忠信之禮、仍舊之調、明驗之言、四者備具、乃宜來朝と言聞かせてぞ歸されける、この時に當りて唐に安祿山史思明等の亂あり、殆んど危急の勢に瀕せしかば、其東方を顧慮する能はざるは必然にして、渤海の一國また新羅の西北に勃興し、常に圖南の志ありしことを思へば、當時我國をして渤海に合從して新羅を謀らしめば一擧して分つべかりしならん、惜哉唐其亂を平ぐるに及んでは攻守の勢既に變じまた

手を措く所なかりしならん、同じき五年の十一月、節度使を發して東海南海西海の三道なる船、及び兵士水手を定撿せらるゝや、其已に備はりし船數三百九十四艘、兵士四萬九百二十八、水手七千三百六十人にして、大に爲すことあるに足りしかども、其頃孝謙天皇陰に重祚を望み思召して、牝鷄晨を司るの勢を釀せしかば、此の如く準備されたる征討の一擧も遂に果されざりき、同じき七年二月、新羅級飡金體信等をして朝貢せしめたれば、前日の四件は如何にせしやを問はれしに、彼等は唯だ承國王之敎、唯調是貢、至于餘事非敢所知と云ひしかば、是乃爲使之人、非所宜言、自今以後、非王子者、令執政大夫等入朝とて歸され、光仁天皇の御代寶龜元年三月、その使者級飡金初正等來りければ、其來朝の由を問はしめられたるに、在唐大使藤原河清、學生朝衡等、屬宿衞王子金隱居歸鄕、附書送於鄕親、是以國王差初正等、令送河清等、又因來次、便貢土毛とて申せしかば、新羅貢調、其來久矣、改稱土毛、其義安在とて歸され、同じき五年三月に、其使者禮府卿沙飡金三玄等來りし時も、奉本國王敎、請修舊好、每相聘問、幷將國信物、及在唐大使藤原河清書、來朝と申せしかば、夫請修舊好、每相聘問、乃似亢禮之隣、非是供職之國、且改貢調、稱國信、變古改常、其義如何とて歸されしが如き、其氣宇高からざるにあらざれども、苟も勢禁形格の術あるにあらずして、漫に其心服

を求めたるは愚にあらずして何ぞや、同じき九年十二月、遣唐判官海上眞人三狩等耽羅島に漂着して、島人に畧留されたりと聞えしかば、下道朝臣長人を遣新羅使となして、新羅に往きて彼等を求められしに、同じき十年七月、新羅薩湌金蘭蓀等をして長人に隨ひ、三狩及び唐使判官高鶴林を送來らしむ、是に於て其入朝を許され、同じき十一年正月、拜賀の禮を行はしむ、この時新羅の使者財物を獻じて、新羅國王言、夫新羅者、開國以降、仰賴聖朝世々天皇恩化、不乾舟楫、貢奉御調、兼賀元正、又訪得遣唐判官海上三狩等、隨使進之と奏せしかども、是猶口奏にして上表にあらざりしかば、左の勅書を賜ひて之を責めらる、

天皇敬問新羅國王、朕以寡薄、纂業承基、理育蒼生、寧隔中外、王自遠祖、恒守海服、上表貢調、其來尙矣、日者虧違蕃禮、積歲不朝、雖有輕使、而無表奏、由是泰廉還日、已具約束、貞卷來時、更加諭告、其後累使、曾不承行、今此蘭蓀、猶陳口奏、理須依例從境放還、但送三狩等來、事既不輕、故修賓禮、以答來意、王宜察之、後使必須令齎表函、以禮進上、今勅筑紫府及對馬等戍、不將表使、莫令入境、宜知之、春景韶和、想王佳也、今因還使、并賚信物、書指不多及、

抑〻當時の新羅は既に昔日の新羅に異なり、彼已に百濟高麗の故地を併呑して、亦た一大王

國を成せり、安んぞ能く隣國の賓禮を貪て自ら其節を屈せんや、蓋し是より後は新羅の朝聘遂に絕ゆ、○續日本紀 嵯峨天皇の御代弘仁五年五月の制に、新羅王子來朝之日、若有朝獻之志者、准渤海之例、但願修隣好者、不用答信、直令還却、給還粮、○日本紀略 と定められしかども、この制恐くは遂に適用の場合なかりしならん、

仁明天皇の御代承和七年十二月、新羅の人張寶高使者を遣して方物を献ぜしかども、同じき八年正月に、新羅人張寶高、去年十二月、進馬鞍等、寶高是爲他臣、敢輙致貢、稽之舊章、不合物宜、以禮防閑、早從返却、其隨身物者、任聽民間令得交關、但莫令人民違失沽價、競傾家資、亦加優恤、給程粮、並依承前之例と云へる官符を下して之を歸さる、蓋し當時新羅已に衰へ、群雄の地方に割據するもの、或は私に交を隣國に通ずる者あり、而して民の衣食に窮するもの、海に航して我國に來り、商賈を名として時に或は海賊を行ひ邊隷を擾せしかば、同じき九年の八月には、太宰大貳從四位上藤原朝臣衞上表して、新羅朝貢、其來尙矣、而起自聖武皇帝之代、迄於聖朝、不用舊例、常懷姧心、苞茅不貢、寄事商賈、窺國消息、方今民窮食乏、若有不虞、何以防之、望請新羅人、一切禁斷不入境內と起請せり、この起請は、德澤洎遠、外蕃歸化、專禁入境、事似不仁、宜比于流來、充粮放還、商賈之輩、飛帆來者、所齎之物任聽民間

令得廻易、了速放却と云へる朝議によりて廢棄されしかども、また以て當時我國の外交主義甚しき塗抹主義なりしを知るべし、この後新羅益衰へ流民の我邊海に寇するもの愈多し、時人或は以て新羅の我國を覬覦するなりと爲るは是大なる謬見のみ、醍醐天皇の御代延喜二十二年六月、新羅の人甄萱使を遣して牒を太宰府に送る、〇扶桑略記 朝廷即ち大宰府をして之に返牒を與へしめて曰く、

却歸使人等事、

伏思、當國之仰貴國也、禮敦父事、情比孫提、唯甘扶轂執鞭、豈憚航深棧險、而自質子逃遁、隣言矯誣、一千年之盟約斯渝、三百歲之生靈到此、春秋不云乎、親仁善隣、國之寶也、魯論語曰、不念舊惡、是宜恩深含垢、化致慕羶、今差專介、冀藏舁儀者、如牒、都統甄公、內撥國亂、外守主盟、聞彼勳賢、孰不欽賞、然任土之琛、蕃王所貢、朝天之禮、陪臣何專、代大匠而採刀、慕庖人而割肉、雖誠切攀龍、猶嫌忘相鼠、縱宰府忍達金闕之前、而憲臺恐安玉條之下、仍表函方物以從却廻、宜稽之典章、莫處疎隔、過而不改、如其餘何、但輝嵒等、遠渡花浪、漸移葭灰、量給官糧、聊資歸路、今以狀牒、々到准狀、故牒、

延喜二十二年六月　日

甄萱は新羅の金州に割據して、自ら新羅西南都統指揮兵馬制置持節都督と稱し、私に王業を企圖せしかば、交を我國に通じて援聲を得んことを欲せしなるべし、既にして甄萱自立して王となり、國を後百濟と稱し、新羅及び後高麗と相鬩く、同じ御代の延長七年正月、新羅の人對馬の國に漂着したるを、島主阪上經國厚く資給して、擬通事長岑望通、撿非違使秦滋景等に之を護送せしめたれば、甄萱之を見て大に悅び、萱有宿心、欲奉日本國、前年不勝丹款、進上朝貢、而稱陪臣、貢調被返却也、一日欲稱寡人者、且爲奉本意、本意已遂、裝船特進朝貢之間、汝幸過來とて、使者張彥澄を遣はして朝貢を進めたり、若し我國をして後百濟の交を納れ、後高麗を連結して共に新羅に迫らしめば、朝鮮の半島は分ちて而して之を有つべかりしならん、然れども我國既に繁文縟禮の間に圍繞され、毫も雄偉の運動を試むること能はざりしかば、納貢之禮、蕃王所勤、輝嵒先來、已乖古例、彥澄重至、猶有謇違、縱改千萬之面、何得一二三其詞、所贈方奇、不敢依領、人臣之義、已無外交と答へて、空しく其使者を却けらる、是に於てか後百濟遂に後高麗に滅され、新羅もまた其簒奪する所となりて、朝鮮の半島また悉く高麗の有となりぬ、

初め新羅の唐兵を導きて百濟高麗を滅するや、高麗の遺民は猶一國の形をなして、其故地に

占居し、屢〻使を遣して我國に來朝せしが、後遂に渤海の一國を新羅の西北に造出して、新羅と同じく我國に來朝せり、この國は蓋し北は松花江黑龍江に臨み、南は圖門江を超えて高麗の故地即今の咸鏡道に跨り、東は興凱湖、西は今の盛京に達し、其都せる處は今の清洲吉林なりし者の如し、〇地學協會報告嘗て高麗の猶未だ亡びざるや、其北に當りて靺鞨と稱する一部の蠻民ありしが、後高麗の別種大氏に屬して唐人と戰ひ、太白山の東北邊を保有せり、大氏の族に大祚榮なるもの有り、漸く靺鞨高麗の衆を統一し、自立して震國王となる、唐之を征服すること能はずして、遂に其渤海郡王と稱することを許せしかば、後また渤海國王と稱しぬ、然れども其國境を唐に接し、其利害恰も相反對したれば、常に我國に結納して連衡の策を取れり、元正天皇の御代養老四年正月、渡島津輕津司從七位上諸君鞍男等六人を、靺鞨國に遣して其風俗を觀せしめられしは、渤海の國力漸く隆興し來りて、我國政治上の形勢に多少の關係を及ぼせしが故なるべし、聖武天皇の御代神龜四年十二月、祚榮の子武藝使者を遣はして來聘せしかば、始めて使聘の往來あり、當時史家の言に云、渤海郡者舊高麗國也、淡海朝廷（即天智天皇の御代）七年冬十月、唐將李勣伐滅高麗、其後朝貢久絕矣、至是渤海郡王遣寧遠將軍高仁義等二十四人朝聘、而著蝦夷境、仁義以下十六人並被殺害、首領齋德等八人僅免死而來と、

渤海の我國に交通せしは、高麗の舊好を修めしものなりと知られたり、同じき五年正月、使者朝賀して國書方物を上る、其書に曰く、

武藝啓、山河異域、國土不同、遙聽風猷、但增傾仰、伏惟大王、天朝受命、日本開基、奕葉重光、本枝百世、武藝忝當列國、濫摠諸蕃、復高麗之舊居、有扶餘之遺俗、但以天崖路阻、海漢悠々、音耗未通、吉凶絶問、親仁結援、庶叶前經、通使聘隣、始于今日、謹遣寧遠將軍郎高仁義、游將軍果毅都尉德周、別將舍航等二十四人、賫狀、幷附貂皮三百張奉送、土宜雖賤、用表獻芹之誠、皮幣非珍、還慚掩口之誚、主理有限、披瞻未期、時嗣音徽、永敦隣好、

されば我國よりも同じ年の二月、從六位下引田朝臣虫麻呂を送渤海客使となして、彼國に遣し左の璽書を賜ひしが、同じ御代の天平二年八月、虫麻呂歸來りて渤海郡王の信物を獻じぬ、

天皇敬問渤海郡王、省啓具知、恢復舊壤、聿修曩好、朕以喜之、宜傾義懷仁、監撫有境、滄波雖隔、不斷往來、便因首領高齊德等還次、付書幷信物綵帛一十匹、綾一十匹、絁二十匹、絲一百絇、綿二百屯、仍差送使、發遣歸鄕、漸熱、想平安好、

是より後渤海の交通漸く繁く、互に使聘を往來せしむ、同じき十一年十一月、渤海の使者胥要德、我國の遣唐使判官平郡朝臣廣成を送り來りしかば、同じき十二年正月、大伴宿禰犬養

を遣渤海使となして遣したるが如き是なり、然れどもこの時の使者に上表なく、また孝謙天皇の御代天平勝寶四年十二月、渤海の使者慕施蒙が來りしときも上表なかりしかば、左の如き璽書を與へて之を責めらる、

天皇敬問渤海國王、朕以寡德、虔奉寶圖、亭毒黎民、照臨八極、王僻居海外、遠使入朝、丹心至明、深可嘉尙、但省來啓、無稱臣名、仍尋高麗舊記、國平之日、上表文云、族惟兄弟、義則君臣、或乞援兵、或賀踐祚、修朝聘之恒式、効忠欵之懇誠、故先朝善其貞節、待以殊恩、榮命之隆、日新無絕、想所知之、由是先回之使、旣賜勅書、何其今歲之朝、重無上表、以禮進退、彼此共同、王熟思之、季夏甚熱、比無恙也、使人今還、指宣往意、幷賜物如別、

光仁天皇の御代寶龜二年五月、渤海の使者壹滿福が來りしとき、及び桓武天皇の御代延曆十五年四月、呂定琳が來りしときの如きも、亦た上表無狀なるを以て之を責めらる、

天皇敬問高麗國王、朕繼體承基、臨馭區宇、思覃德澤、寧濟蒼生、然則率土之濱、化有輯於同軌、普天之下、恩無隔殊隣、昔高麗全盛時、其王高武、祖宗奕世、介居瀛表、親如兄弟、義若君臣、帆海梯山、朝貢相續、逮于季歲、高氏淪亡、自爾以來、音問寂絕、爰洎神龜四年、王之先考左金吾衛大將軍渤海郡王、遣使來朝、始修職貢、先朝嘉其丹欵、寵待優渥、王襲遺風、纂

修前業、献誠述職、不墜家聲、今省來書、頓改父道、日下不注官品姓名、書尾虚陳天孫僭號、遠度王意、豈有是乎、近慮事勢、疑似錯誤、故仰有司、停其賓禮、但使人萬福等、深悔前咎、代王申謝、朕矜遠來、聽其悛改、王悉此意、永念良圖、又高氏之世、兵亂無休、爲假朝威、彼稱兄弟、方今大氏、曾無事故、妄稱舅甥、於禮失矣、後歲之使、不可更然、若能改往自新、寔乃繼好無窮耳、春景漸和、想王佳也、今因回使、指示此懷、幷贈物如別、

又た云ふ、

天皇敬問渤海國王、朕運承下武、業膺守文、德澤攸覃、既有洽於同軌、風聲所暢、庶無隔於殊方、王新纘先基、肇臨舊服、慕徽猷於上國、輸禮信於闕庭、眷言欵誠、載深慶慰、而有司覩奏、勝寶以前、數度之啓、頗存體制、詞義可觀、今檢定琳所上之啓、首尾不慥、既違舊儀者、朕以、修聘之道、禮敬爲先、苟乖於斯、何須來往、但定琳等、漂著邊夷、悉被劫略、僅存性命、言念艱苦、有憫于懷、仍加優賞、存撫發遣、又先王不慭無終遐壽、聞之惻然時不能、今依定琳等歸次、特寄絹廿疋、絁廿疋、糸一百絢、綿二百屯、以充遠信、至宜領之、夏熱、王及首領百姓並平安好、略此遣書、一二無委、

見るべし當時我國の渤海を遇するや全く蕃屬の禮を用ゐしことを、この時我國より使者正

六位上行上野介御長眞人廣岳、正六位上行式部大錄桑原公秋成を遣し、詳かに其事由を說かしめ玉ひしかば、渤海國王また之に悅服したりけん遂に左の書を上りぬ、

嵩璘啓、差使奔波、貴申情禮、佇承休眷、瞻望徒勞、天皇頓降敦私覗之使命、往問盈耳、珍奇溢目、俯仰自欣、伏增慰悅、其定琳等不料邊虜、被陷賊場、俯垂恤存、生還本國、奉此天造、去留同賴、嵩璘猥以寡德、幸屬時來、官承先爵、土統舊封、制命策書、冬中錫及、金印紫綬、遼外光耀、思欲修禮勝方、結交貴國、歲時朝覲、桅帆相望、而巨木楡材、土之難長、小船泛海、不沒即危、或亦引海不諧、遭罹災害、雖慕盛化、如艱阻何、儻長尋舊好、幸許來往、則送使數不過廿、以玆爲限、式作永規、其隔年多少任聽彼裁、々定之使、望於來秋、許以往期、則德隣常在、事與望異、則足表不信、其所寄絹二十匹、絁二十匹、絲一百絇、綿二百屯、依數領足、今廣岳等、使事略畢、情求迨時、便欲差人送使奉謝新命之恩、使等辭以未奉本朝之旨、故不敢淹滯、隨意依心、謹因回次、奉付土物、具在別狀、自知鄙薄、不勝羞愧、

この書中に、儻長尋舊好、幸許來往、則送使數不過廿、以玆爲限、式作永規、其隔年多少、任聽彼裁と云へる語ありしかば、同じき十七年四月、外從五位下內藏宿禰賀茂麿を遣渤海使となし、正六位上御使宿禰今嗣を判官となし、左の璽書を齎らして彼國に遣はさる、曰く、

天皇敬問渤海國王、前年廣岳等還、省啓具之、益用慰意、彼渤海之國、隔以滄溟、世修聘禮、有自來矣、往者高氏繼緒、每慕化而相尋、大家復基、亦占風以靡絕、中間書疏傲慢、有乖舊儀、爲此待彼行人、不以常禮、王追蹤囊烈、脩聘于今、因請隔年之裁、庶作永歲之則、丹款所著、深有嘉焉、朕祇膺睿圖、嗣奉神器、聲教傍洎、旣無偏於朔南、區宇雖殊、豈有隔于懷抱、所以依彼所請、許其往來、使人之數、勿限多少、但顧巨海之無際、非一葦之可航、驚風踊浪、動罹患害、若以每年爲期、艱虞叵測、間以六歲、遠近合宜、故差從五位下河內國介內藏宿禰賀萬等、充使發遣、宜告朕懷、幷附信物、其數如別、夏中已熱、惟王淸好、官吏百姓並存問之、略此遣書、言無悉、

然れども六年一回の期限甚だ遲ければ、渤海國王また左の書を上て之を短縮せんことを請へり、この書を我國に齎らせしは使者大昌泰にして、其我國に來り著きしは同じ年の十二月なりき、

嵩璘啓、使賀萬等至、所貺之書、及信物絹絁各卅疋、絲二百絇、綿三百屯、依數領足、慰悅實深、雖復巨海漫天、滄波浴日、路無倪限、望斷雲霞、而巽氣送帆、指期舊浦、乾涯斥候無闕候糧、豈非彼此契齊、暗符入道、南北義感、特叶天心者哉、嵩璘忝有舊封、續承先業、遠蒙善

奠、聿脩如常、天皇遙降德音、重貺使命、恩重懷抱、慰愉慇懃、況復俯記片書、眷依前請、不遺信物、許以年期、書疏之間、嘉免瘕纇、庇陰之願、識異他時、而一葦難航、奉知審喩、六年爲限、竊憚其遲、請更貺嘉圖、并迴通鑒、促其期限、傍合素懷、然則向風之趣、自不倦於寡情、慕化之勤、可尋蹤於高氏、又書中所許、雖不限多少、聊依使者之情、省約行人之數、謹差慰軍大將軍左熊衞都將上柱將開國子大昌泰等充使、送國書、兼奉附信物、具如別狀、土無奇異、自知羞惡、

是に於てか同じき十八年四月、使者式部少錄正五位上滋野宿禰船白を遣し、使聘往來の期限は、之を彼國便宜に放任せしめられたり、

天皇敬問渤海國王、使昌泰等、隨賀萬至、得啓具之、王遙慕風化、重請聘期、占雲之譯交肩、聚水之貢繼踵、每念美志、嘉尙無已、故遣專使、告以年期、而猶嫌其遲、更事覆請、夫制以六載、本爲路難、彼如此不辭、豈論遲促、宜其脩聘之使勿勞年限、今因昌泰等還、差式部省少錄正六位上滋野宿禰船白、充使領送、并附信物、色目如別、夏首正熱、惟王平安、略此代懷、指不繁及、

蓋し當時の形勢を察するに、我國が唐の文物を摸倣したる極點は、遂に其外交政略に至るま

で、また蠻夷慕化など云へる唐風の塗抹主義に陷り、是等の諸國に相交はるが如きも、毎に賓禮を脩めて彼をして我の恩惠を仰がしめんと欲し、この御代の同じき二十三年の六月の勅にも、頃年渤海國使來著、多在能登國、停宿之處、不可疎陋、宜早造客院とあるが如く、其來るや之を迎接し、其去るや之を押送し、待遇の禮極めて厚し、而して渤海は其國北邊沍寒の地に居り、温暖地方に向ての需要殊に切なりしを以て、其需要を滿足せしむるの方法は寧ろ此の如き恩惠によりて、無代價に之を受取るの最も便宜なるに若くものなく、且其常に支那に拮抗して其疆域を保持するの策は、其王武藝が上書にも云へるが如く、親仁結援より善き者なかりしが故に、縱令渤海は動もすれば我國に向て對等の交をなさんと欲せしにせよ、猶且此の如く恭順なりしならん、嵯峨天皇の御代弘仁元年九月、渤海の使者高南容來りし故、同じき二年四月從六位上林宿禰東人を送渤海客使となし、大初位下上毛野公繼益を錄事となして彼國に遣はせしに、其時彼國の上書舊例に違はざりしかば、東人之を受取らずして歸來り、國王之啓、不據常例、是以去而不取と奏せしかども、同じき五年九月、渤海の大使王孝廉が來るや頗る恭順なりしかば、我國よりも左の璽書を賜はるが如き亦以て之を知るべし、

天皇敬問渤海國王、孝廉等至、省啓具懷、先王不終遐壽、奄然殂背、乍聞惻怛、情不能已、

王祚流累葉、慶溢連枝、遠發使臣、聿修舊業、占風北海、指蟠木而問津、望日南朝、凌鯨波以修聘、永念誠欵、歎慰攸深、前年附南容等啓云、南容再駕窮船、旋涉大水、伏望降彼使、押領同來者、朕矜其遠來、聽許所請、因差林東仁宛使、分配兩船押送、東仁來歸不齎啓、因言曰、改啓作狀、不遵舊例、由是發日棄而不取者、彼國修聘、由來久矣、書疏往來、皆有故實、專輙違乖、斯則長傲、夫克己復禮、聖人明訓、失之者亡、典籍垂規、苟禮儀之或虧、何須貴於來往、今問孝廉等、對云、世移主易、不知前事、今之上啓、不敢違常、然不遵舊例、愆在本國、不謝之罪、唯命是聽者、朕不咎已往、容其自新、所以勅於有司、待以恒禮宜悉此懷、問以雲海、相見無由、良用爲念也、春首餘寒、王及首領百姓並平安好、有少信物、色目如別、略此還報、一二無悉、

當時我國が此の如き外交政略を執りし一事は、遂に自ら其經費に窮乏し、淳和天皇御代天長元年正月、渤海の使者我國に來りしときの如きは、右大臣從二位藤原朝臣緒嗣が上表によりて遂に之を入京せしめられざりき、其時の詔に曰く、天皇我詔良萬止宣大命乎、渤海國乃使等衆聞食止宣不、其國王國禮止之弖差使止奉渡世利、使等凌飛波岐、忘寒風天參來氣利、隨例爾召治賜无止爲禮止毛、國々比年不稔之天百姓良毛弊多利、又疫病毛發禮利、豐時爾臨三送迎流

爾毛百姓乃苦美有爾依弖奈毛、此般波召賜比治不賜奴、平久靜爾治賜布所爾傳弖、便風乎待天本國爾退還止爲弖奈毛大物賜久止、宣天皇我大命乎衆聞食止宣と、以て其迎接押送の費、極めて少からざりしを見るに足らん、この時また入朝の期限を一紀一回と定められしかども、同じき三年三月、渤海の使者また來るや、朝儀之を迎接せんとせられしかば、緒嗣再び上表して曰く、右大臣從二位兼行皇太子傅藤原朝臣緒嗣言、依臣去年天長元年正月廿四日上表、渤海入朝、定以一紀、而今寄言靈仙、巧敗契期、仍可還却狀、以去年十二月七日言上、而或人論曰、今有兩君絶世之讓、已讓堯舜、私而不告、大仁芳聲、緣何通於海外、臣案、日本書紀云、譽田天皇崩時、太子菟道稚郎子讓位于大鷦鷯尊、固辭曰、豈違先帝之命、輙從弟王之言、兄弟相讓、不敢當之、太子興宮室於菟道而居、皇位空之、既經三歲、太子曰、我久生煩天下哉、遂於菟道宮自薨、大鷦鷯尊悲慟越禮、即天皇位、都難波高津宮、委曲在書紀、不能以具盡于時讓國之美、無赴海外、此則先哲智慮、深慮國家、然則先王之舊典、萬代之不朽者也、又傳聞、禮記云、夫禮者所以定親疎、決嫌疑、別同異、明是非也、禮不辭費、禮不踰節、而渤海客徒、既違詔旨、濫以入朝、偏容拙信、恐損舊典、實是商旅、不足隣客、以彼商旅爲客、損國未見治體、加以比日雜務行事、贈皇后改葬一、御齋會二、掘加勢山溝幷飛鳥堰溝三、七道畿內巡察使四、

可召渤海客徒、五、經營重疊、騷動不追、又頃年旱疫相仍、人物共盡、一度賑給、正稅闕少、況復時臨農要、弊多逢送、人疲差役、稅損供給、夫君無爭臣、安存天下、民憂未息、天災難滅、非一人天下、是萬人天下、縱令損民焉、德有慚後賢、伏請停止客徒入京、即自著國還却、且示朝威、且除民苦、唯依期入朝、須用古例、臣緒嗣雖久臥疾牀、心神既迷、而主恩之至、半死無忘、愚臣中誠、不獲不陳、謹重奉表以聞と、卓見と云ふべし、當時我國朝廷の空氣は既に腐敗に屬したればこの議また行はるゝに由なかりしと雖も、同じき五年正月に渤海の使者王文矩但馬國に來着くや、直に之を還却せしめたるを見れば、この議また全く無効ならざりしなるべし、仁明天皇の御代承和八年十二月、渤海の使者賀福延來着し左の書を上れるが如きも、また以て一紀一回の期限は遂に永制となりしを知るに足る、

渤海國王大彝震啓、季秋漸冷、伏惟天皇、起居萬福、即此彝震蒙恩、前者王文矩等入覲、初到貴界、文矩等即從界未却廻、到國之日勘問、不得入覲逗留、文矩口傳天皇之旨、年滿一紀、後許入覲、彝震仰計天皇叡旨、不要頻煩、謹依口傳、仍守前約、今者天皇轉運、踰次過紀、覲覿之禮、爰恐愆期、差使奉使、任約令覲、彝震限以溟潤、不得拜觀、下情無任馳戀、謹遣政堂省左允賀福延奉啓、

然れども渤海の來聘は、既に彼の如く無代價にて其温暖地方に對する需要を滿足せしめんと欲する商旅主義なりしを以て、此の如く悠々たる期限は之を待つこと能はずして、同じ御代の嘉祥元年十二月も使を遣し、清和天皇の御代貞觀元年正月、及び同じ三年正月にも使者を遣せしかば、其最後の使者の如きは之を迎接せずして還却さる、同じき十三年十二月渤海の使者揚成規が來るや、恰も一紀一回の期限に合へり、是に於てか同じき十四年の五月、其入京を許し鴻臚館に置き、內藏寮をして之と貨物を交易せしめ、また諸市人をして私に之と交易せしめ、其歸るや左の如き璽書を賜ひぬ、

天皇敬問渤海國王、成規等至、省啓昭然、惟王家之急、繕粉澤施治、坤性之貞、凝丹青守信、風猷不墜、景式猶全、相襲舊基於居城、靡欺先紀於行棹、言其篤義、泰覲既脩、贈以翔仁、旋歸如速、數千里之波浪、雖有邊涯、十二回之寒暄、豈促圭晷、苟謂拘禮、誰爲隔蹤、德也不孤、夢想君子而已、國信附還、到宜撿受、梅熟、王及境局小大無恙、略懷遣此、何必煩多、

同じき十五年七月、渤海より唐に遣したる使者崔宗佐等漂ひて肥後國に着けるを、資粮を充給して歸されしが、陽成天皇の御代元慶元年正月、また使者揚中遠を遣して恩を謝し啓を上

る、

玄錫啓、季秋極涼、伏惟天皇、起居萬福、即此玄錫蒙恩、延者使楊成規被差、入覲貴國、得達微誠、禮畢却還、兼書國信、無徴頓臻、捧受喜歡、感激之深、後年本國往唐國、相般撿校官門孫宰所乘船一隻、從風漂流、著貴國岸、天皇特垂恩念、仍與生成、別賜糧料、優賞並蒙、生命全還本國、實是善隣之救、接敦於當時、久要之情、親逢於今日、延頸南望、伏深抃躍、何乃得木石緘默、不陳謝深恩、亦察舊記、久與貴國、交使往來、舟車繼路、今乃使節總絶、已多歳年、伏以、禮尙往來、聖人所貴、聞義則從、君子斯崇、如何先祖規摸當欲奉、於是日、後嗣堂搆、必庶繼於前修、不勝懇誠、不遑待紀、謹差政堂省孔目官楊中遠、令謝深恩、幷請嘉客、伏冀天皇、宣弘前制、仍依故實、遠垂皇華、回復舊路、冀不閉大道、恩隣從容、准例入都、提撕此事、幸甚、限以滄波、未由拜覲、謹奉啓、起居不宣、謹啓、

啓中我國より使者を送らんことを請ひしかども、遺使の事は其費多かりしかば、太政官より官旨を賜ひてぞ歸されける、

太政官宣久、先皇乃制止之天一紀乎以天來朝乃期止爲利、而彼國王此制爾違天使乎奉出世利、凡報謝恩及請使等乃事波、存問之日爾屈伏既訖太利、仍天賚參來留所乃啓幷信物等

不更奏聞客人部此狀乎知天、平介久治賜布所止之天、本國爾退還止爲天奈毛、御手部物道粮賜比饗給波久止宣、

同じき六年十一月、渤海の使者裴頲また加賀國に來著しきかば、直に符を下して私に客徒が齎せる貨物を交易するを禁じ、同じき七年の四月其入京を許して鴻臚館に置かれしは、彼の貞觀十三年に入京を許されし使者の後は、恰も十二年の期限に滿ちしが故なるべし、此時もまた内藏頭和氣朝臣彝範をして其僚屬を率ゐ、鴻臚館に向ひて彼等と交易せしめられしと云ふ、〇類聚國史 其後、宇多天皇の御代寛平七年渤海の使者裴頲來りしことと見え、〇菅家文章 醍醐天皇の御代延喜八年、及び同じき二十年にも其使者裴璆が來りしことと見ゆれども、同じ御代の延長四年渤海遂に契丹に滅されしかば、この交通もまた絶えたり、

遣唐使廢止後の諸國貿易

我國の内政嘗て大に改良して、中央集權の一大政府を建設し、唐制を摸擬して文物を塗抹せしより、隋唐に亢禮して新羅渤海を臣視せしと雖も、是れ其表面の假裝にして、未だ以て國家の利益を增進するに足らざりしかば、其極遂に國力を消耗して自ら窮弊に陷り、遣唐使の學

先づ廢して、新羅渤海に對する遣使と雖もまた漸く廢絶し、遂には是等の諸國より來聘する使者に至りても、また迎接の費に堪へざりしかば、之を制限するの必要を生じ、嘗て頻繁なりし使聘の往來も今や漸く其跡を滅し、寂として亦音なきに至る、然れども當時尙商業の交通を生じて、互に其國際の需要を滿足するを得たるは亦た當然の勢なるべし、昔者商權の猶未だ中央政府に吸收せられざるに當りてや、地方の縣主等が私に朝鮮支那に往來して商業を營むこと自由なりしが故に、彼等は自ら商船を仕立てゝ海外に往來せしめ、以て其驕奢を滿足せしむべき物品を輸入せしめければ、商業賴て以て發達したれども、政權旣に中央政府に統一して、號令征伐天子より出づることゝなりし以來は、地方の豪族は漸く勢力を失ひ、細民が個々に有する勞力資本は、未だ相湊合して海外渡航の商船を仕立つるの程度に進むこと能はず、國司郡司の權限の如きもまた極めて狹隘にして人臣境外の交を許さゞりしかば、國際の需要は唯だ朝廷の使者が相往來するによりて之を補給するの外なかりき、然れども支那と我國との如く土地の相去る遼遠なる地に於ては、其物產には自ら莫大の差異ありて、互に之を交換するは雙方の利益なりしかば、この頃に至りて我國より彼地へ往くことの稀なりしによりて、彼地より我國に商船を送ることゝなり、仁明天皇の御代の頃より屢々唐

商來着の事ありき、

〔續日本後紀〕 嘉祥二年八月、太宰府馳ㇾ驛言上、大唐商人五十三人多齎ニ貨物一駕ニ船一隻一來着、

〔三代實錄〕 貞觀七年七月廿七日、先ㇾ是太宰府言、大唐商人李延孝等六十三人、駕ニ船一艘一來ニ着海岸一、是日、勅安ニ置鴻臚館一、隨ㇾ例供給、

〔同書〕 同八年十月三日、先ㇾ是九月一日大唐商人張言等四十一人、駕ニ船一艘一、來ニ着太宰府一、是日勅ニ太宰府一、安ニ置鴻臚館一、隨ㇾ例供給、

〔同書〕 同十六年七月十八日、先ㇾ是太宰府言、大唐商人崔岌等三十六人、駕ニ船一艘一、六月三日着ニ肥前松浦郡岸一、是日勅、宜下准ニ歸化例一安ニ置供給上、

〔同書〕 同十八年八月三日、太宰府言、去七月十四日大唐商人楊清人三十一人、駕ニ一隻船一、着ニ荒津岸一、勅、宜下准ニ歸化例一安ニ置供給上、

〔同書〕 元慶五年十月十三日、頒ニ下所司一曰、先品高丘親王、志深ニ眞諦一、早出ニ塵區一、求法之情、不ㇾ遠ニ異境一、去貞觀三年自辭ニ當邦一、問ニ道西唐一、乘査一去、飛錫先歸、今得ニ在唐僧中瓘申狀一、偁親王先過ニ震旦一、欲ㇾ度ニ流沙一、風聞到ニ羅越一、逆旅遷化者、雖ㇾ薨背之不ㇾ記、而審問之來可ㇾ知焉、

〔同書〕 仁和元年十月廿日、是日大唐商賣人着二太宰府一、是日下二知府司一、禁下王臣家使及管內吏民私以二貴直一競買上レ他物上、

是に於てか我國の貿易は遂に受身の貿易となり、其受身の貿易と雖どもまた痛く渐制を受けたれば、其衰頽に陷りしは言ふまでもなし、醍醐天皇の御代延喜三年八月の官符の如き以て見るべし、

應レ禁三遏諸使越レ關私買二唐物一事

左右大臣宣、頃年如レ聞、唐人商船來着之時、諸院諸宮諸王臣家等、官使未レ到之前、遣レ使爭買、又郭內富豪之輩、心愛二遠物一、踊レ直貿易、因レ茲貨物價直、定准不レ平、是則關司不レ慥二勘過一、府吏簡二略檢察一之所レ致也、律曰、官司未二交易一之前、私共二諸蕃人一交易者、准レ盜論、罪止徒三年、令云、官司未二交易一之前、不レ得下私共二諸蕃一交易上、爲レ人糺獲者、二二分其物一、一分賞二糺人一、一分沒レ官、若官司於二所部一捉獲者皆沒レ官者、府司須下因二准法條一、愼中其撿校上、而寬假不レ行、令二人狎侮一、宜下更下二知、公家未二交易一之間、嚴加二禁遏一、勿上レ復乖違一、若猶犯レ刑者、沒レ物科レ罪、曾不二寬宥一、

延喜三年八月一日〇類聚三代格

同じき九年閏八月、唐人貨物、年來遣レ使令二檢進一、此度停レ遣レ使、令二太宰府檢二進之一とて、藏人所

の牒を賜ひ進上すべき物の色目を太宰に命せられしかば、同じ年の十一月、太宰少典御船高相唐人の貨物及び孔雀を領して到來せし由の見ゆるによれば、この頃唐の商人年毎に我國に往來したる故、我國にては其度毎に官使を遣して持來れる貨物を檢進せしめられしことを知るべし、同じき十九年七月、交易唐物使藏人所出納内藏大屬當麻有業、唐人鮑置求が太宰少貳に送れる孔雀を献ぜしかば、御前に召して交易唐物を御覽じたることの見ゆるも、彼の年來遣せる官使にや、當時朝廷の外國貿易に干渉したること此の如し、商業何に因てかその發達を全くするを得んや、

この時に當りて唐已に滅びて支那大に亂れ、梁、後唐、晉、漢、周相踵ぎて帝となる、是所謂五代なり、この間兩浙の地方に割據して、自ら呉越王と稱するものあり、錢鏐より傳へて其孫弘俶に至り、遂に屈して宋に入る、而して後高麗に王健と云へるものあり、其主弓裔に代りて王となり、後百濟を伐ちて之を取り、遂に新羅を滅して朝鮮の半島を統一し、黑龍江邊に起れる契丹の一國また渤海を滅して、北は外興安嶺に接し、南は長城に至り、西は阿爾泰山より、東は日本海に連なる地を領せしかば、また我國に交通して貿易をなしたりき、契丹後ち國號を遼と改む、呉越、宋、遼、高麗の四國は、即ち我國が使聘の往來既に絶えた後に當り

て相交通貿易せし國にして、吳越は唐の季より兩浙の地に割據し、最も我國に接近したれば、其我國に交通せることもまた極めて親しかりしもの丶如し、蓋し醍醐天皇の御代に唐人屢〻來りしも、また吳越の人なりしなるべしと雖ども、其國名の始めて歷史に現れしは、朱雀天皇の御代承平五年九月、唐の吳越州の人蔣承勳來り羊數頭を献せしを始とすべし、同じき六年七月も、蔣承勳また季盈張と與に來れりと云ふ、また同じ年の八月左大臣（藤原忠平）賜書狀於大唐吳越王と見え、同じ御代の天慶三年七月に、左大臣（藤原仲平）賜書狀於大唐吳越王（〇日本紀略）と見ゆ、同じき八年七月にも吳越の商船一艘肥前國に來著せし由見ゆるを參照すれば、其後此船の往來常に絕えざりしことを知るべし、（〇外記日記）村上天皇の御代天曆元年閏七月、小野左大臣（藤原實賴）報吳越王書、加砂金二百兩と見ゆるは、即ち左の書なりしならん、（〇帝王編年記）

蔣袞再至、枉一札、開封捧讀、感佩駭懷、筆語重疊、不異面展、幸甚幸甚、袞等逆旅之間、聊加慰問、邊城程遠、恐有疎略、今交關已畢、歸帆初飛、秋氣稍涼、伏惟大王、動用兼勝、即此某祖遣、又所惠士宜、有憚容納、既恐交於境外、何留物於掌中、然而遠志難拒、忍而依領、別贈答信、到宜收納、生涯阻海、雲濤幾重、南翔而北嚮、難付寒溫於秋鴻、東出而西流、只寄瞻望於曉月、抑去四月中、職昇左相府、今見封題、在未轉前、左右之間、願勿疑、勸袞等還、

不宣謹言、

天暦元年閏七月廿七日　　日本國左大臣藤原朝臣 〇本朝文粹

同じき七年七月、右大臣藤原師輔また書を呉越國王に贈れりとぞ、其書盖し是ならん、

蔣承勳來投傳花札、蒼波萬里、素意一封、重以嘉惠、歡惕集懷、抑人臣之禮、交不出境、錦綺珍貨、奈國憲何、然而志緒或緣叢竹之色、德馨或引沈檀之薰、受之則雖忘玉條、辭之恐謂嫌蘭契、强以容納、蓋只感君子親仁之義也、今抱微情、聊寄答信、以少爲遺、到願撿領、秋初、伏惟動履清勝、空望落日、長繇私戀而已、勒承勤還、書不盡言、謹狀、

天暦七年七月　日　　日本國右大臣藤原朝臣 〇本朝文粹

是よりして後、同じ御代の天德元年七月にも、大唐呉越國持札使盛德言上書、同じき三年正月にも、大唐呉越國持札使盛德言上書〇日本紀略と見ゆ、宋の皇朝類苑に、呉越錢氏因海船通信日本、天台智者敎五百餘卷、有錄而多闕、賈人言、日本有之、錢俶致書於其國主、奉黃金五百兩、求寫其本、天台智者敎大布江左と云へるも、亦た是等の使者の時なりけん、既にして呉越宋に降り、其國亡びしかば、我國また宋と相交通するに至りぬ、

宋は村上天皇の御代の頃より、周に代りて既に支那の帝位に登れりと雖ども、當時未だ其國

内を統一すること能はざりしかば、我國にも交通することなかりしが、圓融天皇の御代天元元年吳越を滅せし以降、始めて我國と商業上の交通を開けり、この御代の同じき五年八月に、僧奝然が宋に往きしとき、我國の天台山に贈りし牒狀に、適遇ニ商客一將レ附ニ歸艎一と云へるは即ち其明徵なり、

日本國天台山延暦寺牒ニ大唐天台山國清寺一、東大寺傳燈大法師位奝然陳狀偁、十餘年間、有レ心ニ渡海一、蓋欲下歷ニ觀名山一巡中禮聖跡上也、適遇ニ商客一、將レ附ニ歸艎一、奝然郷土非レ不レ懷、尙寄ニ心於台嶺之月一、波浪非レ不レ畏、偏任ニ身於淸涼之雲一、往者眞如出ニ黃派一而趣ニ中天竺一、靈仙抛ニ家國一而住ニ五臺山一、縱雖ニ庸材一、欲レ追ニ古跡一、伏望垂ニ允容一、給ニ小契一以爲ニ行路之遠信一者、夫以二方異レ域、雲水雖レ迥、一味同レ法、師資是親、件奝然學ニ傳三論一、志在ニ斗藪一、願令ニ萬里之飛蓬付一ニ一個之行李一、以牒、

一條天皇の御代寬和二年七月、宋の商人鄭仁德來りしが、歸艎に附して奝然を召されければ、同じ御代の永延元年二月、奝然また其船に乘りて歸りぬ、奝然既に歸るや、其弟子嘉因を差して宋に往かしめ、表を宋帝に贈る、是皆商船の往來によらざるはなし、

日本國東大寺大朝法濟大師賜紫沙門奝然啓、傷ニ鱗入一レ夢、不レ忘ニ漢主之恩一、枯骨合レ歡、猶亢ニ魏

氏之敵、雖云羊僧之拙、誰忍鴻霈之惶、奝然誠惶誠恐頓首死罪、奝然附商船之離岸、期魏闕於生涯、望落日而西行、十萬里之波濤難盡、顧信風而東別、數千里之山嶽易過、妄以下根之身、適詣中華之盛、於是宣旨頻降、恣許荒外之跋渉、宿心克協、粗觀寓内之環奇、況乎金闕曉後、望堯雲於九禁之中、巖扃晴前、拜聖燈於五臺之上、就三藏而稟學、巡數寺而優游、遂使蓮華廻文神筆出於北闕之北、貝葉印字佛詔傳於東海之東、重蒙宣恩、忽趁來跡、季夏解台州之纜、孟秋達本國之郊、爰逮明春、初到舊邑、緇素欣待、侯伯慕迎、伏惟陛下、惠溢四溟、恩高五嶽、世超黄軒之古、人直金輪之新、奝然空辭鳳凰之窟、更還螻蟻之封、在彼在斯、只仰皇德之盛、越山越海、敢忘帝念之深、縱粉百年之身、何報一日之惠、染筆拭涙、伸紙搖魂、不勝慕恩之至、謹差上足弟子傳燈大法師位嘉因、幷大朝剃頭受戒僧祚乾等拜表以聞、

永延二年歳次戊子二月八日

我國一个の僧徒にして使者を宋帝に送りしは奇と云ふべし、この時奝然が嘉因をして彼國に齎らさしめたる進物は、以て當時我國より支那に向つて、輸出したる商品の一斑を見るに足らん、

佛經　　納青木函

念珠 琥珀、青紅 白水晶、紅黒木槵子、 各一連、並納螺鈿花形平函、

毛籠 一 納螺杯二口、

葛籠 一 納法螺二口、染皮廿枚、

金銀蒔繪筥 二 一合納頭鬘二頭、一合納參議正四位上藤原佐理書一巻、及進奉納物數一巻、表狀一巻、

金銀蒔繪硯筥 一 納金硯、鹿毛筆、松煙墨、金銅水瓶、鐵刀、

金銀蒔繪扇筥 一 納檜扇廿枚、蝙蝠扇二枚、

螺鈿書几 一 納白細布五匹、

螺鈿書案 一 納貂裘、螺鈿鞍、轡、鋼鐵鐙、紅絲鞦泥障、

金銀蒔繪平筥 一

鹿皮籠 一

倭畫屏風 一雙

石硫黄 七百斤

嘉因が歸りしは、同じ御代の正暦二年六月なりしが、其後商客の往來常に絶えざりき、

〔百錬抄〕 長徳元年九月六日、諸卿定申若狹國唐人事、可移越前國之由 定申了、

〔百錬抄〕 同三年十一月十一日、令法家勘大宋商客朱仁聰罪名、

同じ御代の長保五年八月、僧寂照が宋に往きしも、是等の商船に便乘せしにや、同じ御代の寛

〔百錬抄〕 長保四年七月廿日、諸卿定申大宋商客來着事、

弘二年八月、宋の商人曾令文また來る、〇百錬抄 この頃我國にては宋の商人に年紀を一定して來るべき由の官符を給はりしかども、彼等は其期限を待たずして來朝しければ、追ひ歸さんとの朝議ありしが、我國にて唐物を需要することの切なりしかば、其朝議もまた遂に止みしとぞ、

〔小右記〕 右大臣以下着陣、可有太宰言上宋人定云々、令擬饗之後、着仗座定可安置宋人否之由、給官符了、而不待彼期早來、若可被追退却者、早任被官符可被追却歟、宋人若有申待便風可罷歸之由、隨又可裁許者、有追却名目過一兩年不異安置、若然者偏可被安置歟、件事左府定申旨也、右大臣初定申旨相異、書定文之間、追問左府可奇也、下(實資)官以下、只年紀被定下了、而隔一年來朝 不可然、早可追却之由定申了、 令見左府氣色似可被安置、諸卿只申道理、唐物內裏燒亡間悉以失了、 殊撰可然之物被交易有何事乎、

當時番客來朝すれば、之を鴻臚館に安置して、迎接供給するの例ありしかば、其費に任へずし

て來朝の年紀を一定し、之を制限されしなるべし、然れども彼等は其安置供給を貪つて、動もすれば事を便風に托し、淹留數年にして歸りぬ、積弊の極遂にこゝに至れるまた甚しからずや、同じき五年七月、宋の南海の商船我國に來りしとき、我國より書狀數通を托して寂照に送りしが、其中左大臣藤原朝臣道長が書には、商客至、通レ書、誰謂宋遠、用慰二馳結一、先巡二天台一更可レ攀二五臺一之遊、既果二本願一、甚悦甚悅、懷土之心如二何再會一、胡馬猶向二北風一、上人莫レ忘二東日一とあり、治部卿源朝臣從英（公卿補任俊賢に作る）の書には、所レ諮唐曆以後、史籍及內外經書未レ來二本國一者、因寄二便風一爲レ望、商人重レ利、惟載二輕貨一而來、上國之風絕而無レ聞、學者之恨、在二此一事一、分手之後、相見無レ期、生爲二兩鄉之身一、死會二一佛之土一とありしと云ふ、○皇朝類苑

また以て當時商業上の交通頻繁なりしことを見るべし、同じき六年九月にもまた宋の商人來りしこと見ゆ、○日本紀略 三條天皇の御代長和二年二月、太宰大貳より唐人が送れる所の和市貨物等の解文色目を送り來る、○法成寺攝政記 この時宋國の牒狀ありしかば、式部大輔高階朝臣積善をして其返牒をかゝしめられたりとぞ、○日本運上錄 同じき四年六月、宋の商人周文德來り、○日本紀略 後一條天皇の御代萬壽四年九月、陳文祐また來る、○百錬抄 宋史に云、天聖四年（即万壽三年に當る）十二月、明州言、日本國大宰府遣レ人朝二貢方物一、而不レ持二本國表一、詔却レ之、其後亦未レ通二朝貢一、商賈時有レ傳二其物貨一

至二中國一者上と、然れども大宰府より人を遣せしと、我國の書には見る所なし、同じ御代の長元五年十二月、左大臣藤原朝臣賴通が書を寂照に贈れるとも又商船の往來に由りしなるべし、後朱雀天皇の御代長曆元年閏四月、宋の商人慕晏誠漂ひ來り、同じ御代の寬德元年七月、張守隆また漂ひ來りし由見ゆるは、未だ年紀に滿たざりしかば、漂流に託して貿易を營みしか、〇扶桑略記後冷泉天皇の御代永承元年十月、宋人來着せしを廻却せしめられ、同じき三年の八月にもまた其事ありしを想ふべし、〇百錬抄この後また屢〻宋の商人流來の事あり、

〔百錬抄〕　永承六年九月、諸卿定二申大宋國商客流來事一、

〔同書〕　康平元年閏十二月、諸卿定二申大隅流來唐人守道利殺害罪名事一、

同じ御代の康平三年八月にも、林養、俊政など云へる宋の商人等が越前國に來着したるときにも、直に之を廻却せんとせられしかども、〇百錬抄彼等上奏して、逆旅之間、日月多移、糧食將竭、加之天寒風烈、海路多怖、委二命聖朝一而巳と云ひしかば、宣旨を賜ひて安置せしめられしと云ふ、〇扶桑略記この時に當りて、我國の商人また或は宋國に往來する者ありしかども、其事發覺して、遂に其主謀なりし筑前の人淸原守武は佐渡國に配流され、同謀の數名は徒刑に處せらるゝに至る、商業の衰頹、また極まれりと云ふべし、

〔百錬抄〕 寛德二年八月、諸卿定申筑前國住人淸原守武入唐事、

〔百錬抄〕 永承二年十二月、 渡唐者淸原守武配流佐渡國、同類五人可浴徒年之由被宣下、件守武太宰府召進之、於貨物者納官厨家、

宋史に云、凞寧五年、有僧誠尋、至台州、止天台國淸寺、願留州、以聞、詔使赴闕、誠尋獻銀香爐、木槵子、白琉璃、五香水精、紫檀、琥珀所飾念珠、及靑色織綾、神宗以其遠人而有戒業、處之開寶寺、盡賜同來僧紫方袍、是後連貢方物而來、皆僧也と、當時渡唐の罪によりて配流の刑に處せらるゝ者ある程なりしかば、僧徒の外には彼國に往く者なかりしも、また宜ならずや、誠尋が彼國に往きしは、後三條天皇の御代延久四年三月にして、宋の商人曾聚が船に乘りしなりしが、同じき五年十月に歸り來る、この時宋の神宗より金泥法華經、一切經、錦二十段を我朝に獻せしかば、白河天皇の御代承曆元年五月、 返信の官符を下し、答信物として六丈の織絹二百匹、水銀五千兩を添へてぞ遺しける、

〔百錬抄〕 延久五年十月、入唐僧誠尋皈朝、大宋皇帝被獻金泥法華經、一切經、錦二十段、

〔百錬抄〕 承保二年正月、左大臣以下參入、大宋國皇帝付入唐闍梨成尋所獻貨物有之、十月諸卿定申諸道勘申大宋國皇帝付成尋所獻貨物納否、十一月右大臣仰外記令勘申大

宋國貨物以二何物一可レ被二賜答一哉上云々、先例、

〔百錬抄〕 同三年六月、諸卿於二殿上一、定三申大宋國返信物事一、或云可レ遣二和琴一、或云可レ遣二金銀類一、或云可レ遣二細布阿久也玉一、先於レ陣唐人孫忠悟對問事、

〔百錬抄〕 承曆元年五月五日、請二-印大宋國返信官符一、長季朝臣書二黃紙一、入二螺鈿筥一、答信物六丈織絹二百匹、水銀五千兩也、

宋史に云ふ、元豐元年（承曆二年に當る）使通事僧仲回來、明州言、得二其國太宰府牒一、因二使人孫忠還一、遣二仲回等一、貢二絁二百匹、水銀五千兩一、以二孫忠乃海商一、而貢禮與二諸國一異、請自移二牒報一、而答二其物直一、付二仲回東歸一、從レ之と、されば彼の所レ謂返信の官符は即太宰府よりの牒として遣したるものにして、之を齎らしたるは、通事僧仲回なりしことを知るべし、然れども宋よりは、亦明州の牒に物直を附して送來りしかば、我國にては宋又物を貢したりとて屢朝議ありしが、其返牒に大宋國明州賜二太宰府令藤原經平一（○善隣國寶記）とありし故に、送文有レ疑と一決して、遂に答信物は遣はさゞりき、

〔百錬抄〕 承曆二年十月、諸卿定二-申大宋國貢物事一、錦唐黃等也、此事已爲二朝家大事一、唐朝與二日本一和親久絕、不レ貢二朝物一、近日頻有二此事一、人以成二狐疑一、

〔百錬抄〕　同四年五月、諸卿定下申大宋國進物送文有レ疑、幷大貳加ニ和市直一遣ニ宋朝一事上、閏八月、諸卿定下申大宋皇帝付ニ孫忠一献ニ錦綺一事上、不レ可レ遣ニ答信物一者、

同じ御代の永保元年十一月、宋の牒狀また來りしかば、同じき二年十一月に、右中辨大江匡房をして、返牒を書かしめてぞ歸されける、この牒狀は宋の商人楊宥が齎らせるなるべし、堀河天皇の御代寬治元年十月、宋の商人張仲來り、同じ御代の長治二年十月、宋の商人李充來りしが如き、また皆當時商船の往來常に絶えざりしを證するに足る、○朝野群載　鳥羽天皇の御代永久四年五月、宋亦牒狀を贈る、文に云ふ、矧爾東夷之長、實惟日本之邦、人崇ニ謙遜之風一、地富ニ珍奇之産一、曩修ニ方貢一、歸ニ順明時一、隔濶彌レ年、久缺ニ來王之義一、遭ニ逢熙旦一、宜レ敦ニ事大之誠一、○善隣國寶記と、然れども朝議之を却くる能はずして空しく受納せられしは其衰頽の甚しかりし徵證にや、近衞天皇の御代仁平元年九月、左大臣送ニ沙金於宋客劉文仲一、去年進ニ送書籍一之故也○百錬抄と見ゆれども、この時は牒狀の事なかりしが、高倉天皇の御代承安二年九月、宋より物を我國に送りし注文には、賜ニ日本國王一物色とあり、玉海に云ふ、承安二年九月十七日、半剋許右少辨兼光來語云、自ニ大宋國一供ニ物于法皇並平相國入道等一、其注文云、賜ニ日本國王一物色、送ニ太政大臣一物色、賜字頗奇怪、仍可レ被ニ返遣一歟、將可レ被ニ留置一歟、有ニ其議一、然而事體不レ可レ被レ返歟、又不レ可レ及ニ

返牒、異國定有所言歟、可耻云々、廿二日巳時許、大外記頼業眞人來語云、自大唐有供物、獻國王之物、並送太政大臣入道之物有差、其送文二通、一通書云、賜日本國王、一通書云、送太政大臣、此狀最奇怪、昔朱雀院御時、大唐賜物于公家並左右大臣、於公家御分者、自兩府被返了、左右大臣分者留之、各有返牒、其後一條院御時異國供物、其牒狀書主上御名、仍不及沙汰被返了、承曆之比、又有此事、其牒書廻賜日本國、因之殊有沙汰、兩度被問諸道、遂兩三年被留了、時人謗之、今度供物非彼國王、明州刺史供物也、而其狀奇怪也、尤可返遣、上古相互送使賜物、其牒狀自大唐は天皇に送上と書、彼國王をば天子と書、自我朝は又送と書、相互無差別、而今度之所爲不足言、而無音被留之條、異國定有所存歟、尤可悲事也云云、可恐と、其所謂上古の事未だ必ずしも然りしや否やを知らざれども、其見識は高しと云ふべし、然れどもこの議は遂に行はれずして、後白河法皇よりは太上天皇と注したる御書に、蒔繪の厨子に色革三十枚を納れたる一脚と、蒔繪の手箱に金百兩を納れたる一合を添へて遣はされたりとぞ、○百錬抄

是より後宋の商船我國に往來するもの常に其跡を絕つことなく、我國の僧侶もまた屢、彼國に遊學するものありしかば、我國及び支那の交通は極めて便利を得て、世人は毫も之を困

難なりとなさゞりき、順德天皇の御代、建保四年六月、鎌倉將軍の三代目なる源實朝が、自ら宋に往かんとせしが如き、以て之を徵明するに足る、正德院佛舍利畧記に曰く、

日本國相州鎌倉都督右府將軍源實朝、一夕夢到大宋國、入一寺、向傍僧問寺名、僧曰京都能仁寺（中略）實朝於是深希拜彼靈跡、因廢世務、思之在玆、因懷渡宋之志、便命工造船、諸官衆議、令工作船不動之謀也、船成以啓實朝、即致祓禊之祭、推欲泛海、果是船不動也、以爲不祥而止矣、便遣十二人使節於大宋國、良眞僧都、葛山願成爲首、大友豐後守、少貳孫次郎、小山七郎左衛門、宇都宮新兵衛、菊池四郎、村上次郎、三浦修理亮、海野小太郎、勝間田兵庫頭、南條二郎等、齎金銀貨財、載材木器用、遂達大宋國京都能仁寺、相通夢中事

と、世人若し渡宋を以て至難の業となさば、實朝また何ぞ自ら彼國に往くことを企てんや、

〔吾妻鏡〕　建保五年四月十七日、宋人陳和卿造畢唐船、今日召數百輩匹夫於諸御家人、擬浮彼船於由比浦、即有御出、右京兆監臨給、信濃守行光爲今日行事、隨和卿之訓說、諸人盡筋力而曳之、自午剋至申剋、然而此所之爲體、唐船非可出入之海浦之間、不能浮出、仍還御、彼船徒朽損于砂頭、

我國の宋と交通貿易したる有樣は略此の如し、而してこの時に當りて高麗（即後高麗）契丹（即遼）の二國

有りて、我國の西北に在りしかば、我國また之と交はれり、蓋し高麗は朱雀天皇の御代に當りて始めて新羅に代り、朝鮮の全半島を統一したる國なれば、この御代の承平七年八月より始めて我國には通じたり、同じ御代の天慶二年三月にも、また使人を我國に遣せしことと見ゆ、然れども我國にては彼の安置供給の費を憚り其來聘を許されざりしにや、太宰府牒高麗廣評省却使人せしとぞ、圓融天皇の御代天祿三年九月、高麗國南涼府の使者對馬島に來りし時もまた其地より歸されたり、但し同じ御代の天延二年閏十月には、高麗國交易使藏人所出納國雅相二具貨物一參入、其中彼國馬一疋、葦毛、似二本朝駄馬一、不レ可レ爲二貢賖一と見ゆれば、其貿易は依然として行はれたるを知るべし、○日本紀略 一條天皇の御代長德三年六月、諸卿定二申高麗國牒狀事一、僉議不レ可レ遣二返牒一、可レ警二固要害一、又牒狀不レ似二高麗國牒一、是大宋國之謀略歟と見ゆるは、我國の其來聘を許さゞることを怒りて來侵せんと告げしにや、當時高麗は新興の國にして、國力充實したりしかば、或は此の如きことありしならん、されどもこの後兩國の往來は益頻繁に赴きしものゝ如し、

〔高麗史〕 文宗二十八年白河天皇の御代承保元年に當る二月、日本國船頭重利等三十九人來獻二土物一、

〔同書〕 同二十九年閏四月、日本商人大江等十八人來獻二土物一、六月、日本人朝元時經等十

二人來獻土物、七月、日本商人五十九人來、

〔同書〕同三十三年九月、日本國歸我飄風商人安光等四十四人、十一月、日本商客藤原等來、以法螺三十枚、海藻三百束、施與王祝壽、

〔同書〕同三十四年閏九月、日本國薩摩州遣使獻方物、

〔同書〕同三十六年十一月、日本國對馬島遣使獻方物、

〔同書〕宣宗元年（天皇の御代應德元年に當る）六月、日本筑前州商客信通等獻水銀二百五十斤、

〔同書〕同三年三月、對馬島勾當官遣使獻方物、

〔同書〕同四年三月、日本商重元親宗等三十二人來獻方物、七月、日本國對馬島元平等四十人來獻眞珠水銀寶刀牛馬、

〔同書〕同六年八月、日本國太宰府商客來獻水銀眞珠弓箭刀劍、

〔同書〕睿宗十一年（鳥羽天皇の御代永久四年に當る）二月日本國進柑子、

白河天皇の御代承曆四年閏八月、我國の商人王則貞彼國に往きしに、彼國より牒狀を上りて我國の良醫を乞へり、當時高麗の高慢なるや自ら其王命を稱して之を聖旨と云程なりしかども、猶遙に良醫を我國に乞へるを見よ、其往來の密なりしことを知るべし、

高麗國禮賓省

日本國太宰府牒

却廻方物事、

牒、得彼省牒偁、當省伏奉聖旨、訪聞、貴國有能理療風疾醫人、今依商客王則貞廻歸故鄕、因便通牒、及於王則貞處、說示風疾緣由、請彼處撰擇上等醫人、於來年早春、發遣到來、理療風疾、若見功効、定不輕酬者、今先送華錦及大綾中綾各一十段、麝香一十臍、分附王則貞賫持將去知太宰府官員處、且充信義、到可收領者、牒具如前、當省所奉聖旨、備錄在前、請貴府有端的能療風疾好醫人、許容發送前來、仍收領疋段麝香、如牒者、貴國膺盟之後、數愈千祀、和親之義、長垂百王、方今犯霧露於燕寢之中、求醫療於鼇波之外、望風懷想、能不依々、抑牒狀之詞、頗睽故事、改處分而曰聖旨、非蕃王可稱、宅遐陬而跨上邦、誠乖倫道歟、況亦託商人之旅艇、寄殊俗之單書、執圭之使不至、封函之禮既虧、雙魚猶難達鳳池之月、扁鵲何得入鷄林之雲、凡厥方物、皆從却還、今以狀牒、々到准狀、故牒、

後堀河天皇の御代嘉祿二年、松浦黨私に對馬島の民を誘ひ、軍船數十艘を發して高麗に入り、全羅を掠む、兵大に破れ死亡過半にして餘衆僅かに脫し還れり、是に於て高麗使者を遣し、牒狀を太宰府に送りて之を詰りしかば、太宰少貳武藤資賴海賊九人を執へて之を斬り、私

に返牒を與へて其使者を歸せりと云ふ、當時朝綱既に衰へ、地方の豪族朝命を用ゐずして海外に交通貿易し、時に或は海賊を働くに至りしなり、朝議紛興して資頼が專斷を責讓せしかども、是より後海賊の高麗を剽掠する者、其跡を絶たずして、以て弘安の役に至りは、

契丹の渤海を滅せしは、醍醐天皇の御代延長四年に在り、契丹の主に阿保機と云へる者、この年渤海を滅して之を取り、其子突厥を封じて東丹國王となしけるが、同じき八年四月、東丹國より曩に渤海の使命を奉じて、屢〻我國に往來したる裴璆等を使者として我國に遣したり、〇扶桑略記 遼史によれば、其國の太祖（即阿保機）が世天贊四年（我國の延長三年に當る）十月日本國來貢と見ゆ、是我國の商人渤海に貿易して、遂に彼の國に通せしならん、この年契丹の使者を送りしは、或は之に荅ふるの意なりしか、然れども我國にては裴璆が嘗て渤海の臣にして、今また契丹の使者となりて來りしことを譴責して遂に之を拒絶せり、

璆奉臣下使入朝上國怠狀、

裴璆等背眞向僞、爭善從惡、不救先主於罇俎之間、猥諂新王於兵戈之際、況乎奉陪臣之小使、紊上國之恒規、望振鷺而面慙、詠相鼠而股戰、不忠不義、向招罪過、勘責之旨、曾無遁辭、仍進過狀、裴璆等誠惶誠恐謹言、〇本朝文粹

故に其後は久しく契丹の往來なかりしに、堀河天皇の御代に至り、また其事あり、この御代の寛治五年九月、我國の商人にて鄭元と云ひしもの等二十八人彼國に往き、同じき六年九月にもまた往きて貿易せりと云ふ、

〔遼史〕 道宗太安七年（寛治五年に當る）九月、日本國遣鄭元等二十八人來貢、

〔同書〕 同八年九月日本國遣使來貢、

この商人は蓋し太宰帥尹房の遣れる所にして、明範法師と云ひし僧徒もまたこの内に在りしならん、尹房はこの事によりて其官を解て位一等を降され、縁坐の者また多かりしと云ふ、彼の淸原守武が宋に往きしによりて佐渡國に配流されしことを想合すれば、當時我國の外交主義は頗る奇怪なる妖霧の中に彷徨せしことを知るべし、

〔百錬抄〕 寛治六年六月、諸卿定申本朝客渡契丹事、

〔同書〕 同七年二月、諸卿定申渡契丹之商客事、

〔同書〕 嘉保元年三月、諸卿定申前帥尹房卿遣明範法師於契丹交易貨物之罪科、五月尹房卿解却、降位一等、縁坐者多、隨法家勘狀所被行也、

されば商業の振起することを得ざりしも、また已むを得ざるの勢にして、雄偉なる日本國民

の久しく疆域の中に齷齪せしもまた無理ならざるを見る、然れどもこの時に當りて契丹の後に勃興する蒙古の一大民族あり、契丹を滅し高麗を服し、驀然南下、支那の四百餘州を席卷して以て我國に迫る、是に於てか、國民大に驚惶し、其全力を盡して之を抗禦したりしかば、遂に擧て其冠を却くるを得、昔日の迷夢また全く警醒し去て、商船の海外に往來するもの忽ち其自由を復し、商業の氣運駸々として起りぬ、嗚呼朝廷の一たび唐制を模倣し、文物を塗抹して、國民の耳目を眩惑されしより、こゝに至りて既に幾百年ぞ、然り而して其結果として見る所のものは、繁文縟禮の外只一の衰弊あるのみ、或は官司未ㇾ交易ㇾ之前、私共ㇾ蕃人ㇾ交易者、准ㇾ盜論、罪止ㇾ徒三年ㇾと云ひ、或は官司未ㇾ交易ㇾ之前、不ㇾ得ㇾ私共ㇾ諸蕃ㇾ交易、爲ㇾ人糺獲者、二三分其物、一分賞ㇾ糺人ㇾ、一分沒ㇾ官と云へる國風に適せざるの律令は、徒らに商業進歩の前路を阻絶し、人臣の禮交不ㇾ出ㇾ境と云へる猜疑世界の陳説は、反て力を政治社會に呈して、久しく國民の驥足を羈絆し、幾多有爲の商人をして無事の刑に陷らしめ、其自然の勢力を恢復して、商業の進路を開通するに至るは、實に容易にあらざりき、若し同一の結果を生出すべきものならしめば、同一の位置に立て、同一の歩趨を進むもの深く慮らざるべけんや、

當時商業の形勢

當時我國商業の形勢は一言以て之を蔽ふを得べし、曰く唐制の模倣に依て遂に自然の進路を沮まれたりと、蓋し最初唐制を模倣するに當りてや、或は助長せられたるものなきにあらざるべし、然れども其漸く開明の程度に進むに隨ひ、昔日の助長は今日の抑制となり、終に沈滯坎軻亦振起する能はざるに至る、關涉の弊是に於てか大なりと云ふべし、上古の世帝都多く大和に在り、是れ海内の朝宗する所、萬貨の輻湊する所なり、然れども遷移常なく、歷朝都を換ふ、以て商業の中心たる能はざりしや明かなり、然るに難波は恰も畿內諸國に通ずるの要津にして、常に帝都に朝宗するもの丶相輻湊する所たり、況んや時に或は都をこの地に置かれしをや、當時商業の中心たりしは蓋し必ずこの地ならん、而して筑紫に伊都の大帥あり、津に臨んで出入の貨物を撿閱したるを見れば、是れ亦た其脈絡を引て外國貿易の中心たりしなるべし、孝德天皇の御代八省百官を置き玉ひし以來、帝都の形勢また昔日簡易の態を一變し、元明天皇の御代帝都に左右の京を置き、京に東西の市を置かれしより以來、愈莊嚴の有樣となり、また屢遷移すること能はざりしかば、桓武天皇の御代遂に諸國貢輸の中心たる山城國をトして、百世不變の都を定め玉ひき、延喜式によるに、當時東西の市には各定まれる市廛ありて、其分屬せること左の如し、

東絁廛　羅廛　絲廛　幞頭廛　巾子廛　縫衣廛　帶廛　紵廛
布廛　苧廛　木綿廛　櫛廛　針廛　沓廛　菲廛　筆廛
墨廛　丹廛　珠廛　玉廛　藥廛　太刀廛　弓廛　箭廛
兵具廛　香廛　鞍橋廛　鞍褥廛　韉廛　鐙廛　障泥廛　鍬廛
鐵并金器廛　漆廛　油廛　染草廛　米廛　木器廛　麥廛　鹽醬廛
索餅廛　心太廛　海藻廛　菓子廛　蒜廛　干魚廛　馬廛　生魚廛
海菜廛

右五十一廛　東市

絹廛　錦綾廛　絲廛　綿廛　紗廛　橡帛廛　幞頭廛　縫衣廛
褌廛　帶幡廛　紵廛　調布廛　麻廛　續麻廛　櫛廛　針廛
菲廛　雜染廛　蓑笠廛　染草廛　土器廛　油廛　米廛　鹽廛
未醬廛　索餅廛　糖廛　心太廛　海藻廛　菓子廛　干魚廛　生魚廛
牛廛

右三十三廛　西市

萬貨交換の機關稍く既に備はりしを見るべし、是に於てか京都は遂に商業の中心となり、難波も亦た內國に於ける海上貿易の中心たりしと雖も、昔時屢〻遷都ありし頃の有樣はなかりしなるべし、而して筑紫なる伊都の津も後ち變じて博多の大津に移り、政治上の關係よりして九州貿易の中心たりしと與に、また依然として外國貿易の中心たりき、當時京都の商業の中心たりし所以のもの左表によりて之を知るべし、

	國名	陸路		海路	
		行程	駄別功賃	行程	航路並漕賃
畿內	山城		一束五把		
	大和	一日	三束		
	河內	一日	三束		
	攝津	一日	三束		

道	國	行程	稻		備考
	和泉	上二日 下一日	五束		
東海	伊賀	上二日 下一日	六束		
	伊勢	上四日 下二日	十二束		
	志摩	上六日 下三日	十八束		
	尾張	上七日 下四日	廿一束		
	參河	上十一日 下六日	三十三束		米一石充二賃稻十六束二把一
	遠江	上十五日 下八日	三十五束		米一石充二賃稻廿三束一
	駿河	上十八日 下九日	五十四束		
	伊豆	上廿二日 下十一日	六十束		

道							東	
甲斐	相摸	武藏	安房	上總	下總	常陸	近江	美濃
上廿五日 下十三日	上廿五日 下十三日	上廿九日 下十五日	上卅四日 下十七日	上三十日 下十五日	上三十日 下十五日	上三十日 下十五日	上一日 下半日	上四日 下二日
七十五束	七十五束	八十束	百束	百束	九十束	百束	二束	十二束

道	國	行程	稻	海路	備考
山道	飛驒	上十四日 下七日	四十五束		
	信濃	上廿一日 下十日	六十六束		
	上野	上廿九日 下十四日	九十束		
	下野	上卅四日 下十七日	百五束		
	陸奥	上五十日 下廿五日	二百十束		
	出羽	上四十七日 下廿四日	百卅一束	五十三日	
北	若狹	上三日 下二日	十束五把		自勝野津至大津船賃、米石別一升、挾杪功四斗、水手三斗、但挾杪一人、水手四人、漕米五十石、
	越前	上七日 下四日	廿四束	六日	自比樂湊漕敦賀津船賃石別稻七把、挾杪四十束、水手廿束、但挾杪一人、水手四人、漕米五十石、加賀能登越中等國亦同、自敦賀津運鹽津駄賃米一斗六升、自鹽津運大津船賃石別米二升、屋賃石別一升、挾杪六斗、水手四斗、自大津運京駄賃、石別米八升、自餘雜物斤量准米、
	加賀	上十二日 下六日	廿四束	八日	

	陸道				山陰				
國	能登	越中	越後	佐渡	丹波	丹後	但馬	因幡	伯耆
行程	上十八日 下九日	上十七日 下九日	上卅四日 下十七日	上卅四日 下十七日	上一日 下半日	上七日 下四日	上七日 下四日	上十二日 下六日	上十三日 下七日
	七十八束	七十八束	百五束	百八束	三束 但氷上天田何鹿三郡十束	廿一束	廿四束	卅六束	三十二束
	廿七日	廿七日	卅六日	四十九日				海路米一石運レ京賃稻十四束五把三分	
	自二加島津一漕二敦賀津一船賃石別二束六把、挾杪七十束、水手卅束、自餘准二越前國一、	自二亘理湊一漕二敦賀津一船賃石別二束二把、挾杪七十束、水手三十束、自餘准二越前國一、	自二蒲原津一漕二敦賀津一船賃石別二束六把、挾杪七十束、水手卅束、自餘准二越前國一、	自二國津一漕二敦賀津一船賃石別一束四把、挾杪八十五束、水手五十束、自餘准二越前國一、					

道	國	行程	稻	海路	備考
道	出雲	上十五日 下八日	三十九束		
	石見	上廿九日 下十五日	九十束		
	隱岐	上卅五日 下十八日	百八十束		
山陽	播磨	上五日 下三日	十五束	八日	自レ國漕ニ與等津一船賃、石別稻一束、挾杪十八束、水手十二束、自ニ與等津一運レ京車賃石別米五升、但挾杪一人、水手二人漕ニ米五十石一、美作備前亦同、
	美作	上七日 下四日	卅一束 自レ國運ニ備前方上津一五束		
	備前	上八日 下四日	廿四束	九日	自レ國漕ニ與等津一船賃、石別一束、挾杪廿束、水手十五束、自餘准ニ播磨國一、
	備中	上九日 下五日	廿四束	十二日	自レ國漕ニ與等津一船賃、石別一束二把、挾杪廿三束、水手廿束、自餘准ニ播磨國一、但挾杪水手各漕米十石、
	備後	上十一日 下六日	卅三束	十五日	自レ國漕ニ與等津一船賃、石別一束三把挾杪廿四束、水手一人漕米十石自餘准ニ播磨國一、
	安藝	上十四日 下七日	四十二束	十八日	自レ國漕ニ與等津一船賃、石別一束三把、挾杪三十束、水手廿五束、但水手一人漕米十五石、自餘准ニ播磨國一、

道	國	行程	束	日	
道	周防	上十九日 下十日	五十七束		自㆑國漕㆓與等津㆒船賃、石別一束三把、挾杪四十束、水手卅束、自除准㆓播磨國㆒、但挾杪一人、水手二人、漕米五十石、長門國亦同、
	長門	上廿一日 下十一日	六十三束	廿三日	自㆑國漕㆓與等津㆒船賃、石別一束五把、挾杪四十束、水手卅束、自餘准㆓播磨國㆒、
南海道	紀伊	上四日 下二日	十二束	六日	自㆑國漕㆓與等津㆒船賃、石別一束、挾杪十二束、水手十束、自餘准㆓播磨國㆒、
	淡路	上四日 下二日	十二束	六日	自㆑國漕㆓與等津㆒船賃、石別一束、挾杪十二束、水手十束、但挾杪水手各漕米八石二斗、自餘准㆓播磨國㆒、
	阿波	上九日 下五日	廿七束	十一日	自㆑國漕㆓與等津㆒船賃、石別一束一把、挾杪十四束、水手十二束、但挾杪水手各漕米十斛自、餘准㆓播磨國㆒、
	讃岐	上十二日 下六日	三十束	十二日	自㆑國漕㆓與等津㆒船賃、石別六束三把、挾杪廿束、水手十六束、但挾杪水手各漕米十石、自餘准㆓播磨國㆒、
	伊豫	上十六日 下八日	三十束	十四日	自㆑國漕㆓與等津㆒船賃、石別一束二把、挾杪三十束、水手廿五束、但挾杪水手各漕米八十、自餘准㆓播磨國㆒、
	土佐	上卅五日 下十八日	百五束	廿五日	自㆑國漕㆓與等津㆒船賃、石別二束、挾杪五十束、水手三十束、但挾杪水手各漕米十石、自餘准㆓播磨國㆒、
	筑前	去府一日			自㆓博多津㆒漕㆓難波津㆒船賃、石別五束、挾杪六十束、水手四十束、自餘准㆓播磨國㆒、

西海道			
筑後	去府一日		
肥前	去府上一日半 下一日		
肥後	去府上三日 下一日半		
豐前	去府上二日 下一日		
豐後	去府上四日 下二日		
日向	去府上十二日 下六日		
大隅	去府上十二日 下六日		
薩摩	去府上十二日 下六日		
壹岐			去府三日

對馬	去府 四日

この表は延喜主税式の諸國運漕雜物功漕、及び主計式の諸國行程の項により て之を作れり、而して太宰府の行程は、上廿七日下十四日海路卅日なりとす、

東海東山山陰の三道は、陸運によりて京都に輻湊し、北陸の一道は敦賀津に輻湊して鹽津に運び、湖を横ぎりて大津に漕し以て京都に達したり、而して山陽南海西海の三道、亦皆海運の利によりて共に難波に輻湊し、以て京都に運輸したれば、京都は實に海陸運輸の中心となり、賴て以て海内商業の氣運を增進せしと疑なし、三善淸行の意見封事に、重請修復播磨國魚住泊事と云へる一條を見るに、右臣伏見山陽西海南海三道舟船、海行之程、自檉生泊至魚住泊一日行、自魚住泊至大輪田泊一日行、自大輪田泊至河尻一日行、此皆行基菩薩計程所建置也、而今公家唯修造輪田泊、長廢魚住泊、由是公私舟船、一日一夜之内、衆行自韓泊指輪田泊、至于冬月風急暗夜星稀、不知舳艫之前後、無辨海岸之遠近、落帆棄檝、居愁漂沒、由是每年舟之蕩覆者漸過百艘、人之沒死者非唯千人、臣伏勘舊議、此泊天平年中所建立也、其後至延曆之末五十餘年、人得其便、弘仁之代、風浪侵齧、石頹沙漂、天長年中、右大臣淸原眞

入奏議起請、遂以修復、承和之末復已毀壞、至于貞觀初東大寺僧賢和修菩薩行、起利他心、負石荷鍾、盡力底功、單獨之誠、雖未畢其業、年紀之間、莫不蒙其利、賢和入滅、稍及二十年、人民漂沒不勝計、官物損失亦累巨萬、伏望差諸司 判官幹了有巧思者、令修造件泊」と云へり、舟の覆沒するもの漸く百艘に過ぎ、人の沒死するもの唯に千人のみにあらずと云へるを見よ、當時海運の業たる豈に盛ならずや、而して是等は皆山陽西海南海の三道より、難波に輻湊して京都に運輸するものなりき、

京都及び難波の形勢は、既に此の如くなりし時に當りて、九州に於ては博多恰も其中心となり、政治上商業上最も必要の地となれり、蓋し古へ筑紫國造の職にして、魏志に所謂伊都國に一大帥を置き、諸國を監察せしめたるものは、今や内政の改革と與に變じて、太宰府と稱する一大官府となり、九州を總管し兼て外國往來の事を掌ることゝなりしかば、九州諸國の貢輸は皆この地に輻湊し、この地よりして難波に輸漕したること前表に記せる所の如し、且や唐新羅に往來する者亦皆こゝに經由して、遂に繁華なる一都會を生出するに至りしも亦宜なりと云ふべし、當時新羅に往來せし者の、京都よりして太宰府に達せし有樣は、萬葉集に詠める所をもて其大略を考ふることを得べきにや、

天平五年贈入唐使歌、

虛見都、山跡乃國、靑丹與之、平城京都由、忍照、難波爾久太里、住吉乃、三津爾船能利、直渡、日入國爾、所遣、和我勢能君乎、懸麻久乃、由々志恐伎、墨吉乃、吾大御神、舶乃倍爾、宇之波伎座、舶騰毛爾、御立座而、佐之與良牟、礒乃埼々、許藝波底牟、泊々爾、荒風、浪爾安波世受平久、率而可敝里麻世、毛等能國家爾、

反歌

奧浪、邊波莫越、君之舶、許藝可敝里來而、津爾舶麻泥、

又

玉手次、不懸時無、氣緖爾、吾念公者、虛蟬之、代人有者、大王之、御命恐美、夕去者、鶴之妻喚、難波方、三津埼從、大舶爾、二梶繁貫、白浪乃、高荒海乎、島傳、伊別往者、留有、吾者幣取、齋乍、公乎者將待、早還萬世、

反歌

波上從、所見兒島之、雲隱、穴氣衝之、相別去者、

見よ彼等が京都を發するや、此の如き冒險と此の如き悲愴とを以て、斷然として往意を決し

遂に難波津に下りて船を發したることを、當時船舶の制猶未だ完からざりしを想へば、航海の艱難想ひやるべし、難波津を發して太宰府に至るも亦同じく無限の感を起し、國を思ひ家を憶ふの已むべからざるものありき、

天平八年遣新羅使人等海路之上慟旅陳思作歌

安佐散禮波、伊毛我手爾麻久、可我美奈須、美津能波麻備爾、於保夫禰爾、眞可治之自奴伎、可良久爾々、和多理由加武等、多太牟可布、美奴面乎佐指天、之保麻知弖、美乎妣伎由氣波、於伎敝爾波、之良奈美多可美、宇良末欲理、許藝弖和多禮婆、和伎毛故爾、安波治之之麻波、由布左禮波、久毛爲可久里奴、左欲布氣弖、由久敝乎之良爾、安我己許呂、安可志能宇良爾、布禰等米弖、宇伎禰乎詞都追、和多津美能、於枳敝乎見禮婆、伊射理須流、安麻之乎等女波、小船乘、都良々爾宇家里、安香等吉能、之保美知久禮婆、安之辨爾波、多豆奈伎和多流、安佐奈藝爾、布奈弖乎世牟等、船人毛、鹿子毛許惠欲妣、柔保等里能、奈豆左比由氣婆、於伎津奈美、多可久多知伎奴、與曾能未爾、見都追須疑由伎、多麻能宇良爾、布禰乎等杼米弖、波麻備欲里、宇良伊蘇乎見都追、奈久古奈須、禰能未之奈可由、和多都美能、多麻伎能多麻乎、伊敝都刀爾、伊毛爾也良牟等、比里比等里、素弖爾波伊禮弖、可敝之也流、都可比奈家

禮波、毛豆禮杼毛、之留思乎奈美等、麻多於伎都流可毛、

見るべし彼等は朝に難波津を發して夕に淡路島を過ぎ、小夜深けて明石浦に泊したることを、見るべし朝なぎに乘じてこゝを發し、家島の邊を過ぎて、また玉浦に泊したることを、玉浦は今其處を詳かにせざれども、多く備前備中二國の間なるべしと云へり、尚同書によるときは備後の長井浦、（水調郡）安藝の風速浦、（高田郡）長門浦、（豐浦郡）又は周防の熊毛（熊毛郡）等、また皆使船寄泊の處なりしと知る、熊毛浦より筑紫館に至るの間、また一二の寄泊處ありしなるべしと雖も、今や文献の徵すべきなし、

至筑紫館遙望本郷悽愴作歌、

之賀能安麻能、一日毛於知受、也久之保能、可良伎孤悲乎毛、安禮波須流香母、

既に太宰府に至るや、其新羅に赴く者と唐に赴く者とに論なく、共に松浦潟に至り、こゝより新羅に赴く者は、壹岐對馬の路を取り、唐に赴く者は庇良、値嘉の路を取れりしかば、松浦潟後には唐津と云へり、庇良は今の平戸島、値嘉島は今の五島にして、かく交通の要路に當れば、之を上近下近の二種として、値嘉の島司を置かれたるとあり、三代實錄貞觀十八年三月の條に、太宰權帥在原朝臣行平、起請、令肥前國松浦郡庇羅値嘉兩鄕、更建二郡、號上近、下

近、置二値嘉島一曰、今件二郷、地勢廣遠、戸口殷阜、又土産所レ出、物多二奇異一、加之地居二海中一、境隣二異俗一、大唐新羅人來者、本朝入唐使等、莫レ不レ經二歴此島一、以レ此觀レ之、此地是當國樞轄之地、宜下擇二令長一以愼中防禦上、又去年或人民申云、唐人等必先到二件島一、多採二香藥一以加二貨物一、不レ令下此間人民觀中其物上、又其海濱多二奇石一、或鍛錬得レ銀、或琢磨似レ玉、唐人等好取二其石一、不レ曉二土人一、以レ此言レ之、不レ委下以二其人一之弊上、大都皆如レ此者也、望請合二件二郷一、更建二二郡一、號二上近、下近一、便爲二値嘉島一、新置二島司郡領一、任レ土作レ貢、但其俸料擧二定正税公廨一之間、令レ兼二任肥前國權官一、於レ是公卿奏議曰、臣聞、聖人濟レ世、以レ便レ物爲レ先、明王馭レ民、以レ制レ宜爲レ貴、今合二兩郷一、號二一島一事、苟謂レ利レ公、豈期レ膠レ柱、請隨二其所一レ陳、以改置、謹錄二事狀一、伏聽二天裁一、奏可と云へるは是なり、この島司郡領は、やがて廢したりと覺えて、今其名なし、値嘉島の中に三井樂崎あり、是古の美瀰良久崎にして、遣唐船の發せし所なりと云ふ、肥前國風土記、松浦郡値嘉島の條に云ふ、西有二泊舟之停二處一、一處曰二相子停一、應レ泊二二十餘船一、一處曰二川原浦一、應レ泊二一十餘船一、遣唐之使、從二此停一發、到二美瀰良久之濟一、即川原浦之西濟也、從レ此發レ船、指レ西渡之と、

また高岳親王の入唐略記によれば、貞觀三年三月親王被レ許二入唐一、七月十一日出レ自二巨勢寺一、其晩頭到二難波津一、便倩二得太宰貴綿歸船二隻一、十三日駕レ船、八月九日到二着太宰府鴻臚館一、于時大

唐商人李延孝在前居鴻臚北館、十月七日仰通事張支信令造船一隻、四年五月造船已了、七月中旬率宗叡等及控者十五人、柁師張支信、金文習、任仲元、（三人並唐人）建部福成、大鳥智丸、（二人並此間人）水手等僧俗合六十人、駕船離鴻臚館、赴遠値嘉島、八月廿九日着遠値嘉島、九月三日從東北風飛帆、其疾如矢、四日三夜馳渡之間、此月六日未時、順風忽止、逆浪打艫、即收帆投沈石、而沈石不着海底、仍更續儲斷綱下之、綱長五十餘丈、纔及水底、此時波濤甚高、終夜不息、曉旦之間、風氣微扇、乃覩日輝、是知順風隨風而走、七日着大唐明州揚扇山と見えたり、當時難波津より太宰府までの往來には、常に貢物船の便ありしことと思ふべし、而して太宰府より値嘉島を經て唐に往來するにも、また唐人其他の常に其間を交通せしものありしと知らるゝなり、我國より唐に往來するには、多く明州を經しことと、安倍仲麿が「海の原」の什は、明州にての事なりしにても之を徵すべし、明州は今の寧波なれば、地理上の形勢にもよく稱へり、されば當時商業の三要處は、京都難波博多なりしこと明かなり、然るに朝廷はこの三處に於て各々鴻臚館なるものを置き以て蕃客を待ち、敢て之をして貿易を自由にするを得ざらしめたり、蓋し京都に鴻臚館を置かれしことは、職員令に玄蕃寮掌蕃客辭見、讌饗送迎、及在京夷狄監當、館舍事とあるを、義解に謂鴻臚館也と解したるにて明なり、河海鈔には、鴻臚館

は玄蕃寮にあり、此館延暦遷都之始、東西大宮被㆑置之、而弘仁に以㆓東鴻臚㆒爲㆓東寺㆒、賜㆓弘法大師㆒、以㆓西鴻臚㆒爲㆓西寺㆒、賜㆓修因僧都㆒、其後七條朱雀鴻臚館を立て置、三韓舍㆓其中㆒と云へれども、清和天皇の御代貞觀十五年三月、勅令㆘木工寮與㆓右京職㆒共臨守鴻臚館㆖〇三代實錄など云ふとも見ゆれば、斷じて鴻臚館は玄蕃寮に在りしとは言ひ難かり、蓋し蕃客及び在京夷狄あるときは、玄蕃寮より監當せしかども、さなきときは、木工寮と右京職にて監守せし歟、蕃客または夷狄の事は、令の集解に、古記云除㆓朝聘㆒外、在京唐國人等、皆入㆓夷狄之例㆒とあれば、朝聘したるをば蕃客と云ひ、其他をば夷狄とは云へりと聞ゆ、菅原文時が封事に、請㆘不㆑廢㆓失鴻臚館㆒懷㆓遠人㆒勵㆗文士㆖事と云へる條を見るに、右鴻臚館者、爲㆓外賓㆒所㆑置也、星霜多積、雲構頻頽、頃年以來、堂宇欲㆑盡、所司不㆑能㆓修造㆒、公家空以廢忘、恐彼歸化之國、慕㆑德之鄕、得㆓風聞於萬里㆒、成㆓狐疑於兩端㆒、一以爲㆓君恩薄而無㆓懷柔之情㆒、一以爲㆓國用乏而無㆓含弘之力㆒、伏請深圖遠慮、勿㆑廢㆓失此賓館㆒、是則示㆓海外㆒以㆓仁澤之廣㆒、輝㆓天下㆒以㆓威風之高㆒也とあり、この封事は村上天皇の御代天曆十一年十二月に上りしものなれば、其の頃はこの館もまた廢頽したるを知るべし、難波に鴻臚館ありしとは、仁明天皇の御代承和十一年十二月、攝津國言、依㆘去天長二年正月十一日、承和二年十一月廿五日兩度勅旨㆖定㆓河邊郡爲奈野可㆑遷㆓建國府㆒、而今國弊民

疲、不堪發役、望請停遷彼曠野、使以鴻臚爲國府、且加修理者、勅聽之〇續日本後紀と云へるにても詳かなり、彼の常嗣等が鴻臚館より發して、太宰府に向ひし由見ゆるも〇同書またこの館を云へるなるべし、博多の鴻臚館は、萬葉集に所謂筑紫館にして、入唐略記に鴻臚北館の名見ゆれば、また南館わりしにや、清和天皇の御代貞觀七年七月、太宰府言、大唐商人李延孝等六十六人、駕船一隻來着海岸、勅安置鴻臚館、隨例供給〇三代實錄なども見へたり、

鴻臚館の設わること夫既に此の如し、而して蕃客の內地を往來するや常に送迎の人を附し、且つ關市令には、凡官司未交易之前、不得私共諸蕃交易、爲人糺獲者、二分其物、一分賞糺人、一分沒官、若官司於其所部捉獲者皆沒官と云ひ、また凡蕃客初入關日、所有一物以上、關司共當客官人、具錄申所司義解云當客官人者領客使也、所司者治部省也、入一關以後、更不須撿、若無關處、初經國司亦准此と云へる二條を設けて、毫も人民と交易するを得ざらしむ、蕃客の內地を往來するに當りて、常に送迎の人を附したるは、延喜の式に詳かなり、太政官式に云ふ、凡蕃客入朝、任存問使、掌客使、領歸鄉客使各二人、隨使一人、通事一人、入京之時令存問使兼領客使又預差定郊勞使。慰勞使、勞問使、賜衣服使各一人、宣命使、供食使各二人、豐樂院各一人、朝集堂各一人、賜勅書使、賜太政官牒使各二人、史一人、隨官牒使到客館、治部省式に云ふ、凡蕃客入朝者、差領客使二人、掌在路雜事、隨使一

人（掌記錄及公文事）、掌客二人（掌在京雜事）、供食二人（掌饗日各對使者飲宴、有史生二人、自餘使見太政官式） 玄蕃寮式に云ふ、凡諸蕃使人、將國信物應入京者、待領客使到、其所須駄夫者、領客使委路次國郡、置（量歟）献物多少及客隨身衣物、准給迎送、仍令國別國司一人、部領人夫防援過境、其在路不得與客交雜、亦不得令客與人言語、所經國郡官人、若無事者、亦不須與客相見、停宿之處、勿聽客浪出入、自餘雜物、不須入京者、便留當處庫、還日出與、其往還在路、所須駄夫等、不得令致非理勞苦と、而して蕃客の旣に入朝するや、大藏省の官人內藏寮の官人と立合て貨物を交易したること、大藏省式に凡蕃客來朝、應交關者、丞錄史生率藏部價長等赴客館、與內藏寮共交關、訖錄色目申官、其價物東絁一百疋、調綿一千屯、錢三十貫文、共有殘者同申返上とあるが如くなりければ、商權は總て中央政府の專占する所となりて、また發達するの路なかりき、延喜三年八月の官符によれば、當時律にも官司未交易之前、私共蕃人交易者、准盜論、罪止徒三年とありしなり、當時商業の干涉に苦めること想ふべし、而して其最も弊害を感じたるものは、朝廷の唐制を模倣せられしによりて、流通貨幣の用を攪亂し、之をして交換の媒助たることを能はざらしめたること是なり、

抑々我國にて始めて貨幣を使用したるは、韓鐵を輸入して、之を流通せしめたるに起り、漸

く進んで稻文銅錢または菊文銀錢等を用ゐるに至り、商業の形勢は實に大に進歩したりしに、政府幣制を失せるによりて、貨幣は遂に流通より遠ざかり、商業も亦た隨つて大に沮滯するを免かれざりき、蓋し我國にて貨幣を使用せし事の史上に見えたるは、顯宗天皇の御代に稻斛銀錢一文とあるを始とすべし、其次は天武天皇の御代白鳳十二年四月十五日に、自今以後必用㆓銅錢㆒、莫㆑用㆓銀錢㆒と詔したるに、同じ月の十八日に至り、また用㆑銀莫㆑止と詔したることと是なり、この詔は何故に發して、何故に改められしや詳かならざれども、當時銀錢廢止の令は、政府又は人民に向つて著しき不利を目前に起せしを以て、この急劇なる改正を行はれたるものなることと疑ひなし、

元明天皇の御代和銅元年五月、始行㆓銀錢㆒と見え、同年八月始行㆓銅錢㆒と見ゆるは、和同開珍と鑄出したる新製唐樣の銀錢銅錢が始めて行はれしを云へるにて、同じき二年正月の詔に、國家爲㆑政、兼濟居㆑先、去㆑虛就㆑實、其理然矣、向者頒㆓銀錢㆒、以代㆓前錢㆒、又銅錢並行、比奸盜逐㆑利、私作㆓濫鑄㆒紛㆓亂公錢㆒、自今以後、私鑄㆓銀錢㆒者、其身沒㆑官、財入㆓告人㆒、行濫逐㆑利者、加杖二百、加役當㆑徒、知㆑情不㆑告者各與同罪と云へるを見よ、是れ先に銀錢流通せし故に、新鑄の銀錢を頒布して之を引換へんとせられしかども、私鑄極めて多かりければ、朝廷遂に此

の如き嚴令を發して之を禁ぜられしにあらずや、同じ年の三月制して曰く、凡交二關雜物一、其物價銀錢四文已上、即用二銀錢一、其價三文以下皆用二銅錢一とあるは、銀錢濫發して、三文已上の物を買ふにも之を用ゆる程に下落せしかば、其價格を維持せんとてかくは定められつらん、ろは即と云ふ字皆と云ふ字の用様に知られたり、されども私鑄益甚しく銀錢の價格全く下落せしかば、同じ年の八月には廢二銀錢一一行二銅錢一、また同じき三年の九月には、禁二天下銀

撥雲餘興云、

和同開珎型、

右和銅錢、始は近江國にて鑄られ、又太宰府播磨等にて鑄られしさ見ゑたり、其後長門の國にして鑄錢の場所さ定められけるは、周防播磨因幡備中備後より、多く銅出て便利宜き故なるべし、近頃寛永年長門國府毛利甲斐守殿家中小川瀬平の宅地より、 和同錢の鑄型を堀出す、先年城州伏見にて鑄る所の法に同じく、精密の土を以て製せしものなりさ、三貨圖彙にて聞して、涎を流せしこさ久しかりしものさて、 山口縣なる近藤清石君より惠まれしかば、うれしさのあまりさりあへず、

錢型の文字にもしるゝ國ゆたか民やすかりし程ぞしらるゝ

和同開珎には銀錢銅錢は二種あり、 共に同じ形なり、 其後開基勝寶太平元寶の二種は、金又は銀錢なれども亦た同じ形なりき、

錢」と令せらるゝに至り、又かく銀錢の私鑄多かりしは、銀價は高貴なるが故に、私鑄の利益も之を銅錢に比すれば殊に多かりし故なるべし、

されども同じき四年の五月には、以穀六升當錢一文、令百姓交關、各得其利とあり、元正天皇の御代養老五年正月には、令天下百姓以銀錢一當銅錢二十五、以銀一兩當一百錢行用之とあり、銅錢と雖もまた法律を以て、其穀物及び銀錢に對する價格を維持するに至りしが、猶は其目的を達すること能はずして、同じき六年二月の詔には、市頭交易、元來定價、比日以後、多不如法、因茲本源欲斷、則有廢業之家、末流無禁、則有姦非之俗、宜量用錢之便宜、欲得百姓之潤利、其用二百錢當一兩銀、仍買物貴賤、價錢多少、隨時平章、永爲恒式、如有違者、職事官、主典已上、除却當年考勞、自餘不論蔭贖、决杖六十とあり、更に一歩を讓りて銅錢の銀錢に對する割合を低減せられたるが如き、其間豈に多少の理由ありて存するなからんや、然るに世人は漫に之を評して、我國商業の發達は、猶ほ未だ金屬貨幣を用ゐるの程度に達せざりしと云ふ、果して然らば彼の私に錢を鑄りし者は、何の利する所ありてか之を鑄りしぞ、政府は何故に銀錢を廢しまた何故に銀錢を禁じたるぞ、政府が銅銀錢を發してより僅に一年餘を經たるに忽ち之を廢したるは、私鑄の銀錢濫行して、政府は銀錢の發行に

よりては、利益を專占すると能はざりしが故にあらざるか、また僅か一年餘にして再び之を禁じたるは、政府已に銀錢を廢したる後も、私鑄の銀錢獨り能く流通に入りて、政府は再び銅錢發行によりて、得る所の利益をも減殺せられたるが故にはあらざるか、曩に政府が銀錢通用の區域を限りしは、即其發行したる銀錢の低落を防ぐ策にして、米穀と銅錢との間に價格の比例を立てたるは、即銅錢の價格を維持せんとするの策にはあらざるか、最後に於て遂に銀錢と銅錢との交換價格を定めて、百錢を以て一兩に當て、また更に二百錢一兩に當てたるは、當時政府が發行の權を專占したる銅錢よりも、私鑄の銀錢遙に能く流通に入りしが故にはあらざるか、然らば則ち當時金屬貨幣の流通に入ると能はざるに至りし所以のものは、商業の程度猶ほ未だ幼稚なりしが故にあらずして、幣制の其宜を得ざりしが故なるのみ、

當時朝廷は、其發行する處の貨幣を流通せしめんと欲し、次の三者を施行せり、第一は蓄錢者に位階を給ひて蓄錢の風を養成し、以て其發行する貨幣を流通せしめんとしたる事にして、和銅四年十月の詔に、夫錢之爲用、所以通財貨易有無也、當今百姓、尙迷習俗、未解其理、僅雖賣買、猶無蓄錢者、隨其多少、節級授位、其從六位以下蓄錢者、有一十貫以上者進位一階敍、二十貫以上、進二階敍、初位以下每有五貫、進一階敍、大初位上若初位

進入従八位下、以一十貫為入限、其五位以上及正六位有十貫以上者、臨時聽勅、或借他錢而為欺官者、其錢沒官、身徒一年、與者同罪、夫申蓄錢狀者、今年十二月內、錄狀幷錢申送訖、太政官議奏、令出蓄錢と云ひ、同年十二月の詔に、蓄錢敍位之法、無位七貫、白丁十貫、為入限、以外如前と云へる是なり、第二は諸國よりの調庸等の物を納むるに錢を以てせしめ、以て其發行する貨幣を流通せしめんとしたる事にして、同じき五年十二月の制に、諸國所送調庸等物以錢換、宜以錢五文准布一常と云ひ、元正天皇の御代養老六年九月の格に、令伊賀伊勢尾張近江越前丹波播磨紀伊等國始輸錢調と云へる是なり、第三は路傍に米賣塲を置き、旅人をして食糧を携帯するの勞費を省かしめ、以て其發行する貨幣を流通せしめんとしたる事にして、同じき五年十月の詔に、諸國役夫、及運脚者、還鄉之日、糧食乏少、無由得達、宜割郡稻別貯便地、隨役夫到任令交易、又令行旅人必齎錢為資、因息重擔之勞、亦知用錢之便と云ひ、同じき六年三月の詔に、諸國之地、江山遐阻、負擔之輩、久苦行役、具備資粮、闕納貢之恒數、減損重負、恐殣路之不少、宜各持一囊錢作當爐給、永省勞費、往還得宜、國郡司等、募豪富家、置米路側、任其賣買、一年之內、賣米一百斛以上者、以名奏聞、又賣買田以錢為價、若以他物為價、田幷其物共為沒官、或

有㆓糺告者㆒、則給㆓告人㆒、賣及買人並科㆓違勅罪㆒、郡司不ㇾ加㆓撿校㆒、違㆓十事以上㆒、即解㆓其任㆒、九事以下、量降㆓考第㆒、國司者式部監察、計違附ㇾ考、或雖ㇾ非ㇾ用ㇾ錢、而情願㆓通商㆒者聽ㇾ之と云へる是なり、第一の方法は流通に餘れる貨幣を供給して、之を貯蓄せしめんとしたるものなれば、其名たるや、美ならざるにあらざれども、是れ貨幣の貯蓄を奬勵したるに止り、富の貯蓄を奬勵したるにあらざれば、世に益あるの方法と云ひ難し、況んや當時交通運輸の便、猶は未だ充分の發達を經ずして、貨幣の用は以て非常の急を救ふに足らざりし世にありては、其行はるべからざるは勿論なるべし、第二第三の方法に至りては、當時貨幣發行の方法をして果して其宜を得せしめば、最良の手段なりしと雖も、苟も貨幣發行の方法をして其宜を得ざらんか、是れ猶ほ其源を濁らしめ、而して其流の淸まんことを望むが如きのみ、是れ猶ほ其幹を動かして、而して其枝の靜ならんことを欲するが如きのみ、

夫れ貨幣の物たるや、飢ゆれども不ㇾ可ㇾ食、寒ゆれども不ㇾ可ㇾ衣、然るに世人が喜んで之と交換するに、人間必要の物品を以てして、毫も停滯せざる所以のものは、苟もこの物を貯藏し、又はこの物を携帶するときは、何時にても、また何地にても、概ね一定の比例を以て自由に他の欲する所の物品を交換し得らるゝを以てなり、貨幣をして此の如き性質を備へしむる

には、貨幣自身の價格をして、其の表面に鑄出したる價格と同一ならしむること必要なり、元來貨幣は只其社會に於て最も廣く且厚く需要せらるゝ所の物品が、社會の必要によりて自ら暗認默諾の中に撰定せられたるものなれば、苟も其本性を損せば、亦た其用をなす能はざるべし、其之を鑄造して一定の貨幣となし、之に附するに欵識を以てするに至りしは、只其純分重量を鑑査するの費勞を省かんが爲に、之が極印を捺したるに過ぎざるのみ、然れども時に或は貨幣を發行する者自ら其利益を營まんと欲し、或は純分を減じて其質を惡くし、或は重量を減じて其形を損し、貨幣自身の價格をして其表面に鑄出したる所の價格より減少せしめんか、民の利に趨るや奔流よりも疾し、豈獨り發行者をして其利益を肆にせしめんや、私鑄の貨幣は漸く市場に流出して、共に商業を亂るべく、其品位の下落は同時に其價格を下落せしめ、其價格の下落は、また同時に物品の價格をして、反對の比例を以て騰貴せしむべく、この變動をして頻繁ならしむるときは、其貨幣は漸く物價尋定の度量たる本性を損して、遂に交換の媒助負債の代表たる能はざるに至るべし、故に貨幣をして能く流通に入られしめんと欲せば、重量と純分とを一定し、幾回改鑄を經るも、貨幣の價格を變ずることなくして、貨幣所有の結果をして、極めて分明ならしむべし、貨幣をして私鑄の患なからしめ

んと欲せば、貨幣自身の價格をして、其表面の價格と同一ならしめ、また其製造を巧緻にして、私鑄の利益なからしむべし、苟も此の如くならば、令せずして而して行はれ、禁ぜずして而して止まん、何を苦んでか屑々焉として之が助長に勞せんや、

今や當時幣制の有樣を察するに、其改鑄は凡そ十二回にして、毎回新錢の一を以て舊錢の十に當てたるものゝ如し、而して其貨幣の今日に傳はるものを取て之を比較するに、其直徑及び重量は毎に新舊同一にして、甚しき差異あることなく、寧ろ新なるものゝ舊きものより輕く、且つ小なるを見るのみ、

錢名	發行年月	相距年數	種類	直徑	重量	法定價格
和同開珎	和銅元年五月		銀	八分	二匁一分	以銀一當銅錢二十五、以銀一兩當一百錢、
和同開珎	同　年八月		銅	八分	一匁	
開基勝寶	天平寶字四年三月	五十三年	金	八分	三匁一分	以一當舊錢之十、
太平元寶	同		銀	未詳	未詳	以一當銅錢之十、
萬年通寶	同		銅	八分	一匁二分	以一當舊錢之十、

神功開寶	天平神護元年九月	六年	銅	八分	一匁〇五厘	與二前新錢一并行二于世一、
隆平永寶	延曆十五年十一月	三十二年	銅	八分	九分九厘	以二新錢一一當二舊錢十一、
富壽神寶	弘仁九年	二十二年	銅	七分五厘	一匁	未詳、
承和昌寶	承和元年正月	十一年	銅	六分五厘	七分	以二新錢之十一當二舊錢之十一、
長年大寶	嘉祥元年十月	十三年	銅	六分五厘	七分	一以當二舊錢之十一、
饒益神寶	貞觀元年四月	十一年	銅	六分	六分	一以當二舊之十一、
貞觀永寶	貞觀十二年正月	十一年	銅	六分	七分	一以當二舊之十一、
寛平大寶	寛平二年五月	十九年	銅	六分	七分五厘	未詳、
延喜通寶	延喜七年十一月	十七年	銅	六分	一匁	以レ一當二舊之十一、
乾元大寶	天德二年三月	五十三年	銅	六分	七分	未詳、
計十五種、二百五十一年間改鑄十二回、						○續日本紀、續日本後紀、日本紀略、拾芥抄、大日本貨幣史、

夫れ同一なる新錢を以て之を同一なる舊錢の十に當つるは、舊錢の十分の一なる新錢を鑄て之を舊錢の一と併行せしむるに異なるなし、況んや其變動の頻繁なること此の如くなり

しを見れば、當時の貨幣が流通に入る能はずして、動もすれば發行者の手に戻りし原因は、之を知るに難からざるべし、而して當時朝廷が此の如き發行方法を用ゐられたる所以のもの、また唐制の摸倣のみ、

蓋し此の如き弊風の支那に行はれたるは、既に周代に起れるものゝ如し、昔し周の景王改めて大錢を鑄りしがば、單穆公諫曰、不可、古昔天災降戾、於是乎量資幣、權輕重、以振救民、民患輕、則爲之作重幣以行之、於是乎有母權子而行、民皆得焉、若不堪重則多作輕而行之、亦不廢重、於是乎有子權母而行、小大利之、今王廢輕而作重、民失其資、能無匱乎と、既にして景王また大錢を鑄る、是に於てか三年之內而害金再興焉の說あり、蓋し是より先き、輕重二種の幣あり、相待て而して行はる、景王鑄錢の利を私せんと欲し、重幣を鑄りて之を行ひ、輕幣の其流通を妨ぐるを以て之を廢絕したるならん、果して然らば、所謂重幣また相當に貭量を有せしにあらざるや知るべし、後世議者概ね貨幣の事情に疎く、反つて景王の擧を以て其當を得たるものとしたれば、遂に發行者の姦曲を奬勵し、發行者は實際其價格を有せざる新錢を發行して、之を舊錢の幾倍に流通せしめ、其發行の度每に原價の幾倍を利せんと試みたり、秦漢晋宋は姑く之を置き、陳の世に及んで文帝五銖錢を發行し、一を以て從來流

通したる鵞眼錢の十に當て、宣帝また大貨六銖錢を發行し、一を以て五銖錢の十に當てたるが如き、後周の世、武帝布泉錢を發行し、一を以て五に當て、また更に五行大布錢を發行し、一を以て十に當て、宣帝また永通萬國錢を發行し、一を以て十に當てたるが如き皆然らざるはなし、而してこの習慣は、漸く發行者の襲用する所となりて、自ら貨幣發行の定法となりし勢なりき、隋の文帝の時、天下の錢貨輕重一ならざるを以て、更に五銖錢を鑄て、其重量を文の如くならしめ、以て其弊を矯正せんとしたれども、政綱忽にして衰へ、私鑄濫行して又舊時の有樣に復しぬ、又唐起つて高祖舊錢を廢棄し、開通元寶を鑄る、其重量は二銖半にして極めて良錢なり、其意蓋し幣制を一新するに在りしならん、然れども高宗更に乾封泉寶を發行し、其重量は二銖六分にして前錢より重きこと僅かに一分に過ぎざりしを、前代の弊風を襲用し、一を以て舊錢の十に當てたれば、其幣制また亂れたり、此時は恰も天智天皇の御代に當り、我國が頻りに唐制を摸倣して百般の制度を定むる時なりしかば、其弊風も又隨つて傳染し大に毒害を流せり、和同開珍以降の貨幣をして流通に入ること能はざらしめたるは、即ち此弊風の仕業にして、習俗に迷ひて未だ其理を解せざりしものは、百姓にあらずして寧ろ朝廷にありしならん、

貨幣の法定價格をして、其原價より幾倍を增加せしめたる結果は、當時に於ても、亦既に其不都合なることを發見したるものなきにあらざりしにや、淳仁天皇の御代、天平寶字四年三月に、錢之爲用行之已久、公私要便、莫甚於斯、頃者私鑄稍多、僞濫既半、頓將禁斷、恐有騷擾、宜造新樣與舊併行、庶使無損於民有益於國、其新錢文曰萬年通寶、以一當舊錢之十、銀錢文曰太平元寶、以一當新錢之十、金錢文曰開基勝寶、以一當銀錢之十と勅して、新錢を發行し、稱德天皇の御代、天平神護元年九月、また更行新錢、文曰神功開寶、與前新錢並行于世れしに、光仁天皇の御代、寶龜三年の八月に至り、太政官より、去天平寶字四年三月十六日、始造新錢、與舊並行、以新鑄之一、當舊鑄之十、但以年序稍積、新錢已賤、限以格時、冀來安穩、加以百姓之間、償宿債者、以賤日新錢一貫、當貴時舊錢十貫、依法雖相當、計價有懸隔、因茲物情擾亂、多致喧訴、望請新舊兩錢、幷價施行と奏請して、裁可ありしとの見ゆるは是れなり、（其間稱德天皇の御代天平神護元年九月新錢の發行あり、されども其時には更鑄錢、新文曰神功開寶與前新錢並行于世と見ゆれば、寧ろ同物として見るべし、）然れども猶は其病根の由りて來る所を洞見すると能はずして、桓武天皇の御代延曆十五年十月には、また周朝撫曆、肇開九府之珍、漢室膺期、爰設三官之貨、用能遷有無以均利、通險夷而得宜、是濟民之要領、乃益國之嘉策、而應機適時、賢哲所以成務、權輕作重、母子於是並行、頃者

私鑪滋起、奸鑄紛然、施之交關、既爲輕賤、充之貯蓄、不堪實用、即欲禁止、卒難懲淸、事須平量以救流弊、是以更制新錢、仍增其直、文曰隆平永寶、宜以新錢一當舊錢十、新舊兩色、兼使行用、但舊錢者、始自來歲、限以四年、然後停廢と詔して、新錢を發行し給ひしかば、貨幣遂に物價の標準、負債の代表たるの性質を損して、交換の媒助たること能はざることゝなり、曩きに政府が其發行する貨幣を流通に入らしめんと欲して計畫したる蓄錢叙位の法と、錢を以て調庸等の物に代納するの法とは、反つて貨幣をして發行者に返らしむるの捷徑となり、政府は更に令を發して之を禁遏するに至れり、同じ御代の延曆十六年二月の勅に、租稅之本、備於水旱、錢帛之財、飢而不食、今聞京職有多取錢、事須賤末貴本、一絕收錢、但恐民有貧富、不必蓄穀、宜聽貧乏之徒進錢、通計不得過四分之一と云へるは、即ち錢を以て調庸等の物に代納するを禁じて、四分の一に過ぎざらしめたるものにして、同じき十七年九月の太政官符に、

禁斷貯錢事、

右被右大臣宣偁、奉勅、用錢之道、取於輕便、有無均利、彼此得宜者也、如聞外國吏民、多有貯蓄、京畿士庶、還乏資用、既乖均利之義、亦失得宜之方、宜下嚴制不得更然、所右

之錢、盡皆納レ官、仍用二正税一準レ價給レ之、送レ京之功、亦用二正税一、如有二藏而不レ進爲レ他被一レ告、不レ論二蔭贖一、科二違勅罪一、五二分其物一、一分給二告者一、四分沒レ官、但伊賀、近江、若狹、丹波、紀伊等國、不レ在二禁限一、

延喜十七年九月廿三日　〇類聚三代格

と云ひ、同じき十九年二月の官符にもまた、

禁下斷民蓄二錢貨一以求中爵位上事、

右大納言正三位壹志濃王宣、奉レ勅、頃年納レ錢、例叙二五品一、今聞殷富之民多貯二錢貨一、藏緡萬許、或至二腐爛一、是以官府倍レ力、無レ輟二於鑄作一、京畿之錢、未レ布二於民間一、其百姓納レ錢、以求二爵位一、自今以後、嚴加二禁止一、更莫レ令レ然、

と云へるは、即ち錢を蓄るものを位に叙することを廢したるものなり、此の如くして貨幣の流通は既に全く停滯し、其價格また隨つて下落し、民間の交易にも貨幣を用ゐるとなかりければ、同じき二十一年正月には更に、如レ聞山城國百姓、賣二買水田一、以レ稻爲レ直、準レ錢論レ之、町過二萬錢一、自今以後、宜下上田一町直錢四千、中下田者準レ此差減上、若有二違法一、處二違勅罪一と勅せられたり、然れども新錢の實價は法價より賤く、舊錢の實價は法價より貴し、貴きものは藏せられて、

賤しきものは出さるゝは、是れ貨幣流通の常理なれば、新錢の一貫を以て舊錢十貫の取引を完結せんと欲するもの、天下然らざるはなし、且や今日十貫の貨幣を所有するも、忽ち貨幣の改鑄に遭遇すれば、新錢の一貫となるに過ぎざれば、其貯蓄の効驗は殆んど豫期する能はざるの危險あり、是に於てか、富者は穀を蓄へ、貨幣は自ら流通より遠ざかり、禁令嚴なりと雖どもまた用ゐる所なかりき、

嵯峨天皇の御代弘仁九年、また新錢を鑄る、文に富壽神寶とかゝれたり、されども、此時の法定價格は如何なりしや知るに由なし、仁明天皇の御代承和元年正月に至り、新錢を發行さるゝや、また新錢の一を以て舊錢の十に當てらる、其詔に曰く、懋遷之軌、標自昌言、交貿而退、取諸噬嗑、則知龜文入幣、興於曠時、蝸影棲緡、彰於舊術、姬王圜法、有無以之化居、漢宣泉刀、歛散由斯不匱、斯固邦家所要、配地馬而無疆、公私攸宜、擬天龍而自遠、然而權輕作重、沿世或倹、子共母隨、適時開務、況年紀浸久、貨幣已賤、不有平量、何救流弊、是以今制新錢、以叶通變、文曰承和昌寶、以新錢之一、當舊錢之十、宜令並用、と、是に於てか其結果は新錢出るに隨つて直に發行者に返り毫も流通に入る能はざりき、同じき五年十月には、遂に畿內諸國雜官稻代收錢一切禁之と勅せらるゝに至りぬ、然るに同じき御代の嘉祥元年十

月に、再び同一の方法を以て新錢を發行し、觀夫洞八達三、重規疊矩、莫不交易以彊國、代遷以利民、故鷹揚神文、立九府之圜經、龍相天人、施五銖之遺利、象乾坤之方圓、同川岳而流積、無遠不往、無深不臻、使用輕通、家國同利、但輕重各異、子母相通、影入星榆、形圓水荇、用捨之端無定、小大之變隨時、今者天賜嘉祥、曆改年號、若使錢文貨制仍舊不悛、恐乖變通之規、或罹流弊之咎、宜改舊貫於冕旒、磨新彩於金刀。文曰長年大寶、一以當舊之十、新之與舊並用雜行、將令用而不倦、既富之而敎之と勅せられければ、錢價は益低落し、其米穀との間に於ける交換價格に著しき變動を生じて、同じき二年の四月に至りては遂に、去承和七年定諸國穀直訖、而今如聞、穀價踊貴、錢幣差賤、而猶守舊程、不隨時宜、宜改前直、一依當時、仍須隨陸海之貢輸取定數於京師、准其沽價以爲穀直。自今以後、立爲恒例と勅して、嘗て定められたる錢穀兩價の比例を廢せらるゝの必要を生じたり、

是より後また數回の新錢發行ありしかども、其發行の度毎にこの弊風を襲用せられしかば其の結果は常に錢價の下落、物價の騰貴となり、貨幣は益流通より遠ざかり、清和天皇御代貞觀元年四月の新錢發行の詔に、書稱科斗、篆籀之訓斯彰、簡號韋編、交易之方日遠、是以姜公通市井之貨、旅於岡大彊、鴟夷善發歛之居、陶業爰盛、遠則赤側白金、近則鵝眼綖環、順世而異

名、逐時而興利、但權輕作重、子去母隨、誠是歷年之漸深、遂知行用之彌賤、宜改舊弊更制新錢、勒此變通、救彼流弊。文曰饒益神寶、一以當舊之十、即舊之與新、並令雜用と云へる結果は、同じき八年の二月に至りて、太政官處分に、定左右京白米一升直錢四十文、前廿六文、今加十四文、黑米三十文、前十八文、今加十二文、是歲穀價騰踊、東西津頭、白米一斛直七貫二百文、黑米四貫四百文、由是增定京邑沽價と現出し、また明くる九年五月の太政官符にも、

應禁制貯錢事

右延曆十七年九月廿三日格偁、右大臣宣、奉勅、用錢之道、取於輕便、有無均利、彼此得宜者也、如聞外國吏民多有貯蓄、京畿士庶還乏資用、既乖均利之義、亦失得宜之方、宜下嚴制不得更然、所有之錢、盡皆納官、仍用正稅準價給之、送京之功、亦用正稅、如有藏而不進、爲他被告、不論蔭贖、科違勅罪、五分其物、一分給告者、四分沒官、但伊賀、近江、若狹、丹波、紀伊等國、不在禁限者、而今畿外諸國富豪之輩、不愼格旨、猶事貯積、聞其由緒、非充資用、徒著富强之名、各爭聚進之賂、邊郡既無通用之理、朝家永增鑄作之勞、靜論其費、誠須懲革、右大臣宣、奉勅、宜更下嚴制一切禁斷、其所有之錢、依先格行之、若隱藏不進、科罪亦如先格、唯告言者、三分給一、國司仍須符到之後、四十箇日內、勘錄數、專

脚言上、夫搜勘無私、言上合期、不論多少、時加褒擢、若乖違符旨、延引無申、及許容不勘、爲他被告、同處違勅罪、不曾寛宥、又伊賀近江等五箇國、先格已稱不在禁限、宜聽其資用禁其貯蓄、

貞觀九年五月十日　〇類聚三代格

と現出せり、其後同じき十二年正月に、夫古先哲王所以立鐵官設圜法者、以其能權斂散通有無、遠近同施、公私共利也、但始終難一、興廢有時、非因變通、何激風化、是以輕重不定、小大無常、沿世而分形、適時而異稱、朕冀政令之簡要、嫌錢貨之頻改、歲序雖積、錢文不新、今聞流弊尤甚、交貨多妨、囊裡貯而難資、杖頭懸而乏用、既辨泉流之喩、還作竿計之煩、宜變舊色於靑蚨、驚新聽於黔首、文曰貞觀永寳、一以當舊之十、母子相隨、並共通用、庶俾下民之得宜、將招上天之冥祐と詔して再び新錢を發行せられたる結果は、又同十五年の十二月に至り、左京職言、撿去承和三年二月九日格、調錢准外丁絁三分之一、八別輸調錢百文、絛八十文、仍准折十二丁、成疋、然則人別應輸絁五尺、以此准當時沽法、饒益錢百八十三文、而去年以往、正丁一人所輸調庸、同錢十四文、即是彼錢新貴時之法也、今貞觀新出、饒益漸賤、因依官符宣旨、雇役夫三丁之所輸、不足一人功食、然則須以五尺絁直爲調

法、然而餓有增加、弊民難堪、望請貞觀錢十文、定令輸貢、勅宜別令輸貞觀錢三文、畿內諸國亦宜准此と現出せり、抑〻貨幣は物價を量るの標準にあらずや、然るに今や其發行の方法は、或は用捨之端無定小大之變隨時と稱し、或は輕重不定小大無常と稱し、每に驚新聽於黔首と云へる主義なりき、標準の變動此の如くならば、物の長短何を以てか之を定めん、錢貨をして流通より遠ざからしめたる所以の者は政府に在りて百姓にあらざる也、日本古代通貨考に、今昔物語に「金一兩を以て直米三石に賣りてそれをもて家を買て」とあるを引て、當時我國の人民は猶は金屬貨幣の用を知らずして、政府の其流通を謀らるゝにも拘はらず、猶は稻米貨幣を通用したりと云へるは皮相の見と云ふべし、宇多天皇の御代寬平二年五月寬平大寶と云へる新錢を發行せられたると拾芥抄に見えたるは、又一を以て舊の十に當てられしにや、醍醐天皇の御代延喜七年十一月、延喜通寶を發行せられたるは、一を以て舊の十に當て、新の舊と幷に之を通用せしめられたるなり、〇日本紀略村上天皇の御代天德二年三月、改錢貨文延喜通寶爲乾元大寶〇日本紀略と見ゆるは、其文のみを改められしに似たれども、同じ御代の應和三年七月、公卿請停並行舊錢新錢〇禁秘鈔に見えたるが、新錢の流通に入る能はざりしが故に、舊錢の並行を停められたるなりと覺ゆれば、是れまた一

を以て舊の十に當つるの弊を改められざりしものなりと知られたり、
また當時の發行方法に於て猶は不完全なりしは、官錢の製造巧緻を缺き、往々均一ならず、或は私錢に劣りし事にして、和銅七年の制に「自今以後、不レ得レ擇レ錢、若有下實知二官錢一輙嫌擇者上、勅使杖一百、其濫錢者、主客相對破レ之、即送二市司一」と云へる是なり、夫れ民の官錢と知りて、猶ほ之を擇べる者は其均一を缺きし故にあらずや、然るを其均一は之を謀らずして、法律を設けて之を强通せしめんとしたるは抑も亦難きかな、然れども當時朝廷が毫も之を顧みざりしは、貞觀七年四月京畿及近江國にて惡錢を擇び棄てたるを禁じ、弘仁十一年六月九日下二知大藏省一曰、鑄錢司所レ進新錢、雖二文字頗不明一而不レ失二體勢一、亦有二小疵一行用無レ妨、宜二猶檢納一而間愚者不レ悟二此旨一專任二己心一擇棄不レ受、或稱二文字不一レ全、計レ十嫌二二三一、或號二輪廓有一レ缺、擧レ百缺二八九一是以要二升米一者、飢口難レ餬、買二屯綿一者、寒身不レ暖、宜下牒二于路頭一嚴加中禁止上、若有二乖違一隨即決笞と詔せられしことを知るべし、然れども朝廷また自然の勢は遂に之を抗すべからざるを悟られしにや、同じき十四年九月に至りて僅かに、新舊貞觀錢、文字破滅、輪廓無レ全、凡在二賣買一嫌棄大半、還二貢鑄錢司一令二分明鑄作一と勅せられたるを見る、十を計れば二三を嫌ひ、百を擧ぐれば、八九を缺く程に、文字破滅し輪廓全からざりしを思へば、其均一を

缺きしとまた察するに堪へたり、此の如くして貨幣の制度は既に全く紊亂し、新舊錯雜して物價の標準たる能はざりしかば、其極遂に貨幣の効驗を失し、僅に地金として授受するに止まりき、花山天皇の御代寛和二年六月に、從去年九月中旬至于今、一切世俗錢不用、交關之間不通、人民莫不嗟嘆、（本朝世紀）と見ゆ、同じ年の十一月に、近來世間嫌錢尤甚、適所取錢、號二寸半、銅錢原直也（日本紀略）と見え、一條天皇の御代永延元年十一月二日、加禁止上下人人不用錢貨事、（百錬抄）または仰有司制上下不用錢貨事、（扶桑略記）など見ゆる是なり、二寸半の意義は明かならざれども、銅錢の原直なりと云ふによるに、銅錢地金の原價を以てすれば、或は通用することを得たれども、其法價を以てすれば通用するを得ざりしことと知るべし、その後高倉天皇の御代治承三年七月廿五日の朝議に、近代渡唐土之錢於此朝、恣賣買、私鑄錢者處八虐、雖不私鑄、所行旨同私鑄錢、尤可致停止事歟、（玉葉）と云ひ、後鳥羽天皇の御代建久四年七月四日の宣旨に、應自今以後永從停止宋朝錢貨事、右左大臣宣、奉勅云云、自非止錢貨交關者、爭得定法於和市哉、仍撿非違使幷京職、自今以後、永從停止、（法曹至要抄）と云へるは、政府發行の貨幣は法價不當にして貨幣の本性を損せし故、法價の關係を有せざる外國の貨幣を輸入して之を流通するに、自然の價格を以てしたるものなるべく、吾妻鏡

に、切錢事有ニ其沙汰ニ近年多以出來之由有ニ其聞ニ自今以後者、用ニ切錢ニ事可レ停ニ止之ニ存ニ此旨ニ普可レ令ニ下知ニ之由、被レ仰ニ與庭等ニ云々、其狀云、

切錢事

右近年多出來之由有ニ其聞ニ於ニ自後以後ニ用ニ切錢ニ事可レ停ニ止之ニ存ニ此旨ニ普可レ令ニ下知ニ之狀、依レ仰執達如レ件、

弘長三年九月十日

武藏守

相摸守

加賀前司殿

と云へるは、同じく法價の關係なき銅地金を適當なる形狀に鑄出し、其入用の都度適宜に之を切斷して秤量交換したりしが故に、切錢とはいへるなるべし、昆陽漫錄に、越後の老人云ふ、越後にて通用せる銀は一ならず、長岡にては寬字を打てる銀を使ひ、新潟にては榮の字を打てる銀を使ひ、寬字銀榮字銀ともに大抵厚さ二分ばかりに長く吹き、ところ印を打置て、通用の時に臨で大小意に任せて切て通用せり、故に里言に鉈切錢と云、東鑑に切錢と云ふとありて解せざりしが、見れば、弘長の比、民間にてひろかに銅を薄く吹て、切錢として通用し

たるにやと云へるは卓論なり、幣制紊亂として政府の信用既に地に墜ち、合法貨幣は、以て物價專定の度量たること能はざるに至りては、其質量を以て通用するに至りしも、敢て怪しとするに足らず、百錬抄には、後堀河天皇の御代寛喜二年六月二十六日、以二錢一貫文一可レ被レ直二米一石一之由被二宣下一など見ゆれども、是其本を正さずして、其末を矯めんと欲するもの、豈に能く錢價を維持し得んや、

然れども當時商業の進路を阻絶せしもの尚他に一の原因あり、估價の法是なり、大寶の制に大藏卿賣買估價の事を掌る、（東西市正亦財貨の交易、器物の眞僞、度量の輕重、賣買の估價を掌れり、）義解に之を解して官家賣買標二其中估、但當二賣買時一、知二估價法一、非二是常在一レ市而築記一也と云ひ、關市令にも、凡官與レ私交關、以レ物爲レ價者、准二中估價一と云ふによるときは、當時立法の意、所レ謂估價は官私相賣買するの間に於ける評價法たるに過ぎざるなり、然るに實際に施行するに至りては少しく其意に反し、元正天皇の御代養老六年二月の詔には、既に市頭交易元來定レ價と云ふに至り、市頭交易の物價に至るまで皆官家の關渉する所となりぬ、夫れ物價は需要供給の有樣如何によりて賣買せざるべからざるものなるに、今や官家の關渉を以て枉げて一定の價格によりて賣買せざるを得ざるに至りしとすれば、其間姦惡の弊漸く生じ、東西市司の進むる估價帳の如きも、

毫も憑據するに足らざるに至りしも、亦已むを得ざるのみ、

應レ依レ實造ニ進估價帳一事、

右撿ニ案內一、頃年東西市司所レ進估價帳、不レ據ニ時價一、浪陳ニ憑虛一、或以ニ賤時米一、常注ニ貴直一、或以ニ踊時布一、猶置ニ下品一、加以一物之價、東西不レ同、賣買之輩、彼此相疑、非ニ唯民迷惑一、還多致ニ公損一、是則市司誠非ニ其人一、京職無レ心ニ撿覆一之所レ致也、右大臣宣、宜レ令レ加ニ譴責一依レ實造進一、

貞觀十三年八月十四日　○享錄本類聚三代格

一物の價と雖も東西同じからざるは、之を賣る者の巧拙如何にあることにして、苟も之を自然に放任せば、拙にして高價なるものは漸く得意を失して自滅に至るべし、亦た何ぞ家家干涉の勞を煩さんや、是よりして後屢ゝ估價の法を定められしかども毫も其效なかりしは、自然の勢に反したればなり、

〔日本紀略〕　天曆元年十一月十一日辛酉、諸卿被レ定ニ雜物直減定事一、

〔同書〕　寬和二年二月廿九日、左大臣以下諸卿參ニ仗座一、被レ定ニ估價法一、

〔百錬抄〕　延久四年八月十日、定ニ估價法一、

高倉天皇御代の治承三年七月、また估價の法を議せられたるは、蓋し中估の法を用ゐられし

ものならん、然れども其法また行はるゝ能はざりしかば、遂に撿非違使を部署して、市廛を巡察し以て之を强行せしめられたり、亦甚しと云ふべし、

〔玉葉〕 治承三年七月廿五日、萬物估價法可定申者、(中略)此事暗不能注進價直也(中略)同廿七日基廣注申錢賣買之間事、近代渡唐土之錢於此朝恣賣買、(中略)私鑄錢者、處八虐、雖不私鑄、所行旨同私鑄錢、尤可致停止事歟、(中略)基廣勘注之旨、叶愚存了、又尋見年々估價法、此中延久尤委細、叶近世之法歟、但尙召市人可被行中估之法歟、謂中估之法者、賣人者好高直、買人者好減直、折中而有裁斷、謂之中估之法也、

〔大夫尉義經畏申記〕

可令向市廛人結番事、

一番　康綱朝臣　久光　基廣　明基奉行　兼康

二番　兼綱朝臣　季貞　淸重　重成

三番　章貞　盛澄　信盛　資成　久忠

四番　仲賴　信盛　資成　久忠

右市廛雜物估價法、被載去八月卅日官符、兼又商賈之輩、不恐嚴刑、猶以違犯、宜令撿非

違使等、五個日度、分番向東西市可令勘糺違法之由、同九月十九日被下宣旨畢、仍任宣下狀、爲令行向所令結番也、來卅日可行向也、又自件日限、又以前、如此轉輪、慥守結番、行向市廛、可令勘糺違法之狀、依別當宣所廻如件、

治承三年十月廿六日

後深草天皇の御代建長元年十月また估價の法を定めらる、然れども當時朝廷の式微なりしを思へば、其行はれしや否覺束なし、

〔百錬抄〕 建長元年十月八日乙巳、於記錄所被定估價法事、

〔同書〕 同二年四月廿一日戊辰、於仙洞被評議估價法事、

要するに鑄錢の制と、估價の法とは、當時相待て、朝廷の財政を補助したるものにして、一方に於ては頻りに新錢を發行して、之を舊錢の十倍に通用せしめ、他の一方に於ては、估價の法を執て以て之を强通せんを試みたり、故にこの二者はまた相待て商業の進路を遮ぎりしと云はざるべからず、然れどもまた一二の意想外なるものなきにあらざる也、嘗て關市令に於て、凡除官市買者、皆就市交易、不得坐召物主、乖違時價、不論官私、交付其價、不得懸違と定められしより、物皆市場に就て之を買ふべきことゝなり、公卿貴人と雖ども男女

皆市に集りて貨物を買ひしと云ふ、

〔江談抄〕 大納言道明到レ市買レ物事、 往代人多到レ市買レ物、道明與レ妻同レ車、到レ市買レ物、

〔枕の草紙〕 市はたつの市、 つば市は、やまとにあまたある中に、長谷寺にまうづる人、かならずそこにとゞまりければ、觀音の御えんあるにやと、心ことなるなり、 おふさの市、 しかまの市、 あすかの市、

〔大和物語〕 平好が色好みけるさかりに、市にいきけり、なかごろよき人も市にいきてなん色好むわざはしける、

而して市に在りて物を賣る處、之を「まちや」と云ひ、

〔和名類聚鈔〕 店家 四聲字苑云、店（今按俗云二町屋一此類也、）坐賣レ物舍也、

〔色葉字類鈔〕 店家 坐賣（マチヤ）舍也、

津に在りて賣物を停めて賃を取る處、之を「ツヤ」と云ふ、

〔和名類聚鈔〕 邸家（ツヤ） 辨色立成云、邸家停賣レ物取レ賃處、（今按俗云二津屋一此類也、）

〔色葉字類鈔〕 邸家 俗作二津屋（ツヤ）一、

桶櫃を戴いて物を賣る販女あり、

〔和名類聚鈔〕　販婦、　比佐妓女、

〔源平盛衰記〕　販女の女御とは、されば誰ぞ、若丹後局の事か、ろも桶櫃を戴いて物をばよもうらじ、

馬背に負せて物を商ふ販夫あり、

〔和名類聚鈔〕　販夫、　比佐岐比止、

〔今昔物語〕　今昔河內國□□郡に住む人有けり、名を石別と云ひけり、瓜を造て此を賣て世を過ぎけり、而れば馬に瓜を負せて、賣らんが爲に行かんとして、瓜を負するに馬の可負き力に過て之を負せたり、

遠近を涉獵して、金錢を商ふ金商錢商の類もあり、

〔平治物語〕　奥州の金商人吉次と云者、京上りの次には必鞍馬に參ける、

〔今昔物語〕　今昔備中の國賀陽の郡葦守の鄉に賀陽の良藤と云ふ人有けり、錢を商ふて家豐かなり、

當時商業の有樣其一班を窺ふに足らんか、

源賴朝が覇府を鎌倉に開くや、我國の政權を收攬して天下の大小名を朝宗せしめたれば、

商業の中心亦宜しくこの地に遷るべきに似たり、然れども鎌倉の政は恭儉にして用を節し、痛く消費を制したれば、また聚斂の必要なく、且つ其地たるや險隘囲塞にして運輸不便、全國貿易の大市場たるに適せざりしかば、僅に關東の貿易に於ける中心たりしに過ぎざりしならん、今や吾妻鏡に就て之を檢するに、順徳天皇の御代建保三年七月、町人以下鎌倉中諸商人可ㇾ定ニ員數ㇾ之由被ㇾ仰下ㇾと見え、後深草天皇の御代建長四年、沽酒禁制、殊有ニ其沙汰ㇾ悉以破ニ却壺ㇾ而一屋一壺被ㇾ宥ㇾ之、但可ㇾ用ニ他事ㇾ不ㇾ可ㇾ有ニ造酒之儀ㇾ若有ニ違犯之輩ㇾ者、可ㇾ被處ニ罪科ㇾ之由、因定ニ下之ㇾと見ゆるを見るのみ、同じき五年の十月には、薪馬蒭の高直なるを患ひて、其直法を定めたれども、同じき六年の十月にはまた遂に之を廢したり、其干渉する所の是等の物品に止りしを見るも、また鎌倉の商業は如何なる有樣なりやを知るに足らん、

〔吾妻鏡〕建長五年十月、被ㇾ定ニ利賣直法ㇾ其上押買事、同被ニ固制禁ㇾ小野澤右近大夫入道内島左近將盛經入道等爲ニ奉行ㇾ

薪馬蒭直法事

炭一駄 代百文　薪三十束 十束代百文　萱一駄 八束代五十文　藁一駄 八束代五十文

糠一駄 二俵代五十文

件雜物近年高直過レ法、可レ下二知商人一、

〔同書〕同六年五月、雜物等依レ有二高直之聞一、被レ定二其法一、今日所レ被二施行一也、

炭 薪 萱 藁 糠事

高直過レ法之間、依レ爲二諸人之頼一、先日雖レ被レ定二下直一、於二自今以後一者、不レ可レ有二其義一、如レ元可レ被レ免二交易一、但至二押買幷迎買一者可レ令二停止一也、以二此旨一可レ被レ相二觸相摸國一、如レ然之物、交易所也者、依レ仰執達如レ件、

建長六年十月十七日　　相摸守

陸奧守

筑前前司殿

新井白石嘗て言へることあり、昔者先王建レ國、制爲二五畿七道一、畿內租入以供二宗廟百官之用一焉、在外諸國則任二土作一貢、以實二王府之儲蓄一焉、考二之典籍一、七道輸送由二海路一而達レ京者三十餘國、風候有レ時、駕漕有レ程、則海運之政亦有、從來久矣、降迨二文治一、皇綱紐解、民之謳歌者漸轉向レ東、而關左之地日以隆盛、農兵既分、用費多端、當二是時一自レ非二四方之轉輸一、則烏能得二人給家贍一哉、但漕運之法、求二之記傳一、不二少概見一矣と、然れども今や是等の徵證によるときは、鎌

倉は四方運輸の中心にあらざりしことを知るべし、

元亨釋書僧榮西が傳に、「出到㆓奉國軍㆒、乘㆓楊三綱船㆒、著㆓平戶島葦浦㆒、本朝建久二年辛亥也、戶部侍郎淸貫創㆓小院㆒延㆑之」とありて、注に本朝事跡考を引きて、「平戶在㆓松浦中㆒、遣唐船之歸朝者、不㆑得㆑到㆓筑前博多㆒、則着㆓平戶㆒、或曰㆓葦浦㆒、有㆓小寺㆒、工人稱㆓千光寺㆒、是陳㆑迹也」と云ひ、又同書の僧辯圓が傳に、「嘉禎元年泛㆑海、十寅夕而着㆓明州界㆒」とありて、注に「四月發㆓船平戶津㆒」と云へるが如きを見れば、當時外國貿易中心たる博多港は、漸く其支脈を延べて平戶港を開かんとしたることまた頗る明著なり、平戶は即ち古の庇良島にして、其遣唐使の航路に當りしが故に、嘗て島司郡領を置かんとせられし所たり、平家物語に、有王丸硫黃島に渡らんとて薩摩潟に下りしことを叙して、唐船の纜は卯月早月にとくなればと云へるによれば、防津より支那へ往來せる商船もまた有りしと知らる、

〔平家物語〕　もろこし舟のともづなは、卯月さ月にとくなれば、夏衣たつをおろくや思ひけん、彌生の末に都を立て、おほくの波路をしのぎつゝ、さつまがたへぞくだりける、

蓋し當時我國商業の氣運は、嘗て政治世界の一大變遷ありしによりて、中央の政權に壓窄せられ、頗る坎軻の域に在りしと雖ども、自然の勢は自ら自然の針路を趨り、朝綱漸く其紐を解

き、律令の苛細なるものまた之を執行する者なきに及んでは、雄偉なる商業家は往々にして舷を鼓して滄溟を凌ぎ、貿易の區域を恢復して、朝鮮支那の沿岸に至る者あり、支那の貨幣を輸入して、之を內地に流通せしむるに至る、而して其最も著しきものは、高倉天皇の御代安元年中、平重盛が黄金を宋の育王山に贈りしとき、船頭妙典が之を齎したるが如き是なり、

〔平家物語〕大臣（〇平重盛）いかなる善根をもして、後世弔はればやと思はれけるに、我朝には、いかなる大善根をしれいたり共、子孫相續で重盛が後世を弔はんこと有がたし、他國にいかなる善根をもして、後世とぶらはれんとて、安元の春の比、鎭西より「メウテン」といふ船頭を召登せ、人をはるかに退けて對面あり、金三千五百兩めしよせて、汝は聞ゆる大正直の者なればとて、五百兩をば汝に得さす、三千兩をば宋朝へわたし、一千兩をば育王山の僧に引、二千兩をば帝へまゐらせて、田代を育王山へ申しよせて、重盛が後世とむらひすべしとその玉ひける、「メウテン」是を給はりて、萬里の翻浪をしのぎ、大宋國へぞ渡りける、

後深草天皇の御代寶治元年十一月、被レ宣三下西國米穀渡唐停止之事一、（〇帝王編年記）と見えたるは、其頃商業の氣運漸く恢復して、米穀輸出の結果は大に其價を騰貴せしめたるが故なる可し、

同じ御代の建長六年四月評定、唐船事者有沙汰被定其員數、即今日被施行之、唐船者五艘之外不可置之、速可令破却、（吾妻鏡）と見えたるは、當時渡唐の船數極めて多く、或は國內の必要品を輸出して其價を騰貴せしめ、或は海外の驕奢品を輸入して、市場に充滿せしめたれば、當時北條氏謹儉の政略は、之を放任する能はざりしが故なるべし、然れども弘安の一役擊て元寇を却けしより、商人の彼地に赴く者愈多く、また停止すべからざるの勢を示し、其大膽なるは時に元の沿海を焚掠して歸る者あり、商機海賊と與に大に振興の傾向を現はせり、

大日本商業史卷三

菅沼貞風著

中古の時代（海賊の時代）

元寇を殲して商機大に振ふ

一條の大河あり蕩々として東に注ぐ、其大澤の坡に遮らるゝに當りてや、紆餘低回進む能はざるものゝ如し、然れども一旦雨至り迅雷風烈なれば、堤を潰し封を決して、一瀉千里其至る所に到つて而して止む、故に勢に自然あり、之を決するものは機なり、我國商業の停滯するや久し、將に待つ所ありて而して發せんとす、この時に當りて偶ゝ元寇の一役あり、激戰兩回擊つて其軍を却けしかば、商機大に動いてまた止むべからす、海賊の發達は益ゝ航海の區域を擴張して、商業の步趨正路に歸りぬ、

抑ゝ我國の交を支那に通せしは漢魏の時に始まれり、而して其交を通せし所以の原因如何を推究するときは、日本人種が西方に向て蔓衍せんとしたる勢力と、支那人種が東方に向て遷徙せんとしたる勢力との相衝突せしに由れるのみ、然れども當時其衝突せし場處は遠く

朝鮮半島に在りしを以て、我國の內地は枕を高うして眠るを得たり、爾來晋宋を經過して齊梁の季に至るまで、支那の政權久しく統一を缺きしかば、我國また患なかりしが、隋唐踵で起りて並に東方に事ありしより、我國は其競爭に敗北して遂に朝鮮半島に失ひ、彊域の中に退守したりしかば、大古日本人種の一派なる新羅の民族は、縱令其獨立を彼地に恢復したるにせよ、日本政府の統一せる境界は遂に對島以東となり、恰も一膜の外は即ち仇讐に隣するの想あらしむ、是れ我國の當に大に慮るべき所ならずや、唐亡びて五代交々起り、宋遂に之を統一せりと雖も、宋人始より契丹其他の諸國に迫られ、復た東方に事ある能はざりしは、是れ僥倖にして恃むに足らざるなり、元の蒙古より起るや勢殊に强大にして、殆んど亞細亞西方の全陸を席卷し、到る處敵する者なく其威遠く歐洲に加はりければ、益と圖南の志を起し、夏を滅し金を取り、高麗を服して宋に迫り、遂に我國を恐喝して臣屬の禮を取らしめんと試みたり、龜山天皇の御代文永五年二月、元高麗に命じ使者を遣して左の牒狀を齎らさしめたり、

大蒙古國皇帝奉二書日本國王一、朕惟、自レ古小國之君、境土相接、尙務レ講レ信脩レ睦、況我祖宗、受二天明命一、奄二有區夏一、遐方異域、懷レ德者不レ可二悉數一、朕即位之初、以二高麗無辜之民久瘁二鋒鏑一、即令

罷兵、遂其疆域、反其旄倪、高麗君臣、感戴來朝、義雖君臣、歡若父子、計王之君臣、又已知之、高麗朕之東藩也、日本密通高麗、開國已來、又時通中國、至於朕躬、而無一乘之使以通和好、尙恐王國知之未審、故特遣使持書布告朕志、冀自今以後、通問結好以相親睦、且聖人以四海爲家、不相通好、豈一家之理哉、以至用兵、夫孰所好、王其圖之、不宣、

この時に當りて我國の內勢は如何なりしやを察するに、嘗て朝廷の方に盛なりし頃、無暗に唐制を模倣して文物を塗抹せし以來、勇敢木訥の國風は漸く變して驕奢遊惰となり、國力頽て衰へ財用頽て乏しく、國家殆んど傾覆の形狀に陷り、人民塗炭の苦に堪へざりしかば、社會の必要は遂に源賴朝をして、覇府を鎌倉に開きて兵馬の權を執り、上朝廷驕奢の政を抑へ、下暴政苛斂の下に苦める者をして、姑らく其肩を休はしむるの業を成さしめたり、而して執權の家には北條泰時其人の如きあり、代々勤儉を以て民を馭したれば、兵力上に備はりて財用下に足らへり、是に於てか國力漸く充實し、人民また海外に向て商業を營まんとするの勇氣を生じ、後深草天皇の御代の頃には渡唐の商船極めて多く、頻りに米穀を輸出せし者ありき、然れども習慣の力は之を破ること甚だ難く、鎌倉の將軍政府は故もなく之を禁遏して、久しく專占せられたる商機は、容易に各人の自由に復すること能はざりしが、

驀然元寇の事あり、遂に壅滯を決して自然の進路に向ふの機會を得たり、初め元の書の鎌倉に達するや、鎌倉の執權等は日本蒙古に伏從すべしと言ひ來れりとて、直に防禦の用意に取掛りし事、當時の記錄によりて審かなり、

〔關東評定傳〕　文永五年正月、蒙古高麗牒狀到來、高麗牒使潘阜貢來之、日本可伏從蒙古之由載之、

〔新式目〕　蒙古人挿凶心、可伺本朝之由、近日所進牒使也、但可令用心之旨、可被相觸讃岐國御家人等狀、依仰執達如件、

文永五年二月廿七日　　相摸守

左京權大夫

駿河守殿

この時京都の朝廷にては辨官外記等の勘文を徵されて仗議を行はれ、仙洞の評定もあり、之に對し通牒あるべきかを沙汰有りて、其牒を淸書し關東へ遣はされしかども、武家子細を申して遣さず、所詮牒狀の體無禮なるによりて返牒に及ばぬ由、使者に仰含めて返却せらると見ゆ（○五代帝王詔）若しこの時にして鎌倉の將軍政府なからましかば、我國は高麗と同じく

支那の屬國となりしならん、同じき八年元また趙良弼を遣して我國に服從すべき旨を說きたれども、我國よりは之を太宰府に抑留して京都に入らしめざりしかば、同じき十一年の十月、元兵を擧げて來侵せり、然れども我國の兵力は決して元兵に劣らず、手强く之を防ぎしかば、彼等は遂に敗北し、策瘦兵戰大敵、非完計也、不若回軍とて逃げ去りぬ、

〔關東評定傳〕 文永十一年十月五日、蒙古異賊寄來、着對馬島、討少貳入道覺惠代官藤馬久國、廿四日寄來太宰府、與官軍合戰、異賊敗北、

〔東國通鑑〕 高麗……年十月、都督使金方慶、與元都元帥忽敦、左副元帥洪茶丘、右副元帥劉復亨、以蒙漢二萬五千、我軍八千、梢工引海水手六千七百、戰艦九百餘艘、發合浦、(中略)捨舟三郎浦、分進以進、所殺過當、諸軍終日戰、及暮乃解、方慶謂忽敦茶丘曰、我兵雖少、已入敵境、人自爲戰、即孟明焚舟、淮陰背水也、請復決戰、忽敦曰、小敵之堅大敵之擒、策瘦兵戰大敵、非完計也、不若回軍、復亨中流矢、先登舟、故遂引兵還、

この役に我國此の如く全勝を占めたれば、後宇多天皇の御代建治元年の四月に、元の使者杜世忠が來るや、永く窺覦を絕つの策として毫も憚る所なく其首を刎ね、用を節し民を休して益ゝ戰備を完修し、彼れ若し來寇すること能はずんば、我より往て之を襲はんと企て

たり、

〔北條九代記〕　今度刎レ首事、永絶二窺覦一不レ可レ攻之策也、其後警固事、有レ沙二汰鎭西一、撰二補守護人器用一、發二遣海邊國々一、止二京都大番役一、被レ差二置在京人一、公家武家、減二省公事一、行二儉約一休二民庶一者、是爲二軍國用意一也、

〔東寺文書〕

明年三月比、可レ被レ征二伐異國一也、梶取水手等、鎭西若令二不足一者、可レ省二宛山陰山陽南海道一之由、仰二太宰少貳經資一了、仰二安藝國一、海邊知行之地頭御家人等者、一圓地等兼日催二儲梶取水手等一、經資令二相觸一者、守二被配分之員數一、速可レ令レ送二遣博多一也者、依レ仰執達如レ件、

建治元年十二月八日　　武藏守

相摸守

武田五郎次郎殿

〔野上文書〕

異國發向用意條々

一所領分限領內大小船員數、幷水手梶取交名年齡、可レ被二注申一、兼又以二來月中旬一、送二付博多

津一之様可ニ相搆一事、

一渡ニ異國一之時、可ニ相具一上下人數年齡兵具、同可レ被ニ注申一事、

以前條々、且致ニ其用意一、且今月廿日以前可下令ニ注申一給上、若及ニ遁避一者、可レ被レ行ニ重科一之由、其沙汰候也、仍執達如件、

建治二年三月五日　　前出羽守

野上太郎殿

勢此の如くなりしを以て、此の如き戰端を開きたる際に在りては、我國の商人は毫も畏るゝ所なく、支那の海口に渡航して常に貿易を營めり、然れども元の勢力日に強く、宋また遂に其滅する所となりしこと聞えければ、遂にこれより働掛くることは止みにき、

〔太田美作守康有建治三年記〕　六月八日、宰府脚力參着、宋朝滅亡、蒙古統領之間、今春渡宋之商船等、不レ及ニ交易一走還、

〔元史〕　世祖至元十四年、（我建治三年）日本遣ニ商人一、持ニ金米一易ニ銅錢一、許レ之、

〔同書〕　同十五年十一月、（我弘安元年）詔諭ニ沿海有司一、通ニ日本國人市舶一、

〔同書〕　同十六年、（我弘安二年）日本商船四艘篙師二千餘人、至ニ慶元港口一、（即古の明州）哈剌歹諜ニ知其

無レ他、言二于行省一與交易而遣レ之、

〔勘仲記〕弘安二年七月廿五日、宋朝牒狀自二關東一去夕到來、今日於二仙洞一有二評定一、殿下以下皆參、左大辨宰相讀二申牒狀一、如二傳聞一者、宋朝爲二蒙古一已被二打取一、日本是危、自二宋朝一被二告知一之趣歟、今日人々議不二一揆一、廿九日、今日異國牒狀、内々有二御評定一、書狀體違二先例一無禮也、亡宋舊臣、直奉二日本帝王一之條、誠過分歟、但落居分、關東定計申歟、

かくて同じ御代の弘安三年六月に、元の將軍等より遣はされたる使者周福欒忠、我國の渡宋僧本曉房靈果及び通事陳光等と與に來りしを、また博多に於て誅しければ、同じき四年七月、元兵都合十五萬人、江南東路の二軍となりて再び來寇したれども、當時我國人の勇氣は極めて鋭く、其頃の物語に、伊豫國住人河野六郎通宗、異賊警固のため本國を立ちし時、十年の中に蒙古寄來らずば、異國へ渡りて合戰すべしと、起請文十枚までかき、氏神三島の社にて灰に燒て自ら飮みなどして、此八ケ年まで相待處に、其時を得是身の幸に非ずやと勇で、兵船二艘を以て押寄せたりと云へるが如くなりければ、〔八幡愚童訓〕忽ち之を打破り、遂に彼等をして肥前國松浦郡鷹島に退かしむ、其時偶ゝ暴風の起るありて、盡く元兵を覆沒せしめたれば、世人は多く元寇を卻けしを以て暴風の功に歸すれども、元の來寇の志を絶

ちし所以のものは、我國人の勇武に辟易したればなり、

〔東國通鑑〕 日本兵突進、官軍潰、茶丘乘レ馬走、翌日復戰敗績、忻都茶丘等累戰不レ利、且范文虎過レ期不レ至、議レ回レ軍曰、聖旨令下江南軍與二東路軍一、六月望前、必會中于一岐島上、今南軍不レ及レ期、我軍先至、大戰者數矣、船腐糧盡、其將二奈何一、(中略)既而文虎以二戰艦三千五百艘、蠻軍十餘萬一至、適値二大風一、蠻軍皆溺、死屍隨二潮汐一入レ浦、浦爲レ之塞、可二踐而行一、

〔元史 張禧傳〕 東征至二日本一、禧即捨レ舟、築二壘平湖島一、約二束戰艦一各相去五十歩、止泊以避二風濤觸擊一、八月颶風大作、文虎遲戰艦悉壞、禧所部獨完、文虎等議レ還、禧曰、士卒溺死者半、其脫レ死者皆壯士也、曷下若乘二其無一レ由二顧心一、因二糧於敵一以進戰上、文虎等不レ從曰、還レ朝問レ罪、我輩當レ之、公不レ與也、禧乃分レ船與レ之、

我國の兵力が能く元兵を屈したること此の如し、是に於てか我國の商人等は寧ろ元の國力を測定して其與みし易きを知り、この役ありし後未だ十年を經ざるに、既に彼國に往きて貿易しぬ、

〔元史 世祖紀〕 至元廿九年六月、日本來互市、風壞二三舟一、惟一舟達二慶元路一、

〔北條九代記〕 正應五年七月、附二商船歸朝一、大元燕公南獻二牒狀一、

見よ彼國の書に、伏見天皇の御代正應五年十月に當りて、日本船至二四明一求二互市一、舟中甲仗皆具、恐有二異圖一、詔立二都元帥府一、令下哈剌帶將上レ之以防二海道一（元史）とあるを、又見よ後二條天皇の御代嘉元元年四月に當りて、置二千戸所戌定海一、以防二歲至倭船一とあるを、又見よ同じ御代の德治元年四月に當りて、倭商有慶等抵二慶元一貿易、以二金鎧甲一爲レ獻、命二江浙行省平章阿老瓦丁等一備レ之とあるを、元の我國を畏るゝ一に何ぞ此の如くなりしや、後伏見天皇の御代正安元年三月、彼國より左の牒狀を齎らさしめたるが如きも、また唯我國の貿易を許して復仇の擧を起さゞらんことを求めしのみ、

有司奏陳、向者世祖皇帝嘗遣二補陀禪僧如智及王積翁等一、兩奉二璽書一通二好日本一、咸以二中途有一レ阻而還、爰自二朕臨御一以來、綏二懷諸國一、薄二海內外一、靡レ有二遐邇一、日本之好、宜二復通問一、今如智已老、補陀寧一山、道行素高、可レ令二往諭一、附二商船一以行、庶レ必可レ達、朕特從二其請一、蓋欲レ成二先帝遺意一耳、至二於惇好息民之事一、王其審圖レ之

眞源大照禪師行狀と題する書に云ふ、師諱德見（中略）有二南遊之志一（中略）時（後二條天皇の御代嘉元元年）師方二十二歲、遂志附二商舶一抵二四明一、時高麗江南大理等諸國、皆爲二蒙古所一レ一統、獨吾日本不レ服、故特不レ許二容交關一、爲レ翔二其抽分之直一、不レ惟禁二止商客上一レ岸、乃至二雲遊衲子亦不一レ得レ入二城門一、或有二犯者一、例

以二細作人一坐レ罪、師誓曰、古人爲レ法亡レ軀、今正是時、乃敢於二夜半一登二雉堞一、投二身城中一、(中略)乃白レ官以二白首一免レ罪、(中略)大德十一年(同じ御代德治二年)慶元路官與二倭商一有レ鬩、一城盡災、由レ是巡二檢諸寺一、(中略)既得二十數人一、載二站船一送二之大都一師亦預二其數一、安二置於洛陽白馬寺一と、蓋し元の我國を侵して反つて大敗を招くや、大に我國の復仇の擧を起さんことを畏れ、其要處には都元帥府を立て海道を防禦し、其部下には千戸なる戍を置て歳每に至る所の倭船に備へ、其交關即ち貿易を許さずして、海關抽分の稅直を增加し、商人の岸に上るを禁じて、其城門に入る者は之を細作の人に見做して拘留處罰したりと見ゆ、然れども我國の商人は猶ほ且つ彼處に往て貿易し、時に或は其官人と爭論し、其城廓を燒拂ひしこともありしかば、慶元路官與二倭商一有レ鬩、一城盡災と云へるにても知るべし、彼國の書にはこの他に、花園天皇の御代延慶二年(至大二年)七月に當りて、樞密言、去年日本商船焚二掠慶元一、官軍不レ能レ敵、又は同じ御代の文保元年(延祐四年)に當りて、王克敬除二江浙行省左右司都事一、往二四明一監二倭人互市一、先レ是往監者、懼二夷情叵一レ測、必嚴レ兵自衛、如レ待二大敵一、克敬至悉去レ之、撫以二恩意一、皆帖然無二敢譁一(元史)などとも云へり、

この時に當りて我國に南北朝の亂あり、蓋しこの亂は後醍醐天皇の御代元亨二年に當り、陸奥に叛人ありて鎌倉の將軍政府に抵抗したるより漸く大亂となりしものにして、其間甚

だ長かりしかば、盜賊諸處に蜂起し、遂には海を渡りて朝鮮支那に寇したりき、太平記に、四十餘年が間、本朝大に亂て外國暫も靜ならず、此動亂に事を寄せて、山路には山賊ありて旅客綠林の險を過得ず、海上には海賊多くして舟人白浪の難を去兼たり、慾心强盛の溢者ども類を以て集りしかば、浦々島々多く盜賊に押られて、驛路に驛屋の長もなく關屋に關守の人を易たり、結句此賊徒數千艘の舟をそろへて、元朝高麗の津々泊々に押寄せて、明州福州の財寶を奪取り、官舍寺院を燒拂たる間、元朝三韓の吏民之を防兼て、浦近き國々數十ヶ國皆住人もなく荒れにけり、是に由て高麗國の王より、元朝皇帝の勅宣を受けて、牒使十七人吾國に來朝す、此使異國の至正廿三年（後村上天皇の御代正平十八年）八月十三日、高麗を立て日本國貞治五年（北朝の年號にして正平廿一年に當る）九月二十三日出雲に着岸す、道驛を重ねて程なく京都に着きしかば、洛中へは入られずして天龍寺にぞ置かれける、此時の長老春屋和尙牒狀を進奏せらる、其詞に云ふ、皇帝聖旨、裏征東行中書省照得、日本與本省所轄高麗地境、水路相接、凡遇貴國飄風、人物徃々依理護送、不期、自至正十年庚寅、有賊船數多、出自貴國地、而來侵本省合浦等處、燒毀官廨、騷擾百姓、甚至殺害、經及一十餘年、海船不通、邊界居民不能寧處、蓋是島嶼居民不懼官法、專務貪婪、潛地出海、劫奪尙慮、貴國之廣豈

能周知、若使發兵勦捕、恐非交隣之道、徐已移文日本國照驗、頗爲行下、禁管地面海島、嚴加禁治、毋使如前出境作耗、本省府今差本職等一同馳驛、恭詣國王前啓稟、仍守取日本國回文還省、閣下仰照驗、依上施行、須議劄附者、一實起右、劄附差去、萬戶金乙貴千戶金龍等准之とぞ書たりける、賊船の異國を犯奪ふ事は、皆四國九州の海賊どもがする所なれば、帝都より嚴刑を加ふるに據るなしとて、返牒をば送られず、只來献の報酬とて、鞍馬十匹、鎧二領、白太刀三振、御綾十段、綵絹百段、扇子三百本、國々の送使を副へて高麗へぞ送着られける

と見えたるは即ち是なり、この時高麗元の征東行中書省に屬せしが故に、我國の海賊彼地を侵せしかば、高麗より元朝の命を受けて、此書を我國に齎らしたり、然れども彼國の書に後村上天皇の御代正平十八年八月に當りて、倭人寇蓬州、守將劉暹擊敗之、自十八年（元の至正十八年即正平十三年に當る）以來、倭人連寇瀕海郡縣、至是海隅遂安、〇元史順帝紀とあるに據るときは、當時我國の海賊は獨り朝鮮に寇せしのみに非ずして、亦た支那をも侵せしことを知るに足る、

明人茅元儀が著せる武備志に曰く、日本不患于古而患于今、自元世祖以八荒來王之威而不能加于日本、日本將日肆、天道然也、幸一海爲之限耳、國家之患曰南倭北虜と、蓋し我國

が弘安の一役に撃ちて元兵を却けしは、實に禍を轉して福となせしものにして、是れより以降我國の商機は頗る快活に赴き、其航路の如きも亦た大に擴張し、從來積鬱萎靡の氣運は變して勇敢進取の時機となり、元亡びて明の世に終るまで猶ほ彼國の患を爲しぬ、所謂南倭の寇是れなり、

明幷に朝鮮の交通貿易

我國にて元寇を打退けし以來は商機大に活動し、久しく受身となり居りし我國の外國貿易は、忽ち變じて働掛けの貿易となり、其勢の激する所或は溢れて海賊となり、屢〻元の沿海を焚掠して之を苦めたりけるが、元は後村上天皇の御代に亡びて明之に代りぬ、明の興るや勢自ら前時よりも強かりしを以て、其勢の彼の海賊等が横行を容忍する能はざりしは必然にして、私に我國を威服して其海賊を禁遏せしめんと欲したり、初め明の大祖が元を滅して帝位に登りしとき、使者諸國を派遣し之を報せしめたる書に曰く、

報二諭安南占城高麗日本各四夷君長一詔

昔帝王之治二天下一、凡日月所レ照、無レ有二遠邇一、一視同仁、故中國尊安、四夷得レ所、非レ有二意于臣一レ服之也、自二元政失一レ綱、天下兵爭者十有七年、四方遐裔、信好不レ通、朕肇二基江左一、掃二群雄一定二華夏一、

臣民推戴、已主中國、建國號曰大明、建元洪武、頃者克平元都、疆宇大同、已承正統、方與遠邇相安于無事、以共享大平之福、惟爾四夷君長酋帥等、遐邇未聞、故玆詔示、想宜知悉、

明のこの書を贈りて我國に至りしは、後村上天皇の御代正平二十三年十一月なりけるが、同じき二十四年三月、また行人揚載を遣はして、左の書を我國に齎らさしむ、〇國書

上帝好生而惡不仁、我中國自趙宋失馭、北夷據之、凡百有心莫不興憤、辛卯以來、中原擾々、爾時來寇山東、乘胡衰耳、朕本中國舊家、恥前王之辱、師旅掃蕩、垂二十年、遂膺正統、間者山東某奏、倭兵屢寇海邊、生離人妻子、損害物命、故脩書特報、兼諭越海之繇、詔書到日、臣則奉表來廷、不則修兵自固、如必爲寇、朕當命舟師揚航捕絕島徒、直抵王都、生縛而歸用代天道、以伐不仁、惟王圖之、

此時に當りて我國は南北分爭の最中にして、京都には足利義滿北朝を擁立して、覇府を室町に開き居りしかども、其號令は四方に行はれず、征西將軍の宮懷良親王肥後の八代に坐して、菊池の一黨に推戴され、九州を略定して南朝に應援し、御子泰成親王を太宰府に駐在して、其形勢を總攬せしめられしかば、この書もまた太宰府にて之を受取り八代宮に進せらる、されどもこの書無禮なれば返牒なかりしに、同じき御代の建德元年三月、明また

使者趙秩を遣して服從を促がさしむ、この時征西將軍の宮より、遣二其僧祖來一、奉レ表稱レ臣、貢二馬及方物一、且送二還明台二郡被レ掠人口七十餘一（明史）と彼國の書に見ゆれども、同じき二年十月、明大祖僧祖闡克勒等八人を遣して祖來等を送還し、且征西將軍宮に大統暦を贈りて之を奉ぜしめんとしたれば、宮怒つて二年の間其使者を拘留し玉ひしことの同書に歷然たるによれば、奉レ表稱レ臣とあるは祖來が僞造にて、宮よりは唯馬其他の物品を交換せしめんとて遣せしならん、同書に云ふ、大祖念、其俗佞レ佛、可下以二西方敎一誘上レ之也、乃命二僧祖闡克勒等八人一、送二使者一還レ國、賜二懐良大統暦、及文綺紗羅一、祖闡等既至、爲二其國一演敎、其國人頗敬信、而王則傲慢無禮、拘レ之二年、以二七年（我が文中三年に當る）七月一還レ京と、宮若し奉表稱臣の意あらば、何ぞ彼國の使者を拘留せられんや、同書に、是年七月其大臣遣二僧宣聞谿等一、齎レ書上二中書省一、貢二馬及方物一、而無レ表、帝命却レ之、仍賜二其使者一遣還と見ゆるも、また彼の祖來が爲せし所と同じかるべし、其後屢々是等の交通ありしかども、我國の海賊明を侵すこと止まざりければ、後龜山天皇の御代天授六年に當りて、征西將軍の宮より僧如瑤を遣はせしや、左の書を贈りて來寇せんとする意を告げぬ、

二儀判久、昭二万象於穹壤一、鎮二海嶽於洪龐一、生民盈二於寰宇一、然而天造地設、隔二崇山一、限二大海一、人

言異、風俗殊、書兩間、又非一主性命而有也、其所主者又何量也、雖主非一人、又非仁人者、天奚輔之、若非禍首、天奚禍之、前軍奉書我朝丞相、其辭可謂坐井觀天也、且往者我朝初復中土、彼日本僧俗多至、問云使則加禮々之、或云商則聽其去來、斯我至尊、將以爲美矣、必欲深交日本、是以有克勤仲猷（祖闡）二僧之行、及其抵也、非仁德於使、今又幾年矣、洪武十二年（我が天授五年に當る）將軍奉書、肆侮奏毋禮答、謂彼來者將軍、自云貧商、今來者是不信也、今年秋如瑤藏主來、陳情飾非、我朝將軍奏、必貪商者、將欲盡誅之、時我至尊弗允、旨云、彼若是此即施刑、豈不小人無辜、況隔滄海之遠、福善禍淫、鑒在高穹、吾中國雖不强盛、人非侮甚、安敢違帝命、而擾生民者乎、本部既聽德音、專差人涉海往問、如瑤藏主之來、果貪商假名者歟、實使爲國事而勞者歟、將行羣臣奏、上曰、限山隔海、凡王者奉若天道、各主生民、今日本君臣、縱民爲盜、四寇鄰邦、爲良民害、無方夫將更若臣而伐其患乎、我至尊弗允而諭之曰、人事雖見、天道幽遠、奚敢擅專、若以舳艫數千、泊彼環海、使彼東西趨戰、四向弗繼固可、然生民何罪、且以禮曹之舉、待彼何如、卿等議之、本部復觀彼之浮辭、行雲流水、皆將方無德之徒、忘中國之寬、搆是非於兩端、識者嗤之、治民之國、信浮圖而不搆大禍、古至於今未之有也、且尋方問道、不得自由、蓋爲彼國之人、々皆爲盜、是僧不得

自由斯故也、如彼日本邊民、曾被中國人民爲盜而擾之乎、及使至彼中、拘不自由、果何罪耶、謂元之艨艟漂於蛇海、將爲天下無敵矣、吾不知彼國以天之所以然歟、人事之所以然歟、若以人事較之、元生紫塞、不假舟梁、蹄輪長驅、經年不阻、而爲有疆、但長於騎射、短於舟楫、況當是時、日本非元仇讐、非隣邦之患害、元違帝命、好强尙兵、加以天厭征伐、海風怒號、沈巨艦千艘、淪精兵於海底、將軍以爲、彼國之人能者也、彼何曾見元之陸勢、鵰旗歛精兵駿騎、雲屯霧集、鵰旗舒陣列重山、埃塵直天、蹄鳴雷轟、戈矛掣電、胡人振威、露刄哮吼、鬼魅潛走、所以八蠻九夷盡在馭內、惟爾日本、渺居滄溟、得地不足以廣疆、得人非爲元用、所以微失利而不爭、以其蕞爾之地也、如知天命、不可以兵禍而禍日本之良民也、今彼國以敗元爲長勝、以疆爲大而不可量、吾將爾疆用涉人而指視、令丹靑繪之、截長補短、周匝不過萬里餘、陸比元蹄輪長驅、經年不阻而較之、吾不知孰巨細者耶、今彼國邇年以來、自誇强盛、縱民爲盜賊、害隣邦、必欲較勝負、見是非者歟、辨强弱者歟、至熹至日、將軍審之、

是より先き大祖の祖闡克勤を遣せしや、西征將軍の宮之を筑紫に拘留せしめ玉ひしこと二年の間なりければ、其間彼等は畧我國の形勢を知り得て、私に書を天台の座主に贈り、大祖旣に中原を定めたるや、凡三命使于日本たれども、關西親王皆自納之、京都に達するを得ざ

りし故、大祖彼等に命して我國に來らしめ、朕三遣使于日本者、意在見其持明天皇（北朝を云）今關西之來非朕本意、以其關禁非僧不通、故欲命汝二人密以朕意往告之曰、中國更主、建號大明、改元洪武、鄕以詔來、故悉阻於關西、今密以我二人告王知之、大國之民、數寇我邊、王宜禁之、商賈不通、王宜通之與之、循唐宋故事、脩好如初と云ひたる由を告げゝれば、當時北朝を擁立して其政權を掌握したりし室町將軍足利義滿は、直に之に返書を與へ、この書にもあるが如く、彼國に往來する者は貪商假名の者なれば、彼國自ら之を處分せよ、僧の尋方問道不得自由とは何故ぞ、生民の寰字に盈てるや人言異、風俗殊、兩間を盡して又非一主性命而有なり、見よ元之艨艟漂於蛇海しを、我豈に敢て臣禮を執り彼國に服從せんやとの旨を云ひ送れりしならん、されば彼國の書には十三年（我が授六年）復貢無表、但持其征夷將軍源義滿奉丞相書、辭又倨、乃却其貢とは云へり、（〇明史）然れども征西將軍の宮は義滿が此の如き書を贈れることは少しも知食さゞりし故、今年僧如瑤を遣して貿易せしめ玉ひければ、彼國にては前言に反して使者を送れりとて、其國の禮部よりこの書をぞ遣しける、彼國の書に、又十四年（同じ御代の弘和元年）復來貢、帝再却之、命禮官移書、責其王、幷責其征夷將軍、示以欲征之意、（〇明史）と云へるもの是なり、この時に當りて我國大に亂れ、政權統一する所な

し、而して明は即ち新興の國、若し彼をして其隙に乘せしめば我國の一大事なりしや疑なし、故に征西將軍の宮にして我國を獨立せしめんと欲するの勇氣あらば、必ず彼國の來襲を豫防するの策なかるべからず、是に於てか寧ろ進取の一計彼れが鋭氣を挫て、禍を未萌に防ぐの優れるに如くものなきを發見し、遂に其策を畫されき、

其頃明の丞相に胡惟庸と云へる者あり、竊に明室を簒奪するの志を抱き、我國に藉て助となさんと欲し、寧波の指揮官林賢を遣して援を征西將軍の宮に乞ひければ、宮之を許し玉ひて、僧如瑤をして精兵四百餘人を率ゐ、入貢と稱して彼國に赴かしめらる、彼國の書に、先是胡惟庸謀逆、欲藉日本爲助、乃厚結寧波街指揮林賢、佯奏賢罪、謫居日本、令交通其君臣、尋奏復賢職、遣使召之、密致書其王、借兵助己、賢還、其王遣僧如瑤、率兵卒四百餘人、詐稱入貢、且献巨燭、藏火藥刀劍其中、既至而惟庸已敗、計不行、帝亦未知其狡謀也、越數年其事始露、乃族賢、而怒日本特甚決意絶之、專以防海爲務（明史）と云へるは是なり、他の一書に、日本來貢、使私見惟庸、乃爲約、其王令舟載精兵千人、僞爲貢者、及期會府中、力掩執上、度可取取之、不可則掠庫物泛舸、就日本有成約、（獻徵錄）とあるに據るに、其計畫の大膽なるや驚くべき、然れども當時我國人の勇氣亦能く此の如き冒險の大望を起せしならん、

この時征西將軍の宮より彼國に贈られたる書の彼國の書に傳はるを見るに、議論確切毫も屈の氣なし、其恃む所ありしを知るに足る、

臣聞、三皇立極、五帝禪宗、惟中華之有主、豈夷狄而無君、乾坤浩蕩、非一主之獨權、宇宙寬洪、作諸邦以守分、蓋天下者乃天下之天下、非一人之天下也、臣居遠弱之倭、褊小之國、城池不滿六十、封疆不足三千、尚存知足之心、陛下作中華之主、爲萬乘之君、城數千餘、封疆百萬里、猶有不足之心、常起滅絕之意、夫天發殺機、移星換宿、地發殺機、龍蛇走陸、人發殺機、天地反覆、昔堯舜有德、四海來賓、湯武施仁、八方奉貢、臣聞、天朝有興戰之策、小邦亦有禦敵之圖、論文有孔孟道德之文章、論武有孫吳韜略之兵法、又聞、陛下選股肱之將、起精銳之師、來侵臣境、水澤之地、山海之州、自有其備、豈肯跪途而奉之乎、順之未必其生、逆之未必其死、相逢賀蘭山前、聊以博戲、臣何懼哉、倘君勝臣負、且滿上國之意、設臣勝君負、反作小邦之羞、自古講和爲上、罷戰爲強、免生靈之塗炭、拯黎庶之艱辛、特遣使臣、敬叩丹陛、惟上國圖之、

然れどもこの時胡惟庸既に誅に伏し居たりしかば、この策を發せずして歸りしかども、同じき二年（洪武十五年に當る）林賢の獄ありて我國にこの策ありしことを發見し、遂に祖訓を著して永く我

國の交通を絶たしめたり、其の言に曰く、日本雖朝、實詐暗通奸臣胡惟庸、謀爲不軌、故絶之也と、（圖書編）彼國の書に、初懲倭之詐、緣海備禦、幾於萬里、其大爲衞、置軍四千六百四十八、次爲所、置軍一千二百餘人、又次爲巡檢所、置弓兵百人、少不下數十人、大小相維、經緯相錯、而統指揮千百戶、鎭撫總以閫職督、以憲臣所以制禦之者密矣と云ひ、（圖書編）國朝沿海、衞所每千戶所、設備倭船十隻、每百戶、備倭船一隻、每一衞、五所、共船五十隻、每船旗軍一百名、春夏出哨、秋冬回守と云へるが如きも、皆この時の創設に係れるならん、

征西將軍の宮が此の如き詭計を以て彼國を刧かされしは、果して萬全の策なりしや否に至りては未だ遽に判ずべからざれども、當時我國の內勢が彼が如く困難にして、其獨立を維持するの策は、決して敵國に向つて其弱を示すことを許さゞりしことを想へば、其萬已むを得ざるに出でしものなることを知るに足らん、見よ其後に至りて室町の將軍政府は、首を低れて明朝に臣事し、殆んど我國をして其屬國たらしめんとするに至りしかども、嘗て我國が擧て元寇を却けし餘烈と、征西將軍の宮が明國新興の鋒芒を挫かれし遺績とは、長く我國權をして東洋の表に卓然たらしめたることを、 蓋し室町の將軍政府は嘗て祖闡克勤等が天台の座主に贈りし書によりて、始めて明國の我に交通を求むることを知りしかども、當時未だ其

必要を見ざりしかば、僅に一書を贈りて之に答へし外また何事をも爲さゞりしに、南北媾和既に成り海內一に歸したる後に至りて、筑紫の人肥富某の說を用ゐ、始めて明國に臣事して交通貿易を開かんことを謀れり、後小松天皇の御代應永八年義滿が肥富をして明國に齎らさしめたる書に曰く、

日本准三后某上書、大明皇帝陛下、日本國開闢以來、無不通聘問於上邦、某幸秉國鈞、海內無虞、特遵往古之規法、而使肥富、相副祖阿、通好獻方物、金千兩、馬十匹、薄樣千帖、扇百本、屛風三雙、鎧一領、筒丸一領、劍十腰、刀一柄、硯筥一合、文臺一個、搜尋海島漂寄者幾許人還之焉、某誠惶誠恐頓首頓首謹言、

この時までは猶日本國王とは稱せざりしが、明國より之に答へて、茲爾日本國王源道義(即義滿)心存王室、懷愛君之誠、踰越波濤、遣使來朝、歸逋流人、貢寶刀駿馬甲冑紙硯、副以良金、朕甚嘉焉、今遣使者道彝一如、班示大統曆、俾奉正朔、と云へる書を贈りしかば、義滿遂に其書を受けて自ら日本國王と稱し臣屬たるの禮を執りたりき、義滿が日本國王と稱して明國に臣事したるは、同じき十年に左の書を贈りしより始まる、

日本國王源道義表、臣聞太陽升天、無幽不燭、時雨霑地、無地不滋、矧大聖人、明並曜英、

恩均天澤、萬方嚮化、四海歸仁、欽惟大明皇帝陛下、紹堯聖神、邁湯智勇、戡定弊亂、甚於建瓴、整頓乾坤、易於返掌、啓中興之洪業、當太平之昌期、雖垂旒深居北闕之尊、而皇威遠暢東濱之外、是以謹使僧圭密梵雲明空、通事徐本元、仰觀清光、伏獻方物、生馬二十匹、硫黃一萬斤、馬腦大小三十二塊、計二百斤、金屏風三副、槍一千柄、大刀一百把、鎧一領、匣硯一面、幷畫匣一百把、爲此謹具表聞、臣源道義誠惶誠恐頓首頓首謹言

永樂元年某月某　日、

是れよりして後、義滿は常に彼國の歡心を得んことを欲し、屢我國の海賊を捕へて之を誅せり、是に於てか同じき十四年五月、明の成祖書を贈りて之を褒む、其書に曰く、

皇帝勅諭日本國王源道義、朕誕撫萬方、愛養黎庶、一視同仁、無間彼此、咸欲其無寇攘災沴之虞、無飢寒疾疫之苦、老者得養、幼者得息、暨禽獸魚鼈、飛走蠕動、跂行喙息之類、咸欲其生遂、此上天之道仁政之大也、故四方萬國之來庭者、淳々悔諭、欲其上順天心、保卹生靈、惟王資性温淳、敦厚周愼、惠和康敏、恭儉慈仁、聰明特達、而賢聲素彰、律己愛民而善道緜著、奉藩守職、欽承罔違、昔者海寇擾竊、肆虐邊隅、彼此爲梗、民罹其殃、朕命王殄滅之、以除姦蠹、王即發兵掩破、捕其舟艦、戮其黨與、擒其首賊、遣人繫送來京、而渠魁遠竄海島、倫息

鯨波、魚蝦出沒、莫適其鄉、舟楫猝不能及、鋒鏑猝不能加、施之以德、不能以懷、動之以威、不能使畏、王乃晝夜謀思、至忘寢食、四出追襲、百計以擒之、玆焉遣使上表獻俘于庭、詞意懇悃、衷情溢見、朕覽讀再三、甚深慰悅、嘉嘆不已、王之忠誠、可以貫金石、可以通神明、允合天心、式慰朕望、自今海隅肅淸、居民無警、得以安其所樂、鷄豚狗彘、舉得其寧者、皆王之功也、眷玆偉績、寤寐不忘、臨風顧懷、良切于中、夫治天下國家者、能體天地生物之心、去災捍患、使天下國家大安萬民臨皡、功莫大焉、則天地悅鑒、使享有無窮之福、子々孫々不替益盛、此爲善之報、理固然也、王之修身躰道、樂善不倦、照令德於東島、播芳譽於中國、垂光靑史、與天地悠久、誠所謂賢人君子有志丈夫哉、日本自有國以來、如王之賢達者、蓋未之有也、自古賢者無不好善、而好善者無不蒙福、其王之好善、則必享有福祿、永々無窮矣、玆遣以勅諭王申、以寵賚、用致朕嘉獎之意、王懋膺隆替、眷躰朕至懷、故諭、

永樂五年五月二十六日

肥富は一人の商人、豈に國躰の何物たるを知らんや、只我國の使者と稱すれば待遇極めて厚く、彼國の賓禮を受けて自由に貿易するを得たるが故に、義滿に說いて日本王と稱し、印綬

を受け正朔を奉し、上表臣を稱せしめたり、而して義滿また豪奢の人、苟も貿易の利益を得るに最便の一手段としては、我國の海賊を芟殺して彼が歡心を買ふに躊躇せざりき、然れども是れ固より人臣たるものゝ爲すべき所にあらざれば、稱光天皇の御代應永廿六年七月、明の使者呂淵來りて國書を贈るや、義持受けずして之を却けたり、其意たるや、義持が僧元容に與へて、明の使者を說かしめたる書によりて之を知るべし、

征夷大將軍某、告二元容西堂一、今有二大明國使來一、說二兩國往來之利一、然而有二大不可者一、吾國開闢以來、百皆聽二諸神一、々所レ不レ許、雖レ云二細事一而不二敢自施行一也、頭年我先君惑二於左右一、不レ詳二肥富口辯之愆一、猥通二外國縟信一之間、爾後神人不レ和、雨暘失レ序、先君尋亦殂落、其易簀之際、以二丹書一誓二諸神一、永絕二外國之通聞一、孰奪二先君告命一、而犯二諸神憲章一哉、去歲既命二古幢長老一、往諭二此意一、今有レ使而至、盖前諭之未レ達也、又責以二海島小民數侵二邊圉一、是實我所レ不レ知也、今倘云レ止レ之、則前亦知而令レ之也、豈有下人主而敎レ民爲二不善一者上乎、何不レ思之甚矣、雖レ然逋逃亡命、或竄二身於夐絕之海島一、時々出害二邊民一者恐有レ之、當下命二沿海之吏一制上焉、西堂宜下以二此件一、款々說上レ之

又曰く、

夫與隣國通好、商賈往來、安邊利民、非所欲乎、然而余之所以不肯接明朝使臣者、其亦有說、先君之得病也、卜云、諸神爲祟、故以奔走精禱、當是時也、靈神託人、謂曰、我國自古、不向外邦稱臣、比者變前聖王之爲、受曆受印而不卻之、是乃所以招病也、於是先君大懼、誓乎明神、今後無受外國使命、因垂誡子孫、固守毋墜、其後僧使堅中、與明朝行人、偕來、余欲不接之、以其未以如上事諭使臣、亦爲弔先君來、故、違誓而迎之、及乎使臣之歸、令堅中爲諭如意、不知未詳道乎、去歲使船重來、亦使等持長老、重傳此趣、使臣歸到本國、胡不以此意達爾主耶、余之所以不接使臣、兼遣一介者、非敢恃險阻不服也、順明神之意而奉先君之命、以行事耳、昔元兵再來、舟師百萬、皆無功而溺于海、所以然者何、非唯人力、實神兵陰助以防禦也、遠聞是事、必爲怪誕、古來我國之神靈驗赫、可不恐乎、專詳國史、今聞、將以使者不通爲辭、用兵來伐、使我高深城池、我不要高我城、亦不要深我池、除路而迎之而已、至夫冦掠邊圉、則逋逃之徒、竄於海島之間者之所爲也、欲討則電滅飈逝、師還則烏合蟻聚、而不受吾命者也、捕而戮之可也、奚必滯而來哉、來書又云、使臣至于國、或拘留、或殺戮、聽爾所爲、是何謂哉、吾不欲拘殺使臣、只要彼不來此不往、各守其封疆、莊子曰、民至老死而不相往來、若此之時則至、已不亦休乎、西堂以此意諭明

朝行人、速回舟楫、幸甚、

この後久しく使聘なかりしが、後花園天皇の御代永享四年に至り、明また琉球をして我國の使聘を促がさしむ、是に於てか將軍義敎また上表臣を稱して、日本國王の爵號を受け、彼國の正朔を奉じぬ、是よりして後歷世臣屬の禮を執り、義政が時に至りては遂に國庫の不足を告げて彼國の救恤を乞ふに至れり、其廢頹も亦極まれりと云ふべし、蓋し義政が國庫の不足を告げて彼國の救恤を乞ひしは、後花園天皇の御代寬正五年の八月に始まる、其時義政が彼國に贈りし書には、書籍銅錢、仰之上國、其來久矣、今求二物、伏希奏達、以滿所願、永樂年間、多給銅錢、近無此擧、故公庫索然、何以利民、欽待周急の語あり、後土御門天皇の御代文明七年八月にもまた之を乞ひしが、其書には、伏奉制書、特須今填勘合并底簿等物、聖恩至重、手足失措、感戴感戴、然而弊邑搶攘、所謂給賜等件々、皆爲盜賊所剽奪、只得使者生還而已、爰有景泰年間(我國の寶德年間に當る)所須求填舊勘合、請以此爲照驗也、今後遞行、今填勘合者、必賊徒也、罪當誅死、抑銅錢經亂散失、公庫索然、土瘠民貧、何以賑濟、永樂年間、多有此賜、記之、書籍焚于兵火、蓋一秦也、弊邑所須、二物爲急、謹錄奏上、伏望僉容とありたりき、當時我國の商人明國に往て貿易する者頗る多く、其貿易によりて明の永樂錢を輸入し

之を內地に通用せしめたるを、が政が永樂年間多給₂銅錢₁と云へるは愚と云ふべし、〇善隣國寶記 然れども明は每に我國の歡心を得て、海賊の患を免れんことを欲しければ、我が文明十年に其使者に銅錢五萬文を附し、左の書を添へて之を還せり、

皇帝勅諭₂日本國王源義政₁、得₂表、本國經₁亂、公庫索然、要₃照₂永樂年間事例₁、給₂賜銅錢₁、賑₃施蕃國₂事、下₂禮部₁査、無₃給賜之例₂、而使臣妙茂等復懇辭具奏、茲不₃違₂王意₁、特賜₂銅錢五萬文₁、付₂妙茂等₁領回至可₂收用₁、故諭、

成化十四年二月初九日 〇續善隣國寶記

義政のこの贈與を得るや、一片の書を以て銅錢五萬文を得し譯なれば、公庫の不足を補給するの策は、之に過ぐるものなしとや思ひけん、同じき十五年三月、また左の書を贈りて銅錢拾萬貫を乞ひぬ、

制書幷給物等物、一々拜納、無₃堪₂感荷之至₁、抑弊邑久承₂焚蕩之餘₁、銅錢掃₃地而盡、官庫空虛、何以利₃民、今差₂使者₁入朝、所₃求在₂此耳、聖恩廣大、願得₂一十萬貫₁、以滿₂其所₁₃求、則賜莫₃大焉、謹錄奏上、希容性望、

成化十九年三月　日　　日本國王臣義政

〇善隣國寶記

明のこの書に對して如何なる回答を爲せるやは詳ならざれども、同じき十七年二月に彼國より贈れる書を見るに、只左の如く記載して、錢貨惠與の事に及ばざれば之を與へざりしものならん、

皇帝勅諭日本國王源義政、曩歲暹羅等國、差使臣進貢回還、其通事夷人、多不守禮法、沿途夾帶、船隻裝載私鹽收買人口、姦淫汙辱、又爭檢浩鬧、及傷平人、事發、守臣具奏、欲擒拏問罪、朕念係遠人、姑從寬貸、但勅彼國王懲治、今次王差人來貢、俱以禮賓、賞而回、前頃度請不可不達王知、今後王差使臣通事人等、須擇知大體守禮法者、量帶夷伴、嚴加戒飭、俾其沿途往還、小心安分、毋作非違、以盡奉使之禮、以申納欵之忱、其進貢幷附搭物件、禮部奏請、以後不許過多、只照宣德年間事例、各又刀劍總不過三千把、庶幾彼此兩充勞費、朕已允所請、亦達王知、蓋古稱厚往薄來、又云物薄情厚、以小事大之誠、豈不在物也、王其體朕至懷、故諭、

成化二十一年二月十五日　〇續善隣國寶記

最初義滿が明國に臣事して其の貿易を經營するや、明の成祖勘合百道を與へ、十年一貢、

毎貢正副使等、毋過二百人、若貢非期、人船踰數、夾帶刀劍、並以寇論を約し、貢道由寧波と定めたり、（圖書編）勘合とは押切の往來手形のことにして（異國往來略譜）廣東通志に、勘合簿、洪武十六年始給暹羅、以後、漸及諸國、每國勘合二百道、號簿四扇、如暹羅國暹字勘合一百道、及暹羅字底簿各一扇、發本國收塡羅字號簿一扇、發布政司、將比過送貯內府、羅字勘合一百道、及暹字號簿一扇、朝貢塡寫、國主使臣姓名年月方物、令使者齎至布政司、先驗表文、次驗簿、比相同方許護送至京、每紀元則更給（外蕃通書）と云へるもの是れなり、然れども當時明人また私に我國の貿易を悦ぶの情ありしかば、我國より輸入したる貨物は往々其約を超過し、義敎再び彼國に臣事するや復た其約を改めて）人は三百に過ぐるなく、舟は三艘に過ぐることなからしめたり、されども我國人の使者と稱して彼國に往く者は、定數ある貢物の外、其携ふる所の私物殆んど十倍に達し、義政が使聘を彼國に通せし頃に至りては、其當に受取るべき貨物の直は二十一萬七千錢にして、銀を以て支拂はるべき高もまた同一の額なりき、然るに明にては遽かに其直を減して、銀三萬四千七百を與へしかば、我國の使者等は頗る其處置を不當として、屢〻舊制の如くならんことを請ひしかども、彼國にては僅かに錢萬と布帛千五百とを增し與ふるに過ぎざりし故、我國の使者等は快々として去りしと云ふ、（明史）

是よりして復使者等が擧動は漸く强暴に傾き、彼國の海邊を横行したれば、遂に我使者をして各樣刀劍總不過三千把とは定めしなり、然れども抑壓愈甚しければ抵抗もまだ愈强く、貿易の路塞つて海賊また起る、彼國の書に、倭性黠、時載方物戎器、出沒海濱、得間則張其戎器而肆侵掠、不得則陳其方物而稱貢、東南海濱患之と云へるは卽ち是なり、

善隣國寶記に云ふ、大明大祖老皇帝、屢遣使者、齎詔書、來告開國建大明號、而太宰府不聞于朝、使者不得入京師而歸矣、老皇帝知吾國王臣皆信佛法、密命天寧禪寺住持闡仲猷（卽ち祖闡）瓦官敎寺任持勤無逸（卽ち克勤）來諭通好、應永初 築紫商客肥富、自大明歸、陳兩國通信之利、於是大將軍源朝臣義滿、使以肥富爲使者、始通信書、獻方物、故大明建文帝遣禪敎長老天倫一菴、將軍又遣密堅中、隨天倫一菴行、船未達大明、而建元帝内難、叔父燕王卽位、改元永樂、堅中能通使命而歸、從此連年、兩國使者、往來幢々、今所謂勘合者蓋符信也、此永樂以後之式爾、九州海濱以賊爲業者、五船十船、號日本使而入大明、剽掠瀕海郡縣、是以不待日本書及勘合者、則堅防不入、此惟彼方防賊此方禁賊之計也、自古兩國商船、來者往者、相望於海上、故爲佛氏者、大則行化唱道之師、小則遊方求法之士、各遂其志、元朝絕信之際尙爾、况其餘乎、有勘合以來、使船之外、决無往來、可恨哉と、然れども常時我國の貿易は常に働掛けの勢に

あり、彼國之を容るれば則ち之と貿易し、容れざれば則ち奪掠して而して歸る、何ぞ其勇氣の逞しきや、この時に當りて高麗既に滅して朝鮮之に代る、蓋し高麗の元に隨ひて我國に來寇するや、我國人深く其擧を憤り、往々にして高麗の沿海を剽掠する者あり、朝鮮興るに及んで、海賊の彼地を剽掠する者絶えざりしかば、後小松天皇の御代應永五年、朝鮮始めて使者を遣はして、海賊を禁し商船を通ぜんことを請へり、是よりして後使聘往來し貿易復た起る、然れども我國海賊の再び盛なるや、朝鮮は其要衝となり大に之に苦しみき、

海賊大將軍「及バハン」船

我國の海賊元に寇せしより以來、明興りし後も尙ほ支那の沿海を侵し、義滿が使聘を彼國に通じて海賊を芟除するに及んで、暫らく其跡を潜めたりと雖も、彼國が痛く貿易の額を制限するや、彼等は遂に生活の路を失ひしを以て、再び跋扈强梁するに至れり、蓋し我國の海賊が此の如く海外に出で跋扈强梁を逞うするに及びしものは、內國に於て海賊を業とする者の漸く增加して、終に鋒を海外に向くるに至りしなるべし、我國の海賊は其起源極めて古く、嘗て王綱の漸く紐を解きし頃、瀨戶內の惡漢等が諸國貢輸の船物を奪取りしに始まる、其後彼等が黨與は恰も一種族をなして瀨戶內の各所に割據し、世治まれば回漕運輸の業

に其生を送り、世亂るれば剽竊奪掠の事に其活を計り、自ら海賊と稱して恰も領主地頭の如し、南北分爭の頃、伊豫國に村上三郎左衛門義弘と云へる者あり、諸國の海賊を統一して之が首長となりけるが、其身死して家絶えたりし故、其同族にして南朝屈指の忠臣なりし北畠中納言顯家の子に、山城守師清と云へる者代りて其首長となり、讃岐の鹽飽島、備中の神島、伊豫の大島、沖島、越智、西浦、莊美、下留、脇伏、摩手、向郡、內方、宮久保、恒生、本生、鵜和、石川、比々、八幡、金子等を陷れ、其海賊を統一して往來の船を切取り、雄威を西海に振へり、是に於て當時我國にては海賊を稱して「セキ」と云ふ、「セキ」は即關にして、下の關佐賀の關など云へるが如し、海賊の往來船を切取るや、是等の要處に割據したる故に遂に其名を負せたり、

〔日本風土記〕　海寇　せき　机設

而して彼等が勢を得るに及んでや、漸く航路を海外に開き、海賊大將軍と稱して他の大小名と比肩せり、義政が明國に臣事して銅錢の贈與を求めたる頃は、我國の商船が海賊の徒と與に漸く航路を海外に開きし時にして、當時朝鮮に交通して每歲渡航の約を定めし者凡百二十七艘なりき、

國名	身分	姓名	結約年日	船數
攝津		平方民部尉忠吉	應仁元年	一
安藝	海賊大將軍	村上備中守國重	寛正五年	一
周防		大內敎之	享德三年	一
石見		周布因幡守和兼	文安三年	一
筑前	筑豐肥太守	小貳賴忠	文明三年	二
		宗像氏鄕	康正元年	一
	博多代官	田原河內守貞成	寛正二年	二
	冷泉津尉	佐藤四郎信重	康正二年	一
肥前	九州節度使	源敎直	文明元年	二
		千葉介元胤	長祿三年	一
	呼子殿	呼子壹岐守義	寛正六年	二

		波多島約	康正元年	二
	鴨打殿	鴨打永	康正二年	二
	九沙島主	九沙筑後守義永	康正二年	一
		藤原次郎	康正二年	一
		寶泉寺祐位	長祿元年	一
		松浦丹後守盛	長祿元年	一
		神田能登守德	康正二年	一
	佐志殿	佐志源次郎	文明元年	一
	志佐殿	志佐壹岐守義	康正元年	二
	三栗野殿	三栗野滿	長祿元年	一
		松浦山城守吉	文安二年	一
	田平寓鎮	田平彈正少弼弘	長祿元年	二

	五島大守	宇久勝	長祿二年	三
	平戶寓鎭	松浦肥前守義	康正二年	一
肥後	肥筑大守	菊地爲邦	康正二年	二
		菊地爲房	康正元年	一
		八代敎信	長祿三年	一
薩摩	日隅薩大守	島津陸奧守忠國	長祿元年	一
		島津持久	長祿元年	一
		島津日向守盛久	長祿元年	二
	伊集院寓鎭	伊集院大隅守凞久	康正元年	二
壹岐	志佐代官	眞間兵部少輔武	應仁二年	二
		鹽津留助二郎經	文明元年	二
	松林院主	鹽津留重實	長祿元年	一

	觀音寺主	鹽津留宗球	長祿元年	一
	呼子代官	牧山帯刀實	文明二年	一
對馬	對馬島主	宗貞盛	嘉吉三年	五〇
		宗貞秀	應仁元年	七
		宗信濃守盛家	享德元年	七
		宗右衛門尉盛弘	文安二年	四
		秦盛幸	長祿元年	一
		宗彦八郎盛世	康正元年	三
	菅天神山海賊	宗播磨守國久	寛正六年	一
		宗彦九郎貞秀	寛正九年	一

この商船を仕立てたる者は都合四十五人にして、其中海賊大將軍と稱したる村上備中守國重は即ち彼の師清の後なりき、其他猶ほ船數に一定の約なかりしものは、周防國大島海賊大

將軍源藝秀、伊豫國鎌田關海賊大將軍源貞義、備後國海賊大將軍棲原左馬助吉安、出雲國留關海賊大將軍藤原義忠、豐前國簑島海賊大將軍野井邦吉等の數人あり、彼國の書に、諸酋之在二諸州一者、或歲遣二一二舡一、（時計四十人在二諸州一）或歲遣二一舡一、（時計二十七名在二諸州一）皆有二定約一と云へるもの是なり、同書に、又肥前州有二上下松浦一、海賊所レ處とあるによれば、彼等の多分はまた海賊を營むを憚からざりしものならん、（○海東諸國記）而して當時朝鮮には通商の港三處あり、一は熊川の乃而浦、一は東萊の富山浦、一は蔚山の鹽浦にして、號して三浦と曰ひけるが、後土御門天皇の御代文正元年に當りては、乃而浦に居留する日本人戶數三百、人口一千二百、富山浦戶數百十、人口三百三十、鹽浦戶數三十六、人口百二十にして、總計戶數四百四十六、人口千六百五十なりしと云ふ、（○海東諸國記）其地に居留する人口此の如くそれ多く、其地に渡航せし船數彼の如くそれ盛なりしを見るときは、當時朝鮮の貿易はまた隆なりしと云ふべし、この貿易にして一朝潰へて海賊となるに及んでは、其患をなせしことの大なるや知るべし、後土御門天皇の御代の頃、我國の海賊彼國に涉りて全羅道の海邊を侵したれば、朝鮮王之を拒ぐこと能はずして、遂に彼等に和し、其賊船に王の璽印を押したる書を與へ、期を約して來らしめ、賊船の大小を計りて財を與へければ、彼等は其貨物を得て支那に往き、

海濱に據りて支那人と交易して、彼我其利を得頗る相親めりと云ふ、南海治亂記に云ふ、伊豫の國の海表に能島來島院島とて三つの大島あり、其外小島十に餘れり、豫州河野氏の部類にして、周防山口の府に隣する故大内家に交接す、能島院島は村上源氏なり、來島與居の島は河野氏なり、頃年海島の豪傑村上の一家は、能島左近將監、同兵部大夫、同隼人佐、村上三郎左衛門、岸の城村上河内守、其族類猶多し、河野一家は、久留島信濃守、二神修理進、田坂鎗之助、今岡左衛門尉等なり、藝州能美島は乃美式部大輔、備州兒島は四宮隱岐守、讃州鹽飽島は宮本佐渡守、吉田妹尾、同州直島に高原左衛門尉、同州繪島は是梶原平三兵衛 播州高砂浦より之を守る、阿波鳴門 土佐泊に四宮和泉守、森志摩守、引田浦に四宮右近等は、永正天文弘治に在りて海島の豪家なり、大内政弘より以來、大明朝鮮の勘合を以て商船を渡し給ふ故に、島家を保つ籏は大内家の陰に倚らずと云ふことなしと、勘合を得て彼國に往きし商船は、即ち嘗て朝鮮に渡りて貨物を受くるの約をなせし海賊なり、政弘は恰も義政時代の人にして、義政の嘗て明國に贈りし書に、伏奉制書、特頒今與勘合幷底簿等物、聖恩至重、手足失措、感戴々々、然而弊邑搶攘、所謂給賜等件々、皆爲盜賊所剽奪と云ふによるに、その明國に商船を渡したる勘合も、また之を海賊の手より得たる

ならん、後柏原天皇の御代の頃、師清の孫に山城守雅房と云へるあり、彼等を糺合して明國に押渡り、津々を浦々放火し米穀財寶を掠め取ると數度に及びしかば、彼國より使者を遣して之を禁遏せんことを請ひし故、雅房を十三年の在京に命じ、海賊の名を改て西海の警固となし、海賊を其下に屬したりしと云ふ、

〔本朝武家高名記〕村上天皇三代右大臣師房公に始て源姓を賜ふ、之を村上源氏と云へり、師房公より十九代の孫大納言親房卿、一品北畠と稱す、親房卿の御子中納言鎭守府將軍北畠顯家は奧州の國司なり、後醍醐天皇の御味方として大軍を引率し上洛し、數度の軍に戰功比類なし、然りと雖も武運盡る時有りて、曆應元年三月廿二日攝州安倍野に於て討死し給ふ、其男子山城守師清、信濃國に落行き年月を送り給ふ處に、伊豫國前きの海賊村上三郎左衛門義弘卒去し家斷絶せり、然るに吾元は一族なり、彼義弘の跡を繼がんと三百餘騎を率し、紀州の雜賀に討て出で、爰にて賊船を促し、まづ讃州鹽飽島に船發す、彼島の海賊鹽飽三郎光盛降參し、先陣に進んで備中の神島に押渡り、海賊を語ひ其勢五百騎になりて、伊豫國大島に發向しければ、前代義弘幕下の海賊共降參し、舊城に移し相隨ふ、是より豫州沖島、越智、西浦、駐美、下留、脇伏、摩手、向郡、內方、宮久保、恒生、本生、鵜和、

石川、比々は八幡舩子を相傾け、海賊の統領と成て往來の船を切取り西海に賊威を振ふ、師清の男子山城守義顯に三子あり、次男村上二郎は備後因島青木の城に居住す、三男來島又三郎、是は河野氏十八家の内來島の家を督く、長男は山城守雅房と號す、憲林院義植將軍の御時、西海の海賊大明國に押渡り、津々浦々を放火し、亂入て米穀財寶を掠取るゝと數度に及べり、因茲明朝よりの使節を以て嗷訴急なり、是皆西海賊船の仕業成るべしと、糺明の僉議有りと雖ども分明ならず、此時村上山城守雅房を十三年在京と定めらる、是れより海賊の名を改め、西海の警固に補せられ、海賊は其下に屬す、雅房二代掃部頭武慶は能島務司の城に住し、因島新藏人吉光、來島右衞門大夫通康、三家三の島に住し、鼎の如くに峙て水軍を練磨し、數度の高名天下に比類なし、

然れどもこの時に當りて大内義興海賊を催して朝鮮を征伐したれば、海賊其役に從ひ大に利する所ありて、浦々繁昌し諸方之を羨みしと云ふ、海賊の勢愈隆盛に赴きしてと知るべし、

〔南海治亂記〕大内義興九州の職に勝て、兵威を盛にして諸國を歸服せしが、周防長門安藝石見豐前筑前六ケ國を領し、伊豫讃岐を來服せしめ、大明朝鮮の勘合を以て商船を渡しゝかば、異邦人は大内家を立て日本國王と思へり、さる程に永正十七年、村上兵部大

輔より使价を通じて大内義興の命を達す、讃州鹽飽島は村上鎗之助來て、宮本佐渡守が宅より香西に達す、其言に曰、今年朝鮮國へ兵船を渡海せしむる所なり、公儀軍用の餘分を以て、兵船を仕立て指遣はさんと欲するものは、其員數を記して注進すべし、其趣に從て祿物の差別あるべきなり、即ち鹽飽島より香西氏に達す、香西氏議定して注文を調へ之を送る、乃生縫殿助、池水太郎兵衛、木津右近を船長として兵船三艘を遣はす、鹽飽島より宮本佐渡、其子助左衛門、吉田彦左衛門、妹尾渡邊相加て用意す、直島に高原左衛門尉、兒島日比の戸に四宮隱岐守、相倶に用意す、引田小豆島は寒川丹後守が所有なれば引田浦に船揃す、讃州諸浦の船ども能島隼人佐が手組に約し、深く交を結んで朝鮮の役を勤む、浦々繁昌して諸方之を羨まずと云ことなし、さる程に朝鮮の役は先年大内政弘大軍を催し朝鮮に發向す、朝鮮王即ち政弘に和を乞ふて全羅道の貢物を大内家に入貢す、是より相續て義興にも全羅道を入貢せしむ、此年朝鮮國に大軍を遣して全羅道の境を巡察す、是れ大内家の兵威を敵に震ふべき爲なるか、義興年來管領として其費用を繕ふことも、朝鮮の入貢大明の勘合其利用ある故なり、

蓋し義政より以來、室町將軍の政府より使聘を明國に通じたるは、後土御門天皇の御代明

應五年三月、足利義高使者を彼國に遣したるに、使者等彼國にて人を殺したれば、明の孝宗詔して、自今止許五十人入都、餘留舟、次嚴防禁と云ひしことの彼國の書に見ゆる、（明史）後柏原天皇の御代永正三年五月、足利義澄使者を遣して、左の書を送りしことの見ゆるなどぞ著しき、

日本國王臣源義澄言、一人之上、皇天之下、日月照臨、三韓之外、萬國之西、夏夷來服、乃知安遠安近、復覩重光重輝、故號大明、所貴同軌、欽惟陛下、丕承鴻業益固庶基、在古與燧執鞭、於今唐虞按轡、殊功累德、歸乎神聖、行度推恩、及乎陋邦、迢遞燕京、問行李往來信、渺茫洋海、通朝宗夙夜心、茲差正使桂悟長老、副使光堯西堂、親趨闕庭、伏捧方物、爲是謹具奏聞、臣源義澄誠惶誠恐頓首頓首謹言、

弘治十九年寅正月三日丙（續善隣國寶記）

この時大内義興は、嘗て祖政弘が海賊の手より明の勘合符を得し以來、常に其符を用ゐて彼國に使聘を通じ貿易せしめ居たりしが、この使者彼國に往て新に正德の年號の押したる勘合を得來れるを見て遂にまた之を奪ひ取り、其符を用ゐて益々彼國に貿易せしめたり、同じ御代の大永三年にも、また僧宗設を使者として遣はせしに、宗設が寧波に着きし後數

日にして、細川高國が遣せる使者僧瑞佐、及び明人宗素卿、將軍政府より弘治の年號を押したる舊勘合符を得て同處に來り、又從來我國の使者寧波に至るや、貨物の撿閱及び饗宴の禮あり、到着の前後によりて其序となしたりしを、

〔閩書〕故事異使止ニ寧波ニ有レ宴、先至者居レ上、

〔圖書編〕故事凡番貢至者閱レ貨筵席、並以ニ先後ニ爲レ序、

素卿は固より彼國の人にして、且つ將軍政府より勘合符を得來りたる者なれば、寧波の市舶司に賄して宗設を後にせしめたりしに、宗設が衆之を不平として遂に瑞佐を譬殺し、素卿を追跡して紹興城下に至りて其城を拔き、備倭都指揮劉錦を殺し、寧波紹興の間を蹂躪して舟を奪て歸去りぬ、〇閩書圖書編南宮疏略に云ふ、嘉靖二年、倭夷宗設入貢、沿ニ餘姚江ニ縱橫殺掠、抵ニ紹興府ニ逼レ令レ獻レ城、閫師墜レ馬而走ニ匿民家ニ守臣避レ城而縱ニ賊焚劫ニ以ニ城門之鎖鑰ニ付ニ之賊手ニ以ニ日本之國號ニ封ニ我東庫ニ宗設所レ領、倭夷不レ過ニ百十餘人ニ而寧紹兩郡軍民、何啻百萬、今乃任ニ彼攻掠ニ至ニ于旬日之久ニ揚斬而去、畢竟無ニ與爲レ敵、尙爲レ國有レ人乎と是なり、〇財政統宗 宗設彼國を蹂躪して歸りし後、將軍義晴琉球の使者によりて書を彼國に送る、其書に記する所を見れば、義興が商船を外國に送れる勘合符は、即ち海賊の手に得たるものなるを知るに足る、

近年我國、遣僧瑞佐西堂、宋素卿等、齎弘治勘合而進貢、又聞、西人宗設等、竊持正德勘合、稱進貢船、蓋了龍梧西登東歸之時、弊邑多虞、干戈梗路、以故正德勘合、不達東都、吾即用弘治勘合、謹修職貢、未曾怠也、如勅諭旨、宗設等爲僞、不言可知矣、大内多々良氏義興幕下臣神代源太郎、爲其元惡、故就誅戮、彼所虜而來大邦之人、前年既發船以還之、中流遇風、船不克進、尙滯西鄙、近日當還焉、大邦所留妙賀素卿、其餘生而存者、不論多少、以仁見恕、幸甚幸甚、然則先令妙賀等到琉球、自琉球可歸吾國、前代所賜金印、頃國亂、失其所在、故用花判爲信、琉球僧所知也、伏希尊察、妙賀素卿歸國之時、賜新勘合、幷金印、則永以爲寶、聖德入遠、不可諼焉、吾當方物件々、隨例進貢、妙賀暨而下兩三人、命管領永以遣書矣、

嘉靖六年丁亥月日

日本八國王源義晴咨

この書は後奈良天皇の御代享祿三年に彼國に着きしかども、此時彼國にては夷人仇殺之禍、皆起市舶との說ありて、市舶の往來を絕ちぬ、同じ御代の天文八年、我國の商人使者と稱して彼國に往き、また脩貢の名によりて通商の實を得んと謀りしかば、彼國再び之を許して、

期以十年、人無過百、舟無過三と約せしかども、我國の商人之を遵守せざりし故、彼國にては遂に之を拒絶せんと試みたり、然れども其實際に於ては、潜に我國の貿易を望む者多かりしかば、彼等は遂に密商となりて此貿易を通じたりき、彼國の書に、二十三年（我が天文廿三年なり）七月、復來貢、未及期、且無表文、部臣謂不常納、却之、其人利互市、留海濱不去、巡按御史高節請治沿海之文武將吏罪、嚴禁姦豪交通得旨久行、而內地諸姦利其交易、多爲之囊槖、終不能盡絕、（明史）と云へる是なり、

抑當時我國より支那に往來せし者には二種あり、一は純然たる使者にして、多くは僧徒より成立ち、將軍政府が自己の國際需要を滿足せしめんが爲めに發遣する所のものなりと雖ども、一は諸國の商人が各自其領主の貨物をも輸出して之を彼國に鬻ぎ、更に各種の驕奢品を買ひて我國に輸入するものにして、其勘合は常に之を彼の海賊の手より押領せる大內氏に得るものなり、蓋し其業たるや當時脆弱の商船に乘して危險なる遠洋を通過せしことなれば、其之に從事するものは固より生命を賭するものにして、頗る豪膽なる冒險家なりしなるべしと雖ども、安穩にして逸樂を得るはまた彼等の欲する所なれば、貿易の自由を得て其生活の途を失はざりし時に於ては、敢て彼國の政令を犯して自ら禍を招くが如きこ

とをなさゞりしかども、明の市舶を罷むるや、彼等は其生活の途を失ひ遂に密商とはなりぬ、然るに事固より密商なるが故に公然として之を守ふ能はざるを知りて、之が對手たる彼國の密商等は、巨額の買掛りをなして其の債を償はざりしかば、彼等は進んでは貿易の利益を收むる能はず、退ては各自の領主に對して其責任を免るゝこと能はざるの域に陷り、遂に再び變して海賊となれり、されば彼國の書にも、自罷市舶、凡番貨至、輙賖與奸商、奸商欺負、多者萬金、少者不下千金、輾轉不肯償、乃投貴官家、又欺負不肯償、貪戾甚於奸商、番人泊近島、遣人坐索、竟不得償、番人乏食、出沒海上為盜、貴官家欲其亟去、輙以詭言撼官府云、番人據近島、掠殺人、奈何不出一兵、備倭當如是耶、及官府出兵、輙齎糧漏師、好語陷番人利、他日貨至、且復賖我、番人大恨、諸貴官家言我貨本倭王物、爾價不我償、我何以復倭王、不掠爾金寶、殺爾、倭王必殺我、盤據海洋不肯去、とは云へり（明實紀）

然れども彼等が大に明國を侵せしは明人王直がこれを導きし後に在り、閩書に云ふ、欽人王直者、少任俠多略、一時惡少、若葉宗滿徐惟學陳東王汝賢王激等、樂與游、而激為直義子、直姦出、禁物歷市、西洋諸國、致富不貲、夷人信服之貨、至一主直為償、禁既嚴、諸奸商揚是盜貨倭、競責直々、無所出、招亡命千人、逃入海、推許二者、為帥引倭結巢、鄞衢之雙嶼港閩

制、蜂起之徒益附之、浸淫蠶食、海上聚保矣、（中略）直更造巨船、運舫柵木、爲樓櫓、入後據薩摩州之松浦津、僭爲徽王、部署宗滿、惟學東爲將領、汝賢激爲腹心、而三十六島者其指使矣」と、所謂松浦津は肥前國松浦郡なる平戸港なり、新豐寺年代記に云、去天文十一年、大唐船初薩摩豐後に渡來、日本唐物充滿、平戸に來て松浦郡富貴人數男女共に衰微せり、人仕い不自由、平戸に入りて女は傾城す、男は唐に渡りて盜みて死を不顧なりと、其意たるやこの年支那の商船平戸に來りしによりて、松浦郡富貴となりぬ、然れども人數は男女共に減少して人の召仕に不自由を生ぜり、其故は女は平戸に入りて賣淫し、男は支那に渡りて海賊して死を顧みざればなりと云ふに在り、この說によるときは、王直が平戸海に來りしは即ち天文十一年にして、是れよりして後我國人を誘ふて頻りに彼國に寇したりと知られり、王直一名は五峯と云ふ、其平戸に來るや、今の印山寺屋敷に唐様の屋形を立てゝ居住しければ、夫を便にして支那の商船常に平戸港に來舶せりと云ふ、〇大曲記南海治亂記に曰く大內政弘の時、倭の海賊朝鮮に涉りて全羅道の海邊を犯す、朝鮮王之を拒くことを得ずして其憂に堪へず、即ち倭寇と和をなして其賊船に王の璽印を出し、期を約して來らしめ、賊船の大小を計りて財を與ふ、其財物を得て海港に據てこゝに異邦人に相遇て交易をなし、彼我貨利を得て互に相親む

と已に厚し、こゝに烈港の島主に王直と云ものあり、渠は元來は大明の徽と云ふ所の生なり、命に違て海島に逃れ、今逋逃の主となる、倭人の兵に功ありて勇壯なるを見て告て曰、倭人よく萬人あらば、大明國を得べし、是に由て海賊船を集め、數人を以て彼島へ渉り、島主直を以て導として大明の東南に至り、險阻の地に據て要城を搆へ、舟を其港に止て還往の海路を利し、浙江閩廣の諸州を掠め、狼藉をなして民黎を遂ふ、是薩摩肥後肥前博多長門石見伊豫和泉紀伊の賊船なり、四國伊豫の能島來島院島の氏族將帥となつて、諸州を誘來らするものなり、この頃は日本國已に亂れて、諸州交も地を爭ひ、日日に戰鬪の難あれば、國の用を措て他邦に出ることを得ず、唯海島の賊船の寄り集て力を合せ、外洋に出てゝ其海邊を侵せるものなり、この時我國の賊船各八幡宮の幟を立て、洋中に出でゝ西番の市舶を侵し掠めて其財産を奪ひし故に、其賊船を稱して「バハン」（即ち八幡船さは是なり）と呼べるなりと、されば王直が誘ふて明國に寇したる二十六夷は、即ち是等諸國の海賊を云ふなるべし、當時海賊の勢甚だ强大なりしことは、彼國の書に、三十二年（我が天文廿二年なり）三月、王直勾諸倭大擧入寇、連艦數百、蔽海而至、浙東西江南北濱海數千里、同時告警、破昌國衛、四月、犯大倉、破上海縣掠江陰、攻乍浦、八月、却金山衛、犯崇明、及常熟、嘉定三十三年（我が天文廿三年なり）正月、自大倉掠蘇

州、攻松江、復趨江北、薄通泰、四月、陷嘉善、破崇明、復薄蘇州、入崇德縣、六月、由吳江、掠嘉興、還屯柘林、縱橫來往、若無人之境、と見ゆるにても之を知るべし、然れども旣にして王直彼國に歸降して遂に誅殺せられ、其黨徐海陳東毛海峯等また相尋で死しければ、海賊大に衰へてまた昔日の觀なかりき、

南海治亂記に曰く、夫日本の國俗たる事、驕武にして居常に兵を身に備へて以て不虞を待つ、故に舟子販夫と云へども、亦た自から兵事に馴れて戰を好むの意あり、是を以て海賊屢外邦へ出で、戰を決し勝を取ること多からずとせず、殊に能島は水軍を職として世に勇謀をあらはし、練習の功なる故に、水兵を用ゆる道に於ては倭漢に獨立せり、然れども本なくして末を逐ふ故に、其終を保つことを得ずして竟に潰ゆ、能島に九州を保せて事を謀らせば大事をなすべきなり、此一擧海賊の所爲にして寰中の事に非ずと雖ども、然れども水客商販の徒を集めて、武勇を中夏の中に奪ひ、戰功を外邦の史記に遺せる事亦容易の事に非ず、是村上氏の勇名後世の眉目なりと、余はこの論の果して其當を得たるや否を知らざれども、當時室町將軍政府が明國に臣事して藩屬の禮を取りしに拘はらず、我國の威權をして大に東洋に震はしめたるものは、之を海賊の功に歸せさるを得ず、且つ夫れ海賊の

業たるや、常に方物と兵器とを載せて海濱に出沒し、間を得れば則其兵器を張りて侵掠を肆にし、得ざれば則ち其方物を陳して朝貢と稱し、其答直を得て歸りしものなれば、其利益を專占したることは云までもなく、其海賊を營みし浦々は遂に繁昌して各地の羨む所となりしと云ふ、是に於てか資本は利益の最も多き事業に注射し、勞力は報酬の最も多き事業に傾向するは自然の勢なれば、富める者は船主となり、貧しき者は其材能に應じて船頭水先水手となり、航海の術益開けて貿易の業愈起る、五雜組に云ふ、海上操レ舟者、初不レ過レ取二捷徑一往來貿易耳、久之漸習、遂夷國、東則朝鮮、東南則琉球呂宋、南則安南占城、西南則滿剌加暹羅、彼此互市、若二比隣一然、又久之遂至二日本一矣、夏去秋來、以爲二常所一不レ貲什九起レ家、於レ是射利之民、輻湊競趨、以爲二奇貨一と、所謂射利之民は即ち王直が徒にして、呂宋安南暹羅滿剌加の諸國は、即ち前に所謂直姦出禁物歷市西洋諸國もの是なり、當時海賊の徒が彼等と相親むこと殊に厚かりしを見れば、また安んぞ與に是等の諸國に往來せざりしを知らんや、蓋し第十五世紀の季に當りし歐洲の諸國戰稍止み、漸く暗黑の時代を經過し去らんとするや、海賊大に起て航路を前世未到の地に開き、遂に各處に植民して航海の術益進步したりき、コロンバスが米洲を發見し、バスコデガマが喜峯を通過せしが如きもまた其氣運

に誘はれしに過ぎざるのみ、今や顧みて我國の歷史を見るに、また同一の步趨を進み、遂に同一の境域に達せんとしたりしことと昭々として明白なり、卒爾として之を見るに甚だ奇なるが如くなれども、徐ろに之を察するときは社會通有の大勢は何處なりと雖ども磅礴せざることなきの理を見るべし、只惜む我國戰國の終局は少しく歐洲暗黑時代の結尾より遲かりし一事は、此の如く發達し來れる日本人種をして、我より米洲を發見し、我より喜望峰を通過して遂に大西洋岸に向つて、我より働掛けの貿易を開くの機會を失はしめたることを、

當時商業の形勢

我國が嘗て元寇を擊退せし以來商機大に活動し、其奮興の勢或は激して海賊となり、以て朝鮮支那の沿海を剽掠し、其勢の强大なるや、能く室町の將軍政府が明國に臣事したる失體を打消して、我國權を擴張せしこと彼の如し、然れども是等海賊の徒と雖ども、また剽掠をなして生命を賭するを好みし者にあらざれば、其間自ら商業の一線ありて常に絕えざりしとは、彼國の書に、日本雖ニ屢肆ニ啓疆一、然志在ニ通市一、得ニ其道一、可ニ頤指而使一レ之（武備志）と云へるにても之を知るべし、蓋し當時我國の內勢は極めて衰亂の域に陷り、殆んど戰爭を以て其

生活をなしたる時代なれば、内國貿易の如きも殊に廢頽に屬したりと雖ども、また少しく徴するに足るものあり、諸國の市場には七座の店と稱する各種の商店ありて、商人其間に周旋しき、

〔庭訓往來〕七座之店、諸國商人、

〔同抄〕七座の店とは、總して市には百賣千買とて、百の賣物に千の買物有なり、又市每に七座は有なり、座と云事は物を賣座なり、一には絹の座、二には炭の座、三には米の座、四には檜物座、五には千朶積の事なり、六には相物座とて魚鹽うる座なり、此座不審なり、紙の座とも云へり、七には馬商座、是七座なり。是外に手買振賣とてあり、皆々此七座に與力する賣物共多し、諸國の商人市に集るなり、

〔嬉遊笑覽〕庭訓の抄七座の店の內千朶積の座といへるは、何にまれ多く積あげたるにや、節用集に千駄櫃商人と出たり、櫃は器物なるを、商人の名とするは一種の櫃ありてそれを用ひ商ひしたるものとしらる、嘉多言に千駄櫃をせんだんびつはわろし、これ後世高荷とはいひしものなるべし、松落葉近き頃、高荷と云しものは木綿を高さ一丈あまりにつみかさねしを、背負て市中を賣りありきたるが、安永の頃までありて今は絶たり、

又志道軒傳に仰げば愈高荷の蚊屋賣といへれば、木綿のみに限らず蚊屋賣の高荷ありしとみゆ、老人云、木綿一反づゝ段々に積重ね、高さ一丈程にして背負て賣あるき、買人あれば竹竿をもてあげおろして見するなり、高荷うりやみて兩掛にして、賣あるきしも近來はなくなりし、案ずるに建保職人歌合商人戀歌「命にも身にもかへんとをもへどもあふ事を賣る市のなきかな」、其畫のさまを見るに、高荷を負ひたる男の傘を手に持たり、これそのかみの千駄櫃なるべし、相物は太平記に相物とて干たる魚の入たる俵をとり積で、水主梶取其上に立並びて櫓をぞ押したりけると有り、

海上の運輸を專業とする船頭あり、

〔庭訓往來抄〕室兵庫船頭と云ふ事は、室兵庫には船よく乘る者あり、船の道を知なり、

河流を上下して乘客貨物を回漕する刀禰あり、

〔庭訓往來抄〕淀河刀禰とは、河船にて人を乘せて上下する者なり、

駄賃を取りて馬を往來さする馬借又車借あり、

〔庭訓往來抄〕大津坂本馬借とは、駄賃を取て馬を往來する人なり、鳥羽白河車借とは、車の遣り手と云ふ者なり

諸處の浦又は湊泊などゝ稱する商船輻湊の地には、借上又は替錢等の營利的事業もあり、當時問丸と稱したる問屋もあり、

〔庭訓往來抄〕泊々借上、湊々替錢、浦々問丸、同以割符進上之、湊々の替錢は田舍より替して、約束の津にて取を云ふなり、

〔問屋沿革考 小宮山綏介述〕問屋と云ふもの其起原は詳ならざれども、往古よりありしものなるべし、凡そ商賣の道たる貨物を集め居るものあり、之を取て零賣するものあり、相待て其用始めて完きの理なれば、凡そ世に販鬻の道開けし以降は、盖し此問屋ありしなるべけれど、和名鈔以上には未だ曾て聞及ばざる所なり、同抄居處部に、邸家、辨色立成云、邸家停賣物取賃處也、注に、今案俗云津屋、此類と、之を見れば延長の頃久く津屋と云ふものありしを知るべし、箋註には、津屋、見成尋參天台五臺山記、案其屋在海船輻湊之處、故云津屋、今俗呼船倍爲問屋、疑津屋之訛、又云、辨色立成、謂京師儲舍、停諸國所出貨物、賣之取賃之處爲邸家也、唐律疏義曰、邸家者居物之處爲邸、沽賣之處爲店とあり、庭訓往來に、湊々替錢、浦々問丸、同以割符進上之、余が家藏古本抄の註に、問丸は船商人宿處也とあり、津屋の本解は乃ち然るべけれども、辨色立成の說によれば必ずしも船商に限るべ

きにあらず、故に節用集問屋の註には、只商人宿とあり、親元日記に、文明五年紙問丸九郎三郎光次、西國紙商人問屋事、祖父孝願以來、于今無相違、萬一雖競望輩、由緒之上、彌不可有其煩之由、可頂戴御奉書之由、また文明十一年、御材木問丸孫二郎國弘、四條道場材木代三百廿貫餘、内長祿四年百十餘貫返濟、相殘分無沙汰などあり、是には問丸問屋と並稱せり、又問方と云へるもあり、金澤稱名寺文書永享十一年稱名寺領赤岩十四ケ村年貢錢結解狀に、合八十貫文の內八百文、夫領路錢三百文、今津問方酒直とあり、是も問屋のことなるべし、後世諸屋の中には問船問料など云ふ名目もあれば、問方も同例の語と知らる、

各處の市場に羅列せる商店を「タナ」、又は「ミセ」と稱することもまたこの頃よりや始まりけん、されども宇都保物語四『こゝは七條殿おもてにくらたてたり、〇中略いはし水の所門殿のきたのかたか、しらしろき女ひとり、水くむめのわらはひとり、おものもりつかふまつる、これはてらたなに女をりて物うる』とあるによれば、往古より「タナ」の名ありしにや、其如何なる方法を以て之をなせしやは詳かならざれども、既に替錢の仕組行はれしが如きを見れば、商業の機關漸く備れることを知るべし、

〔嬉游笑覽〕古書を見るに商人の家はおもてに棚をかまへ、脇に入口あり、長き暖簾をかけ

軒に塵よけあり、板或はむしろにて造る、件の棚に物を出して置て、人の見て求むるにまかす、人にみする物ゆへこれをみせ棚といひ、略きては見せとも云ふ、又物を持出て店をかまへずして賣たる處を立賣と呼ふ、建武以來式目追加云、禁制一やくをこはちうる事、付車くれの商賣四條町の立うりとあり、これ車の轅を壞て賣こと、車の榑また四條の立賣するを制したることゝ聞ゆ、立賣はまた其處の名にてはあらざるなり、終にいひ習ひて其處もしか呼べり、

〔日本開化の性質〕骨董集に云、商人の物を賣る所を見世と云ふは、古へは家の端に棚閣をまふけ、其上に萬の賣物を置並べて賣れる故に「タナ」と云ふ名起れり、

而して當時最も著名なりし商品は、畿内近國にては、大舍人の綾、大津の練貫、六條の染物、猪熊の紺、宇治の布、大宮の絹、烏丸の烏帽子、豐島の筵、嵯峨の土器、奈良の刀、高野の剃刀、城殿の扇、姉小路の針等にして、其他の諸國にては、加賀の絹、丹後の精好、美濃の上品布、尾張の八丈絹、信濃の布、常陸の紬、上野の綿、上總の鞦、武藏の鐙、佐渡の沓、伊勢の切付、伊豫の簾、讃岐の圓座、同しく檀紙、播磨の椙原、備前の刀、出雲の鍬、甲斐の駒、長門の牛、奥州の金、備中の鐵、越後の鹽引魚、隱岐の鮑、周防の鯖、土佐の

材木、安藝の榑、能登の釜、河内の鍋、備後の酒、和泉の酢、宇賀の昆布、松浦の鰯、夷の鮭、奥の漆、筑紫の穀物、或は異國の唐物、高麗の珍物等なりしと云ふ、〇庭訓往來　蓋し所謂異國の唐物高麗の珍物は之を宰府の交易に得たるものにして、其物品また略之を推知すべし、

絲　所以爲織絹紵之用也、蓋彼國自有成式花樣、朝會宴享、必自織而用之、中國絹紵、但充裏衣而已、若番舶不通、則無絲可織、每百斤直銀五六十兩、販去者其價十倍、

絲綿（即ち眞綿を云ふ）髡首裸程、不能耐寒、冬月非此不暖、常因乏之、每百斤價銀至二百兩、

布　用爲常服、無綿花故也、

綿紬　染彼國花樣、主衣服之用、

綿繡　優人劇戲用之、衣服不用、

紅線　編之以綴盔甲、以束腰腹、以爲刀帶書帶畫帶之用、常因匱乏、每一斤價銅七十兩、

水銀　鍍銅器之用、其價十倍、中國常因匱乏、每百斤價銀三百兩、

針　女工之用、若不通番舶而止通貢道、每一針價銀七分、

鐵鍊　懸茶壺之用、倭俗客至、飲酒之後啜茶、啜已即以茶壺懸之。不許著物、極以茶爲重故也

鐵鍋　彼國雖自有而不大、大者至爲難得、每一鍋價銀一兩、

磁器　擇花樣而用之、香爐以小竹節爲尙、碗碟以菊花稜爲尙、碗亦以葵花稜爲尙、制若不佩、雖官窯不喜也、

古文錢　倭不自鑄、但用中國古錢而已、每一千文價錢四兩、若福建私新錢、每千價銀一兩二錢、

古名畫　最喜小者、蓋其書房淸潔、懸此以爲淸、雖然非落款圖書不用、

古名字　書房粘壁之用、廳堂不用也、

古書　五經則重書禮而忽易詩春秋四書、則重論語學庸而惡孟子、重佛經無道經、若古醫書、每見必買、重醫故也、

藥材　諸味俱有、惟無川芎、常價一百斤價銀六七十兩、此其至難至貴者也、其次則甘草、每百斤二十金以爲常、

氈毯

馬背氈　王用家靑、官府用紅、

粉　女人面之用、

小食蘿　用竹絲所作、而漆飾者、然惟古之取、若新造則雖精巧不喜也、小盆子亦然、

漆器　文几、古盆、硯箱、三者其最尚也、盆子惟用菊花稜、圓者不用、

贈　○日本風土記

是等の物品と相交換して、我國より輸出したる物品は馬、盔、鎧、劍、鎗、腰刀、琥珀、硫黃、蘇木、牛皮、貼金扇、灑金文臺、描金粉畫、灑金手箱、塗金粧彩屛風、抹金提銅銚、灑金木銚、角盥水、晶珠數等ありしと云ふ。○日本風土記 されば彼國にては、按其日本所貢、倭扇指金盒子類皆異物也、其所悅于中國、皆用物也、是彼有資於我、而我無資於彼、忠順則禮之、悖逆則拒之、不易之道也、若徇其求而慾期許貢、無端互市、斷々乎不可との說もありき、○日本風土記 然れども是れ豈に物の道理を解したるの言ならんや、能くこの間の事情を盡したるものは、彼國の書に、罷我互市、任彼貿易、中國免徼利之名、外夷知効順之實、計莫便於此、惟其商道不通、而利之所在、人必趨之、不免巧生計、較商轉而爲寇、商道既開、則寇復轉而爲商、彼其既犯國禁思圖苟安、因陷引勢家同作、勾當行之既久、不免意起奸圖、大生覬覦、時則不、因商貢不通而實成寇心矣、伏按、國初禁海之例、始因遺諭而來、繼恨林賢巨燭之變、欲與閉絕之故、非以通商之不便耳、惟其不通商而止通貢、所以正德年間、各道爭貢以規利市、在彼國則强請勘合、倭王遂不能禁

制在中國、則有宗設宋素卿禍、而渟寧惡少、則甘蹈負固、而縱肆橫行、然以前狡僞未備、華夷兩家、行之既久、併力合作、乃有不可知者、推厥所原、各爲行商之意、而終貽地方之害、能無慮乎、（圖書編）と云へるもの最も其當を得たり、

彼國の書に又云ふ、賣買亦用銀金銅錢交易、憑經記、名曰乃陽依理、今用之銅錢、乃鑄天順永樂洪武三樣、每銀一兩、換錢三百三十三文、總錢一千爲一貫、値銀三兩。由琉球高麗以得中國之錢爲樣、本國照樣鑄之、日用柴米油鹽菜蔬等物、皆肩手市貨之、各色貨物、除舖店不移者、其各地方皆有集市、例定日期、大小貿易、皆運至集交易、與中國相同、所用白銀餅、如鞋底、無元寶　錠、亦有假銀、外用銀皮、包打停當者、不部辨傲如白銀、今之商賈、知有僞銀皆鏨開以火熯辨每米一石、常價一兩、以一石較之中國之斛、約有三石、絹緞有花素之分、每素絹値銀二兩、花絹値三四兩、如大紅絹、段直銀七八兩、布有冬夏、其價不等、多不過七八錢、段絹布疋總不滿三丈、每絲一斤値銀二兩五錢、其餘貨物皆依時價無定額矣（日本風土記）と、この說によれば、當時我國に流通せし貨幣は、天順永樂洪武等の諸錢にして、其の元錢を琉球または高麗より得て自ら之を鑄れるなり、自ら鑄るに猶は是等の支那樣を用ゐしは、其久しく我國に流通して使用に慣れし故なるべし、我國の幣制は嘗て王綱の尙張りし頃より既已に

紊亂し、鎌倉の頃に至りては日常の取引皆宋錢を輸入して之を用ゐしかば、後醍醐天皇の御代建武元年三月其中興の業を起し玉へると與に、また貨幣改鑄の詔あり、始めて紙幣を行はしむ、

建武元年三月廿八日有二御沙汰一、

改錢事

詔、居二聖人之大寶一、理二究變通一、懸二天地之洪規一、事尚二沿革一、察レ時制レ法、奚拘二一途一、國家有レ錢、其來尚矣、周武開レ基、九府之圜法肇興、漢文隆レ業、四銖之形製更彰、金鐵之品、龜龍之類、象物雖レ區、同歸二節用一、本朝垂レ範、上世以來、屢改二官文一、載傳二牘簡一、所謂自二天平寶字一至二于天德一、十有餘度、綿歷最詳、降及二近古一、求二之外國一、擅敷二俗間一、官法如レ忘、頗違二彝典一、復枉二政令一、今以二新化一、爲除二舊弊一、始造二官錢一、須レ頒二天下一、濟レ世便レ民、孰謂レ不レ爾、仍文曰二乾坤通寶一、銅楮並用、交易無レ滯、仁義所レ原、定樂二厥成一、告以二宸衷一、若稽二天理一、主者施行、

建武元年三月日　○建武記

然れども忽にして南北分爭の世となりしかば、この新造の銅楮兩質も遂に世に行はるゝ能はずして、支那錢のみぞ專ら我國に行はれける、而して是等の支那錢は之を根本渡唐錢と

稱して、我國貨幣の上位に置けり、建武以來式目追加に、

商賣輩以下撰錢事　明德（明應歟）九十

一近年恣撰錢之段、太不レ可レ然、所詮於二日本一新撰料足者、堅可レ撰レ之、至二根本渡唐錢一 永德（樂歟）洪武宣德 等一者、向後可二取渡一之、但如二自餘之錢一可二相交一、若有二違背之族一者、速可レ被レ處二嚴科一矣、

松田丹後守長秀

とあり、また、

定

一せいせん（撰錢）のぎ、京錢うちひらめをのぞく、其外のとたう錢えいらく（永樂）こうぶ（洪武）せんとく（宣德）われ錢 但われさをらざる錢 以下とり合を、百文に三十二錢、けりやう三分一有之、於二向後一とりわたすべき事、

一あく錢賣買儀可レ停二止一事、

右條々、堅被二制止一訖、若背二此旨一族あらば、權門勢家ひくわんをいはず、於二其身一者處二嚴科一、至二私宅一者闕所にをこなはるべき由所レ被二仰下一也、仍下知如レ件、

永正五八七　　沙彌　信祐

近江守三善朝臣貞連

とあるが如き是なり、此の如く支那錢を流通するの習俗となりて、この間偶ゝ新撰の錢貨あるも流通に入ること能はざりしかば、遂に之を鑄造することも、また世人の使ひ慣れたる永樂洪武等の名を以てゑたること、恰も近時江戸の將軍に於て屢ゝ銅錢の發行ありしにも拘はらず、皆寛永通寶と名つけたると同じ理なるべし、また彼國の書に、國有三津、皆通海之江、集聚商船貨物、西海有坊津、地方有江通海、薩摩州所屬、花旭塔津、有江通海、筑前州所屬、東海道有洞津、本國鄕音曰阿乃次、以津呼次是也、有江通海、係伊勢州所屬、三津乃人煙輳集之地、皆集各處通番商貨、我國海商聚住花旭塔津者多、有一街、名大唐街、而唐人留戀、於彼生男育女者有之、昔雖唐人、今爲倭也、三津惟坊津爲總路、客船往返必由此地而過、花旭塔津爲中津、地方廣濶、人煙湊集商賈所須、無物不備、洞津爲末津、地方人遠、與山城京都相近、貨物或備、或缺不一と云ふによるに、前に掲げたる賣買の景況も主として博多津に就て之を言へるならん、

然れども當時我國商業の中心は漸く京都を去りて堺浦に歸し、博多津また遂に其外國貿易の中心なるの地位を失はんとしたるは爭ふべからさるの事實にして、彼の洞津（伊勢の安

濃津）の如きは之を三津として論ずるに足らざりしは明白なり、蓋し當時京都は歷代政權の集まる處、苟も之に據るときは以て天子を挾みて四方に號令するに足る、是に於てか其地は英雄必爭の場處となり、百戰の餘極めて廢頽に歸し、中央政府の威令已に諸國に行はれずして、また昔日四方の運輸の中心なりし觀なく、而して堺は即ち京都を去ること十六里、其地一面は海に接して港口最も航入に便を得、畿內及び東海北陸の或る部分と、南海西海山陽の諸國との間に於ける取引を媒助するには最も適當し、且つ稍〻獨立市府の恣をなしたれば、世の爭亂に關係少く、我國の各地方は禍亂常に多く、兵馬の難絕えざりしかども、この地獨り之に異なり、曾て騷擾の事なく又干戈の變を見ざりしかば、四方流離の商旅跡をこの地に寄する者漸く多く、其本國との取引を周旋しければ、其貿易の中心を形成したり、抑この地の漸く隆盛に赴きしは、後龜山天皇の御代弘和の頃（北朝の永德）山名氏淸城をこの地に築きしに始まり、後小松天皇の御代應永の頃大內義弘この地を領し、津を開きて朝鮮支那印度の亞細亞諸國に交通し、互に商船を往來せしめければ、家增し民富みて遂に一都會を成せしなりと、

〔糸亂記〕昔より故ありてこの地は住吉の神主津守氏の領する所として、白鳳（天武天皇

の御代）の頃より堺と號せしと雖ども、星霜うつり替りて、永徳の頃より山名陸奥守氏清始めて城を築きぬ、又應永の頃大内左京大夫義弘領し來て再び津を開き、呉越三韓南蠻と好を結び、迭に商船を通じて家增し民富て一都會をなす、今蕃船至らずと雖ども倘餘温ありけるは此故とかや、

〔日本西教史〕　堺は泉洲の一都會にして、京都を隔つること十六里、日本の中にては最も殷富にして有名の地なり、亞細亞諸國と通商し、商家殷富にして貨物輻湊せり、

其後この地は將軍政府直轄の地となり、其町の總年寄と云ふものもなく、只だ濱側に納屋を建てゝ之を貸し、其料を取りて德としたるものを、上分の者となして、納屋貸の衆と號し、市内を統治したりき、見るべし諸國商人のこの地に輻湊し、各其貨物をこゝに卸して、水陸兩路の取引をなせしを以て、この地の富豪は海岸に倉庫を建設し、之を貸して庫敷料を取りしことを、

〔糸亂記〕　されば他所とかはり、此所は町總年寄と云者もなかりける、たゞ濱側に納屋を建てゝこれをかし、其料を取りて德分としたる人を上分の者となす、則納屋かしの衆と號し、三宅主計今井などいへる頭分の人を十人衆と號したり

是に於てかこの地遂に我國商業の中心となりて、愈々繁榮に赴けり、其時勇士の言に、堺の腹はれ町人と云ひ罵りしことあるを思へ、〇堺鑑 當時同港殷富の度は、能く其市民をして腹便々として肥滿張大せしむるに足りしを知らん、

堺浦の漸く此の如き繁榮に向へる時に當りて、博多津の外國貿易は分れて坊津の一路を開き、而して坊津博多二港の間、また平戸の一港を開きしかば、博多は漸く衰頽の色を顯しき、最初我國の商船彼國に往來するものは、其形卑隘にして其底平に、其布帆は桅の正中に懸りて、其桅は常に動けるものなりし故、無風または逆風に逢へば桅を倒し櫓を盪するの外、また之を進行するの術なく、動もすれば一航海に月餘を費さしむ、故に其商船を發するや常に博多にありて好季を待ち、漸く五島を經て支那の寧波に往きて貿易するとなりしかども、この頃に至りては漸く彼國福浙地方の制に倣ひ、重底を貼造して其船底を尖らしめ、能く怒浪を破り横風鬪風をも自在に乘渡ることになりしかば、風位如何によりて或は薩摩より琉球を經て、福建廣東に達するものを生し、坊津の一路頼つて以て開けたり、

〔日本風土記〕 日本造レ船、與二中國一異、必用二大木一取二方相思合縫一不レ使二鐵釘一惟聯二鐵片一不レ使二麻筋以一草塞二罅漏一而已、費功甚多、費材甚大、非二大夫量一未レ易レ造也、凡寇二中國一者皆其島貧人、向

桐來油惟所レ傳倭國造船千百隻、皆虛誑耳、其大者容二三百人一、中三一二百人、小者四五十人、或七八十人、其形卑隘、遇二巨艦一難二於仰攻一、苦二於犂沈一、故廣福船、皆其所レ畏、而廣船旁陡如レ垣、尤其所レ畏者也、其底平不レ能レ破レ浪、其布帆懸二於桅之正中一、不レ似二中國之偏一、桅機常活、不レ似二中國之定一、惟使二順風一、若遇二無風逆風一、皆倒レ桅盪レ櫓、不レ能二轉戰一、故倭船過レ洋、非二月餘一不レ可、今若易レ然若、乃福淸沿海奸民、買二舟于外海一、貼二造重底一、渡レ之而來、其船底尖、能破レ浪不レ畏二橫風鬪風一、行使便易、數日即至也、

〔日本風土記〕　已到二中國一來貢之舟、每泊二台州定海一、請レ驗二勘合一、令下其收二拾兵器一貯上レ庫、移至二寧波待賓堂一、給二膽仕候二朝命一、詔至、留二徒伴一半一、守レ船、一半入京朝見、寧波市貨、彼國缺者、宜二重價買一レ之、故此地若貢使至得二其利一也、朝罷與各同返、燕賞之物、與二守者一船均レ之、

〔日本風土記〕　若其入寇、則隨レ風所レ之、東北風猛、則由二薩摩一、或由二五島一、至二大小琉球一、而視二風之變遷一、北多則犯二廣東一、東多則犯二福建一、若二正東風猛一、則必由二五島一、歷二天堂官渡水一、而視二風之變遷一、東北多則至二烏沙門一分レ䑸、或過二韭山海閘門一、而犯二溫州一、或由二舟山之南一而犯二定海一、犯二象山奉化一、犯二昌國一、犯二台州一、正東風多、則至二李西嶴壁下一、陳錢分䑸、或由二洋山之南一而犯二臨觀一、犯二錢塘一、或由二洋山之北一而犯二毒南一、犯二大倉一、或過二南沙一、而入二大江一、若在二大洋一而䑸東南也、則

犯淮陽、犯登萊、在五島開洋而南風方猛、則趨遼陽、趨天津、大抵倭船之來、恒在清明之後前、乎此風候不常、屆期方有東北風、多日而不變也、過五月、風自南來、倭不利於行矣、重陽後、風亦有東北者、過十月、風自西北來、亦非倭所利矣、故防春者、以三四五月爲大汛、九十月爲小汛、其停橈之處、焚掠之權、若倭得而主之、而其帆檣所向、一視乎風、實有天意存乎、其間倭不得而主之、向之入寇者、薩摩肥後長門三州之人居多、其次則大隅筑前筑後博多日向攝津幡磨紀伊種島、而豐前豐後和泉之人亦間有之、乃因商于薩摩而附行者也、日本之民有貧有富、有淑有匿、富而淑者、或登貢船而來、或登商船而來凡在寇船皆貧與爲惡者也、

蓋し當時是等の商船を作るや、唐人の我國に居留する者之か資本を卸し、我國の精巧なる木匠をして之を作らしめ、自から其船主となると多く、而して我國の商人の其船に乘りて海外に渡航せんとする者は、本銀一萬を備へ、まづ船價二千を船主に償ひ、本銀一萬と稅銀一千とを其地の領主に納めて、始めて海に出づることを得たりと、雖ども、彼等は猶海賊の徒に向つて若干の金を賞與し、以て其奪掠を免かれざるを得ざりしにや、彼國の書にはまた、常有唐人、用幾千金、令精巧木匠造至大之船、名曰船主、但各國客商下海通番、有本銀一萬、先償舟價二千、本國州郡官、先索商稅、止知稅銀而不稅貨、且如商賈契本下國往西番大唐等處、

買賣約日、登㆑舟報㆑官、差㆑卒捕至㆑舟、逐一搜過、免㆓得商人本銀一萬額㆒、定㆓税銀一千㆒、方容出㆑海若買㆑貨回、經㆓憑貿易㆒、毫忽無㆑侵、海內行㆑舟、患防㆓划舡結黨搶奪㆒、一大船出㆑海、必帶㆓勇徒百餘㆒、多備㆓器械㆒、方㆑行划舡訪㆓有㆑出海商舟㆒、糾㆓集野混百餘㆒、共棹㆓划舡㆒、數千圍㆓住大船㆒、各逞㆓强横㆒、捨㆑死抵㆑敵、如大船勝、小船各竄、方免㆓其掠㆒、若划舡勝、必遭㆓其擄㆒、大船雖㆑勝、划舡必不㆓空散㆒、追至㆓大船之前㆒齊々擺列、稱爲㆓護送㆒、下情求㆑賞、必須㆓厚薄勞㆑之、始止㆓其擾㆒、如不㆑然纏無㆓休息㆒、往返難㆑免㆓其患㆒、既得㆓其利㆒、各從㆓野散㆒、雖㆓官兵嚴捕㆒、勢難㆑禁矣、故下海之舟、俱各預防（日本風土記）と云へり、然れども其頭是等の商船を造り、又は之に運轉する者は多く博多にありしを以て、商船もまたこの地より出發するを便とし、且や之に勘合を與へしものは、即周防の山口に居りて雄威を近國に振ひし大内氏なりしが故に、彼等は必ず赤馬關に至りて若干の報酬を拂はざるを得ざりしかば、彼の南邊に僻在して、是等の諸府に相連絡するにならざる坊津の一港の外、更に其中間の一港を開くの必要を生じたり、況んや支那の商船と雖も、寧波以北より來るものはまた坊津を便とせざりしをや、

〔日本風土記〕 山口之西、爲㆓長門關㆒、渡在焉、爲㆓阿介馬矢（アカマセキ）記㆒、抽分司設㆓於此㆒、其貢使之來、必由㆓博多㆒、開洋歷㆓五島㆒而入㆓中國㆒、因造舟水手俱在㆓博多㆒故也、貢船回則經收㆓長門㆒、因抽分司

在レ焉故也、

この時に當りて支那の寧波以北より來るものも、また福建廣東より坊津を經て來るものは、與に相會合するに適するものは獨り五島ありしのみ、然れども五島は懸海の地にして內地との取引に便ならざりしを以て、當時山口または博多より五島に往來する者の必用の要處にして、商船の寄泊に最も其便を得たりし平戶の一港は遂にこの要地を占めたり、

〔日本風土記〕肥前西懸爲平戶、平戶之西爲五島、乃日本西境之盡處也、此島與薩摩相去一千五百里、與平戶相去二百五十里、五島至山口、必由平戶、

〔糸亂記〕西國がた所々港のよろしきには、國々の廻船入津し、又中にも肥前國松浦の鄉平戶の浦は、代々渡邊黨の領知にして、彼松浦黨これなり、其頃は松浦肥前守殿とて六萬石の御身代、其浦の手は譬へば竈の如く懷弘し、併しめぐれる高山あれば海の深きこと知ぬべし、入口には小島の山あり、みなもろこしの異木を植て茂盛しぬれば、彼福州漳州に至れる心地ぞする、其名を九六島と云、

蓋し平戶港は古の庇良島にして、値嘉島と共に遣唐使の航路に當りしを以て、人口もまた殷阜に赴き、嘗て島司郡領等をも置かんとされし處にて、其後常に支那往來の要路とな

りしこと、本朝事蹟考にも、平戸亦在二松浦中一遣唐使之歸朝者、不レ得レ到二筑前博多一則着二平戸一と云へるが如くなりければ、歴史上より視るも亦既に多少博多の支脈を引きて、貿易の市場に必要なる各種の機關を備へ居りしならん、是に於てか彼の明人王直が我國に來るや、また住所をこの地に定め、諸國の海賊を召集して之を支那に導きしかば、支那商船の我國に來るものまた皆こゝに集合し、其後東西兩洋の水路始めて通じて、歐洲諸國の商船我國に來航するや、また之をこの港にぞ導きける、大曲記に、平戸津へ大唐より五峯（王直一名は五峯）と申人罷着て、今の印山寺屋敷に唐様に屋形を立てゝ居住申しければ、夫をとりへにして大唐の商船絶えず、剰へ南蠻の黒船とて、始めて平戸津へ罷着ければ、唐南蠻の珍物は年々滿々と參り候間、京堺の商人諸國皆集り候間、西の都とぞ人は申しけると云へるは是なり、

大日本商業史卷四

菅沼貞風著

近古の時代（歐洲貿易の時代）上

葡萄牙人と鹿兒島平戸港

往古交通の猶ほ未だ其便を得ざりし時に在りては、諸國各其疆域を墨守し、天地の極界は旣にこゝに盡きたりとしたるは、孰れの國に於ても皆同一なりき、縱令其極界はこゝに盡きたりとなさゞるも、各自其住所衣食を美なりとし、其風俗習慣を樂なりとし、其疆域の外は皆野蠻の棲家、魑魅罔兩の巢窟なりとなしたるは悉く同一にして、この自負心こそ、寧ろ混沌たる圓球の表面に、かゝる數多の邦國を建設したる原因なれ、見よ昔時歐洲諸國に於ける世界の圖は、半球の西部を入るゝに過ぎず、其南北は僅に知見の及ぶ所を以て、寒極及び熱極と云しとを、蓋し西曆第十四世紀の半より、第十五世紀の半に至るまでは、地中海外に航行する者殆んど稀にして、固より未だ大北洋を知らざりしかば、當時の諺には、ヂブラルタルより殆んど三百里を隔てたる亞非利加のナン岬以外に行く者は、或は歸り或は

歸らざるべしと云ひしといふ、佛人ジャンクラセの日本西敎史また云ふ、人文の開けたる一國より、他國を目して野蠻とするは一般皆然り、往昔グリーキ人この思想を有したり、而して羅馬人も亦た、伊太利國の外は勇氣もなく禮義もなしと思考せり、是れ實に伊太利國は現今に至るまで全歐洲中の文華精英とも云ふべき國なれば、他の各國を目して野蠻とするも亦た宜なり、然るに支那日本に至りて其文物を窺ふに、遙に伊國に勝れりと云はざるを得ずと、亦た以て我國人が始めて歐洲諸國に交通を開ける時に當りて、其自負心の高かりし事と、其自負するに足るの資格を有したることゝを見るべし、勢既に此の如くなりしとすれば、孰か好んで不測の嶮を冒し遠く大洋を超へ、深く異域に入りて利を什一に求めんや、唯夫れ國家亂離の餘、社會の權衡大に其平均を失し、敗軍の將、亡家の卒、身不羈の才を抱いて、着跟の地なきに苦しむ者あり、是に於てか始めて蛟龍の窟を發き、魑魅の域を探りて、以て不平を慰するの地を求むべし、是れ自然の勢なり、夫れ然り、然る後航海熟すべし、商業進むべし、國家の威權賴て以て擴張すべし、彼の第十五世紀の初に於て、葡萄牙の一小國を領したるドンヘンリ王が、大に航海の業を奬勵して新版圖の發見に熱心し、遂に亞弗利加の西岸に沿ひて赤道線を横斷し、遂に喜望峯を發見して其東岸を迂回したるが如き

も、また當時歐洲の形勢は、各地の民族各其國語風俗等の種類に由りて、各一團の大國をなし、基礎鞏固にして拔き難かりしかば、久しく戰亂の內に生長して卓犖不羈の資を有したるものは、驥足を伸ぶるの地を歐洲以外に求めざるを得ざりしこと、其一大原因なりしなるべし、我國商業の形勢が弘安の役に擊つて元寇を却けしより以來、漸く發達の狀を呈し、海賊大に起りて遠く亞細亞大陸の東南海岸を劫掠したるが如きも、獨り外戰勝の威によりしのみならず、また內南北分立の爭亂以降、戰鬪暫らくも絕えずして、社會の變動常ならざりしに由ること多し、原因此の如し、結果もまた之に從はざるべからず、我國商業の氣運が將に開豁なる進路を得て、活潑の運行を試みんとしたるは間一髮を容れざるのみ、然れども萠牙の猶ほ未だ充分の發達を經ざるに當りて、歐洲諸國殊に葡萄牙國に於て、航海の事業既に大に發達し、喜望峯を遶り印度洋を超え、ゴア、マラッカを略取し、支那海に入り、マカオを占領し、遂に我國の海岸に擾摩したりければ、我進行の前路は忽ち其遮斷する所となりて、幾多の競爭を試みし後、我國の商業は遂に受身の貿易となり、其極やまた彼の自負せし所以のものを倂せて之を失ふに至りしは悲かな、

抑ゝ西洋諸國に於て始めて東洋に日本あるを知りしは、ヴェニスの旅行者マルコポロが、當

てゼノアの戰に捕はれて獄中に下りし時、偶然其同囚の者に聽かしめたる東洋旅行の談に始まる、この奇談は後に東洋紀行と題する一書として發兌されたるが、書中カゼー(支那)の東に當りて、ジパン(日本)と稱する一大島あり、其民膚色白皙、身體强健、且風俗雅亶にして、自ら君を立てゝ政事をなし、外國の隷屬たりしことなしとの說をなし、之を證するに、ジバンの民强勇比なし、故に當時殆んど亞細亞の全大陸を併呑して、餘威を歐洲諸國に及ぼしたる元の軍兵すら、猶且破れて却きたりと云へる韃靼人の言を以てしたり、マルコポロは、後宇多天皇の御代の頃、(西曆千二百七十五年)十八歲にして父及び伯父と共に商業をなして亞細亞に來り、韃靼語に通じて元の大祖に事へ、居ること二十年にして、伏見天皇の御代の頃(西曆一千二百九十五年)ヴェニスに歸りぬ、然れどもマルコポロがアクルより元都に至りしや、行程殆んど三年半を經たりと云ふ、行路の難き此の如くなりしを以て、亦一人其說を確むる者なくして空しく二百餘年を過ぎたりしが、歐洲暗黑の時代漸く終るに當りて、同人が嘗てゼノアに齎らしたるカゼー及ひジバンの地圖は、竟にクリストフコロムブスの得る所となりき、コロンブスは固よりゼノア人にして、幼より航海の術を研究し、深く大地の圓形なるとを信じ、大西洋を横ぎりて遠く西航を試みるときは、必ず地球の反對の

側面に達すべしとなしたれば、マルコポロが著書を得て、其地圖を視其紀事を讀むに及んで、益其想像を自信し、後土御門天皇の御代の頃(西暦一千四百九十二年)遂に西班牙王に説て、大西洋の直航を試みたり、或は云ふ、コロムブスが新世界を發見せんとして西班牙を出帆したるは、其志ジパン即ち日本に在りしにて、米洲には在らざりしなりと、其説の果して然るや否は未だ之を知らざれども、佛國巴理の大書籍館に古代の地球圖あり、甚だ粗濶にして日本を支那の東に位せる一大洲の如く圖したりと云へば、其説亦全く根據する所なきにあらざるべし』

然れども當時歐洲諸國に於て、頻りに東洋の新航路を發見せんことを務めしは、猶他に一大原因ありしと明白なり、元來天の惠利を與ふるは東洋に厚くして西洋に薄く、亞洲に多くして歐洲に少し、試に其一二を擧ぐれば、絹絲なり、砂糖なり、茶なり、煙草なり、歐洲諸國日用必要の物產にして之を東洋に仰ぐもの實に夥し、故に往時は歐洲諸國に於て、亞細亞の物產を需要せしも頗る切にして、歐洲中古の季に當りて彼の十字軍の徒か耶蘇基督の古跡を爭ひ、屢ゝハレスチンの近地に往來するや、彼等は自國に於て得る能はざる所の華美輕便なる必要品を見て、之を己に供給せんと欲し、貿易の業頼て廣まりき、然れども

當時東西二洋の水路猶は未だ通せざりしが故に、其貿易は陸路によりて歐洲に行商する亞細亞商隊によらざるを得ず、亞細亞商隊の歐洲に行商するや、一はボスボラスの海峽を經てヴェニスに至り、一は蘇士の地峽を經てアレキサンドリヤ府に出で、夫より地中海を渡りてヂーブル、ゼノアに至り、歐洲諸國の商人もまた是等の場處に會合して、互に亞歐二洲の物產を交換したりしに、後花園天皇の御代の頃、(西曆一千四百五十三年)土耳其遂に羅馬東帝國を滅し、進んで歐洲に入りてコンスタンチノーブルに都し、亞歐二洲の關門に據りて其開闔を肆にするの地位を占めたり、當時土耳其は戰鬪奪掠を業とせし國なりしを以て、其コンスタンチノーブルに在る、決して亞歐二洲の貿易に便ならざりければ、歐洲西方の諸國は彼の華麗輕便なる必要品を得ること能はずして、遂に頻りに路を土耳其の領地に取らずして亞細亞に通商するの策を求め、或は亞弗利加を迂回して其航路を發見せんと欲し、或は大西洋を横斷して直に亞細亞の東海岸に達せんと欲し、遂に彼が如き企業を生じたり、コロムブスの米洲を發見するや、之に命ずるに印度の名を以てしたるは、即ちこの一大洲を經過したる後にあらざれば、亞細亞の東海岸に達し得べからざるを知らざりしに由れるのみ、然れども米洲發見の後、西班牙人益〻其勇氣を鼓して、遂に亞米利加の最南端に

達し、ケープホルンを迂回して其西岸に植民し、太平洋を横斷してフイリツピン群島を占領したれば、舊來恰も別天地たりし東西の二洋は、是に於て始めて水路に由りて相交通することを得、歐亞二洲の貿易はまた商隊のヴエニス、またはアレキサンドリヤを經るを要せず、葡萄牙西班牙の二國一時航海の權勢を專有して、一は東方に向ひ、一は西方に向つて地球を一週し、到處其國土を席卷して、各其本國に數十倍なる植民地を開けり、其意氣たるや壯と云ふべし、夫れ天與の惠利薄く且つ少なるによりて貿易の必要を感じたるは、歐洲特有の性質にして、また之を幸福なりとすべからざれども、國家久しく大爭亂を經たる後に於て、英雄髀肉の嘆之を海外に泄さんとする者の如きは、國民の性質活潑なる國に於ては何地にても之あるを得べし、我國また既に其氣運に達し、商業の進路は夙に其方向に定まりしは、海賊航路の既に支那以南に及びしことを見ても明白なり、若し歐洲暗黑の時代をして今少しく長からしめば、歐洲の諸國は未だ敢て植民拓地の業を起さゞるべく、我國の商人は其間に於てまた、漸く指を海外の地に染むるものありしなるべし、既に其味の美なるを知らば、英雄の無事に苦しむ者豈に相踵いで起るなからんや、此の如くして漸く歲月を經過せば、植民拓地の事業は遂に國民一般の好尙する所となりて、益く其區域を弘めしならん、

果して然らば、米洲を發見し亞非利加を迂回し、以て東西二洋の航路を開通したるものは果して如何なる種族に屬せしやは遽に判じ難かるへし、嗚呼我日本人種をして今に至りて白皙人種の後に立たざるを得ざらしめたるものは、我國戰國の結尾歐洲暗黑時代の終局より遲かりし一事に在り、惜まざるを得んや、

蓋し葡萄牙人のマラッカを略取したるは、後柏原天皇の御代永正十一年(西曆一千五百十一年)に在り、而して彼等はこの地を略取せる後、五年を經て始めて支那海に入り、翌年また其艦隊をして廣東に來りて貿易を開かしめたる以來、數艘の商船陸續として入り來り、寧波、媽港、及び其他支那海岸一二の要地は、悉く商人の居留する所となり、各處に商館を建設して貿易を經營したりと云ふ、然れども其頭までも彼等は猶はマルコポロが述べたる所の外は、未だ嘗てジパンの說に就て聞く所あらざりしが、後奈良天皇の御代天文十年(西曆一千五百四十一年)に至り、葡萄牙の商人にアントワンモタ、フランソワー、ザヴヰール、及ひアントワン、ベリットと云へる三人あり、暹羅國內ド、ラより出帆して、支那に向ひ駛進せし途上、暴風に吹流されて始めて我國に漂着し、鹿兒島の地に入港せりと云ふ〇日本西教史基利斯督實記にも、葡萄牙人の我國に來るや、初めまづ暹羅に來り、夫より遂に薩摩のば

うの津にぞ着にけると云へり、この說蓋し最も正確なるならん、是より後二年にして他の葡萄牙商人等同地に來りて貿易したるに、適〻アンズラウと云へる日本人に逢ひ、之を印度に伴ひて基督敎に入らしめたり、〇日本西敎史 アンジラウ、一に大和の人、名はりやう西とあり、基利斯督實記 葡萄牙人の始めて我國に來りしより未だ幾年ならざるに、旣に其船に搭して海外に赴く者あり、當時我國人の進取の氣象に富みしや想ふべし、この年また種子島に漂着せし葡萄牙人あり、この葡萄牙人は始めて鐵砲を傳へしを以て最も著名なり、其名をフェルデヰナントメンデスピントウと云ふ、ピントウは葡萄牙人の中に於ても、頗る探地家の性質を備へし者なりしが、適當の職業なきによりて、同國人クリストフワルボレロ、及びターコゼーモトの二人を伴ひ、支那海賊の黨に入り、天文十二年の秋（西曆一千五百四十三年九月）媽港の近海ランパコウ島を出帆したるに、海上忽ち他の海賊に襲はれ、激戰終日にして罷みたりしが、また俄に暴風に遭遇し、船長なる支那人の嘗て其地理を知れる所の琉球に向て走り、漂流二十三日を經て遂に種子島に着けり、是れ同年の八月廿五日にして、西曆千五百四十三年九月廿三日なりき、こゝに最も注意すべきは、この船は元來支那船にして、其船長なる支那海賊の巨魁は即ち王直なりし事是なり、薩摩の僧玄昌が種子島の島主種子島

久時に代りて作りし鐵砲記に曰く、隅州之南有一島、去州一十八里、名曰種子、我牧祖世々居焉、天文癸卯秋八月二十五丁酉、我西村小浦有一大船、不知自何國來、船客百餘人、其形不類、其語不通、見者以爲奇怪矣、其内有大明儒生一人名五峯者、今不詳其性字、時西村主宰有織部丞者、頗解文字、偶遇五峯、以杖書於沙上云、船中之客、不知何國人也、何其形之異哉、五峯即書云、此是西南蠻種之賈胡也と、五峯は即王直にして、嘗て呂宋、安南、暹羅滿剌加の各地に歴市して、我國の海賊に信用せられ、常に其貨物の問屋をなせるものなりしが、今や葡萄牙人を導きて我國に來れり、その初めランバカウ島を出帆するや、其針路を何處に取りしかを詳にせざれども、是より先き二年前に、王直の徒が肥前國なる平戸港に來り居りしことを思へば、恐くは最初より我國に來るの目的なりしならん、世人或はピントウ等を以て歐洲の商人我國の地を踏みし始なりとするは、未だ彼のドトラより漂着せし者の既に我國の商況を目撃して、他の葡萄牙人等を鹿兒島に導きしことを知らざるのみ、

ピントウ等が、既に種子島に着きしや、島人六人二船の小船を漕ぎ來りて、慇懃に禮をなし何國より來りしぞと問ひける故に、貿易の許可を請はんため、遠く商品を積んで支那より來れる由を答へしかば、其一人彼等に向つて、若し日本即ちこの眼前の大島に於て通例收納す

る所の稅金を拂はゞ、この種子島の地頭も亦た喜んで之を許すべしと云へりとぞ、是れ即ち織部丞なりしならん、此の如くしてピントウ等は、島人の案內によりて其島の一港に入りければ、其海岸には大なる一市府あり、數多の小舟食糧を載せ來りて之を估らんとなしけるが、須臾にして地頭自ら其家人及び商人數人を率ゐ、銀櫃を携へて船上に來り、先づ葡萄牙人の容貌衣服甚だ異なるを見て之を怪み、船長に就て何人なるやと問ひたるに、船長は彼等は數年以前葡萄牙と云へる絶遠の國よりマラツカと云へる地に移住し、今又彼地よりこの島に來れるなりと答へたり、鐵砲記にまた、「於レ是織部又書曰、此去十又三里有レ津、々名二赤尾木一、我所由賴レ之、宗子世々所レ居之地也、津口有二數千戸一、々富家昌、而南商北賈、往還如レ織、今雖レ繫二船於此一、不レ若二要津之深且不一レ漣之愈一也、告二之於我祖父惠時與二老父時堯一、時堯即使二扁艇數十挈一レ之、至二於二十七日己亥一、入二船於赤尾木津口一、有二僧忠首座者一、日州龍源之徒也、以二文字一通二言語一」とあるによれば、この對話もまた僧忠首座が王直との筆語によりて通ぜしなり、是より葡萄牙人等は頗る地頭の厚遇を得、遂に富商の家に伴はれて其饗應を受けたりと云ふ、支那人なる船長も亦た當時支那に於て僅かに二千五百兩の價格ある貨物を賣りて、十二倍の利を得たりとぞ、最初ピントウ等が支那より來るや、數挺の鐵砲を齎らしけるが、其頭ま

では我國に未だ鐵砲あらざりし故、日本人は未だ嘗て知らざる射撃の新法を視て、是れ必ず幻術ならんと駭けり、地頭も其事を聞て之を視んことを求めたれば、ピントウが同伴せるゼーモーなるもの、一挺の手銃を肩に掛け其居邸に到り、紙鳶一張と鳩數羽を射落して見せければ、地頭益々其技に驚き、邸内に一室を設けてゼーモーを置き、意を竭して待遇し、齎らしたる手銃二挺と火藥の製造法とを傳習して、其報酬には銀一千兩を贈りぬ、鐵砲記に、賈胡之長二人、一曰牟良叔舍、一曰喜利志多陀孟太、手携一物、長二三尺、其爲體也、中通外直、而以重爲質、其中雖常通、其底要密塞、其傍有一穴、通火之路也、形象無物之可比倫也、其爲用也、入妙藥於其中、添以小團鉛、先置一小白於岸畔、親手一物、修其身、眇其目、而自其一穴放火、則莫不立中、其發也如掣電之光、其鳴也如驚雷之轟、聞者莫不掩其耳、時堯見之、以爲稀世之珍矣、始不知其名、亦不詳其爲何用、既而人或名爲鐵砲者、不知明人之所名乎、抑不知我一島者之所名乎、一日時堯重譯、謂二人蠻種曰、我非曰能之、願學焉、蠻種亦重譯答曰、君若欲學之、我亦罄其蘊奧以告焉、時堯不言其價之高而難及、而求蠻種之二鐵砲、以爲家珍矣、其妙藥之擣篩和合之法、令小臣篠川小四郎學之と云へるは是なり、」

この時に當りて豐後の領主大友義鑑（義鎭が父）九州の探題を領して其政務を聽きたれば、

直に葡萄牙人奇異の火器を齎來りて之を種子島に傳習したりとの報を得、使者を遣して種子島に居れる葡萄牙人一人を國府に迎へ來らしむ、是に於てピントウは地頭の備へたる日本船に乗り種子島を出帆し、海上四日にして豐後の臼杵港に着けり、ピントウはこゝより陸行して恙なく其國府に至りしかば、領主禮を盡して厚く之を接遇し、之を留むること一月餘にして、火器火藥の製造法を傳習し、一艘の座船に數多の貨物を滿載し、水手二十人に家人一人を添へて之を種子島に送歸せり、南海治亂記に、鐵砲は薩州多禰ヶ島より始ると云へども、其傳來る所のものは大友家より世人に廣まるなりと云ひ、日本風土記に、鳥銃原出西番、波羅多伽兒國佛來釋古者傳于豐州鐵匠、近來本州鐵匠造鳥銃、一門價值二十餘兩、用之奇中爲上、其別州雖造無此所制之妙、其價所值不多、火藥亦得直傳、用梧桐燒炭爲領、次取焰硝、滾水者過三、次硫黃、擇其明淨者和勻、每銃用藥二錢、多彈遠中、四季各有加減之法、一銃總按三彈、橫直分發、皆火藥之秘法也と云へるが如き是なり、ピントウの種子島に到るや、支那船歸國の用意既に整へるにより、一行の者ども倶に本船に乗りて恙なく寧波に歸り着きしかば、同地に住める葡萄牙人等驚き迎へて、この度ピントウが一行の東洋に日本と云へる豐饒なる一國を發見したることを賀し、衆人相競つて船を艤し日本に來航して

各自新販路を開かんとなしければ、支那人はこの機會に乘して其商品の價格を騰貴せしめたりと云ふ、其後未だ十五日を經ざるに、商船の貨物を載せて我國に來りし者は九艘の多きに至れりとぞ、鐵砲記に、時堯把玩之餘、便令鐵匠數人熟視其形象、月鍛季錬、新欲製之、其形頗雖似之、不知其底之所以塞之方、其翌年蠻種賈胡復來於我島熊野浦、賈胡之中幸有一人鐵匠、時堯即使金兵衞尉清定者學其底之所塞、漸經時知其卷而藏之、於是歲餘而新製數十之鐵砲と云へるは、其中の一艘が種子島に泊せしにや、一方に於ては既に邏羅より漂ひ着ける葡萄牙人等の報告によりて、貿易を鹿兒島港に開ける者あり、一方に於ては亦た種子島に漂着せし葡萄牙人等の報告によりて、商船を寧波より發する者あり、是に於て日本と葡萄牙との貿易始めて行はれ、葡萄牙人等我市場に適當なる商品を、印度及び支那の諸方より蒐集して歐羅巴の物品と稱し、大に利益を占めたりき、且や彼等が始めて我國に來るや、到る處極めて我國人の親愛を受け、至大の自由を得、我國富商の女と結婚する者の如きもまた漸く多かりしかば、其商業は更に一層の速度を以て繁昌したりと云ふ、天文十六年（西曆一千五百四十七年）に當りてピントウ再び我國に來るや、マラッカ、媽港、及び寧波より來る所の葡萄牙船を鹿兒島港に羅列し、其市場には支那及び歐洲の貨物等山の

如くに積みなして、葡萄牙人の貿易極めて隆盛に赴き、日本人もまた葡萄牙人の始めて種子島に來りし時鐵砲を傳へし以來、未だ四年を經ざるに、火器及び火藥の製造法に熟練し大に彼等を驚かしめたりとぞ、然れども同じく十九年に至りては、常に鹿兒島に來れる葡萄牙船、此年は平戸港に停泊せしかば、其盛況は忽ちにして處を換へ、鹿兒島港の商人はまた貿易の利益を得ること能はざりき、抑も薩摩は媽港より我國に往來する者の必ず由れる要路にして、當時坊津の如きは既に支那貿易の港口たりしが故に、葡萄牙人の我國に來るに當りて、貿易を其地に開きしは宜なれども、其既に我國商業の形勢を知るに至りては、必ず其他の不便なるを悟るべし、當時我國の首府は京都にして、是れ最も需要の多き處好尚の決する處なり、而して海港の最も京都に近きものは堺にして、諸國の京都に往來するもの皆こゝに輻湊せざるはなし、故に京都は當時商業の頭腦にして、堺は其心臓なり、而して其外物を吸收するの機管は則ち博多に在りて、遠く榮養を京都堺に送る、然れども今や太宰府久しく廢絶に歸して、また昔日の如き政治上の關係あるにあらず、海外の商人遠く我國に來るや、既に我國の地を見れば、直に良好なる港灣を得て、其貨物を卸さんと欲するは、固より必然の情なれば、彼の外物吸收の機管は漸く其地位を變せざるべからざるの秋となれり、

況んやこの時に當りて支那往來の航路は、從來五島を經て寧波に至りしものゝ外、また薩摩より琉球を經て、福建廣東等の處に至るの路を開きしをや、是に於てか當時旣に博多の外、更に薩摩なる坊津の一港を開きて客船往來の一路とはなしぬ、されども坊津は遙に西南の極邊に僻在して、京都堺又は博多等の諸府に連絡するに便ならず、且や支那の商船と雖ども、其寧波以北より來るものはまた其地を便とせざりしかば、遂に博多坊津の間こゝに一港を撰び、內外相互の市塲とするの必要を生じたり、然るに平戶港は恰も坊津と博多、又は五島と博多に於ける兩路の中間に當りて、寧波以北より來れるものも、福建廣東より來れるものも、共に相湊合する處にして、また歷史上の情態を具有し、旣に博多の支脉を引いて貿易に必要なる各種の機關も亦た稍整備し居たりければ、偶ゝ防津に於て開かれたる葡萄牙人の貿易も亦た遂に平戶港に移りしなり、然れども彼の葡萄牙人を導きて種子島に來りし明人王直が平戶港に商館を搆へて居住したるは、この傾向をして一層速に之を決定せしめたるものと云ふべし、王直が平戶港に來りしは天文十年にして、爾來こゝに居りて我國の海賊を誘ひ頻りに支那を侵せしかば、平戶港は彼等が常に會合する所となりて、支那の商船も亦た漸く來泊し其商業漸く盛なり、是に於て葡萄牙人また試にこの地に來り、

其港内の安穩にして且つ四方交通の便を得たるを知り、遂にこゝには移りたり、大曲記に、平戸津へ大唐より五峯（王直）と申人罷着て、今の印山寺屋敷に唐樣に屋形を立てゝ居住申しければ、夫をとりへにして大唐の商ひ船絶えせず、剰へ南蠻の黑船とて始めて平戸津へ罷着ければ、唐南蠻の珍物年々滿々と參候間、京堺の商人諸國皆集り候間、西の都とぞ申けると云へるは以て之を證するに足る、基利斯督實記に、其ひまにホルトガルより謀にて日本の往來遠ければ、中やどりにせんとて大唐の中アマカワ少しかいとり、諸の「エキレンシヤ」をくみ立る、かくて四年目に伴天連十一人日本に遣けるが、今度は肥前の國下松浦平戸の島に船は着て、其よりしてアマカワ便り近ければ、毎年船の往來今までは絶えざりしとぞきこえけるとあるも、また之をや云ふなりけん、

葡萄牙人の平戸港に來るや、また鐵砲をこの地に傳へたりしことは、大曲記に、道可樣の御信仰には、其頃まで日本に珍敷ものには鐵砲なり、玉藥を年々過分に買置、近習外樣の衆に鐵砲稽古を專にさせられければ、稽古つのり候ては下げ針を射る程の上手になられける、小鳥などの事は翔鳥を射られけり、去程に石火矢「ハラカン」などゝて、御館にも城にも買置き、又小鐵砲など造り始ることも、多爾が島と平戸津よりぞ始まりけるとあるにて之を

知るべし、是よりして後、鐵砲の諸國に流傳したるは頗る迅速にして、之を軍隊に編入して軍國必要の具となしぬ、獨人ケムプヘルの日本歷史に曰く、この時に當りて日本帝國は未だ鎖鑰せられず、其大名の將軍に服從するや尙ほ嚴正ならざりしを以て、日本人の國內又は海外に旅行することと自由にして、其商用等によりて行かんと欲する所の地は何處として行かれざるはなく、外國の人民と雖も其何等の用たるに論なく、國中孰れの港にても其便利とする所に隨て入港するを得たり、是れ即ち葡萄牙人が始めて日本に渡來せし時の情態にして、九州諸處の大名が彼等を欵待したることは頗る優渥を極め、且つ彼等は貿易を開きて各其臣民を利せんとするの熱心より、諸大名の間に競爭を惹起し、各人鋭意自己の港をして外人の撰擇に適せしめんことを勉めたりと、勢此の如くなりしを以て、是より殆んど二十餘年の間は、葡萄牙人と日本との貿易は連綿として旺盛を極め、彼等頻りに歐羅巴及び印度の藥種織物其他の雜貨を輸入して、日本有餘の黃金と交換し莫大の利益を得たりと云ふ、

「カソリック」教と橫瀨福田及び長崎港

葡萄牙人の平戶港に移りし後二十年間は其貿易の最も自由なりし時代なりしが、其時恰も「カソリック」教僧徒の我國に來る者あり、蓋し彼等が我國に來るや、初め商業の旣に開けた

る鹿兒島平戸の諸港に於て宣敎するに止まりしかども、已にして豐後の府内に侵入して其中心をこゝに定め、其敎權を弄して商業に干涉し、平戸の領主が其專權を許さゞりしを憤りて、横瀨、福田、長崎の諸港を開き、長崎の一港の如きは遂に之を占領して寺院の支配に屬せしめたり、是れ西敎の我國に向つて及ぼしたる禍根の源始にして、其事たるや當時商業の歷史に關すること最も密接なり、時人この新敎を稱して「キリシタン」宗と云ふ、蓋し「キリシタン」は英語の「クリスチヤン」に當り、即ち基督敎をいふ、抑ヽ基督敎の來るや其源一なりと雖ども、時世邦國に由りて流派を生じ、羅馬帝國の都をコンスタンチノープルに移せし以來、其敎漸く東西に分れて、希臘諸國に行はるゝものは希臘敎となり、羅馬諸國に行はるゝものは羅馬敎となる、羅馬敎の漸く歐洲の全域に行はるゝに及んで、其首長なる「ポープ」即ち法王は、殆んど全歐敎徒の長となり、其威力の益々加はるに隨ひ、諸國帝王の廢立に干涉し、其地を蠶食して寺領に加へ、また「プル」と稱する免許狀を發して、諸國王に他國を侵略するの權を與ふるに至れり、法王の專橫既に此の如くなりしが故に人心漸く其干涉を厭ひ、正議によつて其敎權に抵抗するものを生じたり、之を「プロテスタント」敎と云ふ、然れども猶其敎權を一般に强行せんと欲する法王黨あり、之を「カソ

リック」教と云ふ、是に於て其教また分れて新舊の二となる、この數者は皆自ら稱して眞の基督教と云ふ、然れども其相容れざるや氷炭啻ならざるものあり、或は乃ち劍戟を以て之を强ゆるに至る、「キリスト」また生せずんは誰か其眞假を判せん、羅馬「カソリック」教の中、また「フランシスコ」派、及び「ジエジユウヱト」派等の教派あり、「フランシスコ」派は主として西班牙に用ゐられ、「ジエジユウヱト」派は專ら葡萄牙に用ゐられ、一は太平洋中某の經度より以東を、一は同線以西を占領すべき免許狀を羅馬法王に得、各東西に分れて共に宗教の版圖を擴張せんことを謀る、蓋し當時葡萄牙西班牙二國の人にして、海に航し地を求めたる徒は、半は勇士にして半は冒險家たりしかば、或は商人となり或は海賊となり、橫行放肆每に劍戟を手にして市場に入り、到る處其地を奪掠し土人を芟除して、或は之を絕滅し盡すに至る者あり、而して僧徒もまた俗世界の一人なれば、彼等が大に植民拓地の業を起せるを視れば、また俗世界の趨勢に誘はれて同一の進路に向はざるを得ず、故に彼等が十字牌は每に其商人の劍戟と相待て、遂に大なる自國海外の版圖を開けり、我國の武力は決して彼等が橫行を許さゞりしを以て、彼等も亦た跡を潛めて國禁に服從せりと雖ども、隱微の中に潛滋暗長する人心の迷に乘して、人の國家を傾覆せんと欲するものあ

るに至りては、大に其措置に苦しまざる能はざりき、

嘗て葡萄牙商船の鹿兒島港に來るや、アンジラウなるものあり、其船に便して印度に往き、臥亞に留まりて基督敎を學びしが、遂に同所に居留せる僧官フランソワーザヴヰールを誘ひ、我國に來りて其敎を布かしめたり、天文十七年十二月廿四日（西曆一千五百四十九年一月廿一日）ザヴヰールが其本國に贈りし書に曰く、近頃我敎會に入りし日本人より、彼國には良僧あらざるを以て純良の民を得ざることを聞き、益〻渡海の念を增進せり、この日本人は八ケ月を出でずして葡萄牙語に通じ、書を讀み字を書くことを得、我敎會の大旨を悟りぬれば、必ず才智あるものにして、其の語る所疑ふべきにあらずと、蓋し是より先き既に我國に來らんと欲せしとありしかども、アンジラウを得て愈〻其志を決せしなり、かくてザヴヰールは遂にコスムドトレー及び他の一人の僧徒を從へ、アンジラウと與にゴアを發して我國に來りしが、天文十八年七月廿一日（西曆一千五百四十九年八月十五日）鹿兒島港に着けり、鹿兒島港に於ては國人アンジラウ葡萄牙船に乘して久しく天竺に往き、一種の新敎を學びて歸れりと評判しければ、薩摩の領主はアンジラウが旅行中の奇談を聞かんと欲して之を其館に召しける故、アンジラウ深く新敎の美を說て、遂にザヴヰール等をして領主

教法に謁見するを得せしめ、また領内宣敎の免許を受けて、頻りに宣敎に從事せしかば、然れども次第に鹿兒島に行はれ、翌年の始に至りては信從する者旣に百人に及べりとぞ、然れども忽ちにして領主の變心せしによりて、彼等は遂に薩摩より放還さる、蓋し領主の此の如くに變心せし原因は、常に鹿兒島に來れる葡萄牙船此年は平戶へ停泊せし故、其國民貿易の利益を得ること能はざりしことゝ、且つ其敵國なる平戶の領主に薩摩と戰ふべき兵器を送りしことゝによると云ふ、この時ザヴヰールが薩摩の領主に嘆願せし言に曰く、此度宣敎免許の證を變改ありしこと甚だ解するに苦しむ、愚僧嘗て貴意に戾り大命に背きし覺なし、抑〻この變改は葡萄牙人の平戶に往きしに由るものならんなれども、社中皆決して彼等の意を知らず、假令之を知るも之れを左右するの權は社中に有せず、凡そ商人は利を諸國に求め貴物の多きを望む者なれば、來歲はまた鹿兒島に來るならん、然れどもその貿易の市場遂に平戶港に移りしを見れば、鹿兒島の利益は平戶港の多きに如かざりしならん、是に於て彼等は鹿兒島を退去せざるべからざることゝなり、當時平戶には葡萄牙船停泊し、且つ其領主は彼等を放逐せる薩摩の領主の敵なれば必之を容るゝならんと思ひ、遂に平戶に向つて出發せり、ザヴヰールが平戶に達するや、同地に居留せる葡萄牙人等は、諸人をして彼が行

徳高位の人なることを知らしめんとて、祝砲を發し軍旗を掲げ盛禮以て迎へしかば、平戸の領主もまた厚く之を禮遇し、且つ其敵國たる薩摩の領主を怒らせんとて、即時に其領內に宣敎するを許せり、勢既に此の如くなりしを以て、彼等が領主の城下に出でゝ說敎を始むるや、彼等は既に鹿兒島に在りて我國の語にも通じければ、この言ふ所を聞かんと欲して來集する者市の如く、聽者概ね其說く所を感じ、二十日に滿たずして洗禮を受るもの、鹿兒島にて一年の間に受けたる人より多かりしと云ふ、

ザヴヰール平戸に於ては信徒頗る多きを見て、直に京都に侵入し、こゝより諸國に其敎を傳播せしむること、恰も彼の法王の祖先が羅馬の首府に占據して、其敎を遠境僻陬に傳播せしめたるが如くせんと企て、コスムドトレーを平戸に留めて其地の信者を管理せしめ、其身は數人の從者を從へ、天文十九年九月中旬(西曆一千五百五十年十月下旬)平戸を發し、博多を經て京都に至りぬ、蓋し當時葡萄牙人既に九州諸處に來りて貿易を開きしかども、其京都に入りし者は只この「カソリック」敎僧徒のみ、然れどもザヴヰールが說敎は到底我國人の注意を喚起すること能はざりしか、空しく平戸に歸り、更に夥しき歐洲新奇の物品を齎し、往て之を山口の領主に献じ、僅かに其領內に宣敎するを得たり、既にして豐後に往きしか

ども志を得ざりしかば、遂に印度に歸り去りぬ、然れども天文廿一年七月十八日西曆千五百五十二年八月八日）他の「カソリック」教僧徒豐後に渡來し、曩に平戶に留まりしトレーもまた山口に至りて宣教しければ、平戶に於て行はれたる「カソリック」教は今や漸く移つて豐後に往きぬ、大曲記によれば、南蠻船より切支丹宗とて珍敷佛法僧渡りけり、昔よりの神社佛寺は皆天狗なりとて笑ひけり、彼宗弟に成る程の者には過分の珍物を取らする間、子細も知らぬ者は皆慾に任して成る者多し、然れば平戶も「エキレンシャ」とて寺を立けり、御親類衆に籠手田兵部少輔殿兄弟御成候、乍去道可樣は我國は神國の子細を思召し不信仰なされける、豐後に登りて大友屋形を宗に引入申けると云へるは是なり、然れども當時葡萄牙人貿易の市場は依然として平戶港にあり、天文廿二年（西曆一千五百五十三年）に當りて、葡萄牙船隊の平戶港に至るや、豐後に居留せる「カソリック」教の僧徒バルタザルガマーと云へるは、葡萄牙人の懺悔を受る爲め、他の一人の僧徒を從へて平戶港に來れりと云ふ、葡萄牙人と「カソリック」教僧徒との間に存する關係業に已に此の如くなれば、平戶港に「カソリック」教の僧徒なきは、偶ま同港に來住せる葡萄牙人をして、他の僧徒ある地に往かんとするの念を起さしむるに足るを以て、平戶の領主は書翰を印度に贈りて

「カソリック」敎の僧徒を招きけり、この書翰を傳へたるは屢ゝ我國に往來せし船長ヱドワルドガマーにして、其書面には左の如く記したりき、

ザウヰール師父曾て弊邑に遊び、臣民若干に天主敎を授けぬ、余甚だ之を悅び百方盡力して、其敎を奉ずるものを保護し、其暴害を受けざらしむ、爾來豐後に住する師父某、弊邑に來ること二度、同族地頭等に洗禮を授けたり、余また其說ける所を聽きしに、皆善く意に適し肝に銘するに足る、仍ほ近日洗禮を受んと欲する故、望むらくは尊師弊邑に臨て余が意を慰めよ、誓て特別の敬禮を以て尊師を待ち、厚く同社の師を遇せん、

平戸の領主タカノシボ（隆信）

其頃ゴアに葡萄牙の豪商あり、其名をフエルヂナントメンデスピントウと云ふ、甞て種子島に來りて鐵砲を傳へし者にして、爾來屢ゝ我國に往來し、數多の財產を得たれば、本國に歸りて多年勞力の利益により、穩かに餘生を送らんとて、此地に留居りけるが、冒險家は自ら冒險の氣骨を具し、葡萄牙領印度の主敎官なるメルジオルヌゲースパレーを說き、己れ亦僧徒となりて再び我國に來り、以て生涯を送らんとぞ打立ける、彼等がゴアを出發したるは天文二十三年（西歷一千五百五十四年）なりしが、其後支那に流寓し便船を待ちた

るに、偶〻エドワルドガマー日本より來りてこの書を渡せしかば、ヰヌゲーは愈〻我國に來志を決し、而して曩きには飄然たる旅僧を載せて我國に來ることを肯はざりし商人等も、ガマーが來りし時其船に數多の貨物を積めるを見、競うて船を出してヌゲーを送れりと云ふ、然れども彼等は風位の都合によりて船を平戶に着くる能はざりしかば、豐後に入りて上陸しぬ、彼等が豐後に至るやピントウは金一萬五千「フランク」を以て、府內なる一地に家を築きて寺院となし、同じく葡萄牙の豪商にしてルイアルメダと云へるは、日本の物產を買はんと欲して印度より持來りし二萬五千「フランク」を以て癩病院と棄兒院を設け、尋でまた施療院を設けて貧民を救助せしかば、當時豐後の領主なりける大友義鎭、また余も其善事に加はらんとて其費用を給し、また乳母を傭ふべき料として田地を寄附したりとぞ、されば是より豐後は我國「カソリツク」敎の中心となり、國民の望もまた漸くこの最も仁惠なる新敎に屬したり、然れども彼等が勢を得るに及んでや、その初に表示せし所の謙恪は變じて高慢踞傲となり、遂に商業に干涉して其法權を承認せざる者を苦しめ、自己の宗派に異なる者あるを見れば之を異端邪宗となし、佛敎を芟除し神社を破壞するを以て其徒の任となし、其商人もまた彼等と一致して、動もすれば政治に干涉するに至り、其專橫極ま

りなかりしかば、從來施爲せし所の功德は悉く消滅して、遂に我國人の憎疾を招けり、蓋し彼等が商人と一致して商業政治上に干涉せんと試みしは、弘治三年（西曆一千五百五十七年）より始まる、この年の初に當りて平戶港は港內安隱にして便利なるが故に、葡萄牙人の喜んで停泊する所なりしかば、豐後に來り集りし「カソリック」敎の僧徒等は二三の僧徒を其地に派遣して、曩きに印度の立敎官を招きたる平戶の領主の意に充てんことを謀れり、然れども彼等が平戶に來るや、彼等は正當の方に法よりて宗敎優劣を信者に判定せしむるをなさず、痛く佛敎を敵視し佛寺を破り佛像を壞ち、腕力を以て宗敎を强行せんとしたりしが、佛僧また之に激して復仇をなし、遂に激烈なる喧嘩となりて、「カソリック」敎の僧徒等佛寺に放火し大に市民を騷がしたり、是に於てか市中一時に激動し、佛僧の徒と與に放火の犯罪人を捕獲せんとて市民皆兵を取りければ、領主は固より「カソリック」敎の僧徒に限りて、國法を侮蔑し治安を妨害するの特權を有するものなりとは信ずる能はざりしが故に、遂に其事の起因の「カソリック」敎の僧徒等にあることを察し、彼等を諭して領內を退去せしむ、蓋し西曆一千五百六十一年（永祿四年）六月の頃、葡萄牙の軍艦一艘平戶港に來りて、豐後天主堂に納めんとて齎らしたる耶蘇の母マリヤの偶像を縱

覧せしめたることあるによれば、彼國の商人が向平戸港に來りしこと明白なりと雖ども、この後「カソリック」教の僧徒等は常に平戸の領主を苦しめて、其法權を屈伏せしめんことを欲し、種々の奸謀を施せしが、其頃平戸港に於て葡萄牙の商人等その印度に於てなせしと同一なる專橫をなさんとて、反つて我國人に打擲かれしかば、彼等は之を怨み大村の領主大村純忠と左の二條を契約し、貿易の市場を大村の領内なる横瀨浦に開始して、遂に葡萄牙の商人を其地に誘致し、一切平戸港に往て貿易することなからしむ、

一「キリスト」教の寺院を創設し、教師を充分に給養し、葡萄牙人の爲に横瀨浦の一港及び其周圍二里四方の地を開き、諸税を免し、又「カソリック」教僧徒の許諾なき異教者は一人も港内に住するを得ざらしむべし、

一葡萄牙人等港内に在住するものへは、何人に論なく諸税を除き自今十個年葡萄牙人と貿易を營む諸人へも課役一切免除すべし、

されば基利斯督實記にも、其後船平戸に入る、平戸にて日本人と「シニョロ」少しの口論あるに、伊藤甚三郎と云ふ人通り合せ、何事やらんといひければ、もとより日本のものは口を知りたる故に少しのわきなひ故と申に、甚三郎之を聞き賣買の故ならばしづまり候へとなだ

めけるを、「シニヨロ」ロを知らざる故に、只喧嘩の一同と心得て、劔を抜てかの甚三郎の右の手にきずを付る、其後甚三郎今は殘る所なしとて、かの「シニヨロ」を忽ち討ちければ、「ガスパル」以下のものども日本人との喧嘩なりとさけびければ、黒船の有りとあらゆる南蠻人皆々陸にあがり、甚三郎を中に取り籠むれば、平戸の武士町人に至るまで皆一つに成て、南蠻人を中にとりこめ散々にたゝかひければ、只防戰のことゝなり、喧嘩は宮の前と云ふ所なりしが、イヤの島と云ふ處まで皆追うちにせられ、「シニヨロ」「ガスパル」以下のものことごとく討すてられて、三が一程船にゝげ乘らんとせし處に、平戸の守護殿よりして使者をたてゝ、みなとをたのみ來りける船をなさけなくせんずる事異國の聞えも然るべからず、たゞ喧嘩を止まれ、しきりにすゝめたらんものは名字けつたいたるべしと使を給りければ、其時日本人退く、殘りたる南蠻人のこらず手を負て船に乘りけるが、其年は漸くおちおちあきないして天河に歸り、次の年は横瀨浦と云所に船を着くる、かの處は大村殿と云ふ人の知行なれば、主君にあんない云て其法をひろめければ從がはざるものなし、已に主君も其門に入り玉ふ、其後は子細有之福田と云ふ所に船を着る、其後今の長崎に船を着、次第次第に繁昌するなりと云ひ、大曲記には、平戸津南蠻船着候も、豐州屋形其頃九州

の管領にて候へば彼御下知にて候、聊も私ならぬ子細にて候を、大村殿として横瀬浦に町を立て南蠻人を呼取なされ候間、大村純忠公「キリシタン」に御成候間、平戸の「エキレンシヤ」も横瀬浦の如く引け申候間、諸國の商船も平戸の瀬戸を打過り、横瀬浦へと過りければ、地下に居住の旅人も横瀬へと直り候間、平戸は大方物さびしく成候も子細有ることにて候と云へるなり、當時彼等が所爲の最も不正當不道德なりしは、其時適々葡萄牙の商船平戸港を以て最も便利とせしが故に同港に來泊せしを、彼等は領主が嘗て宗門を侮辱したることを懲戒し、且つ「カソリック」敎僧徒は葡萄牙人を制御するの權あることを領主に會得せしむべしとて、船長をして毫も貨物を貿易せしめず、其船を解纜して、横瀬浦に向はしめたることにても之を證するに足る、

「カソリック」敎僧徒の其法權を濫用して、平戸港に來れる商船を去らしめたること此の如くなりしかども、商業上の利益は固より宗敎の能く之を左右する所にあらず、平戸港は久しく貿易の要地となりて、其地勢まだ頗る便利なりしかば、葡萄牙人は猶は好んで平戸港に來泊せり、而して平戸の領主もまた務めて之を招致して貿易の利益を失はざりしは、當時我國に來住せし葡萄牙僧の說に、平戸の領主は性質狡猾にして、嘗てジーサスが狐性の名を

附したる倭と人となり恰も類似し、頗る「キリスト」敎を惡めども、葡萄牙人をして平戸港に來らしめんと欲して其性質を陽に著はさず、葡萄牙人を遇する厚からず薄からずせり、然れども平戸港は日本屈指の一港にして、葡萄牙人交易の爲に便利あれば、彼等は好んで其港に來集せると云へるにて知るべし、「カソリック」敎僧徒等は常に深く之を憂ひ、平戸の領主を困迫せしむるの策を求め居りしに、永祿七年(西暦千五百六十四年)に當りて、恰も葡萄牙の商船二艘支那より平戸港に入り、また次に一船は僧徒數人を送りて平戸港に來るべきを聞き、彼等は葡萄牙人に商業の利益を得せしむるは、神の榮利を增すに在りとの說をなし、平戸の領主が葡萄牙人との貿易を廢絕するを欲せざるを奇貨として、船長に其船を港外數里の地に停泊せしむ、是彼等が「カソリック」敎僧徒は葡萄牙國王に對しても大に威權あるものなることを知らしめ、平戸の領主をして己等に敬服せしめんとする計策なれば、領主人をして其入港を促さしむれども、船長は僧徒よりの免許なければ、船を港内に入るゝ能はずと稱し、其命に從はざりしかば、領主は固より貿易の業を重んせしを以て、やがて特使を曩に放逐せし僧徒等に送りて、前日待遇の疎なりしを謝し、向來必ず「キリスト」敎人の取扱を鄭重にすべしと告げしめたり、然れども彼等は猶は領主の詭計ならんことを疑ひて

其積荷を陸上せず、「カソリック」敎僧徒を平戸港に居住せしむる事、及び其敎徒の自費にて天主堂を平戸港に建設する事の二事を要求し、領主其約を履行して後始めて貿易をなせしとぞ、「カソリック」敎僧徒等が放逐前居住せし家屋を附與されて平戸港に歸りしは、永祿四年七月十四日(西暦一千五百六十四年八月廿四日)にして、天主堂の成就せしは同じ年の十一月二日(西暦十二月八日)なり、彼等は日本語にてこの寺院を天門寺と名けゝる、

この時に當りて大村の領主は横瀨浦を開きし以來、遂に大に「カソリック」敎を信じ、永祿六年七月の盆祭に、祖先の佛寺に參詣したる際其位牌を取りて之を香爐に投じたれば、忽ち其家老等の背反を招き、領主廢立の亂となり、純忠は逃亡し、横瀨浦に開かれたる貿易の市場に煙となりて失せたれば、葡萄牙人の商業を重んずる者は、平戸港に來集して平戸港また賑へり、永祿八年南蠻國の商船肥前國平戸の浦に着岸し、布帛織物珍貨器械數多持來りて交易し耕潤を得て歸帆せり(〇耶蘇天誅記)と云へるが如き是なり、然れども彼等は大村の領内に於て他に良港を得んことを務め、遂に福田浦を發見してこゝに移りぬ、是れ大村の領内に於ては彼の特約に準して其港内の全權を掌握することを得べしと雖ども、平戸其他の諸港に在るときは常に其專權を抑制され、また相當の諸税を拂はざるべからざるに由る、蓋

し彼等が福田浦を發見したるは永祿十年の事なるべし、この時に當りて平戸の基督寺院は豐後の盛なりし如きにはあらざりしかども、平戸の領主は葡萄牙人の貿易を維持せんと欲して「カソリック」敎徒を容るゝ所あるが如くなりしが、この年マカオの主管ジャンドペリラなる者、貴重の商品を船積して支那より我國に渡航しけるが、其船の將に平戸港に着かんとするに當つて、平戸の領主は「カソリック」敎徒に對して待遇甚だ粗忽なりと告ぐる者ありしかば、急に其針路を大村の領內なる福田浦に轉じぬ、平戸の領主は旣に屢ゝ彼等が要求を容れ、一般人民に與ふる程の權利は盡く彼等に與へたるに、今や再び此の如き擧動をなせるを見ては勢之を激怒せざるを得ず、直に帆船五十艘を出して之を追擊せしめたり、この追擊は葡萄牙船を燒沈むるか、或は之を平戸港に引致するの二事を目的としたれども、彼は遠洋を航海する大船にして、我は遽に催したる小船なりければ、功なくして引退く、是よりして後は葡萄牙人愈ゝ平戸の領主を敵視し、其領內なる平戸港に入ることを快とせざりしかば、遂に福田浦に移れり、長崎拾芥に、南蠻船大村の內橫瀨と云所に五六年渡海し、其後平戸に二三年來る、此所にて日本人と口論をなし、平戸を立去り、又大村の內福田浦に二三年來ると云ひ、大村記に、永祿五年橫瀨浦南蠻船入津、同十年まで來る、同十一年福

田浦へ入津、元龜元年長崎浦に入津となると云へる是なり、彼等が福田浦に移りし後未だ幾年ならざるに、やがて長崎港に移りしは、福田浦は良港にあらざりしが故なるべし、長崎拾芥に、また南蠻人乘來る黑塗の大船、日本にては黑船と名付、此船天文の頃は大隅の內種子島、或は豐後に着し、其後大村の內横瀨福田浦などゝ云ふ處に渡海す、是より年々福田に着津せしが、此處風波はげしく永々船をつなぎ難し、何れの港なりとも風波の凌ぎ易き所を求むれども、更に心に叶ふ港なし、其後元龜元年にこの長崎に乘入り、それより、諸國の商人競來り商賣せしにより、ところも自から賑ひけると云へり、

長崎は當時深江津と稱する漁村にして、其沿岸に寂寞たる人煙を以て點綴されたる一帶の地方は、稱して長崎領と云ひ、大村の家人長崎甚右衛門の所領なりしとぞ〇長崎實錄而して其位地たるや固より四方交通の便を缺き、商業に必要なる機關も亦た備はらざりしかば、大村領主の始めてこの港を開くや、家人朝長對馬なる者に命して、諸國商人の旅間なくてはとて、地割有て高來大村平戶所々の商人のが家宅までをも營立たると五六町なりしが、爾來マカオより葡萄牙船二三艘數千貫目の物を積來り、後には年毎に五六艘又は十艘來らぬ年はなかりし故隆盛に赴けりと云ふ、〇長崎夜話要するに長崎港の外國貿易に於ける市場となりしは、

畢竟「カソリック」教に歸因するものにして、一は彼等が平戸の領主に反對して貿易利益を失はしめんと欲し、一は曩きに結びし所の特約を繼續して港内の全權を掌握せんと欲したるに由るものなり、そは當時平戸港の地形は大に今日に異りて、既に糸亂記にも西國かた所々港のよきには國々の廻船入津しぬ、中にも肥前國松浦の鄕平戸の浦は〇中略其浦の手は譬へは竈の如く懷弘し、併しめぐれる高山あれば、海の深きこと知るべし、入口には小島の山あり、みなもろこしの異木を植て茂盛しぬれば、彼福州漳州に至れる心地ぞする、其名を九六島と云ふと云ひ、日本西教史にも、平戸港は日本屈指の一港にして葡萄牙人の交易に便利なれば、彼等は好んで其港に來入せりと云ひ、また平戸は港内安穩にして便利なるが故に、葡萄牙人の喜んで停泊する所なりと云へるが如くなりしを、彼等は強て不便なる横瀨福田の諸港を開き、また強て諸國商人の旅間もなかりし長崎港を開きしを以て之を見るべし、是に於てか其商業の漸く隆盛に赴くに隨て、「カソリック」教の僧徒等頻りにこの港に來集し、其宗教を以て人民を服從せしむると與に、遂にこの一港を占領するに至りぬ、長崎拾芥に云ふ、天正の頃は猶更南蠻渡海の船數も多く、諸國の商人往來すること日を重ねて多し、其折柄彼南蠻人耶蘇宗門を弘め、こゝかしこに寺を建て、己が邪宗に引入るゝ

ことを謀る、商賣のために來ると雖ども利潤の多少を爭はず、金錢をとらせ人の心をなやまし、音信贈答に結構を盡し、偏に諸人の心を耶蘇宗門に引込むことを思ふにより、終には貴賤ともに歸依して彼の敎に從ふもの多し、然るに大村利仙（純忠が一名）この邪宗に傾く、こゝによりて「バテレン」共長崎の町共を、すべて切支丹の寺領にして支配すべき由を申候へ共、利仙何として寺領になすべきやと承引不ㇾ仕候故、「バテレン」共腹を立て、然らば自今長崎への入津を止め、日本の内何の浦へなりとも着船商賣可ㇾ仕由申により、利仙も返報何如と思案候處、折節高來郡の領主有馬修理大夫爰居合被ㇾ申候が、色々取扱にて終には寺領に相定り候、夫より以來長崎の支配は「バテレン」より執行すと、

蓋し當時葡萄牙の商人と其僧徒とは相伴うて事に從ひ、商人の劍戟と僧徒の十字架とは、第十六世紀の間葡萄牙人が東洋の諸國に於て廣大の版圖を開きし所以の要具なりしことを回想すれば、彼等が此の如き横行をなしたるも亦た怪しむに足らざるのみ、然れども我國人の彼等に接するや、豈に初より航海貿易に從事する所の商人にして、此の如き不羈無賴の行爲ありと豫想せんや、況んや苟も身宗敎家と稱する者にして此の如き奸惡暴戾の行爲ありと豫想せんや、或は云ふ、深堀長崎は久しく大村の下なりしが、天正五年の六月深堀純賢

龍造寺山城守隆信に降參してより大村の下を手切れしたり、其跡今に佐賀領に成る、甚左衛門は知行を質として南蠻人の銀を借り軍器を拵へて、兼て隆信大村を攻られん時の其合戰に立べしと用意し、終に大村に行きしより本知行所に不レ歸して、長崎は天正年中に彼きりし丹寺の知行とは成にけり、是田地を質として銀を借る故なり、こゝを退て大村に行しなり、島原修理大夫扱を入れ、大村利仙と相談して借銀の替りに南蠻の寺の知行とせられたり、其頃島原も大村も長崎も切支丹を敬ふ故に、此の如く知行には極めたりと、〇長崎緣起略 若し我國の戰亂をして猶ほ少しく平定せざらしめば、彼等が我國の內政に干涉して其國土を侵蝕したるは、獨りこの一港のみにあらざりしならん、彼等が行爲此の如く不正當にしてまた不道德なり、是に於てか我國人は漸く彼等を憎疾し、昔日の優待は變して苛遇とならざるを得ず、太閤の政權を統一するや、忽ち長崎港を沒收して「カソリック」敎僧徒を退去せしむ、是れ彼等が自ら取れる所のみ、

長崎港の沒收、南蠻寺の破滅

「カソリック」敎僧徒の我國に來りし以來漸く其勢を得たれば、彼等は或は商業に干涉して貿易の市場を移轉し、或は市港を占領して基督寺院の支配に歸したりしが、彼等が欲望は尙

は是等の區域に滿足する能はずして、遠く上方に侵入し頗る愚民を惑はしたり、然れども此の如き專横は久しく之を保つを得ざるは因より必然の勢にして、其宗教の國事に有害なるは、眼光炬の如き日本の政治家に照破され、遂に我國より放逐さる、蓋し彼等が最初九州に在りて其教を宣布するや、彼等は自ら印度より來れりと稱して頻りに新教の美を說き、佛教僧徒を滿著して自己の宗教に歸依せしめんと試みしに、我の僧徒國は固より其尊信する所の佛教もまた天竺即ち印度より傳來せるものなるヿを知りたれば、今や彼等が印度より來りて新教を設けるを聞くや、其心頭蚤已に敬信の念を起し、其之と談論するに及んでや、彼等は我國人の未だ嘗て知らざりし理學を應用して、屢〻物理の實證を擧示せしかば、淺薄なる佛教僧徒に在りては、また其瞞著する所となるも多かりき、ザヴヰールが嘗て鹿兒島に來りし時の如きも、また日本にて佛教僧徒を尊信するが故に、この徒を說服せざる限りは、「カソリック」教は行はれ難かるべし、されば彼等に接して其心を得るに如かずとて、其地の最も有名なる老僧を般勤に訪問して教義を討論し、務めて禮讓を以て之に交はりしかば、佛教僧徒もまた頗る之を親愛し、或は其教に敬服するものありしと云ふ、

彼等が我國の僧徒を遇すること此の如くなりしかば、我國の僧徒もまた彼等を親愛し、彼

等が九州諸國に於て頻りに新敎を宣布することの漸く上方に傳聞するや、比叡山の佛敎僧徒等書を豐後に贈りて、「カソリック」敎の僧徒を招き、君等は遠境より來りて新敎を我國に傳ふる身なれば、山川を跋渉するに勇ならん、若し比叡山に來らば、無益の勞を爲さずして必ず意外の功あるべしと告げたり、嘗てザヴヰールが京都に入りて志を得ざりしより以來、彼等はまた上方に宣敎することなかりしが、今や此の如き招狀を得て、再び上方に宣敎するの便宜を得、豐後に居留せし僧徒の中より、ヴィレラと稱する者を撰出して京都にぞ往かしめける、ヴィレラが豐後を發せしは永祿二年八月（西暦一千五百五十九年九月）にして、其發するに當りてや、髮と髭とを剃りて佛敎僧徒に假裝せりと云ふ、此の如くして程なく堺に着きければ、直に比叡山に赴いて佛敎僧徒を訪ひ、同年の十月下旬京都に入り、三好殿と稱する將軍の權臣に依賴して大に宣敎の好都合を得、是より常に京都堺の間を徃來して其敎を宣布しぬ、其後豐後より數人の僧徒來り集りしかば、彼等は愈〻其敎務を擴張し、時に或は室町將軍にも謁見するが如きことありしと云ふ、然れども其大に我國人の注意を惹起したるものは、尾張の領主織田信長が新將軍を擁して京都に入りし時に當りて、「カソリック」敎の僧徒にフランソワーガブラルと云へる者、我國の基督敎寺院の總長として豐後に來着

し、其徒ォルガンタンをして京都に入りて、曩に京都に來りし僧徒等を助けしめたる事是なり、切支丹宗門來朝實録に云ふ、南蠻の切支丹「バテレン」にウルカンと云ふものあり、永祿十一戊辰日本肥前國長崎へ着岸す、態と人目に掛るやうに異形に出立、毎日在々所々の寺社共に歩行ける、其人相大にして異形なりければ、國人不思議となし見物するもの群集す、早此事都へ聞え、長崎に異形の唐人渡り不思議なることを致すと評判しけるを、信長聞て頓に見度思召し、菅谷九右衛門を呼、彼唐人を京都へ召寄すべき由被仰付○中略扨異國人安土へ着ければ、休足致させよとて妙法寺と云日蓮寺へ入れ、三日馳走あり、同じく九月六日信長へ目見す、汝南蠻國より何の爲に日本へ來ると問給ふに、通辭答て、法を弘めん爲めに渡りしと云、名を問へばウルカンと答ふ、信長聞給ひ、法弘めん事は俄に計り難し、先追ての事なるべしとて、珍味を給はり旅舘へ返し、其後信長門族家臣は云に不及、出家儒者醫師を城中に召され、此度異國人法を弘めん爲めに渡りしとの事なり、望の通に弘めさせんや否、各の存寄申上よとの玉へば、滿座の人々口を閉て、誰有りて返答するものなかりし處、大儒文敎院進出て申けるは、今度渡りたる南蠻人を見るに、形甚だ賤しく弘法すべき人に有るべからず、今神儒佛ともに流布して夫々に繁昌す、新に法を弘むる抔は御無用の事

に存ずるなり、早々彼が國元に返し可ㇾ然と申上る、信長暫思案し、心の内には是非法を弘めさせ見度ものと思召され、なる程、道仙が申通り一往其理なりと雖とも、强く嫌ひ捨ると有るべからず、むかし我國になかりし佛の敎も、人の國よりぞ傳へたる、「バテレン」も何如なる難有法を弘めんも知りがたし、まづ「バテレン」が望に任せ弘めさせて見るべし、我一決す、各其旨心得らるべしとて、皆々御暇出にけり、其後菅谷九右衛門に申付、京都四條坊門に四町四方の地をウルカンに賜はり、北山の大石を引出し、石垣を築き、金銀をちりばめ七堂伽藍を建立ある、乃ち其時の年號を寺號として永祿寺と號く、昔より年號を寺號とすることは故ありければ、叡山の衆徒立腹して、衆徒百三十四人次の下に腹巻して各と訴狀を携へ、紫宸殿へ差出し呼叫んで訴へける、帝大に驚き百官評定ありて、花山院中納言廣政卿を勅使として信長の方へ遣され、今度京都にて寺院建立の事は佛法崇敬の故と君にも其叡感ありしかど、年號を寺號とすること延曆寺(即ち比叡山)の外にあらざるなり、依之山門の訴狀に叡慮を苦しめ玉ふ、早々寺號を改め然るべしと勅命あり、信長心の中には無ㇾ念思へども、勅定默止し難く南蠻寺とぞ改めける、夫より信長我が建立の寺なれば深く偏執の事のみ多し、ウルカン一人にては弘法致し難かるべし、南蠻國より出家を呼寄せ隨

分改め法弘むべしと申渡し、江州甲賀郡の地にて五百貫の所領を寄附せられたりと、其後元龜元年の頃ガブラル自ら我國の基督寺院を巡回し、京都を經て安土に至るや、信長また之を延見し、近江國伊吹山五十町四方の地を與へて、施藥に供する藥草を植ゑしめたりと云ふ、

古來我國の寺の名に年號を取りしは、比叡山延曆寺のみに限りしに、今や信長が新敎の寺院に命ずるや永祿の年號を以てしたるは、其意明かに彼れ等をして當時最も勢力ありて最も專橫なりし比叡山の僧徒に競爭せしめて其勢を分たんと欲せしのみ、信長この新敎に因つて當時我國に跋扈したる佛敎僧徒の勢力の殺がんと欲し、務めて彼等を保護したれば、其敎もまた次第に弘まりしが、この新敎の門徒が日に繁昌して、町人百姓は言ふに及ばす、公家武家に至りてもこの宗門に入るもの多きに至りては、其僧徒等の爲せる所は盡く信長の豫想せし所に反し、信長をして新敎は佛敎よりも一層有害なるものなることを感して、遂に前日の過を悔ゐ、苟も機會あらば輙ち之を除かんと欲するに至らしめたり、同書にまた云ふ、信長公南蠻寺の取沙汰危き宗門の樣子を聞給ひ、心の内には後悔し玉ひける餘り、宗門繁昌して後難にも思召されければ、或時諸臣參會の節宣ふは、我取立し「バテレン」

宗門の事色々怪しき說あり、殊に宗門に入るものには金銀を遣るよし、凡法佛の事一銖半錢も寺へ施入すべき筈のことなるに、却つて寺より施すことは如何にも合點行かぬ宗門なり、最初文敎院の異見を用ひず、今更後悔なり、若し之を差置き何如なる大事に及ばんも知り難し、向後この宗門を破却し、「バテレン」を本國を追返さんと思ふなり、方々いかにと宣へば、其座に前田德善院玄以居合けるが、無憚被申けるは、南蠻寺の事唯今御潰し被成べしとは御手延にて候、最早都は申に不及近國まで弘まり、殊に公家武家御旗本の大名、幷にこの座に在る御家人の內にもこの宗門を尊び、「デウス」門徒に入る人多し、若破滅の儀被仰出候はゞ、一揆起り御大事に及候はん、暫御見合可然と申ければ、信長打點頭き、我一生の不覺なり、此上思案あらば遠慮なく申されよとて各々退出致されけると是なり、されば五月雨抄に、信長一旦の思ひあやまりにて、毒天下に流れ人を殺すことといくばくぞや、あやまるに毫釐を以てすればたがふるに千里を以てすとは古人の金言なりと論じたり、蓋し當時我國に來りし「カソリック」敎僧徒は、其宣敎の手段を施與救恤の方法に取り、巧に人心を收攬して、苟も其敎を奉ずる者は、其宗敎上の事たると社會上の事たるとに論なく、一身の擧動を擧げて盡く僧徒の命令に服從せしめければ、信長をして其有害なること佛敎よりも甚しき

を感ぜしめたるも亦た宜なり、然れども信長は當時海内を平定するの大望を抱きたれば、當時既に我國に生出せし數多の「カソリック」教徒を驅つて、己に敵抗せしむるの得策にあらざるを知り、其既に有害なることを認めたりと雖ども、また之を勦絶なさゞりき、この時に當りて九州諸國は其外國貿易の地なりしと與に、新教に感染せるとも亦た極めて深く、天正九年二月（西暦一千五百八十一年三月）に至り、ガブラルが後任なるアレキサンドルワリニヤンが我國の各處を巡見して遂に歐洲に歸るや、其教に熱心なる豐後有馬大村の諸領主は、羅馬法王の教權は自己の政權よりも一層高等なることを承認し、其教旨に從つて一身の形狀より其領地の形狀に至るまで、盡く之を具陳して恭順の意を表し、且つ指揮を受けんが爲めに、使者を羅馬法王、及び當時我國に來りし「カソリック」教僧徒の本國なる葡萄牙を兼有し威を八表に輝かしたる西班牙王に送る、其使者は日向の領主の姪にして豐後の領主の兄弟の孫なる伊東某と、大村の領主の姪にして有馬の領主の從弟なる千々岩清右衛門（日本西教史）にシベノ紫とあり、基利斯督實訊によるに大村の内にチ、バ清右衛門と云侍あり、かの人はむかし「バテレン」に付きラウマにわたり、十ケ年學文して後日本に歸り、「エキレンシヤ」「の　ユルマン」して居たりとあるこの人なるへし）とにし

て、之に隨行したるは中浦某と原某となり、蓋し千々岩は有馬の領主と大村の領主との使者を兼ねたるものにして、この使者等は皆十五六歳なる少年なりしと云ふ、當時東洋より歐洲諸國に往來するには、遙に亞非利加の南端を迂回して喜望峯を經過せざるを得ざりしかば、彼等は天正十年の正月晦日(西曆一千五百八十二年二月廿二日)に長崎を出帆して、同じき十二年七月五日(西曆一千五百八十四年八月十日)に至り、漸く葡萄牙のリスボン港に着けりとぞ、夫より西班牙のマドリツド府に至りしは同年の十月(西曆十一月)にして、彼等は日本服を着けて西班牙王フヒリツプ二世に謁見し、各其領主の書翰を呈したる後、また地中海を航して同じき十三年二月晦日(西曆千五百八十五年三月三十日)遂に羅馬に達したり、彼等が長崎に發せしよりこゝに至るまで、三年一ヶ月と二日の光陰にして、其路程は凡そ七千里を經たり、其羅馬に入るや盛大なる威儀を備へて法王に謁見し、各其領主の書翰を呈して、羅馬國は兵力と宗教との力とによりて萬國を降服せしめたるにより、自ら其最上の君主と稱するは適當なりと云ひしとぞ、豐後の領主が羅馬法王に贈りし書に曰く、

天帝の代として地上に位する崇敬すべき尊大神聖なる法王陛下に呈す、

余天帝の救助を請求し、謹で書を陛下に呈せんことを欲す、夫日月星辰を有せる天地萬

物の主たる天帝は、余の蒙昧暗瞑を惠憐し以て光烈を輝し、我國に教師を送遣して其教を諭かしめたる故、國民始めて其恩德を知るを得たり、而して余もまた漸く之を了解し、其厚惠を欽仰すること已に三十四年なり、嗚呼「キリスト」宗人民の聖父よ、陛下の功德懇祈によつて人々同一に恩德を感戴すること實に感佩に堪へざるなり、然るに我國戰鬪止むなく、又我身漸く老衰し且疾病に罹り、自ら聖所に赴き高標を仰ぎ聖足を吻し、而して又聖手を以て十字形を我心胸の上に摸するの施惠を拜受するの懇願を果す能はず、是を以て日向國主の男、即我の姪たるドンゼローム を代りとなし貴國に遣らんと欲す、然れども即今遠地に在り、即師父「ウイジトル」(ワリニヤンを云ふ)急に歸帆せるを以て、ゼロームの從弟即ち余が兄弟の孫なるマンシオーを以て之に代らしむ、若し陛下地上に於て天帝に代り、余を始め管下の「キリスト」教信徒等に、永く惠愛を垂れ救助を給へは實に幸甚しも抑も師父「ウイジトル」が陛下に代りて授與されし聖教を感戴し、其厚恩謝するに辭なし、又我の身上領地に關する形狀は、總て師父「ウイジトル」及びドンマンシオーより詳細に陳述すべし、故に之を細告せず、唯希くは我眞意恭敬を以て陛下に奉ずる所を許諾あらんとを、惶恐謹言、

豐後の領主　フランソワー

一千五百八十二年一月十一日（天正九年十二月七日）

其他の二領主が書も略同一にして、皆身上及び領地に關する形狀を使者によりて陳述する旨を記せり、抑ゝ僧徒は方外の人にして其掌る所は幽冥に在り、「カソリック」敎の信徒が敎務上に於て其人民を支配する如きも、既に己に國家の施政を妨害すること少からざるを、彼等はまた更に其敎に信從する者をして、其身上より領内の事に至るまで盡く之を報告せしむ、是れ其企圖する所豈に淺少ならんや、彼等は嘗てこの術を以て漸く歐洲諸國王侯の領地に干渉し、遂に之を侵削奪取して莫大なる法王領を造出せしが、今やまた之を我國に試みんとしたるは畏るべし、嗚呼長崎の一港は既に己に「カソリック」敎僧徒の占領する所となりぬ、我國の戰亂をして今少しく平定せざらしめば、日本疆域の中に於て或は羅馬法皇の新版圖を開くが如き一大奇事を生出せざるにあらざりしなるべし、幸にして時に英雄太閤の如きあり、禍亂を平定し海内を一掃して永く不測の憂を絶ちぬ、蓋し信長の京都に入りて畿内近國に號令するや、四方割據の英雄は未だ嘗て之に服從せざりしかば、既に「カソリック」敎の國家に有害なるを發見せさるも暫らく之を勦絶せざりしが、信長は遂に叛

人に殺されければ、太閤賊を討ずるを以て名となして遂に其遺業を収めたり、太閤の政權を掌握するに當りてや、其「カソリック」教に對する、既に信長と同一の方針を取りしならん、然れども大閤も亦た信長と同一の地位に立ちしを以て、其之を處するの政略も亦之を同一の歩趨を進まざるを得ざりしが、其九州を平定するに及んでや、忽ちにして彼等が占領せる長崎港を没收し、「カソリック」教の僧徒を放逐して、二十日以內に我國を退去せしむ、是天正十五年六月十九日にして、其迅速なること疾雷耳を掩はざるの勢あり、是に於てか久しく葡萄牙人に占領されたる我國の一港も遂に恢復するを得て、「カソリック」教の僧徒等が積年の苦心は總べて雲烟消散し去りぬ、

定

日本國は神國たる處、切支丹より邪法を授候義太以不可然事、

一其國郡の者を近附門徒になし、神社佛閣を打破らせ、前代未聞候、國郡在所知行等給人に被下候義は當座の事に候、天下よりの御法度を相守、諸事可得其意、下々として猥義曲事事、

一「ばてれん」共其智惠の法を以て、心ざし次第に檀那を持候と被思召候へば、如右日域

の佛法を相破事曲事候條、「ばてれん」儀日本の地にはおかせられ間敷候間、今日より廿日の間に用意仕可ニ歸國一候、其中に下々「ばてれん」に不レ謂族申懸もの有レ之は曲事たるべき事、

一黑船の義は商賣の事候間、格別候の條、年月を經諸事商賣いたすべき事、

一自今以後佛法のさまたげを不レ成輩は、商人の儀は不レ及レ申、いづれにもきりしたん國より、往還くるしからず候條可レ成ニ其意一事、

以上

天正十五年六月十九日

松浦家藏
本條日寫

英人ディキソンの日本歷史に、當時「カソリック」敎の僧徒等が我國に跋扈したる有樣を說き、以て太閤の處分を稱賛せしは其當を得たりと云ふべし、曰く、太閤は日本の全權なれば是等の外國人を制御するは難きにあらざるべし、況んや彼等が日本に來りしは敢て之を招きたるにあらざるをや、當時處置の方法は自然に此に至らざるを得ざるなり、夫れ葡萄牙僧徒の敎法を日本に傳ふるや每に人を强逼し、若し從はざる者あれば追て家を出で國を去らしめ、常に政府の威力を假て宗門の權勢を握り、押領と苦刑とを以て日本の有權者を恐

嗾して自己の輔翼をなさしめたり、彼等が徒黨は互に團結をなして別に一天地をなし、政府の命令を奉せざること恰も國内に更に一國をなせるものゝ如く、遂に日本の人民を教唆して、其國の政府に背かしめんと企てたりと、「カソリック」教僧徒等のこの令を受くるや、彼等は當時我國より印度に赴くべき船なきにより六ケ月の時間を請ひ、平戸港に集合して初度の便船より退去するの免許を得たり、然れども既に六ケ月を經過したる後も猶は口實を設けて退去せざりしもの多かりしかば、太閤其命を奉せざるを怒りて、增田右衛門尉長束大藏大輔に命して南蠻寺を破却し、「バテレン」「ユルマン」幷に同類を召捕へしめたりと云ふ、○日本西教史切支丹宗門來朝實錄 而して同じき十六年の五月、遂に長崎港を沒收して中央政府直轄の地とはなしぬ

定

當所御料所に被二御付一上は非分の義有レ之間敷事、

一有樣の御公物納可二申上一迄橫沒不レ可レ有レ之事、

附り地子共得二上意一可レ免レ之、

一當所の儀此兩人へ被二仰出一候間、爲二代官一鍋島飛驒守に預置候、何も可レ得二其意一事、

一黑船の儀前々の如くたるべきの旨、地下人馳走として當所へ可₌相付₋事、
一自然下として不₋謂義相懸る者有₋之共、一切承引仕間敷事、
右之旨相背輩於₋有₋之者、急度兩人方へ可₌申越₋候、堅く可₌申付₋者也、仍如₋件、

天正十六年五月十八日

戸田民部少輔

淺野彈正少弼

豐後の領主等が羅馬に遣したる使者の我國に歸りしは、恰も此の如き變遷ありし時に當れり、彼等は天正十四年二月十四日（西曆一千五百八十六年四月二日）印度に向つてリスボンを出帆し、同じき十六年四月十二日（西曆一千五百八十七年五月十九日）ゴアに着けり、こゝにて殆んど一ヶ年間滯在し、同じき十七年の末媽港に到りしが、同處にて我國の「カソリック」敎に對する政略の著しき變遷をなせることを聽き、彼等を伴へる「カソリック」敎の僧徒ワリニャンこゝより書をゴアに贈りて、印度總督の使者となり、書翰及び進物を整へ、同じき十八年六月二十日（西曆一千五百九十年七月廿一日）遂に我國に來りて長崎港に着きしが、彼等は直に京都に至り、大閤に謁見して左の書翰を呈したり、

貴國は我國と相隔たること遼遠なるを以て、未だ嘗て殿下と相交通することあらざりし

かども、貴國に於て職を奉する「キリスト」教の信徒より、殿下の衆敵に克捷して日本全國を服從せしめたる偉業を聞けり、是全く上帝の殿下を愛して爲さしめたる所なれば、余今敢て之を賀せん、又殿下の宣教師を愛し、大に恩惠を施し能く之を保護して、之に抵抗するものを防げることを聞き、洵に陳謝するに辭なし、抑ゝ宣教師は善心にして諸國に行き、人を教へ眞神の法を說き、衆生をして永世幸福を得せしむるの道を宣布するものなり、今余殿下に使者を遣し禮物を呈し、余に代りて謝辭を述べしめんと欲して、法師アレキサンドルワリニャンにこの任を命じぬ、盖し法師は數年前貴國に在りて其職を奉し、殿下の知遇を辱するものなれば、殿下從前の如く之を保護し、且つ之に恩惠を賜はゞ何の幸か之に過ぎん、余法師等に代りて深く殿下に謝し、又法師等をして長く恩惠を忘るゝことなからしめんと欲するなり、今やこの使者に附して進呈する所の諸器左の如し、

劍	二口	新製アルピユース銃	二挺
アラビヤ馬馬具共ニ	二匹	金錦の帷幔	一帳
劍附の拳銃	一挺	印度の天幕	一帳

一千五百八十五年某月某日　ドムエドウワルウモネース

大閤はこの書翰と進物とを得て頗る之を悅びしかども、國家を安全ならしむるの政略は、遂に「カソリック」教の跋扈を許容する能はざりしかば、文祿元年の六月十四日（西曆一千五百九十二年七月廿五日）ワリニャンが我國を辭して印度に歸るや、明かに宗敎を拒絕して貿易を開通せんと欲する方針を示し、毫も其執る所の政略を枉ぐることなかりき、

敬白、余足下の書を得て欣然として之を讀み、相距るの遠き實に來示の如くなるを知る、抑我日本六十餘州君上に恭順せざりしが故に、內亂屢々起り紛紜解けざるものこゝに久し、余幼穉より其兇害を見て慨嘆措かず、常に撥亂の志を抱き、勉て三德を養成してこの大業を建るの具となせり、忠信物に接して人心を收攬するは其一なり、從容事を處して萬物を裁理し、才識を精勵して常に心を虛靜に涵養するは其二なり、造次の間も高尙の氣象を失はざるは其三なり、余この三德を養成し、往きには勇武を以て此國を平げ、今や溫仁を以て此國を治め、時に百姓を親愛するを以て務となし、善道に悖るものあらざるよりは敢て余が威嚴を示さゞるが故に、日本の泰平未だ此の時より盛なるものあらざるなり、今や我國の强盛なるは即太平の然らしむる所にして、其安全なること恰も磐石

の如く、敵國力を盡して來ると雖ども焉ぞ之を動搖するを得んや、是を以て方今我國は内に人民の和平を得るのみならず、外に遠方の諸國を服するに至れり、且余日ならずして支那を伐たんとす、勝算確然として又疑ふ所なし、然らば則余足下と相距ること遠からずして、音信を交通するも亦た難からざるに至るべし、若夫宗教の事、我國は神國にして萬物資て始まる、政府の整頓するやまた職として神明の舊法を遵奉するに由る、この法や以て君臣父子夫婦の彝倫を叙づ、一家頼て以て齊ひ、一國頼て以て治まる、故にこの法一たび廢せば、彝倫また紊亂して收拾すべからざらん、是を以て「ジェジュウェト」教會の徒が異教を傳へんと欲して我國に來るは、適以て國家の害をなすに足るのみ、是余勅を奉して外國僧徒の傳教を禁ずる所以なり、余既に彼等をして我國を退かしむるの令を下せり、豈他に新説を流傳するを許さんや、然れども兩國通商の事に至りては舊に依て替るなく、海には海賊を禁じ、陸には山盜を警し、以て兩國貿易の途を開き、葡萄牙の人民をして我國の臣屬と同じく共に其業に安ずるを得せしむべし、貴翰載する所の贈物悉皆領收し、聊別紙目錄に載する當國の奇品を以て之に答ふ、自餘の事に至りては足下請ふ之を貴使に聽け、

文祿元年六月十四日

日本國關白

太閤のこの書と與に葡萄牙領印度の總督に送れる進物は、精製の鎧二領、金鞘かけたる槍一條、及び美麗に裝ふたる刀と精鋼の短刀となり、抑での大閤の書は我國と歐洲諸國と交通してより起れる所の二大問題、即ち宗敎と貿易との政略を明示せるものにして、誠に世人を感起せしむるに足るものなり、元來秀吉は識見遠大なれば、既に能く「ジェジュウェト」派の宣敎は國家の大利を害することを洞察し、また彼等が其敎權を以て人民を壓服せんと欲して、羅馬及び葡萄牙の助勢を請ひしことを明察したるべし、而して是等の證跡既に眼前に明瞭なるに至りては、太閤の智豈に新敎の傳來を禁絕するの必要を認めざらんや、是れ政略のこゝに出てたる所以なり、然れども大閤が新敎を拒絕せしにも拘はらず、葡萄牙人の通商に至りては最も親切に之を保護したるは厚しと云ふべし、唯夫れ葡萄牙人が每に宗敎に泥んで純然たる貿易を以て我に交はる能はざりしは、遂に我國に嫌惡されたる所以のみ、

朝鮮征伐の徒勞、呂宋經略の雄圖

葡萄牙人が我國に渡來して九州諸國に貿易の新市場を開始せし以來、「カソリック」敎の僧徒等は頻りに我國に侵入して其敎を宣布し、其商人等も數多の商船を艤裝し來りて、我國の

富源を攫取し去れりと雖ども、當時我國人の海外の貿易に從事せし形跡は、寂として聞ゆることなき事こゝに數十年なりき、其然りし所以のものは當時我國に於て政權統一の大爭亂を起し、世人皆他事を顧るの遑なかりしと、大內氏滅亡したる後、彼の如く發達し來れる海賊も、其究竟の財源となしたる勘合の符を得るに道なく、遂に充分の運動を試ること能はざりしに由る、

〔王代一覽〕鹿苑院殿の比より、大內介代々異國往來の事を掌て勘合の印をあづかり、周防國にて船を作り使僧を發船せしむる例なり、義隆討れし時、大明勘合の印判失せて、日本大明渡海止みぬ、この時より南蠻の船來りて耶蘇の宗旨起れり、

然れども既に其政權を統一して大爭亂の局を結ぶに至りては、其國力の非常の高度に達するは、何國に於てもまた何時に於ても殆んど同一にして、時に或は充溢せる英氣を轉じて、之を一國以外に發散することあり、我國に於てもまた其氣運に到着し、海內已に統一に歸するや、其主權を總攬するの責に任せる太閤は、久しく戰國の間に生長して日を無事に消する能はざる猪武者を控馭して、相呑噬せざらしむるの必要に迫られ、遂に進んで朝鮮支那を席卷して以て大業を恢弘せんと企てたり、或は云ふ、太閤は歐洲諸國を奪領して名聲を

宇内に輝さんと欲する大望ありし人なりと、○日本教時史太閤が嘗て朝鮮に贈りし書を視るに其文或は然らんか、

日本國關白秀吉、奉書朝鮮國王閣下、雁書薫讀、卷舒再三、抑本朝雖爲六十餘州、比年諸國分離亂爭、綱廢紀紊而不聽朝政、故予不勝感激、三四年之間、伐叛臣討賊徒、及異域遠島、悉歸掌握、密按事跡、予素鄙陋小臣也、雖然予當在胎之時、慈母夢日輪入懷中、相士曰、日光之所及無不照臨、壯年之日、八表聞仁風、四海蒙威名者、其何疑乎、依有此奇異、作敵者自然摧破、戰則無不勝、攻則無不取、既天下大治、撫育百姓、憐愍孤獨、故民富財足、土入萬倍于古矣、本朝開闢以來、朝廷盛事、洛陽丘觀、莫如此日也、夫人生于世也、雖歷長生、古來不滿百年焉、鬱々久居此乎、不屑國家之隔山海之遠、一超直入大明國、易吾朝之風俗於四百餘州、施帝都之政化於億萬斯年者、在方寸中、貴國先驅而入朝、依有遠慮無近憂者乎、遠邦小島、在海中者、後進者不可作許容也、予入大明之日、將士臨軍營、則彌可修隣盟也、予願無他、只顯佳名於三國而已、方物如目錄領納、珍重保嗇、

天正十八年仲冬日　　日本國關白秀吉

然れども其鋒芒をして之を朝鮮支那に向はしめたるは策の得たるものにあらざりしかば、

云孫七郎の事余亦嘗て之な記す當時余はゝ勢のどめにする所ありて原田な借り來り其懷抱な揣摩して多少大の筆な把ろ商業史の作者亦嘗て之な知ろ者當時相對すれは抵棠して一笑に付せしこさ屢なりき今此編な讀めは反つて直ちに其一笑に付せしものな收めて原稿な改貧せり是れ實に惜む可きなり此事の顯末に闕しては異日更に

當時商業に從事せる者に雄偉卓犖の士ありて、自ら三寸の舌に資し、大閤をしてその朝鮮支那に用ゐるの力を轉して、之をフィリッピン群島に向はしめんと試みたり、其人は元來商業に從事せる所謂褐夫にして、終に其身の眞價を太閤に知られずして了れり、然れども其識見の卓絶にして策略の雄偉なりしは、亦た後人を警起せしむるに足るものあり、原田孫七郎是なり、

抑もフィリッピン群島は我沖繩諸島の南に接する群島にして、其最も大なるものを呂宋及びミンダナオとなし、幅員廣袤殆んど日本帝國に相比すべき一大地方なり、此地は世人の知れる如く極めて美麗なる植物に富み、麻砂糖煙草の如き同島の産物として夙に其名を知られたり、この群島には古來マレー人種なる一種族ありて蕃殖し、亦他の未開地方の如く强力なるもの其酋長となり各部落を統轄し來りしが、西暦一千五百二十年（後柏原天皇の御代永正十七年に當る）彼の地球を一週せし西班牙の海軍將官マゼルラン始めて南亞米利加の南角を回航し、大平洋を横斷して此地に達するや、之にラザル群島の名を命し、其後同島のマニラ港と墨西哥のアカプルコ港との間に常に其商船を往復せしめ、最初は一町四方の地を銀子拾貫目の年貢を出して借りけるが、二階三階に大なる家をつくり、黑船の荷物を運

「東邦協會」の報告」に於て復たひ世に公にすることある可し讀者彼是を參看せは以て之を諒するに足らん

入れて盛大なる貿易をなし、漸く人心を收攬して其機已に熟せるや、メキシコの總督ルヴ井デフエラスコ西班牙王フイリツプ二世の命を奉じ、海軍將官ロペスデレガスピに訓令してこの群島を占領し、遂にフイリツピン群島とは稱しぬ、是れ蓋し西暦一千五百七十二年(正親町天皇の御代文龜三年に當る)の頃にして、西洋諸番、盤據古俚、麻剌加、爪哇、呂宋諸國、皆以利誘之也、洋舫載貨、啗以珍奇、請置榷場於要地、以通互市、夷中固安于無法而關防不嚴、因託以盜賊水火、願築土墻以護貨物、既而内築堡壁、分兵屯戍、隱若敵國矣、夫利之所在、權之所歸、富者爲之貨殖、貧者藉之衣食、恩與威行、皆其私人、攘臂聲四起、客轉爲主、反掌而已、南方之俗、古稱簡慢、利孔一開、奸詐百出、眞是七日而渾沌死矣と云へる是なり〇采覽異言

こゝに同島に來りて植民せし西班牙人の外、支那人の一種族は其地が本國の福建廣東二省に接近し、汕頭よりは僅に二百四十里に過ぎざるが上に、其間定時風恒信風の便有りて、往復甚だ容易なるを以て、夙にこの地に出稼し、伍を結び群を成して、百より千千より萬、忽ちにして無數の支那人を以て呂宋近傍を圍繞したり、是れ支那人が古來の習慣として海外の移住を畏れざると、其地の接近せると、往復の便なると、又當時明末の政既に衰へ本國の堵に安ぜざるとが交〻刺衝して此に至らしめたるものにして、深く異とするに足らざれ

ども〳〵こゝに驚くべきは、絕東の日本人種が蚤已に西班牙人と同しくこの地に植民し居たることと是なり、而して日本人種が固有の美質なる義勇心と廉恥心とは、深く西班牙人及びマレー土人の親愛を惹起したることとは、彼の出稼支那人の廉恥を顧みず、德義を重んぜず、射利の爲めには爲さゞる所なく到らざる所なく、土人の職業を奪ひ群島の富を運び去るを憎んで、西班牙人土人相合して屢ヾ支那人を驅逐したる際、日本人種の植民は曾て其災難に罹らざりしのみかは、屢ヾ西班牙人に一味して支那人の驅逐に盡力したる一事を以ても之を見るべし、日本人種のこの群島に植民したるは、何時の項より始まりしや之を詳にせざれども、西班牙人のこの島を占領したる頃に當りては、我國人も已に其地に往來せしこと、彼の納屋助右衛門と云へる堺浦の商人が、呂宋より茶壷を買ひ來りて之を太閤に賣り附け、一時に金滿家となりし一話を見ても之を知るに餘あらん、

〔太閤記〕　泉州堺津納屋助右衛門と云ひし町人、小琉球呂宋へ去年の夏相渡り、文祿甲午(三年)七月廿日歸朝せしが、其頃堺の代官は石田木工助にて有りし故、奏者として唐の傘蠟燭千挺生たる麝香二疋あげ奉り御禮申上げ、即眞壷五十御目に懸けしかば、特の外御機嫌にて、西の丸廣間に並べつゝ千宗易などにも御相談有りて、上中下段々に代を付

させられし札を押し、所望の面々誰々によらず執候へと被仰出なり、依之望の人は西丸に伺候いたし、代付にまかせ五六日の內に悉く取候て、三つ殘りしを取て歸り侍らんと、代官の木工助に納屋申しければ、秀吉其旨聞召し、其代をつかはし取て置候へと被仰しかば、金子請取り、助右衛門五六日の中に德人となりにけり、(この文堺鑑又は泉州志に引けり、和漢三才圖會には、小琉球に寓し呂宋に渡るとあれども、小琉球呂宋とは小琉球即ち呂宋にして、當時我國人は呂宋の琉球の南に連れるを見て之を小琉球とも云へり、其頃琉球に宮古八重山の諸島に至るまで皆沖繩政府に服從したれば、琉球の外また小琉球とも云ふものはなかりき、)

且や西班牙船のマニラ、アカプルコ二港の間を往來するや、屢〻我國の西南海岸に來着せるを見れば、當時我國とフィリッピン群島との往來は極て自由なりしや疑なし、蓋し西班牙船の我國の西南海岸に來着せしとは、天文十七年(西曆一千五百四十八年即ち西班牙人の呂宋を發見せし二十八年後)に其商船の豐前國八ッ屋の浦に來着せしに始まり、永祿七年(西曆千五百六十四年)には肥前國五島に來着し、十年には肥後國天草郡の南邊に來着し、同じき十一年には紀伊國雜賀の浦に來着し、商物夥多積み來りて交易し、以來年毎に渡航すべ

き由を約して歸りしが、如何はしけん其後は來らざりしが、天正八年(西曆一千五百八十年)六月肥前國平戸の港に着津し、夫より以來慶長中まで二十餘年々每に渡海し、〇耶蘇天誅記慶長五六年に至りて商物利潤なし、まづ〳〵當年をかぎりて歸るべしと歸り去りし後、〇長崎夜話絶えて著岸することなかりしと云ふ、〇耶蘇天誅記長崎夜話マニラ、アカプルコ二港の間を往復する商船の、我國に寄港すること此の如くなりしを見れば、我國人の其商船に搭してマニラに往き、または遂に自ら商船を仕立てゝ、彼所に往くに至りしもまた略之を推知すべし、我國とフイリッピン群島との間に於ける往來の便利なるや此の如し、故に原田は屢々マニラに往來して其太守に交はり、早く西班牙語に通じ、頗る機智に富めるを以て知られたり、されば原田は其機智を以て深くフイリッピン群島の狀態を察し、太閤の朝鮮支那を席卷せんとするの大に不得策なるを見て、遂に大膽にも太閤をして其遠征の方向を此廣大なる群島に轉ぜしめ、盡く之を略取して日本の版圖に入れんとの企を起したり、

抑も列國の宇内に對峙するや、譬へは猶權衡のごとく、千鈞の重きも之に一毫を加へて而して移るは是れ自然の勢なれば、其平均を維持するの術は彼に一毫を加ふれば我亦た一毫を加ふるに在るのみ、當時葡西二國の廣大なるや既に已に彼の如く、而して支那もまた非

常巨大の版圖を有し我側に盤踞せり、我國にして徒らに其疆域を壘守し永く之を恢擴せざらんか、我國の列國に對する權衡は何を以てか其平均を維持するを得んや、大閤の支那を併呑せんと欲せしも、亦た頗る此の點に鑒みる所ありしが故なるとは、西曆一千五百八十五年(天正十三年)に當りて「カソリック」教のガスパルケロが大坂に到りし時、太閤之を延見して、余は國の平和を務むるのみにあらず、また擾亂の將に起らんとするを除くの志なり、されば余既に内國を平定したる後は、支那を征服して吾が帝國の利益となさんと欲すと云ひし一語によるも、尙ほ之を證するに足る、〇日本西教史 此の如き太閤の雄圖を抱きしは偉なりと云ふべし、然れども支那は我と舊好ある國、地廣く民衆し、是を以て援となすべくして與に鋒を爭ふべからざるなり、蓋し與に鋒を爭ふべからざるにあらざれども、兩虎の相鬪ふや一は斃れて而して一は傷かん、强敵の其隙に乘ずるものあらば之に處する極めて難かるべし、夫れ既に支那と鬪ふは不得策なりとせんか、朝鮮は即ち我と支那との墻壁なり、之を撤去して禍根を培養する豈に永遠の利益ならんや、安南なり暹羅なり、英雄武を用ゐるの地なきにあらざれども、是れ皆大陸の地境を連ね壤を接す、縱令之を取るに易からしむるも之を守るや實に難し、寧ろ呂宋は懸海の地、一たび之を取れは之を守る甚だ易く、外は境

ンダナオ、ミンダナオの南瓜哇スマトラ、以てマラッカ半島の東端に至るまで、漸く之を蠶食して新嘉坡の海峽を扼せば、一は以て支那の頭尾を撿束して勢禁形格するに足り、一は以て歐洲諸國の東洋に於ける威力を殺いで日本の國境を固守するに足る、現に西班牙人のこの群島を占領せるを見よ、まづ「カソリック」敎を傳播して土人の心を收攬し、而して後徐ろに收めて其有となせるにあらずや、今彼の頻りに「カソリック」敎僧徒を日本に送るものは、亦同一の手段を以て日本を略取せんと欲するならん、我先ちて彼を制せずんば、日本もまた第二のフィリッピン群島たるの時機あるべしと、是れ原田が太閤の將に遠征の擧を起さんとするを見て、之をして其方向をこの群島に轉ぜしめんとしたる所以にこそ、原田は夙に此の如き偉謀を抱けり、而して彼は如何にしてこの偉謀を成就せしめんとなしたるそ、元來太閤は極めて急激なる性質の人にして、且つ其頃太閤の自負心は最上の點にまで昇騰したる折柄なれば、原田は其機智に富めるの眼孔を以て早く之を睨み置き一の計略を畫したり、其計畫は太閤に對して、其威靈の宏大無比なることを頌揚し、之をしてフィリッピン群島大守の貢獻を徵せしむること是なり、盖し恩と義となき彼れ歐羅巴人の常に輕侮

橋田某は恐く長谷川權六の誤ならん

する東洋に於ける一國の執權者にして、理不盡なる言語を以て突然貢献を促し到らば、當時東は印度一帶の沿岸よりフィリッピン群島に及び、西はメキシコ帝國よりペリユー、チリー、サンタフエートボコタ、及びビユエノゼールに至り、南は亞非利加の各地方を合せ、世界の有らゆる富を掌握して傲然一世に雄視したる西班牙王のフィリッピン群島大守は、必ず憤怒して其不敬無禮を反問すべし、果して其不敬無禮を反問せんか、是れ猶ほ萬石の硝藥に向つて一條の火線を通じたるが如し、太閤遠征軍の向方は必ずフィリッピン群島に向つて雷發せん、是れ余が志望をして全く成就せしむるの時なりと、原田はかく心算を定め、其友人にして太閤の近臣なる橋田某により、太閤書を賜ひて之を徴しなば、群島は必ず我國に入貢すべしと說かしめたり、この勸說は果して太閤の自負心を烈しく感動せしめたれば、直に受答せらるゝを得、太閤をして今や琉球及び朝鮮の二國は朝貢して服從を表したれば、群島もまた此の如くならざるべからずと思惟せしめ、終に左の一書を發するに至らしめたり、

夫吾邦百有餘年、群國爭雄、車書不同軌文、予也際誕生之時、以有可治天下之奇瑞、自壯歲領國家、不歷十年而不遺彈丸黑子之地、域中悉統一也、繇之三韓琉球、遠邦異域、欵塞來亭、今也欲征大明國、蓋非吾所爲、天所授也、如其國者、未通聘禮、故先雖欲使群

卒討二其地一原田孫七郎以二商船之便一時來往、此故紹二-一介近臣一曰、某早々到二其國一而備可レ說二本朝發船之趣一然則可一解レ辨獻二篋一云々、不レ出二帷幄一而決二勝千里一者、古人至言也、故聽二褐夫言一而暫不レ命二將士一來春可レ營二九州肥前一不レ移二時日一可レ偃二降幡一而來服上若葡萄膝二行於遲延一者、速可レ加二征伐一者必矣、勿レ悔不宣、

天正十八年季秋十五日

是れ太閤が朝鮮八道を席卷して支那四百餘州を併呑せんとなせる時なれば、書辭の傲慢なる意氣の豪放なる亦怪しむに足らざるなり、佛人ジャンクラセがこの書を評したる言は頗る其當を得たるを覺ゆ、曰く、「關白殿下は益其大業を恢弘し、フィリッピン群島を領する所の西班牙人をして、己を君主と認め入貢せしめんと企てたり、其常に葡萄牙人と貿易を開けるも、元來歲入を增加せしめんが爲なりき、然れども殿下の欲望は利益よりも名譽上に在り、勇略武功を以て神と仰がれんことを望み、非常の尊榮を極め萬國を足下に踏まんと希望せしなりと、原田はこの書を得て畫策の的中したるを悅び、其身は我國に留まり、甥なる某に命して此書を齎らし、直に呂宋に赴かしめたり、

蓋し原田が太閤を激怒せしめてフィリッピン群島を經略せんとしたる策は、當時我國の勇武

强盛なりし事と、太閤が大を好むの自負心既に充滿し居りし事とを回想すれば、敢て行はれ得べからざるの策にあらざりしならん、然れども遂に二個の事情によりて齟齬したり、彼の原田の甥某は孫七郎の命を受け、太閤の書翰を齎らして呂宋の首府マニラに達し、之を太守に附與して其恭順を促がし、以て彼をして不敬無禮を反問するの使者を發せしめんと勉めたりしに、彼群島太守は本國の强盛たるにも關はらず、又其權力の廣大なるにも關はらず、この書を見て大に畏れ、不敬無禮を反問するの代りに一の口實を設け、使者を我國に送りて我國の事情を窺はしめき、蓋し當時西班牙人は葡萄牙人に沮遏されて、我國に通商するを得たるものは、僅にマニラ、アカブルコ二港の間を往復する商船平戸の領主に保護されて、平戸港に來泊するものゝみなりしかども、我國よりフィリッピンに於ける貿易は、長崎、マニラ二港の間を往復する日本船によつて行はれ頗る盛大の域に在りき、

〔外交志略〕 伊斯班牙人は葡萄牙人に阻抑され、當時日本に來りて貿易するを得ざりしと雖ども、長崎とマニラの間に日本船の往來するありて、互に貿易を爲せしこと頗る盛なりき、

而して其群島に殖民せし日本人の戸口も亦た甚だ少からざりしかば、群島に於ても既に日

本の兵力太閤の功業を穏聞し、且つ彼の支那移住民等よりも日本海賊の畏るへき事、又は「バハン」船の事等を聞き居りし故、遠き歐羅巴の聲援は近き日本の兵力に敵し難きを知り、遂に彼歐羅巴人の常に輕侮する東洋に於ける一國の執權者が與へたる不敬無禮の書に對し、卑屈にも使者を發して之に答へぬ、是ぞ原田が預期の計畫に齟齬を生じたる第一の事情なる、

此の如くして彼群島の大守は、「カソリツク」教の僧徒ジヤンコボー等を使者として我國に送りぬ、この時太閤には既に其遠征軍を驅つて之を朝鮮に赴かしめ、其躬また親から肥前の名古屋に出張して之を監督したる頃なりしかば、原田もまた隨つて營中に在り、使者來れりと聽き、橋田と與に長崎に往迎へ、之を名古屋に伴ひて太閤に謁見せしむ、この時コボーは大守の書及び進物を獻じ、フイリツピン群島の大守は曩きに殿下の賜へる一書を受取れり、然れども其の書は眞に殿下の賜へるものなるや否を確信する能はざれば、今之を明瞭ならしめんが爲めに吾等をして來朝せしめたりと陳じたり、或は云ふ、この時群島の太守より太閤に贈りし答書には、フイリツピン群島の太守は其本國なる西班牙王に申遣し、其指揮を受けて服從の禮を行ふべきにより、暫らく猶豫あらんことを請へる旨を書きたりと、然れ

ども世豈に他國に臣服して其管理する封土を割與せんと欲し、其本國の指揮を待つものあらんや、若しこの事をして太閤未だ其遠征軍を驅りて朝鮮に赴かしめざる前にあらしめば、尙ほ充分に之を激怒せしむるに足りしならん、然れども當時太閤の遠征軍は既に朝鮮に向つて雷發し、所謂萬石の硝藥は今や移して庫中にあらざりしを以て、一條の火線は空く冷滅し盡きたりき、太閤の世に至りて古より以來未だ我國に交通せざりし南蠻の一國が始めて貢獻せしは、原田孫七郞が功なりとて、原田を家人の班に列し、年俸五百俵を賜はり、彼の國の使者には其辭の恭順なるに免して、之を承諾したる旨の返書を與へ歸し遣りぬ、是ぞ原田が預期の計畫に齟齬を生じたる第二の事情なる、是に於てか嘗て商船の便により呂宋に往來せし原田なる褐夫は、儼然たる關白の御家人となりて、食祿五百石を有する士人となれり、然れども原田が志豈にここにあらんや、原田は固より區々の俸給に滿足して、碧籐三尺人に羈かるゝの鷹に非ず、節角に計畫せし策略の眼前に齟齬したるを見て、奮然自ら起つて鵬翼を鼓動し圖南の途にぞ上りける、

原田は一の奇策を抱いてまた呂宋に趣けり、其計畫は明かなり、最初に誘出したる群島の大守が第一回の使者は、不幸にして太閤の激怒を買ふに足らざりしかば、更に第二回の使者

を誘出して、其素願を必成せんとなしたるのみ、抑〻この策の最初に一蹶したる所以のものは、遠征軍の既に朝鮮に向つて發したる後なりしを以てならずや、彼れ征韓軍は今や一轉して征明軍となり、其先鋒は既に鷄林八道を蹂躙して、將に馬を鴨綠江に飲うて朝に燕京を衝かんとするの時に迫り、太閤の政府は其の徵發を經營して兵馬倥偬の最中なり、曩きには朝鮮を相手となしたるのみにてすら、遠征軍を群島に發するに遑あらざりしもの、何如ぞ支那の大兵を破摧せんとするの日に當りて、別遣軍を出し得んや、されば卒然之を觀れば、原田が今回の畫策は殆んど成算なきものゝ如し、然れども徐ろに太閤平生の人となりを察すれば、磊落豪放にして、一遠征軍を發せしを以て智窮し勇沮み、縮頭收尾一兵一馬他に發し得ざるが如き人にあらず、最初太閤が遠征軍を發せんとするや、召舊時王五峯黨問之、答曰、大唐執五峯時、五峯等三百人、自南京劫掠、横下福建、過一年、全軍而歸、唐畏日本如虎、欲取如反掌、關白喜曰、以吾之智、行吾之兵、如大水崩沙、利刀破竹、何國不亡、吾帝大唐矣(兩朝平壤錄)と、意氣の高遠なる夫れ已に此の如し、故に原田が機智に富めるの眼は善く之を諦視し、再び呂宋に渡るを無益なりとせざりき、且つ當時西班牙國の兵力は極めて强大なりしと雖ども、數百年來突擊彈刺の中に生育したる元龜天正の勇士が眼には、左して其

强大恐るべきを視ざりしならん、否實に彼が東洋に於ける兵力は强大恐るべきものには非ざりしなり、何を以て之を知る、吾人は我國に生れたる明人鄭成功が、呂宋を襲撃せし事を以て之を證するなり、西曆一千六百六十二年（後西院天皇の御代寛文二年、淸の康熙元年に當る）即ち原田が呂宋に赴きしより殆んど七十年の後、國姓爺なる鄭成功は呂宋を占領せんと欲し、一時に命して兵船を臺灣より發し、主としてマニラ港を襲撃せしむ、其勢の猛烈なる、さしもに兵備堅固と見えたりし西班牙國の鎭臺も殆んど之を禦き兼ね、術盡き計窮りて將に全島を擧げて之を臺灣兵に委し、城門を開いて其兵を撤去せんとするに至りぬ、其時偶然にも國姓爺死しければ、臺灣の兵自ら引去りしを以て、西班牙人は僅に此島を保有するを得たることあり、夫れ當時呂宋に於ける兵備の整ひしことは、決して原田が往來せし七十年前の有様にあらざりしこと明白なり、而して之を襲撃せし臺灣兵の如きも、烏合蜂起の衆固より精練の兵に非ざりしかども、猶は能く殆んど同島を略取したりき、見るべし若し太閤をして一たび激怒せしむれば、一褊將の力猶は能く之を辨するに足りしを、原田が再航豈に成算なしとせんや、

原田は旣にして呂宋に達し、直ちに大守に詣りて、曩きに太閤より贈りし所の書は、コボー

等の復命に因りて眞正のものなることを確めたれば、今は之に對して明確截然たる決答の使者を再び我國に送らしめんと欲したりしに、何ぞ圖らん前の使者コボー等は海上難破して合船沒死し、太閤の返書終に太守の手に達せず、是に於て原田はまた大守に進說するの機會を失ひ、其第二回の計畫をして殆んど畫餅に歸せしめんとするの塲合に立至れり、若し他人をして之に處せしめば、失望して歸途に就くか、又は空しく其地に留まるの外無かるべし、而して機智に富める原田は更に又一策を畫し、マニラ府に駐在せる「カソリック」教管長に面會し、我國の太閤殿下は夙に師等の高德を傳聞し、日本に迎へて教化を播さんことを渴望せり、師等若し日本に來らば、余は必ず殿下をして師等を優待せしむべし、余は殿下をして師等の欲するが如く、其宣教に必要なる堂塔を寄附せしむべしと勸說したり、元來こ のフィリッピン群島に於ける「カソリック」教の管長は西班牙王之を指名し、羅馬法王の批准を得て定むる所のものにして、今日に至りても群島一切の教務幷に教育を管理するの權を有し、太守とは密接の關係あり、故に原田は管長の必ず太守に協議すべきを知り、管長太守に協議すれば、太守は太閤の威名を畏れ且つ管長の法權を敬へば、必ず使者を發遣すべきことを測りて、かくは勸說したりしなり、果せる哉其圖りし所に違はず、管長は原田の

說を聽きて大に喜び、太守に之を協議せり、太守は固より太閤の威名を畏れ、又管長の法權を敬ひしかば、前の使者ジャンコボー等が得來れる返書の旨も詳かならざるに由り、直ちに其議を容れ、「カソリック」敎の僧徒ペールゴンザールを正使となし、ペールバチストを副使となし、書翰と進物とを齎らして原田と與にまた日本に向つて赴かしむ、

原田が再び群島太守の使者を誘出するの手段は果して其圖に中りければ、使者の一行は原田と共にマニラ港を出發したる後、終に肥前の平戶港に着けり、是れ當時平戶港は、西班牙人のマニラ、アカプルコ二港の間に、商船を往來せしめたるものゝ常に寄港する所なりし故なり、この時長崎に駐在せる葡萄牙の「カソリック」敎の僧徒、即ち「ジエジユウエト」派は西班牙なる「フランソワー」の新派が日本に侵入せんとするを見て、其敵意を買ふの大事に不利益なるを遠慮せしにや、彼等を長崎に招致せんとしたりと云ふ、然れども彼等は平戶港より直ちに名古屋の營に赴き太閤殿下に謁見せり、この時使者等は善美の馬具を裝ひたる新西班牙即ちメキシコ產の駿馬一頭、カスチリア產の美服一領、淨明光瑩なる大玻璃鏡一面、華麗に鍍金したる墨池一壺、及び西班牙銀五百「マーク」を獻し、副使ペールバチスト呂宋より伴へる譯官フレールゴンザールによりて使命を陳べしめたり、其意たるや、

曩きに我フィリッピン群島の太守は、使者を發して嘗て賜へる殿下の書の事を奉問せしめたり、其使者は殿下の答書を得て歸途に上れりと傳聞すれども、彼等海上に溺死して使命を全うせざりしかば、太守はまた臣等をして前きに賜へる殿下の書は、眞に殿下の旨に出でしものなるや、また其コボーに答へる書は如何なる旨なりしや、親しく之を奉問せしめんとして、こゝに殿下に謁せしむとの旨なりき、或は云ふ、この時太守より太閤に贈りし書には、フィリッピン群島の太守は西班牙王よりの答書を得ば、速に使命を奉し聘帛を備へて服從の誓書を獻ずべし、然らざるも太守は既に殿下を君と仰ぎ、其命令を聽くの心なりと記したりと、太閤は此バチストの言に接するや、其口實の甚だ曖昧模稜なるを怒り、直ちに氣色を損じて鋭利なる聲を勵まし之に答を與へたり、曰く然るか、然らば予今再び汝等に答辭を與へん、予之を聞く、フィリッピン群島太守は予を奉して君主となし、且つ予が兵を群島に送らずして朝鮮國に出せしを謝せんとして、日本に來朝せんと欲せりと、予之を許す、速に來り朝すべし、若し太守自ら來朝する能はずんば、其子をして代りて疾く來朝せしめよと、この命令たるや、群島の太守または使者に取りては迷惑至極なる難題なりしかども、原田に取りては夙望をして成就せしむる最好の問題なりき

彼れ群島の太守をして使命を辱かしめざるの決答を斷言せしむるか、縱令然らざるも少しく其返答に躊躇せしめなば、猶ほ充分に太閤の激怒を買ふの價格ありしや疑ひなし、然れども彼れ老練なるバチストは、この危急なる機會に臨んで頗る大膽の答をなし、また太閤の憤怒をして雷發することなからしむ、是に於て原田が畫策はまた徒勞にぞ屬しける、バチストが太閤に答へたる言に曰く、殿下の諭さるゝ所のもの謹んで之を承知したり、惟だ我群島の太守は西班牙王の臣なれば、其王命を得るにあらざれば其分として直に外國の君を奉戴して之に臣事すること能はざるべし、然れども殿下は父の如く、歐洲人は子の如く、既に殿下の盛德を慕ひ、日本に來りて貿易するの風習を有せる上は、群島の太守は殿下に對して諭旨に承順することを稟言するの義務あるのみ、臣等速に殿下の諭旨を太守に通報すべし、若し殿下の意に適し之を許さるゝを得ば、太守の使者たる臣等が一行は、太守再び至當の答辭を殿下に奉呈するまでは、人質となりて日本の地に留まるべしと、太閤の將に發せんとしたる胸中の烈火は、この言により打消され、彼等を我國に拘留して太守の再答を待つことゝなりぬ、是れ實に後陽成天皇の御代文祿二年(西曆一千五百九十三年)の事にして、征韓軍の先鋒隊は連戰捷を報し、大明使者を遣はして和平を乞ふの秋なりき、蓋し當時太閤

原田及びバチストの意裏を察するに、太閤は其氣一世を蓋ひ、支那の四百餘州を席卷して之に帝たらんと欲せしかば、南洋渺々未開の地は未だ注意を惹起するに足らざりしかども、原田は宇内の大勢を洞見し、征韓征明の大役は徒らに國力を疲困せしむる所以なることを知り、又葡西二國の「カソリック」敎を我國に宣布して其奪掠を行はんとなしたる主段は、漸く膏肓の病たらんとするの傾向あり、今にして呂宋を奪取して彼が得隴望蜀の念を絶たしめざれは、日本もまた第二の群島たる時機あらんことを察せしかば、必ず太閤の激怒を挑發して遠征軍を出さしめんと欲し、バチストはまた依違の間に滯在して、一は其情勢を察し、一は己が宗敎を傳播するの地となさんと欲し、豪膽なる三人の役者は、同時に舞臺に現出して一場の新劇を演したり、支那日本宗敎史を著したる英人某の言に曰く、當時バチストは使者に代つて太閤の群島に君臨せんと欲するの意を其太守に通知し、其事の決定するまでは同行諸僧と與に人質として日本に滯留せんと試みたり、其豪膽驚くべしと、太閤を瞞着して原田が囊策を齟齬せしめたるバチストが豪膽實に驚くべしと雖ども、原田が卓絕なる識見と雄偉なる策略とを有し、其熱心なるや一蹶二蹶三蹶するに至りても毫も屈撓する所なく、この豪膽なるバチストの所業に放任し、賴て以て之を利用して、其素願を貫徹せ

んとしたるの豪膽は更に驚くきべにあらずや、

バチストは太閤に面謁して其言に接し、太閤の眞に畏るべき志望を抱けることを知れり、然れども彼が「カソリック」教旨に自負なるや、最初原田に聽取したる太閤が「カソリック」教僧徒の高德を慕へりとの一語は、常に彼等が腦裏を去らざりき、故に彼等が群島太守の人質となりて我國に滯在するを許さるゝや、再び太閤に面謁して其莊嚴無比なる大坂の居城を縱覽して、歸國の壯話となさんことを請ひければ、自負心に充滿されたる太閤は、人質をして其國を游歷し、遂に洛外の一地をトして其住處とするを得せしめたりしに、彼等は即ち住處を變して之を「ノートルダム、フォルチュヌキュール」と稱する寺院となし、文祿三年五月朔(西曆一千五百九十四年十月廿四日)より始めて宣敎に從事しぬ、最初彼等が名古屋を去りて京都大坂に游歷するや、長崎に居留せる葡萄牙人によりて、彼等が著したる日本上板の字書及び日本葡萄牙對譯會話書等數品を得たりと云ふ、是より以後彼等は頻りに敎務を擴張し、同派の僧徒を來集せしめて公然宣敎したりければ、こ原田が最後の一策は漸く之を施行すべきの時機に向へり、然れども使者なる僧徒は此の如く人質と稱して此地に駐留し、太守の返書は久しく達せざりしかども、當時航海の容易ならざりし一事は未だ其遲延を以

て向背を斷言するを得ざりしかば、偉謀を懷抱せる原田孫七郎をして空しく年光の移り易きを絕嘆せしめたり、其中偶然の機會あり、また原田をして手を措くの地を見出さしむ、慶長元年の九月(西曆一千五百九十六年)に當りて、大船一艘土佐國浦戸の港に飄着したる旨、國主より太閤の政府に上申したり、是に於て太閤增田右衞門尉長盛を遣して之を點撿せしめたるに、其船は西班牙國の商船にして、呂宋を發し新西班牙即ちメキシコに赴かんとしたる海上、颶風に遇ひてこゝに飄着したるものなりき、この時增田は其船長に對し種々の談話をなしたる中、無心の問は善く無心の答を惹き、彼の船長をして覺えず知らず、西班牙が當時把持せる政畧を忌憚顧慮なく公言せしめたり、即ち增田は其話次西班牙國と葡萄牙國との關係如何、又東印度及び西印度は均しく西班牙王の所領なるや否を問ひたるに、船長は之に答へて、されはなり、西班牙は葡萄牙とは今や合併して、我フィリップ二世陛下の治に歸し、東西印度も亦皆西班牙國の隷屬なりと陳述し、他國の人に對し自國の强盛を誇張するを喜ぶ人情の常として、船長は更に一幅の地圖を出し、指點して其版圖の廣大無比なるを說示したり、是に於て增田は再び船長に對し、西班牙國の屬地此の如く四方に散在し、其版圖此の如く廣大を致せしは、如何なる政略を用ゐて此に至りしかを問ひたる

に、其本國人の當時日本に於て如何なる事をなし居るやを夢想だもせざりし船長は、之に答へて言ひけらく、我が西班牙國の屬地政略は、之を經略するに先ち、まづ是等の諸國に僧徒を派遣し、敎法を宣布して漸く人心を收攬せしめ、國人の大半之に歸依して同宗の君長を戴かんことを希望するに及びて、一面は信徒を煽動し、一面は軍隊を派遣して之を奪略せしむるを常とせり、是を以て戰へば勝ち攻むれば取り、國土を擧ること恰かも枯れたるを拉くが如しと、この偶然なる船長の答辨は、當時西班牙人の我國に居留せる有樣に恰かも相符合して思合はさるゝ所有りしかば、太閤大に之を憎疾し、直に其商船貨物を併せて一切之を沒收しぬ、〇日本西敎史 或は云ふ、旣に貨物を沒收したる後其船を修理せしめ、白米、豚、鷄、酒、麥の粉を與へて之を放遣せりと、〇太閤記 然れども其大に彼等が利益を奪取したるは疑なき事實なるべし、

〔太閤記〕土州長曾我部居城ちよらかの森かつら濱、うら戶の港より十八里澳に夥しき大船慶長元年九月八日寄來るの旨、長曾我部方へ告來りしより、即ち小船を仕立見せにつかはしければ、南蠻國よりノビスバンと云國へ商賣のため通ふ船にて侍りけるが、甚風に遇て楫折船損し、舳先より潮入、水に渴し過半死して候、殘て黑坊二百五十八、「シン

ニヨロ」十八餘、商人三十八計あり、其外五百人餘はかなくなりしとなり、國主御憐愍に水を被下候へかしとありし處、長曾我部より水は勿論、肴十五荷、白米五十俵恩賜あり、かくて黒船に坐船二十艘付置、翌日増田右衛門尉方へ羽檄を飛ばし其旨申上しかば、殿下殊の外なる御機嫌にて有りける、即ち右衛門尉令下向改之上候へと被仰付しかば、はや船に乗りて下り行、無程着船し、舟の大さを大工にうたせ見れば、長さと三十間、横二十二間なり、楫の入たる穴の廣さ五疊しき、八帆の柱あり、ほんの眞柱は風の爲に切折しとなり、殘りたる所三かいに餘れり、かくて船中を改め見んとありし時、通辨の者さし出、之を精しく沙汰し給はゞ五六十日も御隙入候べし、積入申候時如此おはしまし候とて、其の時の積日記を出しければ、増田任其意止ぬ、こさかしき者の云けるは、積日記の外私物に水主共の積みしもの多くあるべしとなり、長盛聞て、此注文の面さへこと〴〵しき事なるに、不入ことをさし出申と白眼せしかばおだやかなり、其日は注文を請取、元親館に歸りて、この黒船の一艘分八段帆の小船いか程に積み大坂へ參るべきぞ、勘辨してまづ船を寄給ひ候へと元親へ申ければ、通辨又商人など呼寄穿鑿精しくせしかば、百五十艘に積候はんと申しけり、されば近き浦々より明日より船を寄

られ候へど長盛沙汰しければ、元親船奉行共に其旨申付、土州の浦々を改七十艘よせぬ、其外は廻船可ㇾ然候はんとて、阿波讃岐其他島々へ奉行をつかはしければ、八十除艘來りぬ、同じき九月廿日より注文の分請取かゝり十月二日に相究まり畢、かくて増田も翌日三日、百五十艘を召連さゞめき渡て上りける、廿町計おし出してより順風になつて、六日の晩に大坂へ着にけり、即ち注文を以て御目にかけ候處、不二大形一御喜悦にてぞ有りける、

注文

一上々繻子むれう	五萬端	一唐木綿	二十五萬端
一金襴純子	五萬端	一白糸	十六萬　斤
一ゐんす	千五百内びく三百	一麝香箱但二人持	
一生たる麝香	十	一生たる猿	十五猿の輔車黒く尾長く鼠の毛に似たり
一鸚鵡	二		

殿下注文の旨御覽ましゝて、禁中へ生れたる鸚鵡一、二人持の麝香箱一、金襴純子二萬端奉ㇾ捧ㇾ之、其外攝家清華諸侯大夫御馬廻等中間に至るまで、それゞに應じ御支配いと夥しき事になんありしなり、并京堺奈良町人等にも被ㇾ下、何方も賑ひわたり、長曾我部

には銀子五千枚、其外色々諸侯幷に被ㇾ下、家中の長共にも御配當あり、增田も銀子五百枚、幷何も幷に種々拜領あり、黑船の者共に扶持方八百人分、酒肴薪毎日五百人の御下行にてぞありける、船大工をも右衛門尉に申付、「シン ニヨロ」「アンジ」好み侍るやうに黑船を修理し取らせよと被ㇾ仰付ㇾしかば、十月より明年正月に至りて出來侍りしなり、因ㇾ之歸朝の御暇申上ければ、可ㇾ入物共を注文を取て令ㇾ下行ㇾつかはし可ㇾ申旨なるに因て注文を出し候へと長盛申つかはしければ、米五百石、ぶた百疋、鷄千疋、と申上けり、秀吉公へ其旨披露せし所、白米千石、ぶた二百疋、鷄二千疋、酒大樽百、種々の肴五十荷、饂飩の粉五百石、可ㇾ令ㇾ下行ㇾ旨被ㇾ仰出しかば、增田承つて早速相渡し侍れば、事の外忝存知せし趣申上、三月初旬歸朝しにけり、原田は此機會を得て、瞬間も猶豫せず直に進んで太閤に謁し、曩きに本朝に入來りて質たりと陽言して、其儘駐在せるフィリッピン群島の使者は、曾て殿下の免許をも受けずして前日の禁令に背き、現に公然「キリシタン」宗を宣布し居れり、彼等が爲る此所の如くなるを見れば、太守の志もまた知るべしとぞ訴へける、原田がこの進説は、即ち太閤をして使者幷に太守の所行を憤怒せしめ、賴つて以て群島を經略せんと試みたる最後の一策なりき、然れどもこの策は唯能く太閤の憤怒を惹起したるのみにして、太閤の政府

は五六年來繼續したる朝鮮幷に大明征伐の役に、當時殆んど多事を極めたるを以て、終に群島に向つて問罪の兵を出さしむる能はざりしこそ果敢なけれ、慶長元年十一月十五日（西暦一千五百九十七年一月三日）太閤は左の宣告を以てフィリッピン群島より來れる「カソリック」敎の僧徒等二十六人を磔殺せしめたるに終り、原田の計畫はこゝに至りてまた終に蹉跌し去りぬ、

此者共呂宋の使者と詐り、日本に來りて御免をも蒙らず國內に留まり、禁制を犯して「キリシタン」宗門を傳へたるにより、長崎に於て磔刑に處するものなり、

旣にして太閤もまた薨じければ、原田が偉謀は終に全く荒草に湮滅し、赫灼の功名と廣大の屬地とを後世の日本人に傳ふるを得ざりしのみか、原田其人の事跡に於てもまた聞ゆる所なく、吾人をして其死せし所をだに知らざらしむ、嗚呼太閤をして苟くも原田が計畫を熟聽し、其朝鮮に向つて發せしめたる遠征軍を轉して、之をフィリッピン群島に用ゐしめなば、呂宋は永く我帝國を組織するの一分子となりしならんに、徒らに無用の地に兵を勞して連戰七年の久しきに至り、寸壤尺土も收むる能はざりしは寔に千古の遺憾にこそ、古賀洞庵の海防臆測に之を論したるは最も的切なるが如し、其論する所の言に曰く、豐大

壬辰之役、蹂躙朝鮮八道、摧明滔天之援師、斬馘百萬級、使本邦之威稜震平殊俗、足稱曠古盛擧也、顧識者於是猶抱無涯之憾何也、斯時百戰之餘、梟將林立、猛士如虎如羆、所擊莫不摧破、可以衡行天下、而海南爪哇呂宋臺灣等國未盡爲太西所據、即據焉、土人叛服參半、虜守備、又未盡嚴整、以吾君臣之英武、將卒之虓闞、果能詳晰時勢、諳海外動靜、更造船艦、多貯火器亡論豊太閤不勞親赴、又不必煩前田利家上杉景勝赫々大諸侯、但命加藤嘉明藤堂高虎輩、督率舟師數萬、出渠不虞、可以無血刃、遺鏃而取海南諸國、是扼亞細亞利未亞(即ち亞非利加洲なり)二大洲之咽喉、而逆控歐羅巴勃興之鋒也、進可以蠶食五大洲、退猶爲五大洲所龍伏、豈不偉歟、豈不盛歟、如之何、當日君臣英猷有餘、智慮未周浹、於外國事茫如暗摸、然、是以前後七載勞兵於無用之地、徒多喪壯士、疲困國力、而吾疆域不加、恢曠又未至震疊於區宇、可慨也と、唯夫れ内に在りては「カソリック」敎の僧徒等が既に愚民を惑はして不測の變を釀生せんとするものあり、外に在りては太閤が前後七載兵を無用の地に勞して徒らに多く壯士を失ひ國力を疲困して、而して吾疆域の恢曠を加へざるあり、是に於てか我國人は海外の諸國に向つて政略上の關係を生出するを厭ひ、遂に商業の進路を遮斷して全く杜絶し盡くすに至る、豈に啻に區宇を震疊するに至らざりしの慨すべきに止まらんや、

大日本商業史卷五

菅沼貞風著

近古の時代（歐洲貿易の時代）中

異國渡海の起源幷新西班牙との新航路

內に在りては「カソリック」敎僧徒の頻りに愚民を惑はして敎權を收攬するあり、外に在りては太閤の兵を無用の地に勞して、徒に多く壯士を失ひ國力を疲困して、而して其疆域の恢擴を加へざるあり、是に於てか我國人は漸く海外諸國の交涉を厭ひ、昔者交通の便なかりし時の安全虞なきに若かざるを思出せるものもありき、然れども苟くも物の道理を識別するの智力を有したる者には敢て然りしにあらず、唯務めて政略上の關係を避けて、而して商業上の關係を求めしのみ、

我國の商船は古來唯支那朝鮮の二國に航行するのみなりしが、海賊の發達と共に大に其航路を延長して海南諸國にも通商し、世に唐渡と稱したり、彼等が航路の此の如く延長したる

所以のものは、昔時海賊の徒が頻りに朝鮮支那の國境を剽掠したる以來、我國の商船痛く彼二國に拒絶され、彼等は海南諸國に往くにあらざれば、其商業を經營すると能はざりしに由る、されば當時唐渡りと稱したるは、支那朝鮮の二國に往きしにあらずして、海南諸國に往きしものなること、長崎御用奇物識に、長崎より渡唐せしは、呂宋、東京、交趾、柬埔寨、暹羅なり、唐土に行きしにはあらずと云へるを以て知るべし、然れども當時海賊の海上に横行する者極めて多かりしを以て、純然たる商船は往々にして其危險を冒さゞるを得ざりしかば、彼等は政府の威力によりて之を免れんことを欲し、京都、堺、及び長崎の豪商等太閤に請ひて其朱印を押したる渡海免狀を得たり、其意蓋し謂らく、此朱印狀の旨に背きたる者は大閤の旨に背きたるものなりと、この朱印狀を受取りし始は文祿元年の事にして、當時之を異國渡海の朱印狀と稱し、この免狀を齎らせる商船を御朱印船と稱したり、其之を受けたるものは、

京都	茶屋四郞次郞	一艘	角の倉	一艘
	伏見屋	一艘		
堺	伊豫屋	一艘		
長崎	末次平藏	一艘	船本彌平次	二艘

荒木宗右衞門　一　艘　　　糸屋隨右衞門　一　艘

都合九艘にして、其往く所は廣南、東埔寨、東京、六昆、高砂、呂宋、天河、暹羅の各處なりしと云ふ、〇長崎拾芥　其他猶ほ唐渡する船もありしかども、この八人の持船は悉く大船にして唐船に模擬したれば、世人之を九艘船と云へりとぞ、〇長崎集、長崎御用書物　蓋し免狀を受けたる船數の甚だ少かりしを察するに、是れ必ず船主の門地と名譽とを表するものにして、一般の商船に至りては未だ其保護を受くること能はざりしならん、

然れども太閤の薨ずるや我國の圓形は忽ち其中心點を缺き、衆線棼亂して統理する所を失へり、而して再び之れが中心を形成するの大任を負ふたる者は、獨り關東八州の領主なる德川家康ありしのみ、故に家康がこの大任を完ふするの策は、自己の勢力を培養して棼亂したる衆線を吸收するの一事に在りとなし、內は政治を修整して人心を撫綏すると與に、外また海賊を禁し商路を開き以て其富を增殖するを務めたり、而して曩きに海賊の禍を免れんと欲して造出されたる異國渡海の朱印狀は、今や反つて海賊を撿束するの器具となる、家康が異國渡海の朱印狀を利用して海賊を撿束するの器具となしたるは、即ち家康が商業上の關係を厚うして政略上の關係を薄うせんと試みたる政略の第一着手にして、其意たるや

家康が海南諸國に往復せしめたる書翰以て之を證明すべし、蓋し家康が此の如き政略を實行したるは、慶長四年の七月に當りて、書を大泥國に贈りし時よりや始まりけん、

日本國源家康、報章大泥國封海王嘸哩噠哪李桂足下、今玆孟夏、所呈本朝之表文、披而讀之、則似不移寸步而對中高顏、抑去歲八月、太閤俄然而歸泉下、闔國皆用令嗣秀賴相公號令、如寡人者、蒙顧命而輔佐嗣君也、幸而到遠方遐陬、治政不減、往日本邦風俗來使親見之、不及注記、竊聞、貴國依足下義氣、國家安寧、人民和平、遠近懷其惠者、可不嘉尙乎、維時所還送之方物、珍禽異產、獻諸嗣君、何圖寡人亦得貴國芳信、遠方厚惠、不勝感戴、爾後許商船彼來、珍器寶貨、可隨足下所欲、邦域中海濱陸路、制禁賊徒、雖隔萬里海雲、堅交盟則其不異昆弟、莫訝、爲表寸忱、甲冑二具獻之、采納多幸、時是孟秋、而凉風來、雖殘暑尤酷、是爲國宜、自嗇不備、

龍集己亥（慶長四年）孟秋上旬

大泥はマラッカ半島の中に在り、暹羅、東捕寨の西南に在りて、六昆、マラッカと相隣る〇外蕃通書或は云ふ、慶長元年八月、この國の封海王悉里遂里那と云へるより、使者沈德なる者を遣し來りて貿易を請はしめたりと〇外交志略蓋し當時日本商船の海南諸國に往來するもの日に多し、

是に於てか海南諸國も亦た彼等に誘出されて、頻りに商船を我國に送りぬ、東洋貿易の隆盛なりし恐くはこの時に過ぐるものなからん、然れどもこの時までは未だ朱印狀の事に於ては何等の沙汰もあらざりしが、同じき六年五月安南より左の書を送りて、我國の商人等が其國の大都堂官を殺せし由を報ぜしかば、始めて朱印狀の制を擴張して、彼等を檢束するの器具とはなしぬ、

安南國天下統兵都元帥瑞國公、玆慶㆓豪家康公貴意㆒、前差㆓白濱顯貴㆒發船往販、通商結㆑好、又蒙㆓賜文翰㆒、乃前任㆓都堂㆒往復、今我新任㆓都統元帥㆒欲㆘依㆓前事㆒兩國交通㆖、不幸至㆓舊年四月間㆒、顯貴船泊在㆓順化處㆒、海門被㆓風蕩㆒、船破無㆑所㆓依恃㆒、順化大都堂官不㆑識㆓顯貴良商㆒、與㆓船者㆒乘氣不意、都堂官專誤㆑身、故諸將帥與㆑兵報㆑怨、且日々要㆑殺㆓死顯貴㆒、我在㆓東京㆒聞㆓此消息㆒、愛惜難勝、於㆓上年㆒我奉㆓命天朝㆒復臨㆓巨鎭㆒、見㆓顯貴㆒尙在㆓我國㆒、我本欲㆑發㆑船許、何奈、天時未㆑順、延至㆓今日㆒、幸見㆓貴國船復到㆒、顯貴晴曉㆓事由㆒、我無㆑不㆑悅、寔護具㆓非儀㆒、聊表㆑意、庶容、少納外專書一封、煩爲㆓傳上位示下㆒、予顯貴返㆑國以結㆓兄弟之邦㆒、以交㆓天地之儀㆒、誠如㆑是則助以㆓軍器㆒、日生鹽漆并器械以充㆓國用㆒、我感德無㆑涯、異日客報、至祝、玆書、

弘定二年（我が慶長六年）五月初五日

安南は世人の知れる如く支那の南に接したる一王國にして、西暹羅に接し、南占城及び柬埔寨に連る、當時其國二分して東京西京の二となり、與に明國に臣事して其爵號を受け、安南都統使と稱したり、東京は即ち上交趾にして、西京は廣南に在り、順化は即ち其港口なり、當時我國の商人は嘗て支那の沿海數千里を蹂躪したる餘勇を挾み、常に海南諸國を橫行して其國人を淩轢せり、安南の一國に於てもまた既に數年前より之を往來したりしに、この時卒然我國の商人等廣南政府の長官と爭鬪して遂に之を打殺せしかば、其將帥等兵を興して長官の仇を報いんと企てたりき、然れどもこの廣南政府は元來安南即ち東京政府の叛者にして、之を打殺せしは寧ろ安南國王の利益なりし故、東京政府は其商船の船長なりし白濱顯貴を救出して之を我國に送還せり、書中に言へる所即ち是なり、但夫れ此の如くして政略上の關係を生出するは、家康の政略の取らざる所なりしかば、遂に左の一書を送り、朱印狀の制を定めて彼等を檢束せんとは試みたり、商人にして他國政府の長官を打殺せるは其暴横驚くべしと雖とも、當時國權の隆盛なる一言半句も之に向つて其過を謝するに及ばざりしは亦た極めて壯ならずや、

日本國源家康復二章安南統兵元帥瑞國公一、信書落手、卷舒再三、自二本邦長崎一之商船於二其地一逆

風破舟、凶徒殺人者、國人宜致誅之、足下至今愛撫舟人者慈惠深也、貴國異產如目錄收之、夫物以遠至罕見爲珍、今也我邦四邊無事、群國昇平也、商人往返、滄海山陸、不可有逆政、可安心矣、本邦之船異日到其地、以此書之印可爲證據、無印之舟者不可許之、弊邦兵器聊捉贈之、實千里鵞毛也、維時孟冬、保嗇珍重、

慶長六年辛丑小春日

この時また呂宋より我國の海賊支那人と與に其國に寇せりと告げしかば、家康は亦た前制を擴張して之を呂宋にも用ゐたり、而して同じき八年の正月及び同じき十一年の十二月に至りては、東埔寨、田彈の二國に向つてもまた其制を應用したるを見る、

日本國源家康回章呂宋國郎巴難至昔高提腰足下、舊年於貴國之海邊、大明弊邦惡徒作賊之葬、可刑者刑之、明人異域民也、不及刑之令歸于本國、定知於大明被誅罰、如本邦者、去歲凶徒雖作反逆、一月之間無遺餘誅戮之、故海陸靜安、國家康寧、自本朝所發之商船不可用多者可隨來意、他日本邦之船到其地、則以此書所押之印、可表信印、之外者不可許焉、弊邦與濃毘數般（新西班牙）欲修隣好、非貴國年々往來之人、則海路難通、所希求者、依足下指示、舟人船子時一令往返、貴邦士宜納受之、遠方之信、厚意難謝、孟冬漸寒、順

序漢齋、

慶長六年辛丑冬十月日

日本國源家康復章東埔寨國王麾下、遠傳信書、披之讀之、如遶華床而聽雪語、矧又贈諸般奇產、感欣交臻、抑貴國有英雄鬪爭之患難、而鼓角聲不止者不勝嗟嘆、只願和同將士、撫育黎庶、而不及干戈、弊邦兵甲可應貴國所求、更不可制止、本邦商人欲赴貴邦、可遣寡人此書所押之信印、不持此印書之輩者、不可允容焉、懷廷大官商船、即今告歸國、他日雖到陋邦、海涯陸地不可有寇賊、島嶼諸國加制命、其地縱雖隔遠、其交親切、則何不作四海兄弟思乎、本朝土宜、其物雖輕賤、聊備軍要而已、今也曆際元正、寒氣尚甚、爲民人須保養也、至祝、

慶長八年癸卯孟春嘉辰

日本國源家康謹白田彈國王足下、東南遙隔滄溟、故未通音問、雖然久聞仁風、明人偶要到其地、不勝歡悰、呈愚翰、不論地域之隔絕、修交盟、則其情如近對、寡人比歲集諸方沈香、頭南人所傳說者、貴國之香材尤上品也、中品下品諸香此地亦多有之、伏希訪尋國中、而贈極品奇楠香、則實大惠也、自今以往、日本之客船、若賣買雖到其地、無此書之押印、不可允容、

也、本邦土宜、不顧薄物、太刀脇刀各一柄贈進之、以表卑忱、維時臘天、爲國保嗇、不宣、

慶長十一年星集丙午冬十二月七日

東捕寨は安南の南に在り、西暹羅に接し、東占城に連れり、また當時獨立の一王國なり、田彈は蓋し番丹にして、一に之を番達と云ふ、馬路古諸島の最も西なるものならん、（○外蕃通書）見るべし家康は漸く朱印狀の制を擴張し、この免狀を有せざるものは海外諸國をして之を貿易することなからしめて、以て海賊の徒を檢束したりしことを、然れども家康は獨り此の如くして政略上の關係を薄くせんことを務めたるのみならず、又進んで商業上の關係を厚くせんことを務めたり、家康が商業上の關係を厚くせんことを務めたることの尤も著明なるは、關東と濃毘數般（新西班牙）との間に太平洋を横ぎる貿易の新路を開かんと企てたる事是なり、家康が呂宋に贈れる書に曰く、弊邦與濃毘數般欲修隣好、并貴國年々往來之人、則海路難通、所希求者、依足下指示、舟人船子時一令往返、と、濃毘數般は即ち新西班牙にして、今の墨西哥地方是なり、家康がフィリッピン群島の太守をして、其毎年マニラ、アカプルコ二港の間を往來する商船に命して、時に一たび我國の舟人を導かしめ、以て通じ難きの海路を通せんとしたるは奇と云ふべし、而して家康をして此の如き奇圖を生せしめたるは、當時我

國に漂流せし阿蘭陀船の水夫阿蘭人ヤンヨステンが說話にして、其奇圖を成就せしめたるは英吉利人にして、同船の按針即ち水先人なりしウィリヤムアダムスが力なりしは更に奇なり、最初葡萄牙人が喜望蜂を遶りて漸く東洋諸國に交通するや、西班牙亦たホルン岬角を遶りて太平洋を航過し、爾來此二國は久しく東洋諸國の商權を專占し、殊に我國の貿易の如きは夙に葡萄牙人の一手に歸して、西班牙人と雖ども僅かに其一部分の餘澤を蒙むるに過ぎざりき、この時に當りて偶然阿蘭陀の商船我國に漂着せるものあり、蓋し彼等は西曆一千百九十八年(慶長三年)六月六日其國を發して東洋に來航せる艦隊五艘の一にして、海上五數回の禍に逢ひ、同しき一千六百年(慶長五年)四月十二日に至りて、只一艘のみ豐後の一港に着くを得たりしと云ふ、この時船中の人員は概ね衰弱して其職に當るを得る者は四五人に過ぎざる有樣なりしが、豐後の領主は厚く保護を加へて其缺乏を補給し、使者を馳せて阿蘭陀人漂着の事を大坂の政府に報告したりしに、船を大坂に廻すべきの命令ありしを以て、彼等は豐後を去り大坂に赴けり、然れども當時大阪の政府は、太閤の薨したる後五大老奉行の諸機關によつて組織されたりと云ふものゝ、之を運轉すべき中心の機軸を缺き、政令殆んど統一する所なく、當時我國に居留したる葡萄牙人等が、彼等を以て海賊となしたるを訴

て、直に之を獄中に繫ぎしとぞ、
抑〻阿蘭陀は嘗て西班牙に叛きて新に獨立したる國なれば、西班牙王を戴きたる葡萄牙人の敵にして、商業に於てもまた之が競爭者たり、且や宗敎上よりするも、彼等は「カソリック」敎に反對して、羅馬法王の支配を脫去したる「プロテスタント」敎徒なれば、其始めて我國に來れるを見て、葡萄牙人の務めて之を陷れんとなしたるは、其商權を維持するの計略に於て最も必要なる一事なり、阿蘭陀人は固より我國の語を知らざれば、其通辨は悉く葡萄牙人の重譯によらざるを得ず、是に於てか彼等が運命の薄弱なる恰も屠處の羊の如し、而して彼等が僅に其命脉を保つことを得たる所以のものは、こゝに一個の奇因ありしによる、當時五大老の一人なる家康は、潛かに政權を統一して之を自己の所有に歸せしめんことを欲し、大に其富强を謀り歲入を增加するの策は、海外の貿易に如くものなく、而して關東の貿易は未だ自家の歲入を增加する能はざることを知りしが故に、新に江戶の近傍に海外貿易の市場を開き、且は關東に未だ曾て有らざる所の海外渡航の商船を造らんことを欲し、久しく其機會を待ちたりしが、今や當時既に關西に來りて貿易を營める葡西二國の外、更に他の一國より來つて通商を請ふものありと聞き、且つ彼等は海賊の嫌疑を以て獄中

に繋がれしと聞き、家康の心中既に一の成算を畫したり、曰く、余今彼を死地に救ひ以て之を我領内に誘致して、之をして其本國の商船を招かしむべし、彼吾恩に感せばこの計畫は必ず充分の結果を見んと、是に於てか家康はやがて人をして彼等を獄中より招かしむ、其一人は即ち英人にして蘭船の上等水先人たりしウイリヤムアダムスにして其一人は蘭人菜と云ものなりき、彼等はこの機會を得て始めて家康に謁して、其船に積み來れる商品の見本を献じ、葡萄牙人の如く我國に通商することを得んと欲する旨を告げたり、家康は固より計畫する所あれば、彼等をして船を引て江戸に赴かしめ、且つ固く其歸國を禁じぬ、彼等が江戸に達するや、家康もまた既に陸路より江戸に歸り居たりしが、彼等をして其人民と雜居し、且つ懇切に其缺乏を補給せしむ、この兩人は我國に於ては一はアンジ又はアンジンと呼び、一はヤンヨウス又はヤンヨウステンと呼ばれし者なり、

長崎實錄に曰く、慶長五庚子年(西暦一千六百年)泉州堺の浦に大船一艘來着せり、依て其意旨を尋ぬるに、阿蘭陀人幷に諳厄利亞人商賣の願として貴國に渡海せし由訴之、(長崎拾芥には頭人ヤコッブヤンセン、船頭ヤンヨウステン、幷にエゲレス人同船に乘組來り、自今年々日本に渡海せしめ商賣仕るべき由訴訟として相渡の由申達とあり、)即刻言上有之

處、其船江府に乘廻さしむべしとの御事なり、然るに彼船南海を乘廻り、遠州灘にて難風に逢ひ、相州浦河(即ち浦賀)にて破船す、この旨言上有之處、船中の人數陸地より可ㇾ差越旨仰下され、即ち陸地より江戸表に參候す、依之委細被ㇾ遂ㇾ御詮議ㇾ處、彼者共日本渡海商賣仕度旨御願申上る、即上聞に達する所、願の通御免仰出さる、然れども歸國せしむべき乘船無之、江戸に滯留したり、其間御扶持等下し置かれ、願人共折々御城にも召させられ、外國筋の事等御尋有ㇾ之、兩人の者は御屋敷拜領仰付らる、ヤンヨウス(阿蘭陀人)居たる所を八代洲河岸、アンジ(諳厄利亞人)居たる所を按針町と云と、彼等が折々家康に召されて外國筋のことを語りしは如何なることとなりしや詳かならざれども、彼等はやがて日本の東に亞米利加洲あり、洲中にノーバイスバニヤ即ち新西班牙と稱する地ありて、其地には常に我國に來れる西班牙人が年々呂宋より往來することを告げ、また數學の理を講し、後遂に西洋形船二艘を造りてぞ献しける、當代雜記に曰く、大御所樣(家康)御夜話に、日本は世界の東なり、是より東にもまた國ありやとありし時、耶揚子(ヤヨウス)申上るやうは、日本の東に當りて三大世界あり、一に曰濃婆佛郎察、二に曰亞米利加、三に曰孛露、其亞米利加の内に濃婆以西巴爾亞國の西に濃比須般國あり、(外蕃通書によるときは、濃婆以西巴

爾亞即ち濃比須般にして、（聞く是れ新西班牙なりと云へり、從ふべし）此國へは南蠻の黑船往來して交易すると云と、大御所その國へ通路さすべしと宣ふ、幸彼國へ往く黑船長崎へ入津したるに案內さすべしとて、即上總國まで件の船を廻させ、こゝより田中庄次郎等を遣はされて、彼國主に御書をなされ、並に土產を賜ふ、其鄰二年にして歸朝、名酒紫羅紗鳥毛の天鵝絨等桑の板幅九尺長二十間なるを數十枚持來る、今度も南蠻船に便りて、使者を以て先年の謝禮を申上ると、然れども家康がこの說によりて新西班牙に商船の航路を開かしめんとなしたるは、慶長六年の十月に書を呂宋に贈りし時に始まりしものにして、遂に其計畫を成功せしは遙かに其後に在りしは、慶長年錄に、慶長十五年五月、この頃京都朱屋のりうさい（慶長日記には立淸とあり）と云ふもの、大御所御意を以てノビスパンへ渡海賣買任ㇾ心歸朝、猩々皮多く持來る、但金銀は聞及候程は無之、日本人渡海は無用の由彼國人示ㇾ之と云ひ、駿府記に、慶長十六年九月、東海之中有㆓濃毘須般國㆒、自㆓古未㆒ㇾ通、去年京都商人田中勝助、就㆓後藤少三郎㆒而望㆓渡海㆒、今夏歸朝、數色之羅紗幷葡萄酒持來と云へるか如きによりて明白なり、

蓋し家康は既に慶長六年の十月を以て、曩きに揭げたる所の如き一書を呂宋に贈りしかど

も、呂宋にては、我國より呂宋及び新西班牙の間に於ける航海の事業を侵奪せられんことを畏れしにや其要求に應ぜざりしかば、家康は同じき七年の八月又た左の一書を贈り、呂宋の西班牙人にして若し我國の商船を新班牙人に導かば、我國また之に報いるに關東の一港を開きて、呂宋のマニラ港と新西班牙のアカプルコ港とを往還する商船を停泊せしむべし、果して然らば是れ相互の利益にあらずやとの意を告げしめたり、

日本國源家康回翰呂宋國太守麾下、遠人得來而傳足下音書、読貴國政化、況又投贈五般方物、雖不對容顏、不聽辭語、交情作四海一家思者、不勝感荷、本朝濃毘數般欲作商船往來者、不必爲本邦、貴邦之人曾曰、弊邦東關有所止宿、則呂宋之舟可逃風難、自關東出舟者兩國之嘉慶也云々、故自貴國告彼國者、期望之旨、可應貴邦所欲、自本邦出八幡船賊、悉誅殺焉、域中到遠島遐陬彌加制止之嚴命、若又到其地而作暴逆、可被殺戮、莫怪、本朝商人雖有寡人押印之書、不用國政非理者、記其名字而可告報之、異日不可令其舟渡海也、雖爲微物、贈本邦兵器、以表寸忱、餘事付其使者口牌、不備、

慶長第七龍集壬寅八月日

されば家康が計畫せし所のものは明白なり、一は新西班牙と呂宋との間を往復する西班牙

船をして關東の一港に寄泊せしめんことを欲し、一は呂宋より新西班牙に往來する商船をして一たび我國人を導かしめて、遂に關東と新西班牙との航路を開通せんとなしたること、而して家康はまたこの二事を成就せしめんが爲めには、呂宋に往て西班牙人を困迫せしむる日本海賊即ち「バハン」船の輩を禁遏することゝ、呂宋と新西班牙との間に往復する西班牙人の我國に寄港する者を保護することゝを務めたり、同じ年の九月フィリッピン群島太守に與へたる一書の如きまた之を證すべし、

爲畏往事は太閤の貨物を掠奪せしを指す

日本國源家康謹啓呂宋國主足下、今茲壬寅之秋、貴國商船欲赴濃毘數般、海上罹風波難、到本州土州之海濱、數年與貴國修隣交結遠盟、今也幸而寡人執國柄、旅寓商人、船中資財、何可豪奪乎、爲畏往事、偶見順風、急歸去否、船客數人、到陸地者、寄贈貴邦土宜、厚意難報、自今以往、或漂逆風、縱雖謂檣傾楫摧、到弊邦宜安心矣、兼日域中益加嚴命、貴國商人請寡人曰、年々濃毘數般往返之舟八艘也、日本國裡商舟所到、賜可逃災害之印書、則呂宋百世至寶也、如寡人殊愛憐遠人、爲禦士民賊心、別裁押印書者八紙、持此印紙、則弊邦之中、江海島嶼村邑城里、栖息可康安莫訝、貴國商賈全見國風、敢不能纏隙也、不宣、

慶長七年歳次壬寅秋九月

安子は即ち按針にして水先人の事をいふ

フラテは「カソリック教師の事なり

校者按するに當時の群島太守はDon

然れどもフィリッピン群島の大守は、日本商人の呂宋に通商する者は擧動極めて活潑にして、殆んど西班牙商人を凌駕するの勢あるを見て、また之を新西班牙に導くを欲せざりしにや、久しく家康の要求に應せざりしが、この書を贈りしより六年の後、始めて新西班牙と呂宋との間を往復するの西班牙船をして、相模國浦河港に來着せしめたりき、是れ蓋し群島太守の更迭によりて、同島の政略少しく變遷せし所ありしに由る、

本國伊須波二屋之帝王、當國呂宋爲二守護一拙夫被二仰付一、今度致二渡海一候、然者前々守護人懇意之段令二承知一候、到二我等一無二御異儀一候樣可レ忝候、縱雖レ隔二雲山萬里一候、心中先非二其儀一候、彌ゝ可二申談一候、次又拙夫此國參着之砌、當所數年逗留之日本人、徒 者候て所々騷に罷成候間、當年は一人も不二相殘一歸國之儀申付候、雖レ然每年渡海之商客、何も無二疎意一人等候之間、致二馳走一候、向後別儀有間敷候、如二例年一今年も黑船差渡候、到二關東一可二乘入一候旨、安子申付候、併海路不レ任二雅意一候へば、日域中者皆以御國の儀候間、何所へ成共風次第可レ入レ津之由申付候、此加飛丹同船中の者共、御馳走奉レ仰候、兼又貴國居住のフラテの儀如二前に被レ加二御哀憐一候樣、是又奉レ仰候、少進物以二目錄一申上候、奉レ表二寸志一而已、恐惶謹言、

慶長十三年五月廿日

ドンロチリコラヒヘイロ

Ko drigo deNivero なり去れば舊ごドン、ロチリコ、ベニ、イロさありけんか何時か訛寫し傳へしならん

この書は新任群島太守が家康に贈れるものにして、其文は之を日本人の彼地に留まれるものに綴らしめたるものなるべし、彼れ新任群島太守は、當時我國の卓犖不羈なる植民が群島各處に充滿し、土人を煽動して屢〻活潑の運動を試みるを以て大に其大望あるを畏れ、當初數年逗留の日本人に、徒者候て所々騷きに罷成候と稱じ、盡く之を退去せしめ、且つ我國の純然たる商人の彼國に往來する者も、また之を四艘のみに制限せしめんと企てたり、我國より群島に往來する商船を四艘に制限せしめんと企てたるは、同島太守が德川秀忠に贈りし書によりて之を知るべし、

進上

日本御主大御所樣

當國呂宋爲守護從本國伊須波二屋今夏令渡海候之處、先年之至守護人、御貴殿御懇情の段承知大慶不斜候、於拙夫御同意可忝候、向後彌爲可申談、黑船一艘相渡候、即爲我等代官御見舞爲可申上候、則船の儀は關東へ可乘入之由、「カピタン」申付候、彼「カピタン」同船中者共、御馳走の義奉仰候、將又貴國商船每年四艘のみ相渡之候樣に被仰付候者可目出候、貴國居所の「フラテ」「バテレン」又被加御哀憐候樣奉願候、少進物以目

録〔申上候、奉〔表〕寸志〕而已、恐惶謹言、

慶長十三年五月廿七日　　　　　　　　ドンロチリコラヒヘイロ

進上

征夷大將軍源秀忠

新任フィリッピン群島太守がこの政略を擧行するや、深く我國の其處置を憤らんとを畏れ、我國より久しく之を熱望し居りしマニラ、アカプルコ二港に往復せる西班牙船を關東に寄港せしむるの一事を決行して、其歡心を傷はざらんことを務めたり、夫れ移住の權利は人間天賦の權利にして、誰か其自由を抑制するを得んや、日本の植民にしてフィリッピン群島の法令に違犯する者ありしとせんか、正當なる手續によりて之を處置する可なり、罪狀の之を證明すべきなしとせんか、西班牙人の日本植民をして群島を退去せしめたるは道理に乖戾したる處置と云ふべし、況んや通商貿易の事の如き安んぞ其船數を制限するを得んや、嗚呼この事をして太閤の時代に生出せしめんか、我國の遠征軍は朝に薩摩を發して、夕にマニラ港を擧げしならん、惜い哉當時家康の政略は、專ら政略上の關係を薄くして商業上の關係を厚くするに在り、是に於てか意謂へらく、我國人にして海外諸國に移住せるものは、

多くは是れ昔時海賊の餘黨のみ、或は然らざるものありとするも、是れ亦た敗軍の將亡家の卒、身を疆域の中に安んずる能はずして遠く海外に逸出し、他人の國土を擾亂して乃公の政略を妨害する者なれば、彼れ群島太守が彼等を退去せしむるは、兩國の平和を維持して、商業上關係の障碍を除去するに足る、况んや我の宿志を成就して、マニラ、アカブルコ二港の間に往來する西班牙船をして之を關東に寄港せしめ、以て其地の富源を增殖するに於けるをやと、政略上の關係は商業上の關係と相併行して、商業上の關係愈厚ければ政略上の關係もまた厚く、之れを薄くすれば隨つて商業上の關係も亦た薄くせざるを得ざるに至るこ と、恰かも竈間の薪を增加すれば釜中の水も亦た漸く沸騰すべく、釜中の水を冷却せしめんと欲せば其竈間の薪を減少せしめざるべからざるか如くなるを知るや否や、關東の人民も固より日本帝國の人民なりと雖ども、フィリッピン群島なる植民も亦た日本帝國の人民なるを知るや否や、只一片の政略上の關係を薄くして商業上の關係を厚くせんと欲したる家康の空想は、遂に日本無數の植民をして彼れフィリッピン群島太守の之を命するまにまに、同島を退去せざる能はざらしめたり、或は云ふ、この頃「フランソワー」派の僧徒數人日本に來着し、將軍は西班牙船を關東の近海に着岸せしめ、互市の利益を開發するに意ありと聽き、

彼等はら自其間に周旋して、每歳呂宋並に西班牙所屬の諸國より、珍貨奇物を搭載したる大船を關東に入津せしめんと言上せしかば將軍之を許容して江戸の市中に最も便宜の地を授け、彼等が居館を營ましめたりと、〇日本西教史 要するに家康が久しく計畫せし所の一事は、こゝに至りて僅かに其目的を達するを得、其第二の計畫を成就することに向つても更に一歩を進め、マニラ、アカプルコ二港の間を往復する西班牙船始めて關東の一港に寄泊することゝなりしかば、家康は其商船に最も便利なりと撰擇せる相模の國なる浦賀津に於て、左の如き制札を標示せしめ、遂にこの港を開きて海外貿易の一市場とは定めぬ、

定

三浦の内
浦賀津

對二呂宋商船一狼藉の儀、堅令二停止一之訖、若於二違背之輩一者、速可レ處二嚴科一之旨、依レ仰下知如レ件、

慶長十三年七月

對馬
大炊

然れども家康が政略は、固より商業上の關係の厚くして、政略上の關係を薄くするに在りしを以て、家康はフイリッピン群島太守が同島にて犯罪したる日本人を處罰するの權利ある

ことを承認したるのみにして、其商船の數を制限するを肯はざりき、

日本國源家康報章呂宋國太守足下、芳書落手、卷舒圭復、如書面、從伊須波二屋爲呂宋國守護渡海、珍重至祝、如前々不可有疎意也、然而今歲被着船於相州欄川津、欣悅不淺、抑如貴國者、上下安寧、人民相親、諸邦懷其惠者也、本邦亦正法度、正禮義、故無惡逆賊徒雖然本邦者於其地致無道者、盡可被誅戮也、次渡海加飛丹船中者、心安申付也、貴邦方物如目錄納受、厚意難報、又吾邦信物雖爲菲薄、以別幅獻之、這餘期後音、不備、

慶長十三年戊申八月六日

當時秀忠が同じく群島太守に答へたる書にも亦た云ふ、

日本國征夷大將軍秀忠呈書呂宋國主麾下、來翰圭復披閱、抑黑船一艘海上無其煩、得順風而不日到着于相州浦川津、至祝至恭、吾邦風俗、以直道爲心、若有不直者、則戒之刑之、以故市易相博、公平之外無他、莫勞思慮、先年之船、亦海路風靜而歸着於本邦之、示諭珍々重々、自今以往彌不可有疎志、商船年々來往不絕、則自國他邦幸之又幸也、方物如目錄領納、厚惠不淺、次菲簿之土宜具別幅贈進之、聊酬嘉貺萬一者也、委付于加飛丹舌頭、心事束高閣焉、維時珍嗇、

慶長戊申仲秋念四日

蓋しこの書の文に、「吾邦風俗以直道爲心、若有不直者則戮之刑之、以故市易相博、公平之外無他、莫勞思慮」と云へるは、即ち商船の往來は如何に多數なるも、毫も相妨ぐる所あるべき道理なきことを説いて、彼の我國の商船を四艘に制限せんことを乞へるを拒絕したるならん、然れども是よりして後マニラ、アカプルコ二港の間を往復せる西班牙船の常に浦賀港に來りて貿易を開始したることは、同じき十四年七月に、家康が群島太太守に贈れる書によりても亦た之を證し得べし、

日本國源家康報章呂宋國主麾下、來書披見忻然、抑本邦之人等、於貴域行非法之旨、就達聞制書相渡之處、被任其趣、平均安靜尤可然、貴國守護相替、舊年永可有逗留段珍重、如例年黑船至關東可被相渡之由、其節委曲可承知、次居住之伴天連、即不可有疎意、猶期後音者也、

慶長己酉孟秋六蓂

この書に據るときは、家康はまた關東の一港を開いて貿易の新市場を創始せん爲めには、「カソリック」敎の僧徒をして我國に宣敎せしむることを憚からざりしを見る、家康はまた同

じ年の十月、左の一書と共に、西班牙の船長に與ふるに、我國の境內何處にも寄港し得るの免狀を以てしぬ、

日本國源家康回二章呂宋國太守麾下一、芳翰飛來、披閱珍重、抑爲二貴國之守護一渡海、政化平安、而如二例年一被レ投二數般方物一、雖レ不レ及二閑談一、如レ對二容顏一、誠作二四海一家思一者、交情不レ淺、彌不レ可レ有二疎意一也、餘附二船主舌頭一、不宣、

慶長十四己酉十月六日

其免狀に云ふ、

呂宋船ノビスパンヤへ渡海の時分逢二逆風一、著二何之湊一共相違有間敷者也、仍如レ件、

慶長十四己酉十月六日　　朱印

セレラシユワンエスケラ

而して家康が久しく計畫せし所の第二事も、またこの明年を以て成就することを得たり、最初家康の新西班牙に航路を開かしめんと企てたるや、彼の漂流人なるウイリヤムアダムスをして西洋形船二艘を造らしめ居たるが、同じき十五年に至りて、偶然西班牙の商船我國の近海に難破したるものありしによつて、始めてこの西洋形なる日本船をして新西班

牙に航行せしむるの機會を得たり、嘗てウイリアムアダムスの大阪より江戸に至るや、彼等は稍く我國の語に通曉したるを以て、殿中に出仕し、其性質の正直なりし一事は深く家康の信用を得、遂に高祿を受くるの身となりて、西洋形船を製造するの任を負へり、この西洋形船は一は八十噸にして、一は百二十噸なる二艘なり、アダムスは元來木先人にして船大工にあらざれば、其成功は豫期すへからざる旨を告げ置き、試みに其小なるものを製造せしに好結果を得たれば、更に其大なるものを製造せりと云ふ、蓋し當時我國には船渠の設けなかりしこと勿論なれば、アダムスが西洋形船を造るに當りてや頗る困難を極めたりと雖ども、彼れが奇計は能く彼をしてこの困難を打破せしめたりき、

慶長見聞錄に曰く、見しは昔慶長年中家康唐船を作らしめ玉ひ、淺草川の入江につながせ玉ふ、かゝる大舟をつくり海にうかぶる事、汀にては人力も及びがたかるべし、いかやうなる手だて有つて出るや、さらに分別におよばす、先年江戸御城石垣をつかせらるゝによつて、伊豆國にて大石を大船につむを見しに、海中石にて島をつき出し、水底深き岸に舟を付け、陸と舟との間に柱を打渡し、舟をうごかさず平地のごとく道をつくり、石をば臺にのせ、舟の中にまき車を仕付て綱を引、陸にては手子ばうを持て石をおしやり舟にのす

る、舟中にまき車の工み奇特なり、さて又唐船海中へ出すこと海に綱引くまき車も立がたし、陸にて手子ばうも及ぶべからず、されば昔し實朝將軍の時代、鎌倉由井濱において唐船を作らしめ玉ふ、是に子細あり、奈良より陳和卿と云もの鎌倉に參着す、是は東大寺の大佛を作りたる宋人なり、然るところに將軍家諸越に渡らしめ玉ふべき由思召立によつて、唐舟を修造すべき由彼和卿宋人に仰付られたり、御供の人六十餘輩に定められ、結城朝光之を奉行す、相州武州しきりに之をいさめ申さるゝと雖も、御許容にあたはず舟の沙汰に及ぶ、漸く唐舟出來し、彼舟を出さんとて數百疊の匹夫をもろ〳〵の御家人等に仰付、御舟由井の濱にうかべんとす、實朝公御出有りて監臨し玉ふ、信濃守行光今日の行事として、諸人之を引くこと午の刻より申の刻に至る、然れども此所の爲體唐船出べき海浦にあらずと諸人申しければ、將軍も見捨て還御し給ふ、此舟はいたづらに砂の上に朽そんずと古記(東鑑をいふ)にみえたりと云へば、人聞て唐舟作るに地形と湊とをもつばら見立る、鎌倉の浦は常に汀の波高く、遠淺海にして小舟の出入も安からず、いかにいはんや唐舟おや、天下の主の御威勢にても出べからず、宋人も番匠も舟を陸にて作る事のみ思ひて、海に出す事すべき事をわきまへざるは愚の至なり、陸より唐船を海にうかべる方便なくして

は出がたし、夫大石に足なしといへ共舟におきぬれば、大海萬里を過ぐる最も方便によつてなり、先年作らしめ給ふ淺草川の唐舟は、伊豆國伊東と云ふ濱邊の在所に川あり、是こそ唐舟作るべき地形なりとて、其濱の砂の上に柱をしきだいとして、其上に舟の敷を置き、半作の頃より砂を堀上け、數臺の柱を少しづゝさげ、堀の中に舟をおき、此舟海中にうかぶる時に至て、河尻をせきとして其河水を舟のある堀へながし入れ、水の力をもて海中へおし出す、此たくみを昔鎌倉の人はしらざるにやと、この唐船は即ちアダムスが造りし西洋形船なるべし、砂を掘りて船體を其中に陷沒し、河水を引て之を浮べたるは奇計ならずや、この船は此の如くして伊豆國伊東の海邊にて製造され、江戸の淺草川の近傍に繋泊せられたり、而して適々西班牙船のマニラ港よりアカプルコ港に赴くもの、我國の近海にて難破したれば、家康はこの船に其西班牙人を乘組ましめ、之を新西班牙のアカプルコ港に送致せしむ、是れ慶長十五年の五月にして、之に乘組みし商人は田中勝助（一に庄次郎）又は朱屋立清（一に隆成）の徒なりき、是に於てか西班牙人が恰もフィリッピン群島に於ける如く、我國人に其貿易を競爭せられんことを畏れて、航路を知らしめざらんと務めたるも、新西班牙即ちメキシコの航路は遂に我國人に通過され、縱令西班牙人の彼地に居りし者共は日本人

渡海無用の由示したりと云へ、當時の卓犖不羈なる日本人は毫も憚る所なく、太平洋を横斷して日本メキシコ二國の航路を開通し、盛に貿易を營めり、能くこの事跡を證するに足るものは、慶長十七年六月廿日家康が新西班牙の總督に贈りし書是なり、

日本國源家康復章濃毘數般國主麾下、來翰薫讀、再三罔措、况又方物如目錄領之、惠意滾々、喜氣津々、先々年貴國之商士、罹暴風之難、舟楫摧損、不意適來、吾邦不堪惠遠之思、修整一巨船歸之、幸無恙而著岸之告報、滿懷不淺、貴國與吾邦彌結隣交、而每歲商船往來、互可通國寶者、爲世爲人、何善政加焉哉、抑吾國者神國也、自開闢以來敬神尊佛、々與神垂跡、同而無別矣、堅君臣忠義之道、覇國交盟之約無渝變者、皆誓以神爲信之證、能守正者必得賞、叨成邪者必得罸、靈驗新如指其掌、仁義禮智信之道豈不在茲乎、貴國之所用法其趣甚異也、於吾邦無其緣歟、釋典曰、無緣衆生難度、於弘法志者可思而止、不可用之、只商船來往而賣買之利潤、偏可專之、貴國之商船來朝之時、雖到着何之國々津々浦々、聊不可有異議、兼日域中普加嚴命、宜安心莫訝、吾邦土宜備別幅投贈之、采納惟希炎暑己酷、順序保嗇、

慶長十七龍集壬子夏六月廿日

異國日記に云ふ、この御書は御返書なり、去々年濃毘數般の船損し日本に來る時、上樣より御船被二仰付一歸國、其御禮に船を渡せるなり、御音信を上げ書を捧候なりと、所謂御船被二仰付一とは彼の西洋船を云へるものにして、書中に修二一巨船一歸レ之と云へるも亦是なり、去々年と云へるは慶長十五年を云へるものにして、夫よりこの年に至りて彼國の商船我國に來りしは、恰も當代雜記に、其船二年にして歸朝し、之と同時に南蠻船に便りて、使者を以て先年の謝禮を申上ると云へるに善く合へり、而して同じ年の七月秀忠がメキシコの總督に送りし書に至りては、我國とメキシコ即ち新西班牙との間に、互に其商船を往來せしめたること頗る昭晰なるを見る、

日本國征夷大將軍源秀忠報二章濃毘數般國主幕下一、信尺入レ手、細覽薰讀、特贈二數般之奇產一、如二別錄一受レ之、實至情也、地已雖二隔遠一、其志親則不レ異二隣境一、二國商船往來、每歲互可レ通レ之、時々欲レ聞二國風一耳、雖二是薄物一、本邦之兵器鎧三領、共皆具寄二贈之以表一寸志一、餘事正信可レ傳レ諸焉、敢不レ能二縷陳一不備、

正信は老中本多佐渡守をいふ

慶長十七年孟秋中浣

此の如くして家康は漸く當初の計畫を成就せしが故に、アダムスが功勞を空ふせず、相模

國三浦郡逸見村にて二百五十石の領地を與へ儼然之が君たらしむ、アダムス我國に居留することゝ二十餘年にして、元和六年（西暦一千六百二十年）四月四日病死しければ、之を其領地に葬れりと云ふ、長崎拾芥に云ふ、ヤンヨウステンは五十八扶持、殊に屋敷まで拜領し、數年江戶へ逗留致し、折節には御禮をも勤め、京都堺大坂までも往來し、停滯なく自由なりしが、其後長崎に來り、唐作りの舟を仕立本國に歸り、重て又日本に令渡海の處、高砂にて難風に逢ひ、檣碎舟破れて相果つるとぞ聞え侍れ、彼ヤンヨウス拜領の舊地江戶に於てヤヨス河岸と云町屋是なり、エゲレス頭人アンジと云もの、是も阿蘭陀ヤンヨウス同前に江戶に逗留し、折節には御禮勤む、彼後には名字を付け、三浦アンジと云、江戶にて屋しき拜領し住居す、今アンジ町と云是なりと、長崎御用奇物識に、三浦舟申の五月廿六日渡唐、三浦按針の舟也、寛永九年まで渡唐と云へるは、アダムス死後、其妻又は子の遣せし舟ならん、アダムス嘗て江戶に於て馬込勘解由の女を娶り二子を生む、長子名はジョウセフ終ふる所を知らず、妻馬込氏また寛永十四年（西暦一千六百三十四年）七月十六日歿せしかば、アダムスと同處に葬る、今や其墓共に相模國三浦郡逸見村に在り、逸見村の地たるや横須賀の鎮守府を去ること僅かに半里、地に淨土寺と稱する古刹あり、其西南なる高丘

は即ち兩墳の在る所にして、石階百餘級剝蝕して角なし、墓もまた文字磨滅し僅かに其痕跡を留むるのみ、アダムスの墓題して壽量滿院善瑞居士と云ひ、妻の墓題して海華王院妙滿比久尼と云、前に石燈あり、江戶日本橋按針町とありて寬政年間に裝置する所に係る、村人之を稱して按針塚と云ふ宛然たる一大墳墓なり、嗚呼孰れか家康を稱して妄りに外人を忌めりと云ふものぞ、家康は既に浦賀の一港を開きて、關東に歐洲貿易の新市場を起さんと企て、また西洋形船を造りて太平洋の東に日本商船の新航路を開かんことを計り、而して其目的を達せんが爲には、一个漂流の客に與ふるに、この墳墓に相當したる位爵を以てすることを惜まず、又た「カソリック」敎の僧徒を江戶の市中に居住せしむることを否まざりき、只夫れ此の如き外交の政略にして、忽ち變じて全く反對の傾向を生せしは豈に故なくして然らんや、商業上の關係漸く厚くして政略上の關係獨り薄きを得べきの理なし、彼れ强て政略上の關係を薄くせんと欲したり、故にまた遂に商業上の關係を厚くする能はざりしのみ、然れども我國とメキシコとの間に開始せられたる貿易は果して何時の頃まで之を繼續したるや、之を詳にするを得ず、唯一の考證するに足るものは、國師日記に、元和二年九月、御使として曾我又左衞門金地院へ來られ、濃毘數般へ渡海の御朱印認樣を如何と御尋候とある

のみ、蓋し最初日本商船の航路をメキシコに開通するや、固より將軍政府の船なりしが故に、海賊を避免するの手段たる朱印狀を用ゐるの必要なかりしは勿論なれども、この際に當りて他の商船の其地に航行せんと欲するものを生ぜしかば、遂に此の問題を喚起せしならん、或は云ふ、英領コロムビヤのヴィクトリヤ府にて工夫井戸を鑿ち居たるに、地上より凡そ四尺も掘下けたる頃、日本古代の鎖衣一領を掘出せり、この鎖衣は大さ鉛筆程の直徑程の鐵鎖數千より組成したるものにして、頸より裾まで其の丈二十一吋半あり、其かた袖には武器にて切られたりと思はしき二吋位の切疵ありて銀にて繕へり、この鎖衣は二三百年前に製造したるものなれども、如何にしてこの地に在りしや之を知るものなし、但しこの近傍には日本人古代の住家らしき證跡數多ありて、現に數年前にも日本古代の貨幣を同府の近傍なる石塚及び墓所の内より發見したるもの數多なりと、豈に夫れメキシコの航路一たび開通してより、當時の卓犖不羈なる日本人種は、太平洋を横斷して其東海岸に植民したる歟、悲むべし白晳人種の跋扈强梁なるによりて、其後裔は殄滅せられ、其墳墓は開發せられ、其既に占領したる國土を擧げて之を白晳人種に横奪せられ、今やヴィクトリア府邊僅かに草萊の中に於て一の遺跡を殘餘するに至りしこと、而して彼の浦賀に來れる西班牙船も、數

年の後は皆極めて小形なるもののみにして、且つ關東の地は海岸甚だ危險にして殊に海賊の患あればとて、遂に他の國に停泊することとなせりとぞ、〇日本西教史

支那通商の計畫、琉球占領の必要

家康は太閤の武を朝鮮に黷せし後を受けたれば、その外交政略は自ら政略上の關係を避けて、商業上の關係を求むるの傾向を有したり、故に夙に朱印船の制を用ゐて漸く海賊を檢束するの策を施し、他の一方に在りては西洋形船を製造して、貿易の新路を太平洋の東に開通せんことを謀りぬ、然れども苟も止を得ざるに當りては、彼亦た決して無事を貪る者にあらざりしこと、其琉球を占領したる一事を以て之を證するに足る、家康は既に朱印船の制を用ゐて海賊を檢束し、又西洋形船を作り航路を太平洋の東に開通せしめたれども、其最も我國に密接なる關係を有し貿易の必要殊に多かりしものは、支那帝國なることを知れるが故に、務めて其舊交を恢復せんことを謀り、其計畫の第一着手には、朝鮮をして我國に來聘せしめ、以て兩國の貿易を媒助せしめんことを試み、後また琉球に向つて同樣なる政略を試みしかども、遂に其目的を達する能はざりしかば、琉球を伐つて而して之を取り、之をして支那帝國に通商して、我國の需要を充たさしめたり、

蓋し家康が始めて和を朝鮮に議せしは慶長六年の頃に始まり、爾後對島の領主宗義智に委任して、屢々之を謀らしめたるもの〻如し、然れども其遂に完全なる結果を得たるは、同じき十二年なりき、明實錄に云ふ、萬曆三十五年（慶長十二年）四月庚戌、日本倭酋家康遣レ使通二好于朝鮮一、時朝鮮王李昖奏報、日本家康、已專二國政一、盡反二秀吉所一レ爲、屢遣二書使一訂レ盟、且數送二回被レ虜人口並掘レ墓倭賊一、第恐其誠僞莫レ測、請二命于朝一、時廷議以下家康刷二還被レ虜人口一綁中送發掘各賊上爲レ號甚善、是明以レ和結二該國一也、議レ和不レ得、而以六十餘島之衆、一半築レ城、一半擧レ兵、爲レ詞甚倨、是又陰以レ威挾二該國一也、該國要在下相レ機以御上レ國不レ可レ峻二絶其望一、輕開二其隙一、而借二人以一レ口、又在二及レ時自固一、亦不レ可レ恃二彼勤欵一、遂疎二于備一而蹈二宋人之愚一、至二于該國一、撰二擇的當人員一、隨二往日本一、密行體察、要見家康先年曾否搆レ釁、果否盡反二秀吉所一レ爲、今此和議、其誠僞若何、縛送之賊、眞假若何、務得二眞確情形一、其一切事體、務俾レ有利無害、此則該國自爲計、非二天朝可一レ得レ懸二斷中制一也、上是二其議一、仍諭二朝鮮王一、倭奴情僞難レ知、加レ意偵訪、自爲二固レ國之計一と、家康が朝鮮に向つて開ける談判は極めて活潑なりしこと知るべし、或は云ふ、家康嘗て朝鮮若し和議を肯はずんば、一戰して彼國の米穀を刈取らせんと云へる事ありと、（○外蕃通書）勢既に此の如くなりしを見れば、朝鮮にして苟も其國を保たんと欲するの心あらしめば、必ず我國の要求に

應せざるを得ず、是に於てか遂に使者を我國に遣して左の書を贈らしむ、

朝鮮國王李昖奉書日本國王殿下、交隣有道、自古而然、二百年來、海波不揚、何莫非天朝之賜、而弊邦亦何負於貴國也哉、壬辰之變、無故動兵、搆禍極慘、而及先王丘墓、弊邦君臣、痛心切骨、不義與貴國共戴一天、六七年來、馬島雖以和事為請、實弊邦所恥、承聞、今者貴國改前代之非行、舊交之道、苟如斯則豈非兩國生靈之福也。故馳使价以為和好之驗、不腆土宜、具載別幅、統希盛亮、

萬曆三十五年正月日

かくて我國と朝鮮との舊交始めて恢復したりければ、同じき十四年十一月に至りて、對馬の領主人を朝鮮に遣して、通商條約を締結せしむ、之を己酉條約と云ふ、

條約

一館待有三例、國王使臣為一例、對馬島主特送為一例、對馬島受職人為一例、

一國王使臣出來時、只許上副船事、

一對馬島歲遣船二十隻、大船六隻、中小船各七隻、內特送船三隻、合二十隻事、

一對馬島主處歲賜米大豆幷一百石事、

一受職人歳一來朝不ㇾ得ㇾ遣ㇾ人事、
一船有二三等一、二十五尺以下爲二小船一、二十六尺七尺爲二中船一、二十八尺九尺三十尺爲二大船一、々夫大船四十、中船三十、小船二十爲二定額一、尺二量船躰一、又點二船夫之數一、船夫雖ㇾ多不ㇾ得ㇾ過二定額一、若不ㇾ足則以ㇾ點ㇾ數給ㇾ料事
一凡所ㇾ遣船、皆受二對馬島主文一、引而後乃來事、
一對馬島主處、依二前例一圖書成給者、著二其樣於紙一、藏二禮曹及校書館一、又置二釜山浦一、毎二書契來一、憑考二驗其眞僞一、違ㇾ格船人還送之事、
一無二文引一者、及不ㇾ由二釜山一者、以ㇾ賊論斷事、
一過海料、對馬島人給二五日糧一、島主特送加二五日糧一、日本國王使臣給二二十日粮一事、
一他餘事一依二前規一事、　○續善隣國寶記

然れども其結果たるや、僅かに朝鮮貿易の一部分を恢復したるに止まり、家康が豫期せし如く充分の効驗を見ること能はざりしかば、其計畫を一轉して、琉球より支那帝國に通商するの一路を開通せんと欲し、同じき十三年に至りて、薩摩の領主島津家久をして書を琉球に贈り、琉球をして我國と支那との間に周旋して、兩國の貿易を媒助せしむ、左の書即ち

是なり、

呈琉球國王書

貴國之去我薩州者二百餘里、其西島東嶼之相近者、僅不過三十餘里、以故時々有聘問聘禮以修其隣好者、其例舊矣、今我寄言於國君、勿以我之言厭之、日本六十餘州有源氏一將軍、以不猛之威發其號令、尺土無不獻其方物者、一民無不歸其幕下者、是故東西諸侯、莫不有朝覲之禮、貴國亦致聘禮於我將軍者、豈復在人之後哉、先是我以此事告三司官者數矣、未聞有其聘禮、是亦非三司官懈於內者乎、今歲不聘、明年亦懈者、欲不危而可得乎哉、且復貴國之地、隣于中華、中華與日本不通商船者三十餘年于今矣、我將軍憂之之餘、欲使家久與貴國相談而年々來商船於貴國、而大明與日本商賈通貨財之有無、若然則匪翅富於吾邦、貴國亦人々其富潤屋、而民亦歌於市、抃於野、豈非復太平之象哉、我將軍之志在茲矣、是故家久使小官二人告之於三司官、三司官不可、將軍若有問之、則家久可如之何哉、是我夙念茲而不措者也、古者善計國家者、雖大事小者、有隨時之宜而爲之者、況復小之事大者、豈爲之背於其理哉、其存焉與其亡焉、共在國君之擧而已、伏乞圖之、

家久がこの書を贈りしは慶長十三年の事なりしが、琉球にては其意を承諾せざりしかば、家久兵を其境に進めて連戰之を破り、同じき十四年遂に其王を擒にして歸りぬ、家久この書を贈りしことの慶長十三年なりしは、僧玄昌が討琉球詩の序に、薩隅之南二百餘里有一島、名曰琉球、使小島之在四方者、并呑爲一、而爲之酋長矣、予聞之黄耇曰、昔者爲朝遠航於海、征伐島嶼、爲朝征伐之後、有其孫子、世爲島之主君、黄耇之言、未知是否、酋長之祖不知阿諛、昔朝於明帝、々賜之衣冠、且錫爵位、爾來世稱中山王、至今不絶矣、數十世之先、爲島津氏附庸之國、歲輸貢於我州、比來不隨我號令者有年於茲矣、是歲戊申（慶長十三年）有太守家久之命、遣二使於彼國、々素有三司官、見我二使之來也、以色可否、以頤指揮、二使亦不知所云、空手而歸矣、於是不得已而使數千兵行以討之と云へるが、恰も前書の中に、是故家久使小官二人告之於三司官と云へると相符合せるを見て知るべし、〇南浦文集

夫れ琉球は固より日本人種の繁殖せる所にして、同じく天孫の後なるは、其地の古傳に琉球始祖爲天孫氏と云へるによるも毫も疑ふ所なしと雖ども、試に之を其言語に徵するときは、大に其事實を確むるに足るものあり、即ち親を「オヤ」と稱し、子を「クワー」（「コ」の訛）と稱し、耳を「ミヽ」と稱し、目を「メ」と稱し、山川風雨其他日用の言語に至りても、亦た皆内地

と同語にして稍轉訛したるものゝみ、而して琉球一般に通用する言語にして、去年を「コゾ」と云ひ、顏附を「ヲモカゲ」と云ひ、有りまするを「アイビル」(有り侍るの訛)、知りませんを「シャビラン」(知り侍らぬの訛)と云ふが如きは、獨り琉球民族の日本人種なることを證明するに足るのみならず、また日本人種の琉球に移住したる時代を考徵するに足れり、元來我國の南邊には數多の島嶼ありて、遠くフィリッピン群島に連り、其間諸島聯接して頂背相望み、遠きは二十里、近きは五六里、島を傳はりて往來すべし、其最も內地に近きものは種子島(古の多褹)、屋久島(古の掖玖)、口の永良部島と云ひ、共に大隅國馭謨郡に屬し、次で七島即ち口の島、中の島、臥蛇島、諏訪瀨島、平島、惡石島、寶島(古の度感)と云ひ、外に硫黃島、黑島等を合して薩摩國川邊郡に附けり、是等の諸島は古より屢〻內地に往來して、遂に日本政府の統轄に歸し、或は郡領を置き、或は島司を設けられたれば、我國の版圖たりしは最も明白なり、次を大島(古の奄美)、喜界島(古の貴賀)德の島、沖の永良部島、與論島と云ひ、次を沖繩島(古の阿兒奈波)、久米島(古の球美)と云ひ、次を宮古島、石垣島(古の信覺)八重山島と云ひ、其最も南端に隔離したる波照間島は、恰も北緯二十四度にありて、フィリッピン群島を去ること僅かに四五度の間のみ、此等の諸島

は即ち琉球にして、其人民等時に或は我國に來朝したることあれども、未だ國郡島司の制を設けられしにもあらざれば、長門本平家物語には、薩摩潟とは總名なり、鬼海は十二の島なれば、口五島は日本に隨へり、奥の七島は未だ我朝に隨はず、白石、アコシキ(惡石)、黑島、琉黄が島、アセ納(今の伊是名島)、アセ波(今の諏訪瀨島)、ヤクの島(屋久)とて、エラブ(永良部島)、ヲキナハ(沖繩)、鬼海が島と云へりとは揭げたり、されども其島々に住める者の多褹屋久の島に住める民族と同種なりしことは、隋書に、大業元年(我が推古天皇の御代)海師何蠻等、每春秋二時天晴風靜東望、依稀似有烟霧之氣、亦不知幾千里、三年煬帝令羽騎尉朱寛入海求訪異俗、何蠻言之、遂與蠻俱往、因到流求國不相通、掠一人而返、明年帝復令寛慰撫之、流求不從、寛取其布甲而還、時倭國使來朝見之日、此夷邪久(即ち屋久)國人所用也と云へるにても之を證するに足る、故に當時是等の諸島は未だ日本帝國の版內にあらざりしかども、蚤已に日本人種に占領せられ居たるは疑なし、我國が支那の交通を盛にして使者の往來頻繁なるや、使船時に或はこの島を經過したる事ありしかども、琉珠者啖人之國なりしかば、是等の使船は北氣夕發、失膽留求之虎性と云へり、蓋し彼の熊襲又は隼人の民族等、漸く內地より驅逐せられて遂に海島に奔竄し

生計の方法に苦んで、此の如き殘酷なる風俗を馴致せしならん、然れども內地の人口漸く增加するに隨つて、移住の人口も亦た漸く增加しければ、彼等の野蠻も漸次其感化する所となり、新舊兩種の植民は各其言語風俗を遺留して、遂に彼の琉球民族を混生せり、平家物語有王貴界が島に渡りし段に、もろこし船のともづなは卯月さつきにとくなれば、夏衣たつをゝそくや思ひけん、彌生の末に都を立て、おほくの波路をしのぎつゝ、さつま潟へぞくだりけると云へるを見よ、當時薩摩より支那に往來する商船に便して、是等の諸島に渡航するは甚た難からざりしなり、唯だ當時內地より往來交通せし者は、口の五島に止まりしを以て、後鳥羽天皇の御代文治四年、源賴朝が天野遠景宇都宮信房等をして、是等の諸島を征服せしむるや、彼等は貴賀井島(喜界島)に至る諸島を略取せしのみにして、同島以南には及はざりき、

この時に當りて日本人皇の後裔なる一派は、伊豆七島の南端より、遙かに奧の七島に航路を開通し、熊襲隼人の遺族なる鬼童を征服して遂に之を占領したり、鎭西八郎源爲朝即ち是なり、爲朝は世人の知れる如く、頗る豪膽にして且つ强力なる勇士なりしかば、保元の亂に敗軍の將となりて伊豆の大島に配流せらる、然れども彼が豪膽と强力とは敢て配所の中

に呻吟するの閑日月を有せず、忽ち同島の土人を威服して自ら之が首長となり、漸く其近傍の諸島に回航してまた盡く之を威服せしめたり、蓋し爲朝が此の如くして伊豆の七島を横領するや、縱令其舟楫は甚だ完全ならざりしにせよ、彼が熟練と經歷とは毫も海上の畏るゝに足らざりしを確認せるならん、是に於てか彼は更に七島以外の島土を發見して之を占領せんとの希望を起し、恰もコロムプスが米洲を發見したる時に當りて、衆人の尋常視する一個の木片をも採取して、其所見を確定するの材料となせるが如く、空中に翔れる飛鳥の跡を追逐して、遂に數日の海程を經、鬼が島なる一島を得たりと云ふ、

〔參考保元物語〕或曙爲朝渚に出てゝ遊けるに、白鷺青鷺連りて沖の方へ飛行きぬ、此鳥共の飛行やうこそ不審なれ、一定沖に猶島あるべし、下り所を見んとて、急ぎ水主梶取十廿人召寄て船渡せとて出しけり、折しも順風來り夜に入れば、月の光を篝として行きし程に、次の日午刻一つの島へ着きぬ、

この島は伊豆七島の南端より遙かに沖の方なりし一島にして、當時既に無人の境にあらず、異形なる人類の住居せる處なりしかば、呼んで鬼が島とは云へり、然れどもこの異形なる人類も亦た極めて開明の最下級にある者と云ふべからず、既に之を稱して絹と云ふべき程の

織物を産出することを解せしかば、爲朝はこの島と大島との間に三年一度の定期航海を開て、織のべ絹百疋の年貢を納めしめたりしとぞ、當時伊豆七島の外琉球諸島を除きては、また此の如き島嶼あることなかりしならん、

〔參考保元物語〕　爲朝我島を從へぬる上は年貢を備へよと云へば、此島には舟が候はぬ間叶まじと云、爲朝さらば我島より船を渡さん、いざ歸らんとて船に乘けるが、此島へ渡たる驗にとて鬼童一人相具し歸りぬ、其後三年に一度船を渡し、鬼島の年貢とて織のべ絹百疋納む、凡彼是八の島を押領して張行し、正稅官物を押留む、

或は云ふ、琉球の國王舜天は即ち日本人皇の後裔にして爲朝の男なりと、而して舜天は宋の淳熙七年に當りて年十五なりしと云ふ、爲朝が伊豆の七島及び他の一島を押領して、正稅官物を押留むるや、遂に官軍に攻擊され、高倉天皇の御代嘉應二年自殺して失せぬ、この時五になる男子二になる女子母抱て失にけり〇參考保元物語と見ゆるに、其年齡能く合へり、然らば則ち當時新に發見したる一島の奧の七島の一にして、母抱て失にける處も亦た同處なりしこと知るべし、爲朝が幼子にして奧の七島の一に隱匿したりとせんか、其遺傳する所の材器は生れながらにして、彼の熊襲隼人の遺族に勝れたるは勿論にして、其長ずるに

及んでや、遂に是等の土人を服從せしむるも敢て難きにあらざりしならん、而して彼が母及び之を伴うて遁れ來れる其家人等は、また嘗て內地に在りて相應の生活をもなしたる者なれば、遂に彼の野蠻なる鬼童を感化して、奥の七島の中こゝに一種の沖繩民族を混生し、琉球の小獨立國をも組織するに至りしなるべし、舜天が琉球國王となりしは、後鳥羽天皇の御代文治三年にして、恰も頼朝が口の五島を征服したる一年前に在り、然れども常時舜天に服從したる者は奥の七島のみなりしかば、この甚だ近き親族なる日本帝國の征夷大將軍と琉球の國王とは相會合するの機會を得ざりき、

〔中山傳信錄〕舜天日本人皇後裔、大里按司朝公男子也、淳煕七年庚子年十五、

〔續弘簡錄〕宋淳煕十四年舜天即王位、舜天爲朝公之男子、未詳何許人、

此の如き奇異なる原因なりしかば、沖繩群島の開明に進歩するや、まづ內地に遠き奥の七島より始まれり、龜山天皇の御代嘗て頼朝が征服したる口の五島の沖繩政府に隷屬するに至りしが如きは其一證とするに足る、然れども其後琉球は分れて三となり、中山、山南、山北の各王互に其强を爭ひしかば、諸島紛亂して統一する所なかりしが、後小松天皇の御代三王また合して一となり、其頃よりして久しく奥の七島に隔離したる沖繩民族、また其

本土に交通するに至りぬ、

〔通航一覽〕太田筆記に、應永二十一年十一月二十五日、將軍足利義量より琉球王に贈りし返書を載せ、其文中進物等の事も見ゆ、室町紀略分鶴年代記等に、永享十一年文安五年並に入貢の事を記し、公私雜簡に將軍義教よりの返簡を載す、康富記寶德三年八月十三日の下に、或説を引て、琉球の商船去月末攝津國兵庫に着く、守護細川右京大夫勝元人を遣し、其商物を撰取り料足を與へず、先に年々の料足等四五千貫に及ぶとも辨償せず、又商物を抑留して島人難澁するの旨を申す、因て公方より奉行三人を遣し糺明ありと雖ども、抑取れる物京兆より返さゞるにより、奉行未だ上洛せずと記し、齋藤親基日記に、六月二十八日琉球人參洛、當御代六ヶ度目なり、長史と號す、御寢殿の庭前に於て三拜し、庭に席を布くとあり、〇沖繩志

蓋し舜天以來琉球諸島は漸く開明の域に進み、遂に商船を仕立てゝ內地の各處に通商するに至りしかども、當時我國の中央政府は此の如く進步し來れる日本人種の植民したる屬島を統治するの勞を取らざりしかば、彼等は自ら小獨立國を組織し、支那帝國の之を招撫するがまに〳〵其封爵を受け、また其正朔を奉じたり、世人或は云ふ、後花園天皇の御代嘉

吉元年、將軍義敎薩摩の領主島津忠國をして琉球國を領さしめたりと、然れども薩摩の領主が琉球を領するや、徒らに其貿易の利益を專占して、寧ろ內地との貿易を沮滯したるのみにして、毫も之を統治したるの事實なく、其支那の帝國に服從したるが如きは少しも之を檢束する所なかりしを見れば、之を領したるは虛名のみ、後陽成天皇の御代太閤海內を統一して勢甚だ强大なりしかば、遂に薩摩の領主をして琉球を招撫せしめたり、琉球の之に應して來聘したるは天正十七年の五月なりき、

承聞、日本六十餘州、拜二望下塵一、歸二伏幕下一、加之及二高麗南蠻一、亦偃二威風一、天下太平橐レ弓撫二四夷一之謂乎、吾遠島淺陋小國、雖レ難レ專二一禮一、島津義久公使大慈寺西院和尚蒙レ仰之條、指二上天龍桃庵和尙一、明朝之塗物、當國之土宜、輕薄之進物、餘二于別楮一、爲レ遂二一禮一也、恐惶謹言、

萬曆十七年仲夏念有七日　琉球國王

謹上

日本國關白殿下

是に於てか琉球始めて日本帝國の版圖に歸したるものゝ如しと雖も、家康が支那通商の計畫を成就せしめんと欲し、家久をして前に揭げたる一書を贈らしめたるや、琉球之を背は

ざりしかば、遂に之に征服するに至りき、當時我國人は猶ほ琉球を異國視したりと雖ども、其實權を收攬せしは實にこの一役に在り、家康が薩摩の領主に與へたる書は以て之を證明するに至る、

琉球之義、早速屬二平均一之由注進候、手柄之段被二感思食一候、即彼國進レ之條、仕置等可レ被二申付一候、

慶長十四年七月七日　　家康

薩摩少將殿

老中が薩摩の領主に贈りし書にも亦た云ふ、

貴札致二拜見一候、仍琉球へ爲二御手遣一御人數被二差渡一候處に、大島と申島早速被二仰付一、それよりトクと申島へ御人數被レ申候處に、彼島の者共二三百人被二討捕一候、重て不レ及二異儀一、彼島相濟、其より琉球の國王被レ居候島へ被二取掛一候處に、於二彼地一も國王雖レ被レ及レ行候、切崩數百人討捕、國王の居城取卷被レ申候處に、頻降參に付て被レ任二其儀一、國王下城にて、下々方々へ逃散候もの共被二召返一、如レ前に有付候て、國王幷三司官其外頭立候者共召連、頓て可レ有二歸朝一之由、使者を以て御注進被レ成候、御紙面之通、懇々達二上聞一候處に、大御所樣感被二思召一、一

段之御機嫌共御坐候て、無㆓殘處㆒御仕合共に御坐候間、御心易可㆓思召㆒候、誠に遠島と申、於㆓異國㆒無㆓比類㆒働き、御手柄不㆑淺候、其許御滿足奉㆑察存候、則琉球の儀被㆑遣旨御坐候て、御內書被㆑遣候、御外聞實儀不㆑可㆑過㆑之候、彌彼地の樣子御注進可㆑被㆑成之由、御尤に御坐候、猶爰元相替儀無㆓御坐㆒候、此表何にても相應の御用等御坐候はゞ、不㆑被㆓御心置㆒可㆑蒙㆑仰候、聊不㆑可㆑存㆓疎意㆒候、何も追て可㆑得㆓御意㆒候、恐惶謹言、

慶長十四年七月三日　　本多上野介正純

羽柴陸奥守樣

貴報

康この時より大島、喜界島、德の島、沖の永良部島、與論島の五島を割きて薩摩直轄の地となし、沖繩其他の諸島は之を琉球國王の領地として、猶は薩摩に附庸たらしめたり、夫れ家康が外交の政略は商業上の關係を厚くして、政略上の關係を薄くするに在り、而して猶ほ且つ此の如き屬地政略を擧行せし所以のものは何ぞや、唯其れ支那通商の計畫を成就せしめんと欲したるのみ、この翌年に當りて福建の商人周性如來る、是に於て家康は之に與ふるに、左の如き貿易免狀を以てしたる後、更に老中と長崎奉行とをして各書を福建總督に贈らし

めたり、

應天府之周性如商船、來于日本時、雖爲着到何之浦々津々、加守護速可達長崎、諸人宜承知、若背此旨及不義者、可處罪科者也、

慶長十五庚戌十二月十六日

老中が贈りし書に云ふ、

日本國臣上野介藤原正純奉旨呈書福建道總督軍務都察院都御史所、夫吾邦之聘問商賈于中華者、雖出于漢隨唐宋元明之史、及我國記家乘者昭々矣、然前世當朝鮮紛擾之時、雖有中華之貴价來我邦、而譯者枉旨、執事牴牾、而其情意彼此不相通以來、海波揚而風舶絕、可謂遺憾、方今吾日本國主源家康、一統闔國、撫育諸島、左右文武、經緯綱常、遵往古之通法、鑑舊時之炯戒、邦富民殷而積九年之蓄、風移俗易而追三代之跡、其化之所及、朝鮮入貢、琉球稱臣、安南交趾占城暹羅呂宋東埔寨西洋等蠻夷之君長酋帥、各無不上書輸賓、由是益慕中華而求和平之意、無忘于懷、今茲應天府周性如者、適來於五島、乃詣上國、因及此事、不亦幸乎、明歲福建商舶來我邦、期以長崎港爲湊泊之處、隨彼商主之意、交易有無、開大關市、豈非二國之利乎、所期在是耳、比其來也、亦承大明天子之旨、以賜勘合之符、則我

必遣使船、以來秋之番風、而西其帆者何疑哉、及符來、而我只遣大使船一隻而已、明其信也、若餘船無我印書到者、非我所遣也、乃是寇賊姦宄、伏竄島嶼、而猾中華之地境之類、必須有刑法、若又我商船之往還於諸蠻者、因風浪之難、有繫纜於中華之海面、則薪水之惠、何賜加之、今將繼前時之絕、而與比年之廢、欲修遣使之交、而索勘合之符、復古之功不在斯乎、我邦雖海隅、日出抑諺所謂蕞爾國也、中華以大事小之意、想其不廢乎、然則來歲所為請、須符使來、則海東之幸、而黎庶之所仰望也、中華設雖貴重而其不勤遐邇博愛之意哉、感激之至、在於言外、命旨件々請宜領諾、

歲舍庚戌（慶長十五年）季冬十六日

長崎奉行が贈りし書に云ふ、

日本國長崎市舶使司長谷川左兵衛藤廣、謹致書福建道總督陳御史臺下、日本之通貴國、上古置而不論、洪武永樂以降、以勘合符、一歲一往還之船、無負其信、而二三十年來、交隣盟寒、異域路阻、今吾國主源君、平日愛華夏之風、而有意于勘合、有日于此矣、方此時也、吏目周性如到我邦、余因言於國主、以和平通好之事、則降賚印書、彼亦約以來歲商船及勘合符同來也、若然則藤廣受命、不辭溟渤之遠、而辱專使之職、執謁於臺下、再修兩國之舊交、

必締天之歡心、由是毎年波平風穩、船舶相通、相共貿易、則二國之商賈皆悦而願出其所不亦可乎、諸方皆蒙貴國一視同仁之化、豈非無窮之福哉、藤廣自守長崎之日、而思之無由、荏苒度歲、今長崎者我邦之一巨港也、利之所在諸商赴焉、來歲福建商舶來于玆、則衆民抃于市而有歡聲、是必臺下之賜也、今得周性如之便也、謹裁一束、不勝欣躍悚懼之至、再拜謹白、

歲舍庚戌（慶長十五年）季冬十六日

林羅山曰く、天文以來兩國勘合、斷絕數十年、勘合復古之事、出於台旨、雖爲正純之書、其實叙書也、雖遣福建道、其實啓大明天子也、書成附周性如投之、彼國狐疑猶豫、而無答書、勘合不成、終南京福建商船、毎歲渡長崎者自此逐年多々と、されば この二書は一は老中の書にして、一は長崎奉行の書なりと雖ども、共に家康が意に出でたるものなること明白なり、今この二書によるときは、家康は一は我國より支那に對して使船を發送し、其使者には長崎奉行を派遣し、毎年一往還をなさしめんとを希望し、一は我國商船の海南諸國に往復するものをして、支那の一港に寄泊して薪水を得せしめんとを企圖したるものなり、是より先き家康は琉球をして日本支那の兩國に介立して、相互の貿易を媒助せしめんと欲したれども、琉

球之を肯はざりしかば、やがて兵を進めて其地を占領し、其國王と三司官とを拘留して之を江戸に引致せしめたりしが、今や支那の商人周性如なる者の來れるによりて、直接に支那貿易の計畫を實施するの機會を得、この二書を贈りて彼國の回答如何を待ち居たりき、然れども其明年の春に至りて豫期する所の回答を得ざりしかば、家康は遂に琉球の國王及び三司官とを其國に放還し、猶は其爵號を保存するを得せしめて、之をして左の一書を支那の福建總督に贈らしめたり、

琉球國王尙寧上書大明國福建軍門老大人閤下、恭審、小邦去日本薩摩州者僅三百餘里、以故三百年來、以時献不腆方物、修其隣好、頃有不肖嗇夫、緩其貢期、是故薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者、誠天之所命、而我亦以無苞桑之戒也、不幸而爲其俘囚、在薩摩州者三年矣、州君家久公、外好武勇、内懷慈憫、待我以待貴客之禮、々遇之厚、三年一心、加之送還我於小邦、於是吾民之歌於市抃於野者、玆非幸歟、州君寄書於我、其之言曰、夫邦國在四方也、有金玉者、或不足乎錦繡、有粟米者或不足乎器皿、若有餘而不散、不足而無聚、民用不足而其貨亦腐、惟坐而待腐、不如通其有無、各得其所矣、日本非無金玉器皿、其土宜質素而不及於中華之文質彬々、是故使我參謀於兩國、一以使日本商船許以容之大明邊

地、二以使大明商船來我小邦交相貿易、三以使一遣使年々通其貨之有無者、匪翅富兩國人民、大明亦無爲倭寇嚴備兵衞矣、三者若無許之、令日本西海道九國數萬之軍、進寇於大明、大明數十州之鄰於日本者、必有近憂矣、是皆日本大樹將軍之意、而州君所以欲通兩國之志者也、伏冀軍門老大人、於斯三者許一於此、我小邦大沐大明之德化、且遂日本之夙志、是亦天朝恤遠字小之仁心也、若然則永守藩職、無生貳心、遐方嚮化之念、沒世不忘也、伏楮伸鄙忱、仰祈尊炤、不宣、

この書によるときは、當時の日本人が商業上の思想は非常に發達し居ることを知るべし、第十六世紀の頃に當りて、歐洲諸國の際に專ら商業政略なるものゝ行はるゝあり、其主義たるや徒に多く金銀を自己の國內に埋積せしめんことを謀り、金銀を以て即ち富なりと誤解し、この誤解なる迷想は屢ゝ其國際の交を困難せしめたることありき、然りと雖ども我絕東なる東洋に卓立せる日本人は、當時旣に金銀もまた只一の貨物にして、粟米器皿錦繡の屬と毫も殊異なる所なきを知り、この高尙なる商業上の思想は、即ち支那に向つて呈出したる三個の問題とはなりぬ、其一は日本の商船をして支那の一港に寄泊して相互の貿易を經營するを得せしむる事、其二は支那の商船をして琉球に往來せしめば、我國もまた商船を同處

に發遣して相互の貿易を經營するを得せしむる事、其三は我國より一价の使者を派出して毎年支那に往來せしめ、以て相互の貿易を經營するを得せしむる事是なり、この三個の問題は彼國の撰む所のまゝに其一に決定することを許したるものにして、若し盡く之を承認するを肯はざるときは、兵を發して必ず之を强迫せんとなしたるものなりき、或は云ふ、元來琉球の支那に交通せしは、專ら商業上の利益を占めんことを渴望したる點にあり、若し慶長の役に當り家久をして家康の旨を奉じ、書を尙寧に授てけ明國福建の軍門に贈り、以て通商を請はしむることなからしめば、琉球は固より支那に往來することを得べからざりしなりしなりと、其れ然り、然れども若しこの事なくば、家康は旣に占領したる國土を擧げて、琉球國王なる俘囚に與ふることなかりしならん、當時南倭の寇に辟易して支那人の我國人を拒絕せること極めて峻嚴なりしかば、家康は彼の琉球國王の名を存して、之をして支那に通商し以て我國の需要を滿足せしめたりしのみ、

〔沖繩志〕 寬永八年九月家久國用闕耗支へ難きを以て、其家人伊地知心悅に命じ、髮を蓄へ姓名を變じ、粉裝して球球人となり、銀兩を齎らし琉球の使者と與に明國福州に入り、商業を爲さしむ、御糸荷こゝに始まる、薩摩毎年內地の物品を支那渡海の琉球人に付し、

福建に於て發賣し、以て布帛類を買はしむ、之を御糸荷と云、

只惜む家康の外交政略專ら商業政略に傾きしを以て、彼支那と通商せんと欲してはつ其媽港を占領するを意とせざりし葡萄牙人の如く、台灣を占領するを意とせざりし阿蘭陀人の如く、香港を占領するを意とせざりし英吉利人の如く、一往直前活潑なる運動を試みること能はざりしを、

且つ夫れ家康が外交の政略は大に不可なりし一點の他に存在せるものありき、家康は徒らに自己の地位を保持せんと欲する私心に掣肘されて、日本帝國の利益を顧慮するに薄かりしが如き即ち是なり、薩摩は元來我國の西南境なるを以て、呂宋メキシコ二國の間を往來する西班牙船は屢々同地に寄泊して貿易を經營し、坊津の一港の如きはまた久しく支那商人の來集する所となり居たりしかば、時人は之を唐湊と稱するに至りき、薩摩の領主がフィリッピン群島太守に贈れる書狀を以て、這般の狀態を證明するに足る、

校者按するに呂宋國主はドン、ロヂリコ、テ、ニベロなり

日本國薩摩州刺史藤原義弘謹復書于呂宋國王郎敝洛黎勝君迎足下、周易曰、日中爲市致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、聖人之言、百世豈可廢哉、聞呂宋之爲地、國富民豐、而南商北賈往還如織、不亦繁華之地哉、我日本與貴國遙雖隔大洋、仰光華於千里

之外、是亦山厨羅明敎院巴禮之所能知也、前年憑伏巴禮、求貴國商船載貨來而富我國家、非翔欲富國家、若其遷貨之有無、國家人民各得其所、聊遠之交、亦豈有離貳哉、夫玉之爲美也、韞櫃而藏之、則不爲天下之用、海貨蠻珍無不皆然、不以其所有易其所無、則其用而貨亦終是腐而已、伏乞足下圖之、去歲所發之一隻船、大洋波穩而着我一島、繫纜者有日矣、非不思慮而豫防之、逆風俄起、折樹木揚砂石、吁時乎命乎、船忽破矣、我不忍見之、新造一船、順風揚帆、令商客歸、爲惟願足下憐我愚誠、來歲薰風自南之節、使一船載貨來貿易、所須各得如意、若然則我國山川草木、亦蒙其光彩、況國家人民乎、伏冀炤亮、不一、

◎ 丙午（慶長十一年）正月

蓋しこの書によるときは、薩摩の領主はマニラ、アカフルコ二港の間を往復せる西班牙船の時に其領内に寄泊するものあるを見て、遂に之をして毎歲其領內に來りて貿易を經營せしめんと欲し、適々西班牙船の其領內にて難破せるものあれば、一船を造りて之を送還し、以て其希望を成就せしめんとはなせしなり、而してこの書を贈りしより三年の後、彼難破したる船長夫妻より進物を寄贈したれば、また左の書を與へたり、

一別之後已閱三霜、思慕之心、未嘗頃刻有忘之也先年吾子在我一島之日、俄有狂風而破

其船、災厄之所及、非人之所可得而陋、寧是可避乎、所送之一船、大洋無事、達於貴國、甚慰所望、不勝忻抃、去秋使一船主復來於我陋邦、想是舊盟者乎、且復一封之書、我雖未解貴國文字、開緘頗覺其情之厚、忻幸々々、我聞商之爲言商也、商其遠近、通四方之物、以聚之、伏希吾子、使貴國商船年々商陋邦之所無、通貴國之所有者、何幸加之、我之所求在茲而已、巴禮道體康平、人々仰其德、而風行草偃、吾子其察之、今吾子幷婦人所投贈者、皆難得之貨也、一一拜受焉、爲我今呈吾子、以金屏風一雙、寄婦人以酒肴之小器、雖不腆之物、以遠至爲珍、乞併以笑納、恐惶不宣、

見るべし當時宋呂薩摩兩處の間屢ゝ商船の往來ありて、是等書狀の交通を容易ならしめたることを、 其後慶長十七年の八月に至りても、 薩摩の商船安南に渡航せんとしたるもの廣東に漂着して、同處に居留せる西班牙人に助けられしかば、薩摩の領主は書を贈りて之を謝しぬ、

去歲拜別之後、不問安否、非敢怠之、海雲萬里便不的也、不意一書信遝翅拜視吾子之書信、國司四老亦辱賜數行、書音蠻字、件々重譯、以頗解其理、未敢不爲慊矣、去春我國商船、將赴安南、大洋遇風、檣傾檝摧、幸而到廣東之地、辱蒙蠻君之深恩、修檣與檝、前日回

於我日本肥前五島、雖未回我州、舟人無恙、是實爲蠻君之仁心、且復有絲緞之賜、何以謝之耶、憑伏吾子、以呈報書於四老、吾子其詳說之、自今以往、若有求於我者、使通事者報之、我亦有求於貴國、有他日使一价以告之、貴邦安泰、陋邦亦無事、珍重不宣、

壬子(慶長十七年)八月　　島津少將家久　(南浦文集)

然れども家康が政略は薩摩の如き强大なる大名を放ちて貿易の利富國の寶を專にせしむる能はざりしかば、之をして琉球を占領して支那通商の利益を專有せしむると與に、また其領內の諸港に於て海外の貿易を經營することを禁絕したり、安んぞ知らんや此の如く執拗なる政略は、即ち其後人をして鎖國の政略を決行せしむるの好模範たらしめんとは、左の令文は家康が偏狹政略、薩摩の領主を强いて之を發布するの止むべからざるに至らしめたるものなりき、

須知

我薩摩州與大明、雖隔萬里之修程、年々泊商舶者自古皆然、商客之所得而知也、今日本有將軍、發號於東西、施令於南北、日本風行草偃、是故置一官於長崎、使之招異朝之商船、以爲其所止之處矣、實因茲南商北賈、指此地以爲要津矣、是今商客之所得而能聞也、

自今以往、雖曰大明商船之隨風而來於我薩州之地、頃刻不許繫船於我地矣、一將軍之素心、不忽不忘、率由舊章、由是親之、今雖令長崎爲商客之所止、後必泊商船於我薩州、以爲貿易所須之處、亦未可知也、商客姑待之、今也一官之號令、誰敢可濫之乎、商客其念之、

元和三年六月

異國渡海朱印船の數并に其航路

世人常に言ふ、今の日本は新日本なりと、然れども徐ろに之を觀察するときは、今の日本は鎖國の餘習に汨沒して自ら知らざりし日本のみ、試みに少しく古昔の日本を回想せよ、吾人豈に自ら羞づる所なきを得んや、家康が嘗て異國渡海の商船に朱印狀を與ふるの制を用ゐて我國の海賊を檢束するや、當時の日本人が卓犖不羈なる進取の鋒芒は、轉じて商業の一途に歸し、其趨勢の旺盛なるや、殆んど東洋の商權を收復して、之を歐洲諸國の手より奪はんとするの概あり、遂に或は航路を西洋に開通する者あるに至る、蓋し當時海外往復の文書は皆佛敎僧徒の掌る所なりしかば、家康が朱印狀の制を擴張するや、また豐光寺、圓光寺、金地院の三僧をして其臺帳を管理せしむ、所謂異國渡海御朱印帳是なり、今やこの

臺帳に登記せるものを列擧して之を左に明示せん、

慶長九年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

安南國	正月十三日	尼崎屋又次郎
同	八月六日	船本彌七郎
同	同	高瀬屋新藏
同	八月十三日	細屋喜齋
同	八月十八日	安當仁
同	八月廿六日	末次平藏
占城國	四月十一日	西野與三
呂宋國	六月六日	伊丹宗味
同	七月五日	平野孫右衛門
同	八月十八日	安當仁
同	八月廿六日	タナベ屋又右衛門
信州	七月五日	高瀬屋新藏

同	八月十二日	窪田與四郎
暹羅國	八月廿六日	日本人シャムロに住居 與右衞門
同	同	有馬修理
同	閏八月十二日	島津陸奥守
東京	八月廿六日	角倉了以
同	閏八月十一日	榮任
同	十一月廿六日	攝 皮屋助右衞門
大泥國	八月廿六日	今屋宗忠
同	同	日本人シャムロに住居 與右衞門
同	十二月十六日	江戸 大黑屋助右衞門
同	十二月十八日	同 檜皮屋孫兵衞
順化	八月廿六日	平戸 助大夫
西洋國	同	明人 林三官
東埔寨國	閏八月十二日	島津陸奥守

東埔寨國	閏八月十二日	五島淡路守
同	同	平戶 傳助
同	十二月十八日	六條仁兵衛
迦知安國	十一月廿七日	松浦法印

計　船數三十艘

慶長十年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

大泥國	正月三日	尼崎屋又次郎
同	五月十八日	同人
同	十二月六日	京都六條 仁兵衛
西洋國	四月廿六日	松浦法印
同	五月一日	島津陸奥守
同	同	五島淡路守
同	五月三日	有馬修理大夫
同	五月十二日	明人 林三官

同	七月三日	島津少將
同	七月八日	鍋島加賀守
同	九月十三日	ドアンディレイ
同	同	アントウニンカラセス日本名 甚左衛門
同	九月十七日	明人 林三官
同	十二月二日	長崎 喜安
呂宋國	五月十一日	浦井宗普
同	九月朔日	安當仁カラセス
同	九月三日	田邊屋又左衛門
同	九月十三日	呂宋通事 ニシルイス
同	同	平野孫左衛門
東埔寨國	五月十六日	有馬修理
同	七月廿八日	河野喜三右衛門
同	九月十八日	船本彌七郎

東埔寨國	九月廿八日	長井四郎右衛門
同	九月廿一日	西村隼人
同	十一月六日	原彌二右衛門
同	十二月二日	豆葉屋四郎左衛門
同	同	大黑屋長左衛門
安南國	七月一日	島津陸奥守
同	七月三日	同人
同	八月廿八日	船本彌七郎
同	九月十九日	原彌二右衛門
占城國	八月廿八日	有馬修理大夫
東京	九月三日	角倉了以
同	九月十日	皮屋助右衛門
密西耶國（ミサイヤ）	九月十三日	窪田與四郎
芠萊國（ボルネヲ）	十一月十五日	大阪藝屋 甚右衛門

計　船數三十六艘

慶長十一年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

密西耶國　六月十二日　長崎 高橋播部入道
芠萊國　同　後藤宗印
（但しナスノハイと云處へ往也）
暹羅國　七月廿一日　堺船頭 木屋彌三右衛門
同　八月十一日　長崎總右衛門
同　八月十五日　有馬修理
柬埔寨國　七月廿七日　後藤宗印
同　八月十五日　大阪 檜皮屋孫左衛門
同　九月廿一日　西村隼人
安南國　八月六日　船本彌七郎
同　九月十九日　原彌二右衛門
東京　八月六日　角倉了以

占城國	八月廿一日	明人 林三官
呂宋國	八月十二日	同人
同	八月十五日	平野孫左衛門
同	九月十五日	安當仁カラセス
西洋國	九月十七日	山口駿河守
田彈國	十二月七日	明人 林五官

計　船數十七艘

慶長十二年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

西洋國	二月七日	鍋島加賀守
同	同	鍋島信濃守
同	三月十九日	松浦鎭信法印
同	八日四日	加藤肥後守
同	同	林三官
同	八月十五日	安當仁カラセス

同	同	龜井武藏守
同	十月六日	浦井宗普
麻利伽	五月七日	安當仁
呂宋國	六月廿六日	小西長左衛門
同	同	平野孫左衛門
同	同	松浦法印
暹羅國	八月四日	(攝)木屋彌三左衛門
同	十月十八日	島津陸奥守
安南國	八月廿八日	船本彌七郎
同	十月四日	有馬修理大夫
柬埔寨國	八月廿八日	西村隼人
同	十月六日	有馬修理大夫
同	十二月廿四日	(攝)豆葉屋四郎左衛門
田彈國	十月十六日	(明人)林五官

計　船數二十艘

慶長十三年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

西洋國　正月十一日　角倉了以
安南國　同　同人
東京　同　同人
東埔寨國　七月廿五日　（堺）木屋彌三右衛門
暹羅國　同　平野孫左衛門
同　同　末吉孫左衛門

計　船數六艘

慶長十四年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

東捕埔國　正月十一日　（明人）林五官
東京　同　角倉了以
呂宋國　同　平野孫左衛門
同　同　（長崎）安當仁カラセス

同	同	小西長右衛門
交趾國	同	加藤肥後守
暹羅國	同	同人
同	同	（キリシタンパテレン）トウマス
同	同	島津陸奥守
同	七月廿五日	木屋彌三右衛門
同	八月廿五日	龜井武藏守
同	十一月十一日	伊藤新九郎

計　船數十二艘

慶長十五年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

暹羅國	正月廿一日	（大村丹後守内）江島吉右衛門
同	七月廿五日	木屋彌三右衛門
同	八月廿二日	龜井武藏守
安南國	同	角倉了以
東埔寨國	正月廿五日	江島吉右門衞

呂宋國　八月廿二日　長谷川權六
交趾國　同　原田木左衛門
同　同　唐人 林五官

計　船數八艘

慶長十六年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

安南國　正月十一日　角倉了以
同　同　松浦法印
交趾國　同　船頭杢右衛門
同　同　長谷川左兵衛
呂宋國　同　平野孫左衛門
暹羅國　同　長岡越中守忠興

計　船數六艘

慶長十七年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

交趾國　正月十一日　茶屋四郎次郎晴次

呂宋國	同	同
毘耶宇島	同	津田紹意
廣南	同	ヤヨウス
暹羅國	八月六日	木屋彌三右衛門
同	九月九日	ヤヨウス

計　船數六艘

慶長十八年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

東京	正月十一日	角倉了以
呂宋國	同	村上市藏
暹羅國	同	長谷川忠兵衛藤繼
同	同	蠻人マノシ井
同	同	同人
同	同	同人
同	同	同人

暹羅國	正月十一日	蕃人 マノシ井
同	同	木屋彌三右衛門
同	九月九日	ヤヨウス
東埔寨國	正月十一日	夏の局
同	同	本多佐渡守正信
交趾國	同	夏の局
同	同	シンニヨロ
同	同	壽庵
同	同	船本彌七郎
同	同	唐人 五官
同	十二月十日	シンニヨロ

計　船數十八艘

慶長十九年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

東京	正月十一日	唐人 三官

呂宋國	同	小西長右衛門
同	同	木津船右衛門
同	同	呂宋シンニヨロ マルトロメライナ
同	四月八日	長崎 西ルイス
交趾國	正月十一日	唐人 八官
同	同	唐人 四官
同	同	唐人 五官
同	同	唐人 六官
同	同	船本彌七
同	同	唐人 三官
同	同	マノシルゴンザル
暹羅國	九月九日	三浦アンジン
同	同	長崎の唐人 ヘツケイ

計　船數十七艘

元和元年海外渡航の朱印狀を受けたるもの

交趾國	正月十六日	唐人 八官
同	同	唐人 三官
同	同	船本彌七
同	二月廿九日	長谷川左兵衛
同	九月九日	忠兵衛
呂宋國	正月十六日	船右衛門
同	九月九日	西類子
同	同	木屋彌三右衛門
同	同	琉球人
同	同	船頭 シンニヨロメリイナ
暹羅國	同	長崎唐人 三官
同	同	櫨六
同	同	ジヤカウベ

同	同	高尾次右衛門
東埔寨國	同	長崎船頭 彌右衛門
高砂國	同	等安

計　船數十六艘

元和二年海外渡船の朱印狀を受けたるもの

東京	正月十一日	唐人 八官
交趾國	同	唐人 三官
同	同	船本彌七郎
同	同	同人
同	九月九日	唐人 五官
摩陸國	同	高木作右衛門

計　船數六艘

慶長九年より元和二年に至る僅かに十三年に過ぎざるのみ、而して其間商船の朱印狀を受くるもの既に百九十八艘に及べり、この百九十八艘の朱印船は、年毎に海外に渡航したる

ものにして、其船主は或は大名なるものあり、或は商人なるものあり、或は海外に居留する日本人なるあり、或は日本に居留する海外人なるあり、然れども是れ皆我國の渡海免狀を得て、其保護の下に東洋貿易の安全を得んと欲したる者なることは、呂宋の「シンニョロ」なるマルトロメクイナが呂宋渡海の朱印狀を受けたる一事を見るも之を證するに足る、而して當時日本商船の西洋諸國に渡航する者二十二艘の多きに及べるを見るときは、吾人は寧ろ曠世の感なき能はざるべし、今や我國開港以來三十餘年、商船の西洋諸國に渡航したるは前後果して幾艘かある、是れ亦た眞に新日本と云ふべき歟、

然れども鎖國の餘習に汨沒したる今日の日本人は、其心膽の小なると其眼孔の窄なるとは殆んど驚くべきの點に達し、古昔の日本人が既に此の如き偉業をなせる者ありしことを聞くも、猶は且つ之を信ずる能はざる程にまで零落せり、是に於てか或は說をなして曰く、當時我國にて西洋と稱したるものは、安南暹羅の諸國を泛稱したるものにして、吾人が所謂西洋にあらざるなりと、然れども玉露叢慶長十八年十二月廿六日の條に、我國の「カソリツク」敎を拒絕せしことをば、「擯斥西洋國宗旨」と記したるを見よ、古昔の日本人が所謂西洋も、また何ぞ吾人が所謂西洋に異ならんや、當代雜記に云ふ、去年京都桔梗屋道圓の船南

島地方に渡航し、呂宋國の西晋州と云處に於て、偶ゝ英吉利船の黒船を奪掠するに出逢ひ、貿易して大利を得たるを聞き、當春大坂の商船多く此地方に向て出帆す、然るに還ることを得たるもの一艘もなし、颶風に遭ひて破船せしと云ひ、海賊の爲めに殺害せられたりとも云と、晋州は即ち信州と同處なるべし、當時日本商人の活潑にして進取に鋭敏なりしと此の如し、而して其航海の區域は既に印度洋に及びしこと、葡領印度の副王なるヒメンテイカが家康に贈れる書に人爲商日本此方へ不ㇾ參候樣に被ㇾ仰付ㇾ可ㇾ被ㇾ下候はずや、當年も日本船參候間迷惑仕候と云へるにても明白なり、その遂に亞非利加を迂廻して西洋諸國に渡航するに至りしと、また何ぞ怪むに足らんや、況んや嘗て豐後の領主等が使者を西洋諸國に送りし以來、また已に二三十年、當時の卓犖不羈なる日本人にして、若し一航を試むるものなかりしとすれば、是れ反つて奇異なるのみ、

若し當時日本商船の航路を西洋に開通したるの實否を認識せんと欲せば、且つ東北邊の一領主が商船を歐洲の南海岸に送らんと企てたることを回視せよ、我國の海外に對する風潮は毎に西南より激動し來りて、遂に東北に波及せるに、今や東北邊の一領主が此の如き企望を提起したりとすれば、其西南地方に運行したる大勢の如何を推知すべし、最初家康が呂宋

新西班牙の間を往復する西班牙船をして、相模國なる浦賀港に寄泊せしめんことを欲するや、フィリッピン群島の太守に居住の「パテレン」聊不ㇾ可ㇾ有二疎意一と云へる書を與へしかば、彼の「フランソワー」派の僧徒の群島を經由して我國に侵入する者極めて多く、當時江戸に滯留したる同派の僧徒にルイズソテロと云へる者、また天主堂を淺草に建設したり、慶長年錄慶長十二年の條に、近年切支丹と云宗門はやり、駿府所々に小寺を立、法度の佛法を嫌ひ神道を誹り、佛躰を火に入れ薪とし、神社に參り尿をす、去共御法度も不ㇾ被二仰付一諸人もてはやすと云ふによるも、當時彼等が頗る自由を得たりしを見るべし、然れども彼等が此の如き暴行は漸く我國人に惡まれ、新に建設したる天主堂の恰も城廓の如くなりしは、遂に其異圖あることを疑はしめたり、是に於てか天主堂は之を毀たれ、其僧徒等は嚴刑に處して誅されき、ソテロもまた殺さるべかりしを、陸奥の領主に伊達政宗と云へるあり、乞うて其死を宥し之を其領内に伴へり、政宗がソテロを幽囚の中に救ひ出して之を其領内に伴へるは其何意なるや、知りぬべし政宗は屢〻兵を境外に出して、中原の鹿を爭はんと欲せしかども、土地僻遠にして遂に其志を得ず、時また既に太平の世となりて英雄武を用ゐるの地なかりしかば、且つ其領内の一港を開きて海外貿易の市塲となし、其所より遙に西洋渡

海の商船を發遣して、大に其富を增殖し以て徐ろに天下の變を待たんと欲し、且つ海外の地にして略取すべきの處あらば、遠征軍を派出して之を占領せんと欲し、恰も家康が嘗てウヰリヤムアダムスを救ひ出したると同一の原因によりて、遂にソテロを救ひ出したり、政宗既にソテロを救ひ出して之を其領內に誘致し、自ら「カソリック」敎を奉ぜんとするの意を示し、且つ其領內に寺院を新設して彼等を留め置くべきを約し、遂に宗敎貿易の二事を議せしむべしとて、使者支倉六右衞門常長をソテロに添へ、羅馬及び西班牙に赴かしめたるは即ち其明證と云ふを得べし、

金城秘鑑に云ふ、慶長十八年、伊達陸奥守政宗向井將監忠勝と相議して、船を南蠻國へ渡すべきの企あり、乃ち先達てより仙臺に於て黑船を造らしむ、其船材の板類は多分氣仙東山より伐出し、曲木は磐井江刺より之を採る、又た向井將監より幕府御大工與十郎及び水手頭鹿之助城之助兩人を差下され、秋保刑部頼重、河東田縫殿親顯の兩人を以て造船奉行となす、其船横は五間半、長さ十八間、高さ十四間一尺五寸、帆柱の長さ十六間三尺、杉の木、其帆柱の長さ九間四尺五寸杉の木、なり、又た本邦に在留する南蠻人ソテロなる者あり、政宗萬事之に依賴して其指揮を受く、政宗ソテロに與ふる書に曰く、

内々御床敷存じ候處、具さに蒙仰一々披見申候、船の儀に付ては内々御肝煎の段承届、誠に辱次第に候、

一南蠻へ遣し候使者の事、此以前申付候者共に相定め申候、但し來月は早々仙臺へ可罷下候間、カピタンにも承合せ、今一人も相添へ可申歟と存じ申候、

一船に積み候荷物の事は、手前の方は大形致用意候、カピタン手前の外は、將監手前兩人にて凡三百個可有之由に候、其外世上より積みたく被申來候分四五百個も可有御座と申し候間、其元可御心安候、何樣此中懸御目、樣子可申承候、被入御念切々御心付の段辱く存し候、

卯月一日　　政宗

ソテロ

乃ち其臣支倉六右衛門常長、今泉令史、松本忠作、西九助、田中太郎右衛門、内藤半十郎、内藏丞、主殿、吉内、久次、金藏等十二人、及び向井將監の家人十八人、南蠻人十八人、都合百八十人、其他商賈等皆同船に乘り、且つ船中商賣の荷物數百個を積み入る、將軍家よりは彼國へ進物として具足屛風等を贈り進せらる、九月十五日(一說に八月十五日)陸奥國牡鹿郡

月浦より出帆す〇中古外交志と、向井將監は江戸將軍政府の船奉行にして、當時之を海賊と稱したるものなり、政宗かこの事を企つるや、家康と協議して其承諾を得たれば、家康もまた人を遣はして之を助け且つ進物をも贈りしならん、當時日本商船の海外に渡航するものは皆九州地方より發するもののみにて、關東より發したるものは只彼のアダムスが造り出したる西洋形船の米洲に往復したるに止まりしに、今や陸奥の極またソテロの經營に成れる西洋形船の海外に向つて開帆するものあるを見る、或は云ふ、政宗が本意は南蠻の形勢を探りて之を略取せんと欲せしなりと、之を其詩に徵するに是或は然りしならん、

幾踏二危機一志未レ窮、欲レ征二蠻國一作二奇功一、圖南鵬翼何時奮、久待扶搖萬里風、

然れどもソテロが狡猾なるや、この一行を導きて陸奥より直航して、新西班牙即ちメキシコに赴き、更にホルン岬角又はマゼルラン海峽を通過して大西洋を横斷せしむるを務めずして、反つて遙かに之れをフィリッピン群島に導き、再び日本の近海を通過してメキシコに到り、メキシコよりは陸路を經歷して其東岸に達し、他の西班牙船に乘りて僅かに歐洲に達するを得せしめたり、是に於て政宗が遠征の大志は西洋渡海の商船を仕立つることの企望と與に遂に廢絕するに至りぬ、ソテロがこの一行を導きて呂宋に達したるは、西曆一千六

百十三年十月廿八日にして、我が慶長十八年の九月廿一日なり、

支倉は政宗股肱の老臣にして、嘗て朝鮮の役に從ひ武功を以て世に知られたる勇士なりしが、今や海南の一國を經て將に西洋諸國に赴かんとしたるは、豈に啻に宗教信心の故のみならんや、彼等は同處を發したる後、西曆一千六百十四年一月廿五日、即ち慶長十八年十二月十六日嘗て日本商船の航路を開きたるメキシコのアカプルコ港に達し、其同行者の中六十八人は皆この地に於て「カソリック」敎の信徒となりて洗禮を受けしかども、支倉は獨り西班牙に往き、其國王の面前にて之を受くべしとて遂にこの地を發し、陸路メキシコの內地を通過して、同じき十九年五月四日（西曆一千六百十四年六月十日）サンジャンジュロア港より乘船し、六月廿八日（七月廿三日）キュバ島のハヽナ港に着し、閏六月十三日（八月七日）同港を發して大西洋に入り、八月十四日（十月五日）西班牙のサンルカル港に達し、夫より直にセビル府に至りき、同府はソテロの生國なれば政宗特に其長官に左の書を贈りぬ、

天主の特異なる聖慮を以て、法師ルイソテロを我國に來らしめたるにより、余初めて天主敎の尊きことゝ且其秀でたることゝを知り、其果して濟度の道を具ふることを信じた

り、故に余は神聖なる洗禮を受けて其教を奉せんと欲すれども、不幸にして大なる事故あり、之が妨碍をなして當分未だ其意を遂ぐるを得ざれば、今は只深く家人等をして其教を奉せしめんことを計畫し、まづ法師ソテロ及び家人支倉の兩人を使者として、天主教徒の法王と稱し、地球に於て耶蘇の名代として尊崇せらるゝ最上君主の許に至らしめ、其盡力によつて余の家人等をして上下の別なく悉く天主教を奉せしめんと欲するなり、又余は夙に余に天主教を傳へし僧ソテロは、即貴府の產なることを聞き、貴府に對しては心竊に好誼を存じたり、故に今法王に恩義を酬ゆるに際し、併せて貴府に恩義を謝することと此の如し、貴府幸に其旨を了し余が永遠の好誼を納容せられ、幷に確徵を以て好情を余に證せられんことを希望し、こゝにまづ家の重物なる大小各一口を贈る、貴府果して余を愛顧して深く使者等を保護し、之をして貴國大王に拜謁し、又法王に拜謁するを得せしめば實に余の幸福なり、想ふに使者法王に拜謁するを得ば、法王必ず余の誠意に答へ、余の期望せるが如く、惠意を以て余家幷に家人を其幕下に屬し、余をして法王の諸王の上に位し、神位を保てることを世人に通知せしむるに至るべし、抑余曾て聞く、航海熟練の船長に指揮さるゝ貴國の商船は、每に貿易の事業に從つて印度洋幷に南洋を經

るものありと、是を以て今や余は又日本海より西班牙海に航行することの成否を知らんことを希望す、貴國若し適當の船長をして我國に來り航海の術を傳へしめば、余の欣抃何物か之に若かん、若し余愈貴國に航行するの途を得ば、自後每歲一次船を貴國に送り、益好誼を通ずるの便を得ん、以上述ぶる處は特に余が意の大略にして、尙法師ソテロをして詳細に口陳せしむ、貴府はソテロを信ずへき故、余の貴府に對する交誼の必承諾する所なるべきを知る、敬具、

慶長十八年九月十四日即西暦一千六百十三年十月廿九日

仙臺

松平陸奧守伊達政宗

セビル貴府

同じ年の十月五日(十一月廿五日)支倉は他の一行と與に同府を發して、同月三十日(十二月廿日)遂に西班牙の首府なるマドリッドに達し、西班牙王フィリップ三世に謁見して其使命を通じ、且つ其面前に於て洗禮を受けんと欲する旨を述べたり、支倉が眞に西班牙王の之を承諾せんことを熱望したるや否は知るべからざれども、西班牙王は意外に之を承

諾し、其國の侯爵を有する人及び其夫人をして之が代父代母たらしめ、其身は佛王ルイ十三世に許嫁したる王女と與に其場に臨んで洗禮の式を擧行せしめたれば、支倉は遂に完全なる「カソリック」敎の信徒たらざるを得ざりき、是れ西曆一千六百十五年の二月十七日にして、恰も元和元年正月元日に當る、家を出でしより二星霜、國を去ると萬里程、身異鄕の客となりて、この本國の佳辰に當り、異樣なる儀式を外國君主の面前に擧行したる支倉の胸裡は、如何に大膽なる豪氣を以てか滿たされけん、支倉のマドリッド府に滯在したるは凡そ半年の餘にして、同じ年の八月八日（西曆九月三十日）同府を發してバルセロナ府に至り、サルヂニヤのサボア港に渡海し、ゼノアを經て羅馬に至りしは其年の九月七日（十月廿九日）なりき、同月十二日（十一月三日）彼等が羅馬法王に謁見したるは頗る美觀なる盛式なりしと云ふ、其時法王に呈したる政宗の書は左の如し、

日本帝國奧州の領主伊達政宗、謹んで書を全世界の聖主羅馬法王ポーロ五世陛下に呈す、抑「フランソワー」敎會の僧徒法師ルイソテロの我國に來りて天主敎を講述するや、適我領內に過訪し、余に說くに天主敎に關する秘訣を以てしたり、是に由て余は始めて同敎の旨を知り、誠心に之を聽き、以て其果して神聖にして濟度の道を具ふることを承

認し、斷然之を奉ずることを決意したり、然れども目下最大の事故ありて之が妨碍をなし、未だ其志を果すこと能はざれば、今縱令躬自から同敎を奉ずること能はざるも、余家人をして悉く之に歸依せしめんと欲し、陛下のこの計畫を贊助して、「フランソワー」敎會の僧徒數人を派遣せられんことを望む、蓋し余は殊にこの敎會の僧徒を愛敬するを以て、陛下の幸にこの僧徒を充分に助勢せられんことを希ひ、余もまた其我領內に來着するを待つて終始之を保護し、寺院を建立し仁惠を附與せんとするなり、陛下若し猶聖敎擴張に必要なりと認めらるゝことあらば幸に之を我國に施行せよ、余はまたこゝに一事の請ふべきあり、敢て望む陛下の更に「ブレテ」職の僧徒一人を派遣して、我領內の人民を敎化せられんことを、其入費と寺領とに至りては余優に之を供給すべし、陛下また之を憂ふる勿れ、余今是等の件々を陛下に請はんと欲して、其事に就き能く余が意を解したる法師ルイソテロを派遣したるは、陛下の同人に就て隨意に余が意を問ひ、幸に其言を聽て之を厚遇せられんことを乞ふ、余は又重臣なる支倉六右衛門をして別使たらしめ、同人と與に派遣したるは、兩人共に羅馬の朝に參着せば、余が爲に陛下に謁見するならん、若し法師ソテロにして途中疾に罹ることあらば、陛下其任したる代人をソテロ

校者按するに政宗の手書には新西班牙云々とありて呂宋及其他の耶蘇教諸國の語なし

と同視し、余が使者として接待せられよ、余又西班牙大王の所領に屬する呂宋は、我國を去ること甚だ遠からざる旨を聞き、呂宋及び其他の耶蘇教諸國と交通せんことを切望するが故に、また陛下の威によつて其志を遂げしめんことを懇願す、願ふに陛下若し助力を惜まずんば、其事必成るを得ん、抑余呂宋通交を求むる所以のものは、其貴國より僧徒を我國に送らるゝの要路に當れるに由るのみ、願くは陛下幸に眞神をして余誠心を感受せしめよ、若し我國内陛下の意に適し用に供すべきものあらば速かに命を賜へ、余將に力を竭して陛下の望に副はん、今愼で日本の粗品を進呈す、陛下幸に笑納せよ、其餘諸事は悉くソテロ支倉兩人に委任せり、故に兩人の決定せし所の者は余之れを正事と認め循守履行すへし、謹言、

慶長十八年九月四日即西曆一千六百十三年十月六日

仙臺

松平陸奥守伊達政宗

羅馬法王ポーロ五世陛下

（校者按するに當時政宗の羅馬法皇に贈りし公書は正副二通あり、正書は國文を以て之

を記し、副書は羅甸文を以て之を記す、二通今に存して羅馬に在り、著者の引用せし所は蓋し其副書たる羅甸文の譯なり、今ろの正書たる本書あり。重複をいとはず左に揭けて對照に供ふと云ふ）

於₂世界₁廣大成貴御親五番目のぱつぱぱうろ（法王パウロ）様の御足を、於₂日本₁奥州の屋形伊達政宗

謹而奉₂吸申上₁候、

於吾國さんふらんしすこ（サン、フランシスコ）の御もんぱ（門派）の伴天連ふらいいるいすそてろ（フライ、ルイス、ソテロ）たつとき（尊）でうす（デウス）之御法をひろめに御越之時、我等所へ御見舞被レ成、其口よりきりしたん（切支丹）の様子何れもでうす（デウス）の御法之事と取わけ申候、其付しあん（思案）仕候程、しゆせう（殊勝）なる御事まこと（眞）の御定め之みち（道）と奉レ存候、それにしたがつてきりしたん（切支丹）に成度乍レ存、今之うちは難レ去さしあわせ申子細御座候而、未無₂其儀₁候、乍レ去其分國中おしなべて下々迄きりしたん（切支丹）に罷成申候やうにところ可レ申ために、さんふらんしすこ（サン、フランシスコ）の御もんぱ（門派）のうちにわうせ（仰）、れんはんじや（連判者）の伴天連衆御渡被レ成可レ被レ下候、何やうにもしゆせう（殊勝）大切可レ存候、御渡被レ成候其伴天連衆に萬事に付而御ちからを御ゆるし可レ被レ下候、其伴天連衆に我等手前より寺をたて、萬に付而御ちそう（馳走）可レ申候、同我國のうちにおゐてたつときでうす（デウス）の御法を御ひろめ被レ成候ために、可レ然と思食候程の事

（校者云五番目のぱつぱぱうろ様は法王ポーロ第五世をいふ
同云でうすは即ち天主）

を相定め可預候、別而大きなるつかさ（司）も御一人定め被下可預候、さやうに御座候て頓而〳〵皆々きりしたん（切支丹）に罷成候事一定と奉存候、我等何やうにも請取申候間、御合力之儀すこしも御きつかい（氣遣）被成間敷候、是に付而我等心中に存候程の事、此のふらいるいすそてろ（フライ、ルイス、ソテロ）被存候間、貴老様御前奉叶申やうに頼入、我等使者と相渡定申候、其口を御聞遣可被下候、此ふらいそてろ（フライ、ソテロ）にさしそへ遣、我等家之侍一人支倉六右衛門と申者を同使者として渡申候、我等めうだい（名代）として御したがいのしるし御足をすい（吸）たてまつる（奉）ため（爲）に、□ろうま（羅馬）迄進上仕候、此伴天連そてろ（ソテロ）みちにて自然はてられ申候はゝ、そてろ（ソテロ）被申置候伴天連をおなじやうに我等が使者とおぼしめし遣可被下候、某し國とのびすぱんにや（新西班牙）之あひだ（間）、近國にて御座候條、向後ゑすぱんや（西班牙）の大帝皇どんひりつぺ（ドン、ヒリッペ）様と可申談候、爲其元被相調可被下候、伴天連衆渡海成ため奉願存候、猶以某之上貴きでうす（デウス）天道の御前において御ないせう（内證）に叶申やうに奉願申候、猶此國如何樣の御用等可被仰付候、隨分御奉公可申上候、是式に御座候得共、日本の道具乍恐進上仕候、猶此伴天連ふらいるいすそてろ（フライ、ルイス、ソテロ）と六右衛門口上に而可申上候、其くち（口）次第可被成候、早々恐入候、誠惶敬白、

伊達陸奥守　華押

政宗　印

慶長十八年

九月四日

於世界貴御親五代目之
法皇ポウロ
ぱつぱぱうろ様

進上

政宗がセビル府及び羅馬法王に贈りし書は、其長きこと各數百言なりと雖ども、其言はんと欲したる所は末段の數語に過ぎざるのみ、政宗は夙に航海熟練の船長に指揮さるゝ西班牙船は、毎に貿易の事業に從つて印度洋幷に南洋を經ることを聞き、今や日本海より西班牙海に向つて日本商船を航行せしむるの成否を知り、且つ西班牙より適當なる船長を傭聘して、其領内の人民に航海の術を傳習せしめんことを欲し、又た羅馬「カソリック」教の僧徒が我國に渡來するの要路に當れるにより、呂宋と通交せんと欲したるは果して「カソリック」教を信仰するの熱心に出でたるか、日本海より西班牙海に航路を開通せしめんと欲したるは果して商業を擴張するの眞意に出でたるか、是れ皆未だ知るべからず、吾人は唯ソテロが

この使者を導きてフィリッピン群島に迂回し、更にメキシコに至りて其船を乘放たしめ、遂に太西洋を横ぎりて西班牙國に達したる後、ソテロは罪を西班牙王に得て遂に其國に留まり、支倉は元和六年の七月に我國に歸り來りしが、其後政宗が「カソリック」敎に對する信心は雲消霧散し去りしを見るのみ、古談肇乘に云ふ、政宗南蠻國の事情を探らんと欲し、將支倉六右衛門横澤監物の兩人を遣る、將軍之を嘉し、本朝の産物を賜ひ篙師を附しぬ、將に發せんとする時船を牡鹿郡の月浦に艤し、浦人に約して曰、我等歸來らば洋中に於て大砲を放つべし、浦にても亦大砲を放て迎ふべしと、其歸るに及んで約の如く大砲打ちければ、浦にても大砲を打ち迎へたり、支倉等海外に在ること凡八年の久を費したれば、監物も篙師も多く死して、支倉のみ恙なく使命を終り、南蠻國王の返書進物を携へ歸りぬ、其中南蠻國王の畫像及び支倉の畫像あり、蓋し國王日本人の己が肖像を見るも之を信ぜざらんことを慮り、併せて支倉が像を寫して之に副へしなり、政宗は初より南蠻を征伐せんとの志ありたれども、其絶海の國にして兵食繼がざらんことを憂ひ、征伐の事は之を輟めたりと、○歐南遣使考

蓋し當時東西二洋の水路は、西喜望峰を遶りて亞非利加を下るに非ざれば、東ホルン岬角

を遶つて亞米利加を過ぎらざるを得ざりしが故に、其往來には常に一年半又は二年を要したり、然れども西班牙人の執拗なる政略は、自國商船の外は其植民地なる東西印度に通商するをも許さゞる程なりしかば、絶東なる殊にフィリッピン群島貿易の大敵なる日本船の、直に其海岸に渡來して働掛の貿易を經營するを承認すること能はずして、一も政宗が希望する所を達せしめざりき、况んや政宗が圖南の志を抱けるは、早くもソテロの察知する所なりしをや、余支倉が西班牙より齎し來れる自己の肖像を見るに、日本刀を帶したる老成の大男子が、十字架上なる耶蘇の偶像に向つて合掌禮拜する容を畫けるものにして、其眼光の烱々たるや紫石稜々電射人の氣あり、恰も我をして南蠻國を略取するを得せしめよと熱心に祈願したるものゝ如し、果して然らば彼が其祈願を成就せしむる能はざりしを見て、遂に之を放棄したるも宜なるのみ、或は云ふ、政宗の地を海外に拓かんと欲したるは、家久が琉球を取りしに刺擊されしなりと、是れ或は然りしならん、然れども余は謂らく、當時我國商業の形勢が自ら人をして此の如き偉業を企てしむるに至りしなりと、

海南諸國の日本町幷に其制札

林羅山嘗て云ふ、方今吾商客通二外夷一者殆二十國、自レ有二吾邦一以來、未レ有下如二今日一之多且盛上

也と、羅山は固より慶長年間の人にして自ら其盛況を目擊したれば、其言の的切なるは宜なりと云ふべし、然れども我國人の海外に往く者此の如く多きに及びては、亦た自ら不逞の徒ありて適當の職業なきにより、著跟の地を海外に求むる者多く、彼等は往々にして海南諸國に横行し、動もすれば不穩の勢を示せしかば、海南の諸國は日本政府の制札を請求し、又は是等の商人を統御するに足れる豪商を指名して、之をして其制札を齎し來らしむることを請求し、之を其國の市場に立てゝ僅かに之を鎭撫するを得たり、而して其制札を請求したるものゝ獨り東洋人種のみならずして、媽港を占領したる葡萄牙人、呂宋を據有したる西班牙人に至りてもまた同一なりしを見れば、吾人は吾人が祖先なる古昔の日本人が商業の競爭に鋭敏にして、豪邁なる進取の氣象に富みしことを追慕せざらんと欲するも得んや、蓋し當時日本商船の航路を開きし各地には、日本商人の其地に出張して働掛けの貿易を經營するものあり、彼等は常に一團の部落をなし、適當の地をトして之に日本町を設け、總元締船頭軍師の役を置き、自ら機關的の運動をなしたりき、其中最も著名なる者は暹羅及び呂宋にして、暹羅國風土軍記に、爰に我邦中古以來寛永の中頃に至るまでは、異國通船自由なれば、京都大坂奈良長崎より唐渡と稱して、交趾暹羅東京東埔寨西洋等の國々に

渡航するもの多し、殊に慶長元和の間には關ヶ原大坂等の落武者多く商人となりて、渡海の商船に打乘り、其身を外國に隱せしもの多く、本邦の武名之が爲めに海外に著明なれば、諸蕃海賊等の日本人を恐るゝこと恰も鬼神の如し、依て暹羅國王も亦た日本人を尊敬し、其王城に於て居留の屋敷を與へて日本町と名づけ、數百軒の町家を建てしめ、其妻子と與に此に住ましめ、日本の廻船代る〳〵此地に往來せりと云ひ、（中古外交史）新安手簡に、高山南坊事被仰下候、其時に內藤飛驒入道如安も參られ候と承候ひき、古き人の申候ひしは、此衆中彼國へ參られ候て後悔せられ候、その故は此方にては大身の故に、彼方よりの付屆け叮嚀に候處、被參候へば殊の外輕くあひしらひ候故に、悔しきと存られ候、其故は先年逢候羅馬人此國の言語に通じ、殊に力をも帶し、齎來候物の中に、奈良晒布の印しを老拙初て見出し、其事をとやかくと尋候へば、南坊如安などは羅馬へ參られたるにて無之候、こゝより纔の海をへだて南海の所に呂宋と申有之、如何樣島の大さは本邦にさのみ劣るまじく候歟、此島を百數十年イスパニヤの國より借候樣にて取り候て、其後遂に官人をもつて其島を治むる、この呂宋に日本町と申して大山を隔て候て相開き候處に、此國の人大方三千人ばかり住居して、よき馬に乘り鎗を持たせ、日本の風俗のまゝに有之候、日本の詞風俗

をも能く承合候き、殊更に十四年已前漂流の船に乘り來候者も有之候歟、御法度の國に歸り候ては一生獄中に入られ候故、無是非彼島によりて居住候、十六七人いまだいき殘り候、その者持候布または殘金銀を受候て齎來など申候ひき、此衆中何れも歷々に候處、これらの島の中に子孫を殘され候事不及是非候、(關管目錄)と云へるが如き是なり、

〔西洋紀聞〕ロクソン、(ロソンともいふ、漢に呂宋と譯す、我俗にはルスンといふ、ヲ、ランド人またルコーニヤともいふ)、チイナ(支那)のカンタン(廣東)の南海にあり、其國の南土をマラヤトといひ、またマニラともいふ、(マネラ我俗マンエイラといふ、漢に瑪泥兒訝と譯す)、古の時其主あり、近世以來イスパニヤ人併せ得て其人をして國事を治めしむ、其西南の地に銀を產する山あり、イスパニヤ人これを採らしむ、チイナ人來り採るもの十二萬許、またヤアパンニヤ東南海中に金銀を產する島あり、(ヤアパンニヤは日本なり、東南海中の島名未だ詳ならず)、またヤアパンジス(日本人也)の子孫此國にあるもの已に三千餘人、集り居て聚落をなす、其人本國の俗を變せず、士人は雙刀を腰にし、出づる時は鎗を執らしむ、其餘も皆一刀帶ざるはなし、イスパニヤ人これを御するに法ありて、妄りに國中に出行くことを聽さず、二十前四年ヤアパンジス風に放され

てこゝに至れるもの十二人、イスパニャ人彼聚落に就て居らしむ、此國の北は即フルモーザなり、(タカサゴ、即ち今の臺灣なり)、もとヲヽランド人の據りし所、今はチイナに屬すと云ふ、

而して安南にもまた日本町ありしことは左の注文によりて之を證すべし、

額の覺

一高サ　一尺六寸三分　但しがくの内のり

一はゞ　二尺七寸七分

板巾右一切　但し内のり

右の通の額なり、是にふちを附させ、即ふちにも彫物御ほらせ、上下のふちのほりものは何にても草花、両わきのふちのほりものは龍を御ほらせ被成候、右のふちのほりものは、何れも金箔にて念入可被下候、ふちの高ば右の額にかつから候樣、

川上なり

西唐人町

但し南向也

南川　寺　　北安南町

此寺にかゝり中額なり

川下なり

東日本町

板の色は紺靑にて黒地なり、文字は金文字なり、但しおき字、

この注文は當時我國の商人にて、彼地に居住したる角屋七郎兵衛と云へる者、其地に一寺を建立して之を松本寺と名づけ（松本は角屋の苗字）其寺に掲ぐべき額面を其故郷に依賴したる注文なりと云ふ（光輝日本）蘭人某が「ガロール」號船東京紀行の註に云ふ、東京に二年間滯在せしドクトル、マジアの說によるに、純粹の日本人種に相違なき住民に出會せると屢なり、或る村落の如きは悉皆日本人種の居住する所にして、同國人とのみ結婚をなす、盖し其祖先は日本より來りしことを熟知すれども、最早本國の語を話さず、右村落は日本肥前國に於て製造するものに髣髴たる藍色の陶器を製出するの特許を受く、土人の中日本出生の「カソリック」敎僧徒あり、マジアは音樂と與に舞踏する女子の一群に邂逅せしが、其樂人は純然たる日本人の風采ありきと、若し當時我國の政府をして是等の商人を統治する

に適當の方法を以てせしめば、其前途に向つて著しき效驗を與へたるべきは疑なしと雖ども家康が外交の政略は徒らに商業上の關係を厚くして、政略上の關係を薄くするてふ一種奇僻の主義に在り、是に於てか其極或は他國に厚くして自國の薄きの觀なきにあらず、我國商人の海南諸國に往て商業の競爭に打勝ち、土人の利益を剝取するを聽ては、敢て近年到二其國一日本人作二惡逆一輩者、如二其國法度一可レ被レ致二成敗一、於二日本一無二隔心一と云ふを憚からざりき、之を彼の歐洲の諸國が動もすれば弱少の國に强迫して、其國權を侵蝕するに比すれば、其道德の高尙なる實に雲泥の差ありと雖ども、如何せん世は道德の世にあらずして弱肉强食の世界なるを、優勝劣敗の世界なるを、日本人種が高尙なる道德は幾多東洋の蚩々たる同胞を保護するの勞を取らずして、顧反つて之を慘酷なる白晳人種の犧牲とはなしぬ、家康が日本商人の海南諸國に居留する者を放棄して、一に其國々の法令に服從せざる能はざらしめたのは、慶長九年八月左の書を安南に贈りしに起る、

日本國大將軍源家康、啓二安南國大都統瑞國公一、來翰披覽、年々闕二音問一者、方域如レ不二隔絕一、特三種之方物、懇意不レ淺、自二本邦一赴二貴國一之商賈、若侵二法政一、在二國務一可二誅罰一、委曲上野介正純可二傳說一焉、即今托二船主一而腰刀太刀投二贈之一、以表二寸志一、不レ顧二微物一、所レ希采納、

慶長九暦歳舍甲辰仲秋二十六蓂

この時老中よりも一書を贈りたれば、安南よりは左の答書を贈りたりき、

安南國大都統瑞國公、啓日本國源王殿下、雲海雖殊、地域星象、正一天樞、比者貴國商船主彌七郎駕來本鎭、兼覩玉箋瑤翰寶劔腰刀、其厚恩如此、無語可答、玆焉即月言還、便風附報、所有小禮投贈貴殿、幸蒙笑納、以表隣國之交誼、啓、

弘定六年（慶長十年）五月初六日

其老中に答へし書に云ふ、

安南國大都統瑞國公、報書日本國本多上野介正純幕下、遙覩雲箋、如接風采、比者彌七郎天敎、一見篤實忠厚、我結爲義子、撫愛諸客、曲加勸戒、體如鈞意、玆焉彌七郎回國、不勝想望、爰裁片楮、附風摸保方、望幕下見幸彌七郎、我知其惠、且勸懲國之常典、理宜稟白國王、明年復計、彌七郎整飾參艘、便來本鎭、一平交易、兩全恩義、所有小物、聊贈爲信、其餘他客不得混進、倘有暴惡、正以國法、謂不能容、書不盡言、至矣必矣、

弘定六年（慶長十年）五月初六日

この往復の書を見よ、家康は我國の商人が安南に往いて暴惡をなせるを聞き、船主なる船本

彌七郎をして自本邦赴貴國之商賈、若侵法政任國務可誅罰と云へる一書を齎らしかしめたれば、安南の國王はこの彌七郎を己が義子となして日本の諸商人を鎭壓し、其歸るやまた再び來りて一平交易兩全恩義せんことを望めり、當時若し我國をして適當なる人物を撰び、往いて彼の商人等を鎭撫せしめんか、彼國人は喜んで之を迎接したるべし、然れども家康は深く政略上の關係を生ぜんことを畏れしが故に、徒らに日本商人の生命財産を擧げて、一に之を其出先なる國の支配に歸せしめんことを務めたりしのみ、

日本國從一位源家康報章安南國大都統瑞國公足下、郇雲飛來、披而讀之、則近似接眉目、殊以注記、賄數般之土宜、寔芳誠也、陋邦商客、毎歲到其國、不厭海陸遠、不畏風浪災、貪小利輕一身、其非有道輩、於異方者、想是以無族類之親、不得口舌之使、不吐惡言、作惡行、究盡理之正邪、辨別罪之輕重、而可被刑戮、服遠人者惠之至也、巨細分付本多上野介筆頭、長刀二柄、太刀一把、雖薄物、聊述賀儀而已、

慶長第十龍集乙巳秋九月日

日本國源家康回章安南國刺史足下、遙寄華箋、披閱再三、其地封疆、如在眼界、抑貴國方物、如筆記領受、厚意不勝感荷、年々商舟到邦內、則足下施仁澤、親遠人者偉哉、自陋國赴貴

邦之商人、若不隨國政、宜正深淺罪、加厚薄刑、本邦兵具、長刀十柄、不憚薄物、以表寸忱、

餘蘊分與後音也、

慶長十一星輯丙午季秋十七蓂

この二書に徵するときは、家康が腦漿に印したる思想は知りぬべし、家康は日本商人の每歲海外に渡船する者を認めて、陋邦商客、每歲到其國、不厭海陸遠、不畏風浪災、貪小利輕一身、共非有道輩となしたるが故に、他國の政府に向つて、自陋國赴貴邦之商人、若不隨國政宜正深淺罪加厚薄刑と云ふことを難しとせざりき、當時日本商人の海外に渡航せし者は、固より道德家にはあらざりしなるべし、然れども遠洋を通過して風濤の險を畏れざりしは豪邁に非ずや、豪髮の利益も苟も以て日本帝國の富を增加するに足るものは、一身を輕んして之を買ひしは忠實に非ずや、吾人を以て之を見れば、決して商人たるの資格を失へる彼等にあらざることを知る、縱令然らざることあるも、亦た日本帝國の臣民たるに相違なし、如何に彼等が橫行を肆にせしにせよ、如何に彼等が政略上の關係を惹起さんと企てしにせよ、日本帝國の政權を掌握せる者にして、之を保護するを務めずして之を委棄するを務めたるは怪むべし、唯夫れ當時我國の勢威は從來發達し來れる商業の氣運により

て、駸々として增進するの傾向を有し、「バハン」の旗色は東洋の海面を壓して向ふ所敵なき有樣なりしがば、海南の諸國は敢て一毫も之を日本人に加ふること能はずして、猶は頻りに日本政府の人を遣はし制札を齎らして之を鎭撫せんことを請へり、元和四年五月、安南より左の書を我國の老中なる本多上野介に贈りし如き是なり、

安南國大統領書于日本國柱國本多上野介麾下、自年以來、常通翰札、屢々承命、不勝欣悅、數年間疎問往音、思想恩情無時忘却、足下亦能常念我否、今玆貴國人民、不同舊日、敝邦留易、放肆生端、商民被累、我欲法之、恐隔兩國情義、切思先年貴國嚴令、札示船本彌七郎顯定來邦、諸人守法度、今也小人無知不依先令、混擾各商、難以拘束、幸念舊恩、仍令彌七郎持札親來以副我望、使通兩國之好、以便人民貿易、是禱是念、原亮不恭

弘定十九年(元和四年)五月初四日

同時に老中土井大炊頭に贈りし書にもまた云ふ、

安南國大都統書于日本國柱國土井大炊頭麾下、屢荷淸音、情通兩國、不勝欣慰、玆者先年敝國諸商貿易、俱得歡悅公平、皆賴貴國命令札、嚴恪守法度、士民商客無不欽仰、邇今數年之間、無知小人、逞强放肆、商旅受害、貿易變更、幾欲法處、恐隔情義、何以爲便、願將來

貴國商船訪果誠實、准レ其弊邦貿易、使下兩國交通、萬民歡悅上、是素望也、船本彌七郎顯定自レ就
我一、已二十餘年、我視レ之猶レ子、始終無レ間、上年回レ國、近侍二貴邦一、來叅仰任親來、仍給二舊令
嚴札一、以副二我愛一、因レ便幷具二信物一、聊表二誠心一、茲書漆肅、

弘定十九年五月初四日

蓋し最初家康の船本彌七郎を遣せしや、之をして制札を齎らさしめしならん、而して其制札の力は能く彼國に居留せる日本商人を威服するに足りしかば、安南の國王は今や彼等が放肆生レ端混二擾各商一したるを見て、再び彌七郎をして制札を持ち親ら來らしめんことを望みしなるべし、是に於て老中等は各左の書を贈りて之に答へ、制札を書して船本彌七郎に之を齎らさしめたりき、

日本國臣大炊助藤原利勝復下章安南國大都統麾下一、芳帖落レ手、披而閱レ之、眷々情義、見二于辭一矣、殊受二兩般之嘉貺一、有下自二遠方一來上、不二亦樂一乎、吾邦商民到二貴域一者、背二舊令一作二非法一之示諭、實暴惡之至也、蓋商賈者非二賢人達士所一レ業、只以レ貪レ利爲レ心、小人之所レ爲也、自國他國不レ守二法令一、焉擾二治敎一乎、辨二事之正邪一、究二罪之輕重一、速可レ被レ制レ之、吾邦聊不レ可レ有二隔礙之思慮一、船本顯定、於二貴域一以レ有二舊令之理一、重被レ求二渡海一、吾大樹源君遣レ之、件々相共計議、守二舊令一糺二

是非二兩國商船之往來一、綿々無二絶期一者、自他大幸也、不悉頓首、

元和四年戊午十月十二日

日本國臣上野介藤原正純報二章安南國大都統麾下一、忽領二遠書一、玆知二來意一、不レ忘二先契一、親切之情義、無レ處レ欲レ謝、加焉兩種之、芳惠、采納多幸、抑吾國之商民到二貴域一者、不レ遵二先年所レ示船本顯定之令札一、貿易放肆、生レ端被レ累之告報、於二事實一者、罪過難二逃遁一、自國他國背二法令一者、爭有二寬宥之義一乎、依レ所二求聞一、吾大樹源君重遣二顯定一、副以二札書一、相共討議而究二犯人之是非一、糾二罪之輕重一、任二國政一可レ被レ制之、聊莫レ訝、復二舊時嚴令一、除二新義邪曲一、商船之往來行二自由一者、懷遠惠近之政事也、緒餘期二來音一、不備、

元和四年戊午十月十二日

其制札は左の如し、

自二日本一到二交趾國一渡海之諸商人、可レ爲二船本彌七郎計一、附二於交趾一、非法之輩有レ之者、屋形次第可レ被二成敗一者也、

右相背者於レ有レ之者、歸朝之砌、隨二言上一曲事可レ被二仰付一旨、執達如レ件、

土井大炊頭

元和四年十月十二日

利勝
本多上野介
正純

船本彌七郎へ

嗚呼、當時日本の商人は何ぞ其活潑なるや。彼等は縱令肉食の徒よりして、蓋商賣非賢人達士所レ業、只以レ貪レ利爲レ心、小人之所爲也と言はるゝを免かれざりしにせよ、我國の商權を擴張して海南の諸國を震疊せしめ、彼等の諸國王をして頭を低うして我國なる將軍政府の老中と彼の如き平等なる文書を往復せしめたりしは、寧ろ彼等が功なりき、而して其此の如くなりしは獨り安南の一國のみにあらずして、東埔寨に於ても亦た然り、大泥に於ても亦た然りしは、左の二書以て之を徵すべし、

日本國源家康回二報東埔寨國王浮捞王嘉閣下一、遙領二台翰一、薰讀圭復、時々聞二遠方信一者、歡悰有レ餘、蜂鳥銃孔雀彩羽等、其物其數如二縷生所一レ記、自二敝國一赴二貴國一之舩、希二求商船不一レ多者、想是陋邦商賈作二凶賊一而苦二貴國人民一者耶、數回如レ所二告報一、日本商客、或非義非法、或多貪多嗔、於レ罪奸深重者、如二國政一可レ行二刑法一、餘事期二望後信一也、不具、

慶長第十歳舍乙巳仲冬日

日本國源家康復㆓章大泥國王閣下㆒華緘入㆑手、細覽熏讀、特得㆓花箋之芳信㆒不㆑堪㆓怡悦㆒知㆓來意㆒二國往返、近年頻繁也、本邦商船、到㆓貴國㆒作㆓暴掠擾害㆒者、其罪尤重、未㆑到㆓此地㆒雖㆑然既知㆓其凶徒㆒預待㆘歸㆓隔邦㆒之日㆖冀時著岸、則船中豪賊無㆓遺餘㆒可㆓刑戮㆒矣、於㆓貴邦㆒殺㆑人放㆑火、惑㆓亂人民㆒者、是可㆑忍孰不㆑可㆑忍乎、時哉暑退涼生、所㆑冀順序自嗇、

慶長十一星集丙午仲秋

先㆑是東埔寨國王より書を家康に贈りて、願明公以㆑孤爲㆑念、毋㆑俾㆓船隻太多㆒仍給㆑印與㆓此貢使㆒原彌二右衛門來㆑此總管、常通㆓往來㆒勿㆑擾㆓良民㆒貽㆓耻大國㆒是幸と云ひしかば、家康この書を贈りて答へしなり、大泥國もまた然りしならん、東埔寨國王が原彌二右衛門を其國に駐在せしめて、其國に居留する日本商人を總管せしめんことを請へるは、安南國王が船本彌七郎を派遣せんことを求めたると同一の意なりしなるべし、されば其後我國よりは左の委任狀をぞ與へける、

近年到㆓其國㆒日本人作㆓惡逆㆒輩者、如㆓東埔寨法度㆒可㆑被㆑致㆓成敗㆒也、於㆓日本㆒無㆓隔心㆒任㆓此印札㆒可㆑被㆓申付㆒也、仍狀如㆑件、

慶長十三年戊申八月　　朱印

東埔寨國王足下

是に於てか日本商人の彼國に往て橫行放肆なる者も少しく其跡を潛めたりと雖ども、其最も强梁なる者は猶は各處に埋伏して海賊の業を營むものありしかば、彼國より朱印狀の制を嚴密にして奸徒を除かんことを求めたり、

東埔寨國主六識曆王嘉、致書大邦日本國王麾下、爲探貢事、誠以海闊天空、任從魚鳥飛躍、令聞曠譽、近者悅、遠者來、泰山何讓土壤、河海豈擇細流、不佞是以寸膽奉貢、來者決不拒焉、故客歲遣握坤滄字之才幹駕一葉之扁舟、獻上土產、聊表微忱、聞厚款來使、回儀倍蓰、不佞誠惶誠恐焚香東拜、惟祝萬壽无疆、奈何於今未到、慮恐羈乎事件、再使六浮勝桃羅猛與庸謹前來探問、復貢土儀、以表丹誠、擕一片友愛之情深、堅兩國和好之義篤、仍鄙意冒瀆、夫听、貴邦人物梟雄、多以經紀爲由、叛於跤趾占城等處、沿海爲非、刼掠商船、至於本港船隻、被害慘無寧日、商民屢稱寃苦、不佞本欲行兵捕戮、天威不違顏咫尺、是以遲滯不果、伏乞當守廣博施之仁、開好生之德、四季引文、嚴冗奸徒、庶其不敢萌不軌之心、而餘波得及弊邦、是再造之辰也、豈非是祈、希望炤亮、

歳在庚戌年（慶長十五年）孟夏四月

家康が之に答へたる書に曰く、

日本國源家康復二章東埔寨國王閤下一、遠得レ傳二信書一、近似レ對二容顏一、焚香東邦祝壽先驅之語實至誠也、貢物如二紙面所一レ記采納、厚意不レ淺、抑吾邦之商士到二貴域交趾占城處々一、爲二梟雄害慘無寧日一之告報、先年已依二此示諭一、殘二留吾邦一黨類、盡以加二誅戮一、彼梟雄令二歸國一者、逐一可二刑罰一者必矣、蓋恐嚴制否子今不レ歸朝、剩有下潛居二于交趾須濃波夷一、（異國渡海御朱印帳に支荼慶長十一年六月十二日後藤宗印但ナスノハイと云處に往く也とある是也）而時々窺レ便工二惡逆一煩二諸人一之聞、其過深重矣、兼任二貴域之制法一可レ被レ行二刑法一、聊不レ可レ有二思慮一、貴域之商船、到二吾邦一、則海涯陸地、制二禁賊徒一、而珍器之賣買、可レ任二商主之心一、勿レ許レ之、隣交彌海誓山盟、不レ可レ有二渝變一、隨邦之方物、具二別幅一投贈之、擬二涓埃之報一者也、維時初秋、殘暑猶酷爲レ國自嗇、不悉、

龍集庚戌（慶長十五年）孟秋

蓋し當時我國の商人は到る處商業の競爭に打勝ち、海南諸國の商人をして其貿易の利益を失はしめたれば、彼等は腕力を以て之に抗禦し、腕力もまた之に敵する能はざるに及んで

は、遂に我國の政府に向つて其專横を訴へしなり、若し家康をして商業上の爲めには政略上の關係を惹起するも之を顧慮せざらしめば、是等の紛議を裁斷して商業の進路を開通することと容易なりしのみ、見よ我國商人の義俠なるや縱令商業の利益を競爭することに於ては敢て一歩も之を他人に讓らざりしにせよ、柬埔寨が暹羅の來襲に遭遇せるや、其生命財産を放擲して柬埔寨の義勇兵となり、遂に暹羅をして其志を逞くする能はざらしめたることを、

暹羅國王來舜烈摩倫摩匹浮朧浮烈照哥郎朧馬哱陸聞孞瓦離西牽邪馬哱離祿溥祿喇納朧日他尼無離倫致書上日本國王殿下、往歲辱承回華翰所云、足知貴意通和雅誼、眞切稔聞、君明臣良、國治民安、及崇尙佛敎、誠得符古致治之道、鄙心景仰、無限歡騰、貴國與本國、滄溟遙隔、未通音問之事、今幸商舟往來、獲假會緣故、有通和之懿者此也、茲承和好、勝同一家去歲擬欲重修、恭候之忱緣該屬柬埔寨、舊浮那許士板忠順令其守鎭嵤乃職、臨終時、曾囑其子七士他嗣襲、當忠誠効順、彼故悖父遺囑、不請擅襲、掉臂失貢、由是國議差使往諭、詎他、逆命不悛、致事旁午、弗遑修候爲歉、爾今他越分釀禍政荒民苦、勢將殘弊本國、欲乘便宜、與水陸師以踐平其境、慮貴國商販彼處者、値干戈之秋、慢爲彼助、未免混傷、恐非和好本意、望諭停之、容事平後、依舊通販、盖兩國締交情元骨肉、敝國則貴國也、休戚

共レ之、望歳々往來不レ絶、若貴國所レ欲レ用之物、乞示下、當レ應レ命也、玆願聞彼此安樂詳悉、肅遣二一使即統二心物坤喇機微費一、捧二金書一、譯二唐字一幅一、並後項禮儀上献、唯台炤下、

計開

好蔑糸帽	一項	結琥珀帶	一條
奇楠香	四觔	氷片	二觔
金地五彩花緞	一端	銀地五彩花緞	一端
黃地五彩花緞	一端	銀地三彩花緞	一端
雪白綾紗細布	十匹	雪白天西洋布	十匹
篏金鳥銃	二門	雪白鴛子尾	十觔

癸亥（元和九年）孟夏穀旦

柬埔寨は固より一獨立國にして屢我國にも交通したる處なるを、暹羅其强大を恃んで之を征服せんと欲したり、然れども同處に居留して商販せる日本商人等、柬埔寨の義勇兵となりて其獨立を保たしめたれば、暹羅國王はこの書を贈り、我國に諭して之を停めしめ、事平らぎの後に至りて依レ舊通販するを容さんことを望めり、商人の力猶は能く暹羅の暴横を抑へて、

東埔寨の獨立を持するに足る、盛なりと云ふべし、蓋し歴年の戰亂此間に至つて始めて平定し、天下英傑雄豪の士復た其驥足を伸ぶべきの地なきに苦み、終に其鋒芒を轉して商人となり、海南諸國に横行して向ふ所敵なきに至りぬ、若し當時風潮の向ふ所に乘じて彼等をして各其爲さんと欲する所をなさしめば、我國今日の形勢果して何如ぞや、惜い哉家康が商業政略の爲めに、其前路は常に幾多の荊棘に鎖され、自國に薄くして他國に厚きの形跡は遂に免るゝ所なく、この時に當りても其遺訓を遵奉せる二代將軍秀忠は、是等有爲の商人を委棄して、暹羅の毒手に罹らしむるを憚からざりき、

日本國源秀忠回二章暹羅國王麾下一、往歳之裁答、已達二麾下一、再勞二兩使一、忽獲二書、慰藉良多、特受二若干方物一、不レ勝二欣感一、抑東埔寨國、由他襲レ禮失二貢于貴國一、因レ茲胥議、差レ使誅二他逆徒一、吾邦商士淹二留彼地一者、爲二彼援兵一防二貴國一、攻欲レ戮レ之、非レ與二吾邦一和好本意上之惡慮、雖二固然之理一、更不レ及二猶豫一歟、商客輩重レ利耽レ欲、如レ此姦黨、爭免二其罪一、速重遣レ使征伐、可レ任二其意一、勿レ怪勿レ怪、毎歳商舶、往來可レ應レ命、緒餘付二譯舌一、不甚統希、若序昭諒不宣、

元和九年癸亥閏八月

然れども是等は皆東洋固有の人種か組織したる殆んど同胞の諸國なれば、縱ひ一歩を讓る

もまた少しく亮すべし、獨り何如んぞ彼の是等の諸國を横奪し是等の諸國を暴滅せる白皙人種に向つても、また同一の方法を以て交れる家康は、嘗てフイリッピン群島の太守に結納してマニラ、アカプルコ二港の間を往復する西班牙船をして、關東の一港に寄泊せしめんと欲し、フィリッピン群島の太守に向つて、左の如き制札を與へたりしが、其明年に及んではまた次の如き制札を媽港を占領し居たる葡萄牙人にも與へたり、

近年到二其國一日本人作二惡逆一輩者、如二呂宋法度一可レ被二成敗一候、於二日本一無二隔心一任二此印札一可レ被二申付一、仍狀如レ件、

慶長十三戊申八月六日　朱印

呂宋國太守足下

日本人天川津へ寄船候に付て、其處迷惑候由尤に候、於二其儀一者堅令二停止一之了、若於レ背二此旨一者、如二其地法度一被二成敗一者也、

慶長十四年七月廿五日　朱印

天川港年寄中

試に思へ、西班牙人は何如にしてフィリッピン群島を領したる、葡萄牙人は何如にして媽

港を領したる、彼等は横奪と暴掠とを以て之を領したるにあらずや、夫れ然り彼等は商業上の關係を厚くせんがためには、何如に政略上の關係を惹起するも毫も顧慮する所なかりき、彼等は自國の利益を增進せんがためには如何に他國の利益を損害するも毫も退避する所なかりき、彼等が人の國に交るの道は常に此の如くなりしを見れば、我の之に交はる安んぞ獨り高尙なる道德主義に由るべけんや、卒然として之を見れば、彼等が所業は甚だ惡むべきに似たりと雖も、苟もこの世は道德の世にあらずして、弱肉强食の世界たり優勝劣敗の世界たるを知らば、吾人は寧ろ當時日本の執權者が、愚かにも我國の商人が勝を商業の競爭に制して、彼等を迷惑せしめたるを氣の毒に思ひ、遂に彼の如き制札を與へて其進路を遮斷したるを恨むると與に、更に一步を進めては自から彼等の爲せる所のものを爲して、大に商權を振起せざりしことを嘆ずべし、慶長年錄慶長十四年十二月の條に云ふ、去年長崎の有馬修理被官共アマカワへ賣買のため渡海したる處に、彼の所の「シンニヨロ」と申商人の司、幷に「カピタン」と申是は船頭の司、アマカワ賣買の樣子日本人に知らせ候はゞ、重て黑船長崎へ着とも高利を得難き由を存じ、日本人三百餘人一所に呼入悉く燒殺す、この由日本へ委細に聞え候間、この返報にこの黑船の者共討取るべき由駿府より有馬修理

に被仰付と見よ、彼等は我國の此の如き好意を以て彼に交はれるにも拘はらず、之に報ゆるに非常の殘忍を以てしたれば、我國にても已むを得ずして其復讎をなさゞる能はざるに至りしことを、西班牙人の我國商人の專横を訴へたるも豈亦た之と同一ならざるを期せんや、然れども是等一片の制札が海南諸國の市場に於て、其國々の法律にては檢束し能はざる日本商人を檢束し得るの效ありしこと、嘗て家康がフィリッピン群島太守に與へたる書にも、抑本邦之人等、於貴域行非法之旨、就達聞制書相渡之處、被任其趣平均安靜尤可然と云へるが如くなりしことを想へば、當時我國の國權は頗る旺盛なりしを知るべし、嗚呼家康をして少しく時務を知り、此の如き機會と此の如き勢力とを利用して、媽港を占領せしめたらんには、支那通商の計畫はまた琉球に經由するの必要なく、又フィリッピン群島を經略せしめたらんには、東洋貿易の覇權は實に我國の掌握に歸せしならん、果して然らば海南無數の好天地豈に復た之を白晳人種の有に歸するに至らんや、東洋幾多蚩々の同胞、豈に復た之を殘忍なる白晳人種の犧牲とするを要せんや、吾人思うてこゝに至れば、高尙なる道德は之を弱肉强食の世界に適用し、之を優勝劣敗の世界に墨守すべきものにあらざるを知らん否徒らに道德主義を執るは反つて自國に薄くして他國に厚きの不道德に陷ることを知らん、

夫れ然り家康が此の如き外交主義に依賴して、謙遜辭讓の政略を取るに當り、白晳人種の進取主義は既に我國を席卷して、自己の所有に歸せしめんと欲するまでに長驅し來り、江戶の政府が蕭牆の中なる關東八州の草木も、また已に彼が下風に靡かんとするに至りしかば、家康驚惶措を失して遂に再び「カソリツク」敎の僧徒を放逐するの令を發し、我國人と雖も其宗敎を信奉する者は、盡く疆域の外に退去せざるを得ざらしめ、退守の形勢こゝに成りてまた底止する所なかりき、

「ジェユジユエト」敎黨の隱謀、金山奉行の狂死

太閤嘗て兵を無用の地に勞し徒らに國力を疲困せしめたる以來、我國の政治社會に海外諸國と政略上の關係を生出することを厭ふの勢を生じたりと雖ども、家康は夙に國を富ましむるの術は商業を隆盛にするより善きはなきことを知りしかば、朱印狀の制を設けて海賊の橫行を禁し、浦賀港を開き西洋形船を造り、遂にメキシコの航路を通じ、支那の通商を計畫しては薩摩の領主をして琉球を占領せしめ、西班牙海の航路を開通せんがためには陸奥の領主が使者を羅馬法王に贈るに助力したる等、銳意商業を振起するの策を取れり、是に於てか彼の葡萄牙人が媽港に於て我國の商人を虐殺したるを聽くや、毫も假借する所な

く之に復讎したりと雖ども、また其貿易の廢絕に歸せんことを畏れ、其無罪なる者を放還して再び來港せしめんことを謀りしは、林羅山が嘗て草せし文に、長崎者著船所湊、賈客所集、而一都會也、五六年前、蠻舶初來、或黑船一二隻、或白船一二隻、有每歲來焉、有間一二歲來焉、來以六七月、去以十月若明年二月、是其番風之恒也、其徒以事天爲法、謂之耶蘇、屢勸吾民俗、使於市利者多奉其法、由是貨殖、頃年官置吏以監察之、征賦之法、沽權之利、將大行也、去歲冬末、京師傳言、今茲舶頭殺日本商人數十人于阿媽港、奪其貨財、事發覺、有馬修理者受官旨、將取蠻船、是月九日（慶長十四年十一月）發卒擊舶、々主遂自焚的而船共入海、蠻人死者二百人、白銀二十餘萬兩、白絲二十餘萬斤、皆腐於水中、其蠻客器財在陸者、皆籍沒納之官、々吏長谷川氏上言、擇無罪之蠻人、載諸小船而遣之、庶幾阿媽港之不塞而來歲之入又依舊也、官聽其言矣と云へるによりて之を知るべし、勢已に此の如し、是に於てか葡萄牙領印度の副王ヒメンテイカ（東適我）及び媽港の主管たる葡萄牙人より、使者トン、スラキヨを遣はして通商を再興せんことを請ふや、家康考中をして各之に答書を附ちしめ、且つ其商船にも我國に來航することの免許狀を與へたり、

日本國執事上野介藤原正純謹復書西域國海船總兵官東適我丈人館下、今茲行人東[illegible]訥遠

跨鯨波、重譯而來、親捧鯉素、執謁而見、茲審當時黑船燔燒之事、於今足下似訴其罪之有無、蓋域異路隔、而不得其情乎、殆牴牾乖戻而不識其眞乎、往歲阿媽港殺我專价節幹何也、貴國人以此港爲私權之處、不欲使我民知之、相逐相來、將塞來路、而殺我無辜之民、斯事以聞我主君、我主君一則以悲我黨民之無罪而趣死地、一則以怨彼蠢蠻之有惡而設禍穽、於是會乎黑船來于長崎津、命云、向之殺我人者、今之舶頭加毘旦爲之最矣、津吏上言我主君、我主君慕征葛之意、存復仇之禮、仍以命津吏、召舶頭加毘旦、不肯出至、又以問之不肯奉答、至于再至于三、總不肯膺國命、於是乎而後舶頭之目罪也愈信矣、不亦明白乎、仍命有司、加毘旦一人有大辜、而諸人無誅、執一人而千萬人悅之、則古之人行之、津吏奉命道士以問加毘旦之罪、舶頭即發大烏銃、燒殺我數船、將截纜而驅去、官士於是懼國法之不慢、而乃構蒙衝而乘之、舶頭忽放火而防之、遂衣實士而自焚、而舶又沈、初只欲加毘旦一人而問之而已、命殺其餘乎、況復於舶而何燒乎、事實如此、足下宜知潤焉、毋爲悟惟辛、方今東魯訥一介遠到、吾儕爲之先容而執贄、而便殿一見、事已成、是非無慮於足下也、亦今我主君不念舊惡、既往小咎、以商賈之往還通市、爲國家之給足餘裕、而不壓諸舶之出入、然則來夏、仍舊黑船來于長崎、則通市隨意而有大利焉、必無拘滯、所待

在茲耳、當其之時、我官吏及諸商有苛擾喧雜之事、必宜告訴依法施行、昭臨有在、勿爲猶豫、事之難整于楮而、併附以東魯納之口舌、不宜、

慶長十六年辛亥秋七月十五日

日本國執事上野介藤原正純謹復書阿媽港中知府諸耆老僉長等所、遠枉手書、近似而稟、往歳烏船燒溺之故、如今談々而言之、前舶主雖自速辜、而其愛惜之情亦可憐焉、其罪亦詳在東適我回書中、姑舍是、然今貴港旦悔非、爲修舊好、庶幾風帆往還商賈開通之路永以不廢也、其意於理無害、然則我邦雖有不拒來不追去之意、而又通外國來遠人之義、不能不有也、因以聞我主君、我主君有允容之命、於貴港不亦幸乎、夫以貴港之入貢於我邦、數十年于茲矣、今一旦擧而不棄之、蓋我主君善憐之意、念茲在茲、然則來歲隨例、以烏船之到于長崎而爲期、莫違約、仍商市雜遝而交易獲福、有如昔日、勿爲狐疑、不宜、

慶長十六年辛亥秋七月十五日

自五和(即ゴア)使者到來、黑船欲來朝之由、不可有異儀也、賣買法度以下、如前規可無相違者也、若違亂之輩於有之者、可處其證、宜可承知此旨者也、

慶長十六年辛亥季秋日　　　朱印

黑船

而して其年の九月十六日に至りて、我國沿海の諸領主に向つて、左の如き命令を傳へたるを見れば、家康が商業振起の策に鋭意なりしや想ふべし、

急度申入候、仍蠻ハ於日本諸浦之由可申旨上意候、

一對南蠻ハ下々狼藉無之樣可被仰付事、

一御領分へ罷着候者、海陸何にても被相添案內者、つぎ〱[illegible]有御送事候、

一黑船つなぎ候湊見申候に付て、小舟入候由申候は、被仰付御借可被成事、

右何も無御油斷事尤も令存候、恐々謹言、

慶長十六年九月十六日

青山圖書助

安藤對馬守

酒井雅樂頭

本多佐渡守

（〇元寛日記）

此の如くして通商再興の議遂に整ひしかば、同じき十七年六月臥亞の商船また長崎に來港して左の書を齎らしたる故、家康其商船に次の如き朱印狀を與へて、葡萄牙人の貿易を全く昔日の觀に復しぬ、

去年ドン、ヌラギヨ（東鋪謂）差渡申候付て、以二書狀一申入候處、御懇に御返事忝存候、然れば於二其許一トン、ヌラギヨ樣々御馳走の由申聞候間、過分忝存候、黑舟の義御朱印不レ被レ下候はゞ渡申間敷首尾御座候へ共、「ヒシダ、バテレン」に御朱印被レ遣候間、即黑舟申付指渡申候、乍レ去貴樣より御返事の義は、御朱印以前に存じ、內々黑船の義可二申付一覺悟候處、彌御朱印被レ下候間如レ是御座候、猶如二前々一御朱印の義今度改て被二仰付一被レ下候はゞ忝可レ存候、將又將軍樣より御書被レ下候、是又忝頂戴仕候、御懇被レ成付ては、何ももと〳〵の如くと存し黑舟差渡申候、この以前天川にて日本人と喧嘩仕候事、此方のもの少しもあやまり無二御座一候處、以二其地一御合點被レ成候樣御座候へば忝存候此「カピタン」能者に御座候間、昔のごとく此者の口を被レ爲レ聞さだめせらされ可レ被レ下候、昔のごとく御朱印被レ下候はゞ二通申受度存候、一つをば本國に差置申し、一つをば渡海の黑舟にもたせ可レ申ために御座候、むかしの御朱印をば舟にてやき申候、何も昔の如く被レ成可レ被レ下候、此黑舟御懇被レ成、早

早仕廻候様に被仰付可被下候奉願候、又日本人爲商此方へ不參候様に被仰付可被下候、はや當年も日本舟參候間迷惑仕候、猶五和へ御用の義御座候はゞ可被仰付、御無沙汰存間敷候、

五和にて一番の軍大將

ミケイデンウ

ヒメンテイカ

○外蕃通書

家康が其商船に與へし朱印狀に云ふ、

黑船幷に南蠻人の船著岸于長崎、市易賣買可爲如前々也、於志日本渡海之船者、若逢難風、楫檣催損、雖寄著何之湊、船荷物等不可有相違者也、

慶長十七年壬子九月

家康が葡萄牙人の貿易を維持せんと欲して、營爲計畫せる所のもの此の如し、また勉めたりと云ふべし然れどもこの際突然として「ジェジュウェト」敎黨の隱謀を發見し、遂に「カソリック」敎を一掃して、之を疆域の外に驅逐するの必要已むべからざるを感じ、退守の勢遂に成りてまた底止する所なきに至りしは豈に亦た哀しからずや、「ジェジュウェト」

教黨の隱謀とは何ぞや、英人ジョンエッチ、グッビンスが支那日本宗教史に、慶長十八年大久保石見守狂を發して沒す、公方諸國金礦の計算に私あるを知り、吏を派して大久保の家を檢したるに、其寢室の床下に石櫃あり、封緘甚だ固し、之を披けば數件の文書あり、其中葡萄牙人に日本の金銀寶物を與へたる目錄あり、其他葡萄牙人のために宣教を補助すべきの誓約書あり、また名簿ありて同志の人名を記載すること甚だ詳かなり、是に於て悉く其親族を捕へ、或は斬に處し、或は流に處す、政府は其事を公にせざれども、是より宗教家を搜索して逮捕すること甚だ急なり、當時大名及旗び本の士にして何の罪たるを知らずして處刑せらるゝ者比々踵を接したり、是れ皆大久保家に秘したる名簿によりて處分したるなりと云ふ、此年公方は大久保相模守に命し、幾内中國の信徒を搜索し、悉く之を捕縛して所在の領主に附托し、翌十九年に至り雨宮權左衛門を長崎に遣し、諸國の領主に附托せる信徒百餘人を其地に集め、船に搭して媽港に送致す、攝津高槻城主高山右近、志摩鳥羽城主内藤飛騨守等亦た其中に在りと云へるもの是なり、グッビンスがこの一段の記事は、長崎實錄に慶長十八年癸丑大久保石見守狂亂にて死失す、死後諸國金山の御勘定ありしに莫大の私慾あり、所持の金銀財寶を點撿ありしに、寢間の下より二重なる石櫃の中より一つ

の箱を取出せり、其箱の内に南蠻國に日本の寳物武具等を渡したる目錄、又彼國より攻來らしむべき密通の書狀あり、又大名旗本の內一味連判の誓書、其外年々切支丹弘めたる趣の書數百通あり、此旨御聞に達し、其親族殘りなく嚴科に處せられ、緣者共斬罪或流罪追放等被二仰付一、其後大名旗本の中何たる子細も定かならずして身上滅亡せし人あり、是皆石見守が誓書に有りし連判の衆中なりし由の風聞ありと云へるに據るものにして、慶長日記武家盛衰記及び諸家廢絶錄の三書に徵するに、其事蹟の昭著なるまた得て而して詳說すべし、

蓋し家康は世人か想像する如く、最初より「カソリック」敎を厭忌せし者にあらず、彼の葡萄牙人が長崎港を占領し居たりし事、及び西班牙人が土佐國に漂着せし時、增田右衞門尉に向つて其本國王の屬地政略を語りし事等を熟知したるが故に、多少之を顧慮したるべしと雖も、慶長十二年の頃までは其居城なる駿府に於てすら、猶ほ且つ彼等が所々に小寺を立て法度の佛法を嫌ひ神道を誹り、佛躰を火に入れ薪とし、神社に參り尿をするをも厭はずして、居住の「バテレン」不レ可レ有二疎意一と明言したりき、然れども其漸く之を厭忌するに至りしは、慶長十六年の頃より始まりしならん、この年肥後八代の切支丹寺に住みし僧徒其住持

に放逐されしを怨み、駿府に來りて「カソリック」敎の隱謀を告發せり、是に於てか家康は其危害の直接に已に迫り來りしを見て大に之を畏懼し、遂に彼等を退去せしめたるものの如し、今や其告訴の言を見るに曰く、

南蠻國王の謀略にて、日本に限らず諸國「バテレン」「イルマン」を遣し、「キリシタン」の宗門を廣めて、先つ其國諸民の心を服從し、年を經て後刄に血ぬらずして其地を手に入れ奪ひ取らんとするの謀略にて候、既にこの術にてノビスパン呂宋など云へる國々をも先年奪取て「キリシタン」の支配に仕、呂宋にても其始は僅なる地を借りて寺を作り宗門を弘め候ひしが、程なく其國を掠取り屬國に仕、只今は「キリシタン」の本國より守護を置き、三年替り交代して年貢處務仕候、近年日本へ宗門弘候に付、內證にて謀略の入料夥しき事に御座候、其費用のために南蠻國の內五ヶ國の賦稅を押向けて除け置候由承候、勿論日本在住の「バテレン」「イルマン」共より、年々此方に金銀其外の入用並に宗門引入れ申候人數等を、巨細に牒面に記し本國へ遣し候、尤も其の宗門に勸入れ候者の多き「バテレン」には、別して褒美を送り申候、扨每年商船と號けて織物卷物金銀珠玉器械其外菓子名酒等を日本へ渡し、少々は交易も仕候へ共、多くは宗門の者共に私に之を分配

仕、上下諸人の親を深く仕候、其外金銀などをも惜げなく人に與へ、種々怖しき手立を仕候こと、竟には日本をも軍戰を用ひずして呂宋等の如く屬國に仕るべきとの巧にて御座候事顯然候、

或は云ふ、この事は慶長十九年に在りと、（○耶蘇天誅記長崎實錄）然れども慶長十六年に當りて將軍急使を肥後に遣し、其地の港内に停住する西班牙の旅商並に僧徒を放逐せしめたるを思へば、是れ必ずこの年ならん、（○日本西教史）而して彼のソテロが淺草に莊嚴なる天主堂を建設して人目を驚かせしは、恰もこの時なりしを以て、愈この告訴中に呂宋にても其始めは僅なる地を借り、寺を作り宗門を弘め候ひしが、程なく其國を掠取り屬國に仕、只今は「キリシタン」の本國より守護を置き、三年替り交代として年貢處務仕候と云へる語を信ならしめ、遂に彼等を罪過の中に陷らしめたるなるべし、況んやこの時に當りて驚くべき隱謀の證跡を得たるをや、蓋し西曆千六百十一年（慶長十六年）阿蘭陀の巡洋艦喜望峰の近海にて、葡萄牙船一艘我國より其國のリスボンに向つて歸航する者を捕獲し、長崎に住める葡萄牙甲比丹モロより葡萄牙王に贈る所の密書を得たり、元來モロは「カソリック」教熱心の信者にして、我國に居留する同門教徒の親友なりしが、今や其葡萄牙王に贈りし書には、九州其他の地方

に於て「カソリック」敎に歸依する者、葡萄牙人と力を戮せ、家康を殺し政府を顚覆せんとするを以て、曾て約せし如く軍艦及び兵士を送らんことを請へり、而して書中其主謀の姓名を錄せる中には、佐渡の奉行（大久保石見守）等の名ありて、各自法王の稱賛を得、逆謀の慰勞を受けんことを約せり〇外交志稿と云ふ、是に於てか家康は始めて「カソリック」敎の禁を起せり、彼の佐渡の奉行の隱謀を發見したるは未だ必ずしも其狂死したる後に在らざるなり、

彼の日本西敎史を著はしたる佛人ジアン、クラセは、其身も亦た「ジェジュウエト」敎黨の一人なれば、務めてこの隱謀の事を隱蔽したれども、是れ豈に遂に蔽ふべけんや、クラセが說に曰く、「キリスト」敎徒の頭上に墮落し來れる窘迫の起源は、日本君主が西班牙王の威力あるを畏れて遂に嫌忌を生じたるに因れり、元來西班牙王は數多の國土を領し、其威勢既に東洋に達し、盛に海陸の兵を擧け、到る處戰勝つて其利を占め、或は埠頭を掠奪し、或は城砦を建築し、以て諸國王を威服し、是に至りては遂にマラツカ　モリユーク、及びフィリッピン群島をも奪領したりと傳聞し、この三國は日本の國境とも爲すべき地なるを以て、日本異敎の諸大名は、西班牙王また我國に侵入し、同敎の好義に托し、密に「キリスト」敎徒と謀

り、兵力を合して我國土を鈔掠せんと欲するにあらずやと思察せり、加之前にも謂ひし如く、西班牙の水先人嘗て太閤の侍臣に會せし時、自己の國王の威勢を誇言し、地圖を以て其疆域の大なることを示し、我國王は常に宣教師を用ひ、宗教を口實として人民を敬服せしめ、以て國土を拓くなりと語りしかば、此の如き無智無益の說話を爲したる結果として、大諸名の「キリスト」教徒を嫌惡すること甚しく、遂に戒心を加ふるに至れり、又一人の西班牙水先人の無謀の所業のために諸大名をして最も戒心せしめたることあり、嘗てフィリッピン群島より發する所の船數艘日本海に於て沈沒しければ、彼の水先人は海岸は何地を問はず日中を憚らず諸港內の深淺を測量せり、蓋し固より隱謀あるにあらざれば、日本人はこの所業を認むるも敢て意と爲さゞりしかども、其頃阿蘭陀人にして難船に因て來るもの、（ヤンヨウスなるべし）其主管の英吉利人（アンジンなるべし）と與に、從來西班牙王及び「カソリック」教徒に對し嫌忌の心を懷き、且つ印度の貿易を占領せんと欲したれば、公方に謁せし時說て曰、歐洲に於ては猥りに港內の深淺を測量するは、其國を敵視するものと認む、また西班牙人は其性多慾にして到る處皆之を己れに威服せしめんと欲するものなれば、日本に來れる宣教師は即ち彼等の間諜にして、陽に仁恤の言を說くも、陰に他國の

良民を惑亂し、以て西班牙の國權に服從せしめんと謀るものなり、故に日耳曼及び阿蘭陀の諸王侯は、彼等を以て國の安寧を妨害するものとなし領内を放逐したりと、家康は是等の說話を聞き、宣敎師の日本に在りて此の如く其業を擴張したる以上、彼等必ず謀る所あらんと信し、又歐洲の諸王侯も之を放逐したることを聞きしかば、遂に其例に從はんと決心せり、然れども家康は決して之を色に顯はさゞりしは、其秀賴の所領を全く奪はんと欲する大志ありしを以て、今急に彼等を虐待せば彼等或は謀を秀賴に通ずるならん、然るときは己の謀略は總て水泡に屬せんかと畏れたればなりと、是或は然りしならん、然れども家康が秀賴を滅したる後に於て「カソリック」敎の禁を起さずして、「カソリック」敎を禁したる後に於て秀賴を滅したるを見れば、尙ほ他に重大なる原因の之が決行を促がしたるものなきを得んや、余は以爲らく、この重大なる原因は即ち彼等の陰謀是なりと、夫れ然り、彼等が陰謀にして旣に發露したりとすれば、之に連累せる者の速に處分を受けざりしは怪むべし、然れどもこの隱謀の性質を熟察すれば、家康の之に處するに唯秘密なるを要せしのみ、急速にして世人を驚かしむるは策の得たるものにあらざりしならん、武家盛衰記に云ふ、上總介殿全盛の時分、大久保十兵衛と云ふ大惡無道の者諸人を苦しめ、其上諸

國の大小名をも大勢邪法に引入れ頗る大事を巧みたり、抑彼長安は甲州の住人にて、武田信玄の扶持人猿樂なり、〇中略家康公の御代終には十兵衛を御家人とせらる、渠才覺發明なる男にて追從輕薄の數を盡し、頓て御所樣へ出頭し御旨に叶ふ、是故に段々御取立となり、三萬石まで拜領す、其上從五位下石見守と叙任すること冥加の者なれ、其後又國々御臺所の御藏を預る上に、諸國の金山銀山支配まで仰付られたり、〇中略其後重病を受け種々をそろしき眞似をして、年來非道不義を行ひし一生の身の惡行を大勢に云ひ、晝夜騷ぎ狂ひ身の惡事を語り盡し、終には慶長十八年癸丑四月廿五日に死したりけり、今一兩年存命せば重罪顯はれ、車さき牛さきにも可レ被レ行かりし身が、早く死にけるこそ仕合なれ、〇中略御所不審に被二思召一、石見守が常に心易く目を掛たる女の內に、諸事打任せ置きたる者あらん、召よせて尋よと宣へば、石州寵愛の女を連來りて上意の旨を申渡す時に、其女申上る樣、何やらん私も不レ存候へ共、石見殿常に秘藏せられ、我々にも用心せよと仰せられ、寢間の下に石の櫃を二重に致させ、其中に蒔繪の箱御坐候と申上る、依之彼所を掘穿、件の筥を取らせ御覽あるに、異國へ日本の寶物を渡したる目錄と、且日本を責させんと云密通の狀、其上日本の諸大名の內一味連判せし誓紙、上總介殿を其大將に引入たる次第、其外謀逆を起す刻諸國

へ手入の術、吉利支丹を弘むるとぞも、誠に身の毛餘立程の書状數通有之けり、家康公も大に驚かせ給ひ、扨々言語道斷の大惡人とおきれ王ひ、同年七月五日石見守が總領藤十郎、其弟外記權左雲十郎を始とし、其外越後播磨佐渡等に有りし子共以上七人礫罪斬罪に仰付られ、其一類縁者をば御吟味の上にて、或は切腹、或は成敗追放、又は流罪に行玉ふ、誠に危き事共なり、扨謀叛の諸大名をも其事となく御糺明あり、忠輝卿を始とし、其比大勢所領召上られ流刑遠島し玉ふなり、併し其事となく外の儀にて領知召上らるれば、世人不審に思ひたりと、上總介殿は家康が愛子にして、越後の高田四十五萬石を領し、信濃の川中島もまた其有たりき、見るべしこの隱謀は家康が死後其二子をして相爭闘せしめ、賴て以て掣肘の機會を得んとしたるものなることを、今やこの隱謀に與みしたるものを追究するに、小田原の城主大久保相模守忠隣と、松本の城主石川玄蕃頭康長とは、其の同謀中の最も重なる者にして、安房國舘山の城主なりし里見安房守忠義また之に一味したる者なること明白なり、而して陸奧仙臺の領主なる伊達陸奧守政宗は忠輝が妻の父なれば、彼等一朝事を擧ぐるの日に至らば、是れ亦た其味方たりしこと勿論なるべし、元來忠隣は德川譜第の老臣にして最も時人の望みを待たり、家康が溘焉として沒するの後を待ち、遺言を矯めて小田原に據らば、駿府と江

戸とは聲問絶えん、忠輝既に越後を發し、康長また松本に起らば、誰か其南下を拒がんや、里見は嘗て雄を關東に爭ひし名家なり、一味して而して起たば、上下二總は必ず其有たりしならん、慶長日記に云ふ、

慶長十八年七月九日、大久保石見守、藤十郎、外記、靑山權之佐、雲十郎、內膳、其外越後播磨居住の子七人、於預人宅切腹す、父石見守長安は、甲州武田に仕へし樂猿大夫が子也、無双の材覺者故信玄取立、………甲州御入國（家康）の節御目見仕………勘定方才覺有之、石見伊豆佐渡の金山奉行被仰付、國奉行にて評定衆の並に加判仕れりし、石見家內は關所する處、何の爲に仕けるや、倉の內に毒の酒數石作り置、又武田家の幕旗數多用意、武田系圖を寫し己が氏を武田よりつり置申云々、

と、故に長安また自ら武田の一族と稱し、甲斐を徇へて八王子に繰出し、政宗陸奥を擧げて白河に迫り來らば、秀忠翼ありと雖も安んぞ能くこの合圍の中を脫せんや、此の如くして秀賴また西に起らば、天下兩分し群雄割據し、羅馬法王が干涉手段は應に是より端緒を得べし、然れども是れ腕力なきの坊主のみ、調理既に成りて而して其甕を啜るものは我に非ずして誰ぞやと、西班牙王の計畫こゝに定まり、以て機會の至るを待てり、故に家康之を處する

はまた充分の餘暇を有せり、慶長十七年七月廿八日、其主謀ある大久保石見守が俄に大中風を煩ひしは、愈家康をして徐ろに之を處置するの猶豫を與へたるものにして、是より家康は「キリシタン」宗の法度を發し、旗本の士にして其宗旨に頑迷せる者數人を處刑したりしが、この數人は即ち其隱謀の誓紙に連判したる者なりしを以て、其主謀なる石見守が身に取りては、既に稍々家康が老練の眼に其隱謀を看破せしにはあらざるかを感じたるべし、是に於てか中風は變じて發狂となり、遂に同じき十八年四月廿八日に至りて死しぬ、然れども家康は猶ほ深く其事を秘し、其一族を處刑し八王子の城を沒收するに至りても、其罪は反つて金鑛の出納不正なりしと云ふに在り、同じ年の十月、松本は八王子に次で最も要害の地なりしかば、また之を奪取して越後の路を遮斷したれども、只大久保石見守が事に坐すると云ふに止まる、而して家康が最も意を致したるは小田原城に在り、家康はこの年の十二月數多の兵を率して相摸地方に遊獵し、急に忠隣に命じ京都に往て切支丹宗を禁遏せしむ、忠隣が小田原を發したるは同月の□日にして、同月の□日家康は秀忠と與に自から小田原の城にて其軍を奪ひ、遂に其城を毀ちぬ、〇慶長日記 是に於てか忠隣は旅中に在りて改易され、「ジュジュウヱト」教黨の隱謀は夢中に在りて破摧さる、但夫家康が深謀遠慮は、西班牙王に

內通して隱謀を企てし者をして、反つて「カソリック」敎を禁遏せしむ、故に世人は毫も其形跡を捕捉する態はずして、忠隣が改易されしは本多佐渡守が讒言に出でたる者なりとなしたりき、

〔慶長日記〕 慶長十九年正月十九日、公（家康）本多佐渡守を召て仰けるは、相摸守義、將軍家へ窺はずして山口但馬守と私に婚姻を結ぶ、依ㇾ之領知を沒收すべしと仰らる、使を發し廿四日執政より狀を以て、板倉伊賀守が許へ相摸守罪狀を云遣す、伊賀守則相摸守が宿館に行向、仰の旨を述、忠隣驚かず、京中是を聞傳へ大きに躁ぎければ、忠隣此用を聞て則家士に命じ、弓鐵砲鑓等の武具を悉包からげて伊賀守方へ持せ遣しければ、洛中騷動も止ければ、皆人忠心を感じける、依て二月二日忠隣江州佐和山に蟄居し、井伊左近太夫に預けらる、相摸守子右京主膳御追放也、（註に佐渡守が讒言相摸守が冤罪の旨を頻りに辨したり、）

大久保石見守は旣に死し、康長忠隣また旣に改易さる、今やまた顧みるに足る者なし、故に家康は公然左の三條を以て里見安房守を責め其領邑を沒收せり、

一大久保相摸守へ大豆輕々敷令㆓合力㆒蔑㆓如公義㆒事、

一城普請の事、道を作り川を掘、構㆓要害㆒不ㇾ恐㆓公義㆒事、

一過分に浪人を多抱置候段、非₂忠義之志₁私の宿意乎の事、

九月三日

○諸家廢絶錄

五月雨抄に云ふ、高山右近は剃髮して南の坊と號し、攝州高槻にて七萬石を賜り、從四位侍從にて屢軍功ありし人なり、太閤切支丹破却の時初心を改めざるをにくみ、加賀大納言に御預けありしが、加賀より三萬石を扶助して有けり、連歌茶拆も達人なりしかども、耶蘇の法に深く沈み、猶大久保石見守と密謀ある由聞えて、慶長十九年三月廿日妻娘乳母下人西洋に追放あり、又内藤飛驒守忠俊と云へるは、東照宮に仕へ軍忠をはげましける、一萬七千二百石を領し、志州鳥羽の領主なりしが、南の坊と共に耶蘇に歸しけるを、毎度此事を改むべきよしの鈞命を用ひずして、此時同じく追放に逢ぬ、右同類の者百餘人に及べりとぞ、忠俊は呂宋にて久しからずして死し、南の坊は長命にして日本より渡海の船に逢ひ、昔をくやみ茶を饗し連歌拆したりといへりと、蓋し家康がこの事を決行するや、伏見の奉行なりし山口駿河守をして、兵を率ゐて長崎に赴かしめ、同處に居留したる僧徒と與に盡く呂宋に退去せしめたりと云ふ、○日本西教史是に於てか家康が「カソリック」教黨處分の局漸く結び、是よりして全く「ガルリオン」船（西班牙大船）の我國に來るを禁じて、只「カリ

ウタ」（小船）の來るを許せり、長崎拾芥に云ふ、此時南蠻出家並に黒船（即「ガルリオン」船）渡海の義堅く御禁止になる、其後は南蠻人「カリウタ」と云小船より渡海す、長崎實記に云ふ、慶長十九年に、南蠻の出家悉御追放、黒船乘渡事御停止也、其後「カリウタ」造の船にて一年に五六艘づゝ令二渡海一と是なり、是より數年の後元和七年六月に至り、媽港なる葡萄牙人等は書を老中に贈りて、再び大黒船即ち「ガルリオン」船の貿易を復せんことを求めたり、其書に曰く、

乍レ恐一書申上候、然は去年以二使札一御禮申上候處に、上樣へ御懇の御取成故、御服など拜領仕、外聞と申忝次第に奉存候、殊更御手前樣より御懇の御書被レ下候、拜見致し皆々辱奉レ存候、當年も使札進上仕候、就レ夫先年は黒船渡申候へ共、近年はオランダの「バヽン」舟十三艘海中にうかめ居申候に付て、大黒船は不二罷成一小舟にて渡り候、何共迷惑仕候間、おなじくは「バヽン」舟平戸に不二召置一候樣被二仰付一被レ下候はゞ忝可レ存候、オランダは「バヽン」計仕候に付て、餘國には置不レ申候故、平戸に居申候、又白絲なども近年はおしかひ申候樣に罷成迷惑仕候、右之通被二聞召分一候樣に天川中奉レ仰候、恐惶謹言、

酉六月廿五日　　　　天川年寄三人

土井大炊頭様

蓋しこの時に當りて阿蘭陀英吉利の二國我國に來りて貿易し、遂に葡萄牙人と競爭して「カリウタ」船を窘迫せしかば、彼等は之を我國に告げて己の貿易を復せんことを謀りしなるべし、然れども我國に既に深く「ジェジュウヱト」敎黨の隱謀に驚けり、故に之に答ふるや截然明快また一歩を枉ぐることなかりき、

日本國臣大炊助藤原利勝報章天川港知府事三員、披芳帖窮來意、眷々之志趣、已見于辭矣、使節來謁、諸臣相與奏吾日本國主大樹源君、而面禮肅爾、去歲之來使、蒙恩榮而歸鄉、各滿懷尤珍重、抑黑船之渡海、先是雖無冠讎之妨、至近年者、賊船數艘相浮于海上、大船之往來不任其心、並白絲之賣買及押奪之示諭、日本近々之海上者、依國主之命堅制止海冦矣、付市易之利潤、宜任商主之心、聊不可成非義之趣、先制已嚴重也、國中爭有違犯輩哉、莫訝、餘付使節之口陳矣、不備、

元和七歲在辛酉九月　　　　大炊助藤原利勝

大日本商業史卷六

菅沼貞風著

近古の時代（歐洲貿易の時代）下

阿蘭陀英吉利の新貿易

「カソリック」敎僧徒の隱謀發露して、葡西の二國漸く我國に猜忌され、其通商は僅かに「カソリック」船の長崎に往來するものゝみに限られし時に當りて、阿蘭陀英吉利の二國恰も我國と新市を開始し盛に其貿易を營めり、是れ其の葡西の二國が恰も東洋貿易の權を失はんとするの氣運に向へる秋なりき、嘗て西班牙葡萄牙の二國は、東洋諸國に於ける貿易の全權を掌握して、他國商船の其間に交通するを許さゞりしかば、蘭英の二國は密商と海賊とを以て起り、遂に彼等に代りて其全權を收めたり、最初西班牙の方に隆盛なるや、阿蘭陀は屈して其有となり居たりしかども、フィリップ二世が「カソリック」敎を彼等に强迫するに當りて、彼等は始めて之に反對し、自ら海乞食と稱して無數の商船に逃亡人を乘組しめ、西班牙に向つて海賊を働き、遂に海乞食の手を以てフィリップ二世より其商船と植民地

を奪ひ、愈獨立の國旗を揭げたり、西班牙が大に艦隊を發して彼等を勦絕せんと欲するや、其艦隊は英吉利人に橫擊され、盡く之を海底の藻屑に化せしかば、西班牙は遂に威力を失ひ、英吉利と阿蘭陀とは益〻生色を帶びて活動せり、其後西班牙は屢〻大兵を發して阿蘭陀を蹂躙せんとなしたれども、阿蘭陀人なる海乞食は其成立既に戰鬪奪掠を以て營利的事業となせるものなれば、寧ろ西班牙の大兵をして自から軍資に窮せしめ、遂に其商權を衰頽して之を自己の有たらしむ、當時蘭英二國の密商等は西班牙領の植民地及び其四周に群集して、彼等は皆非常の勢力を有し、西班牙人が其貿易を默許する限りは敢て奪掠を行はざりしかども、苟も之を禁遏せんと欲すれば密商變して海賊となり、蘭西の二國が東西印度の諸大島に於ては盡く植民をなせりと雖ども、其小島に至りては敢て意を用ひざりしに乘して、之を安全なる巢窟となし、何時の間にかは無限の富源を不爭の地にぞ開きける、阿蘭陀人の始めて我國に來りしかは、崎陽略緣起に云ふ、阿蘭陀は南蠻船と呂宋の番島にて砲戰して、南蠻人阿蘭陀船に追はれて、肥後佐志城浦に逃込し時、平戶松浦法印と密談して、オランダ船は即平戶津に入津せし也、南蠻阿蘭陀人日本の地にて砲戰をせざるやうに被成候事、是皆奉行長谷川權六の働きなりと、蓋しこの事は慶長二年五月四日なりしなるべし

し、

〔深江記〕　慶長二年五月四日、御祖父法印公の御代、彼阿蘭陀商賣として初て平戸へ來り、色々の珍物持來る、居所崎方なり、

〔壷陽錄〕　平戸に南京北京の唐船いつの頃より來り初し共誰人も聞傳へざるなり、紅毛人は慶長二年酉五月四日より平戸へ入津始り、寛永十七辰年より長崎入津、定叉切支丹宗門御法度なされしは慶長二丁酉年より初けれ共、諸國この宗旨御法度はなく平戸計なり、

〔熊澤記〕　阿蘭陀平戸へ始て來る事、慶長二酉五月四日、長崎へ移る事、寛永十七年辰の歳なり、

〔阿蘭陀流石火矢傳書〕　抑阿蘭陀平戸へ來ること、慶長二年酉の五月四日初めて入津、寛永十七辰年まで四十四年の間年々入津商業す、其後長崎は異國通商の津たるによりて彼地に引移る、

〔谷村友山覺書〕　紅毛人平戸へ初て入津は、慶長二年酉五月四日、寛永十八年辛巳長崎へ越引、

〔長崎夜話〕　平戸へ紅毛船の來れる始は、慶長二年酉の年なりき、

〔耶蘇天誅記〕　慶長二年五月阿蘭陀國の商船肥前國平戸の港に入津して、珍物美物を交易せしとなり、

曩さに西班牙人の墨西哥のアカプルコ港より呂宋のマニラ港に往來するもの、屢ゝ我國の西南海岸に寄港したりけるが、遂に平戸港をト定して、天正八年の夏より以來年毎に同處に來航せり、蓋し其頃葡萄牙人既に長崎港を占領して貿易の市場を其地に遷せしかば、平戸の領主は其反對者たる西班牙人を自己の領内に招致して、其貿易を繼續せしめたるならん、然れども西班牙人は當時我國に「カソリック」敎を宣布せし者の本國にして、其專横恰も葡萄牙人と同じかりしかば、領主は漸く之を疎み、適ゝ阿蘭陀人の彼と交戰して之を我國に逐ひ來りしによりて、遂に之を招致して新に貿易を開始せしめたり、而して阿蘭陀人の行ふ所は物毎に葡西二國の爲せる所に反對し、彼等が如く宣敎を附帶したる貿易にあらずして、眞に純然たる貿易なることを發見したるや、直に「カソリック」敎禁止の令を發して、西班牙を還するの有樣は忽ち昔日に一變せり、平戸の領主が「カソリック」敎を禁絶せしは、或は慶長二年即ち阿蘭陀人の始めて來りしと同年なりとするものあれども、是より二年の後即ち同じき四年なりとするもの頗る其當を得たるにや、

〔宗門方舊記松浦文書〕

覺

一切支丹の類族元祖より忌懸次第御帳に記し可ㇾ被二相納一之由、今度從二公義一被二仰出一之候、就ㇾ其寛永四丁卯年天下一統、切支丹御制禁之年を限、本人を立諸國より類族帳被二相納一之由に候得共、御領分の儀は式部卿法印樣御代慶長二丁酉邪宗門御嫌被ㇾ遊、轉候樣に被二仰付一轉候ものは其まゝ被二召置一不ㇾ轉もの は御成敗、或追放被ㇾ成候、依ㇾ之右之段公義へ被二仰達一候へは、於ㇾ然は慶長二酉年の轉を用御帳仕立候樣にとの儀に付て、御領内は當巳の二年（元祿二年）より九十三年以前の轉を、本人に立御帳相納候間、此旨可二相心得一事、

〔最敎寺緣起〕 法印平生憎二蠻種一常謂曰、耶蘇恐成二後世日域讎一若有二明君有二天下一必滅二彼徒一所以慶長四年我中疆士民屬二邪法一者悉放黜、慶長十九年征夷大將軍家康公命二天下一誅二截蠻族一先ㇾ之十有六年、正有二先見之智一固奇矣、

〔日本西敎史〕 西曆一千五百九十九年（慶長四年）に當り、平戸の領主フュアン（法印）は領内の政を其嗣子に委任し、秀頼に謁せんとて京都に參覲しけるが、遠く書を嗣子に

贈り、領内の人をして皆神佛宗教を奉せしめ、「キリスト」教は爾後嚴禁せしめたり、

平戸の領主が我國に於て最も早く西班牙人の傳來せる「カソリック」教を禁絶せしは、其の貿易市場に在りて、彼等が商業に干渉せし弊害の直接に之を感動したるが故なるべし、勢既に此の如くなりしがは、西班牙の商人は遂に我國人に親愛せらるゝ阿蘭陀人に競爭する能はずして、漸く貿易の利益を失ひ、慶長五六年頃に至りては、其商館を閉鎖して本國に斷去れりと云ふ、

〔耶蘇天誅記〕諸厄利亞(西班牙の誤)の商船天正八年六月より肥前國平戸の港に着し、夫よりして以來慶長年中まで二十餘年、年毎に渡海しけるが、其後は絶て渡海することなし諸厄利亞は耶蘇の本國なりと云ふ、(諸厄利亞はアンゲリア即ち英吉利に塡てたる漢字なれども、耶蘇の本國なりと云へると其後は絶て渡海することなしと云へるとにて、其西班牙なること明白なり)、

〔谷村友山覺書〕エゲレス(西班牙の誤)平戸へ初て入津は、天正八庚辰辛巳壬午この三年の內なり、慶長四年己亥引取申候、商利潤無₂御座₁候、まづ本國へ歸り頭人と申し談

し、又參可〻申御朱印拜領仕度と願ひ、即御朱印被〻下候、其後長崎へ來り候へ共御免不〻被〻成候、其時御朱印出候由、(天正八年西暦は千五百八十年にして、この時英吉利の商船未だ東洋に到らざりし故、こゝにエゲレスと云へるは即ち西班牙なるべし、當時我國人の葡萄牙人を呼んで南蠻人と云ひ、南蠻人の外は阿蘭陀英吉利の二國あるを知るのみ、故に南蠻人にあらず、また阿蘭陀人にあらざるものゝ來りし事あるを見て、直に之を英吉利人と妄斷せしならん、(西班牙人を稱して南蠻人と云へるものあれども、葡萄牙人と區別せんとしてはかゝる誤傳をも生じたり)、

〔長崎夜話〕 諳厄利亞國(西班牙の誤)の船、商賣として天正八年庚辰の夏初て平戶へ來りて商賣し、是より每年渡海すること二十年ばかり、慶長五六年に至りてまづ〳〵當年を限りて歸るべし、國主へ相談し其旨にまかせて又々來朝すべしと平戶の領主に訴へけるに、其意に任すべしとありければ、さらば又重て來らん時の爲めなれば、御朱印を給るべしと願ひしかば、關東へ此旨おほせつかはされしが、望に任せ給て御朱印をぞ給はりける、エゲレス(西班牙の誤)悅んで之を持歸りぬ、されども國主も如何思ひけん、其後は渡海することもなかりき、(この頃關東は未だ我國の全權を掌握したるものに非ず、

朱印を得たりとの說は之を眞の英吉利に混ぜしならん、眞の英吉利が我國に來りて貿易せしは是より少しく後にあり）、

是よりして東洋に通商せる阿蘭陀人の一派は、常に平戶港に往來して貿易を開始し、嘗て葡萄牙人が我國に傳へしものよりは一層精錬したる新式の銃砲を傳へしかば、我國の武士等は之をオランダ流と稱して頗る新奇の秘傳となし、慶長九年の頃に至りては之を內人相互の際に授受するに至れり、日本人種が他人の長所を取るに敏捷なるは敢て今日に始まらざるを知るべし、

オランダ流

今度松浦法印樣以ㇾ御意ㇾ稽古仕候石火矢一流、少しも不ㇾ殘相傳申させ候、あさまに被ㇾ成問敷候、子細は直に御意の通、其子總領一人ならでは免申候事、無用の由被ㇾ仰出ㇾ候へば、貴殿よしみの事候條、如ㇾ此御座候、仍てそつじ被ㇾ成候ては、神文の大事可ㇾ有ㇾ之者也、

慶長九年十二月吉日

西淸右衛門

大曲喜右衛門殿

然れども當時我國に往來せし阿蘭陀人は、概ね其東洋の出先より出先に通へるものにして、日本貿易の重要なることは、未だ何人も之を知るもの有らざりしが、西暦千五百九十八年(慶長三年)阿蘭陀のロッテルダムを發して南洋に航行せる艦隊五艘の一なる「チヤリチー」號の我國に漂着せしより、大に阿蘭陀人の注意を引くに至り。この艦隊は水師提督ジヤックスマフの指揮する所にして、千五百九十九年(慶長四年)の四月に至り、南アメリカのマジエルラン海峽を越え太平洋に乘込みしが、チリーの海岸にて難船し、僅にこの一艘を存ずるのみなりしかば、其志せる所に航するを止め、ヂルク、ゲルリッツと云へる者の議に從ひ、日本に來航して其積荷を整頓し、且つ船中の病者を療養せんと決定し、數月間の辛苦を冒して豐後の海岸に漂着し、豐後領主の厚遇を得て大坂に往き、水先人なるウ井リヤム、アダムス及びヤンヨウステンは此地に於て家康に謁し、遂に江戸に抵りて西洋形船二艘を造れり、是れ即ちヤヨウス及びアンジン等が一行なり、この時彼等を日本に導きしヂルク、ゲルリッツは、一千六百八十五年(天正十五年)ホルトガル人に隨つて媽港より日本に來航せし者なりと云ふ、其後家康はヤヨウス及びアンジンに命して我國に滯留せしめたりしかども、其他のものは皆歸國を許したれば、其中の一人なるクワークルナークは既に印度に

歸りし後、日本の貿易を開始せば阿蘭陀の東印度商會にも大なる利益あるべしとて、之を東印度商會に說き、遂に商船を日本に送らしむ、抑〻阿蘭陀人は葡萄牙、西班牙二國の暴威を逞しくするを妬み之を競爭せしのみならず、また「カソリック」敎の仇なりしかば、東洋貿易の全權を彼等が手より奪取せんと欲し、直にクワーケルナークの議を容れて、軍艦十三艘に兵士千九百八、大砲七十七門を艤裝し、水師提督ウエルホーヘンをして之を率ゐて阿蘭陀を出帆せしめたり、是れ西曆千六百七年十二月十二日（慶長十二年十月廿四日）なり、然れどもこの時恰も葡萄牙の艦隊リスボンを出帆して印度に赴けるものありしかば、海上屢〻之と戰ひ、幸にして大砲八門、兵士百八十人を搭載したる葡萄牙船一艘を捕獲したれども、阿蘭陀の艦隊も都合十三艘の中、西曆千六百九年七月卽ち慶長十四年六月に當りて恙なく平戶港に着くを得たるものは、僅かに二艘に過ぎざりき、この時彼等は平戶の領主に就て通商貿易の然諾を得んことを請ひしかば、平戶の領主久しく其領內に來りて貿易を經營せし阿蘭陀人の本國より使者を派遣したるを見て、直に其座船に五十人の水手を附して彼等を江戶に送らしむ、彼等が江戶に達せしは其年の七月（西曆八月）にして、彼等は家康に謁して國書信物を呈せしかば、家康は之に返書を與へ且つ更に渡海免狀を交附せり、

日本國主源家康復ス章阿蘭陀國王殿下ニ、遠傳フ信書ヲ披而見ル之、即近如シ對ス高顏ニ殊投ス贈四種之方物ヲ歡悦有リ餘、抑從ス貴邦遣ス異域ニ兵船、大將袮將許多軍衆之內、到ル着本邦松浦津(即平戶港)ニ殊與ス陋邦可有ル和睦堅盟ヲ予所ノ希也、兩國同シ志、則縱雖モ隔ツ千萬里之海陸ヲ年々往來、何有ン異哉、於テ陋國ニ正ス無道ヲ令ム歸セ有道ニ也、依ル之渡海商客、安居必矣、貴邦眞如路(シンニヨロ)數人、遣シ置キ本邦ニ可シ被ル立テ館舍ヲ之地、著船之港、任セ貴國意ニ分チ與ヘ之ヲ自今以往、猶可シ修ム隣交ヲ者也、餘事附在ス船主舌頭ニ惟晴秋天、殘暑尤甚而已、自嗇不備、

慶長十四年龍集己酉孟秋二十五蓂

阿蘭陀船日本へ渡海の時、何の浦々雖モ爲ス着岸ヲ不可有ル相違候、向後守リ此旨ヲ無ク異儀可キ致ス往來ヲ聊疎意有間敷也、仍如シ件、

慶長十四年七月二十七日　朱印

ヂヤクス、クルウンヘイケ

阿蘭陀の使者はこの書を得てやがて江戸を發せしが、西曆の十月上旬に至りて平戶に達しければ、其地に商館を建設し、代理商二人を留めて貿易に從事せしめ、其他は皆本國に向つて歸れりと云ふ、獨人ケンプヘルが日本歷史に云ふ、阿蘭陀人の始めて商館を建て住所を

造りしは、平戸の市街を去ること少しばかりの一小島にして、僅かに一橋を以て之に連接したる所なりと、然れども今其地を詳かにせず、蓋しこの時は恰も葡萄牙人が媽港に於て我國の商人を虐殺したる時なりしかば、阿蘭陀人の大に我國の貿易を擴張するに於ては最も便利を得しなるべし、日本西敎史に云ふ、公方は百般の策略を設けて貨殖をなし、益〻己の金庫に滿つ、貿易は最も富を致すを以て、前々公方は葡萄牙人を虐遇し之と交通を絕てりと雖も、其時偶〻阿蘭陀人平戶港に來るあるに因り、更に貿易を開かんと欲して之に謀りければ、葡萄牙人に代りて日本と交通するは、阿蘭陀人の固より切望する所なるを以て、直に約を結びて歐洲及び支那の貨物を輸入するに至れり、然れども當時の阿蘭陀國は今日の阿蘭陀にあらず、國威猶ほ振起せず、其齎らす所のものは高價の貨物にあらずして、唯乾酪等の如き日本人の食せざる所の物品のみなりしかば、公方は之に滿足せず、更に葡萄牙人をしてまた來らしめんと決心し、支那に駐在せる「カソリック」敎の僧徒に使者を遣し、之に說きて葡萄牙人の貿易を再興せしむ、葡萄牙人容易に其事を承諾しければ、貿易前日の如くに復したれども、阿蘭陀人の貿易もまた依然として變せざりきと、然れども其遂に我國の貿易を專占したるは阿蘭陀人なりき、

阿蘭陀人は西暦千六百十年十一月十日（慶長十五年九月廿四日）ウェルホーヘンが艦隊の其國に歸り來れるを見て、夫より五ケ月の内に商船を出發せしむることに決定せしが、其商船は西暦千六百十一年七月（慶長十六年六月）に至り、歐洲の商品緞絹胡椒象牙鉛其他數種を搭載して阿蘭陀を出帆し、マラッカを經て同時に出帆せる數艘皆恙なく平戸港に來着せり、而して彼等は平戸の領主が第二回の使者を家康に送らんことを勸むるにより、使者二人を仕立てゝ江戸に赴かしめたれば、平戸の領主は通事一人と士人とをして之を護送せしめ、其座船に乘りて平戸港を發しけり、是れ西暦の同年七月十七日なり、彼等は途上大坂京都を經てやがて駿府に達したれば、英人にして久しくこの地に在りしウヰリヤム、アダムスに直ちに之を通報せしに、アダムスは平素家康の信用を得て日本の事情に通達せしかば、彼等が爲めに通事となり朋友となり以て之を助けたりと云ふ、此時西班牙ドン、ロドリゴ其國の使者として同處に在り、盛に進物を飾りて家康に謁し、痛く阿蘭陀人を讒して之を退けんと謀りしかば、彼等は自ら其進物の輕少なるを憂ひしかども、アダムスが周旋其の宜しきを得て國書進物を呈し、夫より江戸に赴き、江戸より又駿河に至り、朱印を鈐したる貿易免狀を得たりとぞ、この時阿蘭陀國王より家康に贈りし書に曰く、

阿蘭陀國王マウリチイスデナツソウ、オランダの國猶も國有兵船賣買の船方々へ差遣候、奉レ拜二上日本國主源家康貴君一、於二天下一無比類貴人、殊には武邊無雙相聞候、就中御世も豐に千年の齡奉レ存候、殊更於二遠國一尊書頂戴仕、忝事難レ述二筆紙一候、就二商賣阿蘭陀之者於日本一着津候之處、日本國中萬事可レ有二御許一之由被二仰付一之儀身に餘忝奉レ存候、國之程近においては日本人も可レ被二罷渡一事も可レ有レ之候、於二其儀一は隨分馳走可レ仕候處無二其儀一候、御厚恩之處如何樣可レ奉レ報之覺悟候、

一前に阿蘭陀の國無二御存一處、カピタン、シヤカラヘリニカ、オツ船中飢に及候で罷着候處、其刻ホルトギス（葡萄牙人）申上候に、オランダの者は盜人「バ、ン」人（海賊）と色々申上候へども、不レ被二立聞召一被レ添二御心一之儀、是は則我等に御厚恩と覺申候、

一此前某の者於二大明一企二賣買一三度參候處、一度は使者を上候へども、ホルトギス大明の屋形へ色々進物を過分に上、種々樣々の籌畧を廻らし候故、使も理を不二申通一致二乘船一、其儘掛出申候、總てホルトギス、カステアン（西班牙人）かたきにて候間、重てはオランダに參候はぬ樣にと申上候事も御座有べく候、ホルトギス、カステアン昔より商申候、オランダの事は始て參候、其故商に無二御座一候と申上候事も可レ有レ之候、それは僞にて候、

大千世界を次第〳〵に我儘に可罷成と存候處、オランダ參候て此次第を可申上かとホルトギス推量仕、重ては我儘に罷成まじきかと可存候、ケ樣申上儀は餘御懇切に被仰下候儘正直に申上候、重てホルトギス如何樣の儀を申上候共眞に被成間敷候、兎角我々申上候義、重て思召可被當事も可有之候、

一前にバンタン、バタニ、餘の國々にてもホルトギス罷居候處に、オランダの者參候處、別て御懇に被成候處、ホルトギス色々支申候、結局後には僞に罷成て于今無出入候、オランダの儀は不相變互に入魂仕候、又カステアン、ホルトギスの心持にて難成處を、「ハイテル」（宣教師）の心の內にふかくつゝみ、色には少しも出し不申處を能々被成御分別候て可被下候、「ハイテル」の心は日本の者を次第〳〵に我宗になし、餘宗を嫌ひ、後は少々宗論を仕、大なるとりあひも御坐候事も可有之候、其時は「ハイテル」が存分次第に罷成節も御坐有べく候、

一オランダの者共元へ罷居候者、何樣の義も於申上候可被聞召之由被仰下候、是以忝奉存候、以來無御相違奉賴候、

一我等の者は遠國へ商賣仕候者に候、然れば高麗國へも自然參度と申上候時は、御朱印被

仰付候て可被下候、奉賴候、

右の條々雖憚多不貽心底細碎申上候條、爲何御用等御坐候共可被仰付候、如在御坐有間數候、

千六百十年十二月十八日

日本の慶長十五年十一月二日

從阿蘭陀國主の文躰無殘所挍の寫拜上仕候、

アンデレイ、コホロウワル　押字

ジヤカウベ、スヘツキス　押字

御披露

本多上野介樣

〇外蕃通書

同時にマラツカの總督より贈れる書に曰く、

阿蘭陀の國主の名代ペートルホツト奉拜上日本國主乍恐言上仕候、貴國御安全の儀幾久御座候樣に奉存候、

一中途インデヤに罷出承候へば、オランダの者其地へ參候處、商賣に就て萬事被成御懇、

其上居屋敷まで被下候義吾々迄も忝次第難申盡候、右の御心中永々不相替樣に承及候、彌御賴母敷奉存候、致渡海オランダの者の儀は御被官御同前に可奉仰御慈悲候、兼又オランダの船去年可罷渡之由申上候處、國本より船延引仕候間、從中途先々爲御禮小船申付候、其首尾不相替今年令渡海候、此船去年延引仕候儀は、オランダよりは日本より罷着候て、五月の內に出船被申付候へ共、途中にて日寄により令延引候、然ば御禮の御返札持參申候、官使はアンデレイコホロウワルと申候、爲御存知申上候、一おくより以細書被申上候樣に、ハイテルの義を能々被成御推量御尤に奉存候、其子細はオランダとカステアン屋形かたきにて、マロク表においては于今弓矢半に候、此旨委後日可申上候、

右の條々誠に雖憚多細碎申上候、御用の儀共可被仰付候、

千六百十二年三月晦日

慶長十七年二月廿六日

マロクより上被申候狀の心持其まゝやわらげ進上仕候、

アンデレイ、コホロウワル　押字

ジヤカウベヽ スヘツキス　押字

御披露

本多上野樣

この時家康が朱印を押したる貿易免狀を與へたると云へるは、恐くは前に掲げたる免狀を誤れるならん、但し家康が阿蘭陀王に與へたる答書は左の如し、

日本國源家康復㆓章阿蘭陀國主麾下㆒、遠書到來、再三披閲、殊領㆓數般之方物㆒、惠意不㆑淺、彌不㆑渝㆓前契㆒、年々商舶往來、則縱陷㆓萬里重濤之險㆒、實成㆓四海一家之思㆒者必矣、餘蘊附㆓上野介正純筆舌也㆒、自嗇不備、

慶長十七年壬子十月日

而して老中本多上野介もまた左の書を贈れるは、彼のマラッカの總督が副書したるに倣へるか、

日本國臣上野介本多正純復㆓章阿蘭陀國主殿下㆒、來書件々、方物般々、奏㆓達吾日本國主㆒、采納惟幸、則裁㆓答書㆒、且副以㆓腰刀大小二柄㆒、被㆑謝㆓惠意㆒、抑不㆑異㆓前約㆒商船到㆓着于本朝松浦津㆒、可㆓得㆓賣買之利㆒者、宜㆑任㆓船主之意旨㆒、吾國主之所㆓許命㆒也、莫㆑訝、彌年々商船往來可㆑被㆑修㆓隣

交一、如二微臣一亦聊不レ可レ有二疎志一、依二船使之望一、大泥國等之商船來朝不レ可レ有二相違一（然）則整二得印札二通一渡二與船使一、猶有レ攸二懇主國一聞求、速可二調達一、何有二隔疑一哉、所レ須二賜一之音物、拜納感佩無レ他者也、委悉附二船主舌端一不宣、

慶長十七年壬子初冬日

彼等は既にこの返書を得たれば、再び京都を過ぎて平戸に歸り、更に代理商を增し倉庫を築きて、同年の九月四日（西暦九月廿八日）遂に本國に歸れり、是よりして阿蘭陀の商船は毎歳平戸港に來泊し、其商業は日に隆盛に赴けり、然れども阿蘭陀人の其の商船を繫留せしはこの隆盛なる貿易の市場にあらずして、反つて是より南一里を隔てたる所の河內浦なりしかば、谷村友山覺書に、阿蘭陀船平戸に入津いたし荷物を揚申候、船は湊の能候に付河內へ繫き申候由、日本に逗留の日數は相極不レ申歟と云へるにても之を知るべし、蓋し最初葡萄牙人の我國に來るや、港內安穩にして且便利なること日本屈指の一港なりと稱したる平戸港の、今や此の如く商船の繫留に不便なるに至りしは、壺陽錄に、古町人云、古より七郎權現は潮打際の磯邊なりしが、異國船入津しければ京堺の者共多く今の長崎の如く不斷居ければ、彼等共町屋を廣め浦を埋め、今の如く七郎宮の前廣小路に成たり、印山道可公

の御代より今隆信公の御代まで、御三代の間に崎方の果まで左右の町家立續きたりと云へるが如く、汀渚を埋築して市區を開設したる結果は遂に灣底を沒して、昔日の糸亂記にも、其浦の手は譬へば竈の口を懷弘し、併しめぐれる高山あれば、海の深さと知ぬべしと云へるが如き觀を失ひしに由るならん、松浦肥前守享保元年書上によれば、阿蘭陀唐人船、以前者平戸城下の浦へ致入津居所も有之候、其後私領河内浦と申所、阿蘭陀船數十年入津、其以後長崎入湊被仰付、其節在所に居申候通詞共も一同に長崎へ相越候とありて、阿蘭陀は初の程は平戸港に來り、後には河内浦に來りしが如くなれども、鄭氏兵話と題する一書にも、平藩當先君道可公時、震旦南蠻阿蘭等海船來湊、歷先君法印公泰岳公宗陽公尙然、而獨禁南蠻舶、至寬永年中、天祥公時又尙然、荷蘭館平戸崎方、或碇河内地方、有通詞職員、高祖父森川彌兵衞追號隱入事宗陽公天祥公、與聞荷蘭館事、荷蘭人時々來家庭云とあるに、谷村友山覺書の說の如く、貿易は主として平戸港に於て之を行ひ、商船は多く之を河内浦に停船せしなるべし、

此の如くして阿蘭陀の貿易將に漸く開通せんとするに當りて、英吉利人また平戸港に來りて之と競爭を惹起せり、最初ウイリヤム、アダムスが阿蘭陀船の水先人となりて我國に漂

着したるや、深く家康の信用を得しが、彼は專ら阿蘭陀人のために通商の便利を計畫したれども、阿蘭陀人の貿易頗る隆盛に赴けるを見るや、亦た彼等をして獨り其利益を專らにせしめ難くや思ひけん、慶長十六年八月廿二日（西曆千六百十一年九月廿八日）阿蘭陀船の爪哇に歸るや、アダムスは一書を其船に附して同島に在留する英吉利人に贈れり、其書は爪哇に在留せる英吉利人の誰れでもに宛てたるものにして、其文には日本は金銀多く、人民之を緞子織物及ひ鉛其他の歐洲品を交換し得んことを望める旨を述べ、且つ多少日本の風土を論したる後に、日本の人民は其性質善良にして頗る禮讓に厚く、苟くも事あるに臨んでは勇敢死を畏れず、法を守ると公平にして未だ嘗て偏頗を以て處刑することなしと斷言し、次に其身は元來英人にして阿蘭陀船の水先人となり、東洋に航海してこの國に漂着し、偶然にも公方の信用を受け、西洋形船二艘を作り、其船をアカプルコ港に航海せしめたるに頗る好結果を得たれは、其賞として相摸國三浦郡逸見村二百五十石の地を給せられ、同村百餘戶の農民は皆己の傭人たり、而して其身今は日本人にアンジン樣と稱呼され、國中到る處其名を知らざる者もなければ、英吉利の商船若し日本に來るものあらは、其何地に著けるに論なく、まづアンジン樣の住所を問ふて之に報知すべし、然れども阿蘭陀人等が寄泊せ

る平戸港は甚だ僻遠の場所なれは、務めて船を關東に乘込べしと云へる旨を述べたりと云ふ、是れ家康が熱心に浦賀の開港を計畫せし時なれば、アダムスが書にこの事を説けるも宜なりけり、然れども是より少し前倫敦の商人等は嘗て我國に來りし阿蘭陀船の水夫より、アダムスの事を聞きしかば、慶長十六年の十二月三日（西曆千六百十二年一月五日）「グローブ」號船を仕立て東洋に向はしめ、次ぎに同じき十七年の三月十八日（四月十八日）他の三艘を出發せしむ、其司令官は嘗て印度に寄留したる老年の冒險家ジョン、サリスにして、英吉利王ゼームス一世が家康に贈れる書、及び平戸の領主に寄する書を齎らせり、是等數船の我國に來りて長崎港に着きしは、慶長十八年四月廿二日（西曆千六百十三年六月十日）にして、彼等は長崎にて水先人を傭ひ、夫より平戸港に到り其旨を報せしかば、領主直に從者と與に船中に來りて之を過訪したる故、サリスは領主を船室に招待し、宴を開き樂を奏して之を饗應し、宴畢れる後英吉利王の書を出して之を領主に呈したりとぞ、この時サリスは領主よりアンジン樣の江戶に留まれることを聞き、直に其來着を報ぜんことを請ひ、且つ其貿易を開始する事に就ては最も助力を得んことを請へり、是れ同月の廿六日（六月十四日）なり、翌日彼等數艘の檣船を借り、綱を着けて本船を港內に引入れ、大砲九發を

驚へばかり打放ち、港市の平安を祝して碇舶したれば、領主は更に役人を遣して船中を警護せしめき、而して彼等は領主の許可を得て商館を平戸港に築ぎ居たりしに、アダムスまた偶と英吉利人平戸港に來着けりとの報告に接して、直に平戸港に下着しければ、サリスと俱に歐洲の從者十七人を從へ、平戸港にはリチャルド、コックスと云へる者を留めて其事を掌らしめ、平戸港の領主より與へられし裝飾壯麗にして、準備完全なる水手六十人乘りの大座船に乘り、九州西北の海岸に沿ひ、下の關の海峽を經て瀨戸内に突込み、大坂に達し伏見に赴き、伏見よりは馬と駕籠とに乘り、陸行七日にして當時家康の居城なりし駿河に達せり、サリスが旅行日記に云ふ、當時駿河は家康の居城にして其盛大なること倫敦の上に在りと、既にしてサリスはアダムスを通事として家康に謁見し、英王の書翰及び進物を呈したり、異國日記に云ふ、慶長十八年癸丑八月四日、インガラテイラ國王の使者於二駿城一御禮申上る、國主より音信色々進上なり、此國よりは始めて御使者なり、捧書文言は南蠻字にて不レ被レ披露一故、アンジに假名に書せ候と、アンジは即ちアダムスにして、彼の我國に在るや十數年、既に我國の假名を解したれば、この書翰を譯したるなるべし、其譯文に曰く、

校者云インガラテイラは英國をいふ

校者按するにホウブリタンヤのホウはオウ即ちオホ（大）の義にして大不利顚をいふなるか

ゼメシ帝王（ゼームス一世）書狀の趣は、天道の御影によりホウブリタンヤ國。フランス國。エランダ國。是三ヶ國の帝王に此十一年以來成申候、然ば日本の將軍樣御威光曾大の通我國に慥に相聞候、爲レ其「カピタン、ゼネラル」ジユワン、サイリス此等を名代として、日本將軍樣へ御禮爲レ可レ申、渡海させ申候、如レ此申通に罷成候へば、互に國の樣子廣大に流通仕、我國の滿足の處不レ淺候、於二向後一者每年商船あまた渡海させ、雙方商人を爲二入魂一互の望物商賣可レ被二仰付一候、其上日本將軍樣御意の旨於二御懇情一は、商人を當國に殘置、彌多分懇和可レ被レ成候、然上は我國へも日本の商人を自由に呼入、日本の重寶の物を調法させ賣買可二申付一候、於二此上一は幾久申通、日本へも無レ心疎用可二申入一候條、被レ成二其御意得一可レ被レ下候、

ホウブリタンヤ國の王

居城はオシメシタ

ゼメシ帝王

レイキシ

日本將軍樣

この書によるときは當時英王ゼームス一世は、我國に其商人を居住せしめて每年商船の往來を開かんことを希望し、其報酬としては我國の商人をも自由に英國に入込ましめ、且つ其人民をして自由に日本の重寶なる品物を需要せしめんと欲したるなり、而してサリス等が請求したる通商免許の條項亦た左の如し、

一日本へ今度初て渡海仕候、萬商賣方の儀御順路に被仰付可被下候事、

一兩御所樣の御用の義は、御目錄を以て被仰付可被下候事、

一於日本イギリス舟の荷物おしかい狼籍不致樣に被成可被下事、

一イギリス舟大風にあひ、日本の內何れのみなとへ着申候共、無相違樣に被仰付可被下候、何方にても望のみなとに家をたて賣買可仕候間、御屋敷可被下候事、

一日本にてかい申候荷物御坐候はゞ、其商人相對次第にかい取候樣に被仰付可被下候事、

一日本人とイギリスの者喧嘩仕出候は、理非を御穿鑿被成、理非次第有躰に被仰付可被下候事、

一イギリスへ歸國仕度候者、何時にても歸國仕候樣に被成可被下候、爲仰歸國仕候時は立申候家をたまはりて歸り候樣に被成可被下候事、

カピタン
シヤカン
サノナス
セニラユ

〇外蕃通書

蓋し此二書に云へるが如き公正なる通商の條約は、我國が始て歐洲人と相交通せしより以來未だ嘗て有らざる所なりしを見れば、家康が大に此の如き通商を悅んで彼等を好遇したるや知りぬべし、是に於て家康は禮を厚くしてサリスを待ち、其遠來を謝し、且つ其答書を作るの間江戶に往て新將軍に謁せしむ、今サリスが旅行日記によれば、サリスは駿府を發して四十八時間に江戶に達せしが、途上相摸國鎌倉を經て銅製の大佛像を一覽したりと云ふ、而して江戶は駿府よりも更に盛大なること數層の上に在りて、府內には宏壯の家屋多く、殊に其屋瓦異樣にして殿閣室家の戶柱に至りては、金を貼し漆を抹し其壯麗なること言盡し難きものありしと云ふ、サリスは江戶に往て新將軍に謁見したる後また駿河に立戾り、家康より英吉利王に贈れる答書と大字にかける通商免許狀を得たり、其答書に曰く、

日本國源家康復二章伊伽羅諦羅國主麾下一、遠勞二船使一、初得二札吾一、貴國之治政所レ上二紙筆一、目擊道存、特領二數般之方物一、采納多幸、與二吾邦一可レ修二隣好一而互通二商船一之示諭、宜レ隨レ所レ求矣、雖レ隔二萬里之雲濤一、須レ如二咫尺之封疆一者乎、菲薄之土宜具二別幅一投贈之、聊表二寸忱一者也、順序自嗇、

慶長十八歲舍癸丑季秋上旬

また其通商免許狀は彼等が請求せる條項によりて之を取捨したるものにして、異國日記には、此法度書二通被レ遣、一通は渡海の船に置き、一通はイカラ國に可レ置由なりと見ゆ、英人ゼームス、ウオルター余に語って曰く、この免許狀は近頃東印度商會の古文書より發見したりとのことなれば、恐くは倫敦の或る博物館に陳列せしならんと、

一イギリスより日本へ今度初て渡海の船、萬商賣方の義無二相違一可レ仕候、渡海仕付ては諸般可レ令二免許一事、

一船中の荷物の義は用次第に目錄にて可レ召二寄一事、

一日本の內何の湊へ成共着岸不レ可レ有二相違一若難風に逢帆楫を絕何の浦へ寄候共異儀有レ之間敷事、

一江戸に於て望の所に屋敷可遣之間、家を立致居住商賣可仕候、歸國の儀は何時にてもイギリス人可任心中、立置候家はイギリス人可爲儘事、
一日本の内にてイギリス人病死など候はゞ、其者の荷物無相違可遣事、
一荷物れしかい狼藉仕間敷事、
一イギリス人の内徒者於有之者、依罪輕重イギリスの大將次第可申付事、
右如件、

慶長十八年八月廿八日　朱印

インギラテイラ

此の如くしてサリスは既に使命を終へたれば、駿河を發して歸途に就き京都を游歴したりしに、京都は商業繁盛にして、我國にてサリスが見たる所の諸府一も之に優るものなかりしとぞ、サリス京都に滯在せし中、自身または英吉利王の爲めに受取れる數多の贈物、就中家康より英吉利王に贈る所の絹地に畫を描きたる大屛風五雙、其他の諸品後よりこゝに達したれば、遂に此地を出發して大坂より同處に待合居たる坐船に乘り、同年の九月下旬に平戸に歸着きたりき、最初英吉利人の猶は未だ平戸港に來らざるや、阿蘭陀人は數多の織

物を輸入し、一碼十七弗即ち歐洲の價格に比すれば殆んど十倍の高價にて我國人に賣りたれども、英利吉人は之と競爭し彼等を日本の貿易市場より逐斥けんとして來航したれば、阿蘭陀人は俄に織物の價格を減じ全く其相場を低落せりと云ふ、然れども英吉利人の齎し來れる織物も亦た賣殘れるもの多かりしかば、彼等は之を旣に建設したる商館の倉庫に納置き、ツクス其他八人をして之を管理せしめ、且つ彼等が來るや其船暴風に逢ひて頗る損處を生じ、水夫七人脫走して長崎港なる葡萄牙人に傭はれしかば、更に我國の水夫十五人を傭ひ、英吉利船なる水夫の中今平戶港に置くべき者及び彼の脫走したる者の缺員を補充し、同年の十一月五日(十二月五日)平戶港を發して、同じき十九年八月廿四日(西曆千六百十四年九月二十七日)恙なく英國に歸着せりと云ふ、是れ英吉利貿易の始にして、日本人の英國へ往きし者もまたこの十五人より始まる、當時我國商船の異國渡海の朱印狀を得て、近くは海南諸島より遠くは西洋諸國に往來したること彼の如く盛なりしを思へば、彼等が英吉利船に乘組みて能く其職に堪へしや斷して疑を容れざるなり、谷村友山覺書には、インゲレス慶長十七子年平戶へ始て來るとあり、長崎拾芥にはエゲレス慶長十七子年始て商賣として平戶に渡海すとあれども、英吉利人の平戶港に來りしは旣に說けるか如く慶長十八年な

りしなるべし、

英吉利人の始めて我國の貿易を開くに當りて、百事此の如く便宜を得しを見れば、其貿易は必ず隆盛に赴かざるべからざるの順叙なりき、然れども彼等は阿蘭陀人の競爭によりて遂に其商館を閉鎖し去るの不幸なる境域に陷れり、西曆千六百十六年即ち元和二年に當りて、英吉利の小商船二艘平戸港に來るや、阿蘭陀人の低抗頗る激烈にして遂に貿易を營む能はざりしかば、當時平戸港に滯在せし英吉利人等は支那船數艘を買取り、既に居留地の設けある暹羅及び交趾に赴かんと企てしかども遂に其功を爲さず、且つ近く朝鮮と貿易を開くの策を畫したれども、また阿蘭陀人に妨けられしかば、平戸港に居留せる蘭英二國の人民は、公然として相敵視し、一時軋轢愈極まりて、阿蘭陀人は遂に平戸港に於て開戰を公告し、海陸并逼りて英吉利人を攻擊せんとするに至れり、この時若し平戸の領主が時機を誤らずして之に立入ることなくば、英吉利人は一朝にして阿蘭陀人に鏖殺せらるべかりしなり、然れどもこの時に當りて英吉利王ゼームス一世が猶は「カソリック」敎を奉じたる一事は、阿蘭陀人に與ふるに屈竟なる讒謗の口實を以てし、我國の執權者をして英吉利人は葡萄牙人又は西班牙人と同臭味の徒なりと信ぜしめ、この年の八月に至り遂に黑船イギリス船は與

に「バテレン」門徒なるに由り、長崎平戸二港の外は其貿易を禁遏せしむるに至りぬ、

追て唐船の儀は何方に着候共、船主次第賣買可レ仕旨被二仰出一候、以上、

急度申入候、仍伴天連門徒之儀堅御停止之旨、先年相國樣被二仰出一候上は、彌被レ得二其意一、下下百姓以下至迄、彼宗門無レ之樣可レ被レ入二御念一候、將又黑船イギリス船の義、右の宗體に候間、御領分着岸候共、長崎平戸へ被レ遣レ之、御領内にて商賣不レ仕候樣に尤候、此旨依二上意一如此候、恐々、

元和二年八月八日

安　對馬
土　大炊
酒　備後
本　上野
酒　雅樂

（〇天寛日記）

蓋し當時將軍政府の政畧は、既に退守の方針を取り鎖國の勢既に成る、況や阿蘭陀人が自家

の利益を増進せんと欲して、頻りに他國人を逐斥けんことを謀りしをや、是に於てか後の英吉利人が嘗て受取たる通商免許狀の如きも、今やまた修正せられて左の如くなる狹隘の區域とはなりぬ、

條々

一自伊祇利須至日本國渡海商船、於平戸可賣買、他所不許之、縱令雖遭風波之難、到本邦之地、不可有異儀、并諸役免除之事、

二船中資財隨所思、以目錄可召寄事、

一不可有押買狼藉事、

一彼國人若有病死輩者、其荷物不可有相違事、

一船中商客於有罪科者、任其國法可隨船主心事、

右可相守此旨者也、

元和二年八月廿日

此の如くして英吉利人の貿易大に制限せられにければ、英國東印度商會は東洋殊に日本の貿易を維持せんと欲し、西暦千六百十七年即ち元和三年に當りて大に艦隊を整備し、マル

チン、ブリングをして之を率ゐて倫敦を出帆せしむ、この艦隊印度洋にて阿蘭陀人に窘めらるゝと聞えしかば、また更にサア、トーマス、デールをして艦隊六艘を率ゐて出帆せしめたりしに、この艦隊は千六百十八年十一月（元和四年十月）バンタン灣にて前隊を相合し、屢〻阿蘭陀の艦隊と交戰せしが、千六百二十年（元和六年）蘭英二國歐洲に於て和議を媾し、東印度商會合して一となりしかば、彼等もまた其爭鬪を休め、英國水師提督マルチン、ブリング印度より日本に向つて出帆し、西曆千六百二十年即ち元和六年の秋に當りて平戶港に着きたりき、この艦隊の平戶港に着くや、直に蘭英相合して二國僉任の使者を選み、之をして進物を齎らして江戶に赴かしむ、然れども阿蘭陀人が讒言は既に深く我國の執權者に信ぜられ、我國人は英吉利人を葡西の二國と同一視して、左の如き令狀を發したる程なりければ、英吉利人の貿易を恢復せんと欲するは頗る困難なりしを知るべし、

追て唐船の儀は何方へ着候共、船主次第於₂其所₁可₂賣買₁旨被₂仰出₁候、急度令₂啓候、仍黑船イギリス船の儀、於₂長崎平戶₁可₂令₂賣買₁の旨至₂于諸國諸湊₁被₂仰出₁罷在候、寄₂事於商賣₁密々にも不₂可₁弘₂其法₁樣可₂申付₁旨上意候、恐々、

元和四年戊午八月　　　　雅樂頭

備後守
上野介
大炊頭
對馬守

松浦肥前守殿
長谷川左兵衛殿

且や商品の選み方市場に適せざりしかば、貿易の損益相償ふことを得ずして、遂に同年の十一月廿五日（十二月十七日）に至り印度に向つて平戸港を去れり、而して元和九年（西暦千六百二十三年）に至り、各自商館を閉鎖して日本を退去するや、彼等が日本の貿易を維持せんと欲して空しく費せる金額は、殆んど四萬磅に至れりと云ふ、谷村友山覺書には、エゲレス日本引取候は元和七年なり、商賣利潤無之に付引取候由と云ひ、長崎拾芥には、エゲレス慶長十七子年始て商賣として平戸に渡海す、其後十年の間渡海して平戸にて商賣せしが、次第に利潤なきにより日本渡海相止べき訴訟として、エゲレスの「カピタン」江戸へ上りしが、折節爲御名代土井大炊頭上洛の處、「カピタン」草津にて行向ひ右の趣を達

せしかば、其望に任すべしとて此年より日本渡海を相止むと云へども、當時平戸港に居留して英吉利商館の事務を掌りしリチャルド、コックスが日記の西暦千六百二十三年の事を記せるを見れば、其誤れるや明白なり、又小澤書留には、居所町並ヱゲレス崖とあれ共、今は其名を失へるにや、この時我國と英吉利との貿易廢絶に歸したる原因は、ディキソンの日本歴史に於て論述したる所の一言最も其當を得たり、曰く、當時兩國に於て其政府は改革に從事し、其人民は外教の國事に干渉するを惡みて殆んど沸騰の勢を成せりと、唯だこの際に於て我國の貿易を經營して益〻其福利を增進するを得し者は、既に全く「カソリック」教の關係を絕ちたる阿蘭陀人ありしのみ、

猶以京堺商人も其地へ可二罷下一候間、相對次第商賣いたし候樣に尤に候

急度申入候、仍阿蘭陀船於二平戸一前々のごとく、「かぴたん」次第商賣いたし候樣に可レ被レ成候、不レ及レ申候へ共伴天連の法ひろめざる樣かたく可レ被二仰付一候、恐々謹言、

八月廿三日

土井大炊頭

安藤對馬守

板倉伊賀守

本多上野介

松浦肥前守殿
人々御中

暹羅及び高砂に於ける日本人

阿蘭陀ハ我國に來航して貿易を開始せんと欲するや、其國王は書を家康に贈りて西班牙葡萄牙二國の侵略主義を懷抱せるとを說き、又カステヤン、ホルトギスの心持にて難レ成處を「ハイテル」の心の內に深く包み、色には少しも出し不レ申處を能々被レ成御分別候て可レ被レ下候、此「ハイテル」の心は日本の者を次第〱に我宗になし、餘宗を嫌ひ後は少々宗論を仕大なるとりあいも御坐候事も可レ有レ之候、其時は「ハイテル」が存分次第に罷成節も御坐有べく候と豫言せしが、忽ちにして其手より葡萄牙船にて其國に送致せる「カソリック」敎徒の陰謀を發露し之を家康に獻せしかば、其一言は深く家康に信せられたるならん、而して家康の傍に侍せるヤヨウス及びアンジンもまた常に說て曰く「カソリック」敎黨は西班牙王の間諜なれば、阿蘭陀、日耳曼等歐洲の諸王侯もまた皆彼等を放逐せりと、是に於て家康が政略は遂に「カソリック」敎徒を一掃するの策に決し、嘗て新將軍に語りて曰く、西班牙王は印度諸國を經略せしが如く日本をも併呑せんと欲するなり、其手段を察するに

我國の「バテレン」門徒をして之を己に服從せしめ、彼等の背反蜂起して同宗の國王を迎へんとするの時に乘せんとするに似たりと、〇日本西教史故に「ガルリオン」船の來航を禁じて僅かに「カリウタ」船を許し、其寄泊すべきの地も獨り長崎の一港に止まらしめたり、而して其阿蘭陀人の言を信ずるや、また英吉利人を猜疑して之を「カソリック」敎を奉ずる者となし、平戸港の外に於ては貿易するを得ざらしめ、以て「カソリック」敎僧徒の我國に來る者を阻絶せり、然れども彼等が狡猾なるや我國の痛く黑船イギリス船を檢束するを見て、遂に私かに日本船に搭して來る者ありしかば、我國はまた異國に渡海せる日本船を檢束するの必要を生せり、崎陽略縁起に云ふ、渡唐の初は文祿三年に長崎に白山加左衛門と云者薩摩に行、京泊りと云湊にて唐船を作り交趾國に渡る、是れ九州の地より渡唐の始にて有ける、是より九州の地所々より渡唐する事有り、元和年中に至りて渡唐船には御奉書を被下外に自由に渡る事なし、扨御奉書船といふは、京には茶屋四郎次郎の船、角倉の船、伏見屋の船、堺には伊與屋の船、長崎には末次平藏船二艘、舟本彌七郎船、荒木屋、糸屋隨右衛門船なり、此等の御奉書船多くは安南國又は暹羅東捕寨占城に行しなり、御奉書無之以前は咬𠺕吧（爪哇）方々自由に外夷の諸國を乘り廻りし船多し、其の物語共有けれ共略

する也と是なり、當時所謂奉書船は即ち昔日の朱印船なりしにや、長崎古今集覧に出せる奉書の圖は、毫も昔日の朱印狀に異なるなし、從來朱印船の猖獗たるや海賊を檢束するの策に出でたる一個の便法形狀は左の如くなりしと云ふ、(長崎古今集覧)にして、通商諸國をして朱印狀を有せざるものは之を拒絕するを得せしめたるに止まり、我國の商船海外に往來するものをして盡く之を受けしめたるものにあらざりしに、今や漸く其用を轉じて之を受けざるものは異國に

奉書即朱印狀の縮寫

大約二十五分ノ一

從日本到
交趾國船
也

元和八年
十一月四日

朱印

此間白紙ノ處文字ノ端ヨリ二寸五分

字ノ上ヨリ空紙二寸八分

朱印二寸九分四方

空紙六分

空紙一寸

紙驗曲尺ニシテ一尺三寸二分紙橫一尺八寸一分

荒木宗太郎所藏

字側ヨリ空紙一寸五分

字側端ヨリ空紙三寸五分

渡海するを得ざらしめ、以て「カソリック」教の侵入を防がんとするに至りぬ、而して慶長九年より元和二年に至るまでの十三年間には、二十九艘より百九十七艘に增加せし朱印船の、是より以後八年にして寛永元年に至ては減じて百七十九艘となりしを見るときは、世人の大に不便を感じたるべきは論なきにや、當時異國渡海御朱印帳を掌りし豐光寺、圓光寺、金地院の三僧が調によれば、寛永元年朱印狀を下附したるものゝ現在數左の如し、

異國渡海の御朱印被下候覺

豐光寺分

安南國	十通
東京	六通
占城國	四通
呂宋國	十四通
信州	二通
大泥國	十二通
順化	一通

東埔寨國　十六通
西洋國　十八通
迦知安國　一通
密西耶國　二通
茇茶國　二通
占城國　一通
田彈國　二通
摩利迦國　一通

以上

同　圓光寺分

安南國　四通
東京　一通
呂宋國　六通
暹羅國　十一通

東埔寨國　三通
交趾國　五通
以上
同　金地院分
東京　三通
呂宋國　十通
暹羅國　十二通
東埔寨國　四通
交趾國　廿一通
高砂國　一通
摩陸國　一通
以上

見るべし從來は每年平均十三艘づゝの增加ありし朱印船は、今や每年平均二艘づゝを減少せしことを、されば是よりして飛乘と云へる奇事を生ぜり、崎陽略緣起に云ふ、當地諸國

の渡唐の儀御吟味有り、今歳より元和年中に多くは御奉書を下され、其外自由に渡唐不レ致候樣に被二仰付一この頃より飛乘といふ事有レ之、其後渡唐船の底に隱れ、沖にて出船頭に斷云て渡唐する者多し、寛永十一年まで渡唐御免の間、種々樣々の物語共有り略之と是なり、飛乘をなしたる者の最も著名なるは山田仁左衞門尉長政なるべし、長政は伊勢國山田の人、自ら云ふ織田信長の後なりと、嘗て山田の御師の手代となり、駿河國府中驛の淺間神社前に來て居る、後大久保治左衞門の六尺となりしが、徒事(イタヅラコト)をなして吟味に逢ひ、遂に駿府の商人瀧左衞門大田次郎右衞門の船に飛乘して臺灣に逐電せり、臺灣は當時高砂と稱して我國より海南諸國に往來し、または支那人に相會して密商を營む者の來集する所なりしかども、元來野蠻未開の地また功名を立るの場處にあらざりければ、遂に航して暹羅に入りぬ、この時に當りて關原大坂の落武者等商人となりて、商船に打乘り身を海外に寄せし者多く、諸蕃海賊の之を畏ること恰も鬼神の如くなりければ、暹羅國王もまた之を尊敬し、其王城に於て居留の屋敷を與へ、數百軒の町屋を建てゝ日本町とぞ名ける、されば彼等が妻子と與にこゝに住み、日本の廻船代る〳〵其地を見舞ひしもの毎年二十餘艘なりけるが、偶々敵國來襲の事有り、國王日本人を招き其國難を救はしむ、是に於て長政津田又左衞門と與

に諸浪人を糾合して義勇兵を組織し、遂に之を破るの功を奏せり、長崎實錄に云ふ、慶長の頃長崎より津田又左衛門といふもの商賣として暹羅國に渡り居たりしに、暹羅國と哥阿國（或は六昆國）と合戰あり、暹羅方甚難に及びし故、又左衛門に加勢を賴入れたり、其頃彼國に日本人六七百人在留し、其所を日本町と稱せり、又左衛門幷に山田仁左衛門將軍となり、彼人數を引率し一戰に哥阿國の軍勢を追崩し勝利を得たり、國王大に喜悅し息女を又左衛門の妻に與へ、仁左衛門には國の官を授けりと是なり、元和七年の四月に當りて暹羅國王の秀忠に贈りし書を見るに、彼地に居留する日本人は其首長を擢んで之を總轄せしめ、名けて坤采耶と云ひしと云ふ、又左衞門は儼然たる紳商にして坤采耶なりしかば、之に王女を妻はさしめ、仁左衛門は適當の職業を有せざりしかば之に國の官を授けしなるべし、

暹羅國王柰舜烈摩倫摩匹浮臘烈照果倫怕臘馬陸嘑闍妥尾臘瓦離西卒皮耶馬離洛縛樂喇他尼無離倫書啓日本國王殿下、切惟古明君致治、施仁政善隣交、是以近悅遠來、樂趨之朝野、而仰受覆庇也、今暹羅與日本、專乘相仍、冀師古以和好、滄溟爲限、辭命而荒疎、殊非本意、夫隣交之道、夙懷觀興於大乘、未能施慰奉佛、而風化無貳、未聞經教之與、可得而與之否

歷來貴國商艘繼至、而優郵之勝我赤子也、常諭該司溥濟之、毋滯難之愿、留者擢首以總之、名坤采耶、惇用導新舊、來販等利便、使彼知所與感矣、敢以詳聞、謹差專使坤屹晋參密坤備斜葺等、賚捧書儀、上献以表哀誠、問候台福、肯以諾盟、毋絕辭命、以踐古之誠、兩國之利也、敝土少有奇產、倘有所用、賜以命通永固和好、共崇佛敎之玄、咸臻泰平之象、務使蒼生安業謳歌善政、惟明鑒焉、事畢遣使蚤旋、俾獲速聞佳音、爲厚望也、

天運辛酉（元和七年）首夏八日

而して長政が其書に副書したるを見るときは、當時既に登庸して重職に任ぜられしを證すべし、

乍恐欽奉言上候、爰許從屋形御上樣迄以金札被申上之條、萬々御上樣へ可然樣に御取成し奉願候、爲使者遲仁二人並伊藤久太夫被差遣之條、乍恐可奉得尊意候、爰許從屋形御上樣へ御進物以注文申上候之條、御披露奉願候、隨て乏少之儀御坐候へ共、鮫二本鹽硝二百斤致進上候、態と奉表御祝儀計候、恐惶敬白、

元和七年卯月十一日　　山田仁左衛門尉

長政

從暹羅國

進上

大炊様

御小姓衆中御披露

異國日記に云ふ、大久保治右衛門六尺山田仁左衛門暹羅へ渡り有付、今は暹羅の仕置を仕候由と、是よりして長政漸く暹羅に用ゐられ、遂に太子の師範役に任し、二萬石の領主となる、其領主となるや日本町の諸浪人を募り、勇士四十餘人雜兵餘百駛人卒仲間二百餘人を得て盡く之を收祿したりとぞ、長政既に暹羅に用ゐられ、國政を整理し、兵備を完修し、民以て用ゐるに足る、是に於てか呂宋の寇を却け、逸比留の亂を定め、遂に逸比留の「オンブラ」に封ぜらる「オンブラ」は暹羅語の王是なり、然れども國王已に薨せし後、其后奸臣カウハムに蠱惑され、太子を殺して自立したれば、長政また其忌む所となりて遂に其黨に毒殺さる、碎玉話に云ふ、駿州わらしなと云ふ所の民仁左衛門と云ものあり、（是も亦た一說）、生質材器膽略ありけるが、日本の中にてはさせる立身も成がたしと思ひ、シャムロウに渡りて國王に仕へぬ、國王の弟謀反を起し王位を簒はんとて甚だ危急なる處に、仁左衛

門義を唱へて亂を撥し、殘黨まで擊平ければ、其功によつて長臣となる、後に隣國を攻取り、勢漸く盛にして四方之を恐る、此時謀を以てロソン舟を乘取たる事數多なり、ロソン舟を「カンパン」と云て四五寸ばかりの角木を以て格子に組み、舷に一面に敷流し、敵其舟に乘移るときは「カンパン」をひたくとをろし、かけかねを以て之をしめ、其「カンパン」の格子に組みたる間より矛を以てあげさまに之を衝く、是に由りて戰利あらず、仁左衛門灰を器に入れ手々に持せ、舟に乘ると均しく其灰を振下せば、眼に入て仰見る事あたはず大斧を以て忽ち「カンパン」を伐り折る、是より大に利を得たり、仁左衛門シャムロウにては名を「オツプラ」(彼の「オンプラ」と同一なるべし、即ち王なり)と改む、一度日本に歸朝の望あり、銀千貫目の貯なければ不能とて聚之、その時は日本人シャムロウに渡海するもの多し、生國の者なればなづかしきとて對面するに、左右に衞士を置て劔を持たせ、シャムロウの衣服を着て坐す、其躰嚴重なり、終に病死して歸朝の志遂せざりきと、暹羅國王の薨せしは寛永五年の冬にして、長政が師範せし所の太子位に即き、次目即ち代替の報を我國に傳へしは同じき六年の春に在り、而して長政が毒殺されしは同じき十年の事なりしと云ふ、然らば即ち新王の母后に殺されしが如きもまた其間の事なるべし、

暹羅國王李舜烈摩倫摩匹浮臘照杲蝕怕臘訶陸悃姿瓦離西毘邪摩訶離禄普樂喇納膩甘伯尼
務離倫謹致書于日本國王殿下、嘗聞、古之立國者、以修仁爲本、欲圖致治、必交隣爲先、
是故先君遠交、惟念幸哉、通和沐澤貴國舊矣、今也新嗣國祚、禮宜重修尋盟、務在情意、敦
交篤孚、倍勝舊日、相期永久不渝、幸莫大焉、貴國通商、視猶親子、民諭令諸司、凡有舶省
平易交易、周旋蚤歸、謹差使者鸞沙悃勅坤喇圭離坤若庫末、賚捧金書禮儀進獻、代問興居、
重修和好之誼、願歲々發舟遣使、音問絡繹、俾知國中盛平豊稔政治民安、敝國微有土產珍
奇、倘有所需皆如命也、永固和好共崇古聖賢之風、以臻雍熙之治、台鑒幸孔、

歲己巳（寛永六年）孟夏望日

御書謹で頂戴仕候、去年奉捧少分之處、被達上聞之通無冥加仕合忝奉存候、殊に從
貴公樣御皮袴五下被仰付忝拜領仕候、抑此國之國王舊冬不慮遠行被申付て、從當新王
爲御次目、以金札御禮被申上候、則爲使者オロワンサコンテツフ一人、オコンワッチイ
リ一人、オコンヨコハッ一人、通事一人に五右衛門尉と申者、從拙者舟差渡被申候、御前
可然樣に、御披露被爲成可被下候、然者拙夫舟去夏差渡可申上處に、南蠻の海賊妨
通路馳走不能成、御請遲々仕儀に御坐候、則例年舟渡海之儀奉賴存候、此上愈以御影御

朱印頂戴仕度念頭御坐候、寔聚國之外聞御坐候條、偏奉ㇾ賴存候、雖ㇾ近來慚多御坐ㇾ、兩上樣へ奉ㇾ捧ㇾ少分ㇾ候、可ㇾ然樣に被ㇾ思召ㇾ候者、被ㇾ達ㇾ上覽ㇾ可ㇾ被ㇾ下候、聊輕微之至御坐候へ共、紅チリメン十端、並花毛氈二枚奉ㇾ進ㇾ上ㇾ候、奉ㇾ表ㇾ御祝儀ㇾ計に御坐候、尙此等之趣宜ㇾ預ㇾ御披露ㇾ候、恐惶謹言、

寬永六巳年三月三日

山田仁左衛門尉

長政

闗主税助殿

御披露

新王弑に遇ひ長政また沒しければ、長政の子ォイン義故を糾合して君父の仇を復せんと欲せしかども、戰利少くして遂に東埔寨に遁れ、其國難に逢ひて遂に屍を東埔寨の野に曝せりと云ふ、初めォインが義擧を謀るや、女王の群臣大に之を畏れ、急に使者を遣して日本町の船頭鈎屋庄左衛門及び玉屋忠兵衛を召す、二人其突然なるを怪しみ、之を總元締岩倉平左衛門に告ぐ平左衛門曰く、頃日ォイン義兵を起して此地に迫ると聞く、女王の突然二人を召ぶは我等が內應せんことを畏れて之を人質となし、若し其命に應せざれば忽ち之を殺す

べき計畫ならん、果して然らば往くも大事、往かざるものまた大事なりと、急に日本町屈指の人金屋源三郎、大阪屋助作、錦屋一郎兵衛、岸部屋甚三郎、谷久兵衛、今村左京、山田仁太夫、山田仁兵衛、幷に軍師有賀門大夫、能大夫、速水又三郎、智原五郎八(この人後入道して宗因と云ひ、日本に歸りて長崎に居る、暹羅國山田氏興亡記の作者なり)を會して之を謀る、皆平左衛門の說の如し、遂に殿を備へ海に浮んでこの地を退去せんと決定したりしが、この時又々城中の使者來り、船頭を召ぶこと既に四五度に及びしかば、庄左衛門忠兵衛意を決し、此の如く屢々使者を得たるに、往かざるは臆したるに似たり、所詮逃れぬ處なれば、此に於て戰死するとも何をか厭はん、今此に出でたる兵器を携へ、城中に入りて奮死すべし、若し城中に於て鐵砲の音あらば我等が最期と思ふべし、我と思はん人々は其時城中に闖入し、潔く戰死して日本の武名を輝し玉へと告げければ、何れも共に奮激し、死せば其地を與にせん、急ぎ城中に入り玉へとぞ勸めける、庄左衛門忠兵衛鐵砲二十五挺弓十張槍十條を隨へて、共に城中に入りければ、總元締は日本町に於て兵を調へ、城中發砲の聲を合圖に待ち居たり、船頭兩人城中に至り召に應して參れる由中門の外より傳ふるに、其兵器を帶ぶるを見て命して之を撤去せしむ、兩人聽かずして曰く、今やオイン叛し既に王都に迫ると聞く、我等日

本人たるを以て彼に荷擔すへしと疑はれ、今日死を賜はんとてかく我等を召されしなるべし、然らば日本人の作法として、最後の一戰せんものと用意此の如に候と、女王大に畏れ人をして言はしめて曰く、オイン叛けりと雖ども汝等何ぞ其事に關らんや、然れども汝等この地に在ればまた内應の疑あり、速に日本町の地を返し盡く日本に歸帆せよ、但し汝等に日本船を與ふれば運動自由なるを以て、我邊海の地を掠めんことを恐る、故に日本船を沒收して別に暹羅船を與ふべしと、二人之を聞て答へけるは、日本町の地は元より借地なれば命に應して還し奉らん、船は我々が所有なれば沒收せらるべき謂れなし、此國の乘馴もせぬ船ありとも何しに日本に歸らるべき、唯日本船に打乘り歸國すべしと斷言し、遂に城を出づると雖ども一人として支へ留むるものもなし、兩人日本町に歸り其始末を一同に語りければ、何れも大に打笑ひ、扨も無用の事に死を極め兵具を調へたることとなるぞ、されども永く留まるべき地にあらず、近日此地を引拂ひ一同日本に歸るべしとて漸く行李を整へける、然るに逸比留に在りてオインに隨從するものは、妻子男女都合七十餘人ありければ、彼國に送屆けて日本に歸るべしとて、一物も遺りなく船積の用意し用意漸く整ひければ、大小船舶三百餘艘一時に其纜を解きたるは、實に寬永十一年の二月十九日なり、暹羅の軍兵陸地に在りて見

居たりしが、諸船の逸比留に向けて漕出せるを見直に之を追掛たり、この時の戰に於て最も注意すべきものは、暹羅の將軍にヲシヤノギと云へるもの、其地に碇泊せる南蠻即葡萄牙の黒船を借受けて之を追擊したれども、日本の一船七門の巨砲を備へて一時に打出し、難なく黒船を乘沈めたる事是なり、當時暹羅に繫泊したりし日本の商船は大小三百餘艘にして、其最も大なる者の如きは七門の巨砲を備ふるものありしを見れば甚だ盛ならずや、此の如くして彼等は遂に暹羅の軍船を逐ひ拂ひ、逸比留に往きてオインを見る、オイン彼等と與に暹羅の兵と戰ひしかども、糧盡き城陷りて四方に散亂し、其難に免かれたるものは僅に占城安南の地に遁れて日本平戶に歸れりとぞ然れど、もまた爪哇の來寇あり、暹羅國再び日本義勇兵の必要を感し、其地に潛居する者を求めて之を禦がしむ、是に於て日本の商人また封侯を取るものあり、木谷久左衛門が如き是なり、天地二圖贅説に曰く、後又有二木谷氏一字久左衛門、和泉人、少卓犖不羈有二曠世之度一常好レ讀二兵書一寬永初流二寓長崎一備作以經レ日、後鼓二舶南溟一而入二暹羅一居數載、時其女王議レ退二日本之客一最累、以レ故客皆散二于四方一矣、國正北可二二百里一有二敵國一曰二亞華一(一に曰爪哇) 亞華恃二日本之客亡一二暹羅國一乃率二兵六萬一既抵二其國界一暹羅王甚恐惧、適募二日本之客一木谷應レ募、於レ是木谷以二奇策一機二駕巨砲象車一將二八千人一追討擊

之、敵死ニ於兵ニ者六千餘、悉皆降、因ニ是戰績ニ見ㇾ拜ニ其附庸國主ニ而以ㇾ壽終也、有ㇾ子名ニ久右衛門ニ、傳襲ニ父之封ニ云、

當時暹羅に於ける日本人の壯且盛なりしや此の如し、而して其高砂に於ける者また敢て彼等に劣らざりしを見れば、當時日本商人の到る處に勢力を占有せしや知りぬべし、高砂は今の臺灣にして、我國にては之を高砂と云ひ、歐洲にては之をフォルモサと云ふ澎湖と煙火相望むと云ふによるときは、支那人の所謂小琉球またこの島なりと知らる、

〔フォルモサ島誌〕 臺灣は土人自ら稱してパクアンと云ひ、支那は大琉球（恐くは小琉球ならん）と云ひ、歐洲人は其風景の優美なるによりて之を「イルハーホルモーサ」と云ひ、後にはフォルモーサとのみ呼べり、其地山多けれども、また平地曠野ありて、殊に海濱廣濶にして其景絶美なり、加之西濱は支那の貿易、北濱は日本の貿易、南濱はフィリッピン諸島の貿易をするに便なり、

〔琉球通信事略〕 琉球は其國大小の二つ有り、今の中山はその大琉球の國なり、小琉球の國は中國に通ずることなしと見へたり、某琉球の人に此事を問ひしに、小琉球は云所詳ならず、今の大島の地を申せしにやと申す、此説心得ず、異朝の書に小琉球は泉州の地

校者云余も亦た嘗て閩中の鼓山に登

れり雲晴天高の日以て臺灣を望む可し」に澎湖と云所と煙火相望むと云ひ、又閩中の鼓山に上りて望むべしと云ふ、然らば閩中に近き島なるべし、」

同島の土人は支那人種よりは寧ろ日本人種に近きものにして、其言語は目を「メ」と稱し、神及び長上を「カミ」と稱するが如き殆ど同一なるものありと雖ども、其語法は逆行法にして、薪を持來れを「マラチ」(持來れ)「オアルロ」(薪を)の如く用ふと云ふ、蓋し同島は宮古、八重山の諸島に密接すれば、沖繩諸島に蔓衍せし民族の、遂に移住してこゝに棲息せしにはあらざるか、支那人の之を小琉球と呼びしも想ふべし、然れども日本民族にして實に同島に往來せし者は彼の海賊の徒より始まる、明の市舶を罷めし以來、彼等は支那の貿易を占有する能はざりしかば、遂に是等の島嶼に割據して支那の密商と相會し、この島殊に其重要なる場所となり、海南諸國に往來する商船もまたこゝに寄泊することゝはなれり、此の如くして同島また漸く繁盛の貿易を見るに至りしかば、元和元年の九月に至つては、長崎の商人村山等安、始めて高砂渡海の朱印狀を受け專ら同島に往來したり、當時同島を占領したるは我國の海賊なりしかども、彼等は亦た時に明人をして其首長たらしめたることも有り、顏振泉鄭芝龍が如き是なり、鄭芝龍の臺灣を去るや海賊の徒また代りて之か首長たり、

然れども其毎に之を日本甲螺即ち「カシラ」と稱せしによるときは、高砂は當時日本民族の所有に歸し居たること疑なし、この時に當りて阿蘭陀人の我國に來る者同島を占領して、我國の貨物を支那に輸入するの地となさんと欲し、寛永元年の四月始めて同島に來り居けるが、同じき三年に至りて遂に之を占領し、奉行を派遣して全島を統治せしめ、支那より移住したる人民が米穀砂糖を耕作して、之を輸出するものに莫大の税を課せしめければ、同島に居住せし日本人は主張して云ふ、吾等が此島に來りしは阿蘭陀人より早きこと六年、既にこの島を領したれば納税の義務なしと、競爭の極、阿蘭陀人遂に日本の商船を奪掠しぬ、海外偉傳に、臺灣在支那東南海、中古無闢焉、明天啓初、海澂人顏振泉聚衆據之、招我邦邊民入其黨、因自稱日本甲螺、甲螺猶謂頭目、我日本謂頭目爲加志良（カシラ）、音近甲螺、故遂訛稱耳、先是泉州人鄭芝龍少流落、往來我邦、因入振泉之黨、及振泉死、衆推芝龍爲甲螺、雄視海上、後受明將之撫、去移閩中、我邊民代之爲甲螺、而紅毛夷來借地、約歲輸鹿皮三萬、既而築城郭據之、役我使土人如奴隸、不復輸幣。且我商舶往印度者、過其近海爲被殺掠、甲螺不能如之何と云へる是なり、

阿蘭陀人の我が國人を苦しむること此の如くなりしかども、當時臺灣に居住せし日本人は

戸政府の最も忌める海賊の徒なりしかば、彼等は本國の威力によりてこの困難を免るゝの路なく、徒らに恨を含み居たりしに、長崎の代官末次平藏が唐船造りの商船福州より渡海せし途上、高砂の前にて阿蘭陀人に奪掠せられしより、彼等は始めて日本政府に阿蘭陀人の跋扈を訴ふるの機會を得、其時高砂に來りし長崎の商人濱田彌兵衛と與に、其徒の中より二十人を長崎に遣はして之を長崎奉行に訴へしむ、是に於て奉行は彼等に之に報いることを許したれば、濱田彌兵衛其弟小左衛門新藏と與に諸浪人數十人を從へ、高砂に渡りて阿蘭陀より置きたる奉行を生捕り來れり、或る說には、奉行を免して其子を引致せりとあれども、谷村友山覺書に、「コフラトウル」が子、父一人日本に遣し候と覺束なしとて、同船に乘來朝仕候處、「コフラトウル」は平戸に御預遊ばされ、小川庵に二ケ年居申候由、其内子は病死仕り、「コフラトウル」御赦免かゝふり歸國仕候と云へるぞ事實なるべき、「コフラトウル」はまた大村又は島原の獄にも移され、前後七年にして赦され歸れりと云ふ、當時阿蘭陀人が其罪を赦されんことを請ひし書に曰く、

オランダより御理申上候條々、

一自今以後平戸高佐古に召置候オランダ人隨分撰、前角の「ゴベルナドウル」樣なる者召

置申間敷と、内々堅各相談仕候事、

一「ゴベルナドウル」儀、あわれ今度被指免、歸國被仰付被下候樣に偏に奉賴候、本國へ指屆候共、奉對日本、重科の者に候間、緩々不仕召籠置可申と、「ゼネラル、オランダ」人中も申上候、彼者故、數年皆共迷惑仕罷在候事に御坐候間、少しも僞御坐有間敷候事、

一高佐古へ日本舟數渡り候へは、唐人との商賣も仕兼候、其上日本よりも程隔候、我々國よりも程も遠く御坐候、自然無調法の義も重て仕出し候へば、又々迷惑仕事に候間、高佐古への日本舟義御分別を以て、被仰付被下はゞ別て可忝候、然ば今迄日本も渡海仕候所の事に候條、高佐古の儀オランダ計にて我儘に仕度との御理に似申、迷惑に候へ共、我々無難樣にと存じ御理申上候事、

一長崎「カレウタ」糸の直段不相濟以前は、オランダ商賣の儀仕間敷の旨被仰付候、何とも迷惑仕候、糸の儀は尤可奉任御法式候、其外荷物の義者前々のごとく、相對次第に糸賣買無之以前に拂申候樣に、各樣御分別を以て被仰付被下候樣に奉賴候、左樣に無御坐候へば、天川に達我々國は程遠く候故、仕廻難成候條申上事候、其上手前の舟仕廻候ても、「カレウタ」出船廿日も後に出船仕候樣にと被仰付候、迷惑仕候、歸國の儀時遅候へ

ば、仕廻次第に出舟の前後は、我々次第に被仰付是非共奉賴候事、

一誠御懇忝仕合此上無御坐候處に、个樣の御理申上義近來迷惑仕候、異國者の儀候間、萬事被加御慈悲儀、奉賴罷有事候、此段御年寄衆へ被仰上可被下候、以上、

平戶「カヒタン」

ニコラス、コケハカリ

フランス、カロン

松浦肥前守樣

右の段、唯今肥前守樣江戶へ御坐候故、御存知なく候間、長崎御奉行衆へ可申上旨被仰付候條、乍慮外如此候、

今村傳四郎樣

曾我又左衞門樣

この書を出せしは寬永十年の事なるべし、この年の二月今村傳四郎曾我又左衞門の長崎奉行となるや、政府は之に訓令して大に貿易を檢束せしむ、（其訓令は次章に揭ぐべし）この書に、長崎「カレウタ」糸の直段不相濟以前はオランダ商賣の儀仕間敷の旨被仰付候と云

へるは是なり、阿蘭陀人の高砂の商權を爭ふや、巧言弁辭して我國の政府を瞞着したるは巧と云ふべし、當時將軍政府の政略をして少しく進取の氣象を帶ばしめ、濱田が如き者を派遣して之に數多の浪人勢を附屬し、彼の海賊の徒を助けて阿蘭陀人を逐はしめば、一擧して高砂を占領するは容易なりしのみ、只其の然らざりしは徒らに雄偉なる日本海賊の功を空しくし、遂に阿蘭陀をして高砂の主權を我儘にせしめたり、當時の外交政略が他國に厚くして自國に薄かりしは是に於てか信なり、平戸の領主が阿蘭陀人に與へし書にも亦た云ふ、

尙々此書中他見候まじく候、又々茶入のふくろに成候「スルフ」紋の段子(ドンス)切(ギレ)にても、何卒もとめ持下候へかし、さんこじゆをじめ帶はさみなどの類何にても珍敷手の物もとめ持下候はゞ、見合せ進物にさせ可レ申候、若し進物不レ仕共、爰元にてうらせ可レ申候に、隨分情を入、他の船にも尋ねもとめ可レ有候、又御奉行衆御子樣達御持遊に成候ずる物、何ぞいたいけなるものもとめ候て下可レ有之、其方事に候間、何とぞ爰元才覺は可レ申候、タカサゴの口を其方一人にて申請け、賣買仕候樣に可二申調一と存候間、無二油斷一下待入候、右の書中町人侍によらず、他見あるまじく候、爲二心得一候、以上、

六月七日の書狀披見申候、無事に高砂より歸朝の由、珍重千萬に候、

一御朱印の義承候、則御奉行衆へ申上候處、大形可二罷成一かと存候、

一土の物注文を以給候、過分に候併一つも不ㇾ殘其方付候、また上樣へ貴所進上の由申候て上申候、大炊殿は其方下候義は無用に候、御朱印被ㇾ下候ば、我等に直に可ㇾ被ㇾ下由被ㇾ仰候へ共、前後个樣の義不ㇾ存候、乍二大義一下候へかし、以來迭の覺に候間、上樣御目見得候樣に才覺可ㇾ申候、自然皿茶碗、水つぎ、さけつき、油つぎ、其外珍敷道具候は、隨分持下可ㇾ有候、路次造作の儀は不ㇾ苦候、

一高砂の口商賣を其方一人にて、御朱印請取候樣にと存候、とかく爰元へ下候はではと存候其方事に候間、肝いり可ㇾ進ㇾ之候、

一大儀にては候へ共御年寄衆其外も珍敷思召候はんまゝ、唐の能仕候者四五人御坐候はゞめしつれ候へかしと存候、大勢は無用に候、是も其方の爲によき事も可ㇾ有ㇾ之と存候、大形上樣大納言樣も、躰により御覽可ㇾ被ㇾ成候、何れも下候て惡敷儀は有間敷と存候、

一近來そつじの申し事に候へ共、御朱印は出可ㇾ申候間、內々唐船も才覺申候て、召置可ㇾ然候、爲二心得一申候、珍敷物は他の船より參候共求持下可ㇾ然候、由斷候間敷候、謹言、

肥前守　隆信

七月廿四日

唐人

「カピタン」

參る

呂宋經略の策再び廢じて異國渡海の禁起る

江戸將軍の政府が政略上の關係を薄くして、商業上の關係を厚くせんと試みし以來、我國の外交政略は、其前路に於て常に幾多の困難を來し、商業上の關係にして一步を進むれば政略上の關係も亦た一步を進めざるを得ざるの形となり、政略上の關係にして一步を退けば、商業上の關係もまた隨つて一步を退かざるを得ざる勢となり、政府は頗る其の處置に苦めり、然れども當時政府が此の如き政略を取りし所以のものは何ぞや、前には太閤の前後七載兵を無用の地に勞し、徒らに多く壯士を喪ひ國力を疾困して而して吾が疆域の恢曠を加へざりしを見て頗に進取の氣象を失ひ、後には「カソリック」、敎黨の隱謀に驚かされてまた退守の思想を生ぜしに因るのみ、是に於てこの困難を通過するの策は、寧ろ商業上の關係を絕

つも政略上の關係を惹起さゞるの愈れるに如かずと云ふの一語に歸しぬ、是れ呂宋經略の策再び廢して異國渡海の禁遂に起りし所以なり、

當時葡萄牙人は西班牙王に其國を兼併せられたるにも關はらず、東洋の諸國に於ては、常に其の商權を競爭して、西班牙人と其利益を分つことを肯はざりしかば、フィリッピン群島に居住する西班牙人と雖ども、また葡萄牙人に沮まれて我國に來ること能はざりしが、其頃は長崎マニラ二港の間を往復する日本船多かりしかば其貿易もまた頗る盛大なりしと云ふ、然れども「カソリック」敎の僧徒にしてこの日本船によりて我國に侵入せんとする者多かりしより、寛永元年に至りてこの通商もまた絕えたり〇外交志稿日本西敎史に云ふ、西曆千六百二十二年(元和八年)は、日本全國干戈の事止み皆太平と稱ずれども、只奉敎者のみは誅伐せられ、將軍は往時よりも益〻嚴酷の新令を下して專ら之を苦責したり、こゝに其大なる原因を說くべし、日本とフィリッピン群島の西班牙人との通商に從事する船長にして、僧徒を日本に入らしめんとせし者數人あり、其の中日本の奉敎者にしてジョアキム(常陳)なるもの、四年前より二人の僧徒を船中に潛伏せしめ、貌を變して專ら入津の便宜を求む其航海の初程は頗る機會を得しかども、其志を達する能はずして有りけるに、平戶の近海に

て海賊に襲はれたり、(この海賊は或は英吉利人なりと云ひ、或は阿蘭陀人なりと云ふ)この海賊等は已に船中に貨物を奪ひしかども、猶は飽かずしてマニラの僧徒日本に到りぬと將軍に報知しければ、ジョアキムは同伴の僧徒二人及び奉教者と與に獄に繋がる、この事マニラに傳聞せしにより、或る西班牙人等は其友人の囚はれしを知り、平戸に渡航して之を奪はんと企て遂に平戸に來りしが、數月を經て始めて其機會を得、一夜衞士の睡を窺ひ囚徒を救ひ出して共に逃亡しぬ、衞士驚き醒めて急に之を追捕せしかば、彼等は盡く縛に就きたれども、其事忽ち將軍の激怒を惹起し、直に命を長崎奉行に傳へ、平戸に往て、船長ジョアキムと其伴ひ來りし二人の僧徒より士官水夫に至るまで、悉く之を焚殺せしむ、是よりして一層教法禁止の制を嚴にせり、將軍の父曾て曰く、西班牙王は印度諸國を經略せしが如く、我日本をも併呑せんと欲するならん、今其手段を察するに、日本の「キリスト」教徒を己に歸服せしめ、其機を窺ひ彼等の背反蜂起して、同宗の國王を迎へんと欲する時に乘せんとするものゝ如しと、將軍はこの言を信じて猜疑の心益〻深く、今回西班牙人の破獄せしを聞きて、彼は必づ先ず其港を蠶食し、然して後兵を率ゐて內地に侵入し、我が國人を合併して大軍を擧げんとせしなりと思へり、是れ將軍の斷然「キリスト」教を蕩盡して其跡を絕ち、西班牙人をし

て日本に入るを得ざらしめ、葡萄牙人と雖ども其隣國なるを以て、侵入の疑念なきに非ずとして拒絶せし所以なり、この時に當りて阿蘭陀人は威を印度に振ひ、勢力の盛なること昔日西班牙葡萄牙二國が印度に於けるの比に非らざりしかども、將軍の之を疑ばざりしは、其の本國に於ては「キリスト」教(「カソリック」教)を敵視し十字、架を忌惡するものなりと告けしに因る。されば將軍は阿蘭陀人を內地に入らしめざれども、日本國に要する通商の便宜により、陸地に近き一島に住するを許したりと、長崎マニラ二港の間を往復したる日本商船の禁止たせられるは、是等の原因によりしなるべし、

長崎拾芥にまた云ふ、元和年中に、オランダ日本に渡海の時、堺の常珍(一に常陳に作る)といふ者呂宋に到り、日本に歸帆の時、洋中にてオランダ人之を見付、此舟呂宋より出、日本に赴くことを不審に思ひ、舟を馳せ付け常珍が舟にのり移り、船中を見れば「バテレン」三人有り、是故に彌と舟中を改むれば、南蠻より書狀數通有り、因レ玆オランダ共常珍の舟を平戸までひき來り、此船に伴天連の者のり來る由レ是を松浦壹岐守に訴ふ、依レ之早速詮議を被レ遂い然れども常珍幷伴天連の者共種々陳謝す、是故長崎奉行長谷川權六に告ぐ、權六時日を不レ移平戸に越し、糺明不レ輕といへども猶以陳ず、于玆森助右衛門と云ふ者あり、この者本南蠻の

種子にして日本に生れたり、能く南蠻の言葉に通じ、幷に能く其文字を知るが故に、彼蠻種共の持渡りし數通の狀を取出し、逐一に之を譯する處に、南蠻の者共より日本に隱れ居る者共に遣す書狀其紛れなし、其文に曰く、日本大牢耶蘇に歸する者あらば告知らせよと書贈ることと分明なるにより、三人の伴天連幷に常珍は火焙り、其外水主乘組の者ども不殘長崎にて死罪に行はる、是れ即ちオランダ忠節なりと云習はしきと、蓋し阿蘭陀來る年次考に、古覺書に云ふ、日本より渡唐の御朱印船唐船作り花かた船と號す、之を阿蘭陀エゲレス洋中にて荷物を奪取る、花かた船追來訴に依りて、長谷川權六殿末次平藏平戶へ被來御詮議あり、阿蘭陀申候は、御法度の伴天連乘居候故と申候付、宗陽樣御直に御穿鑿、對決被仰付候花かた船に乘居候者を阿蘭陀詰落し伴天連に極り、花かた船の人不殘死罪、船は木引田町の浦にて朽捨申候由古老申候、右の御忠節に因て阿蘭陀エゲレス日本渡海永々被指免候、御朱印頂戴御禮として、江戶へ阿蘭陀エゲレス參上、太刀鎧時服二十被下之、其後は時服計被下由と云へるによるに、阿蘭陀人は常珍が船を支那の商船なりと誤認して奪掠したるに、我國の商船なりしかば遂に此の如き隱謀を發見して其罪を遁れしならん、

此の如くして呂宋に居住する西班牙人は、また日本商船の往來によりて、貿易の利益を享受

することを能はざるに至りしかば、使者を遣はして其貿易を舊日の如く復せんことを求めし
かども、當時我國は「カソリック」敎の僧徒を拒絶することを最も熱心なりし頃なりしかば、
遂に彼等が求むる所を許容する能はざりき、異國日記に云ふ、寛永元年子三月二十四日、此
度伊須波より使者來、長崎の代官長谷川權六所勞にて在京故、右の者使者三百人の內、七八
十人京へ來、御禮申上度由望申由、注進候、彼國伴天連の本國にて、邪法を可ㇾ弘內存有之歟、
日本に彼門徒を御禁制嚴重の上、御對面不ㇾ入儀歟、可ㇾ分別ㇾ由仰出の旨、土井大炊殿被ㇾ仰聞ㇾ
候、一段御尤と申上、然れば權六迄其趣紙面に、御年寄衆より可ㇾ被ㇾ仰遣ㇾ候間、案文調へ御右
筆に書せ可ㇾ申由、大炊殿被ㇾ仰候て、即席に案文調へ、武部傳內に書せ大炊殿相渡す、曰く、今
度自ㇾ伊須波ㇾ差ㇾ渡使節ㇾ欲ㇾ修ㇾ聘禮ㇾ以ㇾ賓詿ㇾ之來相議、而達ㇾ上聞ㇾ則往年彼國所ㇾ懇求ㇾ者、商舶
往來、兩國之珍產相互市易賣買之一件耳、然以ㇾ邪法頻欲ㇾ誑ㇾ風俗ㇾ所ㇾ制止ㇾ先已畢、强及ㇾ其企ㇾ
者、非ㇾ彼國之僞謀ㇾ乎不ㇾ取ㇾ聘禮ㇾ也と是なり、然れども秀忠が「カソリック」敎徒を拒絶せん
と欲するや決して之を輕忽にしたるものにあらざること、明長洪範に、台德公の御時、天主
敎の法善惡委敷糺申べき由にて、御側に召仕はれし揖斐半右衞門と云ものに、汝行て能試よ
と仰せて遣はされ、この者西國に在ること七年にして、かの邪宗の徒「バテレン」「イルマン」

など云者に出會し、悉く其法を傳へ歸參しける、台德公は三日の間日々夜半に至るまで半右衛門に其法を尋問はせらる、或人御退屈ならんと申上られけるに、半右衛門は其爲に七年遠國に居たるなり、今夫を聞くに、僅か三日五日に何ぞ退屈すべきやとて、委細に御糺有て、其後嚴しく御制禁仰出されける、其半右衛門より井上筑後守へ傳へよと仰付られ、其宗の大意と、又宗門の者を吟味すべき仕法等を、口授せられしとなりと云へるにても之を知るべし、而してこの井上筑後守もまた嘗て「カソリック」敎を學びし者なりしは、耶蘇宗門禁制大全に、蒲生氏郷の舊臣井上清兵衛政次後號筑後守 元來吉利支丹宗門なりしが、改宗故其筋を能存知せるとて召出され、吉利支丹奉行に被仰付と云へるにて明白ならん、是等の原因によりて「カソリック」敎徒の我國に横行するは、大に國の利益に不利なるを見出し居たるに、彼等が使の入方略またこの新奉行に發見せられて、遂に益々我國より拒絶せらるゝに至りぬ、同書にまた曰く、

今度筑前國大島にて捕候南蠻「バテレン」「イルマン」同宿白状覺、

一イタリヤ國のラウマと云所に、「キリシタン」宗門の頭「ハッパ」と云者あり、國々へ「バテレン」を遣し宗門を弘め、其國「ハッパ」に隨ひ候へば、漸々奉行を遣し置候、

ノビスパンヤ國、呂宋國その外國多く貪り取申候、日本は軍にては難成候故、後世の爲に宗門を弘むるとて、「バテレン」を渡し、宗門大形行れ候時分、仲間にて軍を仕出し、日本の他宗を打平げ、「ハッパ」に隨へんとのたくみに候事、

一切支丹宗門に「コンパニヤ」と申派、「サンフランシスコ」と申派の「バテレン」、年來日本へ渡り申候、「ハッパ」命にて日本を奪ひ候事を仕候處、「ハッパ」批判には、日本六十六ケ國を二に分け、相州より東は「サンフランシスコ」、西は「コンパニヤ」法を弘むべし、日本「ハッパ」に隨ひ候はゞ、右の通違亂有之まじくと申渡候由、異國にて此沙汰仕候事、

一「バテレン」を日本に渡し申候事數年にて、この入目金銀門派門派に帳に附置候、數百年過候ても、日本「ハッパ」に隨ひ候時、右の入目面々の派に檀那より取可申爲の儀に候、世界中有之間は「バテレン」を渡し宗門を弘め、日本を可取覺悟に候事、

一呂宋に日本人の「バテレン」四人有之、其内一人は豐前國加賀山隼人親類にて候、隼人は先年火罪に遭申候、此親類の「バテレン」日本へ渡し可申由、呂宋にて我等どもに物語仕候、南蠻「バテレン」レイモンと申者も來年渡り可申由、是も我等どもに語り申候、

其外日本人の子二人學問を致させ、何れも「バテレン」に取立申候、日本へ渡し可ㇾ申由、專ら取沙汰仕候事、

一先年日本にて「キリシタン」宗門弘め申候時分に、日本の出家に金銀を出し、「キリシタン」宗門に致し、その外日本の「イルマン」同宿を諸寺諸山に遣し學問を致させ、佛法神道の極意を習取、「ハツパ」方へ遣し、南蠻口に引直して板におこし、國々の「バテレン」に遣し、學問を爲ㇾ致申候、何の爲にも日本に法を弘めしたがへんとのたくみに候事、

未九月日　　井上筑後守

この白狀を得たるは蓋し寛永八年辛巳なるべし、（〇耶蘇天誅記）この白狀を得たる以後、政府は海外に居住したる日本人にして「カソリツク」教徒になりし者の我國に歸來りて其教を傳播せしめんことを畏れ、海外往來の制を設くる極めて嚴且つ密なるに至りぬ、寛永十年の二月老中より長崎奉行に與へたる訓令以て之を見るに足る、

覺

一異國へ奉書船の外、舟遣候義堅停止之事、

一奉書船の外に日本人異國へ遣申間敷候、若忍候て乘參候者於有之は、其者死罪、其船幷船主共留置言上可仕事、

一異國へ渡住宅仕有之日本人來候はゞ、死罪可申付候、但不及是非仕合有之て異國に致逼留、五年より內に罷歸候はゝ遂穿鑿、日本に留可申に付ては御免、幷異國へ又可立歸にをいては死罪可申付事、

一伴天連の宗旨有之所へは從兩人可申遣事、

一伴天連訴人褒美之事、上の訴人には銀子百枚、其より下へは其忠に隨ひ可被相計の事、

一異國舟申分有之て江戶へ言上の間、番船の事此以前のごとく大村方へ可申越事、

一伴天連の義宗旨弘候南蠻人惡名の者有之時は、如前々に大村の籠に可入置事、

一伴天連の義舟中の改まで入念可申付事、

一諸色一所へ買取申儀停止事

一奉公人於長崎異國舟の荷物、唐人前より直に買遣し候義停止の事、

一異國舟荷物の書立、江戶に注進候て、返事無之以前にも如前々商賣可申付事、

一異國舟に積來候白糸、直段をたて候て不ㇾ殘五ヶ所割符可ㇾ仕事、
一糸の事、諸色の義、糸の直段極候ての上、相對次第商賣可ㇾ仕事、
附荷物の代銀、直段立候ての上、可ㇾ爲二廿日切一事、
一異國舟戻候事、九月廿日切たるべき事、
附遲來候舟は著候てより可ㇾ爲二五十日切一事、
一異國船賣殘の荷物預り置候義も、又預け候義も停止事、
一五ヶ所の商人長崎へ參着之義七月廿日切たるべし、其より遲く參候者には、割賦を放し可ㇾ申候、
一薩摩平戸其外いづれの湊々へ着候舟も、長崎にて直段立て候はぬ以前商賣停止事、
右可ㇾ守二此旨一者也、仍執達如ㇾ件、

寛永十年二月廿八日

伊賀
丹後
信濃
讃岐

大炊

曾我又左衛門殿

今村傳四郎殿

同じき十一年五月、榊原飛驒守神尾內記の長崎奉行となりし際、老中より與へし訓令もまた殆んど同一なりき、

條々

一異國へ奉書船の外、舟遣候義堅停止の事、

一奉書船の外に日本人異國へ遣申間敷候、若忍候て乘參候者於有之は其者死罪、其船幷船主共留置言上可仕事、

一異國へ渡宅住有之日本人來候はゞ死罪可申付、但不及是非仕合有之て異國に致逗留、五年より內に罷歸候はゞ遂穿鑿、日本に留可申に付ては御免、但異國へ又可立歸においては死罪可申付事、

一伴天連の宗旨有之所へは、兩人申遣遂穿鑿可申事、

長崎へ

一伴天連訴人褒美の事、上の訴人には銀子百枚、其より下には其忠に隨ひ可㆓相計㆒事、

一異國舟申分有㆑之て、江戸へ言上の間番船の事、此以前のごとく大村方可㆓申遣㆒事、

一伴天連の義宗旨弘候南蠻人惡名の者有㆑之時は、如㆓前々㆒大村の籠に可㆓入置㆒事、

一伴天連の儀舟中の改まで入㆑念可㆓申付㆒事、

一諸色一所へ買取申儀停止事、

一奉公人於㆓長崎㆒異國船の荷物、唐人前より直に買遣候義停止事、

一異國舟荷物の書立江戸に注進候て、返事無㆑之以前にも、如㆓前々㆒商買可㆓申付㆒事、

一異國舟に積來候白糸、直段をたて候て、不㆑殘五ヶ所其外書付の所に割符可㆑仕事、

一糸の事、諸色の義糸の直段極候ての上、相對次第商買可㆑仕、但唐船は小船の事候間、見計可㆓申付㆒事、

附荷物の代銀直段立候ての上可㆑爲㆓廿日切㆒事、

一異國舟戻候事九月廿日切ノ字入たるべし、若遲來候舟は著候てより可㆑爲㆓五十日切㆒、但唐船は見計、「カレウタ」よりは少し跡に出船可㆓申付㆒事、

一異國船賣殘の荷物預り置候義も、又預り候義も停止事、

一五ヶ所商人長崎へ參着の義七月廿日切たるべし、其より遲參の者には、割賦を放し可申事

一薩摩平戶其外何の浦々へ着候舟も、長崎の糸直段の如くたるべし、長崎にて直段立候はぬ以前、商賣停止事、

右可ㇾ守ㇾ此旨ㇾ者也、仍執達如ㇾ件、

寬永十一年戌五月廿八日

加賀守
豐後守
伊豆守
讃岐守
大炊頭
雅樂頭

榊原飛驒守殿
神尾內記殿

同時にまた、左の制札を長崎港に揭示したり、

長崎

定

一伴天連日本へ乘渡事、
一日本の武具異國へ持渡事、
一奉書船の外、日本人異國へ渡海事、
附日本住宅の異國人同前事
右條々於違犯之族者、速可處嚴科者也、
寛永十一年五月廿八日　奉行

當時政府が海外往來の制を嚴密にしたること、此の如くなりし所以のものは、皆西班牙の「カソリック」敎僧徒が、フィリッピン群島を經て我國に侵入し、また同島に居住したる日本人の潜に彼等と謀を通じて、我國に歸來せんとしたるを、妨遏するの手段ならざるはなかりき、是に於てか當時島原の領主に松倉重政と云ひし人あり、フィリッピン群島を取りて之に占據し、以て西班牙人の來路を杜絶せんことを謀り、家人吉岡九左衛門、木村權之丞を商船に乘せ、同島に遣して經畧の計畫を定めしめ、其計畫既に整ひし後、之を政府に請願した

れども、許容なくして數年を經過し、僅かに之を許容したる時は、即ち重政が病死する少し前なりしかば、其計畫また遂に成らざりしは惜い哉、若し重政が計畫をして蚤く其許容を得せしめば、其成功ありしや疑なし、この計畫にして成功せしめば、我國の前途豈に鎖國の必要を生ぜんや、長崎夜話に云ふ、呂宋國は、東寧の南、琉球の西にありて熱國なり、蠻人押領の處にて、アマカワ同類の島なる故、日本の通路禁止なり、この呂宋國、日本九州の大に過ぎて豐饒なれば、むかし高來の領主松倉氏、呂宋征伐の志有りしかども、長崎の旅館にて卒死ありし故、その事止みぬとぞ、凡てこのロソンじまは、日本西南の海に塞て、屬類の小島はなはだ多かれば、日本南海をわたる大船、年毎に風にはなされ、ゆきかたしらぬ類數しらず多かるは、およそみなこの島に漂着するも多かりなん、このしまそのかみ日本屬下となりたらましかば此憂なからん、船人多くこのしまの人に殺されなんこといとあわれなり、南海をゆく船は、此島の針路よく〳〵かんがへ知るべきにやと、

〔耶蘇宗門制禁大全〕重政天然武の嗜厚くして、武功の家人多く扶持せしめ、鐵砲も三千挺程所持し、玉藥其外武具兵粮等に至るまで、平生心掛無油斷、或時家人吉岡九左衛門、木村權之丞を商船に乘せ、呂宋國へ遣し、彼國の樣子得と聞屆け、重政言上せしめけるは、南

蠻西洋より本朝へ來るには、必ず呂宋に着岸候間、某一分の人數を以て呂宋を討取、則在番の者を差置き、南蠻の足掛りを指止め候はゞ、永く本朝の御安堵にて御座有べく候、於御免は呂宋へ押渡し退治可仕候、依之其領內草高十萬石の御朱印被成下候樣にと奉願處に、從公義無用とも不被仰出候へ共、願之通被仰付も無之、但し重政向後六萬石の軍役可相勤の旨被仰付、被差置候內、寛永七年十一月十六日病死す、

〔本朝武家高名記〕 松倉豐後守重政、去る寛永七年の春、呂宋國を自力を以て攻取るべき旨訴へしかば、將軍家の免許下り、重政太だ喜び、急ぎ遠候使を以て國俗を試みんと、同年十一月十一日、吉岡九左衞門、木村權之丞兩人長崎より出船し、呂宋國に押渡り、まづ國俗を候ひ見るに、柔弱にして女人の如し、兩使五ヶ月滯留するに、兩使の內木村權之丞は病牀に臥し終に死す、吉岡九左衞門は恙なくして委しく見聞し、翌年六月歸朝しこの趣を語りけり、然れども松倉豐後守重政去年十一月十一日に逝去して、呂宋國征伐の企ては止てけり、

〔藩翰譜〕 寛永のはじめ、重政が家人の乘りたる船、風にはなされて呂宋國につく、彼國の人我國の財を悦びて、此後も年々に往來せよと約束す、重政此よしを聞て、然るべき古

兵を商人のやうになしたてゝ、彼の悦ぶ工物どもを多く船に積せ、はじめわたりしものに案内させて彼國にわたす、(以上は新井白石の臆想なり、彼國の人我國財多得てよろこぶ、このゝちは年ごとに來らんに、我等の船ばかりにては寳の數も多かるまじ、おほくの船をわたしなん、この印建たらん船をばいくらも國に入玉へとて、赤旗一流とゞめおきて歸る、)人の風俗國の要害をよく〳〵見おふせてければ、重政關東に參、御ゆるしかうぶりて、彼國うち隨へんことを望む、御ゆるしをかうぶり、悦ぶ事かぎりなし、弓鐵砲三千づゝをこしらへさせ、其年はをしわたらんとせし時に、忽ち煩出死しければ此事やみぬと、重政に仕へし古兵の申せしなる、此時呂宋に使せしは、吉岡九左衛門木村權之丞と申、木村彼國に病死し、吉岡かしこにとゞまること五ヶ月にて歸りしに、重政は去年冬死したれば、其事むなしく成たり、吉岡等長崎を立ちしは、寛永七年十一月十一日、歸りしは同じく八年六月なり、

〔島原鬼利支丹始末記〕 松倉豐後守勇武の譽あり、六萬石の知行なれども、所廣く十萬石の役義を望み、且又ロソン國をせめ討て欲領分之、この兩條は多くなきによりて、御免を蒙らずして默止せり、

〔五月雨抄〕　重政武を好み、驍勇の士を扶助し、兵粮澤山にたくわへ、家人吉岡九左衛門木村權兵衛杯いふ者を商客となし、呂宋に遣し彼國の樣子をよく伺ひ、江戸に願ひけるは、西洋より呂宋を支配し、呂宋より南蠻をくみし、是より日本を窺ふ故、やゝもすれば我國動搖の機あり、願くは御許あらば、手勢を以て呂宋を攻取り、呂宋にて外患を拒がんと申けれども、兎角の報なき內其身もはてぬ、

〔長崎御用奇物識〕　島原前大守松倉豐後守重政、呂宋國奸使船書付、寬永七年十一月十日從₂長崎₁出₂重政領地₁、樺島より出船、同十六日重政逝去、右の船は明年六月に歸朝す、右舟奸使吉岡九左衛門、木村權之丞、船大將茶屋隨右衛門、右糸屋二十四度渡海、種々の覺ども有之、

重政既に歿して呂宋經略の策再び廢したれば、我國の「カソリック」敎徒を拒絕する手段は、遂に國を鎖して退守するの外また一の政略なきに至り、是等數般の嚴密なる制度も、また其目的を達する能はざるを見て、遂に全く異國渡海の禁を起し、其政略をして有效ならしむるの方法には、盡く五百石積以上の船舶を破毀し、二檣以上を禁して皆一檣となし、其船底の縱骨を廢し以て脆弱の小船となせり、是に於てか其船少しく風浪に逢へば動搖甚しく、

動もすれば覆沒を免れざるを以て、皆地廻船となるに至る、この島の日本の版圖たらざりしは、豈に獨り南海を渡る船人のために惜むべきに止まらんや、海防臆測に曰く、寛永而前、本邦賈舶、往二天竺安南臺灣等國一互市、凌二軼風濤數百千里一而無レ患、爾時船艦製造之堅牢可レ想、嗣後官病下不良之民乘二斯船一輕往二太西所一レ據海島上以擧中訞敎上也、嚴設二之禁一破二壞大船一令二小帆檣不一レ得レ過二一竿一使三之不二堪レ凌二巨海一以遏二絶病源一於レ是不二惟大艦遭二打壞一造船之制亦佚而不レ傳、或曰、船制之變、不二獨禁一レ人趣二訞敎一也、室町之季、群雄虎爭、區宇動亂、諸州逋逃之輩失二其依歸一因航二海劫一外國一以飽二己欲一明韓及爪哇安南呂宋暹羅諸國、咸蒙二其毒一於レ是遣レ使來、懇請レ禁二海寇一慶元撥亂、嘗一禁絶、寛永中天草殲賊之後、罪人放竄、流徙者無レ數、亦復頗抄二掠海南諸國一若二之再來一請レ遏二止一幕朝惻然哀レ之、遂禁二人之二海外一改二船制一令三狹陋不レ可レ往二外夷一二說不同、要レ之墮二毀巨船一實發二于不レ得レ已、而遂併失下從二事製船一之法上可レ惜と、「カソリック」敎徒の我國を紊亂せんと企てしは、拒絶せざるべからざりしこと勿論なりと雖も、之を拒絶するの策、之を進取に決せずして、之を退守に決したるの結果は、遂にこの極に至りしのみ、要するに商業上の關係を厚くして政略上の關係を薄くするは、到底望むべからざるの事實にして、徒らに政略上の關係を避くるは、自國に薄くして他國に厚きを免れ難し、勢已にこゝに至りては、未

るものと云ふべし、當時異國渡海の禁は、左の一片の訓令によりて執行されしものなりとぞ、
だ國を鎖して海外の人を拒絶せざるも、亦た既に自から國を鎖して、疆域の中に退守したる

定

一異國へ日本の船遣候義、堅停止の事、
一日本人異國へ不可遣候條、忍候て乘渡候者於有之者、其身は死罪、其船幷船主とも留置
可言上事、
一異國へ渡り住宅仕日本人來候はゞ、死罪可申付事、
一切支丹宗旨有之所は、從兩人可被遂穿鑿事、
一切支丹訴人褒美の事、伴天連の訴人は、其品により三百枚或二百枚たるべし、其外は
此以前の如相計可被申付事、
一異國船申分有之て、江戸へ言上の間は、番船の事、此以前の如く大村へ可申越事、
一伴天連法弘候南蠻人、其外惡名之者有之時は、前々の如く大村の牢に入置べき事、
一伴天連の義船中改迄入念可申付事、
一南蠻人子孫日本に不殘置樣可申付事、若令違背殘置輩於有之者、その者は死罪、一

類の者科の輕重により可₂申付₁事、

一南蠻人長崎にて持候子供、幷に右の子孫の內養子に仕候族の父母等、悉く雖₂爲₁死罪₁身命を助け南蠻人へ被₂遣₁候、自然彼者どもの內重て日本へ來歟、又は書通於₂有₁之は、本人は勿論死罪、親類以下まで隨₂科の輕重₁可₂申付₁事、

一武士の面々、於₂長崎₁異國船の荷物、唐人前より直に買取候義停止の事、

一異國舟積來候白糸直段を立候て、不₂殘五ヶ所其外書付の所割合可₂遣₁事、

一糸の外諸色の直段極候ての上、相談次第商賣可₂仕、但し唐船は小船の事に候間、見計可₂申付₁事、

附り、荷物の代物直段立候ての上、可₂爲₁廿日切₁事

一異國船戾りは九月廿日切、若し遲來船は着候て五十日切、但し唐船は見計、「カリウタ」より少跡に出船可₂申付₁事、

一異國賣殘の荷物預置候も、又預り候義も停止の事、

一五ヶ所總代の者、長崎參着候義可₂爲₁長月五日切₁夫より遲く參候はゞ、割符をはづし可₂申事、

一平戸へ着候船も、長崎にて直段立候はぬ以前に、賣買停止の事、

以上

寛永十三年五月十九日

加賀守

豐後守

讃岐守

大炊頭

柳原飛彈守殿

馬場三郎右衛門殿

鎖國の令

異國渡海の禁既に起りて、働掛の貿易其進路を失ひしが、島原に「カソリック」教徒の一揆ありし以後、遂に葡萄牙人に許せし「カリウタ」船の來航を禁じて、通商の國を支那阿蘭陀の二國に定む、是れ即ち鎖國の令にして、此の如く隆盛に此の如く愉快なりし商業の氣運は、遂に全く其痕を收めぬ、鎖國の令ありし以後、「カルウタ」船の來航を禁ぜしを以て、從來葡萄牙人の貿易によりて其利益を享有したる長崎港は、寂寥として衰頽の狀を現はし

將軍政府は其收入を減少するの傾向ありしかば、遂に平戶港を鎖して、從來同港に開始されたる阿蘭陀の貿易を長崎港に移さしむ、是に於て當時歐洲の貿易と與に興りし平戶港は、歐洲の貿易と與に廢しぬ、蓋し阿蘭陀人の平戶港に來りて貿易を開始せし以降、こゝに至つて既に數十年を經過し、葡萄牙人の貿易は益と衰頽に赴けども、阿蘭陀人の貿易は愈繁盛に向ひ、其繁盛なるに隨ひ益我國と相親しみ、殊に其地の領主とは、相互の利益に於てもまた密接の關係を有したれば、相信用し相依賴して、我國の貿易が日々困難に赴くの日に當り、僅かに一線の活路を求めて其危急を免かれしは、左の二書によるも亦た之を知るに足る、

尙々船作事の儀、少相待候て尤候、但破損の所は、最前被ㇾ御免候條、無ㇾ申事候、併竹中采女殿被ㇾ罷下候間、萬事得ㇾ御意可ㇾ然候、以上、

五月廿八日の書中殊珍敷挑燈送給、一入にて滿足候、其上酒肴到來候、次に其方身の上の儀、隨分無ㇾ油斷御年寄衆へ申上候へ共、島彈正殿御煩故、はか不ㇾ參候、其上我等事も、此中氣分惡候故、御年寄衆へ參會不ㇾ申遲々候、併近日可ㇾ相澄候條可ㇾ心安候、委細は「コモタラル」所より可ㇾ被ㇾ申越候、手前指合儀にて書中大方に候、恐々謹言、

松肥前守

隆信

六月廿二日

オランダカヒタン

コルネイレ殿

七月七日の書中披見候、ジヤガタラ出しの船一艘着岸の由滿足察入候、荷物の注文同前に御年寄衆まで遂披露候、

一案書遣申候、爰元奉行衆へ急度書狀指上げ可然候、目安の樣に書上げ候へば、又オランダ出入も候哉と、自他の外見も惡敷候間、个樣に仕らせ候、隨分各爲に成候を情に入候條、可心安候、其方フランス逗留の間は、如在有間敷候、

一馬驢馬鞍に相屆、則上樣へ鞍道具共に置候て、懸御目進上候處に、拙者へ則拜領仕候、先先預り置候、別しての仕合大慶不過之候、此段能々ジヤガタラへ申越可給候、前約束の軍の樣子作り物、片時も急てのぼせ可有候、御旅の御慰に、公方樣へ懸御目度候委細の處大學所まで申越候間、內々の談合は、其元奉行の者入魂候て、公儀外樣の分は、長崎御奉行衆の任御指圖候樣に、萬事心得入可申候、我等事今度上り申候に、道中より煩出、其上老故、一圓無正復候、申付儀も萬事不成候、口惜次第に候、內々其分心得尤候、毛頭心底非

如在候、

一又々船來候共、彌右の通に荷物注文計、我等所へ遣候へ、遂披露、萬事は長崎奉行衆の御指引なるへし、其分心得尤候、恐々謹言、

松肥前

七月十七日　隆信

オランダカヒタン

ニコラスどのへ

返復

然れども平戸の領主が阿蘭陀人に向つて貿易の自由を許せしは、當時將軍政府の政略に背馳したれば、漸く物議の聚點となり、遂に其貿易を他所に移して之を免れんと欲するに至りしが、この時に當りて島原の一揆あり、葡萄牙人の來航を拒絶して長崎港の貿易全く廢し、港民は其衣食する所を失ひ、政府は其收入する所を失ひしかば、平戸港の貿易を廢して、之を長崎港に移らしむるの計畫は、遂に將軍政府の決行する所とはなれり、島原の一揆は「カソリック」敎徒の叛にして、寛永十四年十一月に起り、同じき十五年の二月に終る、この一揆

は其勢頗る强盛にして、大に當時の人心を動搖せしかば、將軍政府は外國の異圖を畏れて、同じき十六年七月五日遂に全く鎖國の令を布けり、

條々

一日本國被ㇾ成二御制禁一之「キリシタン」宗門之儀、乍ㇾ存二其趣一弘二彼法一之者于ㇾ今密々差渡之事、

一宗門之族結二徒黨一企二邪義一、則御誅罰之事、

一伴天連同宗旨之者かくれ居所へ、從二彼國一つゝけの物送あたふる事、

右因ㇾ茲、自今以後、「カレウタ」渡海之義被二停止一之畢、此上若差渡にをいては、破二却其船一、幷乘來者悉可ㇾ處二斬罪一之旨、所ㇾ被二仰出一也、仍達執如ㇾ件、

寛永十六年七月五日

對馬守
豐後守
伊豆守
加賀守
讃岐守
大炊頭

掃部頭

この令は即ち「カリウタ」船に與へしものにして、同時に支那阿蘭陀商船にも「カソリック」教徒を搭載し來るを禁ずる旨を告諭し、また諸領主に訓令して、嚴に「カリウタ」船を拒絕せしむ、其訓令に曰く、

條々

一「キリシタン」の宗門、雖﹂爲﹂御制禁﹂、今以從﹂彼國﹂密々伴天連を差渡候付て、今度「カレウタ」船着岸之儀御停止之事、

一領內浦々常に慥なる者を付置、不審有﹂之船來に於ては入﹂念可﹂相改﹂之、自然異國船着岸之時は從﹂先年﹂如﹂御定﹂早船中の人數を改め、陸地へ不﹂上して早速長崎へ可﹂送遣﹂之事、

一自然不審なる者船にのせ來、又は密に其船中の者を陸へ上る輩あらば可﹂申出﹂之、隨﹂訴人の高下﹂急度御褒美可﹂被﹂下之、若以囑托賴候にをいては、其約束の一倍可﹂被﹂下事、

右條々所﹂被﹂仰出﹂也、仍執達如﹂件、

寬永十六年七月五日

對馬守

豐後守

曩きに我國は長崎港に於て、葡萄牙人の雜居を禁じ、之を出島に居留せしめたれども、「カソリック」敎の餘燄容易に撲滅に至らざりしかば、今や遂に葡萄牙人の來航を禁じ、出島居留の葡萄牙人をして盡く我國を退去せしめければ、出島は明屋敷となりて長崎港の貿易殆んど止めり、寛永十七年六月に至りて、媽港に居留する葡萄牙人等、また人を遣して貿易を恢復せんことを請ひしかども、當時我國の政略は、既に彼等を拒絶するに一決し居たれば、盡く其使者を殺し、船子醫師等僅かに十三人を放還して、左の書を媽港に致さしむ、

誅耶蘇邪徒諭阿媽港

慶長之初、四夷來欵、而立市舶司于肥前長崎浦、商賈交易者、往來絡繹、阿媽港之蠢蠻、平素尊天主之敎、比年所來之船中、或傭唐船以載耶蘇之徒號伴天連者、蓋是以此敎而陷我里民、竊有覬覦本朝之志、故大君震怒、下令禁之、有信其敎者、罪及三族、爾來先君大相國、今大君幕下三葉之間、尤惡斯徒之術、制禁益甚、然阿媽港猶寄事于商賈、匿伴天連于所雇唐船底、來而微服潛行于郡國、以此邪術誑惑庸人、且蠻船密養其衆、是以其徒連年逢囚繫、或陷大辟、或被焚死者多矣、加之丁丑之冬、彼邪徒蠅集蜂起于肥前島原、屢入邑里、

燒二家屋一害二人民一據二舊壘一、戊寅之春凶徒亡滅、斬馘者殆可二四萬人一、我騎兵步卒以下、爲レ被二死殺一者亦有レ之、然則蠻賊其罪最重、可レ憎而可レ嫉之至也、由レ是去歲使節到二長崎一、諭二汝國人一、向來必無レ向二本朝一、若有二再來一者、悉戮二其船中人一、以无二子遺一、而今背二其敎旨一、詐爲下乞二和平一者上、重到二于此地一、某等謹奉二鈞命一、不レ知二其他一、即壞二其船一、執二其徒一、無二少長一皆誅レ之、但船子醫師准二彼則其罪輕一、且欲レ令三汝國覺二知此事一、故免二其死罪一、別造二小舟一、放二還之一、凡阿媽港近隣酋長聞レ之者、宜下仰二本朝之德一以察中武威之嚴上也、

この慘酷なる處分ありし以降、我國の諸港は皆葡萄牙人の跡を絕ち、唯阿蘭陀人のみは、其「カソリック」敎徒にあらざるを以て我國に來航するを許されたり、蓋しこの時老中より諸領主に與へし訓令は、之を前者に比すれば殊に激烈なるものにして、この時より後、我國の諸領主は、葡萄牙人の其領內に來るを見れば、直に之を斬罪に處するを得たり、

覺

一「キリシタン」の宗門雖二御制禁候一、數年弘二彼法一に付て、「カレウタ」船渡海御停止の處、今度長崎へ指渡の間、乘來輩死罪被二仰付一候、就ては去年其領內浦々へ彼船就レ令二着津一、其港へ入番を付置、訴訟申上候に於ては、其子細可レ致二言上一之旨、以二條數一被二仰出一候へ共、

以來の儀は右の船來候はゞ、悉可ㇾ行二斬罪一の旨候事、

一面々領分の內、海上見渡候處に、常々番の者を付置、「カレウタ」船來るに於ては、早く見出し候樣に可二申付一之、領內の浦へ彼船來て、他領より見出候はゝ、其領主可ㇾ爲二油斷一事、

一「カレウタ」船たとひ雖二見來一沖にかけ有ㇾ之時、卒爾に被ㇾ懸儀堅可ㇾ爲二無用一、何れの港にて申付候と云共、高力攝津守長崎奉行人可ㇾ致二差圖一之旨、被二仰付一候間可ㇾ存二其旨一、但差當儀有ㇾ之時は各別の事、

一「カレウタ」の外唐船幷異國船着岸の時は、此以前御仕置の如く早々船中の人數改、陸地へあげす長崎へ可二送遣一事、

以上

寛永十七年六月二日　〇天寛日記

平戶港の貿易を長崎港に移せしは卽ち此時にして、多少其取締上にも關係したるならん、谷村友山覺書には、阿蘭陀人平戶を除度被二思召一候は、御大名樣方より御賴之諸色有ㇾ之、其代銀滯り、殿樣より御償被ㇾ遊候に付、御借銀千貫目に及候由、又平戶の御侍衆は阿蘭陀人の餘情賄によりて花麗なりと、江戶にて沙汰有ㇾ之に付、殿樣御氣の毒思し召、御家中の御侍衆大小の柄

鮫までも、銅の打鮫に仕候様にとまで被仰付候、右の通に付、阿蘭陀人を御除被成度思し召、內々言上被遊候付て、御除被遊候樣相極候へ共、何の序無之には御除被遊がたく被思召候處、石藏作り候事に付、伊豆守樣御覽可被遊由にて御出被成候處、石藏の石疊は「キンダリ」石を敷申候、御見分の御方然と草履を御脫、石疊を御戴候て、石藏の內に御入、御見物被成候由、其後被仰渡候は、フランス事驕を極、茶臼に仕候石を石疊に仕候事ども、驕の至極と思召候との義に付、其夜中に石藏を打こぼち候由、其故右の通驕つのり候ては、末々覺束なく思召候由にて、長崎引越候樣にと被仰渡、俄に引越候由、長崎には出島に居申候、南蠻人渡海御停止被仰付、出島明屋敷に成申候、幸の義と阿蘭陀人を御入被遊候由と云ひ、長崎拾芥には、阿蘭陀人慶長十三申年より平戶に始て渡海して、廿七八年の間商賣せしめ、「カピタン」は年々御禮として江戶へ參候せしむ、依之かれが勞煩なる事を思めさるゝにや其惠み淺からず、於平戶も御戒なければ、横行心にまかせ、年を重ぬるに隨ひ終には家藏を建、或は二階三階を揚て、內には金銀珠玉を飾り、藏は切石を以て壘上げ家を作り、つまり〳〵に塀をかけ、其美々たる有樣奢の至、往還の人見るに目を驚し聞に增て夥し、寔に幾年も住果べきと見へし處、寛永十五寅年島原歸陣の節松平伊豆守平戶へ渡り、巡見の砌カピタンを召寄、汝が家

居を崩すべしと被仰付によりヽ時刻を不移破却せしめヽ其後同十六卯年井上筑後守耶蘇の宗門改として長崎に來りヽ阿蘭陀幷ヱゲレス種子の者一人も不殘さがし出し平戶へ差越しヽ其身も追て平戶へ渡海しヽ彼地にあらゆる阿蘭陀種共に根を斷葉を摘ヽジヤガタラ國に流さるヽ翌同十八巳年よりは阿蘭陀人平戶の渡海停止せられてヽ長崎に築立し出島にぞ籠られけるヽ是時平戶より引越れる「カピタン」名マクスルメリヤアンヽマイラと云ヽ同前に通詞五人引越ヽ高砂吉十郎ヽ石橋莊助ヽ名村八左衛門ヽ肝付白右衛門ヽ秀島藤左衛門と云へりヽ阿蘭陀人の平戶港より長崎港に移りしはヽ城記に寛永十七年阿蘭陀長崎へ着岸候樣に公儀より被仰出ヽ其通相成候ヽ寛永十八年オランダ長崎へ引越ヽ當町人共商賣の手立も不自由に可有之歟とヽ町屋敷の地錢を減じ被申候ヽ町役等も差免候とある如くなるべしヽ或は云ふヽ將軍政府は葡萄牙人の貿易既に廢してヽ長崎の商人等生活の方法を失ひしを恤みヽ阿蘭陀人の貿易を移したるなりとヽ然らば即ち獨り何ぞ平戶の商人を恤まざりしやヽ

〔崎陽略記〕　黑船御停止にてヽ此地の人民渡世を失し候儀を恤み思召してヽ多年平戶に來りしオランダの商船をヽ長崎の津に至らしむべしと鈞命あつてヽ寛永十八年より此津に渡海すヽ紅毛人平戶に來る始はヽ慶長十丁酉年五月にてヽ夫よりは絕る事なしヽ

〔長崎夜話〕　黒船御禁止にて、此津の民世渡すべき生計なきを恤み玉ひ、多年平戸へ來りし阿蘭陀の商船を、長崎の津に至らしむべき旨公の仰ありて、寛永十八年より此の津に入來ることゝなりぬ、平戸へ紅毛船の來るはじめは慶長丁酉のとし五月にて、今年まで四十五年の程なりき、

〔耶蘇天誅記〕　寛永十八年阿蘭陀の商船肥前國長崎の津口に着岸す、是は慶長二年五月彼國の商船始めて肥前の國平戸の港に入津して、綾羅錦繡其外珍物美物を持來り交易し、夫より寛永十七年まで四十餘年の間、毎年斷絶なく平戸に入津しけるが、近年黒船御制禁以後、長崎の諸民異國船の通行なきに就て、渡世成がたき旨公聽に達しければ、御憐愍ありて、多年平戸へ入津せし阿蘭陀の商船を、向後長崎に到らしむべきの旨仰付られ、寛永十八年より今に至て長崎に來れるとかや、

〔長崎通志〕　唐船阿蘭陀船九洲の內處々へ着岸交易を爲したりと雖も、就中平戸へ多く着岸したる處、寛永年中被仰出、向後唐阿蘭陀共に長崎港一方に相限り、入津交易仕事に相定る、其外浦々の着岸御停止に相成り、唐阿蘭陀通詞者共平戸より長崎へ引移され、從此後年々長崎港繁榮となれり、

【長崎縁起略】 寛永十七年までは阿蘭陀船商賣は平戸一所に限るなり、殊に阿蘭陀南蠻人は中悪しきにより不レ可ニ同船一イギリスは不レ知ことなり、是も商賣は平戸に限ると見えたり、

【松浦壹岐守墓誌】 公掌ニ異邦貢献之官船商舶一異客懷レ恵、年々來朝、維ニ舟於平戸島一々上比屋悉爲ニ富庶人一、

【山本霜木覺書】 寛永十八年阿蘭陀長崎へ引越し、當町商賣の方便も不自由に可レ有レ之哉と、寛永二十年町屋敷地錢を減じ、町役等も被レ指レ免候、

【深江記】 松平伊豆守殿島原下向一揆退治以後、西國巡見して登られ候が、平戸へ數十年阿蘭陀參候を見分として立寄られ、火わざ聞及ばれ候間、所望の由に付廣瀬に的を立、崎方より打、又中の崎より田平ハヤ崎に飯洞火矢三放打、一放しは中途にて火うつり、二放はハヤ崎へ飛付て燃上る、伊豆守殿驚玉ひ、江府へ御越し、阿蘭陀の火わざ見物候處、扨々稠敷ものにて候、唯今の通にて召置かれ候者にて無レ之、天下の御大事にて候と言上有レ之、同十七年長崎へ引移さる、此時阿蘭陀申候は、天下の御使と承、火わざ御所望に付、御馳走として隨分入レ念御覽に入候處、夫故長崎へ御移し數十年馴染の平戸を立去り候事

の至なり、此上は日本の逗留をもしろからずとて我國へかへり、其後數年渡海せざると
なり、かくて公儀より平戸へ、數十年火藥名人の阿蘭陀來り候間、彼流傳統の者可ㇾ有ㇾ之、
傳へ候者は、一子相傳の起請文仰出さる、
〔糸亂記〕西國がた所々の港のよろしきには國々の廻船入津しぬ、中にも肥前國松浦の
鄕平戸の浦は、代々渡邊黨の領知にして、彼松浦黨是なり、其頃は松浦肥前守殿とて六萬
石の御身代、其浦の手は臂へば竈の如く懷弘し、併しめぐれる高山あれば海の深きこと知
りぬべし、入るに小島の山あり、みなもろこしの異木を植て茂盛しぬれば、彼福州に至れ
る心地ぞする、其名を九六島と云、阿蘭陀も黑船類なれば每年此所に入津して、其頃は平
戸商人長崎商人とてふたしなにぞありける、高石道句京長崎の人々に向ひて申すやうは、
昔し我等どもの親宗岸を始じめ十人の者、何もかたの先祖の力をかりて、黑船に歸帆させ
し御褒美として、此白糸割符を御免ありしことなれば、人々我々の子孫より外に新加のあ
るべき道理ならぬに、近年江戸大坂の兩所加り割方までも減じぬ、此かわりに成すべきこ
とやあるとやあると思案いたしみるに、彼平戸に入り來る阿蘭陀を當長崎へ入しめ、白糸
割符に申なさばいかゞあらんと申さるゝ、京長崎の人々割符のことはとかく堺の下知次

第と一言とぶむる人もなし、たれをか御江戸に下すべきとありしに、たれかれと申さんより、材木屋道二の子加兵衛則宗は道句が甥なりしかば、此の人こそと申せるに、また十八の角前髮、急ぎ男となして御訴訟にこそ下しける、寛永十八年に御上使として井上筑後守殿まづ平戸に至り給ふに、其結構なる黑船どものかまへ、金の綱をはりて色々の鳥を飼ひ置き、珊瑚瑪瑙の玉の床、善つくし美つくしたるをごりをにくみ給ひて、長刀を自らひらめかして金の綱をきりはらひ、玉の床長刀のいしつきにて打くだき、夫れより長崎へ入り玉ひ、井上筑後守殿、御奉行馬場三郎左衛門殿、柘植平右衛門殿の御三人、七月五日に御寄合あつて、五ケ所の割符年寄ども御召あつて、平戸入津の阿蘭陀船長崎へ仰付らる、白糸割符に下さるゝとなり、此年よりも白糸十丸づゝ平戸へこそは遣しけれ、

〔長崎實記〕　慶長の頃より寛永の頃まで四十二三年の間、阿蘭陀人肥前の内平戸へ渡海して、商賣高利を取り町屋に徘徊し、心儘に家居を造り自由せしむる處、寛永十五年松平伊豆守島原歸陣の節平戸へ立寄られ、阿蘭陀居處見分の處、不相應に要害らしく有之故、悉破却被申付歸國あり、翌十六年上使として、井上筑後守邪宗門改に長崎に被越、長崎に有之エゲレス阿蘭陀種子平戸へ被相渡、其身も平戸へ被越、彼地に有之阿蘭陀種子共

不殘エゲレスの子一所に咬𠺕吧に流さる、其後阿蘭陀人平戸渡海の儀、寛永十八年御停止となり、此年より出島に被₂押籠₁候、

蓋し當時の形勢を察するに、從來長崎港の貿易は葡萄牙人の專占に屬し、平戸港の貿易は阿蘭陀人の專占に屬したるを以て、我國の漸く葡萄牙人を踈みて阿蘭陀人を親むや、長崎港の貿易は漸く廢絶に歸し、平戸港の貿易は漸く隆盛に赴きしかども、平戸港の隆盛に赴き長崎港の廢絶に歸するは、其利益とする所にあらざりしかば、將軍政府は財政上の必要より、其貿易を長崎港に移さんことを欲し、且つ其取締上も多少の必要ありしを以て遂に之を決行したるなるべし、是に於てか當時歐洲貿易の起源と與に開かれし平戸港は、今や鎖國の令と與に廢絶に歸し、平戸港既に廢絶に歸して、彼が如く隆盛なりし我國貿易の氣運は全く其終局を告げぬ、初め異國渡海の禁あるや、海外に居住せる日本人にして歸來する者あるときは、之を死罪に處するの法を定め、且つ南蠻人の種族に係る者、及び其子を養子にしたる者を搜索して二百八十七人を得、之を媽港に放逐しけるが、寛永十六年島原一揆の後また、長崎港に散在せる阿蘭陀人及び英吉利人の種族に係る者等を搜索して十一人を得、之を平戸に送りて爪哇に退去せしめたり、

阿蘭陀
ヒセンテ　年七十歲　女房　年五十歲
　エゲレス
女房　年三十七歲　娘まん　年十九歲
同はる　年十五歲　孫萬吉　年三歲
　右六人
　　　　　　　　　筑後町乙名
寛永十六年卯九月十四日　久保十左衞門

阿蘭陀
メイス　年七十歲　女房　年五十歲
ウイウン　年二十九歲　女房　年十六歲
悴ゲウル　年二歲
右五人
　　　　　　　　　榎津町乙名
寛永十六年卯九月十四日　田仲莊左衞門

組合

西　次郎兵衛

宮崎仁兵衛

表書の男女五六人當年戻候阿蘭陀船に慥に相渡可ㇾ被ㇾ申候、

九月十七日

大河内善兵衛

馬場三郎左衛門

松浦肥前守殿

家老中

（外國通信志）

然れどもこの時までは、平戸港に居留せし阿蘭陀人及び英吉利人等の種族に係はる者は、之を退去せしむることなかりしに、寛永十七年平戸港の貿易市港を長崎港に移せると與に、また盡く其種族を放逐したり、谷村友山覺書に云ふ、フランスの妻は江口十左衛門が姉なり、此腹に娘あり、阿蘭陀人平戸を引拂、長崎引越被ㇾ仰付ㇾに付、阿蘭陀人と嫁娶いたし子を設け候女は、母子共に阿蘭陀國へ被ㇾ遣に付、其年不ㇾ殘阿蘭陀は一所に紅毛國へ渡申候、然處フランスは平戸を仕廻候に付、其年は平戸に逗留いたし、翌年歸國仕筈なり、就ㇾ夫訴訟仕候は、當年妻子を阿蘭陀國へ渡し申候ては難義に及申候、其譯はフランス事十六ヶ年平戸へ住

居仕候へば、本國の一類共如何樣に成候哉難計候、其上女の身にて誰を賴候方もなく、不圖渡候ては無十方義に可有御坐候、當年は逗留仕、一所歸國仕度奉賴候、されども長崎御奉行衆フランス一人の願を言上難被成由にて、御取上無之候處、通事貞方利右衛門申候は、此事言上被成間敷事とも不被存候、我等江戶へ罷登り御老中へ願可申とて、江戶へ罷登候處、土井大炊頭樣御差被成候は、フランス申處不便の義至極なり、異國本朝相隔り候へ共恩愛の情は不相替事なり、この訴訟御取上なくは不仁の義なり、フランス願の通に可仕由御意に付御暇下され、利右衛門平戶へ罷下候、利右衛門は阿蘭陀人商賣の事其外諸事共に引受通事仕候、其時は大通事小通事の譯無之候、利右衛門は通事頭の樣有之候由、江戶へもフランスに附、每年罷登候付、御老中樣にも御懇意に被成御坐候由と是なり、而して是等の逐客は堅く書通を禁ぜられしを以て、久しく其消息を知らざりしが、延寶年中特に唐船に托して書翰を往復するを許せるや、猶ほ左の數人ありしと云ふ、

暹羅國	長崎	木村半左衛門
同	同	北島八兵衛
同	同	德永長三郎

同　　同　　石橋嘉兵衛

同　　同　　三宅治兵衛

同　　同　　野中市右衛門

同　　同　　吉原大兵衛

同　　同　　石津伊右衛門

同　　同　　次郎兵衛

〃九人

安南國　　同　　内城加兵衛

同　　同　　喜多次郎吉

同　　堺　　角屋七郎兵衛

同　　同　　平野屋四郎兵衛

〃四人

廣南　　長崎　　具足屋次兵衛

同　　同　　百足屋勘右衛門

廣南　長崎　泉屋十右衛門
同　同　金崎小左衛門
〆四人
東京　同　和田理左衛門
〆一人
咬𠺕吧　同　山崎甚左衛門姉、宗名ヱステル
同　同　濱田助右衛門後家
同　同　峯七兵衛娌　春
同　平戸　判田五右衛門娘　宗名コルネリヤ
同　同　谷村三藏召使　菊
同　同　立石濱之介妹　官
〆七人

西洋紀聞に云ふ、ロクソン（ロソンとも云、漢に呂宋と譯す、我俗にルスンと云、チヽランド人またルユーニヤとも云、）チイナのカンタンの南海にあり、其國の南土をはマラヤといひ、またマネラともいふ、（マネラ我俗マンガエイラといふ、）古の時其王あり、近世

以來イスパニャ人併せ得て、其人をして國事を治めしむ、ヤアバンジス即日本人なりの子孫此國にあるもの已に三千餘人、集り居て聚落をなす、其人本國の俗を變ぜず、士人は雙刀を腰にし、出るときは槍を執らしむ、其餘も皆一刀を帶びざるはなし、イスパニャ人これを御するに法ありて、妄に國中に出行くことを聽さず、前四年ヤアバンジス風に放されてこゝに至れるもの十二人、イスパニャ人彼聚落に就て居らしむと、蓋し當時海外に居留して我國に歸り來るを得ざりし者豈に是等に止まらんや、苟も此の如く雄偉卓犖なりし商人を統率して試みに海南の諸國を謀らしめんか、其以て大に植民拓地の業を起し得たるや知るべし、況や又當時鄭成功の援兵を我國に乞へるあり、若し我國をして之を援はしめば、縱令支那の四百餘州を席卷する能はざるも、彼をして長く高砂の領主たらしめ、以て我國に藩屬せしむるは極めて容易なりしのみ、高砂既に我國に藩屬たらば淸豈に敢て之を爭はんや、沖繩の南またー の大版圖を開かば、當時大に進步したりし航海の術造船の制もまた、破碎するを要せざりしならん、嗚呼時機の我を促せると此の如し、而して毫も顧る所なく恍然として長睡し、空しく二百有餘年の光陰を悠々夢裡に消費したるは惜い哉、今や或は平戶港を過ぎて阿蘭陀塀の遺跡に當時貿易の盛況を追想し、遂に河內浦を訪ふて千里濱の碑を讀む者あらば、果

して如何の感を生ずべきや、

明延平郡王鄭成功、初名森、字大木、小字福松、其父芝龍、福建南安人、以慶長壬子來我邦、幕府召見、問以外國事、命館長崎、遂徙吾平戶河內浦、娶土人田川氏女、屢訪藩士家、學雙刀枝、既而田川氏娠、一日出游千里濱、拾文貝、俄將分娩、不暇還家、乃就濱內巨石以誕、是爲成功、寔寬永元年七月也、土人今猶名其石、曰兒誕石、田川氏復生一男、芝龍留妻及兒、屢往來外國、稱平戶老一官、成功年七歲、芝龍請使妻兒渡海、幕府聽之、母以弟猶幼不肯倶往、成功屢致書迎之、乃詣長崎渡海、弟冒田川氏、稱七左衛門、留住長崎、芝龍入海寇顏思齊黨、顏死而其黨歸芝龍、遂收臺灣、仕明積軍功、封平國公、成功稍長、風儀秀整、倜儻有大志、讀書亦頴敏、不治章句、明主隆武一見偉之、賜姓朱、改今名、拜御營中軍都督、於是人或稱國姓爺不名、母亦尋封國夫人、在泉州城、爲清兵所圍、城陷、軍民皆潰、田川氏嘆曰、事既至此、何面目復見人耶、登城樓自刎死、清兵曰、婦女尙爾、倭人之勇可知、芝龍保安平、與清將竊通信納降、成功泣諫不聽、遂降、先是黃徵明齎隆武及芝龍書幣、詣長崎乞援兵、議未決、適報芝龍降清、乃諭諸侯以援兵議罷、成功諫父不聽、且痛母死非命、慷慨謀起義兵、時雖列爵、未嘗豫兵、詣孔廟焚儒服拜揖而去、糾衆

得數千人、稱忠孝伯招討大將軍、聞永曆即位改元、奉朔據南澳、鄭鴻逵據白沙、鄭彩據廈門、鄭聯據梧州、互相犄角、攻略沿海郡縣、陷同安進侵泉州、又襲奪彩軍、始據廈門、連陷漳浦、詔安南靖平和海澄長泰、進圍漳州、凡六閱月、城中食盡、人相食死者枕籍、七十餘萬人、援至解圍而去、越三年復攻漳州、淸將劉國軒降獻城、於是成功就廈門立府、改名思明州、分所部爲七十二鎭六官、分理所務、擇賢任之、便宜封拜、其所施爲、皷動一世、永曆遣使就拜成功延平郡王、命圖恢復、吾萬治元年成功奉勅取金陵定南都、乃大擧北上、衆號八十萬、陷浙江諸州縣、二年七月攻陷鎭江、登覘山、大饗士卒、令全斌黃昭等守鎭江、屬邑皆下、直欲進取金陵、甘煇曰、瓜鎭爲南北咽喉、但坐鎭此斷瓜州、則山東之師不下、據北固則兩浙之路不通、南都不勞而定、成功不聽、竟薄金陵而敗走、甘煇死之、成功乘流出海還廈門、三年五月滿漢大兵分道來侵、成功自勒所部扼海門、北人不諳水性、暈注失列、成功乃橫擊之、北人棄船登奎嶼、又從鏖戰、北將達素僅以身免、還福州自殺、竟成功之世北兵不敢來窺、成功以廈門單弱、亟思拓地、先是因中國騷劇、紅毛酋竊占據臺灣、成功率兵攻之、遂招降其酋、以復臺灣、以赤嵌城爲東寧府居之、永曆蒙塵、聲問不通、成功嘆曰、沿海幅員、上下數萬里盡棄之、英雄無用武之地、然息兵休農以俟時未晩

也、於是制法律、創學宮、計丁庸養老幼、臺人大集、吾寛文二年淸改元康熙、使吳三桂攻永曆於緬、緬酋內叛、永曆殂於三桂之手、明亡、成功憤惋、得病而卒、年三十九、子經嗣、奉明正朔、北兵屢來侵、輙擊却之、又出兵攻略閩廣諸州、經或作錦舍、病而歿于東寧、年三十二、子克塽嗣、幼弱政出多門、淸人偵知、擊滅臺灣、克塽降、年十四、至京授漢軍公、勅令歸葬父祖於南安、克塽死爵除矣、夫甘輝鎭江之策、則明祚鄭氏之盛衰所由而判也、成功志慾恢復、銳進取、敗地蹙軍孤、是爲英雄終古之遺憾、初圖其大擧也、修書乞我援兵、迎朱之瑜、慕府不報、瑜先事至厦門、則部下將吏、寄居縉紳、率襲明末弊風、恌達自喜、屛斥禮義以爲古氣骨董、瑜知大事難成云、雖然天假以數年、能使成功修東寧之業、其成敗豈可測焉乎、嗚呼天之厭朱德久矣、故齎恨而卒、痛哉、吾乾齋老公曰、成功以一時遭遇、自唱大義以恢復爲己任、其正氣耿々、與天壤俱存、而母亦貞烈、寔不愧爲日東之產矣、是或胚胎於吾封內之素致爾歟、何其跡之奇也、明淸鬪記稱、成功學二刀法於平戶藩士、蓋芝龍去崎居我、特驍々手技也、一旦失節、雖爲世所貶、其初膽略智慧過絕等倫、時人或擬諸戚繼光寡人、語屋鳥私愛、則鄭氏父子俱我池中蛟龍也、遺話蹟古今而不誌、意將湮晦、須就千里濱以勒碑誌、即命臣高行以其文、固辭不允、是以就和漢紀鄭氏之終始者、摘叙其事實、

維以二我藩所一レ傳、此則老公之所下以追二表古蹟一而風中勵人心上也、老公手書二篆額一、又親係レ銘曰、

天厭二朱德一、二帝殂四、縉紳佻達、苟生忘レ羞、一旅中興、誰述二前猷一、惟我鄭兒、渉レ海報レ仇、臺厦鋭精、資二我劔矛一、忠孝義勇、區覩厥儔、浩然正氣、孕二我神州一、

寛永五年壬子冬十有二月中澣　　平戸親衛隊長領社曹葉山高行謹撰

當時の商業形勢

我國の擊つて元兵十萬を殲せしより以來、商業の氣運大に起り、遂に朝鮮支那の沿海を震疊して、其餘威遠く海南諸國を風靡せしめ、到る處敵なからんとするの有樣を現せしときに當りて、葡萄牙人及び西班牙人の東西二洋の航路を發見して、東西印度を席卷し以て我國に迫りるあり、國人の之と競爭するや商業に兵事に一も之に劣る在なかりしかとも、時の政府は彼が宗敎の中に寓したる陰險黠詐の奪掠手段に驚惶して、漸く退守の政略を取り、英吉利人と雖ども、其國王の「カソリック」敎を信するの故を以て、遂に我國人に踈斥され、獨り阿蘭陀人に限りて其貿易を維持するを得たること既に論述したる所の如し、蓋し我日本國民の性格たる決して働掛の貿易を經營するに不適當なる者に非ず、唯だ之をする者の常則に反するより坐屈を取るに至りしのみ、試に夫の百九十七艘の多きに及びし異國渡海の朱印船

暹羅　山田仁左衛門所督軍艦圖（駿州府中驛淺間神社ニ奉納の扁額圖寫）

當國生
天竺暹羅國住居
寛永三丙寅年三月吉日
山田仁左衛門尉長政

を見よ、當時是等の商船は日本前と稱するもの及び唐船造りと稱するものゝ二類にして、所謂唐船造りにもまた支那形西洋形の兩種あり、支那形なるものは之を花形船と呼び最も多く用ゐるものにして、西洋形なるものもまた家康の之をメキシコに渡海せしめたるが如き、政宗の之を呂宋に渡航せしめたるが如き、往々にして之を用ゐしとあり、所謂日本前船もまた是等の諸制を參酌し、我國にて造出したる一種の商船にして頗る完全のものなりき、大日本海軍沿革

船長二十間

京都末吉孫左衛門所最朱印船の圖

(京都清水寺に奉納の扁額圖寫)

云ふ、豐太閤令して海外渡航の制を定め、外國貿易を奬勵せしより、諸國の名族豪商等大舶巨艦を造り、交趾、暹羅、安南、柬埔寨及び西洋等の國々に航して、往來通商するもの頗る多し、其頃大舶の聞え最も高きものは、松浦法印、島津義弘、加藤清正、鍋島直茂、五島盛利、及び長崎の末次平藏、船本彌平次、荒木總右衛門、糸屋德右衛門、泉州堺の伊豫屋良干、京都の角倉與一、角倉大膳、茶屋四郎次郎、末吉孫左衛門等の船にして、其他猶は大名豪商等の船舶數十餘艘あり、之を御朱印船と云ふ、是時に當り海外航通益々盛にして、造船の業及び航海の術亦た次第に進歩せり、右に揭るぐ所の圖は末吉孫左衛門の所有船にして、所謂御朱印船の一艘なり、當時扁額に寫して、京都清水寺に奉納せしものなりと云ふ、今之を彼の山田長政が駿河國府中驛なる淺間神社に寄附したる軍船の圖に徵するに、其船體大に相類似するを見る、

長崎拾芥に云ふ、「フスダ」船と云は、「ヤイロウ」船の事なり、大なるひらた船にやぐらを揭け、鐵砲をしかけ打により軍に利あり、此船は、もと平戶の內「フスダ」浦と云處にて作り出せるにより、其名を取りて船名に定ると云と、見るべし當時の日本人は、獨り模倣的の觀念を有したるのみならずして、また創造的の意匠に富みしことを、船制の改良進歩することと此

の如くなりしは、航海の事業大に振起せしに因る、是に於てか船主船頭其人を異にし、船頭荷主其利を同じくせざるものあるに至り、自から商船法の必要を生じて、海路諸法度十九條太閤の手に制定さる、是れ我國最古の商船法と云ふべし、

海路法度の事

一借船仕候時、船主船頭可レ爲二約束次第一事、

一船をかり候時、沖山不知と定候て借候時は、沖にても湊にても、又は其借船頭陸宿にても、不屆義を仕出、その船とられそろとも、船主可レ爲レ損事、

但、沖山を存知候はんと約束仕候は、其船そこね候とも、又は陸にて申分候て船とられ候共、借船頭可レ爲レ辨事、

右の船約束候時、書物仕次第にて可レ有レ之事、

一船をかり約束仕、かたく書物いたし候て、かり主より返替仕候にをいては、右の船致二上下一候間、其所に留置、船賃取可レ申事、

但、船頭より返替仕候は、右の舟ほどなるをかり替、渡し可レ申事、

但、兩方談合にて相濟候上は、申分有レ之間敷事、

一荷物積、沖合にて大風大雨などに荷物ぬれ候共、船頭越度にては有レ之間敷事、

但、湊の內にて風も不レ吹候に、水を入ぬらし、又は雨などに油斷にてぬらし候においては、船頭辨可レ申事、

一いづれの湊浦々に舟かゝり候時、一番にかゝりたる船先とも綱にて候間、跡より參懸候船は、右にかゝり候船にかまはざるやうに可レ致事、

但、風吹右の船あたり合、さきにかゝりたる船そこなひ候ば、後に風上にかゝりたる舟を乘かへ可レ申事、

但、二艘共にそこね候時は、風上の船頭に存分有レ之といへども、其の類火可レ爲二同前一事、

一沖を走ふねの時、風上なる舟かぢをまわし、風下なる舟に當候て、風下の船そこなひ候は、風上の舟に梶つかをもち乘可レ申事、

但、風上の舟に、金銀をつみ、拌糸綿などつみ、風下の舟には薪材木などのやうなるものを積候時は、そこね申舟荷物ともに、辨候て濟可レ申事、

附り、風上の舟風下の舟にあてながら、風上の舟はそこなひ候共、風下の舟は存間敷事、

一川の內にて上り舟下舟の時は、下り舟よりよけ候て、上舟にかまはざるやうに可レ仕事、

但、上り舟に下舟わたり、上舟そこなひ候は、下り舟のもの可レ為二越度一事、
下舟そこね候とも、其船頭可レ為レ損事、

一船をかり候時、舟主より人を附候て借候とき、むしくらひ候とも、かり船頭不レ存事、
但、船付を不レ付候時、虫にくらはせそこなひ候は、其借船頭可レ為レ辨事、

一大風の節、船中にて荷をうけ船殘る荷有之時、舟荷物にかけ配當可レ為事、

一湊にても、いづれの浦にても大風の時船かゝり候に、つな不レ切候を其船かけとめ候に、舟つなきながらしづみ、荷物すたり候事候共、縱糸綿すたり、船はたすかり候共、不レ及二配當一事、其故は、綱碇丈夫に持候て、つなぎとめ候上は、船頭の如在にてはあるまじき事、

一船を盜候て、先々へうり候を見付候は、その盜人行末不レ知といふとも、右の船主へ渡し可レ申事、
船は木かはらに付申ものにて候間、うりて不レ知といふとも、無二違亂一船主へわたし請取可レ申事、

一運賃にて荷物積候とき、奉行不レ付荷物にて大風に捨候か、又は湊にかゝり候時、船そこなひ荷物もすたり候は、其所御給人莊屋としより浦切手とり參候ときは、舟荷物殘候にかゝ

り配當可ㇾ爲事、

右の浦切手不ㇾ取、奉行も不ㇾ附荷物を捨候と申共、船頭可ㇾ爲二越度一事、

一運賃につみ候荷物、水衆の者盗走候時は、其船頭辨可ㇾ申事、

但、盗たる者尋出、荷主へ渡し候時は、縱金銀取候て、其行末なく候とも、船頭如在にてはあるまじき事、

一荷物積合の時、船頭其外はうばいにもかくし候てつみ、日記の外に積候荷物、大風に荷物捨候とも、配當には入不ㇾ申候事、

又荷物すたり候時、殘る荷物改候時、注文にはづれたる荷物有ㇾ之は配當にかゝり可ㇾ申事、

一借り船をたて候時、燒わり候は其借主辨可ㇾ申事、

一船より火を出、荷物共に燒わり候時は、大風に舟荷物ともに捨たる可ㇾ爲二同前一事、

一流れ候船を取留置候時は、其船主改來次第に、少の酒手を取候て渡可ㇾ申事、

一大風に船かゝり候時、綱碇丈夫に有ㇾ之舟、大かせまし候とて、荷主綱をきらせうち上せ、舟はそこね、荷物たすかり候ときは、其荷主より船をわきまへ可ㇾ申事、

但、積候荷物により配當にも可ㇾ成事、

一さだめざる借船仕候時、其船そこなひ候は、借ぬしよりわきまへ、右の舟程なるを可レ返事、

以上

右船法之條々者、爲二朝鮮國退治一渡海之砌、海陸往來の無レ懇事、爲二思食入一給、集二舊記一、就中無レ詮捨二曲路一、有レ益拾二直道一、以備二後代明鑑一、最守二此旨一、宜レ沙汰者也、

天正廿年正月廿七日　　御朱印

諸國

船手懸中

航海事業の發達したること此の如くなりしにより、また船中の規約を作りて船内の乘員に示せるものもあり、縱令甚だ不完全なる規約なりしにもせよ、また當時の盛況を證明するの一端ならん、

船中規約

一凡回易之事者、通二有無一而以利二人己一也、非下損二人而益上己矣、共レ利者雖レ小還大也、不レ共レ利者雖レ大還小也、所謂利者義之嘉會也、故曰、貪賈五レ之、廉賈三レ之思焉、

一異域之於二我國一、風俗言語雖レ異、共二天賦之理一、未二嘗不一レ同、忘二其同一、怪二其異一、莫三少欺詐慢罵一、

彼且雖レ不レ知レ之、我豈不レ知レ之哉、信及二豚魚一機見二海鷗一惟天不レ容二僞欺一不レ可レ辱二我國俗一若見二他仁人君子一則如二父師一敬レ之、以問二其國之禁諱一而從二其國之風敎一

一上堪下輿之間、民胞物與、一視同仁、况同國人乎哉、况同舟人乎哉、有二患難疾病凍餒一則同救焉、莫レ欲二苟獨免一

一狂瀾怒濤雖レ險也、還不レ若二人慾之溺一レ人、人慾雖レ多、不レ若二酒色之尤溺一レ人、到處同道者、相共匡正而誡レ之、古人云、畏途在二衽席飮食之間一其然也、豈可レ不レ愼哉、

一瑣碎之事、記二於別錄一日夜置二座右一以鑑焉、

日本國慶長年月日　　　　回易大使貞子元誌

今や是等の商船が海外に渡航せし航海の形狀、又は產地に就て物品を買出せし景況等を觀るに足るべきものは、當時外國貿易に從事せし一人なる米澤德兵衛が口上書是なり、この口上書は一に天竺物語と稱して世に行はる、

寛永十酉十月播州高砂の住米澤德兵衛從二渡天一候に付、年經ての後、口上書差上候樣被レ仰付一相認差上候口上書、

一播磨國高砂の住人、異名を天竺德兵衛と申候、子細は古へ日本より天竺への商船御免被レ

遊候、其荒は角屋與一郎殿、茶屋四郎次郎殿、平野平次郎殿、或は駕籠屋、紅屋にて御坐候、然るに徳兵衛儀は角倉與一郎商船頭に前橋清兵衛と申人の書役に傭はれ、十五歳にて寛永十癸酉年十月十六日、肥前國長崎福田を出船いたし翌年甲戌三月三日に、南天竺マカタ國流沙川ハンラビヤと申所まで着船仕候、中年一ヶ年逗留いたし、三年目乙亥年四月三日に流沙川の川口を出船致し、同年八月十一日に長崎へ着船申候事、今年寶永四丁亥年、私行年八十九歳に罷成候、只今剃髪仕候て宗心と申、大坂驥町に居住仕候、日本より天竺は南にて土地殊の外あつく御坐候、三四月頃より六七月までは少凉しく候へ共、日本の夏よりはあつく御坐候、八九月より明る二三月までは格別暑く候、其故一日に二三度づゝ水をあび申候、マカダ國領内眞來へ千里、(但し京よりの道法)それよりモウルへ千里、それよりサントメへ三千里御坐候、何れも皮類織物類色々商物出申候、此所は都より別して暑き所にて、往來の人車に乘ゆき來いたし候、若し車より落候へば、燒死「ミイラ」に成申候由申候、最初角倉與一郎商船長さ二十間横巾九間の船に、人數三百九十七人乘渡海仕候、其後天竺へ渡申候節は、阿蘭陀ヤヨウスと申者の唐船に便船いたし候、歸國致し中年一ヶ年休み、十九歳にて渡り申候、時は霜月十四日長崎を出船、明くる二月十八日マカダ

國へ着船いたし、八月十四日日本國へ歸國仕候、
一長崎口より九十六里未申の方へ走り、女島男島と申島あり、是より南の方へ六百五十里走り、高砂、此國の長さ七百五十里、此國の都より十二三里沖の方にウクウ、タケンと申島二あり、この方角は、琉球國の末、福州南京の方に當り申候、是より六百五十里西の方へ走り、カントウの入口アマカワと申所にて御坐候、此アマカワの深さ九百八九十尋程も御坐候、大明つゞき申候由、此所までは日本の地より北斗の星を目當にして、磁石を以て方角をうかゞひ走り申候、是より北斗見へかね申候、南の方大「クルス」小「クルス」と申星二つ見へ申候をうかがひ走り申候、アマカワより三百里南へ走り、ヒヤウの鼻と申所御坐候、此所は南京境目にて候、三百里西へ走り、交趾トロンが嶽と申所是より西につゞき大山御坐候、是より南へ四百里走りて、チヤンパン(占城)のクワロウと申島御坐候、是より四百里南へ走り、カボウチヤ(東埔寨)のホルコンセウロと申島を過ぎ、是より二百里南へ走り候へば、中天竺シヤムのイモ島と申有之、是より八百里北西の方へ走り候へば、マカダ國の入口流沙川の川口なり、是迄長崎より三千八百里餘御坐候、但異國は六町を一里と申候、依之日本の道法三十六町一里に付候はゞ、大方は六百四十里に當り申候、彼

流沙川は、シャム國とマカダ國との境にて、川口より三里川上にハンデビヤと申城あり、此處にて日本よりの御朱印を改め、マカダ國の都王城へ早船にて改手形を差上申候、右シャム國ハンデビヤの城主はナヤカウホンと申候侍大將にて、位は「ナンフウ」と申位の由、日本にて右大臣の位にて御坐候由、此ナヤカウホンと申人本は、日本伊勢山田の御師の手代にて國々を相廻申候が、何方にてか日本の地にていたづら事仕候て御詮議に付、長崎へ欠落いたし、折ふしシャム國の出船ありて、其の船に便舟いたし、シャム國へ渡り、國主の下知にて所々の軍に手柄どもいたし候故、國主の婿に成、其上後にはシャム國の大將に成申候由、日本にては山田仁左衞門と申候へども、天竺にてはナヤカウホンと申し候、總て侍は相衆とも申候、「ナンフウ」とも申候、何も帝王の御番を勤申候、

一右ハンデビヤより二十七里河上に、カイサウと申城あり、此處より廿五里川上に大海と申都御坐候、是より流沙川の口まで七十五里に當申候、是までは唐船を通じ申候へども、此所を關にして、夫より川上へは唐船參不レ申候、

一チャ、ロクラン、ヒッピルと申所まで、マカダ國の都より八百里御坐候、此途中にシャカタハと申所あり、色々の皮類鮫など多く出申候、是まではマカダ國の内なり、此所より

未申の方に當りて南蠻國なり、戌亥の方にあたりてホルトギス、イギリス、ヌイスクロンヨロ、ダッタン、オランダ、何も國續にて御坐候、

一靈鷲山の廻には、多羅葉の木大分御座候、釋迦尊御在世御說法の時、この多羅葉に聞書被成候由、今に每年落葉仕候、色々の文字殘り有之候、テヒヤタイの長老に此一葉申請候て、日本へ持參いたし、播州高砂十輪寺へ納置申候、この長老は天竺にての旅宿仕候木下六左衞門と申候人の內室、右長老の妹にて、此所緣を以て申請候、右六左衞門は日本にて三百石程取候侍にて、帝王の御番衆大納言に當る位の由申候、

一天竺の俗に、日本の人を見候へば、兩手を合せて「チャカ」と申て拜み申候、殊の外敬ひ申候事に御坐候、

一天竺にては、諸事緞物類鮫珊瑚樹其外色々の物、殊の外直段下直にて御坐候、綸子一疋上にて十一匁より十六匁まで仕候、伽羅計は出處少き故、外のものにくらべ申候へば、高直に御坐候、紫檀黑檀センダン抔は、日本の薪の如く澤山に御坐候、

一日本より船積致し天竺へ參候物は、蚊屋扇子傘塗物類銅道具類にて御坐候、刀脇ざし總て刄ものを別して望申候へ共、自分〳〵の持道具より外は持參不仕候、

一天竺より買取參候物は、絲織物類藥種鮫珊瑚樹「キヤラ」白だん紫檀萬皮類、其外器物類も、簡々心次第に相調船積仕候、

一日本より天竺へ渡し候船、水主は八十人にて候へ共、右に記申候ごとく、都合人數三百餘人乘申候事は、まづ長崎にて南蠻、阿蘭陀、ジヤガタラ、小人、南京、東京、廣東筋、所々の案內から耳を吟味し、功者なるものを傭ひ參候、道中にても傭ひ船に乘せ申候、夫故天竺着船の節は人數三百九十八人渡申候、

一長崎より渡天船賃、一人前銀五百匁づゝにて御坐候、

「タイアン」　楫取役人の事

「アハン」　舟の帆柱へ登る役人の事

「タテン」　帆の手繩を配る役人の事

「ミコン」　三繩三筋を許らひ申役人の事

「メウコン」　碇の役人の事

「テツトウ」　荷物を積役人の事

「サヲン」　船の目付ざうしきの事

「カサツテ」　　物見役の事

一中天竺五帝の都　トンキン　カウチ　ルソン　チャンパン

カボウチヤ

右之通御坐候

右私義渡天仕候節、大坂町年寄淀屋孝庵殿、大塚屋心齋殿、塩屋道薫殿、長崎御奉行竹中釆女正殿、今年寛永まで、七十四年に成候、

大坂上鹽町　宗心

〇天竺物語海外異聞外國漂流全書

見るべし、當時我國より海南諸國に往來せし商船は、長二十間幅九間にして、人數三百九十七人を乘組ましめ、其往復には蚊帳、扇子、傘、塗物、鐵砲、銅道具、刄物、又は織物、藥種、鮫、珊瑚樹、「キャラ」、白檀、紫檀、皮類、器類を搭載するに足りしことを、而して彼等の乘客は一人前船賃銀五百匁を出し常に兩間を往來して貿易に從事したりとすれば、其商業の隆盛なりしや想ふべし、長崎御用寄物識に云ふ、糸屋隨右衛門渡唐、年十六歳、慶長六辛丑歳より寛永九壬辰年まで、三十二年の間二十四度渡海、種々の覺書有レ之と、此の如き活潑なる商人にし

て此の如き熟練の功による、到る處商業上の競爭に勝利を占めたる亦た宜ならずや、常時長崎港の輸出入品また左の如くなりしと云ふ、

輸出品

蚊帳　傘　紙張帽子　合羽　刀劍
銅器　藥罐の類　漆塗　小麥類　蒔繪
紙帷子　水風呂　鐵器類　小刀　鑷
庖丁類　食器　木綿布子　鐵錢　椀
樟腦　屛風　疊

輸入品

白糸　金入「シユス」　「タビイ」　「シユチン」　「チヤラ」島
「ドンス」　「カベチヨロ」　「シヤ」　「ケン」　「コルゴラン」
「サヤ」　「リン」　「リンズ」　「チリメン」　「ヂヤコフ」
山皈來　鮫　水銀　木香　「トタン」
「サンゴジユ」　はな目鏡　インデヤ唐皮　朱　（長崎記）

英人アルネストハールト曰く、吾人は英國及び大陸諸國の宮殿幷に城内に裝置せる日本古代の漆細工及衝立を見る、然れども其品質たるや、惡材に劣等の黑漆を被らしめ、而して概製作拙劣練磨粗略なるがため、蔽曇にして透明の美を缺く、或は之に支那風の山水又は佛塔の類を畵き、彫嵌するに眞珠を以てしたれども、下畵の粗にして拙なるが爲め仕上甚だ妙ならず、要するに是等は第十七八世紀の交、歐洲に於て稀有の妙品として稱せられたりしも、今日に在りて之を觀るときは、是等の工品は古代の日本人が目するに夷狄を以てせる外國人との貿易品にして製造せしものにして、宛も英國よりアフリカ又は支那に輸出せる小刀綿類等の劣等なるが如しと、然らば則ち當時漆器の販路は歐洲に向つて多かりしことと知るべし、ハールトまた曰く、日本製陶術の古來世界に冠絶せることは陶器家の普く許せる所にして、歐洲諸國に於て第十七八世紀の頃、美術品として最も世に重愛せられたるものは、實に日本の陶器なりと、然らば即ち當時我國より輸出されたる食器なるものは即ち陶器なりしならん、其他蚊帳、傘、扇、疊の類の如きは、之を海南諸國に輸出したるものあるべく、之れを印度地方に輸出したるものあるべし、而して之を運搬せし所以のものは、多くは彼の朱印船に依る、當時我國商業の隆盛なりしや少しく誇稱するに足る、然れども今古商況の其趣を同くせざる、

生絲の如きものはまた有ることなかるべし、古代に隆盛なりし蠶絲業は、今や數百年間の戰亂に何時しか廢絕の姿となり、海賊の徒が頻りに支那を侵せし頃よりして已に生絲の供給を支那に仰ぎしが、歐洲の貿易漸く開くるや、我國また治平の代に屬し、生絲の需要愈多く、遂に白絲割符なる事を生出したり、白絲割符は江戸將軍の政府が長崎港の貿易を振起して、自己の稅源を增加せんと欲せし政略より出でたるものにして、慶長八年より始まる、從來我國の外國貿易は主として平戸港に於て行はれ、諸國の商人もまた其地を便なりとしたれば、葡萄牙人は宗敎上の原因よりして嘗て長崎港を開けりと雖も、また常に平戸港に來りて貿易せしに、慶長二年阿蘭陀人の始めて平戸港に來りし以降、彼等は之と競爭し、遂に專ら長崎港にのみ入ることゝなれり、然れども長崎港は當時未だ甚だ隆盛ならざりしを以て、彼等が印度又は支那の地方より舶載し來れる白絲も、平戸港の如く買人なく、空しく停泊せざるを得ざりしかば、遂に商業上の援兵を政治家に乞ひ、諸國の商人に訓令して之を買取らしめんことを求めたり、而して當時貨殖に鋭意なりし家康は、其領地なる長崎港に來りし葡萄牙人をして其儘荷物を積返らしめば、後來の貿易高減縮して、其歲入を增加する能はざらんことを慮り、遂に彼等が求に應じ、堺及び京都長崎の商人をして盡く之を買取らしむ、是れ白絲

割符の起源なり、

〔糸亂記〕爰に堺の地を去ること二百四十里にして一都會あり、名を長崎とよび、肥の前州に屬し、其町凡そ八十餘町、山をうしろにして海を前にいだき、其山高さと數十丈、海もふかきこと又これに同じ、港の入口より長崎の地まではおほよそ三里、兩方峩々とそびへし青山屛風の如く、一聲の笑もこたへして、冷しく山中の一境界なれば、其景色は筆にも及び難し、日本第一の港とこそは見へ侍りぬ、其頃長崎の御奉行を小笠原一庵老とぞ申しける、また其頃は、大明の船のみ此所に着岸して、黑船は同國松浦の郡平戸に入津せしとかや、しかるにおもわぬ風に梶を絕、行へもこしらずのりめぐりて、黑船一艘長崎の地に着ぬ、されども金銀今の如く澤山ならねば、積來る白絲買手なく、兩年までこそ逗留しぬ、此船の紅毛一庵老へ御願ひ申せしこそことわりなれ、日本を賴みはるばる遠國よりあきないにまいり候て、積戾り申す事中々迷惑に存奉る、何とぞ長崎商人中に買取り申すやうに仰付させられ下されかしと申せるを、一庵老聞とどけられ、權現樣へぞ申上られぬ、其頃權現樣は伏見に御坐なされしに、堺へ御下知あつて、高石屋宗岸、奈良屋道泊、伊豫屋良干、具足屋宗孺、成尾屋宗賓、材木屋道二、阿知子宗壽、伊丹屋道幾、芝辻宗

意、小山良觀の十人をめされ、忝くも御直に御言葉下させられ、長崎の奉行一應より申來るは、黑船一艘彼地に着岸して、既に兩年まで逗留しぬると雖も、白絲及び諸物買手なく、持皈ることを難義いたすの由、若かれが持戻りなば、重て此國に來るまじくと思ふなり、堺は其上より豐饒の處といひ、其方共よく富めるとかや、急ぎ長崎に立越、彼黑船の荷物ども買取、早速出船いたさすべしと仰下されければ、宗岸時の上坐なれば、をつ取て御返答申上て、たとへ身命の儀を仰下さるゝとも、たれかいなみ奉るべき、まして我々が業となす所の商ひとやすき御事に候、近日用意仕り候て、黑船を出船致させ申すべき旨を申されければ、伺候の大小名も早速御受いたしかぬべしと存ぜられしに、心よく申上しかば、權現樣御氣色うるはしく、かならず日本にひけをとらすなよと仰ありしぞありがたし、かくて十人のものどもは肥前の國長崎にいたれば、京都の者もうらやましきとて加はり、長崎地下人と申合せは、ことしく荷物を買取りて黑船歸帆せしかば、今は何の用もなきに、うかしと此所に居べきやうなし、早く上へ此よし申し上べしとて、伏見へまかりのぼりて右の趣き言上いたし奉れば、ことの外御感成させられ、其上にて何事なりとも奉願候樣にと御上意を得奉れば、家の面目世の聞へ、うれしきとも中々に、十人の者どもが心の內、をしはかりてぞしらしれ

けるヽこれによつて白絲割符の義願上げ奉りしにヽ則御奉書をぞ頂戴しぬヽ

〔長崎實記〕 慶長八卯年南蠻船に諸色の荷物數多積渡るヽ 就中白絲大分に持渡るヽ 早速可レ分ニ商賣一の處にヽ其頃まで世上必迫にして絲類僅宛用候ヽ澤山に持渡に付ヽ 曾て白糸買人無レ之二年滯留ヽ其節奉行小笠原一庵方へヽ 異國人共より此度持渡候白絲ヽ買人どもに相應の直段を以て是非拂度の旨願申ヽ 一庵より右の旨江戸へ伺ふヽ時に御意として被ニ仰付一候はヽ異國人持渡處白絲ヽ商賣不レ仕其儘積返し候はゞヽ 以來駈と渡る間敷候ヽ諸國の商人共へ相觸ヽ夫々の分限に應じ割符被レ爲ニ買取一異國人商賣致し令ニ歸帆一翌辰年又白絲大分に持渡るヽ然れば前年の絲買取商人共ヽ未だ商賣半に上方以の外下直に成るヽ就レ夫買手方より訴訟を申上るヽ去年の糸未だ拂不レ申處にヽ今年大分渡上方下直に成身上滅却仕候ヽ 御慈悲の上ヽ此度積渡糸悉私共相對を以て買取候樣ヽ 被ニ仰付可レ被レ下旨奉レ願候ヽ則達ニ御上聞一右之通御赦免被レ爲レ成候間ヽ仲間に買取割符せしむべき旨被ニ仰付一候ヽ

この時家康が其老中をして發せしめたる制令に云ふヽ

黑船着岸の時ヽ定め置年寄どもヽ絲のねいださゞる以前にヽ諸商人長崎へ入るべからず候ヽ糸のね相定候上はヽ萬望次第商賣いたす可き者也ヽ

本多上野介
板倉伊賀守

慶長九年
五月三日

京　百丸
堺　百廿丸
長崎　百丸

面して其割符の定高は左の如し、

三ヶ所合三百二十丸、但一丸五十斤入、一斤量目百六十目、この定高を稱して題絲と云ふ、糸割符由緒書に云ふ、題絲と申義は、唐阿蘭陀より糸高何程多持渡候ても、個所〳〵へ不ㇾ殘糸に割符被ㇾ下置ㇾ候御事に御座候と、この定高を基礎として割賦の割合を定むるを云ふなり、或は云ふ、當時この他に尚六十丸を呉服所の題絲となし、内廿丸は後藤縫殿、八丸は龜屋正兵衛、八丸は茶屋四郎次郎、八丸は三島屋祐德、八丸は茶屋長固、八丸は糸柳彥兵衛に割符せりと、寛永八年に至り、また白糸五十丸を江戸に、三十丸を大坂に割符することゝなりて、始めて五ヶ所割符の名起る、同じき十八年平戸港の貿易を長崎港に移轉せしむるや、またこの割符を改定して、廿六丸を諸國に割符せしめたり、

長崎實記に云ふ、寛永十八年大猷院樣御代、江戸大坂より訴訟仕候に付、此年加増被仰付江戸五十丸增、大坂廿丸增、

百丸	京	百二十丸	堺
百丸	長崎	百丸	江戸
五十丸	大坂	六十丸	呉服所
廿六丸	諸國		
内 十二丸	筑前博多	三丸半	對馬
五丸	筑後	一丸半	小倉
五丸	肥前	十丸	平戸

右は寛永十八年七月五日に、御意として被仰渡候趣は、平戸の儀年々阿蘭陀人令着岸、其商賣餘慶を以致渡世候處、阿蘭陀人長崎へ引越候へば可致難義、依之御憐愍の上拜領被仰付候間、五ヶ所仲間より十丸被仰付、右同時に阿蘭陀人に被仰渡候は、白絲の儀先年天川糸の通、五ヶ所割符仲間に御買せ被成候由被仰付候と是なり、而して當時白絲一丸の價格は、銀子、一貫二三百目なりしと云ふ〇慶長年錄 然れども此の如き貿易は到底受身の貿易にして復た

働掛の精神なし、是れ豈に當時の雄偉卓犖なる日本商人が能く自ら安んずる所ならんや、商業上の競爭に勝を制するの術は、只働掛の貿易のみなるを看破し、京都の豪商なる茶屋四郎次郎晴次が如きは、最初白絲割符の事に周旋せし一人なりしかども、遂に朱印狀を受取りて自ら交趾に赴けり、

〔武德編年集成〕　慶長十七年正月、大商茶屋四郎次郎晴次嚮に長崎へ遣はされ、蠻船入津の樣子、本朝の商賈等と貨物交貿の趣を伺せらるゝ處、絲類は織物の元なれば唐朝諸蠻の商客より其價を輕く買得たらば、甚だ洛陽の織人利潤を受て、貴賤其便の宜に至らんと請ふ、神君之を許され、其黨を組て之を買得て割賦しけるが、今度又訴望し御朱印を賜はり、貨物交易の爲に交趾國へ渡海す、

當時商業の形勢已に此如くなりしかば、政府は之によりて巨大の稅源を得益ゝ其盛大を謀れり、「カソリック」敎黨の隱謀を畏れて遂に貿易を沮絕せしは、豈に其固より欲したる所ならんや、林羅山が、長崎者、番舶所湊、賈客所集、便於市利者、由是貨殖、頃年富贍、更以監察之、征賦之法、沽鬻之利、將大行也と云へるが如き以て見るべし、貿易によりて稅源を得歲入を增加するは、其國民に利益あるにあらずんば安んぞ之を得ん、獨人ケンプヘル曰く、最初葡

萄牙人の貿易は能く其隆盛を極めたるものと云ふべし、其商人は國中富豪の女子に婚姻して、其商品を販賣するに大なる便益を得、日本の金貨を歐洲及び印度の珍物藥種織物、其他の商船と交易して、毎年輸出する所は三百噸に下らず、蓋し當時に在りては葡萄牙人何等の貨物何程の數量を輸入し、また之を輸出するも全く其自由を有せしかば、其貿易の隆盛を極めたる時に在りては、其貨物を輸入するには大船を以てせしかども、其衰ふるに及んでは、所謂「ガリヲト」（即ち「カンウタ」）と稱せる小船を以て之を輸入するに至り、其初は豐後及び平戶に入港せしかども、後には唯だ長崎の一港のみに來るに至れり、而して其輸入する商品につき利する所は少くも十割に下らずして、輸出の商品より得る所もまた少からざりしが如し、余はこゝに其貿易の詳説を掲ぐるを要せず、唯だ葡萄牙人の貿易大に衰頽したる日本航行の末年、即ち千六百三十六年（寛永十三年）に於てすら、銀の二千三百五十箱、即ち二百三十萬「テール」と、外に其親類家族合せて二百八十七人を四艘の船に搭載して、長崎よりマカヲに向つて發送したることを記するを以て足るべし、千六百三十七年には貨物を輸入し、六艘の船を以て貨幣を輸出すること二百十四萬二千三百六十五「テール」四、一の價格に達し、千六百三十八年には、唯二艘の「カリヲト」船を以て、百二十五萬九千〇二十三「テール」七、三

の貨幣を輸出したり、尙ほ此他數年前に葡萄牙人一小船を以て金貨百噸を發送したることを記したるものあるを見るも、是れ大なる謬見なり、見よケンプヘルが葡萄牙人の貿易大に衰頽したる日本航行の末年と稱する所のものは、即ち彼等が商館を引拂ひて退去したる年にして、所謂銀の二百三十五箱を輸出たるは、即ち其家財を引拂ひ價格を込むるものなることを、其次年に於て銀貨の二百十四萬餘「テール」を輸出せしが如きも、また其家財の殘餘多かりしとは、翌年に至りて其輸出せし銀貨の、殆んど半額に減じたるを見るも尙ほ之を知るに足らん、況んや寛永十三年は即ち我國異國渡海の禁を起せし時なれば、其後の貿易は常に受身の貿易なりしをや、世人即ちこの際の輸入超過高を取りて之を葡萄牙人の我國に通商せし以來、九十餘年間の平均高と看做し、當時我國より葡萄牙人の手によりて輸出されたる金銀は、總高二億二千五百萬「テール」なりと云ふに至りては、又ケンプヘルが謬見を承けたるのみ、家康が薩摩の領主に命じ、琉球國王をして明の福建總督に贈らしめたる書に曰く、夫邦國在四方也、有金玉者或不足乎錦繡、有粟米者或不足乎器皿、若有餘而不散、不足而無聚、民用不足而貨亦腐、惟坐而待腐不如通其有無、各得其所矣、日本非無金玉器皿、其土宜質素而不及於中華之文質彬々、と、其意蓋し我國に有餘なる金玉または器皿を以て、

支那の錦繡其他の商品に交換せんとするに在り、然らば則ち當時金玉は、我國重要の輸出品たらざりしにあらざるべしと雖も、家康は嘗てアダムスガ造りし西洋形船をし航路を新西班牙に開かしめたるや、朱屋隆成歸り報して、但し金銀は聞及候程は無之と云ひしを見れば、苟も商業上の算段に利益あれば、金銀と雖も亦た千里を遠しとせずして之を買込みしを見るべし、故に當時我國の外國貿易は、縱令葡萄牙人または阿蘭陀人をして如何に莫大の利益を得せしめたるにせよ、我國人に向つてもまた莫大の利益ありしや、疑なし見よ彼の百九十七艘の朱印船は、豈に損失を買はんが爲にして異國に渡海したるものならんや、彼の呂宋、安南、暹羅、其他の日本町に居留しせ數十萬人の日本商人は、豈に損失を買はんが爲にして海外に移住したる者ならんや、

抑ゝ何の國に於ても、其國勢力の振興する時期に當りては、國内貨幣の制も自ら振興し、金銀もまた國内に增殖するは必然の勢にして、慶長元和の際は我國の勢力殊に盛なりしかば、西洋なる葡萄牙、西班牙、阿蘭陀、英吉利諸國の商船、我國に來航通商するもの頗る多く、而して是等の外國商人等は、皆首を伏して我國政府の號令約束に服從せざるはなく、又我國の商人及び鎭西諸領主の如きも外國貿易を經營して、支那の南部なる寧波、廣東並に安南、暹羅、

呂宋、新嘉坡の諸處に航通往來するもの陸續踵を接したり、故に當時內には則ち佐渡金坑の産出金銀歲を逐て頗る增加し、外は則ち支那及び其他外國所產の金銀來りて、我國に輸入するもの亦た鮮かならざりしかば、我國の金銀は著しく增殖し、物價また極めて騰貴せり、例へば當時我國にて酒三斗二升は凡そ二貫文なりしかども、支那の福州にては百二十八文、下男の給金は凡五貫文なりしかども、同處にては三百文の給金は宜しきにて、何にても日本の二十分一と思へば大差なく、亦た日本の金銀にて自由に通用するを得たりと云ふ（天正漂流記）是に於てか幣制更張の必要始めて生じ、豐臣氏漸く其端を開きて、德川氏遂に其績を成せり、蓋し王朝の盛なるや嘗て幣制の設けありしと雖も、其方法の宜しきを失へるは、當時既に其弊に勝へざるものあり、王綱の紐を解くや、遂に支那の貨幣を輸入して之を通用するに至る、鎌倉の治國內驩虞を歌謠せりと雖も、其政略は一に舊章に率由して、民心を鎭靜せしむるに在りしかば、幣制の如きもまた釐革する所なし、建武中興幣制を改新し、始めて楮幣を造る、然れども倏忽の間車駕南巡して天下また亂る、誰か幣制を問ふ者あらんや、室町の政府は小康を得たりと雖も、氣力微弱にして有爲の資なし、徒らに支那の貨幣を輸入して之を根本渡唐錢と稱し、一般に貴重したるのみ、然れども此貨幣の種類內外混淆し善惡錯綜して、交

易の間頗る撰擇に苦みしかば、天文十九年の比相摸の北條氏令を發して、其領內に限りて、盡く永樂錢を用ゐ他錢を用ゐることを得ざらしむ、是れ根本渡唐錢の內に於てこの錢最も良好なりし故なるべし、是に於てか既に廢棄せられたる各種の雜錢は、關東を去りて京畿に往き、諸方に流通せし永樂錢は、漸く關東に注入して其罅隙を塞げり、是より後關東にては雜錢を泛稱して京錢とは云へり、

〔日本中古治亂記〕天文十九年の頃は、關東の諸民ども永樂錢に鐚と云へる惡錢を取雜て同じ直段に用ゐしかば、賣買の輩ども在々所々の市町にて彼惡錢を撰論し、鬪諍を引出し、互に打合打擲し喧かりし形勢なり、天文の頃は北條右京太夫氏康關東八州を打隨へ、諸士悉く彼下知を守りしかば、氏康の家臣山角信濃守定信、笠原越前守康朝、其外奉行頭人等を招集め、氏康評定せられけるは、夫鳥目には品々の替りあれども永樂には如かさる歟、今より以後關東にて永樂一錢を用に遣ひ、他錢を用ゐざる樣に下知すべしと思ふなり、一には錢の善惡日を同ふして之を語るべからず、二には氏の鬪諍を止めんが爲、三には賣買に隙を弊さゞるが爲なり、如何思ふと相談しけるに、一座の輩皆尤とぞ同しける、然る故に辻々町々幷に郡莊鄉村里に、右の趣高札を書て立られけり、今より後は關

東八州の輩は、市町毎に永樂一錢を用ゐしかば、近國遠國の者までも、鐚の中より永樂を撰出し惡錢を除きしかば、自鐚は廢れて上方へのみ上り、永樂の一錢ばかり關東には留りけり、此時よりして鐚を名け京錢とは云ひしとぞ、

然れども是等は皆銅錢にして、大なる取引には之を用ゐるに便ならざりしが故に、甲斐の武田氏は甲州金を造り、越後の上杉氏越後銀を造りて之を通用する等、諸處の領主等各領内通用の金貨小判其他の貨幣を造れる者ありき、然りと雖も皆全國に通用せしむるに足らざりしは固より論なし、又砂金板金の類、及び西班牙其他の錢貨を輸入したる者ありしかども、亦皆不便にして軍國の需要に應ずるに足らざりしかば、天正十六年新に金貨大判小判等を造りて之を流通せしめたり、是れ大閤の創意に出でし所なるべし、家康政權を執りし後其遺緒を擴充し、慶長十六年始めて銀座を江戸に置き、大に金銀貨幣の鑄造法を改定し、大判金貨、小判金貨、一分判金貨、及丁銀、豆板銀の五種を鑄造し、以て普く世上に通用せしむ、是に於てか我國また全國一定の流通貨幣を見るに得たり、後世之を稱して慶長金と云ふ、慶長金は慶長六年より伏見及び江戸駿府等の各地に於て其鑄造を始め、爾來歲を逐て發行したる所の總高は漸く其高を增加し、元祿八年まで凡そ九十年餘の間にして、金貨小判及び一分判凡

そ一千四百七十二萬七千〇五十五兩、(今の銀貨一億五千百二萬五千七百十圓强に當る、)銀貨も丁銀、豆板銀の二種にて、凡そ百二十萬貫目に下らざりしとぞ、〇通貨事歷當時貨幣鑄造の事を察するに、家康は之を大久保石見守、後藤庄二郞の二人に委任して、之を採掘鑄造せしめたるものにして、この大久保石見守は、屢〻當時我國に來航せし葡萄牙人其他に交通して、其國々に於ける貨幣鑄造の方法を尋究し、內外の智識を湊合して、遂に彼が如く良好なる貨幣を製出したり、石見守は遂に「カソリック」敎に陷りて其身を亡ぼせるが如き、當時金鑛を分析するに南蠻爐を用ゐしが如き、以て其事を徵證するに足る、されば慶長金の品位精良にして、我國古來未だ曾て有らざりしや疑なし、唯だ其惜むべきは、當時鑄造貨幣を相交換する法定價格の割合宜しきを得ずして、之を西洋諸國の幣制に比すれば、銅錢の法定價格は金銀兩貨に對して甚だ昂貴に過ぎ、銀貨の法定價格は金貨に對して甚だ昂貴に過ぎたる事是なり、慶長の幣制に於ては永樂錢一貫文(後寬永四貫文を以て永樂錢一貫文に充つ、寬永錢四貫文の量目は精銅凡四貫目にして、今の相場によれば凡四圓內外に當る、)を以て、金貨小判一兩(量目四匁七分六厘、品位は金八五六・九、銀一四二・五、雜〇〇〇・六の割合にして、今の金貨十圓〇〇六錢四二に當る、)に換へ、又金一兩を以て銀六十目或は五十目に換へしめ

たり、此の如く銅に對して銀、銀に對して金貨の法定價格低きに過ぎたる結果は、海外に向つて金銀の流出を促せり、然れども當初金銀銅貨の法定價格を定むること此の如くなりし所以のものは、他なし當時我國にては銅錢の良好なるもの甚だ寡少にして、日用の小取引を整理する補助貨に乏しく、市場に於ける三貨交換の價格は恰も此の如くなりしによれるのみ、見よ我國の金銀貨幣は、慶長の初既に之を鑄造發行したりと雖も、銅錢は寛永十三年に寛永通寶を發行するに至るまでは、其良好なるものは獨り永樂錢のみなりしことを、故に若し當時我國の政府をして貨幣發行の方法を愼み、銅錢又は銀錢をして其勢力を貨幣市場に逞くするに至らざらしめば、其法定價格は之を諸外國に比して如何に不權衡なりしにせよ、尚ほ甚しき弊害を見ざりしなる可しと雖も、寛永以降新錢鑄造發行の高漸く增加し、良好なる銅錢の供給市場に充溢して、嘗て其一貫文を新錢の四貫文に當てたる永樂錢の如きも、遂に下落して新錢と平價を保つに至るも、猶ほ且つ新錢の發行を止めざりし結果は、遂に銅貨をして金銀貨幣を海外に驅出せしめたり、當時銅錢を發行して古錢と共に金子一兩に付き、鐚四貫文(永樂錢は鐚とはいはず)に適用せしめたる事、及び銅錢の增發して金一兩に付新錢四貫文の割合を狂はせし事は、左の二制令によりて之を知るべし、

一寛永の新錢幷古錢共に金子一兩に鐚四貫文、勿論一歩に一貫文賣たるべし、若致違背高下の賣買仕においては、双方より其賣買代一倍過料として可出之、其町々年寄に二百疋、其外家一軒一疋宛過料可出之事、

一大かけ　一われ錢　一コロセニ　一なまり錢　一かたなし　一新惡錢

此外撰むべからず、若撰むもの右古錢を押てつかふ者有之、右々は其所に三日晒し、或十日籠舍なるべし、其町の過料右同前の事、

一新錢江戸幷近江坂本にて被仰付候間、兩所の外惡錢に至るまで一切不可鑄出之、若相背やから可爲曲事事、

一今度新錢被仰付候上は、縱在來惡錢なりと云とも、或禮物散錢等にも取扱ふ可からざる事

一御領私領共に年貢收納等にも、此定之通不可相背事、

右の條々、堅可相守者也、

寛永十三年六月日

覺

一宮より

桑名へ　舟賃一駄五十七文　人一人に二十四文

馬一疋口付共に七十文

四日市へ　舟賃一駄七十文　人一人に二十八文

鳴海へ　駄賃一駄三十九文　から尻二十五文

右近年鳥目下直に付て、如ㇾ此今度駄賃錢まし候、但金子一兩に四貫文程の直段に成候時は、如二前々一可二相直一之、若此外まし錢を取候もの於ㇾ有ㇾ之は可ㇾ爲二曲事一者也、

寛永二十年

未二月六日

源左衛門印

石見

備前

越前

筑後

〇享保令典籍集

況んや嘗て二百艘に及びし異國渡海の朱印船が、盛に海外に往來して其貿易を營みし時に於ては、内地に於ける貿易も亦隨つて活潑にして、其金銀の價格を維持して之を我國に停留

せしむることを得たりと雖も、鎖國の後は商業沈滯してまた活潑の取引なかりしかば、金銀は其需要を減して流通高を超過せしをや、寛永十七年に當りて阿蘭陀人の我國に輸入したる物品の價格は、總高金八十噸即ち洋銀三百二十萬弗にして、其輸出は銀の一種を以てしたる分、千「テール」入の筐千四百個、即ち二百萬弗に及べるが如きも、亦た這般數多の原因相湊合して釀成したる所のみ、（この說によるときは當時阿蘭陀より輸入したる物品は其價格三百二十萬弗なりしかども、我國より輸出したる物品は百二十萬弗に過ぎざりしが故に、差引二百萬弗の輸入超過高を生じ、銀貨にて之を支拂へることを知るべし、）是より後日本の黃金は阿蘭陀人輸出の要品となり、日本の通貨なる黃金小判の如きは、金純二百二十四「グレイン」の量目なるを、銀六「テール」以下を以て之を購ひ、印度に於ては黃金の價格頗る日本より貴かりしを以て、之を彼地に送りて高價に賣却し、一週年の間には小判十萬枚を輸出して、百萬「フローリン」の大利を得しことあり、ケンプヘルはこの時を稱して實に黃金世界となせり、然れども是れ鎖國以後の事、何ぞ以て當時商業の隆盛なりしを掩ふに足らんや、

蓋し當時の趨勢を察するに、歷年の戰亂この間に至りて始めて平定し、天下の英雄また其

驥足を伸ぶるの地なきに苦しみ、終に其鋭鋒を轉じて海外に横行し、其向ふ所將に敵なきに至らんとするものあり、若し此の如くして當時風潮の向ふ所に放任し、彼等をして各其志を達せしめば、葡西蘭の三國に代りて東洋貿易の全權を専占したるもの、未だ必ずしも英國にあらざるべし、印度を押領して之を取り濠洲を發見して之れを收めしもの、未だ必しもアングロサクソン人種にあらざりしなるべし、試に見よ蒸汽車を發明して始めて鐵道をリバープルに敷きたるは、英人ジョージ、スチブンソンなりと雖も、蒸汽を以て舟を行るべき工夫をなし、始めて小蒸汽船をニューヨークに浮べたるは、米人ロベルド、フルソンにあらずや、電氣を以て音信するの器械を發明して電信線をワシントンに架したるは米人サミュエル、モルスなりと雖も、佛國巴里に會議して其功勞を謝したるは歐洲大陸の諸國にあらずや、見るべし彼等が今日の富强は寧ろ通商貿易の結果なることを、若し果して我國をして國を鎖して春眠を貪ることを止め、進んで生存競爭の世界に立たしめんか、歐洲諸國の彼が如き發明をするに當りてや、我國人の直に之を學べるは、恰も葡萄牙人の種子島に來るや、直に鐵砲の製造法を學びしと同一なりしならん、苟くも然らば吾人が昔日の地位たる豈に之を失はんや、嗚呼曩きには唐制の摸倣と文物の塗抹とによりて商業の進路を阻絶され、今や再びこ

の厄運に逢ふ、我が國民もまた不幸なる哉、然れども我國民の性格は常に冒險敢爲の氣象に富み、苟も時機あらば直に其鋒芒を發露せんと欲する者なるや、歴史有りしより以來毫も變ずる所なし、縱令二百年間の長日月を閑過して少しく社會の大勢に後るゝも、一たび醒めて而して起るや、僅に三十餘年の間一躍千里、忽ち頭角を現はしたるは適と以て其本色を見るべきのみ、

余は本書開卷の條にいへり我國人は實に鎖國の夢を見たり、然れども國を鎖して疆域の中に退守するは果して、日本國民の本色にあらじ、是れ余が我國商業の歴史に就て、其の如何に之を證據立るかを見んと欲する所なりと、又嘗ていへり若し愛國敵愾の心は自國の歴史を知るに生ずるものにして、其心は即ち働掛の貿易を經營するに於て、最も必要なる精神なることを知らば、余が此述作に從事せしも亦た無用の業にあらじ、墺國の大博士ローレンツ、フォン、スタイン曰く、東亞諸國の利益を歐洲の各大國に分配すること、並に其各大國が太平洋に於て彼我の利害を爭ふことよりして、今既に所謂太平洋政略の端緒を現したり、論者或はこの言を以て空中樓閣の如く思考するものあるべしと雖も、苟も彼のベブリーデン、ノイグチヤ、及びフィリッピン國の外交歴史を知る者は、皆この言の誣ひざるを見るべし、試に思

へ是等の諸國は往時歐羅巴人が夢にだも知らざる處なりしに、今は其國土の占領に關して、歐洲の各大國間に葛藤を惹起するにあらずや、自今この政略に干與するの國々は、啻に從前の如く佛英獨の三國に止まらずして、北方よりは露國、東方よりは米國も亦之に加はり、其關係は隨つて甚だ重大に赴くべし、既に此期に至らば、曾て亞米利加及び印度に生したる事變を今世紀に再演し、太平洋は歐洲各大國の雌雄を決するの戰場となるべし、是れ固より將來の想像なるも、其想像の一は現に今實驗する所となり、歐洲の各大國が東亞細亞に於て何等の事をなすも、又何等の問題を惹起するも、日本支那の兩國は始終其衝に當らざるを得ざるを見る、然り而して近く支那及び日本の國狀に就きて、世上是非の論紛々たるを如何せんとするか、要するに、支那人の氣質は歐羅巴人と與に政略上の目的を達するに適せずして、獨り日本は其軍備の整頓と行政の發達とに依り、歐洲各大國と共に政治上の大問題を解くの能力を具有せり、此大題問の解釋は果して何時に實行さるゝや、又凡そ是等の場合に於て、日本は其地位其港灣、其速に進歩せし海軍、其能く一致せる陸軍を以てせば、其一言は以て能く東洋の權衡を上下すべきこと疑なかるべし、吾人は敢て彼の歐洲各大國の如く、他人の國土を奪掠して自己の財嚢を充たさんと欲するものにあらざれども、苟も商業を振起せ

んと欲するには、其進路に當れる障碍を切り開くへき勇氣なかるべからざるを知る、吾人日本人たる者此一國興廢の時に際會す、小は則ち原田孫七郎となり、山田仁左衛門となり、大は則ち伊達政宗松倉豐後守が爲さんと欲する所を爲すべし、嗚呼遠く往昔を顧みて近く來今を思はざる可けんや、

大日本商業史終

平戸貿易史

松浦の海唐土船乃
よるきし昔より以来
ことさとめへらし

従三位詮

題辭

平戸望縣玄海洋尚思林
立宿帆檣盛衰有変何終
極寰宇于今闘虎狼將謂

文明夙萌蘗儻言禍害早
潛藏封疆誰畫萬年策
莫使後人悲履霜
嘗子聰明生絶倫豈甘汨沒

島中民況懷慕聖希賢志
肯作趨炎附熱人慷慨時編
鄉國事綺羅不省帝城春
他年屬望吾非小九萬里

程鵬翼振

敬宇中村正直

平戸貿易志序

圓顱方趾履地戴天者豈有内外彼此之別哉、或衣冠尊俎、或文身穴居、種質色容之與言語習慣不能一、而部落分焉、彼有所長、此有所短、有餘不足之與需要供給、亦不能齊、而貿易興焉、外交開焉、則土風方俗可觀也、國體制度可察也、學術技藝、可攷也、泰西諸國夙講航海之術、與殊域交通、參彼此、較長短取捨損益、以致富强、乃本邦獨立東海、當以外交爲急務、而中古以降畫境自守、雖有來求通商者、嚴設厲禁却之、嗟乎曰已高矣、睡夢猶熟、可勝嘆哉天文年間葡萄牙、英咭唎、和蘭、支那諸國商船來于我肥前平戸、貿易有年、每往來筑前博多、商况頗盛、後移

之長崎、限以舶數品類、其業漸衰、而平戶貿易始末亦隨湮滅無傳焉、頃卿友菅沼貞風有平戶貿易志之著、余取而閱之、攟摭不漏、引證確實、當時事蹟歷々可徵也、因思平戶舊藩主松浦氏所藏書籍中有當時舶載者若干部、往年應幕府命獻數十册、佐賀侯閑叟亦就借覽、有所考究焉、又吾祖左衞門尉某奉藩命受砲術于洋客、膺選爲征韓先鋒、後坐洋教事失領邑、夫一書册之與砲術在彼既屬糟粕、尙禆益乎我如此、若使當時外交繼續擴張以至于今、則明治之文化早開於慶長之前、而今日之日章遍輝於洲域之表矣、余對卷感奮不能自堪、一以憾本邦開港之不早、一以嘆舊藩不秉貿易之權、而又私自

慨吾祖之轗軻不遇、嗚呼天之於此民既不別內外彼此、而國之晦明、家之興衰、後先不一、於是余知此著之關於國家隆替之故不鮮少、遂記所感以爲弁言

明治廿一年一月肥前平戶籠手田安定撰

平戸港河内浦阿蘭陀古商館圖

(長崎コムプラ會社高瀬氏所藏)

平戸島圖

平戸貿易志

例言

一明治十六年大藏省關稅局、貿易沿革史を編するや之か材料を長崎縣に求む、縣乃ち平戸の古貿易港に繫るを以て北松浦郡衙に命するに其事を以てす、著者時に郡衙に在り、撰はれて其任に當る、是に於て廣く舊記に考へ、旁ら遺蹟に徵し、數月の後ち一書を成して之を上る、爾來益〻群籍を涉獵し事實を探討し終に此著あり、而して此著實に「大日本商業史」の大作を刺衝して、又其商業史と表裏を相爲すを以て、收めて商業史の附錄とはなせり。

一貿易志の遺稿に二種あり、甲に單に史蹟の顚末を平叙せるものにして、乙は之か因を推し果を求めて一々論斷を加へたるものなり、蓋し甲に最初の稿本にして乙は數年後の述作に係れるものなり、今ま著者本志の在る所を推し此には其乙本を採れり。

一明治廿三年四月　皇上佐世保鎭守府に臨幸ましますの際、貿易志乙夜の覽に入る、是れ實に著者の死を去る僅に二年の後なり、著者の榮たるや亦大なり、而して著者の生きて其時に及ばざる寔に憾む可きなり

一卷の首末揭くる所の中村敬宇、籠手田安定、大槻文彦三君の叙跋は著者の生前自から請得たる所の文なり、故に其志を存して此に收む、今や著者と敬宇翁と皆共に凋落して、而して逝者の書逝者の叙と竝ひ出づるも亦奇と謂ふ可きなり。

一平戸港河内浦阿蘭陀古商舘の圖は著者か百方探求して獲たる所のものなり、當時の狀勢の一班を觀るに足るものあれは卷首に揭く。

一平戸港地圖は陸軍參謀本部の所製に據り一二の增補を加へたるものなり、港の形勢を覽るに便せんか爲めに卷首に揭く。

一本志の引用書目の原稿も亦缺落して傳はらす、乃ち亦本文中に就き摺摭して之か書目を作る、思ふに著者の參考せし所のもの亦決して之に止まらさる可し、然も其苦心の一端見るに足るものあれは此に揭く。

明治廿五年九月　　校　者　識

戸貿易志

引用書目

續日本紀
續日本後紀
三代實錄
入唐僧惠運傳
頭陀親王入唐略記
扶桑略記
元亨釋書
天寬日記
深江記
井上先祖覺書
宇都宮系圖

山本霜木覺書
大日本貨幣史
外蕃通書
太平記
大曲記
南海治亂記
南浦文集
松浦家文書
谷村友山覺書
最敎寺緣起
壺陽錄

鄭氏兵話
日本古代商業史
寰瀛水路誌
洋學沿革考 學藝志林
外來語源考 上仝
美爾瓦久濟考 上仝
桑術死活辯 上仝
中古外交志 地學協會報告
蘭使神君拜謁記事 上仝
同二條城行幸拜觀記事 上仝
東京紀行 上仝
阿蘭陀南部漂著記事 上仝
松浦家藏蘭書
千里濱の石碣銘

平戶港古圖
平戶港阿蘭陀商館圖
豐臣太閤の西敎徒放逐令
同松浦法印に與へし書三
同明人古道に與へし書
糸亂記
長崎夜話
長崎拾芥
長崎實錄
長崎通志
渡天物語
書札方覺書
令條秘錄 江戶政府發令
耶蘇天誅記

外交志稿
紅夷外科宗傳
豐臣家五大老より松浦法印に贈りし書
寺澤志摩守より松浦法印に贈りし書
松浦隆信より阿蘭陀甲比丹に與へし書三
同山本覺右衛門に與へし書
阿蘭陀陳情書
平戸商人判田五右衛門女コルチリヤ像
甲子夜話
文明東漸史
元史
明史
閩書
五雜俎
圖書編
武備志
海東諸國記
日本西教史
日本外交起原史
日本歴史 獨人グムプヘル
計七十種

平戸貿易志

目次

平戸貿易志

第一　平戸港歐洲貿易の總論の事

菅沼貞風著

平戸港は肥前國北松浦郡なる平戸島の一港なり、今や寥々たる寒邑にして、港に臨める町村は人口僅に一萬に上らず、地に格段の事なければ世に跋涉の客もなし、然れども或は神戸博多を下りて長崎佐世保等の地に航するに、小蒸滊船に搭じて路を洋人がスペックス海峽と稱する所の平戸の瀨戸に取るものあらば、岩礁狹隘にして潮流急駛なる峽門の北に當りて、必ず數仞の高陵海濱に峙ち、鬱々たる長松の間數層の古城閣は僅に一兩基を存し、餐風瘴雨に暴されたる廢殘の白堊は、轉た行人に懷古の情を催さしむるものあるを見む、是れ平戸城の墟にして、この墟と相抱持して一小灣を包める市街は、即ち曾て歐洲貿易市場の地なり、其東南の海岸に聳立して玄洋萬里の怒濤に當る石壁は、昔時阿蘭陀人の築く所にして、其の內部には唯だ阿蘭陀屋敷の名のみ殘り、阿蘭陀井阿蘭陀塀等の舊趾僅に之を徵するを得べし、此處を過ぎて少しく西に進航せば、起伏せる丘陵の下、屈曲せる岬灣の邊、皚々たる白砂

は數町の濱に鋪き、白砂に沿へる一帶の青松は海風に怒吼するを見む、眼を注して松下を望まば巋然たる一大石碑濱に臨んで立つあらん、是れ千里濱なる鄭成功が遺蹤にして、濱西の一灣は即ち蘭船を寄泊せしてふ河內浦なり、今や或は好事の士船を下りて平戸港の古趾を訪ひ、更に河內浦に至りて其舊跡を吊ふものあらば、途上また梅ケ谷と稱する山莊を過ぎて、其途上に歐洲昔時の巨錨あるを見む、乃ち是等眼孔に映射する所の事物に就きて之を土人に質さむか、茫漠たる應答は以て疑惑を解き難く、之を歷史に照さむか、浩瀚なる簡册は以て要領を得るに苦しむ、是に於てか其地を踏まざるものは措て論ぜず、親しく其地を踏むものと雖も復た其事跡を知らざるもの多く、獨り其地を踏むものゝ之を知らざるのみにあらず、其地に生るゝものと雖も亦之を知らざるなり、然れども今や往々其事跡を拾集して詳かに之を觀察するときは、其關係する所は決して寥々たる寒邑の昔話たるに止まらずして、我國商業の歷史に於ても亦た頗る重大の關係を有するものゝ如し、請ふ少しく之を說かむ、抑〻平戸港に歐洲の貿易開けしは、後奈良天皇の御代天文十八年に始まり、明正天皇の御代寛永十七年に終る、其間九十二年に涉り、其貿易を開きし國は、葡萄牙、西班牙、阿蘭陀、英吉利の四國に係る、然るに當時貿易の主義に兩種あり、一は純然たる貿易主義にして、他は

貿易以外に宗教を附帶し、宣教以內に奪掠の主義を包含したるものなりしを以て、宣教を附帶したる貿易は終に我國より拒絕され、獨り貿易のみの交通に歸したり、是れ葡西の二國は遂に我國より拒絕され、英吉利また其國王が羅馬法王の法權を承認し「カソリック」敎を用ゐしによりて、遂に我國の貿易を維持する能はず、蘭人獨り之を專占せし所以なり、蓋し歐洲諸國の始めて航路を東洋に開きしものは葡萄牙にして、彼等は天文十年を以て始めて我國に來り、尋で鹿兒島に入りて貿易せしが、天文十八年に至り其市場を平戶港に移せり、夫より二十年間この港にて貿易せしが、平戶の領主が「カソリック」敎を奉せざるを怒り、葡萄牙の「カソリック」敎僧等其商人を率ゐて大村の横瀨浦に移り、尋で福田浦に移る、彼等が横瀨浦を開きしは永祿五年なりしが、爾來八年にして正親町天皇の御代元龜元年に至り遂に長崎港に移る、葡萄牙人等が長崎港に移りしは、其地の領主なる大村純忠が、彼等に與ふるに無限なる特權を以てして、其宣敎を助けたるによるものにして、其地を便とせしが故のみにはあらず、この際平戶港は稍寂寞の境に赴かむとしたれども、是等の諸港は之を平戶港に比すれば遙に東西に偏し、又新に開きたる市場なれば、商業上の不便尠からざりしが故に、葡萄牙人は猶は喜んで平戶港に來泊したり、後十年にして天正八年に至り、葡萄牙人

と敵視せし西班牙人は、遂に平戸港に來りて貿易を開始せしを以て、長崎平戸の貿易は漸く二途に分派するの勢を生ず、此貿易また二十年間に連續せしが、後陽成天皇の御代慶長二年に至り、阿蘭陀人亦た平戸港に來りて貿易せしを以て、西班牙人は漸く商業の利益を失ひ、同じき四年の頃に至りて遂にこの港を去りき、阿蘭陀人の平戸港に來りしは我國朝鮮を征せし時に當り、尋で中興の政權頗る散亂に屬せしを以て、彼等は平戸の領主に請ひて其領内に貿易を開きしが、其後十餘年を經て政權全く江戸の政府に統一し、彼等も亦た交際を江戸の政府に通せざるべからざるの秋となし、阿蘭陀の使者我國に來りて江戸の政府と結約し、商館を平戸港に築ぎて東印度商會の支店を開けり、是れ慶長十四年の事にして、夫より明正天皇の御代寛永十八年に至るまで、始めてこの港に來りしより四十五年、商館を築ぎしより三十三年の間、盛大なる商業をこの地に營めり、其間英吉利人亦た來る、英吉利人のこの港に來りしは後水尾天皇の御代慶長十八年にして、直に商館を開設せしかども、蘭人の競爭激甚にして貿易の利を得ること能はざりしを以て、元和八年に至り中間凡そ十年にして退去したり、當時長崎港は獨り葡萄牙人のみの貿易市場なりしを以て、我國が「カソリック」教を拒絶すると與に漸く衰頽に歸し、寛永十六年全く葡萄牙人の來航を拒絶するに及

んで、其の貿易も亦た遂に廢絶に歸せしかば、江戸の政府は令を阿蘭陀人に傳へて、貿易の市場を長崎に移さしむ、是に於て我國は遂に鎖國の世と變じ、平戸港は寥々たる寒邑となる、蓋し當時の形勢を審にするに、長崎港の貿易は「カソリック」敎に因つて起り、また「カソリック」敎に因つて衰へたるものと云ふべく、而して平戸港の命脈は當時歐洲の貿易と其命脈を同ふするものと云ふべし、最後に於て阿蘭陀の貿易長崎に移つて、平戸の市場廢絶に歸せしは、平戸港は平戸の領主が所領にして、長崎港は江戸の政府が直轄なりしによるものなれば、其變遷は貿易自然の形勢より起りしものにはあらざりき、苟も我國當時の貿易史を考察せむと欲するものは、この港の歷史を詳にせずして可ならむや、是れ余が此著に從事せし所以なり、

第二　歐洲の貿易平戸港に開けしは支那の交通に歸因する事

凡そ貿易の市場は相互の需要を交換して其滿足を補給するの壜處なるが故に、他に格段の事故なき限りは偶然として一朝に生出するものにあらず、必ずや地理上の形狀に加ふるに、歷史上の情態を以てして始めて生出するを得べし、彼の英國が蘇士の運河を疏通せむとするに當りてや、世人は多く東洋貿易の市場は英國を去りて、希臘伊太利等の地中海に瀕する

諸國に歸するならむと豫想せしかども、爾來殆ど二十年、今日に至りて猶ほ其傾向をだも發見すること能はざる所以のものは豈に其明證にあらざるか、事に大小の別ありと雖も、理に彼此の差はあらじ、東西二洋の水路始めて通じ、歐洲諸國の我國に來るに當りて、若し其地形のみを以てせば、良港の以て商船を寄泊するに便なるもの、何ぞ獨り平戶港に限らむや、然るに葡萄牙を始として西班牙阿蘭陀英吉利の諸國に至るまで、苟も我國に來りて貿易する者は皆この港に來りしは豈に其故なからむや、上古は邈矣措て之を論せず、推古天皇の御世始めて大使を隋朝に遣はされしより、仁明天皇の御世に至るまで二百餘年の間、遣唐使の往來十餘回に上る、其航路の如きは頗る徵するに足るものあり、今や其航路を詳にせば、歐洲諸國の平戶港に來りて貿易せし所以もまた自ら明ならむ、蓋し當時支那往來の航路は、牽ね太宰府より庇良值嘉の二島を經て、支那の明州即ち今の寧波に至りしなり、光仁天皇の御代寶龜七年閏八月の紀に云ふ、先是遣唐使船到肥前國松浦郡合蠶田浦、積月餘日不得信風、既入秋節、彌違水候、乃引還於博多大津、奏上曰、今既入秋節、逆風日扇、臣等望待來年夏月、庶得渡海、○續日本紀と、桓武天皇の御代延曆廿四年七月の紀に云ふ、太宰府言、遣唐第三船今月四日發自肥前國松浦郡庇良島、指遠值嘉島、忽遭南風漂着孤島、○日本後紀と、仁明天皇の御代承和四

年七月の紀に亦た云ふ、太宰府馳傳言、遣唐三箇舶共指肥前松浦郡旻樂埼發行、第一第四忽遭逆風、流着壹岐島、第二舶左右方便漂着値嘉島、〇日本後紀と、合蠶、田浦、旻樂埼は共に値嘉島の一港にして、遠値嘉島、は値嘉島に屬する一島なり、肥前風土記に云ふ、近島西有泊舟之停二處、一處曰相子停、應泊二十餘船、一處曰川原浦、應泊一十餘船、遣唐之使從此停發到美禰頁久之濟、即川原浦之西濟也、從此發船指西渡之と、相子停は即ち合蠶にして、田浦は其傍にあり、今相神浦と云ふ、美禰頁久之濟は即ち旻樂埼にして、今三井樂埼と云ふ、五島の極西端にして福江島にあり、入唐僧惠運傳に云ふ、承和九年夏五月、在太宰府博太津頭、始上船到於肥前國松浦郡遠値嘉島那留浦、而船主李處人等棄唐來舊船、便採島裡楠木、更新織作船舶、三箇月日其功既訖、秋八月廿四日午後上帆、得正東風、六箇日夜着大唐溫州樂城縣、頭陀親王の入唐略記に云ふ、貞觀三年七月十一日出自巨勢寺、其晩頭到難波津、便倩得太宰貢綿歸船二隻、十三日駕船、八月九日到着太宰府鴻臚館、于時大唐商人李延孝在前居鴻臚北館、十月七日仰唐通事張支信令造船一隻、四年五月造船已了、七月中旬率宗叡等及控者十五人柁師張支信金文習任仲元三人並唐人建部福成大鳥丸智二人並此間人水手等僧俗合六十人、駕船離鴻臚館、赴遠値嘉島、八月廿九日着于遠値嘉島、九月三日從東北風飛帆、其疾如矢、四日三夜馳渡

之間、此月六日未時順風忽止、逆浪打艫、卽収帆投沈石、而沈石不着海底、仍更繼儲斷綱下之、綱長五十餘丈纔及水底、此時波濤甚高、終夜不息、曉旦之間風氣微扇、乃觀日暉、是知順風隨風而走、七日着大唐明州揚扇山、今や是等の諸説を參照するときは、當時支那に往來する航路の庇良値嘉の二島を經由せしとは明かならむ、此の如くしてこの二島頗る殷阜に赴きしかば、清和天皇の御代貞觀十八年に至りては、この二島を以て上近下近の二郡となし、合せて値嘉島と云へる政治上の一島として、島司郡領を置かれたり、三代實錄貞觀十八年三月の紀に云ふ、太宰權帥在原朝臣行平起請、請令肥前國松浦郡庇羅値嘉兩鄕、更建二郡、號上近下近、置値嘉島、曰、今件二島、地勢曠遠、戶口殷阜、又土產所出、物多奇異、加之地居海中、境隣殊俗、大唐新羅人來者、本朝入唐使等、莫不經歷此島、以此觀之、此地是當國樞轄之地、宜擇令長以愼防禦、又去年或人民申云、唐人等必先到件島、多採香藥、以加貨物、不令此間人民觀其物、又其海濱多奇石、或鍛錬得銀、或琢磨似玉、唐人等好取其石、不曉土人、以此言之不委其人之弊、大都皆如此者也、望請合件二鄕、更建二郡、號上近下近、便爲値嘉島、新置島司郡領、任土貢、但其俸料擧、定正税公廨之間、令兼任肥前國權官、於是公卿奏議曰、臣聞聖人濟世、以便物爲先、明王馭民、以制宜爲貴、今合兩鄕號一島、事苟謂利公、豈期膠柱、

請隨二其所一陳、將二以改置一謹錄二事狀一伏聽二天裁一奏可と、然れども星移り物換りて値嘉島　とする政治上の一島は更なり、上近下近の郡名に至りても何時か其跡を消滅し、今はまた元の松浦郡とはなりぬ、この二島も何時の頃よりか其名を變じたりけん、値嘉島の名は僅に小値賀島の一島に存して、他は五島の群島となり、庇良島の名は僅に名頭に存して、今は平戶の島と呼ふ、或はいふ、平戶島は即ち庇良門にして、門は鳴門迫門の門に同じく、庇良の海峽を意味するなりと、宇多天皇の御代寛平七年五月、朝議遣唐使を停められてより兩國使聘の路絕えしかども、商船の往來は猶は昔時に異ならず、昔時朝廷大宰府を筑前國に置き、鴻臚館を府内に設けて蕃客を待らひしかば、海外の商船は皆こゝに至りて貿易しけるが、遣唐使の擧既に廢せし後は、毎年藏人所より交易唐物使を太宰府に遣はして貨物を撿進せしめられける程に、〇扶桑略記この地は永く支那貿易の要路となり、其地位恰も五島と博多との間に在りて、支那寧波の地方より我國に來るものゝ必ず由るべき路なりしが故に、依然として支那に往來する商船の寄泊する所の地とはなりぬ、元亨釋書僧榮西が傳に、出到二奉國軍一乘二楊三綱船一着二平戶島葦浦一本朝建久二年辛亥也、戶部侍郎清貫創二小院一延レ之とありて、注に事跡考云、平戶在二松浦中一遣唐船之歸朝者、不レ得レ到二筑前博多一則着二平戶一或曰、葦浦有二小寺一

土人稱千光寺、是陳迹也と云ひ、又た同書の僧辨圓が傳に、嘉禎元年泛海、十寅夕而着宋明州とありて、注に四月發船平戸津と云へるが如き以て相證するに足る、今や葦浦の名は僅に江袋灣の一隅に存して世に知る人少しと雖も、灣邊木引と稱する村落の内に於て猶は千光寺あるを見る、龜山天皇の御代文永十一年十月に、元軍來り寇して平戸島を掠けり、元史洪茶丘が傳に、渡海征日本、掠對馬一岐宜蠻(ヒラト)等島と云へる宜蠻等島は即ち平戸島なり、後宇多天皇の御代弘安四年五月に元軍復た來り寇するや、元の諸將議して平戸島に來會せむと謀れり、同書日本傳に云ふ、日本行省參議裴國佐等言、今年三月有日本船爲風水漂至者、令其水工書地圖、因見近太宰府西有平戸島者、周圍皆水、可屯軍船、此島非其所防、若徑往據此島、使人乘船往壹岐、呼忻都茶丘來會進討爲利、〇中略 八月諸將未見敵、喪全師以還、未幾敗卒于閶脱歸言、官軍六月入海、七月至平壷島、移五龍山、八月一日風破舟とあり、平壷島は即ち平戸島なり、同書張禧傳亦た云ふ、東征至日本、禧即捨舟築壘平湖島、約束戰艦、各相去五十歩止泊、以避風濤觸擊、八月颶風大作、文虎庭戰艦悉壞、禧所部獨完、文虎等議還、禧曰、士卒溺死者半、其脱者皆壯士也、曷若乘其無回顧心、因糧於敵以進戰、文虎等不從曰、還朝問罪我輩當之、公不與也、禧乃分舟與之、時平湖島屯兵四千乏舟、禧曰、我安忍棄之、遂悉

棄二舟中所一レ有馬七十匹上以濟、其還至二京師一、文虎等皆獲レ罪、禧獨完と、この事宇都宮系圖には、弘安四年五月蒙古以二十萬兵一爲レ寇二日本一、兵船着二肥州平戸島一と有り、平湖島は亦た平戸島なり、平　島の支那往來の要路たるや此の如し、是に於てかこの港の遂に隆盛に赴くべきや必然たり、この二回の戰は頗る激戰なりしかども、遂に我國の勝利となりければ、我國の商人は大に氣力を生じ、元の彼等を拒絕するにも拘はらず、彼等は元に往いて貿易し、時に其邊海を焚掠して歸りしより、海賊漸くに發達し、〇元史元の末に及んでは殆ど彼國を苦しめたりけるが、〇太平記明の起るや海賊の往いてかの國に寇するもの益多く、明の世を終るまで侵掠遂に止まざりき、〇明史かくて後花園天皇の御代康正二年には、平戸の領主松浦肥前守源義、朝鮮に約して歲に一舡の商船を送りしが、其事海東諸國記に見えて、源義丙子年始遣レ使來朝、書稱二肥前州平戸寓鎭肥前太守源義一、受二圖書一、約二歲遣一二一舡一、小弼弘弟有二麾下兵一居二平戸一と云へり、同書によるに、當時上下松浦は海賊の據る所にして、五島は我國人の支那に往くもの風を待つの地たりと云ふ、後土御門天皇の御代文明年中より後柏原天皇の御代永正年中に接しては、周防長門安藝等の地を領せし大內氏屢〻朝鮮を侵し、遂に國王の璽書を得て、商船の彼國に往くものは、船の大小に隨つて貨物を受くるの約を結びしかば、諸國の海賊大內氏の催に應

じて朝鮮の役を勤めしもの等、常に商船を出して朝鮮の貨物を受取り、明に往いて轉賣し、彼我其利を得て互に相親むと已に厚かりしが、〇南海治亂記こゝに明の密商を業とするものに王直と云へるものあり、少にして任俠謀略多く、一時の惡少年と呼ばれたる葉宗滿、徐惟學、陳東、王汝賢、王激等を服して義子となし、〇閩書呂宋安南暹羅滿剌加等の諸國に歷市し、我國にも航路を開き、〇五雜俎其商館を平戸港に建てければ、〇大曲記我國の商人彼等を信用し、貨物を齎らして彼國に赴くや、每に彼等を以て儈としぬ、然るに其頃明朝既に市舶を罷めたる時にして、新任の巡撫朱紈と云へるもの其禁を施行すること嚴重なりしを以て、奸商等其威に藉つて負債を免かれむと欲し、毫も商品の價を王直に拂はず、我國の商人は又競ひて直を責めしかば、直百計こゝに盡きて、亡命千人を招き逃れて海に入り、許二と云ふものを推して帥となし、我國の商人等を引き、霩衢の雙嶼港と云へるに占據して近海を抄掠せり、後奈良天皇の御代天文廿三年に至りて、遂に明の官軍に攻められ、烈港の防戰に敗北して遠く平戸港にぞ來りける、〇閩書閩書には、嘉靖三十一年閏三月、王直突圍去、更造巨船入倭、據薩摩州之松浦津、僞稱徽王、部署宗滿惟學東、爲將領、汝賢激爲腹心、而三十六夷皆其指使矣と見えたれど、松浦津は即ち平戸港にして薩摩州にはあらず、是れよりして我國三十六處の海賊等王直

を嚮導として、屢〻支那の瀕海を掠めしかば、平戸港はかの徒が集合する場處となりて愈繁盛に赴きぬ、蓋し從來我國商業の形勢を察するに、京都は意向の決する所にして猶は人の頭腦あるが如く、堺は百貨の分配せらるゝ所にして猶は人の心臟あるが如し、博多は即ち外物を吸收するの機關にして、遙に連絡を京都堺に通せしかども、今や太宰府既に廢して亦た昔日の如き政治上の關係あるにあらず、外人が遠く我國に來るや、苟も我國の地を見れば直に其貨物を卸さんと欲するは固より必然の情なれば、外物吸收の機關は漸く其地位を轉せざるべからざる秋となり、況してこの時に當って支那に往來する航路は、從來五島を經て寧波に至るものゝ外、又薩摩より琉球を經て福建廣東等の處に至るの路を開きしかば、博多の外更に薩摩なる坊津の一港を開きて客船往還の總路となしぬ、〇圖書編武備志されども坊津は遙に西南の極邊に僻在して、京都堺博多の諸府に連絡を通ずるに便ならざるのみにあらず、支那の商船と雖も其寧波以北より發するものにありては、亦た其地を便とせざりしかば、遂に博多坊津の中間こゝに一港を擇び、內外相互の市場とするの必要を生じたり、然るに平戸港は恰も坊津と博多とに於ける、又は五島と博多とに於ける兩路の中間に當りて、寧波以北より來るものと福建廣東より來るものとの相湊合する處にして、加ふるに既に說ける所の如き歷

史上の情態を具有し、既に博多の支脈を引きて貿易に必要なる總ての機關も亦た稍整備したりければ、王直の商館を築くや之をこの地に擇びしなり、王直既に商館を平戸港に築きしかば、支那の商船之に依つて益〻平戸港に湊まりけるに、當時東西二洋の水路始めて通じ、亞歐兩洲の間喜望峰角を廻りて相交通するの新世界となり、復た昔日の舊天地に異なり、王直が未だ商館を平戸港に開かざるに先だち、葡萄牙人の或者既に王直と與に大隅の種子島に來りて、遂に鹿兒島の坊津に支那歐洲の貿易を開始し、王直が既に商館を平戸に開きし後に及んで、鹿兒島に來れる葡萄牙人等亦た去つて平戸港に移轉したりければ、平戸港は始めて歐洲貿易の要港となり、西班牙、阿蘭陀、英吉利の諸國等は相尋で貿易をこの港に開けり、平戸港の歐洲貿易に向つて開かれたる所以豈に其れ偶然ならんや、

第三　葡萄牙人の我國に來りし初、并に平戸港に貿易を開きし事

歐洲諸國の航路を東洋に開きしものは葡萄牙人を以て始とす、而して其の我國に來りしは後奈良天皇の御代天文十年に在り、この年は即ち西暦一千五百四十一年にして、葡萄牙の商人にアントワン・モタ、フランソワー・ザヴヰール及びアントワン・ベリットと云へる三人あ

りけるが、暹羅國のドヽラより出帆して支那に向ひ走りしに、途中暴風に逢ひて我が國に漂着し鹿兒島の地に入港せりと云ふ、是より後二年にして、即ち天文十二年に至りて、他の葡萄牙人等同地に來りて貿易したるものありしかども、〇日本西教史其大に貿易の氣運を振起したるは、同年王直とともに種子島に來りしものにあり、其の名をフェルデナント・メンデス・ピントウと云ふ、ピントウは葡萄牙人にして冒險家の名を得たり、適宜の職業なきにより同國のクリストフワル・ボレロ、タイコ・ゼーモト二人を伴ひ支那海賊の黨に入り、西暦一千五百四十三年（天文十二年）の九月、媽港の近海ランパカウ島を開帆し、其の年の十月我國の種子島に來れり、〇日本外交起原史是れ我國に在りては天文十二年七月十五日なりき、〇南浦文集この海賊の巨魁なりける船長は即ち明人王直にして、（日本外交起原史には支那人なる船長とあり、南浦文集には明儒五峯とあり、五峯は即ち王直が一名にして儒生にあらず、）彼等は當時支那に於て僅に二千五百兩の價格なる貨物を鬻ぎて十二倍の利を得、其同伴なるゼーモトば其鐵砲一挺をこの島の地頭に與へて銀一千兩を得たり、是に於て彼等の寧波に歸るや、同地に居留する葡萄牙人等は驚き迎へて之を祝し、衆人相競ひて船を艤ひ我國に來らむと企てければ、支那人はこの機會に乘して其商品の價格を引上げしが、其年我國に來れる葡萄牙の商船は

凡そ九艘に及べりといふ、此の如くして我國と葡萄牙との間に通商始めて行はれ、葡萄牙人等其市場に適當なる商品を印度支那の諸方より蒐集し、歐羅巴の物品と稱して大に利益を占めたりき、此時に當りて貿易の市場は專ら豐後薩摩諸州の海に沿ひたる市府に在りしが、肥前の平戸島なる平戸の一港は、後來葡萄牙人通商の一大市場となりき、（日本外交起原史）大曲記に云ふ、總て道可樣は（平戸の領主松平肥前守隆信）果報も武運も滿足の仁にて候故に、平戸津へ大唐より五峰と申人罷着て、今の印山寺屋敷に唐樣に屋形を立て居住申ければ、夫をとりへにして大唐の商なひ船絶えせず、剩へ南蠻の黑船とて始て平戸津へ罷着ければ、唐南蠻の珍物は年々滿々と參候間、京堺の商人諸國皆な集り候間、西の都とぞ人は申しける、基利斯督實記に云ふ、ホルトガル謀にて、日本の往來遠ければ中やどりにせんとて、大唐の内天河（アマカワ、即ち媽港、）少しかひとり、諸の「エキレンシヤ」をくみ立る、かくて四年目に伴天連十一人日本に遣しけるが、今度は肥前の國下まつら平戸の島に船は着て、其よりして天河便り近ければ、毎年船の往來今まではたえざりしとぞきこえける、然れどもその何の年より平戸港に來りしや之を詳にし難し、蓋し西暦一千五百四十七年（天文十六年）ピントウの再び我國に來るや、摩陸、媽港、及び寧波より來れる葡萄牙船鹿兒島に到り、市場には支

那及び歐羅巴の貨物等山の如くに堆積したりと云へば、この年の頃までは猶は平戸港には移らざりしならむ、〔〇日本外交起原史〕西暦一千五百四十九年（天文十八年）「ジェジュウエト」敎會の僧なる葡萄牙人フランソワー・ザヴヰール同じ國の僧二人と共に鹿兒島に來るや、領主の許可を得て其領内に宣敎し、翌年の始に至りて信徒益增加せしに、彼等は忽ち其地を逐はれけるが、其原因は常に鹿兒島に來れる葡萄牙船この年は平戸港に停泊せしかば、薩摩の領主其領内の人民が貿易の利を得る能はざりしを怒り、且つ其敵國なる平戸の領主に薩摩と戰ふべき兵器を送りしを憤れるに由りしと云ふ、〔〇日本西敎史〕この說によるときは、彼の一時支那及び歐羅巴の貨物を葡萄牙船より輸入して、山の如くに堆積したる鹿兒島港の貿易の、遂に平戸港に移りしは天文十八年に在るに似たり、大曲記に云ふ、其頃まで日本に珍しき物には鐵砲なり、この鐵砲玉藥を年々過分に買置き、近習外樣の鐵砲稽古を專にせられければ、稽古つもり候ては下げ針を射る程の上手に成られける、小鳥などの事はかけ鳥を射られけり、去程に石火矢「ハラカン」などゝて、御館にも城々にも買置き、又小鐵砲など造り始る事も、多禰ヶ島と平戸津よりぞ始りけると、今や之を兵器を送りしと云ふに徵するときは、この事また同年にありしなるべし、是れよりして我國と葡萄牙人との貿易は連綿とし

て旺盛を極め、歐羅巴及び印度の藥種織物等の雜貨を輸入し、我國に有餘なる黃金と交易して、葡萄牙人の利益を得たること殊に大なりしとぞ、〇日本外交起原吏

第四 「カソリック」敎僧徒始めて平戸港に來り、尋で豐後に移りし事、幷に平戸の領主書を印度に贈て「カソリック」僧徒を招きし事

葡萄牙人の平戸港に來りしより以來、彼等は常に同港に於て貿易したりと雖も、之と同時に「カソリック」敎僧徒渡來して敎を布くに及んで、平戸の領主其の敎を信ぜざりしが故に、彼等は去つて豐後に赴きければ、平戸港の貿易も亦た少しく豐後に向つて移轉せんと欲する傾向を生じたりき、獨人ケンプヘルの日本歷史によるときは、葡萄牙人の始めて我國に來りしは西曆一千五百四十二年（天文十一年）豐後の一港に漂着せし時に在り、是より後葡萄牙船一隻商貨を搭載して隔年に豐後の同港に發送するに至りしと云ふ、〇日本古代商業史然れども他の諸書に徵するときは、葡萄牙人の我國に來りて貿易を開きしは鹿兒島の港に始まり、次に平戸港に移りしものにして、其豐後に往きしは一定の期限なく、唯宗敎上の必要よりして時に平戸港に停泊せし商船にて往きしものゝ如し、蓋し西曆一千五百四十九年（天文十八年）

に當り、葡萄牙の「カソリック」教僧徒にフランソワー・ザヴ井ールと云へる者等一群の僧徒を引率して初めて坊津に來り、其の地の領主に謁見し、其の許可を得て宣教に從事し、翌年の初に至りて教法次第に彼地に弘まりしに、常に坊津に來れる葡萄牙船この年は平戸に停泊したるによりて、其國民貿易の利益を得ること能はず、且つ其敵國たる平戸の領主に薩摩と戰ふべき兵器を送りしが故に、忽ち領主の怒に觸れて其の領内を放逐されしかば、平戸には葡萄牙人停泊し、且つ其の地の領主は彼等を放逐せし薩摩の領主の敵なれば、必ず彼等を容るゝならんと思惟して平戸に向ひ出發せり、ザヴ井ール平戸に達するや、同地に居留せる葡萄牙人は、諸人をして彼等が高位有德の人なることを知らしめんが爲め、祝砲を發し軍旗を揭げ盛禮にて迎へしかば、領主も厚く之を禮遇し、且つ其の敵國たる薩摩の領主を怒らさんとて、即時に其領内に宣敎することを許しぬ、勢既に此の如くなりければ、彼等が領主の城下に出てゝ說敎を始むるや、彼等は既に鹿兒島に在りて我國の語にも通じければ、其言ふ所を聽かんと欲して來り集まるもの恰も市の如く、聽者概ね其の說く所を感じ、二十日に滿たずして洗禮を受けたる者鹿兒島にて一年の間に受けし人より多かりしと云ふ、さてザヴ井ールはこの地に於て信徒頗る多かりしを見て、やがて京都に侵入して、こゝより其敎

を諸國に傳播せしむること、恰も歐洲の古代に在りて、法王の先祖が羅馬に占據して、その敎を遠境僻陬に傳播せしめたるが如くにせんと企て、同行の僧徒にコスム•ド•トレーと稱するものを平戶に留めて其の地の信徒を管理せしめ、其の身は數人の從者を隨へ、西曆一千五百五十年（天文十九年）十月下旬に平戶を發し、博多山口を經て京都に至りぬ、初めザヴヰール平戶を發するや、平戶に居留したる葡萄牙の商人等は金貨若干を供給し、又印度總督より與へたる資金、及び我國の都府に上るべき進物の料として葡萄牙國王より與へし儲金一千「エキユ」を與へしかども、ザヴヰールは之を受けずして出發せしが、其の京都に至るや旅費旣に蕩盡して、將軍に謁見すべき準備を完くすること能はざりしが故に、やがて平戶に歸り來り、再び山口に往いて宣敎し、夫より豐後に往いて宣敎せり、ザヴヰール等が山口を去つて豐後に往きしは、當時豐後の國府を去る一里餘なる豐前の一港に來泊せし葡萄牙の商船より、豐後の領主がザヴヰール等の豐後に來らんことを希望する由の書を傳へしによりしものにして、ザヴヰールが其一港に達するや、彼等は砲䃹を連發して之れを迎へければ、豐後の領主は砲聲の震ひし所以を辨ぜず、或は海賊等が葡萄牙船を襲擊せしにはあらざるかと思ひ、事機に由りては彼等を助勢せんとて、近臣一人を物見の使者として遣は

したりと云ふ、（日本西教史）今や豐後の領主が祝砲の何物なるやを知らざりしを見るときは、縱令當時既に屢〻葡萄牙商船の豐後に往きしものありしにせよ、其の盛大なる商業を營みしにあらざるは明かなり、初めザヴヰールが山口を去るや、曩きに平戶に留め置きしトレーを招きて其の後事を委任しければ、平戶には一時「カソリツク」敎の僧徒を缺けり、（〇日本西教史）大曲記に云ふ、されば南蠻船より切支丹宗とて珍しき佛法僧渡りけり、昔よりの神社佛寺は皆天狗なりとて笑ひけり、彼宗弟になるほどの者には過分の珍物を取らすと聞、子細を知らぬ者は皆慾に任して成る者多し、されば平戶は「エキレンシヤ」とて寺を立けり、御親類衆に籠手田兵部少輔殿兄弟御成候、乍去道可樣は我國の神國の子細を思召し不信仰成されける間、豐後に登りて大友屋形を宗に引入れ申けると是なり、然れども西曆一千五百五十三年（天文廿二年）に當りて、葡萄牙の船隊平戶に至るや、當時新に豐後に來りし「カソリツク」敎僧徒バルタザル・ガコーと云へるに、葡萄牙人の懺悔を受くる爲め他の一人の僧徒を從へて平戶港に至りしと云ふ、（〇日本西教史）葡萄牙人と「カソリツク」敎僧徒との間に存する關係已に此の如くなれば、平戶に居留する僧徒なきは、偶〻葡萄牙人をして他の僧徒ある地に赴かんとするの念を起さしむるに足るを以て、平戶の領主は書を印度に贈つて「カソリツク」敎の僧徒を招けり、

この書を傳へたるはヱドワルド・ガマーと云へる葡萄牙の船長にして、其書には、

ザヴヰール師父曾て弊邑に遊び、臣民若干に天主教を授けぬ、余甚だ之を喜び、百方盡力して其教を奉ずるものを保護して暴害を受けざらしむ、爾來豐後に住する師父其弊邑に來ること二度、同族地頭等に洗禮を授けたり、余其説く所を聽くに、皆善く意に適し肝に銘するに足る、因て近日洗禮を受けんと欲す、望むらくは尊師弊邑に臨で余意を慰めよ、誓て特別の敬禮を以て尊師を待ち、厚く同社の師を遇せん、

平戸の領主　タカノンボ（隆信）

（校者按するにメルシチルは蓋しカルジナルの誤ならん）

蓋し平戸の領主がこの書を贈りしは、ガマーが我が國に於て常時葡萄牙領印度の主教官なるメルシオルヌゲースバレーと云へる「カソリック」教僧徒の、我が國に來らんと欲して印度を出發したりと聞き、之を領主に告げたるに由るなり、ヌゲーは印度を出發して支那までは來りしが、支那より我が國に來るべき便船なかりしによりて、遂に此の行を思ひ止まらんとしたるに、偶々ガマーの我が國より同所に往くあうてこの書を渡せしかば、ヌゲーは一國の主たる人より彼れが如く丁寧親切なる書翰を待たるを見て、再び我が國に來るの志を決し、而して嚢きには飄然たる旅僧を載せて遠く我が國に來ることをば肯はざりし商人等も、

ガマーが船に數多の貨物を積みしを見て、競ひて船を出してヌゲーを送れり、然れども彼れ等が支那を出帆して漸く我が國に近くや、風候忽ちに變じて船を平戶に向くること能はざりしかば、彼れ等は遂に豐後に入つて上陸しぬ、ヌゲー旣に豐後に達するや、平戶に來つて領主を見るか、然らずんば京都に遊んで宣敎せんと企てしかども、病を得て遂に印度に歸れり、然れどもヌゲーに隨從したる同行の僧徒等はこゝに止まりて宣敎せしかば、是れよりして豐後は遂に我が國に於ける「カソリック」敎の中心となる、蓋し西曆一千五百五十七年(弘治三年)の初めに當りて、平戶港は港內安穩にして便利なるが故に、葡萄牙人の喜んで停泊する所なりければ、當時豐後に居留して我が國なる「カソリック」敎僧徒の長なりけるトレーと云へるは、曩きに印度の主敎官を招きたる平戶の領主の意に充てんとて、バルタザル・ガコーと云へる「カソリック」敎僧徒一人を平戶に遣はし、尋でまたガスパル・ウイレラ等を遣はしけるが、彼れ等が平戶に至るや、痛く佛敎を敵視して寺院を毀ち佛像を汚せしかば、佛僧はまた之に激して、夜間彼等が建てたる墓地の十字架を倒せしより遂に爭鬪を惹起し、彼等はやがて火を寺院に放つて佛像を焚棄てけり、是に於て市中一時に激動し、佛僧の黨與死を致して佛陀の爲に怨を報いんと欲し、市民は其安寧を妨害したるものを得て

甘心せんとて皆兵を取りければ、領主は固より宗敎家に限つて國法を侮蔑し治安を妨害するを得るものなりとは識認する能はざりしが故に、其事の起因は「カソリック」僧敎徒等に在ることを明察し、彼等を諭して領內を退去せしめ、領內の人民をして國法を侮蔑し治安を妨害する宗敎を奉ずることを得ざらしめたれば、彼等は去つて豐後に往きしと云ふ、是等の事實亦た以て當時「カソリック」敎の心中なりしは即ち豐後の地なりしことを知るに足る、然れども、西曆一千五百六十一年(永祿四年)六月の頃に至りて、葡萄牙の軍艦一艘平戶港に來り、其國より豐後の天主堂に納めんとて齎らせる耶蘇の母マリヤが像を縱覽せしめたる事あれば、商業の中心は猶は平戶港なりしなるべし、元來豐後は九州の東南岸にして、其地位葡萄牙人の來泊に便ならざりしが故に、「カソリック」敎の中心は移つて豐後となりしにもかゝはらず、平戶は猶は商業の中心なるを得たりと雖も、其頃また平戶港を去ること遠からざる場處に於て新に一の競爭者を生し、遂に平戶港の盛況を減殺したりき、

第五　大村領主の特約橫瀨福田の二港を開き、遂に長崎港を開きしによりて平戶港の商勢分れし事、幷に「カソリック」敎僧徒等は太閤より放逐せられ、平戶港に集まりて

初度の便船を待ちし事

葡萄牙の「カソリック」敎僧徒等が我國に來りしより以來、豐後は其宗敎の中心となりしが故に、我國に來る他の葡萄牙商人等も漸く彼地に移らんとするの傾向を生じたりと雖も、豐後の地位たるや海外貿易に便利なる場處にあらざりしを以て、其傾向は未だ平戶港の商勢を變更せしむること能はざりしが、忽ちにして大村の領主大村純忠が葡萄牙人と特約を結んで之を其領內に誘致するに遇ひ、彼等は始めて横瀨浦を開き、又幾もなくして福田浦を開き、この二港の共に貿易に便ならざるを見て、尋で又長崎の港を開きけるが、この三港は、皆大村の領內にして恰も平戶と相隣り、其近きものは二十里に滿たず、其遠きものと雖も三十里に過ぎざりければ、其競爭は直接に平戶港の貿易を減殺し、從來平戶の一港にて貿易せし所の一半は、今や分れて長崎港の貿易となれり、然れども葡萄牙人の長崎港を開きしは大村の領主との間に存する特約を繼續して其權利を占有せんと欲したると、平戶の領主が「カソリック」敎僧徒の威權に服從せざることを怒つて、之をして貿易の利益を失はしめんとするとの二箇の原因によるものにして、固より地理上の形狀または歷史上の情態に基きしものにあらざるが故に、純然たる貿易は寧ろ平戶港に於て行はれ、長崎は是より「カソリック」

教の中心となり、而して大村の領主が彼等と締結せし特約は盡く政權を放棄したるものなりしかば、長崎港は遂に「カソリツク」教僧徒の占領する所となりぬ、是に於てか我國の一港遂に葡萄牙人の奪略する所となりしかども、幸にして太閤の政權を統一するに及びて、始めて之を恢復するを得たり、今やこの三港の開始は何の年にありしやは、大村記によりて之を詳にするを得べし、同書に云ふ、永祿五年横瀬浦南蠻船入津、同十年まで來る、同十一年福田浦入津、元龜元年長崎に入津となり、同二年長崎浦公義御所望となると、蓋し大村の領主が葡萄牙人を其領內に誘致せしは、固より平戶港に競爭して商業の利益を享有せんと欲したるものにして、競爭の商業社會に行はるゝは毫も惡むべきことにあらざれども、其の競爭の手段には大に不可なるものありき、ケンプヘルが日本歷史に曰く、此時に當つて日本帝國は未た鎖鑰せられず、其大小名の將軍に服從するや尙は嚴正ならざりしを以て、日本人の國內又は海外に旅行すること自由にして、其商用等によりて行かんと欲する所の地は、何處として行かれざるはなく、外國の人民と雖も亦何等の要務たるに論なく、國中孰れの港にても其便利とする所に隨つて入港するを得たり、是れ即ち葡萄牙人が始めて日本に渡來せし時の情態にして、九州の大名等が彼等を款待するは頗る優渥を極め、且つ葡萄牙人の貿易を

開きて各々其臣民を利せんとするの熱心より、諸大名の間に競爭心を喚起し、各人鋭意自己の港をして外人の撰擇に適せしめんことを勉めたりと、〇日本古代商業史然れども大村の領主が爲せる所に至りては普通競爭の程度を超過し、彼等に特約するに左の二條を以てしたり、

一「キリスト」教堂を創設し、敎師を充分に給養し、葡萄牙人の爲に横瀨浦の一港及び其周圍二里四方の地を開き、諸税を免し、又敎師の許諾なき異敎の者は、一人も港内に住するを得ざらしむべし、

一葡萄牙人等港内に在住する者へは、何人を論せず諸税を除き、自今十ヶ年間葡萄牙人と貿易を營む諸人へも、課役一切を免除すべし、

この特約の法外なるは論せずして明かなり、第一條によるときは「カソリック」敎の僧徒は己が威權に服從せざるものには、之に附するに異敎者の名を以てして之を港外に放逐することを得べく、葡萄牙人は何人を論せずして永久無税の業を港内に營み、以て國內有税の業務を執るものと競爭し、盡く之れを壓倒するを得べし、彼等が利益に鋭敏なる豈にこの特約によりて生ずる所の大利益を知らざんや、直ちに平戶港を去つて横瀨浦に移らんとしたるも亦た當然の勢のみ、此の事早くも平戶港に聞えければ、平戶の領主は貿易の利益を失は

んことを畏れて、急に「カソリック」教の僧徒を見んと欲することを告げ、また人民の其の領内に於て「キリスト」教を奉ずることを許したり、この時適〻葡萄牙の商船平戸港に來りて貨物を輸入するものあり、是れ彼等が平戸港を以て最も便利なりとしたるによるなり、然るに「カソリック」教の教僧等は、既に目前に横瀬浦の大利益を占有せんとしたるときなりしかば、豪慢にも平戸の領主が嘗て宗門を侮辱したることを懲戒し、且つ「カソリック」教の僧徒は葡萄牙人を統御するの威權あることを平戸の領主に理會せしむべしとて、豐後に住したる僧長コスム・ド・トレーが許より書を船長に贈りて、速かに平戸港を解纜すべき旨を通じ　尋でトレー自ら平戸港に來りて船長に會し、船を港外に退かしめんことを賴みければ、忽ち纜を解きて平戸港を離れ横瀬浦にぞ赴きける、（日本西教史）蓋し常時「カソリック」教の僧徒が惡むべき行爲を以て商業に干渉したる有樣は、日本西教史に記せる所によりて自から明瞭なり、同書に曰く、平戸港はヲコシウラ（横瀬浦）と相離るゝと九里或は十里なり、平戸國主は、大村の領主が耶蘇教師を招き、葡萄牙人と貿易を開かんとするを、早く傳聞して其の企を妨けんと欲し、自國の耶蘇信者を厚遇し、又人をして信者に告げしめて曰く、余自ら將に教師に會せんとす、又た信者に國內に於て其教を奉ずること

を許すことと既往の如くすべしと、斯の如く許したる時、適々葡萄牙船平戸港に入り、貨物を齎らし來つて停泊す、是れ外國人の平戸港を以て最も便利なりとするに因るなり、往々國主は信者を遇するに苛酷を以て處分し性質至傲の人なれども、葡萄牙人の船舶領内に入津するを見て謂て曰く、余や昔日葡萄牙人は利慾を輕んじて名譽を重んずと信ぜしが、豈に圖らんや却つて宗教に薄くして射利に厚かりき、其故は彼等は信者を厚遇する豐後の地を離れて、信者を苛責する余が領内に來航するを以て之を證すべしと云ひしと有り、實に不當の言なり、因て今や之を懺悔するなりと、此の欺詐侮辱の言語既に豐後の領主及びトレー師長の耳に入り、府内在留の葡萄牙人等と集議したるに、一同宗門侮辱の所爲は赦すべからずとし、是に於て船長に書を賜り、速に平戸港を解纜すべき旨を通じ、後又た耶蘇敎師葡萄牙人を制御するの威權あることを平戸國主に領會せしめんが爲めに、葡萄牙人及び豐後に在る平戸國主の叔父一同に代り、トレー師長と共に平戸港に赴き、船長に事故を説明し、葡萄牙船は其の港を去り他方に行くの命を傳ふべきに決議したり、トレー師長は積年の勞力に疲れ、身躰壯健ならずと雖も、好んで此の使事を承諾したるは、曾て建設したる平戸の天主堂を一見し、又たヲコシウラは平戸の近邊にて九里又は十里なれば、途中爰に立寄り、博多の信者を

も訪はんとの志ありし故なり、トレー師長豐後を出でゝ後、道中賊の爲に數々冒されたりしかども、遂に恙なく平戸に到りければ、數多の信者忽ち來つて師長を訪ひ、船長は師長を尊崇して大小の旌旗を悉く船上に翻へし、大砲數門を並べ數回發砲してその來着を祝せり、平戸國主は砲聲を聞き大に驚て曰く、葡萄牙人等は信神と商業との二事に懈らざれば、何ぞ富を計り利益を營むを以て宗門の榮譽を毀傷せんやと、師長は船長に會し船を港外に退かしめんとを賴みければ、忽ち船纜を解き平戸を離れ、ヲコシウラに向つて出帆したるとき、平戸國主更に驚怖を增し悔悟淺からず、况や師長の出帆前に當り市中傳播して言ふ、平戸國主は曩に欺詐暴虐を以て耶蘇信者を咎責せり、敎師此の如き國內に住居すべからざるなりと、此風聞に因つて信者は國主の必自今一層宥恕を加ふるなるべしと爲せりと、以上揭ぐる所は、即ち「カソリック」敎の僧徒が自ら其罪案を記して自ら後世に傳へたるものなり、已れ僧徒の身にして俗事に干涉すること此の如し、當時我國人をして、「キリスト」敎を目して邪宗とするに至らしめたる亦た宜ならずや、大曲記に云ふ、平戸津に唐南蠻船着候事も、豐州屋形其比九州の管領にて候へば彼御下知にて候、聊も私ならぬ子細にて候を、大村殿をして橫瀨浦に町を立て、南蠻船を呼び取なされ候間、大村純忠公切支丹に御成候間、平戸の

「エキレンシヤ」を横瀬浦の如く引け申候間、諸國の商ひ船も平戸の瀬戸を打通し、横瀬浦へと通りければ、地下に居住の旅人も横瀬へと直り候間、平戸は大方物さびしく成候事も子細有る事にて候へども、道可公其色をとかくと不被仰事、切支丹を内に不信仰におぼされ候事故是一ツ、又何にても咎を招かるゝことのみ多候間、御思案正しく候によつて、横瀬は今の長崎の樣に小路の躰も富貴に成候へども、とかくと手を御附不被成候て、鐵砲を用意して玉藥の覺悟ばかりにて候と、このことを云へるなり、されども基利斯督實記に據るときは、彼等が横瀬浦に移るの原因を記せること少くこの二書に異なり、同書に云く、其後船平戸に入る、平戸にて日本人と「シニヨロ」少しの口論あるに、伊藤甚三郎と云人通り合せ、何事やらんといひければ、もとより日本のものは口を知りたる故に少しのあきなひ故と申す、甚三郎之を聞き、賣買の故ならばしづまり候へとなだめけるを、「シニヨロ」は口を知らざる故に只喧嘩の一同と心得て、劔を拔で彼の甚三郎の右の手にきずを付る、其後甚三郎今は殘る所なしとて、かの「シニヨロ」を忽ち討てすてければ、「ガスパル」以下の者ども日本人との喧嘩なりとさけびければ、黑船の有りとあらゆる南蠻人皆々陸にあがり、甚三郎を中に取籠むれば、平戸の武士町人に至るまで皆一ツに成て、只南蠻人を中にとりこめ散々に戰ひければ、只防

戰の事となり、喧嘩は宮の前と云ふ所なりしが、くやの島と云ふ處まで皆追うちにせられ、「シニョロ」＝ガスパル」以下の者こと〴〵く討すてられて、三が一ほど船に逃げ乘らんとせし處に、平戶の守護殿よりして使者をたてゝ、みなとをたのみ來りける船をなさけなくせんずる事、異國の聞えも然るべからず、たゞ喧嘩を止まれ、しきりにすゝめたらんものゝ名字けつたいなるべしと使を給りければ、其時日本人しりぞく、のこりたる南蠻人のこらず手を負て船に乘りけるが、其年は漸くおち〳〵あきなひしてアマカハに歸り、次の年は橫瀨浦と云所に船を着くる、かの所は大村殿と云人の知行なれば、主君にあんない云て其の法をひろめければばしたがはざるものはなし、すでに主君も其門に入り玉ふ、其後に子細有」之、福田といふ所に船を着くる、其後今に長崎に船を着け次第に繁昌するなりと、蓋し當時葡萄牙人の始めて東洋諸國に交通するや、頗る戰勝の威を挾んで人を凌ぐの氣あり、毎に劍戟を手にして市場に入り、其狀恰も武士にして商業を營むに似たりと云ふ、〇日本外交起原史果して然らば葡萄牙人が商業上の爭論によりて伊藤を傷けたる事も亦た實に然りしならん、要するに是等の事情は、共に葡萄牙人をして平戶港に來るを欲せざらしめたる所以にして、專ぱら之を煽動したるものは「カソリック」敎の僧徒なり、而してこの時に當つて恰も大村の領主

が、横瀬浦を開いて彼が如き特約を實行したる一事は、遂に葡萄牙人をして平戸港より退かしむ、然れども平戸港は既に久しく貿易の良港となりて最も商業に便利なりしが故に、葡萄牙の商人等は猶は好んでこの港に來泊しければ、「カソリック」教の僧徒等が傲慢なる企望を以て、平戸の領主を懲戒して其威權に服從せしめんとしたる目的は毫も成功することなく、以て商業上の利益は決して宗教上の威權の干渉すべき限りにあらざる事を證明しぬ、日本西教史は元來常時我國に居留したる「カソリック」教僧徒の報告等によりて編したるものなるが、同書にまた曰く、平戸領主は性質狡猾にして曾て耶蘇が狐性の名を下せし侯と、其人となり恰も類似し、頗る「キリスト」教人を惡むと雖も、領主は葡萄牙人を平戸港に招かんと欲して其性質を陽にあらはさず、葡萄牙人を遇する厚からず薄からずせしが、後遂に其狡猾の態を發露せり、然れども平戸港は日本屈指の一港にして、葡萄牙人の交易に便利なれば、彼等は好んで其港に來着せりと、以て其窮せしを見るべし、彼等は常に之を憂ひ、平戸の領主をして宗教に盡力せしめんと百方苦心してありけるに、西暦一千五百六十四年(永祿七年)葡萄牙の商般二艘支那より來つて平戸港に入り、また次に一船は僧徒數人を送りて平戸港に來るべきを聞き、彼等は葡萄牙人に商業の利益を得せしむるは神の榮利を增加するにあり

との說をなし、「平戸の領主は葡萄牙人との貿易を廢するを欲せざるを奇貨として、船長に其船を港外數里の地に停泊せしむ、是れ彼等が「カソリック」敎僧は葡萄牙國王に對しても大に威權あるものなることを知らしめて、平戸の領主を己等に敬服せしめむとする計策なれば、領主人をして其入港を促さしむれども、船長は僧徒よりの許可を得ざれば、船を港内に入れ難しと稱して其命に從はざりき、領主は固より貿易の業を重んぜしかば、やがて特使を曩さに放逐せし僧徒の許に遣りて、前日待遇の疎なりしことを謝し、向來必ず「キリスト」敎人の取扱を鄭重にすべしと告げしめたり、然れども彼等は猶ほ領主の詭計ならんことを疑ひて其積荷を陸揚せず、「カソリック」敎の僧徒を平戸港に住居せしむる事、及び「キリスト」敎人自費にて天主堂を平戸に建る事の二條を要求し、領主其約を履行して後始めて貿易をなせり、「カソリック」敎僧が曩さに逐斥されたる頃居住せし家屋を附與されて平戸港に歸りしは、この年の八月二十四日にして、平戸の天主堂成就せしは十二月八日なり、彼等はこの寺院を名くるに我國の辭を以てして天門寺と云ひしとぞ、○日本西敎史此の如くして明くる永祿八年には、葡萄牙の商船平戸に來りて、布帛織物珍貨器械數多を齎らし貿易利潤を得て歸れりと云ふ、○耶蘇天誅記然れども彼等は大村の領内に於て他に良港を得んことを務め、遂に福田浦を發見し

ぬ、是れ彼の特約を繼續して一港の商權を專占するときは、宗敎貿易兩ながら其利を得て、實は一港を占領したるに均しと雖も、平戸港にあるときは其暴威を抑制さるゝのみならず、又相當の租税を拂はざるべからざればなり、而して其頃また平戸の領主と葡萄牙人との間に於て一塲の小迫合を生じければ、葡萄牙人遂に平戸港に來ることを欲せずして、大村の領內にこの一港をトし、こゝに貿易の市塲を新設したり、日本西敎史に云ふ、西暦一千五百六十七年（永祿十年）の頃に當つて平戸の「キリスト」寺院は豐後の如く盛ならず、平戸の領主は葡萄牙人と貿易を繼續せむと欲して、「キリスト」敎人を容るゝ所あるが如くなりしと雖、終に大なる隙を生したり、此年マカオの主管なるヂャン・ド・ペリラ貴重の商品を船積して支那より我國に囘船せしが、彼等は平戸の領主が「キリスト」敎人を遇すること甚だ粗忽なるを聞き、針路を大村に向け福田の浦に投錨せんと欲して平戸瀨戸を通過したり、平戸黨は葡萄牙人と隙あるを以て、此事を聞て大に怒り、直に五十艘の帆船を出す、この船隊は加藤殿其他二將の指揮する所にして、領主より葡萄牙人の船を燒滅するか、或は之を平戸に引くかの事を命せられたる者なり、ジャン、ド、ペリラはこの船隊の追來るを見て警備を怠らず、而して運轉の巧なるに由り、平戸の船隊をして逆風を受けて襲擊せんと欲するも能はざらしむ、

其漸く接迫するや葡萄牙船より發砲すること數回、遂に平戸の艦隊を擾亂せしめ、復迫らんとする時烈しく一砲を發して、遂に船隊をして全く敗走せしめたり、この時平戸の軍兵即死する者七十人、傷て死に至るもの二百人、就中京都の軍將二人、加藤殿の親族六人あり、この一戰葡萄牙人の勝利を得たるは、「キリスト」教人の英氣を振起するに足りきと、この爭闘によりて葡萄牙人は益々平戸の領主を敵視し、其領内なる平戸港に入るを快とせずして、福田浦を以て貿易の市場となせしかども、福田浦も亦た良港にあらざりければ、幾程もなくして長崎港を大村の領内に發見し遂にこゝに移りぬ、長崎拾芥に云ふ、南蠻船大村の内横瀨と云所に五六年渡海し、其後平戸に二三年來る、此所にて日本人と口論をなし平戸を立去り、又大村の内福田浦に二三年來る、元龜元年に始て長崎の津に入來ると是なり、蓋し長崎の地たるや決して商業に便利なるの地にあらざるは、彼ケンペヘルが日本歷史に、長崎の市府は九州と稱する島の西端に位し、岩石高山の間に介在して地味極めて不毛なり、且富庶なる日本の本島に隔絶して殆ど外國貿易の道路なしと云も可なり、然れども只其港灣の繋泊に便にして風浪に安全なる以て、僅に此國に通商をを許されたる諸外國の船舶毎年茲に來て商品を輸入し、以て之を每歲定期に國中各所より此地に輻湊する日本諸商人に賣與する市場な

りと云へるにても明かなり、而して當時歴史上の情態に於ても、亦た諸國商人の旅館とすべき家宅もなかりし程なりと云ふ、〇長崎夜話 果して然らばこの港の外國貿易に向つて開かれたる所以のものは、大村の領主が葡萄牙人を其領内に招きて貿易の利を得んと欲し、彼等に與ふるに彼の如き特權を以てしてまた新に市場を開築し、〇長崎夜話 葡萄牙人等は其特權を得て肆に宗教を宣布し、また宗教を侮蔑する平戸の領主をして其領内に於て貿易するの利益を失はしめんと欲し、二個の原因相表裏して遂にこの結果を生出したるに非ずして何ぞや、是に於て平戸港の貿易亦た大に其勢を分たれたりと雖も、長崎港は既に已に彼が如くして成立ちし場處たるに過ぎざれば、其貿易も亦た主として「カソリック」敎を附帶したるものゝみに止まり、且は彼等が曩に結びし特約によりてこの港の全權を肆にして、後には遂に之を占領して切支丹の寺領となせしが故に、〇長崎拾芥 太閤の我國の政權を統一するに及んで、其の僧徒等は遂に我國より放逐され、其土地は遂に中央政府の直轄となり、痛く其撿束を受けて貿易も亦た衰へたり、天正十五年の夏太閤既に薩摩を征服し、暫く博多に在つて九州の政務を處理しければ、長崎に住したる「カソリック」敎僧徒の長ガスパル・ケロ同處に往て其戰勝を拜賀したるに、其時葡萄牙の非常に巨大なる一舶平戸港に來著せる由を太閤に告ぐる者ありて、

太閤其船を見んと欲し、ガスパル・ケロをして命を船長に傳へて其船を博多に回航せしめたり、然るに船長路艱なるを以て辭しければ、太閤忽ち激怒を發し同夜令狀を彼等に與へて、二十日以内に我國を退去せしむ、されども彼等は二十日以内に歸航の船なきを以て、六箇月の時間を許し與へられんことを請ひければ、太閤其言の眞實なるを察し、彼等をして悉く平戸に集合して、此地に於て便宜を待ち、初度の便船より出發すべしと命じぬ、この命により一時平戸に集合したる僧徒等は百二十人なりしかども、其退去すべき期限内に於て、彼等は潜かに各處の領主に依賴して其領内に潜伏し、平戸の奉行も亦た四人を隱匿したれば、其眞に我國を退去せしものは名のみに過ぎざりしと云ふ、〇日本西教史 太閤が「カソリック」敎の僧徒を放逐せしは、彼等が長崎港を占領したるが故なりし事は、左に掲くる條目によりて之を知るべし、而して當時巨大なる葡萄牙の一船の平戸港に來着したると、または太閤が我國より退去すべき「カソリック」敎僧徒等をして平戸港に集合して便船を待たしめたることと等を參考すれば、當時平戸港の貿易は猶は絶えざりしことを知らむ、

定

一日本は神國たる所に、吉利支丹國より邪法を授け候義甚以不ㇾ可ㇾ然事、

一其國郡の者を近付門徒になし、神社佛閣をうち破ると前代未聞候、國郡在所知行等給人に被」下候義は當座の事候、天下より御法度相守、諸事可」得」其意」候處、下々として猥義曲事事、

一伴天連其智慧の法を以心ざし次第檀那を持候はんと被」思召」候處、如」右日域の佛法を相破候曲事候條、伴天連の儀日本の地には被」爲」置間敷候間、今日より廿日の間に用意仕可」歸國」候、其內下々伴天連に不」謂族申懸者在」之は曲事たるべき事、

一黑船の義は商賣の事候間各別候之條、年月を經諸事賣買可」仕事、

一自今以後佛法の妨を不」成輩は、商業の儀は不」及」申候、何にても吉利支丹國より往還不苦候條可」得」其意」事、

天正十五年六月十九日　〇松浦家藏文書

第六　西班牙人貿易を平戶港に開始せし事并に其退去の事

葡萄牙に次で航路を東洋に開きしものは西班牙なりしかども、葡萄牙人が務めて西班牙人を擯斥して、我國の貿易に關係するを得ざらしめたるを以て、彼等は久しく我國に來りて貿易を開く能はざりしが、西班牙の植民地なる呂宋の商人等は、葡萄牙人が我國の通商を專占

するを見て、妬心を含むこと最も甚しく、殊に呂宋より太平洋を横ぎりて新西班牙即ち今の墨西哥に達せむと欲するには、我國の東岸に船を泊すべき一港を得るは最も必要なるを以て、屢々我國の一港に貿易の市場を開設せんことを謀りぬ、蓋し耶蘇天誅記によるに、西班牙人の我國に來りしは天文十八年（西歴千五百四十八年）を始とするもの丶如し、この年西班牙の商船豊前の國八ッ屋の浦に來り、乘船の人數三十一人あるが中に、其六人は我國に留まれりと云ふ、永祿七年に至りて肥前の國五島に來りて其國の産物を貿易し、同じき十年肥後の天草郡の南濱に其船人數四十餘人、商物餘多積來て貿易し、以來年々渡海すべき由を約して歸りけるが、如何はしけん其後は天草には來らず、同じき十一年に紀伊の國雜賀の浦に着津し、綾羅錦繡の類夥しく積來て貿易し、我國との貿易を開かむと試みしかども、また其目的を達する能はざりき、そのゝち天正八年六月に至り始めて平戸港に至つて貿易を開始したるは、恰も葡萄牙人が既に長崎港に移つて盛なる貿易を彼地に開き、平戸港は大に衰頽に赴きし頃なれば、彼等がこの事を成就するや、平戸港なる我國人の助力を得て、漸く葡萄牙人の妨害に敵したるならん、然れども同書には西班牙を以て諳厄利亞即ちイギリスとなし、又其國を以て耶蘇本國なりと記せり、抑々當時我國に拒絶せし切支丹宗は、「カソ

リック」敎にして、「プロテスタント」敎にあらざりしは、葡西の二國が來航を禁ぜられしのちも、阿蘭陀と英吉利とのみは猶ほ其貿易を維持し得たるにて明かなり、然らば則ち我國豈に英吉利を以て切支丹宗の本國なりとすることあらんや、且つ英吉利の航路を東洋に開きしは第十七世紀に始まれば、第十六世紀の半に當りて我國に來るべき理由なし、蓋し其頃西班牙王非立第二世日耳曼帝の位を相續して、昔時羅馬の遺績を慕ひ、「カソリック」敎の力と其兵馬の力とを以て圜球を席卷せんとしたりければ、この國をこそ我國に來りし羅馬敎僧の本國なりとは云ふべけれ、且つ西班牙は西曆一千五百二十年以來、每に呂宋墨西哥の間に往來せしを見れば、當時我國に來航するも亦何ぞ奇怪とするに足らむや、蓋し鎖國の世に於ける我國の記者は外國の事に暗し、葡萄牙を以て南蠻と稱し、(時に西班牙を倂稱せることあり、)南蠻の外は阿蘭陀英吉利あるを知るのみ、故に古來の文書にして南蠻にあらず、また阿蘭陀にあらざるものあるを見れば、卒爾に之を認めて英吉利となせしならん、此の如くして西班牙が貿易を繼續せしは殆ど二十四年を經たりしが、慶長四年の頃に至り商業の利潤を失ひ、遂に其國に歸り去りぬ、今之を二三の古書に徵するに、耶蘇天誅記には、天正八年六月諳厄利亞國の商船肥前國平戶の港に着す、夫よりして以來慶長年中まで二十餘

年、年毎に渡海しけるが、其後は絶て着岸することなしと見え、長崎夜話には、諸厄利亞國の船商賣として、天正八年庚辰の夏初て平戶へ來りて商賣す、是より每年渡海することと二十年ばかり、慶長五六年に至りて商物利潤なし、先々當年をかぎりて歸るべし、國主へ相談し、其旨に任て又々來朝すべしと、平戶の領主に訟へけるに、其旨に任すべしと有ければ、さらば又重て來らん時の爲なれば、御朱印を賜はるべしと願ひしかば、關東へ此旨おほせつかはされしが、望にまかせ給て御朱印をぞ給はりける、ヱゲレス悅で之を持かへりぬ、されど國主も何如思ひけん、其後は渡海することもなかりしと見え、谷村友山覺書には、ヱゲレス初て平戶へ入津は天正八年庚辰辛巳壬午、この三年の內なり、慶長四年己亥引取申候、商利潤無御座候、先本國へ歸り頭人と申談し、又參り可申、御朱印拜領仕度と願ひ、即ち御朱印被下候、其後長崎へ來候へ共、御免不被成候、其時御朱印出候由と見えたり、長崎夜話または谷村友山覺書に朱印の事見えたるは、彼の英吉利の事を混じたるものに似たり、されども英吉利の慶長十七年より元和九年に至るまで凡十年の間、平戶港に來りて貿易せしは最も明かなる事實なるに、今其後は渡海することもなかりしと云へるは、亦た其別國なる一證にして、之を彼の諸厄利亞は耶蘇の本國なりと云へるに參照するときは、其の西班牙なるこ

と盖し疑ふべからざるなり、日本西教史に記する所によれば、嘗て豐臣太閤の將に朝鮮を征せんとするに當りて呂宋を招撫したりければ、呂宋島に駐在せる西班牙の代理政府より、西曆一千五百九十三年（文祿二年）に及び、「フランソワー」派の「カソリック」教僧數人を使者として我國に遣しけるに、彼等は平戶港を過ぎて太閤の居處なる名古屋に赴けりと云ふ、而して彼等が慶長四年に至りて商業利潤を失ひしは、彼等が葡萄牙人と同じく「カソリック」教を奉せしを以て漸く我國人に疎まれたると、當時既に阿蘭陀人の平戶港に來りて其の貿易に競爭を試みしとによるならん、阿蘭陀人の平戶港に來りしは慶長二年にして、平戶の領主が「カソリック」教を禁せしは同じき四年の事なれば其年代よく稱へり、

第七　阿蘭陀人商館を平戶港に開きし事幷に河內津の事

阿蘭陀人の葡萄牙人に代りて東洋貿易の權を得しは、西曆一千五百九十五年（文祿四年）に始まる、是より後二年にして我國に來れりと見ゆたり、長崎夜話に云ふ、平戶に紅毛船の來れる始は慶長二丁酉の年なりき、耶蘇天誅記に云ふ、慶長二年五月阿蘭陀國の商船始て肥前の國平戶の港に入津して、綾羅錦繡其外珍物美物を持來り交易す、深江記に云ふ、慶長二年五月御祖父法印公の御代、即阿蘭陀船商賣として平戶へ來り色々の珍物持來ると、然れども

も世に傳ふる所は是より少しく後にあり、即ち壷陽錄に、紅毛人は慶長二年五月四日より平戶へ入津始る、又切支丹宗門御法度被成しは慶長二年丁酉より初けれども、諸國この宗旨御法度はなく平戶許りなりと云へるにより、始めて是等の諸書に從はざるべからざるを知れり、蓋し西曆一千五百九十九年(慶長四年)に當つて、平戶の領主フユアン(法印)は領內の政務を其子隆信に委任し、秀賴に謁せんと欲して京都に參覲しけるに、遙に書を隆信に贈りて「カソリック」敎を禁遏せしむ、此時平戶に於ては「カソリック」敎人甚だ多く、就中領主の近親ドムゼローム、及び其子ドーマ、其從弟バルタザル等皆其大信者なりけるが、領主は悉く彼等の族黨六百人を放逐せしめ、後又遂に其家屋を燒き棄てたりと云ふ、〇日本西敎史 最敎寺緣起に、法印生憎蠻種、常謂曰、耶蘇恐成後世日域讎、若有明君有天下必滅彼徒、所以慶長四年我疆中士民屬邪法者悉放黜、慶長十九年征夷大將軍家康公命天下誅戮蠻族先是十有六年正有先見之智固奇矣と云へるは即ち是なり、然らば則ち平戶の領主が「カソリック」敎を禁せしは、阿蘭陀人の來りしより二年の後にあり、平戶の領主は夙に葡萄牙西班牙の二國の「カソリック」敎僧が、極めて專權の擧動あるを惡みしと雖も、其貿易を繼續して彼國の商人を平戶港に來らしむるには、彼等を優遇することの已むを得ざりしを以て、之を默許に附し來り

しに、今や遽かに此の如き嚴威を示して教禁を決行せしは、豈に阿蘭陀人の既に純然たる貿易を平戸港に開きたるを以て、歐洲との貿易は亦た宗教を附帶したる葡西二國に依るの必要なきに至りしが故にあらざるが、蠹陽錄に、切支丹宗を禁ぜしことを以て、阿蘭陀人の平戸港に來りしと同じ年に在りとなしたるは固より訛傳なりと雖も、熟〻其訛傳せし所以を察すれば、其間蓋し密接の關係ありしものなるべし、其後恰も一年を經て西暦一千五百九十八年（慶長三年）六月廿四日、阿蘭陀の東印度商會より水師提督ジャックス・マフをして、艦隊五艘を率ゐてテックセル島を解纜し我國に向つて航行せしむ、この船は大西洋を横ぎり、南米洲のマゼーラン峽を超へ、再び太平洋に入つて、（〇日本外交起原史）一千六百年（慶長四年）四月十九日（〇東京紀行）僅に豐後の一港に着きしが、途上屢禍にかゝりて、この時は僅かに提督が乘りたる一船を存せしのみ、夫より、大坂に徃き、當時稍ゝ我國の政權を收攬せし德川家康の命によりて尋で江戸に同航せしが、途上また船を壞りて久しく我國に止まり、其水路師なる英人ウヰルリヤム・アダムス、及び蘭人ヤンヨウステンは深く家康に信任せられたり、或は是を以て阿蘭陀より我國に來りしものゝ始なりとすれども、蓋し亦た前年我國に來りて實況を目擊したるものゝ報告によるものならむ、其後十餘年の間、平戸港の阿蘭陀貿易が平戸の領主の許

しを得て、我國の商人と阿蘭陀の東洋に居留するものとの間に依然として行はれたること
は、平戸の士族大曲通介が藏せる所のオラダン流石火矢の傳書よりて明かなり、其書に曰く、

おらんだ流

今度松浦法印様以御意を、稽古仕候石火矢一流、少茂不殘相傳申させ候、あさまに被成問
敷候、子細者直に御意の通、其子總領一人ならでは、兎申事無用の由被仰出候へば、貴殿
よしみの事に候條如此御坐候、仍而ろつじに被成候ては神文の大事可有之候者也、

慶長九年十二月吉日　　　西清右衛門

（花　押）

大曲喜左衛門殿

然れども當時未だ兩國通商の約はあらざりけるが、西暦一千六百七年（慶長十二年）に至り、
阿蘭陀は葡萄牙人と東洋貿易の權を競爭し、十二月十二日再び軍艦十三艘を艤し、兵士
千九百人大砲七十七門を載せ、水師提督ウェルホウヘンに之を率ゐて阿蘭陀を發せしむ、
この艦隊は喜望峯を廻つて來りしが、一千六百九年（慶長十四年）七月に至りて、平戸に達す
るを得たるものは僅かに二艘に過ぎざりき、是に於て彼等は急ぎ我國と通商するの命を遂

せむと欲し、平戸の領主に就て之を許りしにぞ、領主はさらば江戸に往きて家康に謁すべしと喩し、其坐船に水手五十人を添へて、阿蘭陀の使者を江戸に送りね、八月彼等家康に謁し國書進物を呈しければ、家康また禮を厚くして彼等を遇し、遂に左の返書を與へたり、○日本外交起原史是我れ國に在つては慶長十四年七月二十五日なり、○外蕃通書

日本國主源家康復二章阿蘭陀國主殿下一、遠傳二信書一、披而見之、則近如レ對二高顏一、殊投贈四種之方物一、歡悦有レ餘、抑從二貴國一遣二異域一兵船大將裨將許多軍衆之內、到二着本邦松浦津一、(平戸港)殊與二陋邦一可レ有二和睦堅盟一、予所レ希也、兩國同レ志、則縱雖レ隔二千萬里之海陸一、年々往來何有レ異哉、於二陋國一正二無道一令レ歸二有道一也、依レ之渡海商客安居必矣、貴邦眞如路數人遣二置本邦一、可レ被レ立二舘舍一之地、着レ船之湊、任二貴國意分與一之、自今以往彌可レ修二隣交一者也、餘事附在二船主舌頭一、惟時秋天、殘暑尤甚而已、自嗇不備、

慶長十四年龍集己酉孟秋二十五蓂

阿蘭陀の使者はこの書を得て江戸を發し、十月上旬に至りて平戸に達せしかば、阿蘭陀の艦隊は平戸に商舘を作り、代理商二人を留め、其他は本國に向つてぞ歸りける、ウエルホウヘンの艦隊の旣に阿蘭陀に歸るや、阿蘭陀の國王モーリス商船を發して我國に來らしめけ

るが、この商船の阿蘭陀を發せしは西暦一千六百十一年（慶長十六年）七月にして、〇日本外交起原史其平戸港に着きしは慶長十七年八月十二日なりしと云ふ、〇駿府政事錄是れ蓋し最初より我國に來るの目的を以て阿蘭陀を發したる商船の始にして、歐洲の商品緞絹胡椒象牙鉛其他數品を搭載して我國に向ひ、同時に阿蘭陀を發したる商船皆恙なく平戸港に着きぬ、〇日本外史起源史かくて阿蘭陀の使者ジャコッブ・スペックス、及びペイトル・セゲルスゾーンは平戸の領主より與へたる船に乘り、通事二人從士一人に護送されて、西暦一千六百十二年（慶長十七年）七月十七日平戸を發し、大坂より陸路京都を經て駿河に至り、之をウヰリヤム・アダムスに報じければ、アダムスは嚢きに阿蘭陀船に乘りて我國に來りしより、久しく駿河に在りて能く我國の事情に通じ、且つ家康の信用を得たる故によく使者のために周旋し、其國書進物を呈して之に對する家康の返書を得、〇日本外交起源史また更に阿蘭陀人我國に渡來り、我國の各港に於て隨意に貿易するを得る事、其荷物を平戸に卸すときに監察を要せざる事、將軍の意に應し一地方を定めて居留地とする事の三條を請うて阿蘭陀船荷物を平戸に輸入するを得べしとの內命と、阿蘭陀船日本の內何港に着岸するも敢て故障なかるべく、また意を加へて之を厚遇すべしとてその免許狀を得たりとぞ、蓋し彼等が記する所によれは、彼等は更に江戸に到り、新將

軍の執政なる佐渡殿に就て、この前二年以來は旅行の不案内なると、阿蘭陀船の出帆の期切迫したりしとを以て、老將軍にのみ拜謁して、新將軍には拜謁せざりしことを謝したるに、佐渡殿能く其の意を領し、新將軍は二年前に遠方なる平戶より航行したることありて大に船事を解せらるれば、決して其疎意に出でたるに非ざりし事を知らるゝならんと答へ、尋で新將軍に謁見せしめたりと云ふ、（○阿蘭陀使駿河に於て祖君に拜謁したる記事）然れども秀忠が平戶に來りし事は我國の諸書に見えたるものなし、豈に夫れ傳へて而して誤れるか、この時佐渡殿即ち本多佐渡守正純が、阿蘭陀國王に贈りし書今外蕃通書に見えたり、

日本國臣上野介本多正純復二章阿蘭陀國主殿下一、來書件々、方物般々、奏二達吾日本國主一、采納惟幸、則裁二答書一、且副以二腰刀一大小二柄、被レ謝二惠意一、抑不レ異二前約一、商船到二着于本朝松浦津（平戶港）可レ得二賣買之利一者、宜レ任二船主之意旨一、吾國主之所二許命一也、莫レ訝、彌年々商船往來可レ被レ修二隣交一、如二微臣一亦聊不レ可レ有二疎志一、依二船使之望一、大泥國等之商船來朝不レ可レ有二相違一旨別整二得印札一一通、渡二與船使一、猶有レ攸二懇求一、聞二國主一速可二調發一、何有二隔礙一哉、所二領賜一之音物拜納、感佩無レ他者也、委悉附二船主舌端一不宣、

慶長十七年壬子仲冬日　（○外蕃通書）

阿蘭陀の使者は是等の返書を得、途を京都に取つて大坂に至り、同じ年の九月十九日平戸に歸り、更に代理商を增加して倉庫を築き、其他の然るべき人々には進物を贈りなどして、九月二十八日(西曆)阿蘭陀に向つて歸國せり、〇日本外交起原史此の如くして曩に阿蘭陀の商人が平戸の領主と結約して平戸港に開きし貿易は遂に兩國の交際となる、日本西敎史に云ふ、公方は百般の策略を設けて其富を貨殖し、倍己の金庫を滿たしけるが、貿易は最も富を致すを以て、前に公方は葡萄牙人を虐遇し之と交通を絕ちしと雖ども、其時偶々阿蘭陀人の平戸港に來れるに由り、更に交易を開かんと欲して之れに謀りければ、葡萄牙人に代つて日本と交通するは固より人の切望する所なれば直に約を結び、歐洲及び支那の貨物を輸入するに至りぬ、然れども當時の阿蘭陀國は今日の阿蘭陀國にあらずして、國威猶振起せざりしかば、其齎せる商品は高價の貨物にあらずして、唯乾酪等の如き日本人の食せざる物品なりしを以て、公方は之を滿足せず、更に葡萄牙人をして復た來らしめむと決心し、支那駐在の「キリスト」敎會に使者を遣し、之に說て再び通商せしめければ、葡萄牙人は容易に之を承諾して、貿易前日の如くに復しけれども、蘭人の貿易も亦依然として變ぜざりしと、然れども遂に勝を東洋貿易の全局に占めしは阿蘭陀人なりしを以て、平戸港の貿易亦た隨つて隆盛に赴き、平戸の

領主は常に外國貿易に關する事務を掌り、島上の比屋皆富庶の人となる、江月和尚が松浦壹岐守隆信の墓碑銘に云ふ、公掌二異邦貢献之官船商舶一、異客懷レ惠、年々來朝、維二舟於平戸島一、島上比屋悉爲二富庶人一、繼台德院殿大相國公不レ渝二鈞命一、世人皆以爲榮焉、公爲二其任一重哉と、嘗て葡萄牙人の始めて平戸港に來るや、港内安穩にして其便利なりしを以て、彼等は之を日本屈指の一港なりと稱し、喜んでこの地に停泊せしと雖ども、〇日本西教史この地歐洲貿易の市場となりしより殆ど七十餘年の星霜を經、諸處の旅人等居をこの地に占むる者多く、港腹を埋めて市街となし、水源を壑して田園となせしかば、港底漸く埋沒して既に船舶の寄泊に便ならざりしを以て、阿蘭陀人は商館を平戸港に立て貿易を營みしかども、其船を泊せしは平戸港より南一里を隔てたる同じ島の河内浦なりき、故に河内浦に居留するもの亦隨つて多く、其近傍なる丸山の一丘には遂に游廓を築くに至れり、 今長崎の丸山は阿蘭陀貿易の市場と共に河内浦より移轉したる者なりとかや、 壺陽錄に、古町人云、古より七郎權現は潮打際の磯邊なりしが、異國船入津しければ、京堺の者共多く今の長崎の如く不斷居ければ、彼等共町屋を廣め浦を埋め、今の如く七郎宮の前廣小路に成たり、印山道可公の御代より今の隆信公の御代まで御三代の間に、 崎方の東まで町家立續きたりと云ひ、谷村友山覺書に、亦阿蘭陀平戸に入

津いたし、荷物を揚申候て、船は湊の能候に付河内浦へ繋ぎ申候由、阿蘭陀荷物商賣の支配は片岡新右衛門と云ひ、鄭氏兵話に、平戸藩當二先君道可公時一、震旦南蠻荷物等海船來湊、歷二先君法印公泰岳公（法印の子久信）宗陽公一（久信の子隆信）尙然、而獨禁二南蠻舶一、至二寛永年中天祥公（隆信の子鎭信）時一、又尙然、阿蘭館二平戸崎方一、或碇二河内地方一、有二通詞職員一、高祖父森川彌兵衛追二號隱入一、事二宗陽公天祥公一、與二聞荷蘭館事一、阿蘭人時々來二家廷一と云へるは其の證なり、同書によるに當時河内浦は町と稱して、支那阿蘭陀の商船來湊する地なりしと云ふ、其名稱の變遷せしは即ち其盛衰の同じからざるを證するものなり、此の如くして平戸港の阿蘭陀貿易漸く盛なるに隨つて、領主の江戸に參覲する事の如きも、また蘭船渡航の時季に關係すると覺えて、享保四年の書上に、阿蘭陀唐人船以前は平戸城下の浦へ致二入港一居所も有レ之候、其後私領河内浦と申所、阿蘭陀船數十年入港、鎭信家督以後長崎入港被二仰付一候、其節在所居申候通詞共、一同に長崎相越候、右在所入港の節は、鎭信親壹岐守代春御暇被二仰出一翌年異國船御用相濟、大形參覲仕候、鎭信家督以後二月御暇被二下置一翌年阿蘭陀歸帆以後參府仕候と云へり、亦た以て平戸港の貿易頗る盛大に赴けるを知るべきなり、阿蘭陀流石火矢傳書には、當時古川治部左衛門尉重政と云へる人あり、阿蘭陀人は異國人なれば目付役を勤居りしが、遂に蘭

人某に就て親しく砲術を傳へたる由見ゆ、立石先祖書には、立石吉左衛門と云へる人あり、町奉行となりけるが、寛永十二年の二月に、私に武器を海外に鬻げるものあるを檢知して、之を追捕したる由見ゆ、其他傳說によるに、久家兵部左衛門と云ひし人も又た阿蘭陀人商賣の奉行なりければ、阿蘭陀人等より嘗て其家財を贈りし事ありと云ふ、而して是等の奉行目附支配または通事等の役人は、皆平戶の領主が家人より勤めしものにして、近者外交志稿等の書に、江戶の政府より公舘を平戶に置きしなどの如く記したるは大なる誤なり、

第八　英吉利人平戶港に貿易を開きし事、并に英國行をなせし水夫の事

阿蘭陀人の我國に來りしや、偶ゝ我國に於ては葡萄牙西班牙の二國が奪掠を包含したる宣敎主義を惡める時なりしを以て、彼等は極めて我國に親愛せられ、我國が昔日葡萄牙西班牙の二國に與へたりし舊好は、既に阿蘭陀人の享有する所となりぬ、然るに曩に阿蘭陀船の水路師となりて我國に來れる英人ウヰリヤム・アダムスは今や家康に信任せられ、外交事務の顧問にも與かる身となりければ、親しく蘭人が此の如き利益と榮譽とを享有するを視て、私に自國の人民にも亦た此の如き榮利を受けしめんと欲する心を生し、西曆一千六百十一年

(慶長十六年)九月廿八日阿蘭陀船の爪哇島に歸るや、一書を附して同島に在留する英商に贈りけるが、是より少しく先き倫敦の商人等は嘗て我國に來りし蘭船の水夫よりアダムスの事を聞き、艦隊を平戶に遣りて我國と通商せんと評決し、曩に印度に寄寓せし老年の冒險家甲比丹ジョン・サリスをして其指揮を掌らしめ、英王ゼームス一世より家康に贈る書一封幷に平戶の領主に寄せたる書一封を齎さしむ、其一船は西曆千六百十二年(慶長十七年)一月五日既に東洋に向つて倫敦を發しけるが、他の三船も同じ年の四月十八日に發したり、〇日本外交起原史長崎拾芥には、エゲレス慶長十七年始て商賣として平戶に渡海すると云ひ、谷村友山覺書には、インゲレス慶長十七年平戶へ始て來ると云へども、今日本外交起原史によるに、英船の平戶に達せしは慶長十八年の夏に在り、蓋し其先發せし一船に西曆一千六百十三年(慶長十八年)六月十日長崎に着し、水路師を傭ひて同月十四日平戶港に來り、其旨を領主に告げしかば、領主やがて其家人を率ゐて船中に臨み、甲比丹サリスが來着を祝しければ、サリス領主を船室に請じ入れ、宴を開き樂を奏して饗應し、宴畢つて後サリス英王の書翰を領主に呈しければ、領主は敬みて之を受けたり、この時サリスは領主よりアダムスが江戶に留まることを聞き、領主に由て己等が來着をアダムスに通じ給はらんことを請ひ、傍

ら政府と通商修好の條約を談判するの助力を求めたり、翌日に至りサリス領主より數艘の橈船を借り綱を着けて本船を港内に入れければ、領主役人一人を船中に送りて警護せしむ、かくてサリスは其船を停泊する時に當りて、大砲九發を驚くばかり打放ち港内の平安をぞ祝しける、其後アダムスは英人平戸港に來れりとの報を得て、恙なく平戸港に來りければ、サリスは其從者十七人を從へ、アダムスと共に家康に謁見せんと欲し、駿河に向つて出船せり、サリスは平戸を發程する前に於て、平戸の領主より商館を建るの許可を得たれば、リチヤルド・コックスと云へる者を留めて其事業を掌らしめ、己は平戸の領主より與へられたる裝飾莊麗にして準備完全なる水夫六十八乘の大座船に乘り、九州西北の海岸に沿ひ、下の關の海峽より瀨戸内に入つて大坂に達し、本船を下りて川船より伏見に赴き、こゝより駕籠と馬とに乘りて陸行し、七日にして駿河に達したり、既にしてサリスはアダムスを以て通事として、家康に謁して英王の書翰及び進物を呈しければ、家康禮を厚くして之を待ち其遠來を勞し、答書を作るの間江戸に往いて秀忠に謁せしむ、サリス江戸に往いて秀忠に謁し、頗る鄭重の待遇を受けたりき、滯留暫時にして駿河に歸り、家康より英王に贈る答書幷に通商の特許狀を得たり、是れ西曆一千六百十三年(慶長十八年)十月九日なり、彼等は其翌日平戸

に向つて駿河を發し、陸行して大坂に至り途中京都を過ぎたり、其大坂に至るや座船一艘疾よりこゝに待受たれば、其船に打乘りて十月の下旬に至り遂に平戸に達したり、然るにサリスが乘り來りし英船は大風に遭ひて頗る破損しければ、水夫七人は脫走して長崎の葡萄牙人に傭はれ、其商品も亦多く織物なりしが故に未だ賣捌けざりければ、サリスは當時東印度商會の商人なりしもの等八人と共に商館を開設し、其商品を同館管理の倉庫に納め置くの議を決し、更に我國の水夫十五人を傭ひ、其持船の水夫の中今我國に殘し置くべきもの、及び曩に本船を脫走したる者の缺員を補充し、一千六百十三年（慶長十八年）十二月五日本國に向つて出帆し、翌年（慶長十九年）九月廿七日に至り恙なく英國に歸着せしと云ふ、當時我國人にして葡萄牙西班牙を超えて伊太利に遊びしものは往々其人ありしかども、其の英國に行けるものはこの水夫等よりぞ始まりける、蓋し蘭商は最初英人の未だ我國に來らざるに先だち數多の織物を輸入し、一碼十七弗、即ち歐洲の價格に比すれば殆ど十倍の高價にて我國人に賣りたれども、英人は之と競爭して蘭人を市場より逐斥せむとしたりければ、蘭人は俄に織物の價格を減して全く其相場の實價を失へり、然るに英人が蘭人と競爭して彼等を平戸港より逐斥せんとしたる反動は、頗る蘭人の激昂を喚起し、西曆一千六百十六年（元

和二年）英國の小商船二艘平戸に來航するや、蘭人の抵抗頗る激烈にして、遂に其事業を施し得ざりしかば、平戸に滯留せる英商等は支那船數艘を買ひ取り、既に居留地の設ある暹羅及び交趾に到り貿易を開かんと企てしかども、終に其功を遂げざるのみならず、近く朝鮮と貿易を開くの業も亦た果さゞりしとぞ、英人が平戸に來航したるより英蘭兩國の人民はこの地に於て公然相敵視するの狀を呈し、一時は軋轢極度に達し、蘭人は遂に平戸港に於て戰端を開かんことを公言し、海陸幷び逼つて英人を攻擊せむとするに至る、この時若し我國人の時機に投して其間を調停することなからましかば、英人は一朝にして蘭人に鏖殺せらるべかりき、〇日本外交起原史然るにこの時に當つて英王ジエームス一世が再び「カソリック」敎を用ゐしは、蘭人に與ふるに屈竟なる讒謗の口實を以てし、因て以て英人の貿易は痛く我國に於て撿束せらるゝに至りたり、この年八月八日に老中より發したる奉書に云ふ、〇天寛日記

追て唐船の義は何方に着候共、船主次第賣買可ㇾ仕旨被二仰出一候、

急度申入候、仍伴天連門徒の儀堅御停止の旨、先年相國樣被二仰付一候上は、彌被ㇾ得二御意一、下々百姓以下至迄、彼宗門無ㇾ之樣可ㇾ被ㇾ入二御念一候、將又黑船いぎりす船の義右の宗體に候間、御領分着岸候共、長崎平戸へ被ㇾ遣ㇾ之、御領内にて商賣不ㇾ仕候樣に尤候、此旨依二上意一如ㇾ此

候、恐々、

元和二年八月八日

安藤對馬守
土井大炊頭
酒井豐後守
本多上野介
酒井雅樂頭

また同月廿日、曩に英人に與へたる通商の特許狀を改めて左の如く制限したり、〇外蕃通書

定

一自いぎりす至日本國渡海商船、於平戶可賣買、他所不許之、縱令雖遇風波之難到本邦之地、不可有異議、並諸役免除の事、

一船中資財隨所思以目錄可召寄事、

一不可有押買狼藉事、

一彼國人若有病死輩者、其荷物不可有相違事、

一船中商客於有罪科者、其任國法可隨船主心事、

右可ㇾ相二守此旨一者也、

元和二年八月廿日

蓋し此時に當りて我國は痛く「カソリック」敎を惡みしを以て、遂に葡萄牙人の貿易を限るに長崎の一港を以てし、英吉利人も亦た國敎を奉ずる國王に服從する者なりと聞きしかば、其貿易を制限して平戶の一港に止め、此二國の商船我國に來るものあるに當つては必ず此二港に送らしめたるなり、此の如くして痛く其商權を制限せられたるを以て、英國の東印度商會は東洋殊に我國の商業を維持せんと欲し、西暦一千六百十七年(元和三年)大に艦隊を發し、明くる一千六百十八年また別に一艦隊を發したれども、この艦隊は阿蘭陀の艦隊と印度洋に交戰し、遂に我國に來る能はざりけるが、其間我國に於ては再び左の令を發して益と前令を確めたり、(日本外交起原史)

急度令ㇾ啓候、仍て黑船いぎりす船の義、於二長崎平戶一可ㇾ令二賣買一旨、至二于諸國諸港一被二仰出一罷在候、寄二事於商賣一密々にも不ㇾ可ㇾ弘二其法一樣可二申付一旨上意候、恐々、

元和四年戊午年八月

酒井雅樂頭

酒井備後守

本多上野介
土井大炊頭
安藤對馬守

松浦肥前守殿
長谷川左兵衛殿

追て唐船の義は何方へ着共、船主次第於其所可賣買旨被仰出候、〇書札方覺書

西暦一千六百二十年(元和六年)阿蘭陀英吉利二國の紛爭漸く定まり、兩國の東印度商會相合して一となりければ、幾程もなくして英吉利艦隊の司令長官マルチン、プリングは印度より我國に向つて出帆し、同年の秋平戸に着けり、英蘭二國の商人はこの艦隊の平戸に着きし後相合して使者を撰擧し、將軍に贈るべき進物を齎らして江戸に赴かしむ、然れどもプリングか齎らしたる商品は其市場の所好に適せず、殊に蘭人の競爭によりて通商の損益相償はざりしかば、平戸には長く留まらずして、其の年十二月十七日印度に向つて平戸港を去りぬ、〇日本外交起原史谷村友山覺書によれば、エゲレス日本引取候は元和七年なり、商賣利潤無之に付引取候由と見え、長崎拾芥にも、エゲレス慶長十七年始て商賣として平戸に渡海す、其後十

年の間渡海して平戸にて商賣せしに、次第に利潤なきによりこの年より日本渡海を相止むとあれども、日本外交起原史によれば、西暦一千六百二十三年(元和九年)に至り平戸港に在留せし他の英吉利商人等も、各自其商館を鎖して退去せしなり、初め英人が我國に通商せんと企てしより、この時までに徒費したる金額は殆ど二十萬弗なりしかども、毫も好結果を得ざりしと云ふ、〇日本外交起原史小澤書留に、天文の頃より商賣として平戸に異國人年々參候、居所町並エゲレス崖(ガケ)と云と見えたるが、即ち英吉利人の設けし商館の舊跡なるべけれども、今は其地を知る人なし、彼の英吉利船に傭はれて英國に行きし水夫も、後には如何にせしや詳かならず、蓋し當時英吉利人が我國に於て阿蘭陀人の商業に競爭する能はざりし所以のものは、自國に於て禍亂夙に胚胎し、力を外國に伸すを得ざりしによるものにして、當時英王ジェームス第一世は始めて蘇英二國を統一し、また愛蘭及び海外の屬地を合せて大なる版圖を領せしと雖も、規模偏小にして議院と權を爭ひ、性質仁柔にして戰爭を好まざりしに由り、英國の商權は一時衰頽に屬せざる能はず、而して其人民は羅馬教の侵入に窘窮すること恰も我國に同じかりしを以てなり、我國政府の羅馬教の徒を處するや、また當時英國に於て「カソリック」教徒の妨害を沮抑したる手段と其事跡略相同じかりけりと、デヰキンソン氏が一言

以て之を證すべし、其言に曰く、當時兩國に於て其政府は改革に從事し、人民は外敎の國事に交涉するを惡みて沸騰の勢を成せりと、是れ兩國の交通不幸にしてこの時に絕えたる所以なり、

或は云ふ、英吉利人の平戶港に來たるや、製造所をこの地に設け、頻りに銃砲其他の物品を製造し、極めて良巧なるものを生出したりと、今や松浦家の庫中に古製の連發銃あるを見る、其製拙劣を免かれざれども、亦た鎖國時代の創意に係るものにあらざるに似たり、或は當時英人の設けたる製造所に於て作りたるものにはあらざるか、

第九　平戶の領主及び商人が有せし異國渡海の朱印船の事、并に平戶港より發したる他の朱印船は何程なりしやの事

余は前章に於て英國商船の平戶港に來りし時、其の水夫の缺員を補はんと欲して、平戶港なる水夫十五人を傭ひしことを說けり、この水夫等か英國船に乘りて如何にして其職を盡せしや、また英人は如何なる見込かありて其船の水夫をば我國へ留め置きて、其代りとして彼等を傭ひしやを知らんと欲せば、況く當時我國より海外に渡海せし商船の極めて多かりしと

を認識し、次で其商船の平戸港より發したるものは何程なるやを考察するに如くはなかるべし、我國の商船が海外に航せしは蓋し海賊の發達と相伴へるものにして、其由て來るや尙しと云ふべし、而して平戸港は嘗て海賊の支那に往來するもの等が常に經由する所なりければ、其海外に渡航する商船も夙に發達したるべきは推理の方に許せる所なり、後陽成天皇の御代文祿二年七月十二日寺澤志摩守が平戸の領主に贈れる書によるに、當時平戸の船頭に助大夫と云ひしもの海外に航して壺を買來り、太閤の一覽を請ひしかども、其壺は太閤の意に適せざりければ、太閤更に領主に命して、其頃呂宋より五島に來れる商船に就て、壺其他の商品を撿進せしめたりと見ゆ、其書に曰く、

今度ルスンより五島へ相着候唐舟積來候壺、其外唐物、上樣可㆑懸㆓御目㆒旨御仰之通申入候、助大夫買來候つぼ三持參候、則懸㆓御目㆒候、御意に不㆑入候間、何へも主次第可㆑遣旨に候、則其通船頭申渡候、其外の商人持來候つぼから物の儀御尋候、可㆑被㆓持越㆒候、恐々謹言、

七月十二日　　寺澤志摩守正成

松浦式部卿法印殿　〇松浦家藏文書

當時海外に航せしものは獨り助大天のみに限らざりしが故に、この頃よりして太閤は海外

に渡航するものに朱印狀を與ふるの制を始めたり、然れども當時其制は猶ほ一般に及ばずして、僅に長崎より發する九艘の商船にのみ之を與へたりしが、〇長崎實錄 慶長九年家康其制を擴張して一般に及ぼし、豐光寺圓光寺金地院の三僧をして、異國渡海朱印帳と稱する簿帳を管理せしめ、何人にても其請願に應じて朱印狀を與へたれば、朱印狀を受くるものゝ數は一時に增加して、慶長十八年に至るまでの十年間に於ては百二十四艘となり、夫より寛永元年に至るまでの十年間に於ては更に五十四艘を增加して百七十八艘に及びしが、是等商船の外猶ほ海外に渡航するもの多かりしと覺えて、寛永十一年痛く「カソリック」敎の侵入を防禦するに及んでは、奉書船の外決して海外に渡航すべからざる旨を令したり、是等の商船が渡航したる國々は、安南、東京、占城、呂宋、信州、大泥、暹羅、順化、柬埔寨、迦知安、密西耶、茭茱、田彈、摩利迦、交趾、高砂、摩陸、及び西洋の十八處にして、是等の商船を仕立しは、大名には島津陸奧守加藤肥後守を始めとし、商人には船本彌七郎角了以等都合六十餘人、平戶の領主松浦法印及び商人助大夫傳助も亦た其中に在りき、今特にこの三人が受けたる朱印狀を掲ぐれば左の如し、〇天寛日記

自日本到東埔寨國舟也
慶長九年八月十二日

右は平戸傳助か受けたるもの

自日本到順化舟也
慶長九年八月廿六日

右は平戸助大夫が受けたるもの

自日本到迦知安國舟也
慶長九年十一月廿七日

右は松浦法印が受けたるもの

右同じ

自日本到西洋國舟也
慶長十年四月廿六日

右同じ

自日本到西洋國舟也
慶長十二年三月十九日

右同じ

自日本到呂宋國舟也
慶長十二年六月廿六日

自日本到安南國舟也

慶長十六年正月十一日

右同じ

この七艘の朱印船は其持主皆平戸港の住人にて、其船も勿論平戸港より發したるものなり、蘭書書出控によるに、是興寺藏多羅葉梵書一葉、是は私領分寺院に有之候、天竺より取來候多羅葉にて、則天竺文字心經等彫付御坐候、屹度證據も有之、慥なる物に御坐候、私所藏は右寺のを寫置候物に御坐候と見ゆるは、蓋し當時安南東埔寨等に往來せし商船の齎らし來れるものならん、而して平戸港に停泊してこの港より異國に渡海したるもの亦多かるべしと雖も、是れ亦た確證を得ること能はず、唯だ當時商船を海外に仕出せし船主は、大名と商人とを併せて六十餘人の多きに及びたるに、當時長崎に於て商船を整へ、毎年海外に往來せし商人は二十餘家に過ぎざりし由、暹羅國風土軍記に見え、同書にまた山田仁左衞門が子ヲインの六昆國を沒落せし事を記したる末に、此時日本人諸所に散亂し、船に乘りて南海に出

でたるものは漸く背ふしてこの兵難を凌ぎ、暹羅の境界を離れ、占城交趾等の地に至り、日本平戸に歸りけりと見ゆれば、〇中古外交志當時平戸の長崎と同じく是等商船輻湊の地たりしは疑ふべからず、蓋し彼の六十餘人の船主中より二十餘家を除去したるものゝ過半は、この港よりぞ商船を整へて海外には往來せしめたるならめ、されば年毎に平戸港より海外に渡航したる商船は、この七艘の外猶は五十餘艘もありしならん、而してこの數多なる商船に如何なる大のものなりしやを考察するに、天竺德兵衛が渡天物語によれば、角倉與一郎が商船は長サ二十間横巾九間の船に人數三百九十七人乘りし由見ゆれば、其他の船も大凡同じ程なりしなるべく、同書に亦た長崎より渡天船賃一人前銀五百匁づゝにて御坐候と見ゆれば、平戸よりも亦た同じ程なりしなるべし、而して此の如く盛大なりし商業の忽ちにして衰微に屬せしは、葡萄牙西班牙の二國が强大なる勢力を以て、我國を侵掠せんと企てたるに由りて、其の發達を沮まれしによるものなり、そは次章に於て之れを論ぜん、

第十　葡萄牙人の隱謀平戸港より露顯せし事、幷に西班牙人平戸港にて破獄の事

阿蘭陀人の我國に親まれたるは、其民「カソリック」敎を用ゐざりしにより、英吉利人の我國

に愛せられざりしは、其王「カソリック」敎を用ゐしによる、我國の「カソリック」敎を惡むこと此の如くなりしは何の故なるかを察するに、是れ唯だ當時の「カソリック」敎は、劍戟を以て神聖の敎を强ゆるものなりしによるのみ、西曆一千六百十一年（慶長十六年）阿蘭陀の巡洋艦喜望峯の近海に於て、我國よりリスボンに向つて歸航する一艘の葡萄牙船を捕獲したる長崎に住める葡萄牙甲比丹モロが葡萄牙國王に贈る密書を得たり、元來モロは熱心なる「カソリック」敎の信者なりしが、今其葡萄牙國王に寄せたる書を見るに、九州其他の地方に於て「カソリック」敎に歸依する者、葡萄牙人と力を合せ、家康を殺して我國の政府を顚覆せんとするを以て、曾て約したる如く軍艦及び兵士を送らるべしと記したり、書中其主謀の姓名を擧げたる中に、佐渡の奉行大久保石見守等の名も見え、各自法王の稱贊を得て逆謀の慰勞を受けんことを約せり、〇日本外交起原史 尋で葡萄牙國政府より我國に居留する「カソリック」敎の僧徒に贈る書を日本船に得て、陰謀の證跡益明白なるに至る、この事外交志稿には、西書を引きて媽港の葡萄牙國政府に送る書を日本船に得とあり、日本外交起原史には、其の後一の日本船は別に又た媽港より葡萄牙國政府に贈れる密書を要奪すとあり、長崎拾芥は、南蠻の者共より日本に隱居る邪宗門の者共に遣す書狀其紛れなしとありて、話說同じからさ

れど、最後の一說最も事實に近かるべし、而してこの第二回の密書を得たるは蓋し慶長十七年なり、〔〇谷村友山覺書、井上先祖覺書〕其頃我國より渡唐の朱印船に花形船と名くる製作の商船あり、蘭人洋中にてその荷物を奪ひ取りしかば、花形船追ひ來て之を平戶の領主に訴へたるに、〔〇井上先祖覺書〕領主は反つて其船中より葡萄牙文字の書翰數通を拾出し、通事森助右衛門をして盡く其書を譯せしめたり、然るに葡萄牙人より我國に居留する「カソリック」敎人に送る書ありて、其中に日本大半耶蘇に歸する者あらば告知らせよとかきたる事分明なりければ、〔〇長崎拾芥、長崎實錄〕領主是等の密書を得て之を長崎の奉行に送り、次で江戶の政府に出しければ、甲比丹モロは糺明の上反逆の罪に決し、〔〇日本外交起原史〕花形船の乘組人等と共に皆死刑に處せられ、彼花形船は平戶の木引田の町の浦にて朽捨たりしとぞ、〔〇井上先祖覺書〕是よりして我國は斷然として「カソリック」敎拒絕の政略を取り、葡西二國の僧徒及び其大商船を送るを禁じ、獨り「カリウタ」と稱する小船に乘りて渡海することを許せり、〔〇長崎拾芥〕是に於て阿蘭陀人は平戶港に貿易を開きて、我國の貿易の利を專占せしかども、葡萄牙人は然ること能はざりしかば、元和七年六月に至り媽港に居留する葡萄牙人等我國の貿易を恢復せんと欲して、左の書を贈りしかども毫も其効を見ざりき、〔〇外蕃通書〕

乍レ恐一書申上候、然ば去年以二使札一御禮申上候處に、上樣へ御懇の御取成故、御服など拜領仕、外聞と申し忝次第に奉レ存候、殊更御手前樣より御懇の御書被レ下候、拜見致し皆厭奉レ存候、當年も使札進上仕候、就レ夫先年は黒船渡申候得共、近年はヲランダの「バハン」舟十三艘、海中にうかめ居申候に付て、大黒船は不二罷成一小舟にて渡り候、何共迷惑仕候間、おなじくは「バハン」舟平戸に不二召置一候樣に被二仰付一被レ下候はゞ忝可レ存候、オランダは「バハン」斗仕候に付て、餘國にては置不レ申候故、平戸に居申候、又白糸なども近年はおしかひ申候樣に罷成迷惑仕候、右の通被二聞召分一候樣に天川中奉レ仰候、恐惶謹言、

酉六月廿五日　　天川年寄

土井大炊頭樣

然るに更に我國の政府を激怒せしめて益〻葡西二國の貿易を困難せしめたるものは、西班牙の「カソリック」教僧に「フランソワー」と云へる一派が、毫も我國の禁令を顧みずして我國に潜入せしと是なり、この事たる遂に我國の商船の海外に渡海することを沮絶するの結果となりしは最も惜むべし、當時西班牙人は葡萄牙人に沮抑せられて我國に來り貿易するを得ざりしと雖も、長崎とマニラの間に日本船の往來するものありて、互に貿易をなせしこと

頗る盛なりけるが、〇外交志稿に引ける西書 我國既に「カソリック」敎を拒絕せし後、我國と呂宋の西班牙人との間に貿易を營む船頭にして、我國に「カソリック」敎の僧徒を潜入せしめんと謀るものの多く、其中我國の「カソリック」敎人にジョアキム（長崎實錄に堺浦の常陳とあるもの是なるべし）と云へるは、西班牙の僧徒二人（長崎實錄には三人）を船中に潜伏せしめ、西曆一千六百二十二年（元和八年）呂宋を發して我國に來りぬ、彼等がこの事をなすや、最初は其事を知るものなかりしかども、我國の信用を博して商權を專占せんと欲する蘭英二國の商人等は早くもこの事を察知し、ジョアキムが船を平戶の近海に要擊し船中の貨物を奪ひし後、この船よりマニラの僧徒我國に來ることを平戶の領主に告げたりければ、ジョアキムは同伴の僧徒及び他の「カソリック」敎人と共に平戶の獄に繫がれたり、この事マニラに傳聞しければ、西班牙人の或者平戶に渡航して彼等を奪はんことを企て、數月の間潜かに時機を待ちけるが、一夜遂に衞士の睡眠を窺ひ、潜に獄內に入りて獄舍の戶を破り、囚徒を脫して走りけり、衞士驚き醒めて急に之を追捕し、盡く彼等を得て再び獄に繫ぎしかども、この事忽ち江戶に聞えければ、秀忠益々彼等を惡み、長崎奉行長谷川權六に命じて、平戶に來つて彼の僧徒を始とし船頭水夫に至るまで盡く之を焚殺せしむ、此の如くして我國の葡西二國に於け

る交際は漸く困難の極度に達し、西暦千六百二十四年（寛永元年）に至りて、將軍は遂に西班牙人を拒絶して我國を退去せしむるの策を決し、葡萄牙人と雖も多少之を撿束するに至りければ、〇日本西教史この年西班牙より使者到來して聘禮を修めんと請ひしかどもまた遂に許されざりき、〇外蕃通書日本西教史に云ふ、將軍の父（家康）曾て曰西班牙王は印度諸國を經畧せしが如く我國をも併呑せんと欲する者なり、蓋し其手段を察するに我國の「カソリック」教人を己に歸服せしめ其機會を窺ひ、彼等が背反蜂起して同宗の國王を迎へんと欲する時に乘せんとするものなりと、將軍（秀忠）深く其言を信じければ、今や西班牙人が破獄したることを開き、彼等は必ず先づ其港を蠶食し、然る後兵を牽ゐて內地に侵入し、我國人と合併して大軍を擧げんと欲したる者となし、遂にこの政畧を決行し、また我國の商人が呂宋に航するとを禁じたり、然る所以の者は、商船の呂宋より歸るや西班牙の「フランソワー」派の僧徒を潛伏せしめて、我國に來ると甚だ多かりしによるものなり、是に於て曩きに異國渡海朱印狀を受け呂宋に往來したる商船も遂に廢絶に歸し、長崎に居留したる歐洲及び支那朝鮮の人民にして苟も西班牙風の衣服を着せしものは、皆一日の間に長崎を退去すべしと命ぜられ、若し後るゝ者は死罪に處せらる、其禍に逢はざりしものは、獨り「カソリック」教を嫌惡

し、之を助けざるに因て我國に居留するとを許されたる英吉利人と阿蘭陀人とのみ、阿蘭陀人は其「カソリック」教を奉ぜざるとを證明せんが爲に、「カソリック」敎に於て誠心敬禮する所の十字架の偶像を足下に蹈みしによりて、其頃威を印度に振ひ其勢力の盛なると昔日西班牙葡萄牙の比に非ざりしと雖も、我國は毫も之を疑はずして内地には入らしめざりしかども、我國に要する貿易の便利の爲めに、陸地に近き一島に住するを得せしめたりと、この一島は即ち平戸島を云へるなり、是に於て長崎港の貿易は日に衰頽に赴きたるに反して、平戸港の貿易は益〻盛大に赴くべき氣運に向ひたれども、寛永十年二月に至り江戸の政府が發したる條目に至りては、亦た大に平戸港の貿易を障害したり、○元寛日記

覺

一異國へ奉書船の外舟遣候義堅停止の事、

一奉書船の外に日本人異國に遣申間敷候、若忍候て乘參候者於ㇾ有ㇾ之者其者死罪、其船幷に船主共留置言上可ㇾ仕事、

一異國へ渡住宅仕有ㇾ之日本人來候はゞ、死罪可ㇾ申付ㇾ候、但不ㇾ及ㇾ是非ㇾ仕合有ㇾ之て異國に致ㇾ逗留ㇾ五年より内に罷歸候はゞ遂ㇾ穿鑿ㇾ日本に留可ㇾ申に付ては御免、幷異國へ又可

立歸にをいては死罪可申付事、
一伴天連の宗旨有之所えは從兩人可申遣事、
一伴天連訴人褒美の事、上の訴人には銀子百枚、其より下えは其忠に隨て可被相計の事、
一異國舟申分有之、江戸に言上の間番船の事、此以前のごとく大村へ可申越事、
一伴天連の義宗旨弘候南蠻人の惡名の者有之時は、如前に大村の籠に可入置事、
一伴天連の義舟中の改まで入念可申付事、
一諸色一所へ買取申儀停止の事、
一奉公人於長崎異國舟の荷物、唐人前より直に買遣候義停止の事、
一異國舟荷物の書立江戸へ注進候て、返事無之以前にも如前に商賣可申付事、
一異國舟に積來候白糸直段をたて候て、不殘五ケ所(京大坂堺長崎江戸)割符可仕事、
一糸の外諸色の義糸の直段極候ての上、相對次第商賣可仕事、
附荷物の代銀直段立候ての上可爲廿日切事、
一異國舟戻候事、九月廿日切たるべき事、

附遲來候舟は着候てより可ㇾ爲二五十日切一事、

一異國舟賣殘の荷物預り置候義も、又預け候義も停止の事、

一五ヶ所の商人長崎へ參着の義七月廿日切たるべし、其れより遲く參候者には割賦を放し可ㇾ申事、

一薩摩平戶其外はづれの湊に着候舟も、長崎にて直段立候はぬ以前商賣停止の事、

右可ㇾ守二此旨一者也、仍執達如ㇾ件、

寬永十年二月廿八日

伊賀
丹後
信濃
讃岐
大炊

曾我又左衞門殿
今村傳四郞殿

この條目に揭げたる最後の一條は僅に數語に過ぎざれとも、其平戶港の貿易を障害したる

や實に大なり、而して家光はこの條目もまた其目的を達すること能はさるを見て、寛永十三年に至りては全く我國の商船の異國に渡航することを禁じ、曩きには安南柬埔寨迦知安等の諸國に往來して、遂に航路を西洋に通じたる平戶港其他の朱印船をして、悉く其制を改めて地廻船となし、嘗て英船に搭して其職に堪へたる水夫等をして、手を空くして長技を試むるの地なからしむ、其然る所以を察するに、當時江戶の政府が外國の事情を詳にせずして進取の氣力に乏しく、葡萄牙人の陰謀西班牙人の暴行等に畏怖して自ら退守の政畧を取りしは、我國の貿易をして遂にこの極に至らしめたる所以なりと云はざるべからず、その條目に云ふ、

定

一異國へは日本の船遣候義堅停止の事、

一日本人異國へ不レ可レ遣候條、忍候て乘渡候者於レ有レ之は其身は死罪、其船幷に船主ともに留置可ニ言上一事、

一異國へ渡り住宅仕日本人來候は死罪可ニ申付一事、

一切支丹宗旨有之所は從ニ兩人一可レ被レ遂ニ穿鑿一事、

一切支丹訴人褒美の事、伴天連の訴人は其品により或三百枚或二百枚たるべし、其外は此已前の如く相計可被申付事、

一異國船申分有之て江戸へ言上の間は、番船の事此以前の如く大村へ可申越事、

一伴天連の法弘候南蠻人、其外惡名の者有之時は、前々の如く大村の牢に入置べき事、

一伴天連の義、船中改迄入念可申付事、

一南蠻人子孫日本に不殘置樣可申付事、若令違背殘置輩於有之はその者は死罪、一類の者科の輕重により可申付事、

一南蠻人長崎にて持候子供、并に右の子孫の內養子に仕候族の父母等、悉く雖爲死罪、身命を助け南蠻人へ被遣候間、自然彼者共の內重て日本へ來歟、又は書通於有之は、本人は勿論親類以下まで、隨科之輕重可申付事、

一諸色以下一所に買取義停止の事、

一武士の面々於長崎異國船の荷物、唐人前より直に買取候義停止の事、

一異國船に積來候白糸直段を立候て、不殘五ケ所其外書付の所割合可遣事、

一糸の外諸色の義、糸の直段極候ての上、相對次第商賣可仕、但し唐船は小船の事に候間

見計可ニ申付ㇾ事、

附り荷物の代物直段立候ての上可ㇾ爲ニ廿日切ㇾ事、

一異國船戻りは九月廿日切、若し遲來船は着候て五十日切、但し唐船は見計「カリウタ」より少跡に出船可ニ申付ㇾ事、

一異國船賣殘の荷物預置候義も又預り候義も停止の事、

一五ヶ所總代の者長崎參着候義可ㇾ爲ニ長月五日切ㇾ夫より遲く參り候はゞ割符をはづし可ㇾ申事、

一平戶へ着候船も長崎にて直段立候はん以前に賣買停止の事、

以上

寬永十三年五月十九日

加賀守

豐後守

讃岐守

大炊頭

榊原飛驒守殿

此の如くして我國の外交頗る危殆の域に迫るに當つて、「カソリック」敎人亂を天草島に起し、遂に島原の有馬城に據る、其徒二萬七千人、將軍近國の兵を催して之を攻むれども抜けず、寛永十五年の秋より同じき十六年の春に至りて僅に之を鎭定するを得たり、この叛亂たるや「カソリック」敎黨より生せしを以て、二十年來太平に慣れたる當時の政府は大に彼等を憎み、葡萄牙人は切支丹敎を以て民心を蠱はし、終に我國をして其國の版圖に屬せしめんと欲して、この一揆を煽動せしならんと評決せり、是に於てかこの一揆は、遂に「カソリック」敎を奉ずる葡萄牙西班牙二國の人をして、跡を我國に絶たしむるの結尾となる、寛永十六年の七月に江戸の政府が發したる條目に云ふ、〇令條秘錄

條々　　　　　　　　　　　　　　長崎

馬場三郎右衛門殿

一日本國被ㇾ成ニ御制禁ㇾ候吉利支丹宗門の義、乍ニ其趣存知ㇾ弘ニ彼法ㇾの者于ㇾ今密に指渡の事、

一宗門の族結ニ徒黨ㇾ企ニ邪義ㇾ則御誅罰の事、

一伴天連同宗旨の者隱居所之從ニ彼國ㇾつゝけの物送與ふる事、

右因レ玆自今以後「カレウタ」渡海の義被ニ停止一之訖、此上者指渡においては破ニ却其船一、並乘來者速可レ被レ處ニ斬罪一の旨被ニ仰出一候也、仍執達如レ件、

寛永十六年卯七月五日

對馬
豐後
伊豆
加賀
讃岐
大炊
掃部

深江記によるに云ふ、寛永十四年島原切支丹一揆蜂起、板倉內膳正殿彼地下向、十二月石火矢御打せ候とて平戶より阿蘭陀船呼寄せられ、翌正月九日着、同廿八日指戾さると、この時石火矢に付島原に往きしものは、龜淵孫右衞門十郎左衞門なりし由同書に見ゆ、阿蘭陀人にしてこの船を率ゐしは、通商事務長コックベッカーなりし、ケンプヘル曰く、この時に當りて葡萄牙人の狀況は、日に廢頽して衰滅の時機に迫りたれば、阿蘭陀人はこの時機に

乘して其事業を固くせんと欲し、百方策を回らして殆んど餘地を殘さず、苟くも將軍の意を得るに足ることと如何なる勞費も之れを辭することなく、老中殊に平戶の領主及び其他の有力者にして、阿蘭陀人の信用及び利害を左右するの權あるものは、悉く其好意を得んとして事としてなさゞるはなかりきと、コックベッカーの命を奉して島原を砲擊するもまた是がためなるべし、然れども島原は城高くして海上よりの砲擊に便ならざりしば、彼等二人は城中より狙擊せられて命を損し、其船功なくして平戶に歸れりと云ふ、○長崎實錄 蓋し當時の形勢を詳にする我國人は、私に阿蘭陀人の葡萄牙人と同宗にして、彼等と同盟して我國を侵さんことを疑ひければ、試に耶蘇教徒の籠城せる島原を砲擊せしめて、以て其所爲を窺ひたりしならん、阿蘭陀も亦た其然ることを知る、是れ其異議なくこの命を奉ぜし所以にして、我國は其功なかりしに拘はらず彼等が所爲に滿足して、獨り其貿易を繼續せしめたりし所以も亦たこゝにあるなるべし、

是に於て從來長崎港に開きし葡萄牙人の貿易はこゝに至りて全く廢絕に屬し、我國の外國貿易は一に平戶港にて貿易する阿蘭陀人の專占に歸し、長崎港の人民等は世渡りすべき生業なきに苦しむに至れり、然れども當時平戶港は平戶の領主が所領にして、長崎は江戶の

政府が所領なりし一事は、未だ數年を經ざるに、忽ち其有樣をして顚倒するに至らしめたり、

第十一　平戶港の貿易隆盛を極めし事、幷に阿蘭陀貿易の市場長崎に移りて平戶港の廢せし事

葡西の二國は既に我國より退けられ、英吉利も亦た少しく其影響を被りて、我國との貿易を廢せし時に當りて、阿蘭陀は深く我國人に信ぜられ、獨り貿易の利を占めければ、其商館の設けられたる平戶港は日に隆盛に赴けり、元和二年八月に江戶の政府は黑船及びイギリス船の貿易を檢束するの令を發しけるが、特に阿蘭陀に關しては平戶港に於て自由に其貿易を得むことを得せしめたり、〇享保四年書上

猶以京堺商人も其地に可ㇾ罷下ㇾ候間、相對次第商賣いたし候樣に尤に候、以上、
急度申入候、仍阿蘭陀船於ㇾ平戶ㇾ前々のごとく「カピタン」次第商賣いたし候樣に可ㇾ被ㇾ成候、不ㇾ及ㇾ申候へども伴天連の法ひろめざる樣かたく可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候、恐々謹言、

八月廿三日

土井大炊頭

安藤對馬守

板倉伊賀守
本多上野介

松浦肥前守殿

人々御中

然るに長崎通志にも、唐船阿蘭陀船九州處々へ着岸交易をなすと雖も、就中平戸へ多く着岸すと云へるが如く、當時我國に來りし唐船阿蘭陀の船は最も多く平戸に來りしを以て、我國の貿易阿蘭陀人の專占に歸するに隨ひ、平戸港の貿易も亦た益盛大に赴けり、蓋し阿蘭陀の平戸港に來るや、其甲比丹は毎年江戸に往きて新年を賀しければ、平戸の領主は毎に其家人をして彼等を護送せしめたりし事は、城記に、已前は阿蘭陀船城下並に河内浦に着岸商賣等致し、阿蘭陀江戸へ御禮に罷越候節も家來指添遣申候と云ひ、長崎拾芥に、平戸より「カピタン」年頭御禮に毎年江戸へ參候せしむ、其時は松浦壹岐守より撿使附らる、馬廻の侍一人徒士の侍一人通事一人と云ひ、谷村友山覺書に、フランスは毎年平戸へ御禮に罷越候由、道中の事獻上の品も殿樣よりは曾て御搆遊ばされず、道中海陸警固として徒士の衆一人足輕兩人御附被成候由、江戸へ參着候て其旨申上候へば、殿樣より阿蘭陀人參府の段御老中

樣へ被仰達候由と云へるなどによりて明かなる事實なるが、阿蘭陀人の記する所によれば、西暦一千六百二十六年（寛永三年）十月二十日（九月六日）、クーンラードカラムメルと云へる蘭人は東印度商會の代理となり、我國の將軍に拜謁せんとて江戶に赴ける途中、京都に逗留したる際恰も將軍上洛の事ありければ、やがてその地にて將軍及び執政に拜謁し、職務既に遂げ諸事整頓したるを以て將に平戶に歸らんとしたるに、平戶の領主及び其內閣吏覺右衛門殿（山本覺右衛門なるべし、この人の名は後に見る所あるべし、）の周旋に因り、天皇の二條城に行幸せられたる儀仗を拜觀することを得たり、但し暹羅及び葡萄牙の使節には敢て拜觀を許さゞりしなどあれば、其交際は殊に親密なる有樣なり、〇天皇二條城行幸紀事 余は猶は當時阿蘭陀の貿易が專ら平戶港に於てのみ行はれ、平戶の領主は常に其事務を掌りて彼等と相親きことを證明せんが爲めに右の一書を揭載すへし、

オランダより御理申上候條々、

一自今以後平戶高佐古に召置候オランダ人、隨分撰、前角の「ゴベルナドウル」樣なる者召置申間敷と、內々堅各相談仕候事、

一「ゴベルナドウル」儀わわれ今度被指免、歸國被仰付被下候樣に偏に奉賴候、本國へ

指屆候共、奉㆑對㆓日本㆒重科の者に候間、緩々不㆑仕召置可㆑申とゼネラルオランダ人中も申上候、彼者故數年皆共迷惑仕罷有候事に御坐候間、少も僞御坐有間敷事、

一高佐古へ日本舟數渡り候へば、唐人との商賣も仕兼候、其上日本よりも程隔候、我々國よりは程も遠御坐候、自然無調法の義も重て仕出し候へば又々迷惑仕事に候間、高佐古えの日本舟の義、御分別を以被㆓仰付㆒被㆑下候ば別て可㆑忝候、誠今迄日本舟も渡海仕候所の事に候條、高佐古の儀オランダ計にて我儘に仕度との御理に似申迷惑に候へ共、我々無㆑難樣にと存御理も申上候事、

一長崎「カレウタ」糸の直段不㆓相濟㆒以前は、オランダ商賣の儀仕間敷の旨被㆓仰付㆒候、何とも迷惑仕候、糸の儀は尤可㆑奉㆑任㆓御法式㆒候、其外荷物の義は前々の如く相對次第に糸賣買無㆑之以前に拂申候樣、御分別を以被㆓仰付㆒被㆑下樣に奉㆑賴候、左樣に無㆓御坐㆒候へば天川に遠我々國は程遠く候故、仕廻難㆑成候條申上事候、其上手前の舟仕廻候ても、「カレウタ」出船廿日も後に出船仕候樣にと被㆓仰付㆒候、迷惑仕候、歸國の儀時分遠候へば海上難儀に候條、仕廻次第に出舟の前後は我々次第に被㆓仰付㆒、是非共奉㆑賴候事、

一誠御懇忝仕合此上無㆓御坐㆒候所に、ケ樣の御斷申上義近來迷惑仕候、異國者の儀候間、萬

事被レ加二御慈悲一儀奉レ賴罷在事候、此段御年寄衆へ被二仰上一可レ被レ下候、以上、

平戶「カピタン」

ニコラス、コケハカリ

フランス、カロン

松浦肥前守樣

右の段唯今肥前守樣江戶へ御坐候故、御存知なく候間、長崎御奉行衆へ可二申上一旨被二仰付一候條、乍二慮外一如レ此候、

今村傳四郎殿

曾我又左衛門殿

今やこの書を見るときは、凡ろ阿蘭陀の貿易に關する事件は平戶の領主が管理する所として、長崎の奉行は領主の事故あるときにのみ其事を聞きしことを知るべし、蓋しこの書に前角高佐古に召置きたる「ゴベルナドウル」とあるは、世人が嘖々として稱揚する所の濱田彌兵衞が捕へたる阿蘭陀の甲比丹を云へるものにして、谷村友山覺書には、彌兵衞か「ゴベルナドウル」を捕へたる有樣を記したる後に於て、彌兵衞船用意仕候に付、「ゴブラドウル」を

校者按するに所謂「ゴブラドウル」

は亦「ゴベルナドウル」の訛傳にて太守の義なり

虜にして彌兵衛は船に乗る、「ゴブラドウル」が子父一人日本に遣候義覺束なしとて、同船に乘來朝仕候、「ゴブラドウル」は平戸に御預け遊ばされ、小川庵に二ケ年か居申候由、其時子は病死仕り、「ゴブラドウル」は御赦免かはぶり歸國仕候とかけり、世人は皆長崎拾芥等の記する所によりて、彌兵衛は「ゴベルナドウル」が子を捕へ來れりと信ずれども、今この二書によるときは、彌兵衛が捕へ來りしは「ゴベルナドウル」にして其子にはあらざるなり、今村傳四郎曾我又左衛門の兩氏が長崎奉行たりしは寛永十年のみなれば、蘭人が前に掲げたる謝狀を出したるも亦た同じ年なるべし、次に掲ぐる所の數書の如きは皆其年月を注せざれども、當時平戸港貿易の情況を觀察するの材料としては稍と價格を有するものなれば、こゝに之を列記すべし、

七月七日の書中披見候、ジヤガタラ出しの船一艘着岸の由滿足察入候、荷物の注文同前に御年寄衆迄遂披露候、

一案書遣申候、爰元奉行衆長崎奉行衆へ急度書狀指上可然候、目安の様に書上げ候へば、又オランダ出入も候哉と自他の外見も惡敷候間、ケ様に仕らせ候、隨分各爲に成候を情に入候條可心安候、其方フランス逗留の間は如才有間敷候、

一馬驢馬牸に相屆、則上樣へ鞍道具共に置候て懸御目進上候處に、拙者へ則拜領仕候、先々預り置候、別ての仕合大慶不過之候、此段能々ジヤガタラへ申越可給候、前角約束の軍の樣子作り物片時も急てのぼせ可有候、御旅の御慰に公方樣へ懸御目度候、委細の處大學所まで申越候間、內々の談合は其元奉行の者入魂候て、公義外樣の分は、長崎御奉行衆の任御指圖候樣に萬事心得入可申候、我等今度上り申候に道中より煩出、其上老故一圓無正復候、申付儀も萬事不成候、口惜次第に候、內々其分心得尤候、恐々謹言、

七月十七日　松肥前隆信

オランダカピタン

ニコラスコクハカリとのへ

返復

この書は御旅の御慰に公方樣へ懸御目度候と云へるによるに、蓋し寬永十一年家光京都に入朝したる時ならん、猶は次の二書を見よ、

尙々船作事の儀少相待候て尤候、但破損の所は最早被御免候條無申事候、併竹

中釆女殿被㆓罷下㆒候間、萬事得㆓御意㆒可㆑然候、以上、

五月廿八日の書中、殊珍敷挑燈送給、一入々々滿足候、其上樽肴到來候、次に其方身の上の義隨分無㆓油斷㆒御年寄衆へ申上候へ共、島彈正殿御煩故はか不㆑參候、其上我等事も此中氣分惡候故、御年寄衆へ參會不㆑申遲々候、併今日可㆓相澄㆒候條可㆓心安㆒候、委細はコモタラル所より可㆑被㆓申越㆒候、手前指合儀にて書中大方に候、恐々謹言、

六月廿二日　　松平肥前守隆信

オランダカピタン

コルネイレ殿

尙々此書中他見候ましく候、又々茶入のふくろに成候ずる小紋の段子切にても何卒もとめ持下候へ、さんごじゆをじめ帶はさみなどの類、何にても珍敷手の物もとめ持下候はゞ、見合せ進物にさせ可㆑申候、もし進物不㆑仕共、爰元にてうらせ可㆑申候間、隨分情を入、他の船にも尋もとめ可㆑有候、又御奉行衆御子樣達御持遊に成候ずる物、何ぞいたいけなるものもとめ候て下可㆑有㆑之、其方事に候間何とぞ爰元才覺は可㆑申候、タカサゴの口を其方壹人にて申請、賣買仕候樣に可㆓申調㆒と存候間、無㆓

油斷ニ下り待入候、右の書中町人侍によらず他見あるまじく候、爲ニ心得一候、以上、

六月七日の書狀披見申候、無事に高砂より歸朝の由珍重千萬に候、

一御朱印の義承候、則御奉行衆へ申上候、大形可ニ能成一りと存候、

一土の物注文を以給候、過分に候、一つも不レ殘其方付候まゝ、上樣へ貴所進上の由申候て上申候、大炊殿は其方下候義は無用に候、御朱印被レ下候は我等へ直に可レ被レ下由被レ仰候へ共、前後か樣の儀不レ存候、乍ニ大義一下り候へかし、以來迄の覺に候間、上樣御目見得候樣に才覺可レ申候、自然皿茶碗水つきさけつき油つき其外珍敷道具候は丶、隨分求持下り可レ有候、路次造作の義は不レ苦候、

一高砂の口商賣を其方一人にて御朱印請取候樣にと存候、とかく愛元へ下候はではと存候、其方事に候間肝いり可レ進之候、

一大儀にては候へ共、御年寄衆其外も珍敷思召候はんまゝ、唐の能仕候者管絃仕候もの四五人御座候はゞ、めしつれ候へかしと存候、大勢は無用に候、是も其方の爲によき事も可レ有レ之と存候、大形上樣大納言樣も躰により御覽可レ被レ成候、何れも下り候て惡敷儀は有間敷と存候、

一近來ろつじの申事に候へ共、御朱印は出可ㇾ申候間、内々唐船も才覺申候て召置可ㇾ然候、爲ㇾ心得ㇾ申候、珍敷物は他の船より參候共求持下り可ㇾ然候、油斷候まじく候、謹言、

七月廿四日　　肥前守隆信

唐人カピタン

參る

この二書の中、第一のは竹中釆女殿被ㇾ罷下ㇾ候とあるによりて、寛永六年のものなると知られ、第二のは高砂の口商賣云々とあるによりて、寛永十年に出したる謝狀と相渉ると知らる、要するに是等の諸書によるときは平戸の領主が阿蘭陀の事務を掌りし有樣と、其深く阿蘭陀人に親みし有樣は頗る詳悉にして、其事實たるや以て平戸港に於ける貿易の景況如何なりしを想見すべし、蓋し阿蘭陀人の平戸港に來りて貿易を開始せしより、こゝに至りて既に數十年を經過し、其貿易の事業漸く擴張するに隨つて益我國人と相親しみ、殊に其地の領主とは相互の利益に於ても亦た密接の關係を有したるが故に、相信用し相依賴して、我國の外國貿易は日に困難に赴くの時に際し、僅かに一線の活路を求めて其危急を免かれたり、是に於てか彼等が其恩を感ぜしこと亦た至つて深く、嘗て之に報ぜんと欲して左の三條を

請へり、

一平戸御城元の如く取立指上げ可ㇾ申事、

一白狐山を半腹より切崩し入江を埋め、平地にして町屋を建候樣に、今一倍廣め可ㇾ申事、

一御軍役の御人數三年御扶助成され候程の御用銀指上げ可ㇾ申事、

今やこの第二條の請願を見るときは、平戸港の地形の痛く埋沒變遷して、遂に寥々たる寒邑となれる所以亦た明かに推知すべし、然れども其果して永遠の利益ありしや否は姑く置て論せず、右の三ヶ條を何れ成共被ㇾ仰付ㇾ候樣にと三度に願候へども御許容無ㇾ之、阿蘭陀申候は、我等共數年御影を以て日本商賣仕、大身に罷成候、この御恩を奉ㇾ報度三ケ條まで御願申候へども御免無ㇾ之義、異國者の申事故、人外と思召御聞入無ㇾ之哉、無ㇾ是非ㇾ仕合と深く悲嘆せしとなりと深江記に見ゆ、領主の之を許さゞりしは江戸の政府より嫌忌を受けんことを畏れたるが故なるべし、この事は阿蘭陀流石火矢傳書にも見えて、今尙古老の記臆する所なれば、少しく過大なるが如くなれども、蓋し眞に事實ならん、此の如くして平戸港の貿易の益々隆盛に赴きし有樣は、長崎拾芥に、阿蘭陀人慶長十三年より平戸に始て渡海して、廿七八年の間(この說に誤りあり)商賣し、「カピタン」は年に御禮として江戸へ參候せしむ、

依レ之かれが勞煩なるを思しめさるゝにや其惠淺からず、平戶に於ても御戒なければ横行心に任せ、年を經るに隨ひ終に家藏を建、或は二階三階を揚て、內には金銀珠玉を飾り、藏は切石を以て疊上げ家を作り、つまり〳〵に塀をかけ、其美々たる有樣奢の至、往還の人見るに目を驚かし聞伺增さりて夥し、寔に幾年も住果へきと見へし處に云々と云へるにて明かなり、貿易の市場に商館を設け倉庫を築ぐは横行心に任するにあらず、商業の利益大にして商館の外觀に美麗の狀を呈するは奢の極と云ふべからず、平戶の領主が之を戒めざりしは貿易の自由を許せしのみ、蓋し當時の形勢を觀るに、從來長崎港の貿易は葡萄牙人のけて專占に屬し、平戶港の貿易は阿蘭陀人の專占に屬したるを以て、我國の漸く葡萄牙人を遠阿蘭陀人を親しむに隨ひ、長崎港の貿易は漸く衰頽に屬せしかども、平戶港の貿易は益隆盛に赴けり、蘭船「グロール」號の平戶港より東京(トンキン)に渡海したる日記によるに、東京を阿蘭陀の貿易に開きしは平戶の通商事務長ニコラス・ケツクベツケルの我國よりこの船を彼國に派遣せしに始まり、爾後阿蘭陀の東印度商會彼國と通商するに至れりと云へり、以て當時平戶港なる阿蘭陀商館の隆盛なりしを想像すべし、蓋し「グロール」號は西曆一千六百三十七年(寛永十四年)一月三十一日、平戶島平戶府の近傍なるツノクチ港を開帆して東京

に赴けり、この船に乘組みし人々には、この行を指揮する所の通商事務長カーレルハルチング、其他長崎に在住し、阿蘭陀東印度商會には傭はれざれども、自ら商業を營み若干の資金を得たる蘭人ウエンセント・ロメイン等あり、ロメインは是より先き一千六百年(慶長五年)四月十九日、ウヰリヤムアダムスと共に我國に渡航したる蘭人メルショール・サントウールと商業の交際を爲せし老練の商人なりしを以て、嘗て平戸なる阿蘭陀商會支店長なりしニコラス・ケツクベツケルはロメインと行を共にし、其研學實驗の友とならんことを請ひ、隨つて彼地に赴き、其年の八月七日平戸港に歸着したり、彼等が東京に往きて通商を請へるや、葡萄牙人頗る虛說を搆へて之を妨害せしを以て、東京政府は商業上に種々の制限を置き、凡ろ船內に存する所の物品は盡く之れを目錄に詳記し、何品に論なく之を隱匿することを得せしめざりければ彼、等は我國の例を擧げて我國との交際極めて親睦なる旨を述べ、葡萄牙人の如きは小島內(長崎の出島)に閉籠められて、彼等が如く自由を得ざるとの事を語れりとぞ、○東京紀行 然れども其後未だ數年を經ざるに我國の政府は平戸港を鎖して、阿蘭陀人の居留地を前に葡萄牙人を置きたる長崎の小島內に移せしは、「グロール」號乘組人の思ひ附かざる所にてありき、長崎夜話に云ふ、黑船來につれて耶蘇の外法漸くひろまり、天草高來

の長民この邪宗に隨ひ、領主の苛政を憤り徒黨を催し、南有馬の原の城の廢跡を取立て、男女二萬人楯籠りぬ、時に寛永十四年十一月なり、すなはち關東の御下知として板倉氏御下向にて、其外九州の諸大名數萬の軍兵寄手なりしが、其城強くして數月相おくり、板倉氏打死ありて、松平伊豆守御下向にて翌年二月落城しぬ、かゝる亂逆のおこりも南蠻の外法より出きにければ、公けの御惡み深く成て、終に黒船御制禁として、其年の秋上使太田氏下向ありて、重ねて日本に來るべからずと堅く仰ありて歸されぬ、夫より黒船日本渡海の道絶たり、此さきより邪宗の敎をば公けよりとゞめさせ玉ひしかどいまだ一統に及ばざりしを、此時よりこそ根をたち葉をからし給ふことゝはなりぬ、かくて黒船御禁止にて、この長崎の津の民世渡りすべきすぎはひなきを恤み給ひ、多年平戸に來りし阿蘭陀の商船を長崎の津に至らしむべき旨公けの仰ありて、寛永十八年よりこの長崎の津に入來ることゝなりぬ、長崎拾芥に云ふ、寛永十六年井上筑後守耶蘇の宗門改として長崎に來り、阿蘭陀幷にエゲレス種子の者一人も不殘さがし出し平戸へ差越し、其身も追て平戸へ渡海し、彼地にあらゆる阿蘭陀種子共に根を斷葉を摘みジャガタラ國に流さる、翌くる十八年よりは阿蘭陀人平戸の渡海停止せられて、長崎に築立し出島にぞ籠められける、耶蘇天誅記に云ふ、寛永

十八年阿蘭陀の商船肥前の國長崎の津口に着岸す、是れは慶長二年五月彼國の商船始て肥前國平戸の港に入津して、綾羅錦繡其外珍物美物を持來り交易せしとなり、夫より寛永十七年まで四十餘年の間、毎年斷絶なく平戸に入津したりけるが、近年黑船御制禁以後長崎の諸民異國船の通行なきに就て、渡世成がたき旨公聽に達しければ、御憐愍ありて多年平戸へ入津せし阿蘭陀の商船を向後長崎に到らしむべき旨仰付られ、寛永十八年より今に至て長崎に來れるとかやと、當時江戸の政府が平戸港を鎖して、阿蘭陀貿易の市場を長崎港に移せし原因を以て、專ら長崎港の人民が産業を失ひしを恤みたるによるものなしたるは、未だ當時の事情を知悉したるの言にあらず、城記には、寛永十七年阿蘭陀長崎へ着岸候樣に、公儀より被仰出其の通相成候、寛永十八年ヲランダ長崎へ引越、當町人共商賣の手立も不自由に可有之かと、町屋敷の地錢を減し被申候、町役等も差免候と云ひ、山本霜木覺書には、寛永十八年阿蘭陀長崎へ引越し申候者、阿蘭陀長崎へ引越、當町商賣の方便も不自由に可有之哉と、寛永二十年町屋敷地錢を減じ、町役等も被指免候と云へば、政府若し仁心を以て其事を處したらんには、爭でか長崎港の諸民に私して平戸港の諸民を苦しめんや、又深江記によれば、松平伊豆守殿島原下向一揆退治以後西國巡見して登られ候が、平戸へ數十年阿蘭陀

參候を見分として立寄られ、火わざ聞及ばれ候間、所望の由に付廣瀨に的を立崎方より打、又中の崎より田平ハヤ崎に飯洞火矢三放打、一放しは中途にて火うつり、二放はハヤ崎へ飛付て燃え上る、伊豆守殿驚き玉ひ、江府へ御越、阿蘭陀の火わざ見物候處、揃々稠敷ものにて候、唯今の通にて召置かれ候者にて無レ之、天下の御大事にて候と言上有レ之、同十七年長崎へ引移さる、此時阿蘭陀甲必丹は、天下の御使と承わり御所望に付、御馳走として隨分入レ念御覽に入候處、夫故長崎へ御移し、數十年馴染の平戸を立去り候事心外の至なり、此上は日本の逗留をもしろからずとて我か國へかへり、其の後數十年渡海せざるとなり、斯くて公儀より平戸へ數十年火業名人の阿蘭陀來り候間、彼流傳統の者可レ有レ之、傳へ候者は一子相傳の起請文仰出さると云ひ、谷村友山覺書によれば、阿蘭陀人平戸を除度被二思召一候は、御大名樣方より御賴み諸色有レ之、其代銀滯り殿樣より御償被レ遊候に付、御借銀千貫目に及候由、又平戸の御侍衆は阿蘭陀人の餘情賄によりて花麗なりと、江戸にて沙汰有レ之に付、殿樣御氣の毒思し召、御家中の御侍衆大小の柄鮫迄も銅の打鮫に仕候樣にと迄被二仰付一候、右の通に付阿蘭陀人を御除被レ成度思召、内々言上被レ遊候付て、御除被レ遊候樣相極候へ共、何の序無レ之には御除被レ遊がたく被二思召一候處、石藏作り候事に付、伊豆守樣御覽可レ被レ遊由にて御出被レ成候

處、石藏の石疊は「キングリ」石を敷申候、御見分の御方然と草履を御脱石疊を御戴候て、石藏の内に御入御見物被レ成候由、其後被レ仰渡一候、フランス事驕を極、茶臼に仕候石を石疊に仕候事ども驕の至極と思召候との義に付、其夜中に石藏を打こぼち候由、其故右の通驕つのり候ては末々覺束なく思召候由にて、長崎引越候樣にと被レ仰渡一候に引越候由、長崎には出島に居申候蠻人渡海御停止被レ仰付、出島明屋敷に成申候、幸之義と阿蘭陀人を御入被レ遊候由と云へり、之を江戸將軍一代の政畧が每に凡俗に秀出する者を忌みし形跡に徵すれば、深江記の說未だ全く虛ならざるべく、之をケンプヘルの日本歷史に徵すれば、谷村友山覺書の說亦た殆ど實なるに似たり、同書に云ふ、西暦一千六百四十一年（寬永十八年）耶蘇教の殆ど全く日本國中に滅絕する時に當りて、平戶に在る我等が商館と其新築の倉庫とは、之を長崎港内の出島に換へ、我等が自由と我等が寬仁なる保護者の下に居て從來享受したる恩遇とは、之を嚴密なる衆多の監視に換へらるゝに至る、抑々日本政府の專ら力を致せる所のものは、阿蘭陀人をして國內に生じたる一切の事件を知らしめざることゝ、我等をしてその國民を耶蘇教に導かんとの企圖を起さしめざることゝに在り、其此の如くなる所以のものは、我等が葡西の二國と同盟して其隙を窺はんことを畏れたると、また新に紛亂の

基を釀さんことを慮りしとによる、而して恰もこの時に當りて平戶に一棟の倉庫を新築せしは、偶々以て日本人が嘗て我等に抱ける猜忌と疑惑とを深うし、以て我等が此地より長崎に移轉するの期を促したり、蓋し其建築たるや、其國の習慣に反し高層の石造となしければ、倉庫と云はんより寧ろ城閣の觀を呈し、加ふるに又耶蘇降誕の年紀を其前面の石に彫刻したるは特に一層の感覺を起さしめたるならん、余曾て或信用すべき日本人より私かに聞けることあり、一日阿蘭陀人が其船より荷物を卸し、陸上に運搬して之を新倉庫に藏めんとしたる時、偶箱底より銅製の臼砲を脫露せりと、今此談話の果して之が原因幾分となりしや否はこゝに之を決するの勞を取らざれども、兎に角に其後突然として死罪を賭して其新築の倉庫を破壞すべきことを命せられ、平戶に於て我等が住居と我等が享受したる自由とに代ふるに、出島の禁錮を以てすべき命を受けたることは疑もなきなりと云ふべしと、然れども是等の說は共に悉せりと云ひ難し、蓋し當時の形勢より觀察するに、從來江戶の政府は長崎港を直轄し、こゝに奉行を派出して外交事務を管理せしめけるが、今や長崎港の貿易は旣に廢絕に屬し、我國の外交は一に平戶港に由ることゝなりぬるに、平戶港は固より平戶領主の所領なれば、當時の政體として、其領內の事務は盡く之を領主に委任せざるべから

ず、故に苟も外交の樞機を掌握するの緊要なると、貿易の利益を撿括するの貴重なるとを知らば、政府は遂に外國貿易の市場をして、永く一領主の治下に屬せしむること能はざるは必然の勢にして、政府は早晩外國貿易の市場を移轉せしむるか、又は平戸の領主が所領を變換するかの二者を擇ばざるべからざるの地位に進めり、而して平戸の領主は古來この地の名族にして、氏は郡名を冐して松浦と稱し、名は國名を冐して肥前守と稱するは、我國に大名なるものありてより以來其家に附屬したる規模なれば、政府も故なくして其所領を變換する能はざるの事情あり、領主亦た江戸の政府が專ら鎖國の政略を取れるに當りて、强て貿易の利益を占有するは、徒らに嫉惡の注く所嫌忌の集まる所となりて、偶々其地位を危くするに足るを知る故に、徹に政府を動かすに市場の移轉は其希望する所なるの意を以てせり、是れ即ち平戸港の廳に益々盛なるべきものに衰へて、長崎港の廳に全く廢すべきの時に興りし所以なり、初め平戸港の未だ鎖さゞるや、平戸の商人は頗る阿蘭陀人と親しみ、互に嫁娶するもの多かりけるに、今ま一令の下に骨肉相分れてまだ書信をだも相通ずる能はざるに至りしは慘と云ふべし、當時平戸の商人判田五左衞門の娘コルネリヤ蘭人の妻となりてまた逐客の中にありけるが、別るゝに臨み一片の木牌に、自身が其兒を懷けるの像を彫

刻し、之を其家に留めて去りぬ、谷村友山覺書に、フランス妻は江口十左衛門が姉なり、此腹に娘あり、阿蘭陀人平戸を引拂、長崎引越被仰付に付、阿蘭陀人と嫁娶いたし子を設け候女は、母子共に阿蘭陀國へ被遣に付、其年不殘阿蘭陀と一所に紅毛國へ渡申候、然處フランスは平戸を仕廻候に付、其年は平戸に逗留いたし、翌年歸國仕筈なり、就夫訴訟仕候は、當年妻子阿蘭陀國へ渡し申候ては難義に及申候、其譯はフランス事十六ヶ年平戸へ住居仕候へば本國の一類共如何樣に成候哉難計候、其上女の身にて誰を賴候方もなく不圖渡候ては、無十方義に可有御座候、當年は逗留仕り、一所歸國仕度奉願候、されども長崎御奉行衆フランス一人の願を言上難被成由にて御取上無之候處、通事貞方利右門申候は、此事言上被成間敷事とも不被存候、我等江戸へ罷登御老中樣へ願可申とて、江戸へ罷登候處、土井大炊頭樣御意被成候は、フランス申處不便の義尤至極なり、異國本朝相隔り候へ共恩愛の情は不相替事なり、この訴訟御取上なくば不仁の義なり、フランス願の通り可仕由御意に付御暇被下、利右衛門平戸へ罷下候、利右衛門は阿蘭陀商賣の事其外諸事共に引受通事仕候、其時は大通事小通事の譯無之候、利右衛門は通事頭の樣有之候由、江戸へもフランスに附每年罷登り候付、御老中樣にも御懇意に被成御坐候由と云へるは是なるべ

し、延寶年中に至りて特に唐船に托して書翰を親戚の間に往復せしむるを許し、長崎に於て之を檢査せしが、當時我國の人にして阿蘭陀東洋の屬地なる爪哇に留まりしもの猶は多かりしが、コルネリヤ及び谷村三藏が召使なりし菊亦た其の中に在りしと云ふ、〔外交史稿〕

第十二　當時平戶港に於ける支那朝鮮の交通幷に鄭成功遺蹤の碑の事

後奈良天皇の御代天文年間明人王直平戶港に商館を築き、こゝより海賊を導きて支那に寇せしを以て、當時王直が黨專らこの地に往來したるは、平戶港を歐洲諸國貿易の市場に開きたる近因なりけるが、王直既に死せし後も、其黨猶ほ平戶領の商船と稱して海賊の業となすもの多かりき、彼等が嘗て太閤に進物する明船の貨物を奪掠して、大に太閤の怒を招きしは天正十六年の春に在り、其事跡詳かならざれども、太閤の內書を以て其概略を知るに足るべし、

急度被ㇾ仰出ㇾ候、日本國々の事は不ㇾ及ㇾ申、海上まで靜謐に被ㇾ仰候故、從ㇾ大唐ㇾ令懇望ㇾ相渡候進物の船罷出候處、去春其方領商船と號し、テックワイと申唐大將として八幡に越罷彼唐船の荷物令ㇾ海賊ㇾ候由被ㇾ聞召ㇾ候間、右の商賣舟の由にて去春罷出候テック

ワイ、其外同船の輩何も不ㇾ殘可ㇾ差上ㇾ候、於ㇾ此方ㇾ被ㇾ遂ㇾ御糺明ㇾ可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候、自然彼者共何角申族有ㇾ之、於ㇾ不ㇾ罷出ㇾ者、其方迄可ㇾ爲ㇾ曲事ㇾ條、成ㇾ其意ㇾ早々可ㇾ差上ㇾ候、猶小西攝津守可ㇾ申候也、

十月三日　　朱印

松浦式部卿法印

（本書松浦家に藏するものにして到來付に天の十七十一の七亥剋とあり、即ち天正十七年の書なり。）

其頃また明の匠人に古道なるものありて平戸港に寓居せしが、太閤の大佛殿を作るや、書を法印に贈つて之を京都に送らしむ、其書に曰く、

急度被ㇾ仰遣ㇾ候、唐人大工古道其津有ㇾ之由被ㇾ聞召ㇾ候、今度大佛作事に付て御用可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候條、輕船に乘早々可ㇾ差上ㇾ候、無ㇾ油斷ㇾ可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候、猶豐後宗越可ㇾ申候也、

八月十五日

古道召に應して京都に往き、油瓶を製して頗る功ありければ、天正十七年八月太閤之にたの朱印狀を與へき、

大佛油螎早速造立之段、神妙思食候、然者御音物の義雖レ被二仰付一、尙以爲二御褒美一國役被レ成二御免除一候、並居屋敷被レ加二御扶助一候、可レ得二其意一候也、

八月九日

古道

同時に領主に贈れる書に曰く、

大佛油螎唐人之儀、國役被レ成二御免一候條、可レ得二其意一候、猶以居屋敷等人々扶助、別て懸レ目堪忍候樣申付候也、

八月九日

（本書三通また松浦家に藏するものにして、到來付に天正十七年九月六日申刻とあり、また其寫に右古道義平戶引田へ屋敷被二下置一住居罷有候、寶暦九年十一月十八日安武六左衞門とあり、）

文祿三年九月平戶の領主が朝鮮の役に從つて彼地より歸るや、熊川（コモナレ）の陶工亦た從つて歸化し、平戶島の中野に居り以て器を作る、世に之を中野燒と云ふ、其跡今皿燒の地あり、其陶工の子孫を今村彌次兵衞と云ふ、移つて早岐の三河內に居る世に三河內燒と云ひ、又た早岐燒

と云へるは即ち其製する所なり、〇今村正芳先祖書 其頭また平戸の人に秋山四郎兵衛なるものあり、醫を學ばんと欲して支那に往きけるが、柔術を傳へ得て天神眞揚流三百三法を創始し、其術世に行はる、〇柔術死活辨 蓋し當時支那朝鮮に往來するには平戸最も便なりければ、かゝる藝術も亦たこの地より傳はりしならん、而してこの頃までも海賊を業とするもの猶ほ絶えざりしと覺えて、慶長四年八月二十日豐臣家の五大老左の書を裁して之を平戸の領主に贈りぬ、

バハン海賊の儀、從二先年一被二御停止一候處、當年猥の輩有レ之候付て、加二成敗一候、向後之義者先年如二御置目一、其領主共に可レ爲二御成敗一候條、被レ[illegible]二其意一、出帆歸朝被入レ念、堅可レ被二相改一候、恐惶謹言、

八月廿日

利長
景勝
輝元
秀家
家康

松浦式部卿法印

天正十六年の春、明人テックワイ平戸領の商船と稱して、明朝より太閤に贈れる進物の船を

奪掠したれば、太閤は嚴重なる書簡を贈り、平戸の領主をして彼等を捕へしめけるが、是に至つて十餘年を經たれども猶ほこの事あり、天文の初より平戸港は久しく海賊の集合する所となりければ、其之を除くも亦た一朝の能くする所にはあらざりけん、慶長十七年に至りて明の鄭芝龍また我國に來る、彼亦た海賊の雄なりしかども、我國に在つては純良の商人なりければ、江戸の政府は之を召見し問ふに外國の事を以てし、命して長崎に館せしめ、遂に河内浦に徙らしめにき、今河内浦喜相院近傍の宅地は即ち其屋敷跡なりと云ふ、芝龍は固より海賊の雄なれば、其河内浦に居るや、亦た盖し大なる商館を築いで部下の商船を寄泊せしめたるならん、芝龍河内浦の人田川某の女を娶りて兒福松を生む、是れ寛永元年七月なり、福松後名を成功と改め、明の國姓朱氏を賜はりて世に國姓爺と稱す、田川氏また成功と共に明に往き國夫人に封せらる、當時平戸の婦人外國の人に嫁せしもの亦た尠からざりしと雖も、田川氏を以て其最も榮譽なるものとなすなり、今河内浦の傍なる千里濱には、一大石碑を建てゝ其遺蹤を表せり、其文左の如し、

明延平郡王鄭將軍成功、初名森、字大木、小字福松、其父芝龍福建南安人、以二慶長壬子一來二我邦一、幕府召見、問以二外國事一、命館二長崎一、遂徙二吾平戸河内浦一、娶二土人田川氏女一、屢訪二藩士

家、學雙刀技、既而田川氏娠、一日出游千里濱、拾文具、俄將分娩、不暇還家、乃就濱內巨石以誕、是爲成功、寛永元年七月也、土人今猶名其石曰兒誕石、田川氏復生一男、芝龍留妻及兒、屢往來外國、稱平戶老一官、成功年七歲、芝龍請使妻兒渡海、幕府聽之、母以弟猶幼、不肯俱往、成功屢致書迎之、乃詣長崎渡海、弟冒田川氏、稱七左衛門、留住長崎、芝龍入海寇顏思齊黨、顏死而其黨歸芝龍、遂收臺灣、仕明積軍功、封平國公、成功稍長、風儀秀整、倜儻有大志、讀書亦穎敏、不治章句、明主隆武一見偉之、賜姓朱、改今名、拜御營中軍都督、於是人或稱國姓爺不名、母亦尋封國夫人、在泉州城、爲清兵所圍、城陷、軍民皆潰、田川氏歎曰、事既至此、何面目復見人耶、登城樓自剄死、清兵曰、婦女尚爾、倭人之勇可知、芝龍保安平、與清將竊通、信約降、成功泣諫、不聽遂降、先是黃徵明齎隆武及芝龍書幣、詣長崎乞援兵、議未決、適報芝龍降清、乃諭諸侯以援兵議罷、成功諫父不聽、且痛母死非命、慷慨謀起義兵、時雖列爵未嘗豫兵、詣孔廟焚儒服、拜揖而去、糾衆得數千人、稱忠孝伯招討大將軍、聞永曆即位改元、奉朔據南澳、鄭鴻逵據白沙、鄭彩據廈門、鄭聯據梧州、互相犄角、攻略沿海郡縣、陷同安進侵泉州、又襲奪彩軍、始據廈門、連陷漳浦詔安南靖平和海澄長泰、進圍漳州、凡六閱月、城

中食盡、人相食死者枕藉七十餘萬人、援至解圍而去、越三年復攻漳州、清將劉國軒降獻城、於是成功就廈門立府、改名思明州、分所部爲七十二鎭六官、分理所務、擇賢任之、便宜封拜、其所施爲、皷動一世、永曆遣使就拜成功、命圖恢復、吾萬治元年成功奉勅欲取金陵定南都、乃大擧北上、衆號八十萬、陷浙江諸州縣、二年七月攻陷鎭江、登峴山、饗士卒、令全斌黄昭等守鎭江、屬邑皆下、直欲進取金陵、甘輝曰、瓜鎭爲南北咽喉、但坐鎭此斷瓜州、則山東之師不下、據北固、則兩浙之路不通、南都不勞而定、成功不聽、竟薄金陵而敗走、甘輝死之、成功乘流出海、還廈門、三年五月滿漢大兵分道來侵、成功自勒所部、扼海門、北人不諳水性、暈汪失列、成功乃横擊之、北兵棄船登奎嶼、又從鏖戰、北將達素僅以身免、還福州自殺、竟成功之世、北兵不敢來窺、成功以廈門單弱、丞思拓地、先是因中國騷劇、紅毛酋竊占據臺灣、成功率兵攻之、遂招降其酋、以復臺灣、以赤嵌城爲東寧府居之、永曆蒙塵、聲問不通、成功嘆曰、沿海幅員上下數萬里盡棄之、英雄無用武之地、然息兵休農以待時未晩也、於是制法律創學宮、計丁庸養老幼、臺人大集、吾寬文二年、清改元康熙、使吳三桂攻永曆於緬、々酉内叛、永曆殂三桂之手、明亡、訃至、成功憤惋得病而卒、年卅九、子經嗣、奉明正朔、北兵屢來侵、輙擊

却之、又出兵攻略閩廣諸州、經或作錦舍、病而沒于東寧、年卅一、子克塽嗣、幼弱政出
多門、淸人偵知擊滅臺灣、克塽降、年十四、至京授漢軍公、勅令歸葬父祖於南安、克塽死
爵除矣、夫甘輝鎭江之策、則明祚鄭氏之盛衰所由而判也、成功志急恢復銳進取、一敗地盛
蹙軍孤、是爲英雄終古之遺憾、初圖其大擧也、修書乞我援兵、迎朱之瑜、幕府不報、瑜
先事至厦門、則部下將吏、寄居縉紳、襲明末弊風、佻達自喜、屏斥禮義、以爲古氣骨董、瑜
知大事難成云、雖然天假以數年、能使成功修東寧之業、其成敗豈可測焉乎、嗚呼天之
厭朱德久矣、故齎恨而卒、痛哉、吾乾齋老公曰、成功以一時遭遇、自唱大義以恢復爲
己任、其正氣耿々、與天壤俱存、而母亦貞烈、寔不愧爲日東之產矣、是或胚胎於吾
封內之素敎爾歟、何其跡之奇也、明淸鬪記稱、成功學二刀法於平戶藩士、蓋芝龍去時居我、
特勝々于此技也、一旦失節、雖爲世所貶、其初膽略智慧過絕等倫、時人或擬諸戚繼
光寡人語屋烏愛、謂俱我池中蛟龍也、遺話古蹟今而不誌、竟將湮晦、須就千里濱以勒
碑誌、即命臣高行以其文、固辭不允、是以就和漢紀鄭氏之終始者、摘敍其事實、雜
以我藩所傳、此則老公之所以追表古蹟而風勵人心也、老公手書篆額、又親係銘曰、
天厭朱德二帝殂囚、縉紳佻達、苟生忘羞、一旅中興、誰述前猷、惟我猷兒、涉海報仇、臺厦

精鋭、資我劔矛、忠孝義勇、亘覯厥儔、浩然正氣、孕此神州、

嘉永五年壬子冬十有二月中澣平戸親衛隊長領社曹葉山高行撰

今や是等の事跡を通觀するときは、平戸港は王直既に死せし後に至りても、猶は或は海賊となり、或は貿易商となる所の支那人等が寄居せる所にして、其間に行はるゝ貿易も亦た盛ならざるに非ざりしことを知るべし、五島家譜には、昔より五島へ唐船商賣に入津故、奥浦江川の川口へも數艘參る、慶長十九年より五島平戸唐船入津御法度になり、長崎一ヶ所入津極まると云へれども、元和四年五月平戸の領主隆信の江戸より平戸に留まれる家人山本覺右衛門に贈りし書に、左の如く云へるを見れば、其說の非なること明かなり、

態と申遣候、當年唐船より珍敷から物參候はゞ、水指水こぼしかうろはな入などの類手のかはり候道具候はゞ、取候て可ㇾ然候、たとひ數寄屋に出るほどの物にてなく候共くるしからず候、爲ㇾ其如ㇾ此候、謹言、

五月廿八日　隆信

山本覺右衛門へ

尙々當年末には御年寄衆御振舞申候、其内何にてもめづらしき物を送可ㇾ給候、爰元は

すきのたるにて(不詳)自然オランダ船も「ショエン」茶碗など御坐候はんと存候、

蓋し唐船の平戶に來るを禁せしは、亦た阿蘭陀の市場を移せし時にあるべし、同時唐船阿蘭陀船幷に朝鮮船其外諸外國船共に何國に漂ひ着きたりとも、皆其所より挽船を添へて、長崎奉行所に送るべしと令せるよし長崎實錄に見えたり、

第十三　平戶港の歐洲貿易が我國に向つて乃ぼしたる効驗の事

以上論じ來りし所を回顧すれば、我國中古歐洲貿易の命脈は殆んど平戶港と共に始まりて、また平戶港と共に終りしを知らむ、　吾人は是に於てその貿易の我國に向つて及ぼしたる効驗の何如なりしやを考察せざるべからず、　凡そ我國貿易の結果として國家の富に及ぼすべき効驗は、有形の富と無形の富との二者に在り、然れども有形の富を變動せしむる輸出入の商況に關しては、　當時の記錄總べて今日に傳はらざるを以て、頗る其形狀を知り難し、西曆一千六百四十年(寛永十七年)即ち我國が葡萄牙人を拒絕して長崎港の貿易一時全く廢したる歲の如きは、阿蘭陀人の我國に輸入したる物品の價格は、金八十噸即ち洋銀三百廿萬弗にして、　其輸出は銀一種を以て其價格殆ど二百萬弗の高なりしと云ふ、〇外交志稿に引ける西書　この時に當

りて阿蘭陀の貿易は平戸港に於てのみ之を行ひしを以て論ずれば、この商業は即ち平戸港の商業なり、若しこの輸出入額を以て例年の輸出入平均額と見做すとを得せしめば、平戸港の貿易によりて有形の富に及ぼせし効驗は之を推測するに難からず、この言の意味たるや阿蘭陀より我國に輸入したる物品は其價格三百二十萬弗に當るものなりしかども、我國より阿蘭陀に輸出したる物品は百二十萬弗に過ぎざりしが故に、差引二百萬弗は我國が阿蘭陀に對する國際の負債となり、我國はこの負債を消却せんが爲に銀二百萬弗を拂ひ出したりと云ふに在り、故にこの輸出入額を以て、阿蘭陀が平戸港に來りて貿易せし四十四年間の平均額と見做して、其差額を以て其年數に乘するを得ば、我國は平戸港に於ける阿蘭陀の貿易によりて、金銀價格八千八百萬弗を損失せしものなりと結論するは容易なるべし、若しまたこの輸出入額が其以前に於ける葡萄牙西班牙二國との貿易にも適して之を論ずるを得べきものなりとすれば、この二國が平戸港にて貿易せし四十八年の間に於ても、我國は亦た九千六百萬弗を損失し、前後合計一億八千四百萬弗を損失せりと云ふを得ん、然れどもこの年は即ち我國が去年葡萄牙人を拒絕して貿易阿蘭陀の一手に歸せし時なれば、其統計は之を例年の平均額なりとするを得ず、西暦一千六百三十七年(寬永十四年)長崎の貿易によりて

葡萄牙人の輸出せし金銀價格は二百五十萬弗なりしと云ふに比すれば、（外交志稿に引ける西書）前に掲げたる輸出入額も或は平年に異ならざりしに似たりと雖も、是れ亦た其前年即ち寛永十三年に於て我國は全く異國渡海の朱印狀を得て海外に渡航したりし百七十餘艘の奉書船を廢せしを以て、其前後の商況は殊に大なる差別ありしならん、天竺德兵衞物語には、日本より船積致し天竺へ參候物は、蚊屋扇子傘塗物類鐵砲銅道具にて御坐候、刀脇差總て刄物を別して望申候へ共、自分〳〵の持道具の外は持參不ㇾ仕候、天竺より買取參候物は絲織物其外鳴物藥種鮫珊瑚「キヤラ」白檀紫檀皮類器類も面々心次第に相調船積仕候とあり、また延寶本の長崎記に、當時長崎の一港より輸出したる商品及び同港より輸入せし商品の目錄を揭げたるには、其輸出品は蚊帳傘紙張扇子合羽刀劍銅器藥罐の類漆塗小麥類蒔繪紙帷子水風呂鐵器類小刀鑷庖丁類食器木綿布子鐵錢樟腦椀屛風疊等にして、其輸入品は白糸、金入「シユス」、「タビイ」、「シユチン」、「チヤラ」島、「ドンス」、「カベチヨロ」「シヤ」、「ケン」、「コルゴラン」、「サヤ」、「リン」、「リンズ」、「チリメン」、「ヂヤカフ」、山皈來、鮫、水銀、木香、「トタン」、「サンゴジユ」ハナ目鏡、「インデヤ」、唐皮、朱等なりし由見ゆ、（○中古外交）商品の種目は以て輸出入の商況を判知するに足らざれども、其種目を比較して我國の生産力が敢て其敵手なる國々に劣らざり

しことを回想すれば、其貿易の競爭自由に行はれ、商權決して或者の專占を許さゞりし日にありては、貿易の利益は相互の際に平分して毫も他人の專有を受けざりしことを知るべし、誠に彼の百七十艘の商船は決して大洋萬里の風濤を侵して損失を海外に買ふものにあらざることを一思せば、この論旨を解するに於て毫も疑ふ所なからん、吾人は唯だ寬永十三年以前即ち異國渡海の朱印船が自由に海外に往來したりし時の統計を得て、この立論の果して事實に適するや否やを證明する能はざるを恨むのみ、其僅に吾人が考察に供するに足るものは平戶港の貿易に由り間接に無形の富に影響を及ぼしたる歐洲學術の輸入是なり、蓋し當時歐洲の學術は猶未だ幼稚たるを免かるゝ能はず、百般の發明世に出るもの少かりしと雖も、其進步の方針は固より已に東洋諸國に同じからざりしを以て、其學術の輸入の我國の注意を喚起したるは亦た少からざりき、葡萄牙人の始めて我國に來るに當つては、薩摩の人タンジラウと云へるは、西曆一千五百四十八年(天文十七年)三月廿日を以て、葡萄牙領印度の首府なる卧亞に赴き、未だ八ヶ月ならざるに羅甸語學に通達し、同じ年の十一月二十九日に至りては、自から書を作つて羅馬に住する「ジヱジユウヱト」黨の發起人なる「イグナイト・ロイヨーラに贈り、また福音書の馬太傳を日本語に譯したりと云ふ、(日本西敎史)是よりして

後鋭敏なる日本人は夙に歐洲諸國の學術を傳習して之を各種の事業に適用し、江戸の政府が佐渡の金礦を採掘して金銀を分析するに當りても、また南蠻爐其他の新事物を採用したるが如きは其最も著明なるものなり、〇大日本貨幣史而して其平戸港は最も外國貿易の要地なりければ、其百般の事物を傳習したる事も亦隨つて諸國に勝れ、之を宗教の上より論ずるも、日本人にして「プレートル」と稱する僧官を有するに至りし者は、平戸の人セバスチヤンキムラ(木村)より始まる、木村は平戸の市中に生れ、年十九にして「ジエジユウエト」教會の小僧となり、京都に居て久しく「カテチスト」の勤務を爲しけるが、三十にして「プレートル」の僧官を得、五十七にして敎刑に處せらる、是れ恰も西曆一千六百二十二年(元和八年)にして、其「プレートル」の僧官を得しは即ち慶長元年なり、木村は人と爲り質素廉直にして頗る其法務に愼密なりければ、多く衆人の愛を受け、且つ說法の活潑にして嚴肅なりしは、恰も天主の「アポートル」を勵ましたる能力を充滿したりと云ふ、〇日本西史然れども當時葡萄牙人の貿易は長崎を主としたれば、其學術も多く長崎より傳はりしは著しく、其平戸港より傳はれるものは主として阿蘭陀の學術なりしもの丶如し、阿蘭陀人の平戸港に來るや、其の學術技藝を輸入することまた少なからざりしなるべしと雖も、其効驗の世に顯はれたるは彼等既に平戸港

を去るの後に在り、寛永十八年彼等が平戸港を去るに當りて、平戸の通事隨つて長崎に移れる者左に揭げたる十八人あり、若し平戸の商業にして甚だ盛ならざらしめば、豈に此の如く多數の通事を要せんや、是れ亦た其商況の如何を窺ふべし、

名村八左衞門
志筑孫兵衞
横山又兵衞
石橋助左衞門
肝付伯左衞門
横山與三左衞門
高砂長五郎
秀島藤左衞門
貞方利右衞門
猪股傳兵衞

長崎實錄には、この他猶ほ西吉兵衞を揭げたれども、吉兵衞は元來長崎に住して葡萄牙の通

事たりしものにして、後阿蘭陀の通事ともなりしかども、平戶港より移りしものにてはあらざりき、〇洋學沿革考蘭人の記する所によるに、西曆一千六百四十三年(寬永二十年)二月三日、阿蘭陀の船長ヘンリキュルネリスヴーンシカープ等「ブレケンス」號に乘り、金島銀島を探らんと欲して日本の東方に航行し、七月の季に北緯四十度なる日本東濱の一漁村に達して上陸したるに、船長以下の十人日本人に捕へられて、遂に江戶へ護送せられたりけるが、彼等は江戶に於て年來東印度商會の貿易事務に關せし役人にして、我國の阿蘭陀通事役たる八左衞門及び吉兵衞の二人が「カソリック」敎の囚徒數人を護送して長崎より來りしに逢ひ、其言によりて蘭人ヨハンエルセラクは商船五艘に貨物を載せて長崎に入港、同時に平戶より二人の獨逸譯士(阿蘭陀人は低地獨逸の語を話す)を長崎に送りしが、是等の阿蘭陀人十人重大なる事件に就き糺問せられたれども疑惑氷解せざるにより、各〻江戶に招かるゝなりと聞きしとぞ、かくて彼等は平戶より來るべき通事の未だ江戶に到らざる前、屢〻奉行の法庭に於て、昌庵と稱する西班牙の變宗僧、及び八左衞門吉兵衞等の通辨によりて糺問を受けたれども、彼等は葡萄牙語に通ぜざるを以て、平戶より通事の來るを待つて旅行の本旨を明言すべしと嘆願せしに、九月末日の夜に及び、獨逸譯士二人平戶より來着し、直に彼等と面

會しけるに、其老いたるは藤右衛門、其少きは松兵衛（又兵衛、即横山ならん）と云ふものにして、この二人は共に阿蘭陀人に實意あるものゝ如く、奉行に應接するには此くすべし、又糺問あるときは簡易に事實を以て答ふべし、日本にてはかゝる時には斯の如くし、彼の時には彼の如くすべしと懇切に教諭し、且つ其身の阿蘭陀人と同宿するは却つて宜しからざれば、已は平戶領主の邸内に宿すべしとて歸りしと云ふ、此說によれば、當時阿蘭陀の語學は重に平戶に行はれ、其專門家を求むるは之を長崎に求めずして之を平戶に求めたること著し、而して其歐洲の學術を傳播するに至りても、葡萄牙の國語を以て記したるものは長崎より始まりしは頗る自然なりと云はざるを得んや、長崎通詞由緒書と稱する書によるに、二代西吉兵衛、嚴有院樣御代明曆二年南蠻文字の天文書和解被仰付候に付、右文字を讀み、長崎儒者向井元升和字を以て寫し、乾坤辨說と申倭書に翻譯仕差上申候云々、西玄甫と改名仕り、貞享元年九月十九日於江戶病死仕候とあり、玄甫が乾坤辨說を著はせるは、實に我國にて西洋書を翻譯せしことの初にして、其書は葡萄牙文字なり、〇日本洋學沿革考而して之を同時に平戶の醫家に嵐山甫安と云ひし人ありて、阿蘭陀文字の醫書を譯述せり、甫安の先祖は筑前の商人なりけるが、平戶港の外國貿易極めて盛なりし頃、其祖父某平戶に移住し、父判田三郎兵

衞尉と云ひしは平戸の領主に事へて阿蘭陀通事の役を勤む、甫安は其二子にして幼より醫術を好み、河内浦に來れる阿蘭陀人に就て深く之を研究し、後京都に游んで皇族攝家の病を療し、位法橋に叙し族嵐山を賜へり、其位を法橋に叙せしは、當時の作法として上流の人には決して無位のものを延見せざる例なりしが故にして、族を嵐山と賜ひしは、其治術の美なること嵐山の花の如くなりしが故なるべし、嵐山家譜に云ふ、判田三郎兵衞尉父の代筑前より平戸へ來り町家に住す、引越の年限先祖の儀不ㇾ詳、墓虎坊にあり、俗名臺石に彫附、判田三郎兵衞尉としるす、また云ふ、元祖甫庵春育當町家に住す、判田李庵と唱ふ、天祥院樣御代寛文元年阿蘭陀外科稽古被ㇾ仰付、延寶八年高百石被ㇾ下置、其後致ㇾ上京、一條樣八條樣御療治被ㇾ仰付、法橋に被ㇾ任嵐山と相唱候旨被ㇾ仰付、其頃の門人森島小助、大和の人、後に森島、桂川と改め、甫筑と唱ふ、紀州家に仕ふ、其後公に隨て東都に到る、公將軍家御養子とならせ給ふ、又就て官醫となる、桂川氏今に存す、元祿六年十一月卒と是なり、甫安甞て紅夷外科宗傳六卷を著はし、叙を筑前の碩儒貝原益軒に請ひたるに、甫安は元祿六年十一月を以て歿し、叙は寶永三年九月を以て成る、然れども其書の何の年に成りしかは知るべからす、其叙に云ふ、

達則爲二良相一、窮則爲二良醫一、先正嘗有二是言一、其故何也、蓋醫爲二斯民之司命一、而拯二生靈之夭枉一、其

燮理之功、同比之良相、誠有故哉、稱之爲仁術、不亦宜乎、然則業斯術者、要之在以小其心而力學精研、大其志而施濟廣博爲勤矣、竊謂醫有十三科、拆之不過内外二科而已矣、治其内者非得之於心則不能也、若治其外者豈啻得之於心而可乎哉、抑又非應之於手則不可也、故李滄溟云、治外較難于治内、誠哉是言也、如治内之法、根據之素難錯、綜歷代名醫諸說其見於書、則昭晰如日星、天下之有目者無不覩焉、是可以書傳也、如外治之法、固有中夏諸方書而來我邦、然治外又必有煎刺熏灼塗貼洗滌之法、苟非面命耳提則不能盡其曲折、故不可以書傳焉、譬之、治内者猶揖讓垂拱而治、不可用犯手也、如治外者、猶用干戈斬伐而後平、不可不習攻擊之術、中華舶上來者不曉此術、是以不能以其技傳吾邦、和蘭國又名紅夷、其國僻遠在極西、然近古以來、彼土之商舶每歳來湊河内港、寄客絡繹而不絕、彼國俗窮理往々善外治、療病有神効、其術可爲師法、我邦人學之者不尠矣、其法比並于中夏、爲端的捷徑、要約而多効、平門人判田三郎兵衞以譯官仕國君有年、二男甫庵字春育者、自妙齡嘗好醫術、擇紅夷來客之善外治者、師之學之、不止一人、彼師授之以口訣、傳之以文字、家世爲紅夷之狄鞮、而受夙能通彼蕃語、識彼國字、故聽其口訣、讀其文字、而曉其術也、比之他人甚易矣、且覃思研慮、用心於此術、多歷年所焉、是以其

術精良、其法純熟、前所レ謂得二之於心一應二之於手一者、於レ是乎兩備矣、其年彌邵而閲歷益久、其名聲亦著聞、於レ是學二彼技一之人、近者悅、遠者來、翕然信從、師承之者多矣、春育以二其方術一不レ厭二其勞一、不レ憚二其煩一、諄々敎レ之而不レ倦者、可レ謂下其濟二生民一惠二後學一之志厚上也、夫本邦之人、近古以來業二此術一者不レ尠矣、然未レ聞レ有二成レ書者一、大凡外治之術、雖二其要在二口訣手授一、然無二其方書一、則又恐學者無レ所二依據考證一、而源遠未レ分、踵レ謬傳レ僞、而失二其正傳一、如下素問所レ謂受レ師不レ卒、妄作離レ術、謬言爲レ道、更名自功上也、春育以レ此爲レ憂、於レ此著述、於二嘗所一レ聞二其師一、加レ之以二平日所一レ自得一、銳意輯錄、以爲二一書一、題曰二紅夷外科宗傳一焉、蓋其志唯欲レ詔二來學者一也、其爲レ書也、文取二中夏一、術依二紅夷一、是本邦外科方書之權輿、而可レ爲二時師之法縄、學者之蔡鑑一矣、夫著レ書立レ說而有レ補二於人世一、固爲二不朽之事業一、春育之所レ爲亦如レ斯乎、書既成レ編、請二余之弁二其首一、余素文詞譾陋、且瞢二其術一、而無レ知レ檢二揚其美一、況衰殘昏廢之齡、百事荒廢、不三敢當二其任一、以爲レ謝、且顧念、此書之作不レ待レ叙而顯、不レ係レ文而傳、然則奚余序レ之以爲、然其自二遐方一責望之志不レ能二峻拒一、漫書下其所三以著二作之梗概上、以爲二之叙一、

寶永丙戌九月朔旦

筑前州貝原篤信書

甫安は玄甫と同じ時代の人なれども、玄甫の發せしは甫安の發せしよりは十年前にあり、況

して乾坤辨説を著はせしは明暦二年なりと云へば、紅夷外科宗傳の著は少しく之に後れたるべし、然れども乾坤辨説は葡萄牙文字の天文書にして、紅夷外科宗傳は阿蘭陀文字の醫書なれば、其趣は各異なり、而して葡萄牙の文學は程なく其跡を絶ちしかども、阿蘭陀の文學は漸く隆盛に赴きしことを回想すれば、時勢の然らしむる所なりとは云へ、甫安が功は遥に玄甫の上に在りと云ふべし、蓋し甫安が蘭學を修めたるは、平戸港の未だ鎖さゝしざる前に在りしと雖も、其領主に知遇されしは阿蘭陀が平戸港を去れるより二十年の後に在り、甫安の領主に知遇されて益其業を研き、遂に匹夫より起つて祿百石を食み、位法橋に叙したれば、四方從游の士益ゝ進み、桂川甫筑の如きは、大和國より遥に西陲の一孤島に來り業を其門に受けたりき、若し其學術の卓絶にして名聲の籍甚なるにあらずば、安んぞ此の如くなるを得んや、嵐山家譜に、二代甫齋景方、父甫安跡式御合力五拾俵被下置、二年以前（何年よりなるや不詳）阿蘭陀外科稽古の儀、雄香院樣御代被仰付、長崎へ罷越修業仕り歸鄕、六ヶ年以前（同上）高百石被下置、阿蘭陀外治稽古被仰付、長崎御奉行へ御賴に相成、通詞を以藥方療治方の義逐一吟味和解書相渡す、享保十八年七月十九日卒と云ふによれば、甫安が子甫齋は其才拙くして蘭學を善くせざりしにや、其長崎に往きて醫術を研究するに當つては、專ら通

詞の助を借りしものゝ如し、然れども甫安の學術は甫筑善く之を繼ぎ、夙に紀伊の吉宗に事ふるを得、吉宗將軍の職を襲ぐに及んで、隨つて將軍政府の醫官となりければ、其地位に由つて大に社會に功ありき、蓋し吉宗は紀伊家に在りし頃より天文曆數の學を好み、享保元年將軍職を繼でより未だ三年を經ざるに、自製の測午器を吹上の苑中に置き、其明年洋書舶載の禁を解き、七年阿蘭陀人をして西洋各國の風說を報ぜしめ、其明年阿蘭陀人ケイツルを江戶に召して彼國乘馬の法を傳へしめたり、されば吉宗が早くより橫文の書を觀たることは著く、且つ其書を讀んで其所說を知らんと欲するの念は猶は藩邸に在りし時よりなるべし、〇日本洋學沿革考 然れどもこの時に當りて我國洋學の氣運は、猶は未だ東方に及ばざりしことを回想すれば、吉宗をしてこの念を生ぜしむるには必ず格別の原因なかるべからず、余謂ふに吉宗の此念を生ぜしは、甫安が京都に於て絕妙の手術を施し、其名聲旣に靑雲の上に達して、皇族攝家に至るまで其手術を受けんか爲め、故らに彼を叙して法橋となし、遂に洛外第一の名山と呼ばれたる嵐山の名を以て其の族稱となさしむるに至りしことの、早くも紀伊に聞えたるによるなるべし、而して其の桂川は源を嵐山に發したるものなれば、試に之れを收祿し、愈ゝ蘭學の効用を洞見して遂に洋書舶載の禁をも解くに至りしならん、吉宗一たび洋書舶

載の禁を解きしより、我國洋學の氣運は漸く東都に萌芽したるを見れば、當時洋學の端緒を開きしは甫安與つて大功ありと云はざるべからず、其後光格天皇の御代文化年中、江戸の政府始めて淺草の天文方に翻譯係を置き、高橋作左衞門等をして蘭書翻譯の業に從はしむるに及んで、平戸の領主に命じて其藏する所の蘭書を出さしめ、其中四十一部を借り、之を天文方に附して參考せしめたりけるが、其目錄中には、理學(Natuurkuude)測量學(Pers pec-tiven)萬國地圖(Atlas)日本紀事(Beschrving van Japan)其他歷史紀行醫藥宗敎等に關する諸書、幷に羅甸語佛蘭西語の阿蘭陀に於ける對譯字典等ありて、別に阿蘭陀製の地球儀あり、而して其日本紀事の卷首には領主の題したる左の叙文あり、

獲紅毛人所著日本紀叙

今玆秋予視二事于長崎一、偶見二紅毛人之所一レ著日本紀者于其譯人吉雄幸作所一、乃從二夫州縣邑里之數宮室衣服之制一、以至二邦土之所一レ產鳥獸草木之名、及民間用器一、吾邦載籍之所レ未レ見、莫レ不二悉擧一焉、予驚二其數萬里之遙知二其風土一能如レ此、稱レ奇者久レ之、因出二行裝金若干一償レ之云、今夫書府之藏不レ爲レ完矣、亦但有司之多レ事、是以不レ優二其蒐一、而費二財于此書一者獨何也、予聞二諸譯師之言一、紅毛之書以二銅版活字一行、是以久レ之或鑄以爲二他器一、況此書傳二我邦一者

纔一二部、今而不償、則恐爲烏有氏所奪、此予之所以不愛二數金之費、而他人之譏亦何辭、

天明壬寅之冬、書于雪洲関、

相傳ふ、平戸の醫家稱して紅毛流と稱するもの、嵐山氏、辻川氏、貞方氏等の族の如きは、當時猶ほ能く蘭學を傳へたれば、領主彼等に就て其書を受けたりと、嵐山家譜によるに、五代甫安、幼名立甫、壯年の時外科稽古として崎陽に到り、蘭學を善くす、故ありて東都に走り、桂川甫筑先生に寄寓數年、内外二科を修め、尤も内科に長ず、頗る青雲の志あり、後歸鄕して又た到壹州、因病歿すとありて、其歿せしは寛政十年六月五日なりと云ふ、蓋し其頃桂川甫周(甫筑より四代目)大に家學を振ひ、治療の外兼て翻譯を務め、且つ門人に勸めて彼國の内科醫術をも研究せしめたりと云へば、(〇洋學沿革考)五代甫安が從游せしは即ち此人ならん、辻川貞方二氏の家譜は、今之を得ざれは考證する能はざれども、かくの如く平戸には猶は蘭學の行はれたるを見れば、領主もまた好學の餘其學を修められたるなるべし、領主が學を好みて各種の技藝にまで達したることは左の傳によりて之を見よ、

公姓源氏、諱淸、稱壹岐守、世襲肥前國下松浦郡平戸城主、因以松浦爲族、兼知壹岐國、其先出於嵯峨天皇、爲河原左府三十四世孫、祖肥前守、諱誠信、父壹岐守、諱政信、公以寶曆十年庚辰生江戸淺草鄉賜邸、公生强記、一過目輒不忘、既長、刀槊射騎無所不能、又嗜文墨、夙爲先考所背、以孫承祖、及嗣立朝、則風裁挺然、超出等輩、既就其藩未遠有變革之命、先是邦俗傲惰、藩風亦因循苟且、公思振起易之、然姑從舊貫不敢輕、第索弊俗之所自爾、公時謂、古人將有爲也、必先處晦而觀明、居靜而察動、利害得失悉洞見之、然後應物而作使、既作之後無遺恨、當今宜且務觀察、寧失之遲、毋從大蚤、於是身唯從事文武藝業、時或遊獵跋涉川原、殆若無意國家之務者、然有諸中、必形諸外、闔國皆知其將大有爲、而士民稍々嚮化矣、安永八年己亥、王父安靖公耀疾劇、公時在平戸不能侍養、憂煎殊甚、及聞訃一哀即慟、守制謹嚴無忒、初安靖公之未殉、國事一々稟白承旨、既殉也事出獨裁、專以擧賢使能爲務、乃以同族雅信爲補佐、同族道爲老職、其餘所擧無慮十有五人、皆一時之選、各取所長以任其職、於是袪壅蔽勵傲惰舊染一新、百度皆擧、西州嘖々有善國之稱、是歲十一月以城北客館爲學堂、名曰維新館、置教授以課子弟、公月一再親臨、或自執經講說、士風爲之變、公謂、彝倫收叙莫先

於孝弟、而人君立政、常以養老敬長為唱、於是臘月望親臨學館、召見藩士年七十以上者、賜以帛及酒肉有差、至天明癸卯、入學子弟益多、舊學隘不能容、因更卜地於城內移館、又創先聖廟、建稽古閣及棲士舍燕息廬、至講武校藝之場、亦莫不具備、以瀧川貞嘉為學館總教、服部昭元為司業、其餘監學教授養蒙授讀各得其人、規制井然大備、公臨學親講大學、老臣已下諸有司及俊髦生員皆造、聞講已訖、各賜酒肉、學政一立、至今遵行弗替、十月公東覲抵大坂、嘗聞京師有淇園皆川先生者、欲見之、淇園時偶來在阪府、因俾岡山彥謙待以賓禮、後每過坂府、必邀招請教、寬政丙子、公在平戶、其四月祖母久昌夫人終於江都、初公之幼、夫人鍾愛、既長英邁俠勇、又或有嬖寵之累、夫人患之、作心猿意馬圖畀之、寄用訓戒、公感激之餘、翻然改節、讀書克己、以自修飾、公將始就藩、入見夫人、夫人又手書十事見賜、一曰敬鬼神、二曰重祖宗、三曰貴容忍、四曰要和愛、五曰却貨賂、六曰剛志氣、七曰保年壽、八曰鑒毀譽、九曰寬心性、十曰務慈卹、展卷一々指目以戒諭之、公感泣敬服、永矢弗諼、常盛諸囊係之頸、如護身符然云、至此公聞訃東向號哭、不特喪怙恃也、公襲封之初、國用匱乏、稱貸夥多、月倍年蓰、公甚病之、凡事務節儉、自御極澹、精鍊有司、獎廉良黜貪冒、更稱其職、又詳定財用出入多寡之額、其法極

密、於是國用始足、四年壬子十一月、大府有命朝覲、在府一年、如天祥公雄香公之例、先是公家在府百日、不得久留、公志在立朝以報國、欲復二公之舊、嘗疏請之、因有此命、自後公留府日久、交道漸廣、其所與游尤親者、爲羽林白川侯、閣老吉田侯、祭酒述齋林公、其所相來往、皆一時之英也、乃就邸剏學館、使藩子弟肄習藝業、方其落成、延坦開講、後續以朝川鼎、至今弗替、八年丙辰於平戶城中、具甲馬試操練、極有節制、十年戊午七月、官家有聖廟暨黌舍再營之舉、公欲贊其盛事、時納金貳萬兩、以充經費、大君嘉尙、賜佩刀一口、可謂榮矣、十二年庚申公在平戶、俾坦追從講經、其維新館聽者蓋三百餘人、時又於城中具甲馬試操練、令坦陪觀、至文化三年丙寅、公風痾不耐遠旅、欲告老、交游諸公白川侯以下皆苦留之、然公已決不能回也、其十一月請致仕、世子肥前守襲封、公乃更服、自號靜山、棲遲城東本莊別墅、公旣老、常謂左右曰、人之所以爲人、在遵斯道而已、吾身雖老斯道不老、則禮義忠信我將終身焉、於是老後尙不自棄其務藝業、亦如少壯者、尤好刀擊技、晚益有所發明、氣勢盈溢、莫敢抗者、至著述編纂、則必每夜燈灺而止、零星小品蓋有數種、而其終身所從事雜記曰甲子夜話、凡二百七十餘卷、何其浩瀚也、時故紀伊亞相公、今水戶黃門公、嘗聞其名屢

延見、黃門公尤知愛招公、松代侯黑羽老公在坐、黃門公俾善畫者圖三侯肖貌、自援筆題
贊、命曰三友圖、其見寵如此、公嘗有駿馬、薩老侯聞之欲贖以名馬五匹、公却之麾
使者曰、吾不嫺控馭、非此駑無復可驅、敢辭、薩侯亦不慭、其不畏强禦如此、公
又時觀四座申樂、每有演奏必往、又時詠國風、每得佳什、被之管絃、遂屬瞽師制新
曲、隨創舞伎、摸倣所謂白拍子者、開塲在家、既而都下往々有奏此曲者、其風流雅致亦
此類、至於公爲人之得失、有未易輕議者、要其爲英傑、則衆目所視、輿論已定、第有
一事可證、去歲三月坦訪公邸、莊話舊時、公語次及林述齋直言無諱曰、吾齡踰耋、舊
友凋謝、惟有林內史耳、追惟往昔、一日會友、各月旦其得失爲警、內史先評余曰、君
爲人有過無不及何也、曰、性有所厚、有所嚴、又儉乎物而詳於事、固非常人所及、
但厚而過於厚、嚴而過於嚴、儉與詳亦皆過、君能自知乎、吾聞之惕然知其言之中我病也、
後恒以是爲反省、如林氏者眞我益友也、公之此話今尙在耳、庶可以盡其爲人之槪
矣、坦辱知四十餘年、其傾倒心事、至於如此、殆亦公之過於厚者歟、夫人松平氏、吉田
侯諱信明之女、無子先卒、庶男女極多、庶長諱章多病、次子諱武、爲世子夭、第三子襲
封、側室外山氏之出、乃今之老侯乾齋公也、公自致仕以來若干年、去歲辛丑齡寔八十有二、

以レ壽終ニ於本莊別墅正寢一、嗚呼如公者、求ニ之近世列侯一不レ見ニ其儔一、謂ニ之非常之英傑一可矣、頃者乾齋公使下今侯屬レ坦作中公傳上、顧坦於ニ侯家一三世、並受ニ知愛一、則此托固非レ可ニ辭避以諉ニ諸他人一、乃略擧ニ其所ニ親見一、以爲レ傳、俾ニ後之人有一レ所レ稽焉、

天保十三年歲次壬寅十一月下澣

昌平學教官佐藤坦拜撰

今やこの傳と曩に掲げたる日本紀事の叙とによるときは、領主が蘭學を修めたるとの說は正確なるべし、然れども領主が蘭學を修めたると否とは強ゐて之を論ずるを要せず、吾人は唯だ領主が蘭學を好み蘭書を集めたる結果として、我國の全局に及ぼしたる効驗如何を考察せんと欲するのみ、領主が藏せし所の蘭書の、嘗て江戸の政府に借り上げられて、淺草天文方の飜譯局の參考に入りしことは既に論じたる所の如くなるが、この藏書は當時民間に在て蘭學を首唱せし高野長英をして遂に其學業を成さしめたり、蓋し平戸の領主が所藏せる蘭書は、嘗て江戸の政府にも差出したる程なりければ、苟くも天下の蘭學に從事するものは之を知らざるものなく、既に之を知るときは私に其書を得て之を讀まんことを企てざるものなかりしが、領主の家には古より蘭醫を業とするもの多かりしを以て、彼等

は皆是等の人に結び、遂に其家に昵近して其書を讀めり、文政の初、江戸の蘭醫松原見朴と云ひしものも亦たこの手段を以て領主に用ゐられ、潜水器を作つて海産を取り、及び藩札を發行して貨利を殖する等、總べて新奇の事業を試みたれども、其研究日猶ほ淺かりし故にや皆其功なくして、徒に人心に背馳し一時の物笑となりたるは、古老の往々にして記憶する所なり、而して長英が身を薦めしは即ちこの見朴によれり、其事今は文明東漸史に出たれば、左に其文を鈔出せん、

高野長英游て長崎に在ると既に數年、其學資は大率江戸の藥舖神崎源造の扶助する所に係る、醫師山田某なる者あり、嘗て江戸に在り、藥價五十兩を源造に負て去る、後松原見朴と改稱し肥前平戸に在り、源造之を聞き、長英をして其金を促して學資に充てしむ、文化十年六月長英平戸に至り、山田に面し源造の書を致す、時に山田松浦侯に賓禮せられ、國政に參與し權勢頗る盛なり、然れども之を償ふに意なし、長英竊に圖るに、守錢の人入るを求めて出すを欲せず、强て取らんと欲せば必事を敗らん、姑らく實を告げて學資を得るに若かずと、乃ち辭を改めて曰ふ、此金實に生の學資に充つる者なり、若し生をして衣食に顧ること無くして、力を蘭學に專にするを得せしめば事乃ち足ると、山

田其言を聽て云ふ、藩侯多く蘭書を貯ふ、然れども其書を解する者なきを以て徒に藏閉して庫に在り、卿若し其書を讀み、翻譯或は點撿に從事するの意あらば、衣食に顧念なく、傍ら講學も便あらんと、長英悅で之に從ふ、既にして山田其藩主に請ひ、長英を長崎の藩邸に留め、藏する所の蘭書を通覽せしむ、長英是より書籍に富み復採薪の勞なし、乃ち大に力を翻譯に肆にす、書皆世に用あり、就中蘭語「シケイキユンデ」と題する者、當時譯して分離術と云、我蘭學家素と此書あることを稔聞せしと雖も未だ之を窺ふ者あらず、長英之を得て譯述せんと欲し、山田に通じて之を購はしむ、此書阿蘭陀に在ても其出る僅に二十六年前にありと云ふ、長英乃ち此書を得て翻譯に從事し、復た他事を顧るに遑あらず、歸國の念遂に絕ゆ、

こゝに山田が言を記して、藩侯多く蘭書を貯ふ、然れども其書を解するものなきを以て徒に藏閉して庫に在りと云へるは大なる誤なり、山田其人既に蘭學を善くせしは世人の疑はざる所にして、領主が山田を用ゐしも亦た此點に在り、長英若し山田を以て眞に守錢の人なりとせんか、安んぞ實を告げて蘭書講究の學資を得るを望まんや、長英が若し生をして衣食に顧ることなくして、力を蘭學に專にするを得せしめば事乃ち足ると云ひしは、山田

が藥價を拂ふに吝にして學資を與ふるに吝ならざるを知りしによるのみ、長英既に長崎なる平戸の藩邸に止まり「シクイキユンデ」其他の藏書を得て之を飜譯したるによりて、遂に歸國の念を絕ちしを見れば、長英が其業を成したるは平戸の蘭書之をして然らしめたるにあらずや、長英業を成して江戸に歸り、蠻社を結んで洋學を首唱したるとせば、領主が蘭書を藏したる効驗は亦た世に著大なりと云ふべし、今や平戸港貿易の市場は既に荒廢に屬し、往事を今に徵するに足るものは、獨り平戸瀨戸の海濤に吼ゆる石壁と、河内浦の松風に嘯く苔碑のみとはなりぬれども、其貿易より生じたる結果の我國の全局に及ぼしたる効驗は、業に已に此の如くなりしとすれば、此港の事跡豈に遂に煙滅に附すべけんや、余嘗て之を古老に聞く、平戸は昔時外國貿易の要港なりしを以て、我國に歐洲の文明を輸入したるは實にこの地より始まれりと雖も、之と同時に亦た切支丹敎の巢窟となり、其江戸の政府に注目されることも亦た殊に深かりければ、その領主は嚴に領內に命じて盡く西洋の事物を抛棄せしめ、その家臣は深く領主の累を爲さんことを憚り、相戒めて其傳ふる所の學術技藝を秘したれば、遂に其傳を絕つに至れり、是れ其始ありて而して終なき所以なりと、この言實に然り、而して其事跡の今に至りて世に顯はれざりし所以もまたこゝにある

ならん、是れ以てこの編を結ぶべし、

平戸貿易志終

平戸貿易志の跋

頃菅沼貞風君「平戸貿易志」といふを編せられ携來りて己れに示されたれはやかてその書を一讀しぬ抑平戸は洋人の我國に渡來して最初に交易を開きたりし地なれは此書は平戸の貿易志なるのみならす汎く我國西洋との貿易史の發端とも見るへし今の世斯く西洋との交通盛なるにつきてもその源に溯りてその初を考證せんこと最も用ある事ともなりさるにても己れ久しく疑ひ思ひしは西海には港灣もあまたあるに西洋人の渡來の初に如何なれは此平戸を認めて碇泊の港とは定めたりけんと其故を考へ得さりしに此書の考據を見て始めてその實を知ることを得たりその說に古へ遣唐使の航海は博多の津より出てゝ唐の明州即ち今の寧波に渡るを定めとせられろの航路の往來共に平戸を經たりしことと歷々その徵ありまつ續紀續後紀等遣唐使の事を記せる條々に松浦郡庇良島遠値嘉島の名の見えたること少からすその庇良島といふは即ち今の平戸島にて遠値嘉島は今の五島の小値賀島なり三代實錄貞觀十八年三月の條に松浦郡庇羅値嘉の二島は海中に居て異俗に隣り大唐新羅人の來るもの本朝入唐使等此島を經歷せさることなしと見えたるにていよ〳〵明なりその後遣唐使は停められたれど交易唐物使を太宰府へ遣はされ唐人の貨物を撿進せしめられたれは支那貿易の

つゝきて博多にわりしことと知られろの航海も舊きによりて此島々を歴たることとも知られたり其後入宋の僧ともの往來に此島に由りし事又元寇の此平戸島に上りし事なとも諸書に多く散見せり又その後に至りては明の海盜王直その徒をひきゐ彼の官軍を逃れて平戸に來り往み我國の邊民これに同して時々明國に押渡りかの邊境を掠めぬ是即ち倭寇なり王直の平戸に來りしも從來支那航船の往來に寄泊して熟知せし地なれはなりされはこそ葡萄牙人西班牙人も支那人の先蹤にたよりてまつ此島に來りしにはわるなれと云ふ今この考證によりて已れか宿疑も頓にこゝに晴れぬすへて開卷の考據まつ此の如くなれはその外は推して知るへく條々一々諸書より確證を引用してさらさら浮きたる事なし菅沼氏元來平戸の人なれはその地の古今の事に通曉せらるへきは論なき事なれとその搜索の勞も想ひやるへきなり今の世の著作を見るに時好を逐ひ流行を求め無用浮薄なるものゝ多かる中に斯る著實考證の著の出てしはたゝ貿易史の上に用わるのみならす已れは其撰の時風に異なるをも喜ふなり因て其旨を記して跋とはなしぬ

明治二十年十月

仙臺　大槻文彦

菅沼貞風君の經論一斑

前略菅沼氏の書狀見出候まゝ差上げ候日付不分明に御坐候得共明治二十年の夏末若くは秋初に有之候さ覺え候小生英國に滯在致し候中往復したるものゝ一に候其小兒なる云々の文字は當時往復の雜語に有之候書中初節は支那日本の外交歷史に過ぎざれども現今東洋策を說く點に於ては中々卓見方策相立ち居候魯國に對する策も面白く呂宋策尤も妙此志を以てマニラに遠征せられたるものにて之を一讀するときは貞風氏の素志甚だ明かに候まゝ何卒商業史の首にでも末にでも御掲載下され度願上げ候敬具

稻垣滿次郎

福本老兄

拜啓遠く言を小兒なる貞風に寄せられ其生長を促かされ候段萬謝仕候人間の生長には一定の程度御坐候間著々歩を進むる者にして猶流水の物たる科に盈たされは行かさるか如き者にて御坐候然れとも流水の性は下に就くものに御坐候間遂に海に達するの時も可有之歟を透し谿を沿ひ一條進路を求めて以て達すへき所に達するは流水の性に御坐候間幸に左樣御承知被下度候昔者は東洋の形勢を論すへしと有之候へ共不存旨申上置候處この度は御說示に與みし拜承仕候支那と戰爭大御嫌の由御最千萬に存候支那は我國と僅かに一海を隔てたる大國に御坐候古來の歷史を見候ても此國の威勢强大によりたる時我國に不利ならぬ例は無之候この義は拙者の本分として詳かに說き出すへく候昔し漢の武帝新羅を滅し候時は我國開化天皇の御世に御坐候當時我國西海の人民常に新羅に往來仕候間この事を聞き候て筑紫伊覩の縣主を始めとして三十餘人の酋長等漢の朝に入貢仕候是こそ我國內の種族支那の種族と双方より相衝突し候始に可有之候この伊覩の縣主は後漢光武の時即我國垂仁天皇の御世入朝拜賀の禮を彼國に取りて委奴國王と彼國にては申候後には委奴國ともかき候この事を我國か支那に屈服したる樣に申候は誤にて御坐候神功皇后の頃は朝鮮の西に燕王公孫度と云もの有之候其威朝鮮半島の東端にも及ひ我國より征服被され候新羅百濟人も燕の威

勢をは畏れ罷在候然るにこの時晋の宣帝は猶魏の將にて御坐候ひしか燕を打ちて其地を平け申候この事我國に聞え候間我國にては其の東漸の勢に衝突せむことを畏れられ候にやこの時ナスメと申ものを使にして我國より錦なと送られ候事御坐候其頃我國の商人は韓地にわりて其土に出候鐵を取り之を貨幣として用ひ候事魏志に見え候是より支那の晋宋齊梁等の時代には我國より常に使者を彼國に遣はし我國の天皇は新羅百濟加羅任那慕韓秦韓の諸軍事をも總督し給ふ由を彼國に告け知せ給ひ候ひきされともこの頃まては如何なる譯に御坐候や我國より支那に遣はさるゝ國書なとの躰は恰も屬國王の樣にて候ひし畢竟は我國の未た蒙昧なりし故と存し候然るに唐の代に及ひては交際の躰裁は始めて整ひ候ひき隋の煬帝の時日出處天子致書日沒處天子無恙と遊はされ其後推古天皇の御世にも東天皇敬白西皇帝と書せられ我國より支那の天子をは大唐皇と申され彼國よりは猶日本國王とは申し候へ共其待遇は上客と仕り候又彼國の使は蕃使の例に入られ候是の如に御坐候へ共唐の威勢最も强大なる時に當ては遂に我國の屬國なる百濟其他の諸國をも遂に唐に奪はれ候此時は天智天皇の御世にして我國にては筑紫に水城を築かれ壹岐對馬に防、烽を設けられ長門讃岐及ひ大和の高安に城作られ菟道にて軍團の撿閲行はれ候この時我國より兵を出して百濟を救

ひ其國の亡ふるや國人を率ひて我國に引取られ候故唐と戰爭あるへき用心と被存候この時は唐より百濟の俘虜を我國に歸し候て事濟み候支那の威勢强大りし故我國の屬國を奪はれ候事口惜き義にて候唐の衰へて宋之に代はり候時は越に獨立の王國御座候て宋に反對仕候間我國に難なく候へ共吳越既に亡ひ候後我國に贈り候に勑爾日本之邦東夷之長と申候書を以てし候事も御座候ひし元の盛なるや金宋を席卷し直に我國を幷呑せむと仕候此時の書狀には歸服仕候へと記し有之候間鎌倉の執權北條時宗其使を斬りて宣戰し鷹島の一戰遂に打勝ち申候へ共支那の我國を屬國視するは此の如に候明の太祖元の天下を奪ひ候時も我國を歸服せしめんと仕候征西將軍懷良親王明の叛臣胡惟庸を利用し僧如瑤をして荊軻の跡を學はしめ給ひ候ひし故明祖膽を潰して我國に對しては鎖國の政略を取り候ひき然れとも足利將軍義滿以來數百年の間は我國の主權を掌握する將軍其人は明に服して日本國王と申し候太閤の朝鮮を征伐され候時も封爾爲日本國王と云へる冊書を與へて和を謀らんと仕り候は笑ふへきの至りに御座候へ共支那の我國を屬國視するは實に是の如に候淸の起るに及ひて我國を招撫せむとする計畫なりしは當時明の遺臣鄭成功の奮勵もすれは淸朝の大事を成し候勢不容易故我國に手を出し候間も無之且つ當時我國海賊大に發達して支那の沿海を剽

掠し候故其勢に畏れて左樣の義も無之候今代の新世界に及ひても支那は琉球事件によりて臺灣を蹂躙され候故この恨は彼の頭腦中に大斑痕を存し居可申候琉球事件は今日に至ても未た其局を結ひ候はさる事に候へはこの後支那の威勢を得候日も御座候はゝ直に擔出し申候事に可有之候若し我國にして宮古八重山諸島を割與するを惜しまさらんには其義にて平和に相濟むへく候へ共我國の寸壤尺土も決して外國に渡し候義不相成とすれは支那との取合は決して喜はれましく候今や清國現に其長睡の夢を攪破し漸く進取の氣象を鼓動し候有樣に有之候間今日の清國は何時までも今日の清國なりとは思はれ不申候君の交を結はれたる李中堂の息男にても其國に歸られ候はゝ第一に討られ候處は國勢の振起に可有之候然らは直接または間接に我國の外交に一大困難の事を生し候日も可有之候果して然らは我國の對清政策は今日に於て如何に其針路を取るへきか貞風は嘗て支那を兩分して滿漢の二國となし互に相抵抗させ候はゝ我國の患をなす能はさるへしと存居候へ共今日に相考へ候へはこの策もまた成り難く候然らは今日の對清政策は他に之を求めさるへからさる義に候蓋し今日我國の獨立を維持し且國權を擴張するの上策は朝鮮を助けて獨立の基礎を固うせしめ呂宋の獨立を恢復して我國に連合するの外は有之ましく存候朝鮮は滿漢の界に接し北京に

も盛京にも程近く候若し此國にして其國力を增進し地を西北に開かむとするの念慮を生せしむるに至りては支那腹心の病は是にて候呂宋は今や西班牙の占領する處に御座候へ共土地沃饒にして人民衆多に有之煙草の名產は名を宇內に轟かし候義に御座候へはこの國を恢復てし一の獨立國となし西班牙の苛政を除きてこゝに獨立の立法部と行政部とを組織し其王位は之を我國の天皇に捧け奉り其國制は獨立の王國とし兵を足し食を足し候はゝ是亦一箇の强國とするに足り候斯て我國と連合し支那若し呂宋に寇せば我國は其首を制すへく支那我國に寇せば呂宋其尾を擊つべしと定め勢禁し形格し候はゝ支那また決して不遜の擧動あるましく候支那をして我國の侮るへからさるを知らしめて然る後こそ支那と連合の策も行はれ東洋振起の謀も成るへく候されは直に巧繁搭請して之に畏事せんとずるのみなれば恰も處女をして寶珠を嬰け寶玉を佩ひ黃金を負載して中山の盜に遇はしむると一般に有之腰を屈し膕を撓め君か廬屋の妾ならすと云と雖も猶其剽掠と免かるゝ能はさる義にて候されはこそ學者は持國之難易、事彊暴之國難、使彊暴之國事我易と申候義に有之候故に我國今日の謀たる第一に戰端を開かさるへからさるものは朝鮮にあらす支那にあらすまた英魯獨佛にあらす只西班牙に御坐候然れともこの事たるや決して日本政府の手を以て成得へき義

に無之即志士大人ありて頻りに呂宋に植民し土人と與に西班牙人を放逐し然る後我國の助けを得て其獨立の基礎を定め扨呂宋王國の王位を以て我國の

天皇には奉るへき義に有之候西班牙の呂宋を占領する既に二百年の久しきを超え人民の膏血を搾りて已か貪慾を滿足せしむ是れ眞に弱肉强食の有樣と云へきに候東洋の元氣を恢復せむと欲せは先この島より始むへき義に有之候昔日ヒスマークの獨逸帝國を組織して外國の干渉を拒かんとするや先普魯西をして近攻の策を行はしめ其疆土漸く廣く其國力漸く强大となるに及ひて始めて聯邦を組織して帝國は成立ち候と承候ひき東洋の振興もまた口舌の能く爭ふ所に無之唯我國をして東洋の全權を掌握するの地位に進ましめ扨こそ碧眼黃髯の人をして東洋割據の地を退去せしむる事も出來得へきと存し候果して呂宋を獨立せしめて我國と兄弟の國となし同しく一

天皇を奉する國たらしむるに至り候はゝこゝを我國南洋の關門とし英佛獨魯をも此に遮斷するを得へきかと存し候次に我國をして圖南の翼を伸はさしめむとするには先北顧の慶を絕たさるべからさる義と存し候黑龍江南に位する一帶の地は僅に日本海を隔て我國に相對し今や曠漠の地に候へ共後來或は一强土を闢き候義も可有之候若しこの地にして魯人の種

族を以て成立たる一强土を生するに至り候はゝ我國頂背の患は是にて候魯西亞は虚勢を張りて東洋を恐喝し候へ共魯西亞より兵を日本海岸に出し候義は思もよらざる事に可有之陸よりするも海よりするも決して出兵の事は成るまじく候何となれは魯國は魯國より日本海に至る海路に一も軍艦を寄泊ずるの良港を有せさるか故に其出兵は英佛等の如く自在なる能はさるは勿論にして陸路はまた曠漠として人煙なく歳の半氷雪に埋もれ候間其兵粮の運漕は更なり水を飲候仕度より陣を取り候仕度まて幾千里の長途一々之をなさゝるへからさる事に御座候茶商人は馴鹿に乗りて僅々たる日數を以て西比里亞を旅行するものも有之候由に御座候へ共鐵砲兵器は茶の如くは成り難かるへく候然らは魯國より一萬人の兵にても新にくり出し候義は容易ならさる事なるへく且や魯國の財政は今や大に亂れ候と承候へは我國か樺太を恢復して昔日の大辱を雪き兼ては滿州海岸を奪領して北顧の憂を絶つへき時季もまた遠からすして來る事に有之と存し候不知今年も魯國は例年の通外債を募り得候哉或は昨年の如く應募者無之候て引取候哉承知仕度候我國をして永遠に北顧の憂なからしめんとするには獨之を以て足りとせす凡そ北地に存する魯領は盡く之を奪はさる可らさる義に候然れとも既に黑龍江南を取るの力を有せは其他は論するに足らさるへく候故に我國の

今日の謀第二に戰端を開かさるへからさるものは魯西亞なりと存し候この二策を結了仕候へは我國の獨立は之にて鞏固也と存候この上に外國に向て戰端を開くは徒に勞して益なかるへく候努力々々英佛獨なとゝ爭を生すましき義に候徒に版圖を拓くは却て禍を招くの道に有之唯他の强國に對して對等の權を維持し獨立の帝國たるに耻ちさるまての策略は止むを得さる義と存し候右は我帝國の爲に謀る所に有之若し壯士一臂の力を伸はし以て鬱抑の氣を泄らさむとするとは北極之南々極北、固より擇ふ所無之安南暹羅の如き緬甸天竺の如き之を恢復して獨立せしむるときは以て東洋の元氣を皷舞するに足もの亦少からす候然れとも是等は別に獨立の一國を組織すへき地にして決して我國
天皇陛下の版圖に屬せしむへきものに無之と存し候然れは近來は貞風も支那との戰爭は好み不申候又英佛獨逸なとゝも戰爭を好み不申候唯我國の獨立をして其の基礎を固からしめんと欲するには西班牙魯西亞の二國とは一戰決して避くへからさるかと存し候我國にして東洋の盟主となりて安南以下の諸國を獨立せしめむとするに至れは英佛も又之を逐斥して新嘉坡の峽門は之を我國に占據せさるへからさる義に有之隨て英佛との爭鬪も不可免とは存し候へ共この事は恐くは之を今日に計畫すへき事に有之ましくと存し候仍て英佛との戰

爭を好み不申候是等の計畫は決して他人に委任すへき事にも無之候間何分にも生長を急き自己の力量を以てこの事を起しまたこの事を收めむと存し候然れとも前途に遮きる巖石を透して海に達するの進路を求むるは決して卒爾にはなし難く强て卒爾にするときは源なきの水と同しく將に直に涸れむとす丈夫天下志四十未成家と云へる唐歌は古人の口吟する所なり若しこの歌の意を今日に實行するものとせは貞風の如きは猶十七年の修業時間あり否三十餘年の修業時間を有し候著々歩を進め可申候猶前論に就て御異見も候はゝ被仰聞候恐惶謹言

明治廿三年　皇上佐世保鎮守府に駐蹕の際此書一たび　乙夜の覽に入る、今茲に明治廿六年刊本成るを以て宮廷に奉獻し、復たび　天覽の榮を得たり、著者にして知るあらは、應に地下に感泣すべし、此に宮内大臣の通牒を寫して本書の端に掲ぐ

長崎縣士族故管沼貞風遺著大日本商業史今般上梓ニ付一部獻納被致候間

御前へ差上候條此段及通牒候也

明治二十六年五月廿五日

宮内大臣子爵　土方久元

東邦協會會頭

伯爵副島種臣殿

與齋藤氏書

拜啓然れば過般申上置候金子御送被下正に請取申候種々面白き談合も出來候故本月中旬には歸國の途に上り可申と存居候御示諭の趣は萬般御最千萬に有之例の小生が突飛の誤にて御座候尙萬事歸國の上可申述候匆々不一

明治廿二年七月四日　　菅沼貞風

齋藤坦藏君

尙父儀既に上京に有之候はゝ端書にて貞風安全信書來り候と被仰遣被下度候以上

嗚呼此亡友菅沼伯狂手書也予豈忍重讀之乎伯狂於予爲熟友其赴呂宋也文書往來概無虛月後不接其書者五月有人乍傳其死予未之信越旬餘日接是書予益信伯狂之弗死焉既而接同行福本君之書始審前之所疑則眞後之所信則誤也乃是書實其死前二日所手筆矣嗚呼予豈忍重讀之乎伯狂已死世重其文曩者東邦協會梓其遺著大日本商業史大行于世今將重梓予乃揭之示世之與予同愛惜者焉如伯狂爲人之磊落與其所志之卓越世業已詳之予何贅乎而所以不能已于今者其所志之高如彼其成功之速如彼而一朝齎恨溘逝埋骨蠻烟蛋雨之中天涯地角終爲永別而一紙遺墨恍留其謦欬言之痕耳此洵可大惜也嗚呼予豈忍重讀之乎文中有三致意於其父之處孝義之情油然溢于紙上再讀至此不覺仰天失聲也

明治癸巳初夏

齋藤坦藏識

大日本商業史評

田口鼎軒

此書は故人菅沼貞風君の著述なり、余其巻帙の浩瀚なるを見て、思へらく是れ亦古史抄錄の類のみと、之を通讀するに及ひて、其識見の斬新に、其渉獵の廣博なるを知り、轉々追慕に堪へざるものあり、余好みて古史を讀み且つ好みて之を概括せんとす、故に現時の史家か古史を概括せんとする力量に於ても畧ほ其程渡を窺ふを得たり、而して菅沼君の力量に至りては實に絶倫と稱して可なり、嗚呼君這般の腦力を有す、實に以て我邦の一大史家たるに適せり、然るに君之れに甘んせずして、實利を國家に起さんと欲し、獨り呂宋に渡りてマニラに客死せり、時に年二十五なりしとぞ、誠に國家の爲に惜むべき人材を失ひたりと謂ふべし、然りと雖も人生徒に長壽なるも何の益かあらん、此書の如きは老大の人と雖も作す能はざるものなり、

而して君弱冠之を作して以て國家を利せり、君に於て遺憾なかるべし、余も亦嘗て我邦の商業史を著述せんと欲するの意あり、今此書を讀みて自ら著述の勞を省けるを喜び、且勞せずして新事實を知り得たるを謝す、而して此書に漏れたる所は他日を以て補修せんと期す、唯余は斯る名士が更に一層大なる事業を爲すに至らずして死したるとを惜むのみ、終りに臨みて一言す、現今我邦の商業史は實に此書に如くものなし、故に世人が此書を讀みて我邦商業の沿革に通曉せんとは余の最も望む所なり。

曩に本書第一版成るや頗る學者の評隲に上る、中に就き田口鼎軒の言最も剴切、故に収めて本書の總評に充つと云爾。

明治廿五年十月四日印刷
明治廿五年十月七日出版
明治廿六年七月十日再版
明治卅五年十月七日訂正三版印刷
明治卅五年十月十日訂正三版發行

版權所有

金貳圓

著者 菅沼貞風

著者相續者貞風父
發行兼印刷者 長崎縣北松浦郡平戸村大字平戸二百八十五番戸 菅沼量平

發行所 東京市神田區表神保町一番地 八尾新助書店

印刷所 東京市神田區錦町三丁目八番地 八尾活版所